

検査検定、資格認定等に係る  
利用者の負担軽減に関する調査

結 果 報 告 書

平成 23 年 10 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

検査検定制度及び資格制度は、国民の生命、身体及び財産の保護等のため設けられているものであり、国民に対し、検査への対応や資格取得のための受検料、受講料などの負担を求めている。

これら制度については、その多くの場合において、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（以下、これらを総称して「公益法人」という。（注））が、検査、試験、講習等の事業の実施主体として関与している。これらの対価を伴う事業については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）等において、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにする等の所管府省による指導監督の基準が示されている。

また、平成 22 年 5 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、検査、試験、講習等が対象とされ、手数料等の引下げ等、国民の負担軽減に資する取組を求める評価結果が出されており、各府省が自ら事業の効果を点検する行政事業レビューにおいても、手数料等の額の見直しが行われている。

なお、これら制度の利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかになっていない。

こうした状況を踏まえ、今後も引き続き、各府省が個々の検査検定制度及び資格制度について、利用者の立場に立った見直しを徹底することが重要である。

さらに、今般の東日本大震災により、日本全体の経済活動に甚大な被害が及んでいる中においては、国民負担を軽減する配慮が一層求められるものと考えられる。

この調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、利用者の負担を軽減する観点から、検査、試験、講習等の実施主体として多くの制度に関与している公益法人が行う事業を中心に調査し、手数料等の適正化、会計処理の適正化、申請手続の負担軽減等について、その推進を図るために実施したものである。

（注） 「特例民法法人」とは、公益法人制度改革による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に基づき設立された社団法人及び財団法人のうち、平成 25 年 11 月末までに、新たに創設された公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人のいずれかに移行（移行申請）又は解散するまで存続する法人をいう。

「一般社団法人」及び「一般財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づいて設立された法人をいう。

「公益社団法人」及び「公益財団法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づき行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認定を受けて公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人をいう。



# 目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	
I	検査検定制度及び資格制度の概要	2
1	検査検定制度の概要	2
2	資格制度の概要	4
II	調査結果に基づく勧告	24
1	手数料等の適正化の推進	24
2	会計処理の適正化の推進	111
3	申請手続の負担軽減等の推進	139
4	指導監督の徹底	201



# 図 表 目 次

## I 検査検定制度及び資格制度の概要

### 1 検査検定制度の概要

#### (1) 検査検定制度数等

表 I-1-(1)-a 所管府省別の検査検定制度数（平成 22 年度 7 月 1 日現在）…………… 10

表 I-1-(1)-b 検査検定制度の創設時期…………… 10

表 I-1-(1)-c 検査検定制度の新設・廃止状況（平成 12 年 4 月以降）…………… 11

#### (2) 検査検定の有効期間、実施主体等

表 I-1-(2)-a 検査検定の有効期間の設定状況…………… 11

表 I-1-(2)-b 検査検定の実施主体…………… 12

表 I-1-(2)-c 受検料の設定状況…………… 12

表 I-1-(2)-d 受検料の設定根拠…………… 13

表 I-1-(2)-e 検査検定の実施件数（平成 21 年度）…………… 13

### 2 資格制度の概要

#### (1) 資格制度数等

表 I-2-(1)-a-① 所管府省別の資格制度数（平成 22 年 7 月 1 日現在）…………… 14

表 I-2-(1)-a-② 所管府省別の資格制度数（性格別）…………… 14

表 I-2-(1)-b 資格制度の創設時期…………… 15

表 I-2-(1)-c 資格制度の新設・廃止状況（平成 12 年 10 月以降）…………… 16

#### (2) 資格の取得方法、有効期間等

表 I-2-(2)-a 資格の取得方法…………… 17

表 I-2-(2)-b 資格制度の有効期間の設定状況…………… 18

表 I-2-(2)-c 資格試験等の実施主体…………… 19

表 I-2-(2)-d-① 受験料の設定状況…………… 20

表 I-2-(2)-d-② 受講料の設定状況…………… 20

表 I-2-(2)-d-③ 登録料の設定状況…………… 21

表 I-2-(2)-e 受験料等の設定根拠…………… 22

表 I-2-(2)-f-① 資格者総数（平成 21 年度末現在）…………… 23

表 I-2-(2)-f-② 新規取得者数（平成 21 年度）…………… 23

## II 調査結果に基づく勧告

### 1 手数料等の適正化の推進

表 II-1-① 公益法人の指導監督に係る関係規定…………… 32

表 II-1-② 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画  
（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）＜抜粋＞…………… 34

表 II-1-③ 特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人の  
指導・監督に係る関係規定…………… 35

(1) 手数料等の引き下げ等を求める国民からの意見要望	
表Ⅱ-1-(1)-① 手数料等の引き下げ等を求める国民からの意見	36
(2) 手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況	
表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-① 所管府省が公開している積算根拠の例（文部科学省：技術士）	37
表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-② 調査対象法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の内容	38
表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-③ 調査対象法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の内容	40
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-①-a 収入超過により剰余金が発生したことから、受験料を引き下げるもの【推奨】	44
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-①-b 収入超過により剰余金が発生したことから、検定料を引き下げるもの【推奨】	45
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-②-a 講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】	46
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-②-b 講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】	47
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-③ 講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、受講者に無償で提供しているもの【推奨】	48
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-a 認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの	49
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-b 認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの	50
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-c 受講料の積算において、精査が必要なもの	52
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-d 受講料の設定において、不適切な積算を行っているもの	54
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-a 検定料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、検定料の額を据え置いているもの	55
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-b 受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの	56
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-c 受験料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受験料の額を据え置いているもの	57
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-d 受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの	58
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-e 登録料等収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、登録料等の額を据え置いているもの	59
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑥ 講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、手数料の見直しを検討する必要があるもの	60
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑦-a 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の受講料に差を設けているもの	61
表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑦-b 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員の受講料に差を設けているもの	62

表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－a	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	63
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－b	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	65
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－c	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	66
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－d	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	67
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－e	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	68
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－f	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	69
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－g	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	71
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－h	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	72
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－i	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	74
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－j	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	75
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－k	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	76
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－l	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	77
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－m	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	78
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－n	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	79
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－o	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	80
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－p	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	81
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－q	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの	82
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑨－a	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く 余地があるもの	83
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑨－b	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く 余地があるもの	84
表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑨－c	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く 余地があるもの	85

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－a	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの	86
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－b	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの	87
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－c	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの	88
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－d	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの	89
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑪	必ずしも購入する必要のないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの	90
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑫	高額なテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの	91
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－a	講習で使用するテキストの価格を表示していないことから、価格の妥当性を検証できないもの等	92
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－b	テキストの価格の表示状況等	93
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑭－a	手数料が業務量に見合ったものとなっているかを検証する必要のあるもの	95
表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑭－b	資格別の登録事項数一覧	99
表Ⅱ－１－(2)－イ－①	所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定）	100
表Ⅱ－１－(2)－イ－②	所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格）	101
表Ⅱ－１－(2)－イ－③	所管府省における推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定）	102
表Ⅱ－１－(2)－イ－④	所管府省における推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格）	103
表Ⅱ－１－(2)－イ－⑤	公益法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況	106
表Ⅱ－１－(2)－イ－⑥	公益法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況	108

## 2 会計処理の適正化の推進

表Ⅱ－２－①	公益法人における会計に関する規程等	115
表Ⅱ－２－②	公益法人改革に向けた取組	118
(1)	区分経理の実施状況等	
表Ⅱ－２－③	区分経理の実施状況（検査検定制度）	119
表Ⅱ－２－④	区分経理の実施状況（資格制度）	121
(2)	事業の収支等の公開状況	
表Ⅱ－２－⑤	財務諸表及び支出明細書等の公開状況（検査検定制度）	124
表Ⅱ－２－⑥	財務諸表及び支出明細書等の公開状況（資格制度）	126
(3)	引当資産の積立状況等	
表Ⅱ－２－⑦	内部留保率と引当資産等の関係	130

表Ⅱ－２－⑧	公益法人における内部留保率の状況	131
表Ⅱ－２－⑨	使途が明瞭ではない引当資産等の積立状況	135
表Ⅱ－２－⑩	公益事業の剰余金を引当資産として積み立てているが、その使途が明瞭になっていないもの	136
表Ⅱ－２－⑪	公益事業の剰余金を引当資産として積み立てているが、その使途が明瞭になっていないもの	138

### 3 申請手続の負担軽減等の推進

表Ⅱ－３－①	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成８年９月２０日閣議決定）＜抜粋＞	145
表Ⅱ－３－②	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成１４年３月２９日閣議決定）＜抜粋＞	146
表Ⅱ－３－③	政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成２１年１２月２５日閣議決定）＜抜粋＞	147
表Ⅱ－３－④	申請負担軽減対策（平成９年２月１０日閣議決定）＜抜粋＞	148

#### (1) 申請手続の負担軽減

表Ⅱ－３－(1)－ア	申請手続の負担軽減を求める国民からの意見	149
表Ⅱ－３－(1)－イ－①	申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているもの【推奨】	150
表Ⅱ－３－(1)－イ－②	受験資格の確認を簡素化し関連書類の一部の提出を求めているもの【推奨】	151
表Ⅱ－３－(1)－イ－③－a	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの	152
表Ⅱ－３－(1)－イ－③－b	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの	153
表Ⅱ－３－(1)－イ－③－c	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの	154
表Ⅱ－３－(1)－イ－④－a－(a)	中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの	156
表Ⅱ－３－(1)－イ－④－a－(b)	中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの	157
表Ⅱ－３－(1)－イ－④－a－(c)	確認する必要性の乏しい書類を提出させているもの	158
表Ⅱ－３－(1)－イ－④－b－(a)	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの	159
表Ⅱ－３－(1)－イ－④－b－(b)	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの	160
表Ⅱ－３－(1)－イ－④－b－(c)	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの	161
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑤－a	申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの	162

表Ⅱ－３－(1)－イ－⑤－b	申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする 余地があるもの	163
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑥－a	申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を短く 設定しているもの	164
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑥－b	申請書等の配布、受付を窓口のみに限定しているもの	165
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑦	法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項を確認する書類を 提出させているもの	166
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑧	本人確認等のために戸籍謄本等を提出させているが、住民票の写しの 提出等で代替する余地があるもの	167
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑨－a	提出する書類について過剰な部数を求めているもの	168
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑨－b	提出する書類について過剰な部数を求めているもの	169
表Ⅱ－３－(1)－イ－⑨－c	提出する書類について過剰な部数を求めているもの	169
(2) 資格取得要件の緩和等		
表Ⅱ－３－(2)－①－a	義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかか わらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要 件を求めているもの	171
表Ⅱ－３－(2)－①－b	義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかか わらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要 件を求めているもの	172
表Ⅱ－３－(2)－②－i)	資格取得後における関連技術の進展や法制度の変更等に係る知識の 習得は、本来、資格者本人が自主的に行うべきものであるところ、資 格取得後の一定期間ごとに、これら知識の習得を目的とした講習の受 講を義務付けているなどその在り方について見直す必要があると考 えられるもの	173
表Ⅱ－３－(2)－②－ii)－a	資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格 取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更 新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど 必要性の乏しい講習を実施しているもの	175
表Ⅱ－３－(2)－②－ii)－b	資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格 取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更 新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど 必要性の乏しい講習を実施しているもの	176
表Ⅱ－３－(2)－③－a	関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の 免除を行っていないもの	177
表Ⅱ－３－(2)－③－b	関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の 免除を行っていないもの	180
表Ⅱ－３－(2)－④	資格者名簿への登録が任意とされているにもかかわらず、競争契約の参加 資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点され、未登録者 が不利益を受ける仕組みとなっているもの	182

表Ⅱ-3-(2)-⑤	法令上、試験合格又は講習修了後、免状の交付を受けることにより取得する資格について、別途、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加え、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの	183
表Ⅱ-3-(2)-⑥-a	受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるもの	186
表Ⅱ-3-(2)-⑥-b	試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの	189

### (3) 利用者への配慮

表Ⅱ-3-(3)-①	受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退しているもの	191
表Ⅱ-3-(3)-イ	受講者の技能等を考慮した受講科目の免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの	192
表Ⅱ-3-(3)-③-i	検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの	193
表Ⅱ-3-(3)-③-ii	検査の種類ごとに標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると利用者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの	194
表Ⅱ-3-(3)-④-a	法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの	196
表Ⅱ-3-(3)-④-b	法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの	197
表Ⅱ-3-(3)-⑤	試験問題及び解答の公開状況	199

## 4 指導監督の徹底

表Ⅱ-4-①	行政委託型法人等の総点検の推進について（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉	204
表Ⅱ-4-②	公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉	205
表Ⅱ-4-③	立入検査の実施状況	206
表Ⅱ-4-④	検査検定・資格制度の実施における利用者の負担軽減に向けた自主点検事項（「自己点検表」）	207



# 第1 調査の目的等

## 1 目的

この調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における利用者の負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

全府省

### (2) 関連調査等対象機関

公益法人、関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所（石川）

## 4 実施時期

平成22年7月 ～ 23年10月

## 第2 調査結果

### I 検査検定制度及び資格制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>検査検定制度は、国民の生命、身体及び財産の保護や災害防止、安全の確保等の目的を達成するため、鉱工業製品等の物資や施設・設備等が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認（証明）する方法や手続を法令等に規定するものである。</p> <p>また、資格制度は、国民の生命、身体及び財産の保護その他の目的を達成するため、特定の業務に関する専門知識、経験、技能等を有する者について、国、都道府県等が認定等するほか、これらの資格者の業務等を規制するものである。</p> <p>両制度とも、国民の生命、身体及び財産の保護などの目的を達成するために設けられたものであり、国民に対し、検査検定への対応や資格取得のために、検査料、検定料、受験料、受講料、登録料等の負担を求めているが、制度利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかになっていない。</p> <p>今回、当省が、国が法令等に基づき設けている検査検定制度及び資格制度の概況を把握した結果は、以下のとおりである。</p> <p><b>1 検査検定制度の概要</b></p> <p><b>(1) 検査検定制度数等</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が法令等に基づき設けている検査検定制度は、平成22年7月1日現在、134制度ある。所管府省別にみると、全体の3割以上を所管する国土交通省が最も多く、次いで経済産業省となっており、2省で全体の6割以上を占めている。</li> <li>○ 検査検定制度が創設された時期を5年ごとにみると、昭和26年度から30年度までの間に創設されたものが33制度で最も多く、その後は減少し、昭和61年度以降は2制度ないし8制度の間で推移している。</li> </ul> </div> <p><b>a 検査検定制度数</b></p> <p>今回、当省が把握した国が法令等に基づき設けている検査検定制度は、平成22年7月1日現在、134制度（複数の府省で共管している制度があるため、延べでは149制度）あり、国家公安委員会（警察庁）、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の8府省が所管している。</p> <p>府省別の所管制度数をみると、国土交通省が47制度（35.1%）で最も多く、次いで、経済産業省が39制度（29.1%）となっており、これら2省で全体の6割以上（64.2%）を占めている。</p>	<p>表 I-1-(1)-a</p>

<p>b 検査検定制度の新設・廃止状況</p> <p>検査検定制度の創設時期を5年ごとにみると、昭和26年度から30年度までの間に創設されたものが33制度(24.6%)で最も多く、その後は減少し、昭和61年度以降は2制度ないし8制度の間で推移している。</p> <p>また、平成12年4月以降(注1)、「特殊消防用設備等の性能評価」(総務省所管、16年度)、「港湾の施設の技術上の基準への適合性確認」(国土交通省所管、19年度)等の6制度が新設されている。</p> <p>一方、この間に廃止されたものは、「端末設備基準適合認定(注2)」(総務省所管、15年度)の1制度となっている。</p> <p>なお、検査検定制度で最も古い制度は、明治32年度に創設された「船舶の総トン数測度(注3)」(国土交通省所管)であり、次いで、昭和8年度の「船舶検査(注4)」(国土交通省所管)である。</p> <p>(注) 1 当省が実施した調査(「規制行政に関する調査(基準・規格及び検査・検定)」(平成12年3月勧告))後の状況  2 郵便局の端末設備(ATM)の検査。国の検査として行われていたが、郵政民営化に伴い廃止された。  3 船舶の寸法を測り総トン数を決定するもの  4 船舶の構造や設備が技術基準に適合しているかを確認するもの</p>	<p>表 I-1-(1)-b</p> <p>表 I-1-(1)-c</p>
<p>(2) 検査検定の有効期間、実施主体等</p>	
<p>○ 検査検定の3割近くが有効期間を設定しており、1年以内としているものが最も多い。</p> <p>○ 検査検定の実施主体をみると、国が最も多く、次いで、公益法人(特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人をいう(注)。以下同じ。)となっている。</p> <p>○ 検査検定の手数料等をみると、10万円以上100万円未満のものが最も多く、また、手数料等の設定根拠は国の法令によるものが最も多い。</p>	
<p>(注) 公益法人制度改革により、平成20年12月1日以降、従来の公益法人(民法(明治29年法律第89号)第34条に基づき設立された社団法人及び財団法人)は、25年11月末までに公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人のいずれかに移行(又は移行申請)するまでの間は特例民法法人となる。</p>	
<p>a 検査検定の有効期間</p> <p>検査検定の有効期間をみると、134制度のうち、これを設定しているものが35制度(26.1%)あり、設定している制度のうち、有効期間を1年以内としているもの(注1)が19制度(54.3%)で最も多く、次いで、1年超3年以内のもの(注2)が10制度(28.6%)となっている。</p> <p>(注) 1 「無線設備等の点検に使用する測定器等の検査」(総務省所管)等  2 「プレス機械等の型式検定」(厚生労働省所管)等</p>	<p>表 I-1-(2)-a</p>
<p>b 検査検定の実施主体</p> <p>検査検定の実施主体をみると、国が最も多い77制度(57.5%)を実施しており、次いで、公益法人が42制度(31.3%)、地方公共団体が31制</p>	<p>表 I-1-(2)-b</p>

<p>度 (23.1%) となっている。</p> <p>c 検査検定の受検料  検査検定の受検料をみると、10万円以上100万円未満のもの(注1)が30制度(22.4%)で最も多く、次いで、100万円以上1,000万円未満のもの(注2)が17制度(12.7%)となっている。  (注) 1 「普通自転車の型式認定、23万5,000円」(国家公安委員会(警察庁)所管)等  2 「原子炉施設の検査(廃止措置対象施設)、132万5,100円」(経済産業省所管)等</p> <p>d 受検料の設定根拠  検査検定の受検料の設定根拠をみると、国の法令によるもの(注1)が62制度(46.3%)で最も多く、次いで、公益法人等の実施主体が独自に定めているもの(注2)が33制度(24.6%)、都道府県の条例によるもの(注3)が25制度(18.7%)となっている。  (注) 1 「航空機の型式証明」(国土交通省所管)等  2 「ガス工作物の使用前検査」(経済産業省所管)等  3 「病院等の構造設備等の使用前検査」(厚生労働省所管)等</p> <p>e 検査検定の実施件数  平成21年度の検査検定の実施件数をみると、1件以上100件未満が35制度(26.1%)で最も多く、次いで、100件以上500件未満の18制度(13.4%)となっている。  なお、個別の実施件数をみると、「食鳥検査」(厚生労働省所管)が約7億5,000万件で最も多く、次いで、いわゆる車検と称される「自動車検査」(国土交通省所管)が約3,800万件となっている。</p>	<p>表 I-1-(2)-c</p> <p>表 I-1-(2)-d</p> <p>表 I-1-(2)-e</p>
<p><b>2 資格制度の概要</b></p>	
<p>(1) 資格制度数等</p>	
<p>○ 国が法令等に基づき設けている資格制度は、平成22年7月1日現在、313制度ある。所管府省別にみると、全体の4割以上を所管する厚生労働省が最も多く、次いで、国土交通省となっており、2省で全体の7割近くを占めている。</p> <p>○ 資格制度が創設された時期を5年ごとにみると、昭和46年度から50年度までの間に創設されたものが最も多く、その後は5年ごとに12制度ないし21制度の間で創設されている。</p>	
<p>a 資格制度数  今回、当省が把握した国が法令等に基づき設けている資格制度は、平成22年7月1日現在、313制度(複数の府省で共管している制度があるため、延べでは317制度)あり、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費</p>	<p>表 I-2-(1)-a-①</p>

者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の12府省が所管している。

府省別の所管制度数をみると、厚生労働省が137制度(43.8%)で最も多く、次いで、国土交通省が77制度(24.6%)となっており、これら2省で全体の7割近くを占めている。

また、資格を①業務独占、②必置、③名称独占等の性格別(注)にみると、必置資格が153制度(48.9%)で最も多く、次いで、業務独占資格が111制度(35.4%)、名称独占等資格が49制度(15.7%)となっている。

(注)① 「業務独占」は、その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの(弁護士、医師等)

② 「必置」は、「業務独占」資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの(高圧ガス製造保安責任者、旅行業務取扱管理者等)

③ 「名称独占等」は、「業務独占」及び「必置」資格以外のもので、その資格を有するものでなければ一定の名称を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証等するもの(技術士、栄養士等)

表 I - 2 - (1) - a -  
②

#### b 資格制度の新設・廃止状況

資格制度の創設時期を5年ごとにみると、昭和46年度から50年度までの間に最も多い47制度(15.0%)が創設されており、その後は5年ごとに12制度ないし21制度の間で創設されている。

次に、資格の創設時期を性格別にみた結果は、以下のとおりである。

① 業務独占資格(111制度)については、昭和21年度から25年度までの間に創設されたものが30制度(26.8%)で最も多く、次いで、26年度から30年度までの間に創設されたものが16制度(14.3%)となっている。

② 必置資格(152制度)をみると、昭和46年度から50年度までの間に創設されたものが35制度(23.0%)で最も多く、次いで、51年度から55年度のために創設されたものが14制度(9.2%)、平成13年度から17年度のために創設されたものが14制度(9.2%)となっている。

③ 名称独占等資格(49制度)については、おおむね横ばいで推移しており、5年間隔で1制度ないし7制度の資格が創設されている。

また、平成12年10月以降(注)、「駐車場監視員資格者」(国家公安委員会(警察庁)所管、16年度)、「貸金業務取扱主任者」(金融庁所管、21年度)等の17制度が新設されている。

一方、この間に廃止されたものは、「患者等の食事の提供の業務の受託責任者」(厚生労働省所管、17年度)及び「医療用具等の外国製造承認の国内管理人」(厚生労働省所管、17年度)の2制度となっている。

なお、資格制度で最も古い制度は、明治18年度に創設された「獣医師」(農林水産省所管)であり、次いで、19年度の「公証人」(法務省所管)、大正7年度の「狩猟免許」(環境省所管)となっている。

表 I - 2 - (1) - b

表 I - 2 - (1) - c

(注) 当省が実施した調査(「規制行政に関する調査(資格制度等)」(平成12年9月勧告))後の状況

## (2) 資格の取得方法、有効期間等

- 資格の取得方法をみると、試験が158制度で最も多く、次いで、講習が144制度となっている。
- 資格の約2割が有効期間を設けており、これを4年超5年以内としているものが最も多く、次いで、2年超3年以内となっている。
- 試験、講習及び登録の各事業の実施主体をみると、試験及び講習については公益法人が、登録については国が最も多い。
- 資格事務に係る手数料等をみると、試験については1万円未満のものが、講習については2万円以上3万円未満のものが、登録については1万円以上2万円未満のものが最も多い。

### a 資格の取得方法

資格を取得する方法として、試験、講習、養成施設、認定、選任、登録等が設けられており、一の資格で試験、講習、登録を組み合わせるものや一定の実務経験があれば取得できるもの(注)がある。これらの取得方法別にみると、試験を実施しているものが158制度(50.5%)で最も多く、次いで、講習を実施しているものが144制度(46.0%)となっている。

(注) 「水道技術管理者」(厚生労働省所管)等

表I-2-(2)-a

### b 資格の有効期間

資格の有効期間をみると、313制度のうち、これを設定しているものが58制度(18.5%)あり、設定している制度のうち、有効期間を4年超5年以内としているもの(注1)が23制度(39.7%)で最も多く、次いで、2年超3年以内としているもの(注2)が12制度(20.7%)となっている。

(注) 1 「中小企業診断士」(経済産業省所管)等

2 「狩猟免許」(環境省所管)等

表I-2-(2)-b

### c 資格試験等の実施主体

資格制度における試験、講習及び登録の事業の実施主体(注)は、以下のとおりである。

#### ① 試験事業の実施主体

試験を実施している158資格制度の実施主体をみると、公益法人が81制度(51.3%)で最も多く関与しており、次いで、国が47制度(29.7%)、地方公共団体が21制度(13.3%)となっている。

#### ② 講習事業の実施主体

講習を実施している169資格制度の実施主体をみると、公益法人が104制度(61.5%)で最も多く関与しており、次いで、その他(学校法

表I-2-(2)-c

<p>人、特別の法律により設立される法人等) が 41 制度 (24.3%)、独立行政法人が 20 制度 (11.8%) となっている。</p> <p>③ 登録事業の実施主体</p> <p>登録を実施している 73 資格制度の実施主体をみると、国が 27 制度 (37.0%) で最も多く関与しており、次いで、公益法人が 25 制度 (34.2%)、地方公共団体が 10 制度 (13.7%) となっている。</p> <p>(注) 一制度に複数の実施主体がある場合はそれぞれ計上している。</p> <p>d 資格試験等の受験料等</p> <p>資格制度における受験料、受講料及び登録料の設定状況は、以下のとおりである。</p> <p>① 受験料</p> <p>試験を実施している 158 制度の受験料をみると、1 万円未満のもの (注 1) が 61 制度 (38.6%) で最も多く、次いで、1 万円以上 2 万円未満のもの (注 2) が 48 制度 (30.4%) となっている。</p> <p>(注) 1 「土地家屋調査士、7,200 円」(法務省所管) 等 2 「医師、1 万 5,300 円」(厚生労働省所管) 等</p> <p>② 受講料</p> <p>講習を実施している 169 制度の受講料をみると、1 万円以上 2 万円未満のもの (注 1) が 14 制度 (8.3%) で最も多く、次いで、0 円のもの (注 2) が 11 制度 (6.5%)、1 万円未満のもの (注 3) が 11 制度 (6.5%)、10 万円以上 20 万円未満のもの (注 4) が 11 制度 (6.5%) となっている。</p> <p>(注) 1 「管理美容師・美容師、1 万 8,000 円」(厚生労働省所管) 等 2 「油濁防止管理者」(国土交通省所管) 等 3 「クリーニング師、5,000 円」(厚生労働省所管) 等 4 「浄化槽管理士、12 万 9,700 円」(環境省所管) 等</p> <p>③ 登録料</p> <p>登録を実施している 73 制度の登録料をみると、1 万円未満のもの (注 1) が 21 制度 (28.8%) で最も多く、次いで、無料 (注 2) が 17 制度 (23.3%)、2 万円以上 3 万円未満のもの (注 3) が 5 制度 (6.8%)、3 万円以上 4 万円未満のもの (注 4) が 5 制度 (6.8%) となっている。</p> <p>(注) 1 「マンション管理士、4,250 円」(国土交通省所管) 等 2 「公認会計士」(金融庁) 等 3 「行政書士、2 万 5,000 円」(総務省所管) 等 4 「宅地建物取引主任者、3 万 7,000 円」(国土交通省所管) 等</p> <p>e 受験料等の設定根拠</p> <p>受験料、受講料及び登録料の設定根拠は、以下のとおりである。</p> <p>① 受験料の設定根拠</p> <p>試験を実施している 158 資格制度の受験料の設定根拠をみると、国の法令によるもの (注 1) が 113 制度 (71.5%) で最も多く、次いで、都道府県の条例によるもの (注 2) が 24 制度 (15.2%)、公益法人等の</p>	<p>表 I-2-(2)-d-①</p> <p>表 I-2-(2)-d-②</p> <p>表 I-2-(2)-d-③</p> <p>表 I-2-(2)-e</p>
--	---

<p>実施主体が独自に定めているもの（注3）が13制度（8.2%）となっている。</p> <p>（注）1 「税理士」（財務省所管）等 2 「保育士」（厚生労働省所管）等 3 「解体工事施工技士」（国土交通省所管）等</p> <p>② 受講料の設定根拠</p> <p>講習を実施している169制度の受講料の設定根拠をみると、公益法人等の実施主体が独自に定めているもの（注1）が126制度（74.6%）で最も多く、次いで、都道府県の条例によるもの（注2）が16制度（9.5%）、国の法令によるもの（注3）が7制度（4.1%）となっている。</p> <p>（注）1 「清掃作業監督者」（厚生労働省所管）等 2 「管理美容師・美容師」（厚生労働省所管）等 3 「主任講習」（総務省所管）等</p> <p>③ 登録料の設定根拠</p> <p>登録を実施している73制度の登録料の設定根拠をみると、国の法令によるもの（注1）が23制度（31.5%）で最も多く、次いで、公益法人等の実施主体が独自に定めているもの（注2）が12制度（16.4%）、都道府県の条例によるもの（注3）が10制度（13.7%）となっている。</p> <p>（注）1 「社会福祉士・介護保険士・精神保健福祉士」（厚生労働省所管）等 2 「税理士」（財務省所管）等 3 「栄養士」（厚生労働省所管）等</p> <p>f 資格者数等</p> <p>資格者総数及び新規取得者数は、以下のとおりである。</p> <p>① 資格者総数</p> <p>資格者総数（平成21年度末現在）をみると、100万人以上となっているものが13制度（4.2%）ある一方、100人未満となっているものが7制度（2.2%）みられる。また、資格別にみると、「運転免許」（警察庁所管）が約8,081万人で最も多く、次いで、「無線従事者」（総務省所管）が約593万人、「技能士」（厚生労働省所管）が約429万人となっている。</p> <p>一方、資格者総数が少ないものは、「外国公認会計士」（金融庁所管）が4人、次いで、「耐空検査員」（国土交通省所管）が34人、「業務統括管理者（注）」（国土交通省所管）が64人となっている。</p> <p>（注） 認定を受けた鉄道事業者の事務所全体の管理及び監督を行う業務を行う者</p> <p>② 新規取得者数</p> <p>新規取得者数（平成21年度）をみると、10万人以上のものが8制度（2.5%）ある一方、50人未満のものが34制度（10.8%）ある。このうち、新規取得者数が0人となっているものが6制度ある。また、資格別にみると、「技能士」（厚生労働省所管）が約29万人と最も多く、次いで、「危険物取扱者」（総務省所管）が約20万人、「無線従事者」（総務省所管）が約8万5,000人となっている。</p>	<p>表 I - 2 - (2) - f - ①</p> <p>表 I - 2 - (2) - f - ②</p>
---	---

<p>一方、新規取得者数が少ないものは、「外国公認会計士」（金融庁所管）、「耐空検査員」（国土交通省所管）及び「有害液体汚染管理者」（国土交通省所管）が0人、次いで、「衛生管理士」（厚生労働省所管）及び「小型自動車競走選手」（経済産業省所管）が1人となっている。</p>	
---	--

表 I - 1 - (1) - a 所管府省別の検査検定制度数（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：制度、％）

府省名	検査検定制度	構成比
国家公安委員会（警察庁）	8 (0)	6.0
総務省	15 (2)	11.2
文部科学省	8 (3)	6.0
厚生労働省	14 (2)	10.4
農林水産省	13 (1)	9.7
経済産業省	39 (9)	29.1
国土交通省	47 (6)	35.1
環境省	5 (2)	3.7
合計	134 制度 (149 制度)	—

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「検査検定制度」欄の（ ）内の数値は、他府省と共管するもので内数である。

3 合計欄における 134 制度は検査検定制度の実数であり、149 制度は延べ数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計（134）に対する各府省の制度数の割合である。

表 I - 1 - (1) - b 検査検定制度の創設時期

（単位：制度、％）

府省名	創設年度	昭和	21	26	31	36	41	46	51	56	61	3	8	13	18	合計
		20 以前	～ 25	～ 30	～ 35	～ 40	～ 45	～ 50	～ 55	～ 60	～ 平成 2	～ 7	～ 12	～ 17	～ 22	
制度数		2	15	35	19	8	5	14	9	11	6	8	5	8	4	149
		[2]	[15]	[33]	[15]	[8]	[5]	[9]	[7]	[11]	[6]	[8]	[5]	[8]	[2]	[134]
構成比		1.5	11.2	24.6	11.2	6.0	3.7	6.7	5.2	8.2	4.5	6.0	3.7	6.0	1.5	100.0
国家公安委員会（警察庁）		0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4	0	0	0	8
総務省		0	2	0	1	1	0	4	0	5	0	0	1	1	0	15
文部科学省		0	1	0	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
厚生労働省		0	5	3	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	14
農林水産省		0	5	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	13
経済産業省		0	1	11	3	2	3	6	2	0	3	0	1	6	1	39
国土交通省		2	1	16	7	3	2	1	3	3	3	1	2	1	2	47
環境省		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	5

（注） 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計（134）に対する創設年度ごとの制度の実数の割合である。

表 I - 1 - (1) - c 検査検定制度の新設・廃止状況（平成 12 年 4 月以降）

	府省名	創設年度	制度名<根拠法令>
新設 (6)	総務省	平成 16 年度	特殊消防用設備等の性能評価<消防法>
	経済産業省	平成 17 年度	核物質防護規定の遵守状況の検査 <核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律>
			放射能濃度についての確認<同上>
	経済産業省 国土交通省 環境省	平成 18 年度	特定原動機が特定原動機基準に適合するかどうかの検査 <特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律>
			特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかの検査<同上>
国土交通省	平成 19 年度	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認<港湾法>	
廃止 (1)	総務省	平成 15 年度	端末設備基準適合認定<郵便振替法>

(注) 当省の調査結果による。

表 I - 1 - (2) - a 検査検定の有効期間の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	有効期間	有効期間を 設けていな いもの	有効期間を設けているもの			不詳	合計	
			小計	1年以内	1年超 3年以内			3年超 5年以内
制度数		104 [94]	40 [35]	23 [19]	11 [10]	6 [6]	5 [5]	149 [134]
構成比		70.1	26.1	14.2	7.5	4.5	3.7	100.0
国家公安委員 会(警察庁)		6	2	0	2	0	0	8
総務省		11	4	4	0	0	0	15
文部科学省		6	2	1	1	0	0	8
厚生労働省		11	3	2	1	0	0	14
農林水産省		10	3	1	2	0	0	13
経済産業省		23	16	9	4	3	0	39
国土交通省		33	9	5	1	3	5	47
環境省		4	1	1	0	0	0	5

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。また、( )内の数値は、有効期間を設けている制度の実数の合計(35)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならないことがある。  
 5 「なし」には、「変更のない限り有効」等を含む。  
 6 同一制度において、検査内容や対象品目ごとに有効期間が異なる場合は、最短のものを計上している。また、同一制度において、有効期間を設けているものと設けていないものがある場合は、設けているもので最短のものを計上している。  
 7 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I-1-(2)-b 検査検定の実施主体

(単位: 制度、%)

実施主体 府省名	制度数	国	独立行政 政法人	地方公 共団体	公益 法人	株式 会社	特別民 間法人	自主 確認	その他
制度数	149 [134]	90 [77]	24 [21]	33 [31]	44 [42]	12 [12]	18 [16]	17 [15]	3 [3]
構成比		57.5	15.7	23.1	31.3	9.0	11.9	11.2	2.2
国家公安委員会 (警察庁)	8	6	0	2	7	0	0	0	0
総務省	15	6	1	2	6	2	4	3	0
文部科学省	8	5	4	0	3	0	0	0	0
厚生労働省	14	4	0	7	6	3	0	0	0
農林水産省	13	7	5	3	1	2	0	1	1
経済産業省	39	22	11	10	9	2	9	11	0
国土交通省	47	38	3	7	10	3	5	2	2
環境省	5	2	0	2	2	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一つの制度に複数の種類の実施主体が関与している場合は、それぞれの実施主体に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する実施主体ごとの制度の実数の割合である。

5 「特別民間法人」は、「特別の法律により設立される民間法人」のことであり、民間の一定の事務・事業について公益上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立されるもの(危険物保安技術協会(総務省所管)、高圧ガス保安協会(経済産業省所管)等が該当)。

6 「自主確認」は、事業者等が自ら検査検定を行うものである。

7 「その他」は、耐空検査員と協同組合である。

表 I-1-(2)-c 受検料の設定状況

(単位: 制度、%)

手数料 府省名	0円	1円 以上 100 円未 満	100円 以上 500円 未満	500円 以上 1千円 未満	1千 円以 上 5千 円未 満	5千 円以 上 1万 円未 満	1万 円以 上 5万 円未 満	5万 円以 上 10万 円未 満	10万 円以 上 100 万円 未満	100 万円 以上 1千 万円 未満	1千 万円 以上	その他	不詳	合計
制度数	28 [26]	1 [1]	0 [0]	1 [1]	6 [5]	1 [1]	5 [5]	5 [5]	37 [30]	21 [17]	6 [5]	15 [15]	23 [23]	149 [134]
構成比	19.4	0.7	0.0	0.7	3.7	0.7	3.7	3.7	22.4	12.7	3.7	11.2	17.2	100.0
国家公安委員 会(警察庁)	0	0	0	0	0	0	0	1	5	2	0	0	0	8
総務省	2	0	0	0	0	1	0	0	6	3	1	1	1	15
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	1	0	8
厚生労働省	1	1	0	0	1	0	0	0	3	0	1	0	7	14
農林水産省	4	0	0	1	2	0	1	1	2	0	1	0	1	13
経済産業省	9	0	0	0	1	0	1	2	8	5	3	6	4	39
国土交通省	11	0	0	0	2	0	3	1	8	8	0	7	7	47
環境省	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。  
なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 同一制度において、複数の検査があるものや手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。

6 「0円」には、自主確認によるものも含む。

7 「その他」は、手数料の上限が不明のものである。

8 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 1 - (2) - d 受検料の設定根拠

(単位：制度、%)

府省名	設定根拠 制度数	設定根拠				
		法令	条例	独自	該当なし	不詳
制度数	149 [134]	74 [62]	27 [25]	39 [35]	28 [26]	4 [4]
構成比		46.3	18.7	26.1	19.4	3.0
国家公安委員会 (警察庁)	8	2	0	6	0	0
総務省	15	6	2	7	2	0
文部科学省	8	8	0	0	0	0
厚生労働省	14	2	7	5	1	1
農林水産省	13	5	2	2	4	0
経済産業省	39	20	10	10	9	1
国土交通省	47	30	6	7	11	1
環境省	5	1	0	2	1	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一の制度の受検料に複数の種類の設定根拠がある場合は、それぞれの設定根拠に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(134)に対する設定根拠ごとの制度の実数の割合である。  
 5 「独自」は、検査検定の実施主体が業務規程等により受検料を決定しているもの。  
 6 「該当なし」は、手数料が無料のものである。  
 7 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 1 - (2) - e 検査検定の実施件数(平成21年度)

(単位：制度、%)

府省名	実施件数 0件	1件以上	100件以上	500件以上	1千件以上	5千件以上	1万件以上	10万件以上	100万件以上	1千件以上	不詳	合計
		100件未満	500件未満	1千件未満	5千件未満	1万件未満	10万件未満	100万件未満	1千件以上			
制度数	10 [10]	41 [35]	22 [18]	7 [5]	16 [15]	7 [7]	10 [10]	4 [3]	5 [5]	6 [5]	21 [21]	149 [134]
構成比	7.5	26.1	13.4	3.7	11.2	5.2	7.5	2.2	3.7	3.7	15.7	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	2	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	8
総務省	0	5	1	2	2	0	3	0	0	1	1	15
文部科学省	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8
厚生労働省	0	0	1	1	3	2	0	2	0	2	3	14
農林水産省	0	2	1	0	4	2	1	1	1	0	1	13
経済産業省	2	13	5	3	4	1	1	0	2	1	7	39
国土交通省	6	13	9	0	3	2	3	1	2	2	6	47
環境省	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	5

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計数(134)に対する実施件数ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。  
 5 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (1) - a - ① 所管府省別の資格制度数（平成 22 年 7 月 1 日現在）  
（単位：制度、％）

府省名	資格制度	構成比
国家公安委員会（警察庁）	8(0)	2.6
金融庁	3(0)	1.0
消費者庁	1(0)	0.3
総務省	12(0)	3.8
法務省	6(0)	1.9
財務省	2(0)	0.6
文部科学省	8(1)	2.6
厚生労働省	137(0)	43.8
農林水産省	15(0)	4.8
経済産業省	36(3)	11.5
国土交通省	77(1)	24.6
環境省	12(3)	3.8
合計	313 制度（317 制度）	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「資格制度」欄の（ ）内の数値は、他府省と共管するもので内数である。  
 3 合計欄における 313 制度は資格制度の実数であり、317 制度は延べ数である。  
 4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計に対する各府省の制度数の割合である。

表 I - 2 - (1) - a - ② 所管府省別の資格制度数（性格別）  
（単位：制度、％）

府省名	制度数	資格の性格		
		業務独占	必置	名称独占等
国家公安委員会（警察庁）	8	3	5	0
金融庁	3	2	1	0
消費者庁	1	0	0	1
総務省	12	3	6	3
法務省	6	6	0	0
財務省	2	1	1	0
文部科学省	8	0	3	5
厚生労働省	137	38	77	22
農林水産省	15	9	6	0
経済産業省	36	12	21	3
国土交通省	77	35	29	13
環境省	12	3	7	2
合計	317 [313]	112 [111]	156 [153]	49 [49]
構成比	100.0	35.4	48.9	15.7

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
 3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
 4 「業務独占」は、その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの。「必置」は、「業務独占」資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの。「名称独占等」は、「業務独占」及び「必置」資格以外のもので、その資格を有するものでなければ一定の名称を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証等するもの。  
 5 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計（313）に対する資格の性格ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が 100 にならない。

表 I - 2 - (1) - b 資格制度の創設時期

(単位：制度、%)

創設年度 資格の性格	昭和	21	26	31	36	41	46	51	56	61	3	8	13	18	不 詳	合計
	20 以前	～ 25	～ 30	～ 35	～ 40	～ 45	～ 50	～ 55	～ 60	～ 平2	～ 7	～ 12	～ 17	～ 22		
制度数	6 [6]	44 [44]	29 [29]	20 [19]	22 [22]	22 [22]	49 [47]	17 [17]	22 [21]	18 [18]	12 [12]	21 [21]	19 [19]	14 [14]	2 [2]	317 [313]
構成比	1.9	14.1	9.3	6.1	7.0	7.0	15.0	5.4	6.7	5.8	3.8	6.7	6.1	4.5	0.6	100.0
業務独占	5 [5]	30 [30]	16 [16]	8 [8]	8 [8]	5 [5]	7 [7]	3 [3]	4 [3]	8 [8]	3 [3]	10 [10]	2 [2]	3 [3]	0 [0]	112 [111]
構成比	4.5	26.8	14.3	7.1	7.1	4.5	6.3	2.7	2.7	7.1	2.7	8.9	1.8	2.7	0.0	100.0
必置	1 [1]	9 [9]	10 [10]	8 [7]	13 [13]	10 [10]	37 [35]	14 [14]	13 [13]	6 [6]	6 [6]	5 [5]	14 [14]	8 [8]	2 [2]	156 [153]
構成比	0.7	5.9	6.6	4.6	8.6	6.6	23.0	9.2	8.6	3.9	3.9	3.3	9.2	5.3	1.3	100.0
名称独占等	0 [0]	5 [5]	3 [3]	4 [4]	1 [1]	7 [7]	5 [5]	0 [0]	5 [5]	4 [4]	3 [3]	6 [6]	3 [3]	3 [3]	0 [0]	49 [49]
構成比	0.0	10.2	6.1	8.2	2.0	14.3	10.2	0.0	10.2	8.2	6.1	12.2	6.1	6.1	0.0	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 [ ]内の数値は、制度の実数である。

3 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計に対する創設年度ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

表 I - 2 - (1) - c 資格制度の新設・廃止状況（平成 12 年 10 月以降）

	府省名	創設年度	制度名<根拠法令>	
新設 (17)	国家公安委員会 (警察庁)	平成 16 年度	駐車監視員資格者<道路交通法>	
	金融庁	平成 21 年度	貸金業務取扱主任者<貸金業法>	
	総務省	平成 15 年度	防火対象物点検資格者<消防法>	
			自衛消防組織統括管理者<同上>	
		平成 21 年度	防災管理者<同上> 防災管理点検資格者<同上>	
	厚生労働省	平成 18 年度	外出介護員<障害者自立支援法>	
			重度訪問介護従業者<指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示）> 行動援護従業者<同上>	
		平成 20 年度	登録販売者<薬事法>	
	国土交通省	平成 18 年度	安全統括管理者（旅客自動車）<道路運送法>	
			安全統括管理者（貨物自動車）<貨物自動車運送事業法>	
			安全統括管理者（鉄道）<鉄道事業法>	
			安全統括管理者（索道）<鉄道事業法>	
		平成 20 年度	安全統括管理者（海上）<海上運送法>	
	平成 20 年度	観光圏内限定旅行業務取扱管理者<観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律>		
	環境省	平成 22 年度	技術管理者<土壌汚染対策法>	
	廃止 (2)	厚生労働省	平成 17 年度	患者等の食事の提供の業務の受託責任者<医療法施行規則>
				医療用具外国製造国内管理人<薬事法施行規則>

(注) 当省の調査結果による。

表 I - 2 - (2) - a 資格の取得方法

(単位：制度、%)

	制度数	試験	講習	養成 施設	認定	選任	登録	その他
制度数	317 [313]	162 [158]	147 [144]	45 [45]	47 [46]	15 [15]	73 [73]	113 [113]
	構成比	50.5	46.0	14.4	14.7	4.8	23.3	36.1
国家公安委員会 (警察庁)	8	5	5	3	4	0	0	2
金融庁	3	2	0	1	0	0	3	2
消費者庁	1	1	0	0	0	0	0	0
総務省	12	6	7	3	2	0	1	4
法務省	6	3	0	0	3	0	5	5
財務省	2	2	0	0	0	0	1	2
文部科学省	8	5	4	0	3	0	1	6
厚生労働省	137	58	76	31	8	2	40	25
農林水産省	15	12	3	0	1	2	2	6
経済産業省	36	24	12	3	4	5	7	11
国土交通省	77	37	33	4	18	6	11	44
環境省	12	7	7	0	4	0	2	6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 一の資格で試験、講習、登録など複数の種類の取得方法がある場合は、それぞれの区分に計上している。また、一の資格の取得方法又は業務を行うに当たっての要件として、試験、講習、登録など複数の区分を満たす必要があるものについては、それぞれの区分に計上している。

4 [ ]内の数値は、制度の実数である。

5 「試験」には審査も含む。

6 「講習」は、受講が資格取得の要件になっているものを計上している。

7 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する各区分ごとの制度の実数の割合である。

8 「その他」は実務経験、年齢、学歴、下位資格、確認等である。

表 I - 2 - (2) - b 資格制度の有効期間の設定状況

(単位：制度、%)

有効期間 府省名	有効期 間を設 けてい ないも の	有効期間を設けているもの							合計
		小計	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	6年 以上	
制度数	259 [255]	58 [58] (100.0)	11 [11] (19.0)	4 [4] (6.9)	12 [12] (20.7)	0 [0] (0)	23 [23] (39.7)	8 [8] (13.8)	317 [313]
構成比	81.5	18.5	3.5	1.3	3.8	0.0	7.3	2.6	100.0
国家公安委員会(警察庁)	7	1	1	0	0	0	0	0	8
金融庁	2	1	0	0	1	0	0	0	3
消費者庁	0	1	0	0	0	0	1	0	1
総務省	5	7	0	1	0	0	6	0	12
法務省	5	1	0	0	1	0	0	0	6
財務省	2	0	0	0	0	0	0	0	2
文部科学省	7	1	0	0	1	0	0	0	8
厚生労働省	123	14	4	1	0	0	1	8	137
農林水産省	11	4	4	0	0	0	0	0	15
経済産業省	28	8	0	2	5	0	1	0	36
国土交通省	61	16	2	0	2	0	12	0	77
環境省	8	4	0	0	2	0	2	0	12

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
3 [ ]内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。また、( )内の数値は、有効期間を設けている制度の実数の合計数(58)に対する有効期間ごとの制度の実数の割合である。  
5 同一制度において、資格の種類ごとに有効期間が異なる場合は、最短のものを計上している。また、同一制度において、有効期間を設けているものと設けていないものがある場合は、設けているもので最短のものを計上している。

表 I - 2 - (2) - c 資格試験等の実施主体

(単位：制度、%)

事務	府省名	制度数	実施主体							
			国	独法	地方公共団体	公益法人	株式会社	特別民間法人	その他	不詳
試験	国家公安委員会(警察庁)	5	0	0	5	0	0	0	0	0
	金融庁	2	1	0	0	0	0	0	0	1
	消費者庁	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	総務省	6	0	0	0	6	0	0	0	0
	法務省	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	財務省	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	文部科学省	5	3	0	0	2	0	0	0	1
	厚生労働省	58	13	0	10	36	0	1	1	0
	農林水産省	12	5	0	0	0	0	1	6	0
	経済産業省	24	6	1	4	13	0	1	0	0
	国土交通省	37	14	1	1	22	0	0	1	0
	環境省	7	1	0	1	5	0	0	0	0
合計	162[158]	48[47]	3[3]	21[21]	84[81]	0[0]	3[3]	10[10]	0[0]	
構成比		29.7	1.9	13.3	51.3	0.0	1.9	6.3	0.0	
講習	国家公安委員会(警察庁)	5	0	0	4	1	0	0	0	0
	金融庁	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	消費者庁	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	総務省	9	0	0	5	9	0	0	0	0
	法務省	2	0	0	0	0	0	2	0	0
	財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	文部科学省	5	0	1	1	1	0	0	4	0
	厚生労働省	80	0	1	7	61	25	29	25	4
	農林水産省	3	0	2	2	1	1	0	1	0
	経済産業省	15	0	3	0	7	1	7	1	0
	国土交通省	43	14	12	1	20	2	0	9	0
	環境省	8	0	0	0	7	0	0	1	0
合計	172[169]	14[14]	20[20]	20[20]	107[104]	29[29]	39[39]	41[41]	4[4]	
構成比		8.3	11.8	11.8	61.5	17.2	23.1	24.3	2.4	
登録	国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融庁	3	0	0	0	0	0	2	1	0
	消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務省	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	法務省	5	1	0	0	0	0	2	2	0
	財務省	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	文部科学省	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	厚生労働省	40	17	0	7	15	0	1	0	0
	農林水産省	2	1	0	1	0	0	0	0	0
	経済産業省	7	2	0	0	4	0	1	0	0
	国土交通省	11	6	0	1	4	0	0	0	0
	環境省	2	0	0	1	1	0	0	0	0
合計	73[73]	27[27]	0[0]	10[10]	25[25]	0[0]	8[8]	3[3]	0[0]	
構成比		37.0	0	13.7	34.2	0	11.0	4.1	0.0	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一つの制度に複数種類の実施主体が関与している場合は、それぞれの実施主体に計上している。  
3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、それぞれの事務に係る制度の実数の合計に対する実施主体ごとの制度の実数の割合である。  
5 特別民間法人とは、「特別の法律により設立される民間法人」のことであり、民間の一定の事務・事業について公益上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立されるもの(日本司法書士会連合会(法務省所管)、建設業労働災害防止協会(厚生労働省所管)等が該当)。  
6 「その他」は、学校法人、特別の法律により設立される法人等である。  
7 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - d - ① 受験料の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	手数料 0円	1 万円 未満	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	20	30 万円 以上	不 詳	合計
			万円 以上 2 万円 未満	万円 以上 3 万円 未満	万円 以上 4 万円 未満	万円 以上 5 万円 未満	万円 以上 6 万円 未満	万円 以上 7 万円 未満	万円 以上 8 万円 未満	万円 以上 9 万円 未満	万円 以上 10 万円 未満	万円 以上 20 万円 未満				
国家公安委員会(警察庁)	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
金融庁	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
消費者庁	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
法務省	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
財務省	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
文部科学省	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
厚生労働省	0	20	18	4	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	58
農林水産省	7	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
経済産業省	0	10	9	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	24
国土交通省	0	15	10	6	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	37
環境省	0	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
合計	7 [7]	63 [61]	48 [48]	18 [17]	9 [9]	1 [1]	3 [2]	2 [2]	1 [1]	0 [0]	1 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	9 [9]	162 [158]
構成比	4.4	38.6	30.4	10.8	5.7	0.6	1.3	1.3	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	5.7	100.0

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(158)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。  
なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。  
5 同一制度において、手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。  
6 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - d - ② 受講料の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	0円	1 万円 未満	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	20	30 万円 以上	不 詳	合計
			万円 以上 2 万円 未満	万円 以上 3 万円 未満	万円 以上 4 万円 未満	万円 以上 5 万円 未満	万円 以上 6 万円 未満	万円 以上 7 万円 未満	万円 以上 8 万円 未満	万円 以上 9 万円 未満	万円 以上 10 万円 未満	万円 以上 20 万円 未満				
国家公安委員会(警察庁)	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
金融庁	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
消費者庁	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	0	4	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	5
厚生労働省	1	2	2	0	2	2	2	2	0	1	1	2	1	1	61	80
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
経済産業省	0	0	5	4	2	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	15
国土交通省	8	3	4	2	1	3	0	0	2	1	1	4	1	0	13	44
環境省	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	8
合計	11 [11]	11 [11]	14 [14]	7 [7]	9 [9]	9 [9]	2 [2]	3 [3]	3 [3]	2 [2]	3 [2]	11 [11]	5 [5]	2 [2]	80 [80]	172 [169]
構成比	6.5	6.5	8.3	4.1	4.1	5.3	1.2	1.8	1.8	1.2	1.2	6.5	3.0	1.2	47.3	100.0

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。  
3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。  
4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(170)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。  
なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。  
5 同一制度において、手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。  
6 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - d - ③ 登録料の設定状況

(単位:制度、%)

府省名	0円	1万円未満	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	20	30万円以上	不詳	合計
			万円以上 2万円未満	万円以上 3万円未満	万円以上 4万円未満	万円以上 5万円未満	万円以上 6万円未満	万円以上 7万円未満	万円以上 8万円未満	万円以上 9万円未満	万円以上 10万円未満	万円以上 20万円未満				
国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
法務省	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
財務省	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文部科学省	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	3	13	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	40
農林水産省	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
経済産業省	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
国土交通省	4	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
環境省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	17 [17]	21 [21]	1 [1]	5 [5]	5 [5]	1 [1]	1 [1]	1 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	21 [21]	73 [73]
構成比	23.3	28.8	1.4	6.8	6.8	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.8	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ] 内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(73)に対する手数料ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 同一制度において、手数料に幅のあるものは、最も高額となる金額を計上している。

6 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - e 受験料等の設定根拠

(単位：制度、%)

事務	府省名	制度数	設定根拠				
			法令	条例	独自	該当なし	不詳
試験	国家公安委員会(警察庁)	5	1	4	0	0	0
	金融庁	2	2	0	0	0	0
	消費者庁	1	0	0	1	0	0
	総務省	6	3	3	0	0	0
	法務省	3	3	0	0	0	0
	財務省	2	2	0	0	0	0
	文部科学省	5	5	0	0	0	0
	厚生労働省	58	47	7	0	0	5
	農林水産省	12	2	0	3	7	0
	経済産業省	24	15	7	4	0	0
	国土交通省	37	31	2	5	0	0
	環境省	7	6	1	0	0	0
	合計	162[158]	117[113]	24[24]	13[13]	7[7]	5[5]
構成比	100.0	71.5	15.2	8.2	4.4	3.2	
講習	国家公安委員会(警察庁)	5	0	4	1	0	0
	金融庁	1	0	0	1	0	0
	消費者庁	1	0	0	1	0	0
	総務省	9	1	2	7	0	0
	法務省	2	0	0	1	0	1
	財務省	0	0	0	0	0	0
	文部科学省	5	1	0	1	1	2
	厚生労働省	80	2	9	66	0	3
	農林水産省	3	0	1	2	0	0
	経済産業省	15	2	0	14	0	0
	国土交通省	43	1	0	28	8	7
	環境省	8	0	0	7	1	0
	合計	172[170]	7[7]	16[16]	129[126]	10[10]	13[13]
構成比	100.0	4.1	9.5	74.6	5.9	7.7	
登録	国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	0	0
	金融庁	3	1	0	2	0	0
	消費者庁	0	0	0	0	0	0
	総務省	1	0	0	1	0	0
	法務省	5	0	0	4	1	0
	財務省	1	0	0	1	0	0
	文部科学省	1	1	0	0	0	0
	厚生労働省	40	16	6	1	2	15
	農林水産省	2	1	1	0	0	0
	経済産業省	7	0	0	1	6	0
	国土交通省	11	4	2	2	4	0
	環境省	2	0	1	0	1	0
	合計	73	23[23]	10[10]	12[12]	14[14]	15[15]
構成比	100.0	31.5	13.7	16.4	19.2	20.5	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。また、一の資格の受験料等に複数の設定根拠がある場合は、それぞれの設定根拠に計上している。

3 同一制度で実施主体により設定根拠が異なる場合は、それぞれの設定根拠に計上している。

4 [ ]内の数値は、制度の実数である。

5 「構成比」欄の数値は、それぞれの事務に係る制度の実数の合計に対する設定根拠ごとの制度の実数の合計の割合である。

6 「独自」は、試験等の実施主体が業務規程等により受験料等を決定しているもの。

7 「該当なし」は、手数料が無料のものである。

8 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - f - ① 資格者総数(平成 21 年度末現在)

(単位:制度、%)

府省名	資格者総数										
	100 人未満	100 人以上 500 人未満	500 人以上 1 千人未満	1 千人以上 1 万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 30 万人未満	30 万人以上 50 万人未満	50 万人以上 100 万人未満	100 万人以上	不詳	合計
制度数	7	14	9	31	72	32	11	10	13	118	317
構成比	[7]	[14]	[9]	[30]	[70]	[32]	[11]	[9]	[13]	[118]	[313]
国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	5	1	0	0	1	1	8
金融庁	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
消費者庁	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総務省	0	0	0	1	6	1	0	0	1	3	12
法務省	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	6
財務省	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
文部科学省	0	0	0	1	2	0	1	0	0	4	8
厚生労働省	0	0	0	7	19	17	4	4	5	81	137
農林水産省	0	3	3	2	3	0	0	0	0	4	15
経済産業省	3	2	1	7	14	1	3	1	2	2	36
国土交通省	2	8	4	8	12	11	3	4	4	21	77
環境省	1	0	0	3	4	1	0	1	0	2	12

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する資格者総数ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

表 I - 2 - (2) - f - ② 新規取得者数(平成 21 年度)

(単位:制度、%)

府省名	新規取得者数										
	0 人	1 人以上 50 人未満	50 人以上 100 人未満	100 人以上 500 人未満	500 人以上 1 千人未満	1 千人以上 1 万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 30 万人未満	30 万人以上	不詳	合計
制度数	6	28	7	42	27	93	47	7	1	59	317
構成比	[6]	[28]	[5]	[42]	[26]	[92]	[47]	[7]	[1]	[59]	[313]
国家公安委員会(警察庁)	0	0	0	0	1	3	2	0	1	1	8
金融庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
消費者庁	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
総務省	0	0	0	0	0	5	5	2	0	0	12
法務省	0	1	1	1	0	3	0	0	0	0	6
財務省	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
文部科学省	0	1	0	1	1	4	0	1	0	0	8
厚生労働省	0	4	0	16	8	46	26	3	0	34	137
農林水産省	0	8	1	3	2	0	0	0	0	1	15
経済産業省	2	6	1	6	3	11	2	1	0	4	36
国土交通省	2	7	4	12	11	16	11	0	0	14	77
環境省	1	1	0	2	1	2	0	0	0	5	12

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の府省が共管している制度については、それぞれの府省に計上している。

3 [ ]内の数値は、制度の実数である。

4 「構成比」欄の数値は、制度の実数の合計(313)に対する新規取得者数ごとの制度の実数の割合である。なお、割合は四捨五入して表記したため、合計が100にならない。

5 「不詳」は、所管府省において把握していないものである。

## II 調査結果に基づく勧告

### 1 手数料等の適正化の推進

勧 告	説明図表番号
<p><b>【背景事情等】</b></p> <p>(利用者の金銭的負担)</p> <p>国の検査検定制度及び資格制度における検査、検定、試験、講習、登録等（以下「検査等」という。）に係る経費については、受益者負担の観点から、これを受ける者（以下「受験者等」という。）が、検査料、検定料、受験料、受講料、登録料等（以下「手数料等」という。）として負担している。</p> <p>手数料等の額は、法令又は条例により定められている場合と、公益法人等の検査等の実施主体により独自に定められている場合がある。</p> <p>(公益法人の指導監督)</p> <p>検査検定制度及び資格制度については、その多くの場合において、公益法人が検査等の実施主体として関与している。</p> <p>公益法人のうち、特例民法法人については、所管府省又は所管都道府県により、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等に基づく指導監督が行われている。</p> <p>一方、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人については、内閣府又は都道府県により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）等に基づく監督（注）が行われるが、検査等の事業については、これらの制度を所管する府省及び都道府県による指導監督が行われている。</p> <p>（注） 内閣府及び都道府県は、「公益社団法人及び公益財団法人」に対しては、事業活動の状況等に係る報告徴収、立入検査、勧告、命令、公益認定の取消し等の手段を通じてこれを監督し、「一般社団法人及び一般財団法人」に対しては、公益目的支出計画の履行を確保する観点から、これを監督することとされている。</p> <p>(対価を伴う公益事業の収入と支出の均衡)</p> <p>特例民法法人が検査等の対価を伴う公益事業を行う場合には、指導監督基準により、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされている。</p> <p>また、公益社団法人及び公益財団法人が認定法第2条第4項に定められる公益目的事業として検査等を行う場合には、同法第14条により、当該事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとされている。</p> <p>さらに、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議決定）においては、公益法人が行う委託等事業（注1）の手数料等は官庁が決定し、推薦等事業（注2）に係るものは過大な収益とならないよう法人が決定することとされている。</p> <p>（注） 1 事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。 2 法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が</p>	<p>表 I-1-(2)-d 表 I-2-(2)-e</p> <p>表 I-1-(2)-b 表 I-2-(2)-c</p> <p>表 II-1-①</p> <p>表 II-1-①</p> <p>表 II-1-①</p>

<p>独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。</p> <p>(手数料等に係る積算根拠の公開)</p> <p>公益法人が国から委託等を受けて行っている検査等の事務・事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定。以下「改革実施計画」という。)において、委託等に係る事務・事業の手数料等は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せてインターネットで公開することとされている。</p> <p>また、後述(1)のとおり、国民から手数料等の算出方法を明らかにしてほしいとの要望があることから、所管府省が積算根拠を公開することにより事業の透明化を図り、手数料等の額が必要以上の利益を得るものとなっていないことについて、説明責任を果たしていくことが求められている。</p> <p>なお、検査検定制度及び資格制度の実施主体として、特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人がある。これらの法人についても、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」(平成18年8月15日閣議決定)により、事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっていること、その対価の額は所管府省によって決定されること、対価の額及び積算根拠がインターネットで公表されていること、所管府省が事務・事業の定期的な見直しを行うことなど、手数料等の適正化に係る事項について、公益法人と同様の措置が求められている。</p>	<p>表Ⅱ-1-②</p> <p>表Ⅱ-1-③</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>(1) 手数料等の引下げ等を求める国民からの意見要望</b></p> <p>今回、検査検定制度及び資格制度に係る利用者負担の軽減に関する意見要望を国民から聴取したところ(注)、644件の意見要望のうち、手数料等の引下げ等を求める意見が259件(40.2%)あり、その中には、以下のようなものがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 手数料等の算出方法を明らかにしてほしい(16件)</li> <li>ii) 更新検査は新規検査と比べて審査に手間が掛からないと思われることから、検査料を安くしてほしい(3件)</li> <li>iii) 検査の実施件数等に応じて手数料等を割り引いてほしい(80件)</li> <li>iv) 資格試験において、受験科目が免除される場合に受験料を減額してほしい(13件)</li> <li>v) 講習で使用するテキストについて、既に所持しているような場合は、希望者だけ購入する仕組みにしてほしい(11件)</li> </ul> <p>(注) ①内閣府の「国民の声」(平成22年2月17日から同年6月17日まで)、②総務省行政評価局のホームページを利用した意見要望の募集(平成22年7月1日から同月23日まで)、③総務省管区行政評価局等による全国での実地調査(資格取得者等からの意見聴取(平成22年10月1日から同年11月30日まで))により把握</p>	<p>表Ⅱ-1-(1)-①</p>

握した。

## (2) 手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況

今回、上記(1)の意見要望等を踏まえ、当省が詳細調査の対象とした 31 検査検定制度及び 108 資格制度(注)について、これらの制度所管府省と関係公益法人 142 法人に対して、検査等の事業ごとに手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況を調査した結果、以下の状況がみられた。

(注) 当省が把握した 134 検査検定制度及び 313 資格制度の中から、次のいずれかに該当するものを抽出した。

- ① 国民からの意見要望(平成 22 年 7 月 1 日から同月 23 日までの間にホームページで受け付けたもの)が寄せられた制度及び新聞報道等により問題が指摘された制度
- ② 手数料等が 10 万円以上となっている資格制度
- ③ 内部留保率が 25%以上の公益法人により実施されている制度
- ④ 常勤役員の平均報酬額(年額)が 1,200 万円以上の公益法人により実施されている制度

### ア 手数料等の設定・見直し状況等

#### (ア) 手数料等の積算根拠の有無

検査等の対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該事業を行う公益法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされていることから、手数料等は、このことを踏まえた明確な積算根拠に基づき設定される必要がある。

しかしながら、今回、当省が詳細調査の対象とした 142 公益法人のうち、検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている 138 法人の 332 事業(検査検定制度 87 事業及び資格制度 245 事業)について、事業ごとに手数料等の積算根拠を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 検査検定制度については、手数料等の額の妥当性を検証できる内容の積算資料(1件当たりの手数料等に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額と内訳を確認できるもの。以下同じ。)がないものや、一部の内容(1件当たりの手数料等に占める科目ごとの総額等。以下同じ。)しか確認できないものなど、合わせて 31 法人の 41 事業(47.1%)において、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定し、受験者等からこれを徴収している。

② 資格制度については、積算資料がないものや、一部の内容しか確認できないものなど、合わせて 56 法人の 134 事業(54.7%)において、明確な積算根拠に基づかずに手数料等を設定し、受験者等からこれを徴収している。

#### (イ) 手数料等の設定・見直し状況

検査等の手数料等については、収入と支出の均衡を図り、これを踏まえ、設定する必要がある。また、手数料等の設定後においても、必要以上の利益が生じていないかを検証し、これを見直していく必要がある。

表 II - 1 - (2) - ア  
- (ア) - ①

表 II - 1 - (2) - ア  
- (ア) - ②

表 II - 1 - (2) - ア  
- (ア) - ③

<p>今回、詳細調査した 142 公益法人の中には、公益事業に係る収入と支出の均衡及び利用者負担の軽減を図る観点から、①収入超過により剰余金が発生したことから、これを原資にして手数料等を引き下げることとしているもの（社会福祉士等 4 制度）、②講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの（建築設備検査資格者等 2 制度）、③講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、受講者に無償で提供しているもの（整備主任者）など、手数料等の見直し等を行っているものがある。</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ① - a、b 表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ② - a、b 表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ③</p>
<p>しかしながら、その一方で、次のとおり、手数料等の設定・見直しが適切に行われておらず、改善する必要があるものがみられた。</p>	
<p>① 型式認定の申請の審査を行う審査委員会において、一度に複数の案件を処理しているにもかかわらず、1 件当たりの認定料の積算に同委員会経費の全額を計上し、認定料が実費より高くなっているなど、不適切な積算を行っているもの（普通自転車の型式認定等 4 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ④ - a ~ d</p>
<p>② 毎年、事業収入の 10% に当たる約 3 億円の事業活動収支差額（剰余金）が発生するなど、収入超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているもの（遊技機の型式検定等 5 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑤ - a ~ e</p>
<p>③ 講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、受講料の見直しを検討する必要があるもの（水道技術管理者）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑥</p>
<p>④ 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の受講料に差を設けているもの（旅行業務取扱管理者等 2 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑦ - a、b</p>
<p>⑤ 試験の全部が免除されているにもかかわらず、全科目を受験する者と同額の受験料を徴収するなど、受験料を割り引いていないもの（公害防止管理者等 19 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑧ - a ~ q</p>
<p>⑥ 審査業務の途中段階で不適合になることが判明し、申請者の希望に応じて審査を途中で終了する場合など、審査業務の省略化に応じ、手数料等を割り引く余地があるもの（遊技機の型式検定等 3 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑨ - a ~ c</p>
<p>⑦ インターネットサイトからダウンロードすることが可能であり、また、既に所持していることも予想される法規に係るテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（建築物環境衛生管理技術者等 4 制度）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑩ - a ~ d</p>
<p>⑧ 講習の修了者が日常業務を遂行する際に参考とするものであり、必ずしも購入する必要のないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの（水道技術管理者）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑪</p>
<p>⑨ 他の資格の講習に用いるものと比べて高額（2 万 2,000 円）なテキスト代を含む受講料を徴収しているもの（建築物環境衛生管理技術者）</p>	<p>表 II - 1 - (2) - ア - (イ) - ⑫</p>

<p>⑩ 講習で使用するテキストの代金が受講料に含まれており、テキスト本体の価格を表示していないことから、金額の妥当性を検証できないものや、受講料に占めるテキストの代金の割合が 30%を超過しているもの（食鳥処理衛生管理者等 11 制度）</p> <p>⑪ 利用者負担の軽減の観点から、資格制度における登録料について当該資格の登録事業の業務量に見合ったものとなっているかを検証する必要があるもの（登録事務のある資格制度）</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-ア- (イ)-⑬-a、b</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-ア- (イ)-⑭-a、b</p>
<p><b>イ 手数料等の積算根拠の公開状況</b> (委託等事業における公開状況)</p> <p>改革実施計画においては、委託等に係る事務・事業の手数料等について、制度所管府省が、その積算根拠をインターネットで公開することとされているが、公開する具体的内容までは定められていない。</p> <p>しかしながら、受験者等への説明責任を果たすためには、手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠を公開することが必要と考えられる。</p> <p>今回、当省が詳細調査の対象とした検査検定制度及び資格制度の中で公益法人が委託等事業として実施している検査等の 95 事業（検査検定制度：18 法人の 21 事業を 4 府省が所管、資格制度：44 法人の 74 事業を 6 府省が所管）について、所管府省が各事業の手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>① 検査検定制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 13 法人の 13 事業（61.9%）（3 府省）、積算根拠の一部の内容しか公開されず検証できない事業が 4 法人の 7 事業（33.3%）（3 府省）となっている。</p> <p>② 資格制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 11 法人の 13 事業（17.6%）（3 府省）、積算根拠の一部の内容しか公開されず検証できない事業が 35 法人の 61 事業（82.4%）（6 府省）となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-イ- ①</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ- ②</p>
<p>(推薦等事業における公開状況)</p> <p>上記のとおり、改革実施計画において、委託等事業の手数料等の積算根拠については、制度所管府省がインターネットで公開することとされているが、推薦等事業については言及されていない。</p> <p>今回、当省が詳細調査の対象とした検査検定制度及び資格制度の中で公益法人が推薦等事業として実施している検査等の 237 事業（検査検定制度：46 法人の 66 事業を 7 府省が所管、資格制度：64 法人の 171 事業を 6 府省が所管）について、所管府省が各事業の手数料等の積算根拠をインタ</p>	

<p>ーネットで公開しているか調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>① 検査検定制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 27 法人の 39 事業 (59.1%) (5 府省)、一部の内容しか公開されず検証できない事業が 20 法人の 27 事業 (40.9%) (5 府省) となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。</p> <p>② 資格制度については、積算根拠が全く公開されていない事業が 59 法人の 164 事業 (95.9%) (6 府省)、一部の内容しか公開されず検証できない事業が 5 法人の 7 事業 (4.1%) (3 府省) となっており、全ての事業で手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されていない。</p> <p>しかしながら、受験者等の立場からみると、推薦等事業であっても、受益者負担の観点から手数料等を納付することは委託等事業と全く同じであることから、受験者等が手数料等の額の妥当性を検証することができるように、委託等事業と同様、推薦等事業についても積算根拠を公開する必要があると考えられる。</p> <p>(事業の実施主体における公開状況)</p> <p>改革実施計画においては、手数料等の積算根拠をインターネットにより公開することについて、委託等事業又は推薦等事業にかかわらず、事業の実施主体は義務付けられていない。</p> <p>今回、当省が、詳細調査の対象とした 142 公益法人のうち、検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている 138 法人の 332 事業 (検査検定制度 87 事業及び資格制度 245 事業) について、各法人が各事業の手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか調査したところ、手数料等の額の妥当性を検証することができる内容の積算根拠が公開されているものは 1 法人 (1 事業) のみとなっていた。</p> <p>しかしながら、受験者等は、検査検定制度及び資格制度に係る情報について、手数料等や申請手続等が詳細に掲載されている公益法人のホームページから入手しているとみられることから、説明責任を果たすことに加え、公益事業の透明性の確保の観点からも、制度所管府省だけではなく、事業の実施主体である公益法人のホームページにおいても手数料等の積算根拠を公開する必要があると考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度において、検査等の対価を伴う公益事業における手数料等の適正化及び透明化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 手数料等の積算資料がないもの及び一部の内容しか確認できないものにつ</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-イ-③</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ-④</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥</p>
---	---

いては、手数料等の妥当性を検証すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

② 手数料等の設定・見直しについて、不適切な例として個別に指摘しているものについては、次のとおり、速やかに改善のための措置を講ずること。

また、viiテキスト代金の引下げの検討及びviii登録料の妥当性の検証に係る事項については、問題を指摘していない制度についても、利用者の負担軽減の観点から検証等を行い、改善が必要なものについては、速やかに改善のための措置を講ずること。

i 積算の内容が実費より高くなっているなど、不適切な積算を行っているもの等については、実費を踏まえ、これを見直すこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省)

ii 収入超過による剰余金が発生しているものについては、これを原資にして、手数料等を引き下げるなどの見直しを行うこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

iii 事業経費を削減したものについては、今後の収支状況を勘案し、手数料等の引下げについて検討すること。(厚生労働省)

iv 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の手数料等に差額を設けているものについては、妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。(経済産業省、国土交通省、環境省)

v 試験の全部又は一部を免除しているものについては、これに合わせて、手数料等を引き下げる。なお、当該割引可能額を割引制度導入の際に増加する経費が上回る場合など、割引制度の導入が困難な場合は、その理由、積算根拠等を公開すること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

vi 審査業務の全部又は一部を省略しているものについては、これに合わせて、手数料等の引下げなどを行うこと。(国家公安委員会(警察庁)、総務省)

vii テキスト代金を含む受講料を徴収している場合には、(i)インターネットサイトからダウンロードすることが可能であるものや既に所持していることが予想されるもの、(ii)講習においては必ずしも使用しないもの、(iii)必要以上に高額となっているもの、(iv)テキスト本体の価格を表示しておらず、利用者が金額の妥当性を検証できないもの、(v)受講料に占めるテキスト代金の割合が高いものなど、利用者に過度な負担をかけている場合は、これを改善するとともに、必要に応じ、テキスト代金の引下げを検討すること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

viii 登録料の設定に当たっては、利用者負担の軽減の観点から、各資格制度における登録事業の業務量に見合ったものとなっているかについて、特に

人件費の多寡に留意しつつ、その額の妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。(金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

③ 手数料等の積算根拠の公開について、次の措置を講ずること。

i 委託等事業に係る手数料等の積算根拠を公開していないもの及びその内容が不十分となっているものについては、速やかにこれを適切に公表すること。(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

ii 推薦等事業の所管府省は、委託等事業と同様に、推薦等事業についても、公益事業の透明性の確保及び受験者等に対する説明責任を果たす観点から、原則として、手数料等の積算根拠をインターネットで公開すること。  
(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

また、内閣府は、推薦等事業の所管府省における積算根拠の公開の実施状況について、毎年度の「特例民法法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなどのフォローアップを行うこと。

iii 事業の実施主体である公益法人による手数料等に係る積算根拠のインターネットにおける公開について検討すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成８年９月２０日閣議決定）＜抜粋＞

- ２．公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙１のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
- ３．また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙２のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。

（別紙１）公益法人の設立許可及び指導監督基準＜抜粋＞

２．事業

- （５）対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

（別紙２）公益法人に対する検査等の委託等に関する基準＜抜粋＞

１．検査等の公益法人への委託等

- （２）検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- （６）検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

２．検査等の推薦等

- （６）推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。

○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（平成８年１２月１９日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＜抜粋＞

（基準）

- （５）対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

（運用指針）

- （１）公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- （２）このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければなら

ない。

(3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

○ **公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）〈抜粋〉**

（公益認定の基準）

第 5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 ～ 五 （略）

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

（公益目的事業の収入）

第 14 条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（注） 下線は当省が付した。

表Ⅱ－１－② 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）＜抜粋＞

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

(1) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。

(2) 委託等

事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

(3) 推薦等

法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(3) 料金の決定及び積算根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せインターネットで公開する。

(略)

(5) 指導監督の適正な実施

委託等を行う府省は、法令に定められたところにより、委託等を受ける法人に対する指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努める。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－１－③ 特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人  
の指導・監督に係る関係規定

○ 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定) <抜粋>

2. 事業

(4) 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっており、かつ、その対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。

なお、法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等（以下「検査等」という。）の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。

7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(2) 所管官庁は、その所管する法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。特に、法令の規定に基づく検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行うこと。

○ 特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定) <抜粋>

2 業務の見直しに関する事項

(2) 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。法人においては、当該事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その状況及び手数料等の積算根拠が、ホームページへ掲載するなど国民が容易にその内容を把握できるような適切な手段により公表されていること。

(5) 法律の規定に基づき法人が行っている事務・事業を所管する府省は、法令に定められたところにより、当該法人の指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努めていること。

3 法人の機関等に関する事項

(4) 企業会計基準その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適正な会計処理が行われていること。

5 定期的な見直し

各府省は、社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の規定に基づき法人が行っている国の事務の必要性、補助金等の政策的必要性等について、法人の特性に応じ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表する。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－１－(1)－① 手数料等の引下げ等を求める国民からの意見

意見の概要	件数	個別の内容（主なもの）
検査手数料等の算出方法を明らかにしてほしい。	16	同じ検査を実施した場合でも、請求される検査手数料が異なることがあるので、検査手数料の請求に当たっては、その算出方法を明らかにしてほしい。
		資格者証の更新手数料が高額であるので、その算出方法を明らかにしてほしい。
更新検査は新規検査と比べて審査に手間が掛からないと思われるので、更新検査の手数を安くしてほしい。	3	現場審査を要する新規検査手数料に比べて、書類審査のみである更新審査手数料に割高感がある。
検査の実施件数などに応じて手数料を割引してほしい。	80	一回の検査で複数台の製品を検査する場合、検査手数料を割引してほしい。
		検査には丸一日かかるものと、数時間で終わるものがあるが、どちらも同じ検査手数料であるので、検査に時間を要しないもの場合の手数を割引してほしい。
資格試験において、受験科目が免除される場合に受験料を減額してほしい。	13	一回で合格するのは難しい試験なので何度も受験する者が多く、科目合格制が採用されているが、全科目受験する者と一部科目のみ受験する者が同じ受験料なのはおかしいので、科目免除の場合は受験料を減額してほしい。
		学科試験合格後に実技試験を受験することになるが、学科試験で不合格であっても実技試験分の受験料が返還されないのはおかしいと思うので、学科試験と実技試験の受験料を分けて、不公平感をなくしてほしい。
講習で使用するテキストについて、既に所持しているような場合、希望者だけ購入する仕組みにしてほしい。	11	講習で使用するテキストについて、既に所持している場合や職場にあるものを講習時に借用することができる場合もあるので、希望者だけ購入する仕組みにし、法改正やテキストの変更部分を抜粋したものだけを配布するなどして、テキスト購入に係る費用が軽減されるよう工夫してほしい。
		再講習では前回講習時と全く同じテキストが使用された。テキストを持参する場合には、受講料からテキスト代を割り引いてほしい。
受験申込書を無料で配布してほしい。	6	受験申込書が有料の場合、受験者が多いときは、会社にとっては申込書を入手するだけで負担となるので、申込書を無料で配布してほしい。
		インターネットからダウンロードする方法などにより、申込書を無料で配布してほしい。
講習の実施場所が遠方である場合や講習期間が長い場合、交通費や旅費の負担が大きいのでなんとかしてほしい。	39	講習は東京のみで実施されており、講習期間中、東京に滞在して受講している人や、新幹線で毎日通っている人もおり、宿泊費や交通費を負担に感じている。
		試験会場が遠方にあり、資格を取得するためには宿泊費や交通費がかかり経済的負担も大きいので、試験会場を増やしてほしい。

(注) 以下の方法により聴取等した結果に基づき当省が作成した。なお、寄せられた意見の総数は644件であり、そのうち手数料の引下げ等を求める意見を掲載している。

- ・内閣府の「国民の声」における意見要望（平成22年2月17日～同年6月17日）
- ・総務省行政評価局がホームページにおいて国民から聴取した意見要望（平成22年7月1日～同月23日）
- ・総務省管区行政評価局等が全国で実地調査し、受検者、資格取得者及び関係団体等から聴取した意見要望（平成22年10月1日～同年11月30日）

表Ⅱ－１－(2)－ア－(ア)－① 所管府省が公開している積算根拠の例（文部科学省：技術士）

第二次試験受験手数料	
料金	14,000 円
積算根拠	<p>3,782 円（人件費）＋10,265 円（物件費）＝14,000 円</p> <p>人件費：職員給与 110,157 千円            福利厚生費 10,355 千円            退職手当引当金 3,188 千円            計 123,700 千円</p> <p><math>123,700 \text{ 千円} \div (1,820 \text{ 時間/年} \times 11.5 \text{ 人}) = 5,910 \text{ 円/時間}</math></p> <p><math>5,910 \text{ 円} \times 0.64 \text{ 時間/件} = 3,782 \text{ 円/件}</math></p> <p>物件費：委員手当 2,095 円/件            諸謝金 2,215 円/件            職員旅費 118 円/件            委員等旅費 558 円/件            印刷製本費 524 円/件            通信運搬費 261 円/件            賃借料 1,158 円/件            賃金 699 円/件            電算機システム費 52 円/件            事務所等賃借料 1,226 円/件            その他 1,359 円/件            計 10,265 円/件</p>

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-② 調査対象法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の内容

法人名	検査検定制度名	手数料の積算根拠の内容
(財) 日本交通管理技術協会	普通自転車の型式認定	○
(財) 保安電子通信技術協会	遊技機の型式の検定	○
(財) 日本消防設備安全センター	消防用設備等の認定	△
	特殊消防用設備等の性能評価	△
(社) 日本内燃力発電設備協会	消防用設備等の認定	△
(社) 日本電気協会	消防用設備等の認定	○
(財) テレコムエンジニアリングセンター	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	○
(財) 日本防災協会	防災性能の確認	△
(財) 電気通信端末機器審査協会	技術基準適合認定(端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認)	△
(財) 日本繊維製品品質技術センター	防災性能の確認	○
(社) 全国避難設備工業会	消防用設備等の認定	○
(社) 日本消防放水器具工業会	消防用設備等の認定	△
(社) 電線総合技術センター	消防用設備等の認定	×
	特定電気用品の適合性検査	×
(財) 原子力安全技術センター	放射性同位元素等の運搬の安全確認	△
	放射性同位元素の使用施設等の検査	△
	放射性同位元素等の運搬物確認	△
(財) 日本食品分析センター	製品検査	○
(財) 食品環境検査協会	製品検査	○
(財) 日本冷凍食品検査協会	製品検査	×
(社) 日本ボイラ協会	特定機械等の検査	×
	小型ボイラー等の個別検定	×
(社) ボイラ・クレーン安全協会	特定機械等の検査	×
	小型ボイラー等の個別検定	×
(社) 日本クレーン協会	特定機械等の検査	×
(社) 産業安全技術協会	小型ボイラー等の個別検定	×
(財) 関西環境管理技術センター	簡易専用水道の管理についての検査	×
(財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の管理についての検査	○
(財) 日本環境衛生センター	簡易専用水道の管理についての検査	×
(財) ビル管理教育センター	簡易専用水道の管理についての検査	○
(社) 日本食品衛生協会	簡易専用水道の管理についての検査	△
(一般・財) 化学物質評価研究機構	簡易専用水道の管理についての検査	×
	構造方法等の認定	○
(財) 日本ガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	△
	特別特定製品の適合性検査	△
	ガス工作物の使用前検査	△
	特定ガス用品の適合性検査	△
(財) 日本エルピーガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	△
(財) 電気安全環境研究所	特別特定製品の適合性検査	○
	特定電気用品の適合性検査	○
(財) 日本品質保証機構	特定電気用品の適合性検査	△
	特定計量器の検定	○
(財) 日本燃焼機器検査協会	特別特定製品の適合性検査	△
	特別特定製品の適合性検査	○
(財) 日本文化用品安全試験所	特別特定製品の適合性検査	○
	簡易専用水道の管理についての検査	×
(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築物等の確認・検査	×
	構造方法等の認定	○
	型式適合認定	○
(財) 日本建築センター	建築物等の確認・検査	×
	構造方法等の認定	○
	型式適合認定	○

法人名	検査検定制度名	手数料の積算根拠の内容	
(財) 日本建築総合試験所	建築物等の確認・検査	×	
	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 日本塗料検査協会	構造方法等の認定	○	
(財) 建材試験センター	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 日本建築防災協会	構造方法等の認定	○	
(財) ベターリビング	建築物等の確認・検査	×	
	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 小林理学研究所	構造方法等の認定	○	
(財) 日本紡績検査協会	構造方法等の認定	○	
(財) 東海技術センター	構造方法等の認定	○	
(社) 日本免震構造協会	構造方法等の認定	○	
(社) 日本膜構造協会	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 日本住宅・木材技術センター	構造方法等の認定	○	
	型式適合認定	○	
(財) 住宅金融普及協会	建築物等の確認・検査	×	
(財) 住宅保証機構	建築物等の確認・検査	×	
(財) 北海道建築指導センター	建築物等の確認・検査	×	
(財) 宮城県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×	
(財) 山口県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	○	
(社) 高知県建設技術公社	建築物等の確認・検査	×	
(財) 沖縄県建設技術センター	建築物等の確認・検査	×	
(財) 気象業務支援センター	気象測器の検定	○	
(財) 新日本検定協会	危険物の積付検査	○	
	危険物のコンテナへの収納検査	○	
(社) 日本海事検定協会	危険物のコンテナへの収納検査	○	
	危険物の積付検査	○	
	液状化物質の積付け検査	○	
(財) 沿岸技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	
(社) 寒地港湾技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	△	
(社) 日本建設機械化協会	特定特殊自動車の検査	○	
(財) 日本自動車輸送技術協会	特定特殊自動車の検査	○	
59法人	延べ87制度	法人数	事業数
○		35	46 (52.9)
△		11	18 (20.7)
×		20	23 (26.4)
合計		66	87 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額と内訳が確認できるもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ確認できるもの、×印は積算根拠がないものを示す。  
3 手数料の積算根拠の内容欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告(注4)以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。  
4 本調査の途上において、申請書類の提出等に当たり過度の負担を求めている状況などがみられたことから、各制度の所管府省及び実施主体において、新年度の事業計画等に反映させることなどにより、早期に改善を行うなどの自主的な取組を進めるため、平成22年12月28日に調査の状況を中間的に公表したものを。

表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦-③ 調査対象法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の内容

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容
(財) 日本無線協会	無線従事者	試験	○
		講習 (認定)	○
		講習 (主任)	○
		講習 (養成施設)	○
(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者	講習	△
		講習	○
(財) 日本データ通信協会	電気通信主任技術者	試験	○
	工事担任者	講習 (養成施設)	○
(財) 消防試験研究センター	危険物取扱者	試験	○
	消防設備士	試験	○
(財) 日本防火協会	防火管理者	講習	△
	防災管理者	講習	○
(財) 日本消防設備安全センター	消防設備点検資格者	講習	△
	防火対象物点検資格者	講習	△
	自衛消防組織統括管理者	講習	△
	防災管理点検資格者	講習	△
(財) 愛知県消防設備安全協会	消防設備士	講習	×
(財) 広島県消防設備管理協会	消防設備士	講習	○
(社) 日本技術士会	技術士	試験	○
		登録	○
(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	講習	×
(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	講習	○
(財) 原子力安全技術センター	放射線取扱主任者	試験	○
		講習	○
(社) 日本アイソトープ協会	放射線取扱主任者	講習	△
	作業環境測定士	講習	△
(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	講習	△
		登録	○
(社) 関西労働衛生技術センター	作業環境測定士	講習	△
(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	講習	×
(社) 日本食品衛生協会	食品衛生管理者	講習	○
	食鳥処理衛生管理者	講習	○
(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	試験	○
		講習	○
		講習	○
(社) 全国ビルメンテナンス協会	清掃作業従事者	講習	○
	技能士	試験	○
(一般・社) 全日本着付け技能センター	技能士	試験	○
(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会	技能士	試験	○
(社) 調理技術技能センター	技能士	試験	○
(社) 金融財政事情研究会	技能士	試験	○
(一般・社) 知的財産教育協会	技能士	試験	○
(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	○
(財) 医療機器センター	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	×
(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	×
(財) 社会福祉振興・試験センター	社会福祉士	試験	○
		登録	○
	介護福祉士	試験	○
		登録	○
精神保健福祉士	試験	○	
	登録	○	
(財) 理容師美容師試験研修センター	管理理容師	講習	△
	管理美容師	講習	△
	理容師	試験	○
	理容師	登録	○
	美容師	試験	○
	美容師	登録	○
(財) 豊成学園 飯塚理容美容専門学校	理容師	講習 (養成施設)	×
	美容師	講習 (養成施設)	×
(財) 全国生活衛生営業指導センター	クリーニング師	講習	×
(社) 日本水道協会	水道技術管理者	講習	○
(財) 給水工事技術振興財団	給水装置工事主任技術者	試験	○
		講習	○
	ボイラー技士	試験	○
		試験	○
		試験	○
		試験	○
(財) 安全衛生技術試験協会	移動式クレーン運転士	試験	○
	発破技士	試験	○
	労働衛生コンサルタント	試験	○
	作業環境測定士	試験	○

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容
(社) 日本ボイラ協会	ボイラー技士	講習	×
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×
	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×
(社) ボイラ・クレーン安全協会	ボイラー技士	講習	×
	移動式クレーン運転士	講習	×
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	×
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×
(社) 日本クレーン協会	クレーン・デリック運転士	講習	×
	移動式クレーン運転士	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
(財) 産業教育センター	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	移動式クレーン運転士	講習	○
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	ガス溶接技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	○
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	○
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	○
	玉掛け技能講習修了者	講習	○
(財) 労働安全衛生管理協会	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×
(財) 港湾労働安定協会	クレーン・デリック運転士	講習	○
	船内荷役作業主任者	講習	○
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	玉掛け技能講習修了者	講習	○
	有機溶剤作業主任者	講習	○
(社) 労働技能講習協会	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	○
	ガス溶接技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	○
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	○
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	○
	玉掛け技能講習修了者	講習	○
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	○
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	×
(社) 建設荷役車両安全技術協会	高所作業車運転技能講習修了者	講習	○
	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
(社) 東京労働基準協会連合会	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接者技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
	玉掛け技能講習修了者	講習	×

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容
(社) 愛知労働基準協会	プレス機械作業主任者	講習	△
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	△
	鉛作業主任者	講習	△
	有機溶剤作業主任者	講習	△
	石綿作業主任者	講習	△
	ガス溶接技能講習修了者	講習	△
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	△
(社) 大阪労働基準連合会	プレス機械作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
	プレス機械作業主任者	講習	×
(社) 広島県労働基準協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	×
	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	プレス機械作業主任者	講習	×
(社) 香川労働基準協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
	鉛作業主任者	講習	×
	有機溶剤作業主任者	講習	×
	石綿作業主任者	講習	×
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×
(財) 日本産業技能教習協会	有機溶剤作業主任者	講習	×
	玉掛け技能講習修了者	講習	×
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×
	ガス溶接技能講習修了者	講習	×
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	×
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	×
	発破技士	講習	△
(社) 東京都火薬類保安協会	コンクリート破砕機作業主任者	講習	×
	エネルギー管理士	試験	○
(財) 省エネルギーセンター	電気主任技術者	講習	○
	電気工事士	試験	○
(財) 電気技術者試験センター	電気主任技術者	交付	○
	電気工事士	試験	○
(財) 電気工事技術講習センター	特種電気工事資格者	講習	△
	認定電気工事従事者	講習	△
(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	試験	○
	中小企業診断士	講習	△
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	試験	○
	ガス主任技術者	交付	○
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者（共管）	試験	○
	公害防止主任管理者（共管）	講習	△
	公害防止管理者（共管）	試験	○
(社) 日本砕石協会	公害防止管理者（共管）	講習	△
(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	講習	×
(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	○
	旅行業務取扱管理者	講習	△
	旅程管理者のうち主任	講習	△

法人名	資格制度名	事業名	手数料の積算根拠の内容	
(社) 全国農協観光協会	旅程管理者のうち主任	講習	×	
(社) 日本添乗サービス協会	旅程管理者のうち主任	講習	×	
(財) 気象業務支援センター	気象予報士	試験	○	
(社) 日本不動産鑑定協会	不動産鑑定士	講習	×	
(社) 日本建設機械化協会	建設機械施工技士	試験	○	
(財) 建設業振興基金	建築施工管理技士	試験	○	
	電気工事施工管理技士	試験	○	
(社) 全国解体工事業団体連合会	解体工事施工技士	試験	△	
(財) 不動産流通近代化センター	宅地建物取引主任者	講習	×	
(社) 全日本不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	×	
		試験	○	
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習(実務)	△	
		講習(交付)	△	
(財) 日本建築防災協会※	特殊建築物等調査資格者	講習	△	
(財) ダム水源地環境整備センター	管理主任技術者(ダム)	試験	△	
(財) 不動産適正取引推進機構	宅地建物取引主任者	試験	○	
(社) 不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	×	
(社) 日本住宅建設産業協会	宅地建物取引主任者	講習	×	
		試験	○	
(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	△	
	旅程管理者のうち主任	講習	△	
(社) 日本自動車整備振興会連合会	自動車整備士	試験	○	
	整備主任者	講習	—	
(社) 札幌地方自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(社) 宮城県自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(社) 愛知県自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	試験	○	
		登録	○	
(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	試験	○	
		登録	○	
(財) 全国建設研修センター	土木施工管理技士	試験	○	
	管工事施工管理技士	試験	○	
	造園施工管理技士	試験	○	
	ダム管理主任技術者(ダム)	講習	△	
	土地区画整理士	試験	○	
	監理技術者資格者証の交付を受けている者	講習	○	
(財) 日本建築設備・昇降機センター	昇降機検査資格者	講習	△	
	建築設備検査資格者	講習	△	
(財) 建築技術教育普及センター	建築士	試験	○	
	建築設備士	試験	×	
(社) 日本建築士会連合会	建築士	登録	○	
(社) 建築設備技術者協会	建築設備士	登録	×	
(財) 建設業技術者センター	監理技術者資格者証の交付を受けている者	交付	○	
(財) マンション管理センター	マンション管理士	試験	○	
		講習	△	
		登録	○	
(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	講習	△	
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	△	
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	試験	○	
		講習	○	
	浄化槽検査員	講習	○	
(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者	講習	○	
(財) 日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者	講習	×	
92法人	延べ220制度	246事業	法人数	事業数
	○		49	111 (45.3)
	△		27	44 (18.0)
	×		29	90 (36.7)
	合計		105	245 (100.0)
	—		1	1

- 注) 1 当省の調査結果による。  
2 表中の○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額とその内訳が確認できるもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ確認できるもの、×印は積算根拠がないもの、—印は他法人の指導等が主な業務で事業の主担ではないものを示す。  
3 手数料の積算根拠の内容欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-①-a

件名	収入超過により剰余金が発生したことから、受験料を引き下げることとしているもの【推奨】																																				
法人名	財団法人社会福祉振興・試験センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	60人 (5人)																												
資格名	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	43,631人(社会) 153,811人(介護) 7,085人(精神)																												
関係法令	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号) 精神保健福祉士法施行令(平成10年政令第5号)																																				
<p>社会福祉士及び介護福祉士法第4条により、社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有するとされており、同法第39条により、介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有するとされている。また、精神保健福祉法第4条により、精神保健福祉士試験に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有するとされている。これら3資格に係る試験事務については、厚生労働大臣の指定を受けた「財団法人社会福祉振興・試験センター」が行っている。</p> <p>上記3資格の取得に係る試験の受験料は、それぞれ政令により定められているが、同法人が保有する平成21年度末の積立金が39.5億円(試験事業安定積立金(28.0億円)、登録事業安定積立資産(6.4億円)、公益事業拡充資金等資産(5.1億円))に達したことから、これら積立金を原資にして、下表のとおり、社会福祉士及び介護福祉士については平成21年度から受験料を引き下げており、精神保健福祉士については平成23年度から受験料を引き下げることとしている。</p>																																					
<p>表 社会福祉士、介護福祉士及び精神福祉士の資格取得に係る受験料の引下げ実績及び今後の予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>平成20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>11,100円</td> <td>9,600円 (-500円)</td> <td></td> <td></td> <td>5,580円 (-4,020円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>12,800円</td> <td>12,500円 (-300円)</td> <td></td> <td></td> <td>10,650円 (-1,850円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td></td> <td>11,500円</td> <td></td> <td></td> <td>9,750円 (-1,750円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										資格区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	社会福祉士	11,100円	9,600円 (-500円)			5,580円 (-4,020円)		介護福祉士	12,800円	12,500円 (-300円)			10,650円 (-1,850円)		精神保健福祉士		11,500円			9,750円 (-1,750円)	
資格区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																															
社会福祉士	11,100円	9,600円 (-500円)			5,580円 (-4,020円)																																
介護福祉士	12,800円	12,500円 (-300円)			10,650円 (-1,850円)																																
精神保健福祉士		11,500円			9,750円 (-1,750円)																																
<p>(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。 2 ( )内の数値は受験手数料の引下げ額を示す。</p>																																					

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－①－b

件名	収入超過により剰余金が発生したことから、検定料を引き下げることとしているもの【推奨】						
法人名	財団法人日本品質保証機構	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)	9人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	906人 (7人)
検査検定名	特定計量器の検定	制度所管	経済産業省	実施形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	23,770件
関係法令	計量法(平成4年法律第51号)						
<p>取引又は証明に使用する特定計量器については、計量法第16条第1項第2号イに基づき、経済産業大臣、都道府県知事、指定検定機関等が、検定(構造検査及び器差検査)を行い、技術上の基準に合格したものでなければ、取引又は証明における計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならないこととされている。</p> <p>また、同法第106条第3項に基づき、経済産業大臣は、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて検定を行うものであること等の指定基準に適合していると認めるときでなければ、指定検定機関の指定をしてはならないこととされている。</p> <p>財団法人日本品質保証機構は、特定計量器に係る指定検定機関の指定を受けて、環境計量器及び一般計量器の一部についての検定業務を実施している。当該業務の検定料は、同法人が定めて経済産業大臣の認可を受けた「特定計量器検定業務規程」において、特定計量器の種類に応じ、2,000円から8万4,300円に設定されている。</p> <p>しかしながら、平成21年度末における同事業の検定料の収支が6,800万円の黒字となったことから、その後の省内事業仕分けにおいて、検定料の見直しが検討され、これを受けた同法人は、検定料を23年度から平均5%程度引き下げることとした。</p>							

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－②－a

件名	講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】							
法人名	財団法人日本建築設備・昇降機センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)		4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	47人 (0人)
資格名	建築設備検査資格者	制度所管	国土交通省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)							
<p>建築基準法第12条第3項において、同法に定める建築設備の所有者は、当該建築設備について、定期的に建築設備検査資格者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされている。</p> <p>建築設備検査資格者は、建築基準法施行規則第4条の20第3項により、建築設備検査資格者講習を修了した者等でなければならないとされており、建築設備検査資格者講習に係る事務については、国土交通大臣の登録を受けた財団法人日本建築設備・昇降機センターが実施している。</p> <p>当該講習は、下表のとおり、建築設備定期検査制度総論等11科目から構成されており、受講料については、同法人が5万400円と定めている。</p> <p>当該講習においては、建築設備士の資格を有する者について、下表の②から⑧までの7科目の受講が免除されており、これに伴い受講料から1万8,900円を割り引いている。</p>								
表 建築設備検査資格者講習の科目と時間								
日程	講習科目						講習時間	
1日目	① 建築設備定期検査制度総論						1.0時間	
	② 建築設備に関する建築基準法令						3.5時間	
	③ 建築学概論						2.0時間	
2日目	④ 換気・空気調和設備						4.5時間	
	⑤ 排煙設備						2.0時間	
3日目	⑥ 電気設備						2.5時間	
	⑦ 給排水衛生設備						2.5時間	
	⑧ 建築設備の耐震規制・設計指針						1.5時間	
4日目	⑨ 建築設備定期検査業務基準						2.5時間	
	⑩ 建築設備に関する維持保全						1.5時間	
	⑪ 修了考査						2.0時間	
合計						25.5時間		
<p>(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>2 網掛けをした講習科目は、申請により免除を受けることができる科目。</p>								

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-②-b

件名	講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】																										
法人名	財団法人日本環境整備教育センター	法人所管	環境省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	12人 (0人)																		
資格名	浄化槽管理士	制度所管	環境省	事業名	講習	実施形態	委託等	受講者数 (平成21年度)	1,542人																		
関係法令	浄化槽法(昭和58年法律第43号) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)																										
<p>浄化槽法第2条第11号において、浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検の業務に従事する者として、浄化槽管理士免状の交付を受けた者とされており、この免状の交付を受けるためには、同法第45条の規定に基づき、浄化槽管理士に係る講習の課程を修了すること等が要件とされている。また、当該講習の事務は、同法第45条の規定に基づき環境大臣の指定を受けた財団法人日本環境整備教育センターが行っている。</p> <p>当該講習については、下表のとおり、7科目から構成されており、受講料については、同法人が12万9,700円と定めている。</p> <p>当該講習においては、浄化槽設備士(浄化槽工事を実地に監督する者として浄化槽設備士免状の交付を受けている者)の資格を有する者について、下表のとおり、「①浄化槽概論」及び「④浄化槽工事概論」の2科目の受講を免除しており、これに伴い受講料から9,500円を割り引いている。</p>																											
<p>表 浄化槽管理士講習の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教科名</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①浄化槽概論</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>②浄化槽行政</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>③浄化槽の構造及び機能</td> <td>22時間</td> </tr> <tr> <td>④浄化槽工事概論</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>⑤浄化槽の点検、調整及び修理</td> <td>30時間</td> </tr> <tr> <td>⑥水質管理</td> <td>10時間</td> </tr> <tr> <td>⑦浄化槽の清掃概論</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 財団法人日本環境整備教育センターの資料に基づき当省が作成した。 2 網掛けをした講習科目は、申請により免除を受けることができる科目。</p>										教科名	時間数	①浄化槽概論	8時間	②浄化槽行政	4時間	③浄化槽の構造及び機能	22時間	④浄化槽工事概論	4時間	⑤浄化槽の点検、調整及び修理	30時間	⑥水質管理	10時間	⑦浄化槽の清掃概論	2時間	合計	80時間
教科名	時間数																										
①浄化槽概論	8時間																										
②浄化槽行政	4時間																										
③浄化槽の構造及び機能	22時間																										
④浄化槽工事概論	4時間																										
⑤浄化槽の点検、調整及び修理	30時間																										
⑥水質管理	10時間																										
⑦浄化槽の清掃概論	2時間																										
合計	80時間																										

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－③

件名	講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、受講者に無償で提供しているもの【推奨】								
資格名	整備主任者	制度 所管	国土交通 省	事業名	講習	実施 形態	直轄	受講者数 (平成20年度)	145,411人
関係法令	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）								
<p>自動車整備事業者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号により、事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させなければならない（当該事項を統括管理する者を「整備主任者」という。）とされている。また、同項第6号により、運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせなければならないとされている。</p> <p>整備主任者の研修は、法令研修及び技術研修に区分されており、法令研修は国が実施している。</p> <p>当該法令研修で使用するテキストについては、これまで社団法人日本自動車整備振興会連合会が作成し、全ての受講者に有償配布（1,000円）していたが、平成22年度からは、国土交通省がこれを作成し、同省のホームページに掲載している。</p> <p>これにより、研修受講者は、あらかじめ当該研修資料を国土交通省のホームページから印刷することにより、無償で入手することが可能となっている。</p>									

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-a

件名	認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの																								
法人名	財団法人日本交通管理技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	21人 (6人)																		
検査検定名	普通自転車の型式認定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	推薦等※	実施件数 (平成21年度)	54件																		
関係法令	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）																								
<p>○ 自転車の製作、組立て又は販売を業とする者は、道路交通法施行規則第39条の5第1項により、その製作し、組み立て、又は販売する自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができるとされている。</p> <p>当該認定事務は、国家公安委員会の指定を受けた財団法人日本交通管理技術協会が行っており、認定料については、同法人が23万5,000円と定めている。</p> <p>認定料の積算内訳をみると、1件当たりの申請について、検査料(外部検査機関への委託費)、審査委員会費、事務費を積み上げており、このうち、審査委員会費は、2か月に1回開催している審査委員会の委員手当(3万円)、交通費(1万7,000円)、会議場借用費(2万円)とされている。</p> <p>しかしながら、同審査委員会における審査件数をみると、下表のとおり、1開催当たり平均7.6件の申請を審査していることから、1件当たりの認定料の積算において、委員会1開催分の経費を全額盛り込むのは過大な積算である。</p> <p style="text-align: center;">表 審査委員会における1開催当たりの審査件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49件</td> <td>22件</td> <td>26件</td> <td>78件</td> <td>54件</td> <td>229件</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">1開催当たりの平均審査件数(229件/5年/6回(年間開催回数))</td> <td>7.6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>○ 当省の試算では、上記の委員手当、交通費、会議場借用費については、合計額(6万7,000円)を平均審査件数(7.6件)で除した額(8,816円)が1件当たり単価となり、最大で5万8,184円(6万7,000円-8,816円)の認定料の減額が可能と考えられる。</p>								17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	49件	22件	26件	78件	54件	229件	1開催当たりの平均審査件数(229件/5年/6回(年間開催回数))					7.6件
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計																				
49件	22件	26件	78件	54件	229件																				
1開催当たりの平均審査件数(229件/5年/6回(年間開催回数))					7.6件																				

※ 本調査においては、「法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの」に類する事業についても、当省において推薦等事業として整理している。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-b

件名	認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの					
法人名	社団法人日本電気協会	法人所管	経済産業省		役員数(人) (国家公務員出身者数)	4人 (1人)
検査検定名	消防用設備等の認定	制度所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)					

- 特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされており、同法施行規則第31条の4に基づき消防庁長官が登録する法人が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

社団法人日本電気協会では、消防用設備等のうち、キュービクル式非常電源専用受電設備など5品目の認定業務を行っており、これらの認定料は同法人が定めている。

このうち、キュービクル式非常電源専用受電設備の型式認定料は、表1のとおり、最大設備容量ごとに新規認定料及び更新認定料が設定されている。新規認定と更新認定の差異は、現場審査業務の有無となっており、認定料の差額は、5万2,500円となっている。

表1 キュービクル式非常電源専用受電設備の型式認定料一覧 (単位:円)

区 分	新規認定(A)	更新認定(B)	差額 (A)-(B)
最大設備容量が500kVA以下のもの	367,500	315,000	52,500
最大設備容量が500kVAを超え750kVA以下のもの	420,000	367,500	
最大設備容量が750kVAを超え1000kVA以下のもの	472,500	420,000	
最大設備容量が1000kVAを超え1500kVA以下のもの	525,000	472,500	
最大設備容量が1500kVAを超え2000kVA以下のもの	577,500	525,000	

(注) 日本電気協会の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、新規認定料の積算をみると、現場審査業務に係る経費は14万6,000円となっていることから、現場審査業務を行わない更新認定料については、本来であれば、新規認定料から14万6,000円を割り引く必要があるにもかかわらず、その額は5万2,500円にとどまっている。

- 当省の試算では、更新認定料については、1件当たり最大で9万3,500円(14万6,000円-5万2,500円)の手数料の減額が可能と考えられる。
- キュービクル式非常電源専用受電設備の更新認定料については、表2のとおり、新規認定料に比べて更新認定料が高すぎるなどとして、減額を求める複数の事業者からの意見がある。

表2 更新認定料の引下げを求める事業者の意見

区分	内容
A事業者	新規認定料は36万7,500円であるのに対し、更新認定料は31万5,000円で、その差は5万2,500円しかない。更新認定は図面等書類の審査のみであり、新規認定と比べて手数料が高すぎる。
B事業者	更新認定料は、新規認定料と比べてそれほど安くない。社団法人日本電気協

	会の手数料規程で一律に定められており、根拠は不明で全体的に高すぎる。
C事業者	現場審査を要する新規認定料が36万7,500円であるのに対し、書類審査のみである更新認定料が31万5,000円となっており、更新認定料は割高である。
D事業者	更新認定の方法は、現場審査が省略され、書類審査のみ行われる。しかし、書類審査における法人からの修正指示は、認定基準に適合しているか否かといった技術的なものではなく、提出図面に表記している電気用図記号に係る形式的な文言修正指示がほとんどである。この程度の指摘内容で、31万5,000円の手数料は高額すぎる。

(注) 当省の調査結果による。

- 社団法人日本電気協会では、本件手数料について、新規認定料から現場審査業務料金の全額を差し引くとともに原価を基準とした適正な認定料となるよう平成24年4月に見直す予定としている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-c

件名	受講料の積算において、精査が必要なもの								
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)								

○ 水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないとされている。

この水道技術管理者の資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、

- ・10年以上の実務経験
- ・一定の学歴とそれに応じた実務経験
- ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされている。

講習の内容は、①座学形式による「学科講習」(15日間、受講料14万円)と、②水道事業者の浄水場等において施設の運転管理等を実地に学ぶ「実務研修」(15日間、受講料12万6,000円)で構成されており、受講料は同協会が定めている。

このうち、②の実務研修については、同協会が一定の要件を満たす水道事業者の実務研修の実施を委託し、受講者を受け入れた水道事業者の職員がその所属する水道事業者の施設において実地に研修を行うこととしており、これに伴う経費(委託料)を受講者数で割り戻すことにより、1人当たり受講料を積算している。

受講料の具体的な積算方法をみると、表1のとおり、実務研修業務を受託する水道事業者1人当たりの受入人数を3人とし、15日間、水道事業者の職員1人が常時研修に関わるものとして職員1人当たりの給与費、法定福利費及び事務費を基に受講生1人当たり12万6,000円と積算している。

表1 実務研修の受講料の積算方法

	給与費	法定福利費	事務費	受講生1人当たり受講料
	2,538円(※)×7時間 ×15日 =26万6,490円…A	A×27.2%(※) =7万2,485円…B	(A+B)×10%(※) =3万3,898円…C	(A+B+C)÷3人 =12万4,291円(※)
積算額	(※)平成18年度地方公営企業年鑑の水道事業の平均値を基に積算した1時間当たりの職員給与費	(※)平成18年度地方公営企業年鑑の平均値を基に積算した法定福利費率	(※)事務費率を10%と設定	(※)千円以下を切り捨て、受講生1人当たり12万円とし、これに消費税を加算して、受講料を12万6,000円と積算

(注) 当省の調査結果による。

しかしながら、講習の実施内容をみると、水道事業者の職員1人が15日間の全ての時間を実務研修に費やすものとされているが、実際には、全ての時間を実務研修に費やしているのか不明確であることから、積算についての精査が必要と考えられる。

- 資格保有者からは、表2のとおり、当該講習の受講料が高額であるとして、その減額を求める意見がある。

表2 受講料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	学科講習、実務研修がそれぞれ20日程度実施され、宿泊費、交通費等を含めると1人当たり100万円ほどの経費がかかる。会社負担ではあるが高すぎるのでなんとかしてほしい。
資格者B	当該講習の受講会場は、平成22年度では東京都、大阪市及び福岡市の3都市のみであり、北海道から参加する場合、宿泊費や交通費等を含めると相当な負担となることから、受講料だけでも減額してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-d

件名	受講料の設定において、不適切な積算を行っているもの								
法人名	社団法人日本食鳥協会			法人所管	農林水産省		役員数 (国家公務員出身者数)	2人 (0人)	
	社団法人日本食品衛生協会				厚生労働省			2人 (1人)	
資格名	食鳥処理衛生 管理者	制度 所管	厚生労働省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	525人
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号)								

○ 食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。

食鳥処理衛生管理者は、同法第12条第5項第4号により、①中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者、②厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者でなければならないとされている。

当該講習会の登録を受けようとするときは、同法施行令第8条により、その実施者は、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならないとされており、社団法人日本食鳥協会、社団法人日本食品衛生協会及び全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会が連名で登録申請を行い当該講習を共同開催している。

同講習の受講料(テキスト代金を含む)は、3法人が6万円と定めており、社団法人日本食品衛生協会の平成19年の収支をみると、収入総額(受講料)は2,754万円(459人×6万円)、支出総額は2,754万円で収支差額は0円となっている。

しかしながら、支出の内容を詳細にみると、以下のとおり、受講者の飲料代など手数料に盛り込む必要のないものや実際の受講者数(459人)を大幅に上回る修了証明書を作成するなど、受講料の中には、これらの不適切な経費が盛り込まれている。

表 支出計上された経費のうち、削減の余地が認められるもの

科目	摘要		
会議費	①受講者飲料代	@ 450円	× 500人=225,000円
印刷製本費	②修了証明書 本文印刷	@ 52.5円	× 900枚= 47,250円
	③修了証明書 記名	@ 84円	× 938人= 78,792円
	④封筒印刷	@17.85円	×1,000枚= 17,850円

(注) 法人の資料(平成19年食鳥処理衛生管理者の登録講習会収支決算書)に基づき当省が作成した。

○ 当省の試算では、1人当たり最大で608円【①飲料代450円、②終了証明書本文印刷代50円((4万7,250円-52.5円×459人)÷459人)、③終了証明書記名87円((7万8,792円-84円×459人)÷459人)、④封筒印刷代21円((1万7,850円-17.85円×459人)÷459人)】の減額が可能と考えられる。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑤－a

件名	検定料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、検定料の額を据え置いているもの						
法人名	財団法人保安電子通信技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	5人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	180人 (40人)
検査検定名	遊技機の型式の検定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	1,449件
関係法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）						

○ 遊技機の製造業者又は輸入業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項に基づき、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機に該当しない旨の技術上の規格に適合しているか否かについて、都道府県公安委員会の検定を受けることができるとされている。

また、同法第20条第5項に基づき、都道府県公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされている。

遊技機の型式の検定（型式試験）に係る手数料については、各都道府県が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）で定める額を徴収することを標準として、条例により定めることとされているが、実態としては、全国一律で同政令において定められた金額（型式試験手数料16万8,200円～181万200円）に設定されている。

当該試験業務については、国家公安委員会の指定を受けた財団法人保安電子通信技術協会が実施しており、各都道府県条例で定められた手数料を徴収している。

しかしながら、同法人における型式試験の実施に係る収支状況をみると、下表のとおり、継続して事業収入の10%に当たる約3億円の事業活動収支差額（剰余金）が発生しているが、手数料（各都道府県が条例により定める手数料の標準となっている政令）の見直しは行われていない。

表 遊技機の型式試験の実施に係る収支状況

(単位：万円、%)

区 分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	228,325	240,386	242,534	244,281	229,450
事業活動支出	192,298	204,636	211,145	214,428	200,712
事業活動収支差額（剰余金）	36,027 (15.8)	35,750 (14.9)	31,389 (12.9)	29,853 (12.2)	28,738 (12.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。

3 ( ) 内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

○ 国家公安委員会（警察庁）では、手数料の引下げや、試験を途中で終了した際に、手数料の一部を申請者に返還することで剰余金の多くは解消されるとして、これらにより対応することを検討中としている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑤－b

件名	受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの							
法人名	財団法人日本無線協会	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)		4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	62人 (40人)
資格名	無線従事者	制度所管	総務省	事業名	試験講習養成課程	実施形態	委託等推薦等	受験者数等(平成21年度) 47,854人(試験) 721人(主任講習) 75人(認定講習) 33,876人(養成課程)
関係法令	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号) 無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)							

- 無線局の無線設備の操作は、電波法第39条第1項の規定に基づき、「無線従事者」の資格を有する者、又は、「主任無線従事者」の資格を有する者の監督を受けている者でなければ行つてはならないこととされている。
- このうち、無線従事者の資格は、同法第40条第1項の規定に基づき、操作する無線設備の種類、通信実施区域等により、「第1級総合無線通信士」、「第1級海上無線通信士」等の23種類に区分されている。これらの資格を取得しようとする場合には、同法第41条第2項の規定に基づき、①総務大臣が指定する機関の実施する試験に合格すること、②一定の実務経験を有し、総務大臣が認定する機関の実施する講習課程を修了すること、③総務大臣の認定する機関の実施する養成課程を修了すること、又は、④無線通信に関する科目を修めて学校を卒業することのいずれかの要件を満たすことが必要とされている。
- 上記の試験等については、現在、財団法人日本無線協会が行っており、これらのうち、養成課程の受講料については、同協会が独自に設定(公募養成課程の場合：2万1,700円～21万8,050円)している。
- しかしながら、養成課程事業に係る収支状況をみると、下表のとおり、平成20年度の623万円を除き、毎年度、2,000万円以上の事業活動収支差額(剰余金)が発生しているが、受講料の見直しは行われていない。

表 養成課程事業の収支状況

(単位：万円、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	40,466	45,051	46,532	43,582	58,257
事業活動支出	36,506	42,676	43,694	42,959	51,418
事業活動収支差額(剰余金)	3,960 (9.8)	2,375 (5.3)	2,838 (6.1)	623 (1.4)	6,839 (11.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 事業活動支出は、事業費と管理費等の合計額である。  
3 ( )内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

- 当省の試算では、1人当たり最大で1,352円(3,327万円(注1)÷24,616人(注2))の受講料の減額が可能と考えられる。
- (注) 1 平成17年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額  
2 平成17年度から21年度までの養成課程受講者数の平均人数

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-c

件名	受験料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受験料の額を据え置いているもの								
法人名	社団法人中小企業診断協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	中小企業診断士	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	1次：15,056人 2次(筆記)：5,331人 2次(口述)：955人
関係法令	中小企業支援法(昭和38年法律第147号) 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成12年通商産業省令第192号)								

- 中小企業支援法第11条に基づき、経済産業大臣は、中小企業者とその経営資源に関し、適切な経営の診断及び助言を受ける機会を確保するため、中小企業診断士試験の合格者等を中小企業診断士として登録している。
- 当該試験事務については、経済産業大臣の指定を受けた社団法人中小企業診断協会が実施しており、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則において定められた受験料(1次試験：1万4,400円)を徴収している。
- しかしながら、同協会における1次試験の収支状況をみると、下表のとおり、毎年度、事業活動収支差額(剰余金)が発生しているが、受験料の見直しは行われていない。

表 中小企業診断士に係る1次試験の収支状況

(単位：万円、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	19,406	23,896	24,258	25,826	28,879
事業活動支出	19,111	20,894	22,421	24,389	25,754
事業活動収支差額(剰余金)	295 (1.5)	3,002 (12.6)	1,837 (7.6)	1,437 (5.6)	3,125 (10.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。  
3 ( )内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

- 当省の試算では、1人当たり最大で1,141円(1,939万円(注1)÷1万6,981人(注2))の受験料の減額が可能と考えられる。

- (注) 1 平成17年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額  
2 平成17年度から21年度までの1次試験の受験申込者数の平均人数

- なお、経済産業省では、「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」(平成22年6月18日行政刷新会議)を受け、当協会の収支等を精査したところ、第1次試験の受験料については、引き下げる余地があると判断し、平成24年度からの受験料の引下げについて、現在検討中としている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-d

件名	受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの									
法人名	社団法人日本ホームヘルス機器協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)		11人 (0人)
資格名	医療機器販売営業管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	3,096人(基礎) 8,998人(継続)	
関係法令	薬事法(昭和35年法律第145号) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号) 薬事法施行規則第91条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(平成16年厚生労働省令第62号)									

○ コンタクトレンズ等の高度管理医療機器等の販売又は賃貸を行う事業者は、薬事法第39条の2の規定に基づき、販売又は賃貸を実地に管理させるため、営業所ごとに医療機器販売営業管理者を置かなければならないこととされている。

当該医療機器販売営業管理者の資格を取得しようとする場合には、薬事法施行規則第162条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する基礎講習を修了するとともに、資格取得後は、同法施行規則第168条の規定に基づき、厚生労働大臣に届出を行った機関が実施する継続研修を毎年度受講することが必要とされている。

当該講習及び研修事務については、厚生労働大臣の登録を受けた社団法人日本ホームヘルス機器協会が実施しており、受講料は同法人が定めている(1万5,000円(基礎)、6,000円(継続))。

しかしながら、当該講習及び研修事業に係る収支状況をみると、下表のとおり、厚生労働省の指導により、基礎研修の受講料を1万7,000円から1万5,000円に値下げした平成18年度を除き、継続して事業収入の10%を超える事業収支差額(剰余金)が発生しているが、平成19年度以降、受講料の見直しは行われていない。

なお、同法人では、平成17年度に将来における受講者減少による収入減少時の赤字補填を目的とした「管理者講習等準備引当資産」を創設し、これらの収支差額を積み立てており、21年度で合計3億1,000万円を留保している。

表 基礎講習及び継続研修事業の収支状況(「販売管理者講習特別会計」)

(単位:万円)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
講習事業収入	59,814	10,313	9,359	9,531	10,571
講習事業支出	34,017	10,807	8,133	8,294	8,863
講習事業収支差額(剰余金)	25,797 (43.1)	▲494 (-)	1,226 (13.1)	1,237 (13.0)	1,708 (16.2)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。  
3 ( )内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

○ 当省の試算では、1人当たり最大で1,217円(1,390万円(注1)÷11,414人(注2))の検査料の減額が可能と考えられる。

なお、同法人では、今後はできる限り多くの都道府県で講習を開催するなど、まずは受講者の利便性を考慮し、今後の受講者の推移や収支を勘案し、受講料の減額が可能と考えるとしている。

- (注) 1 平成19年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額  
2 平成19年度から21年度までの基礎講習及び継続研修を合算した平均受講者数

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-e

件名	登録料等収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、登録料等の額を据え置いているもの								
法人名	財団法人大阪タクシーセンター	法人所管	国土交通省		役員数 (国家公務員出身者数)			8人 (3人)	
資格名	登録運転者	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	委託等	登録者数 (平成21年度)	3,373件
関係法令	タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号) タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和45年運輸省令第66号)								

○ タクシー業務適正化特別措置法第3条により、タクシー事業者は、指定地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないとされている。また、同法第4条により、原簿への登録は、国土交通大臣が行うこととされているが、同法第19条により、国土交通大臣は、申請により、指定地域ごとにその登録を受けた者に、当該指定地域に係る国土交通大臣の事務(登録等事務)の全部又は一部を行わせることができることとされている。

大阪地域においては、当該登録等事務について、財団法人大阪タクシーセンターが実施している。

登録等事務(新規登録、登録原簿の閲覧、乗務者証の交付等)の手数料は、実施機関が個別に設定しているが、財団法人大阪タクシーセンターでは、タクシー業務適正化特別措置法施行規則において定められた手数料(国が実施する場合の手数料)を準用し、これを徴収(申請の種類に応じ、400円から1,700円までの手数料を徴収)している。

しかしながら、同センターでは、下表のとおり、平成19年度以降、事業活動収入に対して23.3%ないし37.4%の事業活動収支差額(剰余金)が発生しているが、手数料の見直しは行われていない。

表 財団法人大阪タクシーセンターにおける登録等事務に係る収支状況

(単位:万円、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業活動収入	2,070	1,934	2,446	2,404	2,609
事業活動支出	2,033	2,028	1,532	1,834	2,001
事業活動収支差額(剰余金)	37 (1.8)	▲94 (-)	914 (37.4)	570 (23.7)	608 (23.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業活動支出は、事業費と管理費の合計額である。

3 ( )内は、事業活動収入に対する剰余金の割合を示す。

○ 当省の試算では、1申請当たり最大で100円(407万円(注1)÷4万395件(注2))の手数料の減額が可能と考えられる。

(注) 1 平成17年度から21年度までの事業活動収支差額(剰余金)の平均額

2 平成21年度の登録業務件数実績

○ 同法人では、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)附則第3項に基づき、制度の在り方について検討を加え、今後のタクシー事業の規制の方針を決定することとしている特定地域の指定期限の到来時(平成24年10月)に合わせて手数料の見直しを検討することとしたいとしている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑥

件名	講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、手数料の見直しを検討する必要があるもの								
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)								

○ 水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないとされている。

この水道技術管理者の資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、

- ・10年以上の実務経験
- ・一定の学歴とそれに応じた実務経験
- ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされている。同協会は、同法施行規則第14条の8の規定に基づき、受講料の額を自ら設定することとされている。

この講習は、①座学形式による「学科講習」(15日間、受講料14万円)と、②水道事業者の浄水場等において施設の運転管理等を実地に学ぶ「実務研修」(15日間、受講料12万6,000円)で構成されている。このうち、①の学科講習の受講料については、同協会において、研修会場費、講師謝礼金、教材費、昼食費等の直接費と、役員人件費、通信運搬費、光熱水費等の間接費を合算した講習会実施費用を受講者数で割り戻して1人当たりの受講料を積算している。

平成22年度における学科講習に係る経費(予算)の内容をみると、表1のとおり、平成21年度実績と比較して、合計で約1,017万円(研修会場費及び講師謝礼金ではそれぞれ200万円、教材費では93万円、印刷費で105万円等)の経費が削減されるが、受講料は前年度と同額のままで見直しは行われていない。

表1 学科講習に係る支出の状況(予算額ベース・直接費分) (単位:万円)

区分	研修会場費	講師謝礼金	教材費	印刷費	旅費	実施バス代	昼食費	通信運搬費	その他	支出合計
平成21年度	230	344	1,148	595	150	200	614	87	348	3,716
平成22年度	30	144	1,055	490	137	292	114	78	359	2,699
差額	▲200	▲200	▲93	▲105	▲13	92	▲500	▲9	11	▲1,017

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

○ 同法人における講習に係る近年の収支動向は、表2のとおりであり、平成19年度から21年度までは赤字、22年度は黒字となっている

表2 水道技術管理者資格取得講習に係る収支の状況 (単位:千円(税込み)、人)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
収入	127,748	114,590	106,666	91,689	95,413	94,556	630,662
支出	126,839	113,277	111,018	98,183	96,487	92,187	637,991
収支差額	909	1,313	△4,352	△6,494	△1,074	2,369	△7,329
参加人数	496	435	410	353	367	364	2,425

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

○ 当該講習については、受講者から、受講料が高すぎるとして減額を求める意見があり、また、前表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－④－cのとおり、受講料の積算について精査の必要性も認められる。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑦－a

件名	明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の受講料に差を設けているもの								
法人名	社団法人日本 旅行業協会	法人 所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	56人 (1人)
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交通省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	2,201人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号)								

○ 旅行業務取扱管理者の資格取得に係る試験は、旅行業法第11条の3第1項により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行うこととされている。

また、本試験については、同法第11条の3第3項により、観光庁長官の指定を受けた旅行業協会が、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者等について、その一部を免除することができることとされている。

同研修は、同法第22条の2により、観光庁長官の指定を受けた社団法人日本旅行業協会が実施しており、講習手数料は、同法人が独自に設定している。

その金額をみると、表1のとおり、正会員は3万1,500円、協力会員は3万4,650円(正会員の110%)、非会員は3万7,800円(同120%)とされており、同法人では、当該価格差の理由について、法人への貢献度(会費の納入等)を考慮したとしている。

しかしながら、貢献度を考慮したとする価格差の割合(正会員の110%、同120%)について、なぜその数値に設定したのかについては、特段の理由はないとしており、不明確な取扱いが行われている。

表1 総合旅行業務取扱管理者講習の受講料

区分		正会員	協力会員	非会員
受講料		31,500円	34,650円(110%)	37,800円(120%)
増 額 内 訳	通信費		500円	500円
	教材・案内書等印刷作成費		2,650円	3,800円
	コンピュータ使用料			2,000円
合計			3,150円	6,300円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 正会員は旅行者(年会費35万円等)、協力会員は正会員以外の旅行者及び旅行業代理業者(年会費7万円)。

3 協力会員及び非会員の受講料の( )内の数値は、正会員の受講料に対する割合を示す。

○ 当該講習の経費及び受講者数は、表2のとおりであり、当省の試算では、1人当たりの受講料は33,072円(7,600万円÷2,298人)となることから、非会員の受講料からは4,728円(37,800円-33,072円)の削減が、協力会員の受講料からは1,578円(34,650円-33,072円)の削減が可能であると考えられる。

なお、これによれば、正会員の受講料については、1,572円が不足(31,500円-33,072円)することとなるが、同協会への貢献度を考慮してこれを補うのであれば、他の受講者にこれを負担させるのではなく、会費収入等でこれを補うべきであると考えられる。

表2 総合旅行業務取扱管理者講習の実施費用及び受講者数 (単位:万円、人)

区分	19年度(A)	20年度(B)	21年度(C)	平均値((A+B+C)/3)
講習の経費	7,984	7,502	7,314	7,600
受講者数	2,438	2,255	2,201	2,298

(注) 社団法人日本旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑦－b

件名	明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員の受講料に差を設けているもの																				
法人名	社団法人日本砕石協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	4人 (0人)												
資格名	公害防止管理者	制度所管	経済産業省、 環境省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	416人												
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）																				
<p>ばい煙発生施設や汚水等排出施設等が設置されている工場のうち一定の条件を満たす特定工場においては、これら施設の点検、使用する原材料の検査、汚染状態の測定等に関する業務を管理するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条の規定に基づき、「公害防止管理者」を選任しなければならないこととされている。</p> <p>当該資格を取得しようとする場合には、同法第7条等の規定に基づき、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた実施機関が実施する講習を修了することが要件の一つとされている。</p> <p>当該講習事務については、社団法人日本砕石協会が実施しており、受講料は同法人が独自に設定している。</p> <p>しかしながら、同法人が設定している受講料をみると、下表のとおり、同協会に所属する会員（事業場）の従業員が受講する場合は3万5,500円であるのに対し、非会員の従業員の場合は3万7,600円として、明確な積算根拠に基づかずに2,100円の差を設けており、受講者間で不公平な取扱いが行われている。</p> <p>なお、本事業については、事業活動支出額が不明（管理費が他の事業と未区分のため）となっていることから、受講者1人当たりの適正な受講料の試算が困難な状況となっている。</p>																					
<p>表 受講料の設定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>テキスト代 (A)</th> <th>講義代 (B)</th> <th>受講料 (A+B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員</td> <td>10,500円</td> <td>25,000円</td> <td>35,500円</td> </tr> <tr> <td>非会員</td> <td>12,600円</td> <td>25,000円</td> <td>37,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>										区分	テキスト代 (A)	講義代 (B)	受講料 (A+B)	会員	10,500円	25,000円	35,500円	非会員	12,600円	25,000円	37,600円
区分	テキスト代 (A)	講義代 (B)	受講料 (A+B)																		
会員	10,500円	25,000円	35,500円																		
非会員	12,600円	25,000円	37,600円																		

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-a

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	社団法人産業環境管理協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	98人 (11人)
資格名	公害防止管理者	制度所管	経済産業省、環境省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	29,301人
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和46年政令第264号)								

○ ばい煙発生施設や汚水等排出施設等が設置されている工場のうち、一定の条件を満たす特定工場においては、施設の点検、使用する原材料の検査等に関する業務を管理するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条の規定に基づき、「公害防止管理者」を選任しなければならないとされている。

公害防止管理者の資格は、同法施行令第10条の規定に基づき、資格者の選任が義務付けられている特定工場の施設等の種類や規模等に応じて、表1のとおり、「大気関係第1種公害防止管理者」、「水質関係第1種公害防止管理者」等の12種類に区分されている。

表1 資格の種類(12種類)

大気関係 (4種類)	水質関係 (4種類)	粉じん関係 (2種類)	騒音・振動関係 (1種類)	ダイオキシン関係 (1種類)
大気関係第1種～第4種公害防止管理者	水質関係第1種～第4種公害防止管理者	・特定粉じん関係公害防止管理者 ・一般粉じん関係公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者	ダイオキシン関係公害防止管理者

これらの資格を取得しようとする場合は、同法第8条の2に基づく経済産業大臣及び環境大臣の指定を受けた社団法人産業環境管理協会が実施する試験に合格することが要件の一つとされている。

当該試験は、表2のとおり、「公害総論」、「大気概論」、「大気特論」等の試験科目により行われているが、同一種類の資格に係る試験を再度受験する場合で過去に合格した科目については、合格の年から3年以内に関り、受験が免除される。また、既に合格している他の資格に係る科目については、期限の定めなく、受験が免除される。

例えば、表2の「大気関係第4種公害防止管理者」の試験に合格している者が、上位資格である「同第3種公害防止管理者」を受験する場合は、「公害総論」など共通する4科目の受験が免除され、「大規模大気特論」の1科目のみ受験することとなる。

表2 資格種類別の試験科目

区分	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種 公害防止管理者
公害総論(15問)	○	○	○	○
大気概論(10問)	○	○	○	○
大気特論(15問)	○	○	○	○
ばいじん・粉じん特論(15問)	○	○	○	○
大規模大気特論(10問)	—	○	—	○
大気有害物質特論(10問)	—	—	○	○
受験科目数	4科目	5科目	5科目	6科目

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の○印については、受験が必要な科目を指す。ただし、①同一種類の資格に係る試験を再度受験する場合に、過去に合格した科目、②既に合格している下位の資格に係る試験科目と同じ科目について

は、受験が免除される。

本試験の受験料は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令により、大気関係第1種公害防止管理者及び大気関係第3種公害防止管理者については6,800円、大気関係第2種公害防止管理者及び大気関係第4種公害防止管理者については6,400円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除される場合であっても、手数料の割引は行われておらず、例えば、大気関係第3種及び第2種の公害防止管理者に合格している者が「第1種公害防止管理者」を受験する場合のように、全科目の受験が免除される場合であっても、全科目を受験する者と同額の6,800円を徴収するなど、実費を勘案したものとなっていない。

このことについては、社団法人産業環境管理協会のホームページにおいて、受験者に対し、以下のとおり周知されている。

表3 試験実施機関である社団法人産業環境管理協会のホームページにおける解説（抜粋）

【よくある質問】

II. 国家試験

1. 科目別合格制度

1.6 大気3種に区分合格した翌年、大気2種にも合格しました。申請すれば大気1種の資格を得ることができますか？

・できます。ただし、大気2種に合格した翌年以降の試験において受験申込みをし、その際全科目免除申請を行ってください。当日試験会場に行く必要はありませんが、受験手数料は必要となります。

(注) 社団法人産業環境管理協会のホームページから、公害防止管理者試験制度に関する「よくある質問」に掲載されている質問及びその回答を抜粋した。

○ 当該資格の保有者からは、表4のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表4 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	当該試験には科目別合格制度があり、試験科目の一部又は全部の受験が免除されることがある。しかし、受験者は試験科目が免除される場合であっても受験料は全額払わなければならない。試験科目の一部又は全部が免除される場合は、受験料についても減額してほしい。
資格者B	5科目の試験科目のうち、3科目については既に合格していたため、2科目を受験したが、全5科目を受験する者と同じ受験料を負担した。一部科目免除の受験者の受験料を安くしてもらいたい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－b

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人建築技術教育普及センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
資格名	建築設備士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	推薦等	受験者数 (平成21年度)	3,009人
関係法令	建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)								

- 建築設備士法施行規則第17条の18により、建築設備士試験に合格した者は、建築設備士となる資格を有するとされており、国土交通大臣の登録を受けた財団法人建築技術教育普及センターが当該試験を実施している。  
 当該試験については、表1のとおり、第1次試験(学科)と第2次試験(設計製図)が行われており、第1次試験(学科)を合格した者が第2次試験(設計製図)を受験することができる。また、前年行われた第1次試験(学科)に合格した者は、第1次試験(学科)が免除される。

表1 建築設備士試験の概要

区分	試験科目
第1次試験 (学科)	建築一般知識
	建築法規
	建築設備
第2次試験 (設計製図)	建築設備基本計画
	建築設備基本設計製図

(注) 財団法人建築技術教育普及センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、試験実施機関が独自に設定しており、3万4,650円とされている。

しかしながら、受験科目を免除された場合等の受験料は設定されておらず、①第1次試験(学科)に不合格となり第2次試験(設計製図)を受験できなかった者、②前年行われた第1次試験(学科)に合格し第2次試験(設計製図)のみを受験する者についても、第1次及び第2次を一度に受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

- 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	現状では、第1次試験と第2次試験の受験料が別々に設定されておらず、セットで3万4,650円とされていることから、第1次試験しか受験できなかった者や第2次試験だけを受験した者からも、それぞれ一律に3万4,650円を徴収している。 第1次試験と第2次試験の受験料を別々に設定し、受験する試験についてのみ受験料を支払うようにしてほしい。
資格者B	試験は学科試験と製図試験により行われるが、これは建築士試験も同様であり、その内容もほぼ同じである。しかし、受験料は一級建築士試験が1万9,700円であるのに対し、建築設備士の受験料が3万4,650円となっており、あまりにも高すぎる。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-c

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	全国農業協同組合中央会				法人所管		農林水産省		
資格名	農業協同組合 監査士	制度 所管	農林水産 省	事業名	試験	実施 形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	460人
関係法令	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)								

農業協同組合法第73条の38により、全国農業協同組合中央会には、農業協同組合の監査に当たらせるため、農業協同組合監査士を置かなければならないとされており、農業協同組合監査士の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第222条に基づき、全国農業協同組合中央会が実施する農業協同組合監査士試験に合格することが要件とされている。

当該試験は、下表のとおり、監査、会計学、簿記、農協制度及び関係法(法人税法、民法)の5科目6教科から構成されており、前回及び前々回の試験において合格している教科については、受験が免除される。

表 農業協同組合監査士試験の概要

区分	科目	教科	内容
1日目	監査	監査論	監査理論及び監査の実務
	会計学	会計学	財務諸表論及び管理会計論
	簿記	簿記	簿記理論及び農業協同組合の簿記実務
2日目	農協制度	農協制度	農業協同組合法及び農業協同組合論(共同組合論を含む。)
	関係法	法人税法	法人税法
		民法	民法(総則、物権、債権)

(注) 全国農業協同組合中央会の資料に基づき当省が作成した。

本試験は、農業協同組合監査士としての合否を判定するものであり、その受験料は、農林水産大臣が承認した農業協同組合監査士資格試験規程に基づき、2万5,000円とされており、受験教科が免除された場合等の受験料は設定されておらず、受験教科の一部が免除される者についても、全教科を受験する者と同額の受験料を徴収している。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－d

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人建築技術教育普及センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
資格名	建築士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	46,942人
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号)								

○ 一級建築士の資格を取得しようとする者は、建築士法第4条の規定に基づき、一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならないとされており、同法第15条の2に基づく国土交通大臣の指定を受けた財団法人建築技術教育普及センターが当該試験を実施している。

当該試験については、表1のとおり、学科試験と設計製図試験が行われており、学科試験に合格した者が設計製図試験を受験することができる。また、前々年以降に学科試験に合格した者は、学科試験が免除される。

表1 平成22年度一級建築士試験の概要

日程	試験科目	内容
7月25日(日)	学科Ⅰ(計画)	建築計画、建築積算等
	学科Ⅱ(環境・設備)	環境工学、建築設備(設備機器の概要を含む。)等
	学科Ⅲ(法規)	建築法規等
	学科Ⅳ(構造)	構造力学、建築一般構造、建築材料等
	学科Ⅴ(施行)	建築施工等
10月10日(日)	設計製図試験	設計製図

(注) 1 財団法人建築技術教育普及センターの資料に基づき当省が作成した。

2 学科試験に合格した者が設計製図の試験を受験することができる。

本試験の受験料は、同法施行令第4条により、1万9,700円とされている。

しかしながら、受験する学科が免除された場合の受験料は定められておらず、①学科の試験に不合格となり、設計製図の試験を受験できなかった者、②前々年以降に学科の試験に合格し設計製図の試験のみを受験する者についても、学科試験及び設計製図試験を一度に受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、夏に学科試験を行い、これに合格した者だけが秋に行われる設計製図試験を受験することができる。また、学科試験に合格した者は翌々年度までの学科試験が免除される。 しかしながら、現状では、受験料が学科試験と設計製図試験で別々に設定されておらず、一律で徴収されるため、学科試験しか受験できなかった者や設計製図試験だけ受験する者にとっては不公平な受験料負担となっている。学科試験と設計製図試験の受験料を別々に設定して徴収することにより、受験料の負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－e

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人日本データ通信協会	法人所管	総務省、経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	55人 (22人)
資格名	電気通信主任技術者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	7,472人
関係法令	電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 電気通信事業法施行令(昭和64年政令第75号)								

○ 電気通信事業法第45条により、電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならないとされており、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けるためには、同法第74条第1項による総務大臣の指定を受けた財団法人日本データ通信協会が行う電気通信主任技術者試験に合格することが要件とされている。

同試験においては、表1のとおり、4科目(電気通信システム、専門的能力、「伝送交換設備及び設備管理」又は「線路設備及び設備管理」、法規)から問題が出題されるが、受験者が所持している類似資格の種類、過去3年以内における本試験の科目合格実績、実務経験年数により、最大で4科目(全て)の受験が免除される。

表1 電気通信主任技術者試験の概要

試験科目	区分
電気通信システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信工学の基礎</li> <li>電気通信システムの大要</li> </ul>
専門的能力	伝送、無線、交換、データ通信、通信電力のうちいずれか1分野を選択
伝送交換設備及び設備管理 又は線路設備及び設備管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝送交換設備の概要</li> <li>伝送交換設備の設備管理</li> <li>セキュリティ管理</li> </ul>
法規	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法及びこれに基づく命令</li> <li>有線電気通信法及びこれに基づく命令</li> <li>電波法及びこれに基づく命令</li> <li>不正アクセス行為の禁止等に関する法律並びに電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令</li> <li>国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の大要</li> </ul>

(注) 財団法人日本データ通信協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、同法施行令第10条により、1万8,700円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除された場合の受験料は定められておらず、受験科目の一部が免除される者についても、全受験科目を受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	本試験は、4科目の筆記試験で行われているが、科目免除制度があり、最大で全ての科目試験が免除される。しかし、科目免除された場合であっても受験料は一律1万8,700円となっており、不合理である。受験料は、受験科目数に応じた金額を徴収すべきである。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-f

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	社団法人中小企業診断協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	中小企業診断士	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	1次：15,056人 2次(筆記)：5,331人 2次(口述)：955人
関係法令	中小企業支援法(昭和38年法律第147号) 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成12年通商産業省令第192号)								

○ 中小企業支援法第11条に基づき、経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に関し、適切な経営の診断及び助言を受ける機会を確保するため、中小企業診断士試験の合格者等を中小企業診断士として登録しており、同試験の事務については、経済産業大臣の指定を受けた社団法人中小企業診断協会が実施している。

中小企業診断士試験は、第1次試験と第2次試験に区分され、第1次試験については、表1のとおり、7科目について行われているが、前々年度以降に合格した科目については、受験が免除される。

表1 中小企業診断士第1次試験の試験科目

区分	試験科目
第1次試験	経済学・経済政策
	財務・会計
	企業経営理論
	運営管理(オペレーション・マネジメント)
	経営法務
	経営情報システム
	中小企業経営・中小企業政策

(注) 社団法人中小企業診断協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第45条により、1万4,400円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除された場合の受験料は定められておらず、受験科目の一部が免除される者についても、全受験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ また、第2次試験は、表2のとおり、筆記試験と口述試験により行われているが、筆記試験において合格した者だけが、後日、口述試験を受験することができる。

表2 中小企業診断士第2次試験の試験科目、時間及び実施方式

区分	試験科目	時間	実施方式	
第2次試験	筆記試験	中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅰ	80分	筆記方式
		中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅱ	80分	
		中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅲ	80分	
		中小企業の診断及び助言に関する実務の事例Ⅳ	80分	
	口述試験	中小企業の診断及び助言に関する能力について、筆記試験の事例などをもとに、個人ごとに面接の方法により実施	約10分	面接方式

(注) 社団法人中小企業診断協会の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、第2次試験の受験料(1万7,900円)は、口述試験の経費をも含んだ金額となっていることから、第2次試験の筆記試験で不合格となり、口述試験を受験できない者からも、口述試験の経費負担を求めることとなり、これらの者にとっては実費を勘案したものとなっていない。

- 当該資格の保有者からは、表3のとおり、当該試験の受験料が高額であるとして、その減額を求める意見がある。

表3 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者A	第1次試験では7科目の試験があり、過去3年以内に合格した科目の受験は免除されるが、受験料の割引はない。科目ごとに受験料を設定し、受験する科目について受験料を支払うようにしてほしい。
資格者B	第2次試験の受験料は1万7,900円と高額であり、第1次試験の受験料よりも更に3,500円高い。受験料の積算根拠を明らかにするとともに、受験料をできる限り安くしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-g

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人電気技術者試験センター	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)		2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	36人 (8人)	
資格名	電気主任技術者	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	59,155人
関係法令	電気事業法(昭和39年法律第170号) 電気事業法関係手数料規則(平成7年通商産業省令第81号)								

○ 電気主任技術者試験は、電気事業法第45条第2項による経済産業大臣の指定を受けた財団法人電気技術者試験センターが実施している。

電気主任技術者の資格には、取り扱うことができる電圧により、第一種から第三種までの3種類の資格区分があり、第一種及び第二種では第1次試験と第2次試験が行われる(第三種は第1次試験のみ)。

第一種及び第二種試験については、表1のとおり、第1次試験と第2次試験が行われており、第1次試験に合格した者が第2次試験を受験することができる。

第一次試験では、4科目が出題され、その全てに合格した場合は一次試験合格となるが、一部の科目だけ合格した場合は、「科目合格」となり、翌年度及び翌々年度の一次試験では、当該科目の試験が免除される。また、第1次試験に合格した年度の第2次試験に不合格となった場合は、翌年度の第1次試験が免除される。

表1 第一種及び第二種の電気主任技術者試験の概要

区分	試験科目	科目の内容
第1次試験	理論	電気理論、電子理論、電気計測及び電子計測
	電力	発電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路(屋内配線を含む。)の設計及び運用並びに電気材料
	機械	電気機器、パワーエレクトロニクス、電動機応用、照明、電熱、電気化学、電気加工、自動制御、メカトロニクス並びに電力システムに関する情報伝送及び処理
	法規	電気法規(保安に関するものに限る。)及び電気施設管理
第2次試験	電力・管理	発電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路(屋内配線を含む。)の設計及び運用並びに電気施設管理
	機械・制御	電気機器、パワーエレクトロニクス、自動制御及びメカトロニクス

(注) 財団法人電気技術者試験センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電気事業法関係手数料規則第1条により、1万2,800円に設定されている。

しかしながら、受験科目等が免除された場合の受験料は定められておらず、①第1次試験に不合格となり第2次試験を受験できなかった者、②前年行われた第1次試験に合格し、第2次試験のみを受験する者、③第1次試験において、科目免除を受ける者についても、全受験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、一部の科目に合格した場合は科目合格となり、翌年度及び翌々年度の試験までは当該科目の試験が免除される。しかし、受験料は科目免除の有無にかかわらず、一律に1万2,800円とされている。受験者には、給料の安い若年者が多いことから、免除の実態に合わせて受験料を減額し、少しでも負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-h

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人社会福祉振興・試験センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	60人 (5人)
資格名	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	43,631人(社会) 153,811人(介護) 7,085人(精神)
関係法令	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)								

社会福祉士及び介護福祉士法第4条により、社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有するとされており、同法第39条により、介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有するとされている。また、精神保健福祉士法第4条により、精神保健福祉士試験に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有するとされている。

これらの資格試験のうち、社会福祉士試験及び介護福祉士試験については社会福祉士及び介護福祉士法第10条及び第41条により、精神保健福祉士試験については精神保健福祉士法第10条により、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができるとされており、財団法人社会福祉振興・試験センターが当該3資格の試験を実施している。

試験科目は、社会福祉士が19科目、介護福祉士が13科目、精神保健福祉士試験が15科目となっており、さらに、介護福祉士については実技試験を行うこととされているが、下表のとおり、試験科目等が免除される。

表 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士試験の免除対象者及び免除対象科目等

資格区分	試験科目等	免除対象者	免除される試験科目等
社会保険福祉士	①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧低所得者に対する支援と生活保護制度、⑨保健医療サービス、⑩権利擁護と成年後見制度、⑪社会調査の基礎、⑫相談援助の基盤と専門職、⑬相談援助の理論と方法、⑭福祉サービスの組織と経営、⑮高齢者に対する支援と介護保険制度、⑯障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑱就労支援サービス、⑲更生保護制度	精神保健福祉士として登録を受けている者	19科目のうち、10科目(①～⑩)
介護福祉士	1 筆記試験 ①社会福祉論、②老人福祉論、③障害福祉論、④リハビリテーション論、⑤社会福祉援助技術、⑥レクリエーション活動援助法、⑦老人・障害者の心理、⑧家政学概論、⑨医学一般、⑩精神保健、⑪介護概論、⑫介護技術、⑬形態別介護技術 2 実技試験	介護福祉士養成施設等が実施する「介護技術講習」を受講し修了認定を受けた者	実技試験
精神保健福祉士	①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧低所得者に対する支援と生活保護制度、⑨保健医療サービス、⑩権利擁護と成年後見制度、⑪精神医学、⑫精神保健学、⑬精神科リハビリテーション学、⑭精神保健福祉論、⑮精神保健福祉援助技術	社会福祉士として登録を受けている者	15科目のうち、10科目(①～⑩)

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

3 試験の受験手数料のうち、社会福祉士試験及び介護福祉士試験については、社会福祉士及び介護福祉士法第9条及び第40条第3項により、試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならないとされており、その額は、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条により、それぞれ9600円及び1万2,500円とされている。

また、精神保健福祉士試験については、精神保健福祉士法第9条により、試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならないとされており、その額は、精神保健福祉士法施行令第2条により、1万1,500円とされている。

しかしながら、受験科目等が免除された場合の受験料は定められておらず、受験科目の一部が免除される者についても、全受験科目を受験する者と同額の手数料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-i

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人気象業務支援センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	32人 (14人)
資格名	気象予報士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	9,390人
関係法令	気象業務法(昭和27年法律第165号) 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)								

○ 気象業務法第24条の4により、気象予報士試験に合格した者は、気象予報士となる資格を有するとされており、気象庁長官の指定を受けた財団法人気象業務支援センターが当該試験事務を行っている。

当該試験については、毎年2回、表1のとおり、学科試験と実技試験により行われており、①過去1年間に学科試験の全部又は一部に合格した者、②気象業務に関する業務経歴又は資格を有する者については、学科試験の全部又は一部が免除される。

表1 気象予報士試験の概要

区分	試験科目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>予報業務に関する一般知識</li> <li>予報業務に関する専門知識</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象概況及びその変動の把握</li> <li>局知的な気象の予想</li> <li>台風等緊急時における対応</li> </ul>

(注) 財団法人気象業務支援センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、気象業務法施行規則第40条により、1万1,400円に設定されている。

しかしながら、学科試験の全部又は一部が免除された場合の受験料は定められておらず、学科試験及び実技試験の両方を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、学科試験免除制度により、学科試験を受けない場合であっても、受験料は一律に1万1,400円とされている。免除による受験の実態に合わせて受験料を減額し、負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－j

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人電気技術者試験センター	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	36人 (8人)
資格名	電気工事士	制度所管	経済産業省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	230,537人
関係法令	電気工事士法(昭和35年法律第139号) 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)								

○ 電気工事士試験は、電気工事士法第7条第1項により、経済産業大臣の指定を受けた財団法人電気技術者試験センターが当該試験を実施している。

電気工事士の資格には、電気工作物の種類により、第一種及び第二種の資格区分があり、表1のとおり、筆記試験と実技による技能試験が行われている。

筆記試験に合格した者は後日行われる技能試験を受験することができるが、筆記試験が不合格となった者は技能試験を受験することができない。また、筆記試験に合格したものの当該年度の技能試験が不合格となった場合は、翌年の筆記試験が免除される。

表1 電気工事士(第一種)試験の概要

区分	内容
筆記試験	電気に関する基礎理論、配電理論及び配線設計、電気応用、電気機器・蓄電池・配線器具・電気工事用の材料及び工具並びに受電設備、電気工事の施工方法、配線図、発電施設・送電施設及び変電施設の基礎的な構造及び特性、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安に関する法令
技能試験	(次に掲げる事項のうちから、持参した作業用工具により、配線図で与えられた問題について、支給される材料で一定時間内に完成させる。) 配線の接続、配線工事、電気機器・蓄電池及び配線器具の設置、電気機器・蓄電池・配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用法、コード及びキャブタイヤケーブルの取付け、設置工事、電流・電圧・電力及び電気抵抗の測定、自家用電気工作物の検査、自家用電気工作物の操作及び故障個所の修理

(注) 財団法人電気技術者試験センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電気工事士法施行令第13条により、第一種は1万1,300円、第二種は9,600円に設定されている。

しかしながら、筆記試験が免除された場合の受験料は定められておらず、①筆記試験で不合格となり、技能試験を受験できなかった者、②前年度の筆記試験に合格したことにより、当該年度は技能試験のみ受験する者についても、筆記試験及び実技試験を一度に受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	同試験では、筆記試験と実技試験の両方を一度に受験する者と筆記試験又は実技試験のいずれかのみ受験する者で受験料は変わらない。筆記試験又は実技試験のいずれかのみ受験する場合は、受験料を半額にするなど、免除による受験の実態に合わせて受験料を減額し、負担を軽減してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-k

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの							
法人名	社団法人日本技術士会	法人所管	文部科学省	役員数 (国家公務員出身者数)		2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	25人 (4人)
資格名	技術士	制度所管	文部科学省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度) 第1次：24,027人 第2次：26,743人
関係法令	技術士法（昭和58年法律第25号） 技術士法施行令（昭和58年政令第269号）							

技術士法第4条の規定に基づき、第1次技術士試験に合格し、実務経験を経て、第2次技術士試験に合格した者は、技術士となる資格を有するとされており、同法第11条の規定に基づく文部科学大臣の指定を受けた社団法人日本技術士会がこれらの試験を実施している。

このうち、第1次技術士試験は、下表のとおり、基礎科目、適性科目、共通科目、専門科目の4科目により行われており、当試験については、理科系統（工学部、農学部、理学部等）の大学卒業生・大学院卒業生など所定の学歴、又は公害防止管理者、エネルギー管理士など所定の国家資格を保有する者は、共通科目の受験が免除される。

表 第1次技術士試験の概要

区分	内容
基礎科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・計画に関するもの</li> <li>・情報・論理に関するもの</li> <li>・解析に関するもの</li> <li>・材料・化学・バイオに関するもの</li> <li>・技術関連</li> </ul>
適性科目	技術士法第四章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性
共通科目	数学・物理学・化学・生物学・地学の5科目のうち、あらかじめ選択する2科目について、技術士補として必要な共通的基礎知識
専門科目	機械部門から原子力・放射線部門までの20の技術部門のうち、あらかじめ選択する1技術部門に係る基礎知識及び専門知識

(注) 社団法人日本技術士会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、技術士法施行令第1条第1項により、1万1,000円に設定されている。

しかしながら、共通科目の受験が免除される場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－１

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人日本データ通信協会	法人所管	総務省、経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	55人 (22人)
資格名	工事担任者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	50,015人
関係法令	電気通信事業法（昭和59年法律第86号） 電気通信事業法施行令（昭和64年政令第75号）								

○ 電気通信事業法第71条により、利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実際に監督させなければならないとされており、工事担任者資格者証の交付を受けるためには、同法第74条第1項による総務大臣の指定を受けた財団法人日本データ通信協会が行う工事担任者試験に合格することが要件とされている。

同試験においては、表1のとおり、3科目（電気通信技術の基礎、端末設備の接続のための技術及び理論、端末設備の接続に関する法規）により行われているが、受験者が所持している類似資格の種類、過去3年以内における本試験の科目合格実績、実務経験年数により、最大で3科目（全て）の受験が免除される。

表1 工事担任者試験の概要

試験科目	項目
電気通信技術の基礎	電気工学の基礎、電気通信の基礎、電気工学の初歩、電気通信の初歩
端末設備の接続のための技術及び理論	端末設備の技術、総合デジタル通信の技術、接続工事の技術、トラヒック理論、ネットワークの技術、情報セキュリティの技術
端末設備の接続に関する法規（工事担任者試験の申請受付開始日現在、施行されているもの）	電気通信事業法及びこれに基づく命令、電気通信事業法及びこれに基づく命令の概要、有線電気通信法及びこれに基づく命令、有線電気通信法及びこれに基づく命令の概要、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の概要、電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

（注） 財団法人日本データ通信協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電気通信事業法施行令第10条により、8,700円に設定されている。

しかしながら、受験科目が免除される場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	本試験は、3科目の筆記試験で行われているが、科目免除制度があり、最大で全ての科目試験が免除される。しかし、科目免除された場合であっても受験料は一律8,700円となっており、不合理である。受験料は、受験科目数に応じた金額に設定すべきである。

（注） 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-m

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの												
法人名	財団法人安全衛生技術試験協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	88人 (38人)				
資格名	ボイラー技士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	648人				
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号)												
<p>○ 労働安全衛生法第61条により、ボイラー等の取扱いの業務については、特級ボイラー技士、1級ボイラー技士又は2級ボイラー技士の免許を受けた者でなければ、その業務に就けないとされており、同法第75条の2に基づく厚生労働大臣の指定を受けた財団法人安全衛生技術試験協会が当該免許に係る試験事務を行っている。</p> <p>このうち、特級ボイラー技士の免許試験の学科試験については、ボイラーの構造に関する知識、ボイラーの取扱いに関する知識、燃料及び燃焼に関する知識並びに関係法令の4試験科目により行われているが、過去2年以内に行われた同試験を受験し、一部の科目について合格点を得た者については、当該試験科目が免除される。</p> <p>本試験の受験料は、労働安全衛生法関係手数料令第6条により、7,000円に設定されている。</p> <p>しかしながら、受験科目が免除される場合の受験料は定められておらず、全受験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。</p> <p>○ 当該資格の保有者からは、下表のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。</p> <p>表 受験料の引き下げを求める資格者の意見</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格者</td> <td>同試験においては、4試験科目のうち、合格点を得た科目については、過去2年以内であれば当該試験科目の受験が免除されるが、4科目の全てを受験しても、数科目の受験が免除される場合であっても、受験料は一律7,000円となっている。試験実費等を勘案した適正な受験料に設定してほしい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>										区分	内容	資格者	同試験においては、4試験科目のうち、合格点を得た科目については、過去2年以内であれば当該試験科目の受験が免除されるが、4科目の全てを受験しても、数科目の受験が免除される場合であっても、受験料は一律7,000円となっている。試験実費等を勘案した適正な受験料に設定してほしい。
区分	内容												
資格者	同試験においては、4試験科目のうち、合格点を得た科目については、過去2年以内であれば当該試験科目の受験が免除されるが、4科目の全てを受験しても、数科目の受験が免除される場合であっても、受験料は一律7,000円となっている。試験実費等を勘案した適正な受験料に設定してほしい。												

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-n

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	社団法人日本 旅行業協会	法人 所管	国土交 通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	56人 (1人)
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交 通省	事業名	試験	実施 形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	12,664人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号) 旅行業法施行令(昭和46年政令第338号)								

旅行業務取扱管理者の資格取得に係る試験は、旅行業法第11条の3第1項により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行うこととされている。

また、同法第25条の2により、観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第11条の3の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務を行わせることができるとされており、観光庁長官の指定を受けた社団法人日本旅行業協会が同試験を実施している。

試験科目は、4科目(①旅行業法及びこれに基づく命令、②旅行業約款、運送約款及び宿泊約款、③国内旅行実務、④海外旅行実務)であるが、前年度の本試験で不合格となった者のうち、一部の科目に合格している者、国内旅行業務取扱管理者資格を有している者、本資格に係る事前研修を修了している者について、下表のとおり、試験科目が免除されている。これにより、例えば、国内旅行業務取扱管理者有資格者が前年度の本試験において、「海外旅行実務」に科目合格している場合、4科目のうち3科目の受験が免除される。

表 総合旅行業務取扱管理者試験の免除対象者及び免除対象科目

免除対象者	免除される試験科目
前年度の本試験で不合格となった者のうち、「国内旅行実務」、「海外旅行実務」のいずれか又は両方に科目合格した者	前年度に科目合格した科目
国内旅行業務取扱管理者有資格者	「旅行業法及びこれに基づく命令」及び「国内旅行実務」
(社)日本旅行業協会主催の前年度及び当該年度の総合旅行業務取扱管理者研修終了者	「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」

(注) 社団法人日本旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、同法第22条第2項により、旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないとされており、その額は、同法施行令第4条第2項第1号により、6,500円とされている。

しかしながら、試験科目を免除された場合の受験料は定められておらず、例えば、4科目のうち3科目の受験が免除される場合であっても、同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-ο

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの									
法人名	財団法人消防試験研究センター	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)		252人 (3人)
資格名	消防設備士	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	甲種：41,112人 乙種：43,218人	
関係法令	消防法（昭和23年法律第186号）									

消防法第17条の5により、消防設備士免状の交付を受けていない者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、屋内消火栓設備の設置に係る工事等、政令で定めるものを行ってはならないとされている。

消防設備士免状は、同法第17条の7により、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付するとされており、消防設備士試験に係る事務は、同法第17条の9による総務大臣の指定を受けた財団法人消防試験研究センターがこれを実施している。

消防設備士試験は、下表のとおり、筆記と実技により行われており、消防設備士、電気工事士、電気主任技術者、技術士等の資格を有する者は、筆記試験科目の一部（消防関係法令の共通部分と基礎的知識）が免除される。

表 消防設備士試験の試験科目の概要

種類	試験科目
甲種 (1類～5類)	筆記試験
	消防関係法令
	基礎的知識
	消防用設備等の構造・機能・工事・整備
	実技試験
乙種 (1類～7類)	筆記試験
	消防関係法令
	基礎的知識
	構造・機能・整備
	実技試験

(注) 財団法人消防試験研究センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、甲種消防設備士試験は5,000円、乙種消防設備士試験は3,400円に設定されている。

しかしながら、試験科目の一部が免除された場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑧－p

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人消防試験研究センター	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	252人 (3人)
資格名	危険物取扱者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	甲種：26,884人 乙種：417,543人 丙種：43,755人
関係法令	消防法（昭和23年法律第186号） 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）								

消防法第13条第3項により、製造所等（指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所）においては、危険物取扱者免状の交付を受けている者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないとされている。

危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状（6種）、丙種危険物取扱者免状とされており、危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付することとされている（同法第13条の2第1項、第2項及び第3項）。

都道府県知事は、総務大臣の指定する者（財団法人消防試験研究センター）に危険物取扱者試験の実施に関する事務を委任することができる（同法第13条の5第1項）。

当該試験については、下表の試験科目について行われており、「同時に2種類以上の乙種危険物取扱者試験を受ける者」、「第1類又は第5類の危険物に係る乙種危険物取扱者試験を受ける者であって、火薬類製造保安責任者免状を有する者等」、「1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の種類の乙種危険物取扱者試験を受けるもの」、又は「丙種危険物取扱者試験を受ける者であって、5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校で所定の教育を修了したもの」については、それぞれの場合に応じて試験科目の受験が一部免除される（危険物の規制に関する規則第55条）。

表 危険物取扱者試験の試験科目の概要

区分	試験科目
甲種	危険物に関する法令
	物理学及び化学
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
乙種	危険物に関する法令
	基礎的な物理学及び基礎的な化学
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
丙種	危険物に関する法令
	燃焼及び消火に関する基礎知識
	危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

(注) 財団法人消防試験研究センターの資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、乙種危険物取扱者試験は3,400円、丙種危険物取扱者試験は2,700円に設定されている。

しかしながら、試験科目の一部が免除された場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料を徴収しており、実費を勘案したものとなっていない。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑧-q

件名	試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの								
法人名	財団法人日本無線協会	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	62人 (40人)
資格名	無線従事者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	41,265人
関係法令	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)								

○ 無線従事者の資格は、電波法第40条第1項の規定に基づき、表1のとおり、操作する無線設備の種類、通信実施区域等により、「第1級総合無線通信士」、「第1級海上無線通信士」等の23種類に区分されている。

これらの資格を取得しようとする場合には、同法第41条第2項の規定に基づき、総務大臣が指定する機関の実施する試験に合格すること等とされており、同法第46条に基づく総務大臣の指定を受けた財団法人日本無線協会が当該試験を実施している。

無線従事者試験は、筆記試験と実地試験により行われており、筆記試験は無線従事者資格の種類に応じて設定された複数の試験科目について、実地試験は電気通信術について実技試験が行われるが、①過去に合格した科目がある者、②総務大臣の認定を受けた学校等を卒業した者、③一定の無線従事者の資格を有する者については、試験科目の受験が一部免除される。

表1 無線従事者資格の種類(23種類)

区分	無線従事者資格(受験料)
総合無線従事者 (3種類)	第1級総合無線通信士(18,800円)、第2級総合無線通信士(16,700円)、第3級総合無線通信士(13,100円)
航空無線従事者 (2種類)	航空無線通信士(9,000円)、航空特殊無線技士(5,400円)
海上無線従事者 (8種類)	第1級海上無線通信士(15,400円)、第2級海上無線通信士(13,600円)、第3級海上無線通信士(8,800円)、第4級海上無線通信士(7,000円)、第1級海上特殊無線技士(6,500円)、第2級海上特殊無線技士(5,100円)、第3級海上特殊無線技士(5,100円)、レーダー級海上特殊無線技士(5,100円)
陸上無線従事者 (6種類)	第1級陸上無線技術士(13,900円)、第2級陸上無線技術士(11,800円)、第1級陸上特殊無線技士(5,300円)、第2級陸上特殊無線技士(5,100円)、第3級陸上特殊無線技士(5,100円)、国内電信級陸上特殊無線技士(4,500円)
アマチュア無線従事者 (4種類)	第1級アマチュア無線技士(8,900円)、第2級アマチュア無線技士(7,400円)、第3級アマチュア無線技士(5,200円)、第4級アマチュア無線技士(4,950円)

(注) 財団法人日本無線協会の資料に基づき当省が作成した。

本試験の受験料は、電波法関係手数料令第13条により、試験を受ける無線従事者の資格に従い、4,500円(国内電信級陸上特殊無線技士)ないし18,800円(第1級総合無線通信士)の間で設定されている。

しかしながら、試験科目を免除された場合の受験料は定められておらず、全試験科目を受験する者と同額の受験料が徴収されており、実費を勘案したものとなっていない。

○ 当該資格の保有者からは、表2のとおり、当該試験の受験料の減額を求める意見がある。

表2 受験料の引下げを求める資格者の意見

区分	内容
資格者	本試験は、4科目の全てに合格する必要があるが、合格した科目については3年間に限り次回の試験において受験が免除される。本試験については、1回で合格することは難しく何度も受験する者が多い中で、受験料は免除科目の有無にかかわらず、一律となっている。 何度も受験する者の場合、受験料は大きな負担となることから、受験料は、受験科目数に応じた金額に設定してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑨－a

件名	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く余地があるもの						
法人名	財団法人保安電子通信技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	5人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	180人 (40人)
検査検定名	遊技機の型式の検定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	1,449件
関係法令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）						

遊技機の製造業者又は輸入業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項に基づき、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機に該当しない旨の技術上の規格に適合しているか否かについて、都道府県公安委員会の検定を受けることができるとされている。

また、同法第20条第5項に基づき、都道府県公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされている。

当該試験業務の実施については、財団法人保安電子通信技術協会が指定試験機関となっており、同協会が条例で定められた手数料を徴収し、事業収入としている。

これらの試験業務に係る手数料の標準は、人件費及び物件費に基づき積算されており、このうち、その大部分を占める人件費については、下表のとおり、審査業務や試験の実施などに要する作業時間に基づき経費が積算されている。

表 人件費の積算根拠

内 訳		単価 (1分当たり)	審査時間	小 計
審査等	受理	73.24円	10分	1,452,715.4円
	書類審査		40分	
	設計図審査等		16,430分	
	遊技機試験等		2,920分	
	試験結果まとめ		240分	
	試験帳簿等作成		100分	
	決裁用説明資料作成		90分	
	台帳等作成		5分	
決裁	所属長級	92.15円	1分	751.3円
	非所属長級	73.24円	9分	
合 計				1,453,466.7円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ぱちんこ遊技機でマイクロプロセッサを内蔵する機種 of 型式試験を例に作成した。

しかしながら、審査の初期の段階等で遊技機の不適合が見つかり、申請者の希望に応じて審査を途中で終了する場合、審査時間の減少が見込まれるが、手数料は全額徴収することとしており、申請者に過度の負担を求めている状況となっていることから、審査時間の減少に応じ、検査料を減額する余地があると考えられる。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑨－b

件名	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く余地があるもの						
法人名	社団法人日本内燃 力発電設備協会	法人 所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	17人 (0人)
検査検定名	消防用設備等の認 定	制度 所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	27件
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)						

特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされている。

また、消防用設備等については、当該設備等が有効にその機能を発揮することにより、国民が安心して防火対象物を使用することができるようにするため、同法施行規則第31条の4に基づき、消防庁長官が登録する法人(以下「登録認定機関」という。)が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

社団法人日本内燃力発電設備協会では、登録認定機関として、消防用設備等のうち、防災用自家発電装置等の製品認証業務を行っており、これらの認証料については、同法人が独自に料金を設定している。

認証料は、申請時及び審査時に要する経費に基づき積算されており、防災用自家発電装置に係る経費については、下表のとおり、1件につき34万5,000円となっている。

このうち、品質システム審査業務(品質システム審査料7万円)の実施に当たっては、検査の質を確保するため、「JIS Q 9001 (ISO9000)」(品質マネジメントシステム－要求事項)の基準に基づく審査を行っており、同法人が定めた品質システム審査基準において、「申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合には、審査の一部又は全部を省略することができる」としている。

表 防災用自家発電装置の認証料の積算内訳 (単位:円)

申請手数料	100,000
審査手数料	245,000
書類審査料	35,000
品質システム審査料	70,000
製品検査料	70,000
現地調査料(移動対価)	70,000
合計	345,000

- (注) 1 日本内燃力発電設備協会の資料に基づき当省が作成した。  
2 下線は、審査の一部又は全部が省略される場合があるもの。  
3 初回及び更新審査時の手数料に違いはない。  
4 現地調査料(移動対価)は、首都圏外の場合の積算額を示す。

しかしながら、当該審査に係る経費については、その積算において、「JIS Q 9001 (ISO9000)」(品質マネジメントシステム－要求事項)の基準に基づく第三者認証を取得しているか否かにかかわらず、一律に7万円としているため、実際には、認定料の割引は行われていない。

申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合については、品質システム審査の一部又は全部が省略され、審査業務の簡素化が図られることから、認証料を割り引く余地があると考えられる。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑨-c

件名	審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く余地があるもの						
法人名	財団法人日本消防設備安全センター	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	77人 (2人)
検査検定名	消防用設備等の認定	制度所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	68件(型式) 1,843,340(個別)
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)						

特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされている。

また、消防用設備等については、当該設備等が有効にその機能を発揮することにより、国民が安心して防火対象物を使用することができるようにするため、同法施行規則第31条の4に基づき、消防庁長官が登録する法人(以下「登録認定機関」という。)が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

財団法人日本消防設備安全センターでは、登録認定機関として、消防用設備等のうち、屋内消火栓及び連結送水管の放水口など23品目についての認定業務を行っており、これらの認定料については、「消防用設備等認定手数料規程」を定め、同法人が独自に料金を設定している。

このうち、これらの設備等の型式認定に係る手数料については、下表のとおり、直接経費(委員会等運営費、試験実施費、人件費)及び間接経費(諸経費、技術経費)に基づき積算されており、1件につき25万円としている。

これらの型式認定業務の実施に当たっては、検査の質を確保するため、「ISO9001:2008」(品質マネジメントシステム-要求事項)の基準に基づく審査を行っているが、同法人が定めた「消防用設備等認定細則」においては、「申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合は、その取得状況を勘案すること」としている。

表 消防用設備等の型式認定料の積算内訳 (単位:円)

項目		金額
直接経費	委員会等運営費	88,300
	試験実施費	12,000
	人件費	67,800
間接経費	諸経費	61,100
	技術経費	25,800
合計		255,000

- (注) 1 日本消防設備安全センターの資料に基づき当省が作成した。  
2 積算金額の合計は、255,000円となっているが、実際の手数料は、端数処理をして250,000円としている。

しかしながら、当該型式認定料については、その積算において、申請者が「ISO9001:2008」(品質マネジメントシステム-要求事項)の基準に基づく第三者認証を取得しているか否かにかかわらず、一律に25万円としているため、実際には、認定料の割引は行われていない。

申請者が同基準に基づく第三者認証を取得している場合については、審査業務の簡素化が図られることから、手数料を割り引く余地があると考えられる。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑩-a

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	財団法人ビル管理教育センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			0人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	37人 (1人)
資格名	建築物環境衛生管理技術者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	1,481人
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)								

特定建築物の所有者等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条の規定に基づき、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとされている。

建築物環境衛生管理技術者免状を取得しようとする場合には、同法第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた財団法人ビル管理教育センターが実施する講習会の課程を修了するか、同法第8条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた同センターが行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが要件とされている。

このうち、上記の講習は、建築物衛生行政概論等7科目により行われており、講習日数は16日間(103時間)で、教材費を含んだ受講料は12万9,000円となっている。

同講習で使用する教材は、下表のとおり4種類あり、この中には、当該資格に係る法令集(ビル管理関係法令通知集)が含まれている。

表 受講料に含まれている教材の一覧

教材名	発行元	価格(税込)
新版 建築物の環境衛生管理 上・下巻	財団法人 ビル管理教育センター	22,000円
ビル管理関係法令通知集	第一法規	6,720円
労働安全衛生法・事務所衛生基準規則	財団法人 ビル管理教育センター	非売品
実習教材	財団法人 ビル管理教育センター	非売品

(注) 財団法人ビル管理教育センターの資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、法規に係る情報については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることから、必ずしも全ての受講者が必要とするものではないと考えられる。

なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－b

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	社団法人日本食鳥協会			法人所管	農林水産省		役員数 (国家公務員出身者数)	2人 (0人)	
	社団法人日本食品衛生協会				厚生労働省			2人 (1人)	
資格名	食鳥処理衛生 管理者	制度 所管	厚生労働 省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	525人
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号） 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）								

食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。

また、同条第5項により、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者等に該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができないとされている。

当該講習会については、厚生労働大臣の登録を連名で受けた社団法人日本食鳥協会、社団法人日本食品衛生協会及び全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会が、共同開催しており、受講料は6万円に設定している。

受講料の内訳をみると、全体の38%に当たる2万3,230円は教材費となっており、この中には、下表のとおり、法規に係る教材（食品衛生小六法（6,405円）、早わかり食品衛生法（4,200円）、食品衛生法規2006（1,575円））が含まれている。

表 全ての受講者に配布（販売）している教材の一覧 (単位：円)

教材名	発行元	価格
食鳥処理衛生管理ハンドブック（改訂版）	社団法人日本食品衛生協会	3,675
平成19年度版 食品衛生小六法	新日本法規	6,405
早わかり食品衛生法	社団法人日本食品衛生協会	4,200
食品衛生法規2006	社団法人日本食品衛生協会	1,575
食品の異物混入防止対策	社団法人日本食品衛生協会	525
たいせつな手洗い	社団法人日本食品衛生協会	300
今日から始めよう食品衛生	社団法人日本食品衛生協会	300
食品営業とPL法	社団法人日本食品衛生協会	350
ノロウイルスの食中毒を知ろう	社団法人日本食品衛生協会	300
カンピロバクターの食中毒を知ろう	社団法人日本食品衛生協会	300
サルモネラの食中毒を知ろう	社団法人日本食品衛生協会	300
カラーマニュアル 鳥の病気	社団法人日本鶏病研究会	5,000
合計		23,230

(注) 社団法人日本食鳥協会の資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、法規に係る情報については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることから、必ずしも全ての受講者が必要とするものではないと考えられる。

なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑩-c

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	財団法人医療機器センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			2人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	18人 (6人)
資格名	医療機器販売営業管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	1,034人
関係法令	薬事法(昭和35年法律第145号) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)								

コンタクトレンズ等の高度管理医療機器等の販売又は賃貸を行う事業者は、薬事法第39条の2の規定に基づき、販売又は賃貸を実地に管理させるため、営業所ごとに医療機器販売営業管理者を置かなければならないこととされている。

当該資格を取得しようとする場合は、薬事法施行規則第62条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する基礎講習を修了することが要件の一つとされている。当該講習は、薬事法、関連法令、医療機器の品質確保等の各科目について計6時間行うこととされている。

当該講習を実施している財団法人医療機器センターでは、下表のとおり、自ら編集・発行した「講習会テキスト」及び「薬事法等関係資料(テキスト別冊)」の2冊(教材の代金は、15,000円の受講料に含まれている。)を受講者に配布しており、このうち「薬事法等関係資料」(392ページ)については、薬事法や同法施行令等の関係法令が掲載された法令集となっている。

表 全ての受講者に配布している教材の一覧

教材名	発行元	価格
講習会テキスト	財団法人医療機器センター	不明
薬事法等関係資料(テキスト別冊)	財団法人医療機器センター	不明

(注) 財団法人医療機器センターの提出資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、薬事法等関係資料については、①関係法令は本体の「講習会テキスト」の随所に引用されていること、②関係法令については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることなどから、必ずしも全ての受講者に配布する必要はなく、この分、受講料を減額する余地があると考えられる。

なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑩-d

件名	インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	社団法人全国 旅行業協会	法人 所管	国土交 通省	役員数 (国家公務員出身者数)		1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	16人 (1人)	
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交 通省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	411人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号)								
<p>旅行業者は、旅行業務に関する取引条件の明確性、旅行サービスの提供の確実性等を確保するため、旅行業法第11条の2等の規定に基づき、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任しなければならないとされている。</p> <p>当該資格を取得しようとする場合には、観光庁長官から指定を受けた社団法人全国旅行業協会等が実施する試験に合格することが要件とされている。</p> <p>当該試験の受験科目は、①旅行業法及びこれに基づく命令、②旅行業約款、運送約款及び宿泊約款並びに③国内旅行実務の3科目となっている。このうち、社団法人全国旅行業協会等が実施する国内旅行業務取扱管理者研修を修了した者は、③の受験科目が免除されることとされている。</p> <p>当該研修は、上記の3科目について、2日間行うこととされ、受講料は3万2,000円となっている。</p> <p>当該研修で使用するテキストは、下表のとおり、2種類となっており、この中には、旅行業法等の関係法令を掲載した法令集(旅行業法関係法規・約款集)が含まれている。</p>									
表 使用テキストの一覧									
テキスト名				発行元			価格		
旅行業務テキスト				社団法人全国旅行業協会			不明		
旅行業法関係法規・約款集				社団法人全国旅行業協会			不明		
(注) 社団法人全国旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。									
<p>しかしながら、法令に係る情報については、インターネットサイトからダウンロードすることも可能であり、また、教材自体、既に所持していることも予想されることから、必ずしも全ての受講者が必要とするものではないと考えられる。</p> <p>なお、国土交通省が実施する整備主任者講習では、使用するテキストは購入を希望する者に限り販売しており、同省のホームページに掲載されたテキストを印刷して持参することや職場内の他の受講者が使用したテキストの使用を認めるなど、利用者の負担軽減を図っている。</p>									

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑪

件名	必ずしも購入する必要のないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)								

水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないとされている。

当該資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、

- ・10年以上の実務経験

- ・一定の学歴とそれに応じた実務経験

- ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされており、同講習は、①座学形式による「学科講習」(15日間、受講料14万円)、②水道事業者の浄水場等において施設の運転管理等を実地に学ぶ「実務研修」(15日間、受講料12万6,000円)により行われている。

このうち、①の学科講習においては、同協会が作成した「専用テキスト」(1万円)に基づき、水道行政、公衆衛生・衛生管理等の講義が行われているが、これとは別に、下表のとおり、「水道施設設計指針」(1万1,760円、同協会発行)、「水道維持管理指針」(1万円、同協会発行)及び「水道法関係法令集」(1,680円、中央法規出版発行)の書籍も教材として有償配付されている。

表 全ての受講者に有償配布されている教材の一覧

教材名	発行元	価格
水道施設設計指針(2000年版)	社団法人日本水道協会	1万1,760円
水道維持管理指針(2006年版)	同上	1万円
水道法関係法令集(2010年版)	中央法規出版	1,680円

(注) 当省の調査結果による。

しかしながら、これらの書籍については、当該講習を修了した受講者が日常業務を遂行する際の参考資料として配布されているものであり、必ずしも講義において使用するものではない。また、これらの書籍は毎年改訂されるものではなく、受講者が所属する水道事業者において、既に所持していることも予想されることなどから、購入を希望する者に限り、有償配布するなどの措置が必要と考えられる。

なお、本件講習会については、講習会の受講者等から、受講料が高額であることを理由にその減額を求める意見要望が寄せられている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑫

件名	高額なテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの								
法人名	財団法人ビル管理教育センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			0人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	37人 (1人)
資格名	建築物環境衛生管理技術者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	1,481人
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)								

特定建築物の所有者等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条の規定に基づき、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとされている。

建築物環境衛生管理技術者免状を取得しようとする場合には、同法第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた財団法人ビル管理教育センターが実施する講習会の課程を修了するか、同法第8条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた同センターが行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが要件とされている。

このうち、上記の講習は、建築物衛生行政概論等7科目から構成されており、講習日数は10日間(103時間)で、教材費を含む受講料は12万9,000円となっており、全ての受講者に対し、下表の教材が配布されている。

表 全ての受講者に有償配布している教材の一覧

教材名	発行元	定価(税込み)
新版 建築物の環境衛生管理 上・下巻 (上巻601ページ、下巻483ページ)	財団法人ビル管理教育センター	22,000円
ビル管理関係法令通知集	第一法規	6,720円
労働安全衛生法・事務所衛生基準規則	財団法人ビル管理教育センター	価格表示なし
実習教材	財団法人ビル管理教育センター	価格表示なし

(注) 財団法人ビル管理教育センターの資料に基づき当省が作成した。

しかしながら、上記のとおり、同センターが発行している「新版 建築物の環境衛生管理 上・下巻」については、定価が2万2,000円となっており、講習会で使用する教材としては高額で受講者に過度な金銭的負担を強いるものとなっている。

表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－a

件名	講習で使用するテキストの価格を表示していないことから、価格の妥当性を検証できないもの等
<p>資格講習においては、受講者にテキストが配布され、これにより座学講習等が行われる。</p> <p>講習で使用するテキストについては、収支相償の観点から、価格を明らかにし、内容等が価格に見合うものとなっているかについて、受講者自らがその妥当性を検証できるよう透明化を図ることが重要である。</p> <p>また、使用するテキストの価格そのものについても、受講者の金銭的負担を軽減する観点から、できる限り低額なものとし、例えば、受講料と比較して過大にならないよう配慮する必要があると考えられる。</p> <p>しかしながら、抽出調査した 22 法人が実施する延べ 41 資格の講習について、使用するテキスト 79 冊の価格の表示の状況をみたところ、表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－b のとおり、価格を表示せずにテキスト代金込で受講料を徴収しているものが、7 法人 (31.8%) の実施する 8 講習 (19.5%) において、11 冊 (13.9%) みられた。</p> <p>また、上記の 22 法人が実施する延べ 41 資格の講習において、受講料の総額に占めるテキスト代金の総額の割合を調査したところ、全体平均で 12.3% となっている中、30% を超過するものが 5 法人 (22.7%) の実施する 5 講習 (12.2%) において、20 冊 (25.3%) みられた。</p>	

表II-1-(2)-ア-(イ)-⑬-b テキストの価格の表示状況等

No.	制度 所管府省	法人名	資格講習名	受講料 (テキスト代 込・税込) [円]	使用テキスト名	テキストの発行元	テキスト価 格(税込) [円]	テキスト価格の表示の有無	受講料に占めるテキ スト代の割合 [%]							
1	総務省	(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者(4級アマチュア無線技士養成課程)	22,750	第4級アマチュア無線技士用アマチュア無線教科書	(財) 日本アマチュア無線振興会	699	○	3.1							
2	文部科学省	(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	100,000	第二種放射線取扱主任者講習	(財) 電子科学研究所	2,540	○	2.5							
3	文部科学省	(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	15,000	放射線取扱主任者定期講習	(社) 日本放射線技師会	1,400	○	9.3							
4	厚生労働省	(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	177,350	作業環境測定ガイドブック0・総論編	(社) 日本作業環境測定協会	2,750	○	4.1							
					作業環境測定のための労働衛生の知識		2,500	○								
					作業環境測定ガイドブック1・鉱物性粉じん・石棉		2,100	○								
小計							7,350									
5	厚生労働省	(財) 日本食品衛生協会 (社) 日本食品衛生協会	食鳥処理衛生管理者	60,000	食鳥処理衛生管理ハンドブック(改訂版)	(社) 日本食品衛生協会	3,675	○	38.7							
					平成19年度版食品衛生小六法		新日本法規	6,405		○						
					早わかり食品衛生法			4,200		○						
					食品衛生法規2006			1,575		○						
					食品の異物混入防止対策			525		○						
					たいせつな手洗い			300		○						
					今日から始めよう食品衛生		(社) 日本食品衛生協会	300		○						
					食品営業とPL法			350		○						
					ノロウイルスの食中毒を知ろう			300		○						
					カンピロバクターの食中毒を知ろう			300		○						
					サルモネラの食中毒を知ろう			300		○						
					カラーマニュアル 鳥の病気		(社) 鶏病研究会	5,000		○						
					小計							23,230				
6	厚生労働省	(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	129,000	新版 建築物の環境衛生管理上・下巻	(財) ビル管理教育センター	22,000	○	22.3							
					ビル管理関係法令通知集		第一法規	6,720		○						
					労働安全衛生法-事務所衛生基準規則		(財) ビル管理教育センター	-		×						
					実習教材			-		×						
					小計							28,720				
6	厚生労働省	(財) ビル管理教育センター	清掃作業監督者	35,000	建築物環境衛生制度	まほろば	856	○	2.4							
					清掃作業監督者講習会テキスト		(財) ビル管理教育センター	-		×						
小計							856									
7	厚生労働省	(社) 全国ビルメンテナンス協会	清掃作業従事者	7,770	清掃作業従事者研修用テキストI	(社) 全国ビルメンテナンス協会	1,260	○	32.4							
					清掃作業従事者研修用テキストII		1,260	○								
					小計							2,520				
8	厚生労働省	(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器の販売及び賃貸管理者講習(継続)	6,000	医療機器の販売・賃貸管理者医療機器の修理業責任技術者継続研修テキスト	(社) 日本ホームヘルス機器協会	3,000	×	50.0							
9	厚生労働省	(財) 全国生活衛生営業指導センター	クリーニング師	5,000	よくわかるクリーニング教本クリーニング師編	(株) ERC出版	704	×	14.1							
10	厚生労働省	(社) 日本ボイラ協会	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	13,100	第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト	(社) 日本ボイラ協会	900	○	16.0							
					わかりやすいボイラー及び圧力容器規則		(社) 日本ボイラ協会	1,200		○						
小計							2,100									
11	厚生労働省	(社) ボイラ・クレーン安全協会	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	12,600	第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト	(社) 日本ボイラ協会	900	○	16.7							
					わかりやすいボイラー及び圧力容器規則		(社) 日本ボイラ協会	1,200		○						
					小計							2,100				
					床上操作式クレーン運転技能講習修了者		33,100	床上操作式クレーンの運転		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	4.8			
					小型移動式クレーン運転技能講習修了者		35,200	小型移動式クレーンの運転		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	4.5			
					ガス溶接技能講習修了者		10,050	ガス溶接技能者教本		(社) 日本溶接協会	612	○	6.1			
					フォークリフト運転技能講習修了者		43,600	フォークリフトの運転		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	3.7			
					高所作業車運転技能講習修了者		33,600	高所作業車運転者教本		建設業労働災害防止協会	1,800	○	5.4			
					玉掛け技能講習修了者		21,550	玉掛け作業の知識		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	7.4			
					ボイラー取扱技能講習修了者		10,000	ボイラー取扱技能講習テキスト		(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	16.0			
12	厚生労働省・国土交通省	(財) 港湾労働安定協会	クレーン・デリック運転士	141,000	クレーン運転士教本	(社) 日本クレーン協会	1,700	○	1.7							
					クレーン等安全規則		700	○								
					小計							2,400				
					船内荷役作業主任者		9,760	船内荷役作業主任者テキスト		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	3,510(一式)	×	36.0			
								労働安全衛生関係法令				×				
					床上操作式クレーン運転技能講習修了者		29,500	床上操作式クレーンの運転		(社) 日本クレーン協会	1,500	○	5.1			
					小計							1,500				
					小型移動式クレーン運転技能講習修了者		29,500	小型移動式クレーンの運転		(社) 日本クレーン協会	1,500	○	5.1			
					小計							1,500				
					フォークリフト運転技能講習修了者		26,470	フォークリフト運転士テキスト		中央労働災害防止協会	1,470	○	5.6			
玉掛け技能講習修了者	23,100	玉掛け作業の知識	(社) ボイラ・クレーン安全協会	1,600	○	6.9										

No.	制度 所管府省	法人名	資格講習名	受講料 (テキスト代 込・税込) [円]	使用テキスト名	テキストの発行元	テキスト価 格(税込) [円]	テキスト価格の表示の有無	受講料に占めるテキ スト代の割合 [%]
13	厚生労働省	(財) 日本産業技能教育協会	特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者	13,680	特定化学物質・四アルキル 鉛等作業主任者テキスト	中央労働災害防止 協会	1,680	○	12.3
			有機溶剤作業主任者	13,680	有機溶剤作業主任者テキ スト	中央労働災害防止 協会	1,680	○	12.3
			玉掛け技能講習修了者	24,600	玉掛け作業の知識	ボイラ・クレーン 安全協会	1,600	○	6.5
			小型移動式クレーン運転技 能講習修了者	34,600	小型移動式クレーンの運転	ボイラ・クレーン 安全協会	1,600	○	4.6
			ガス溶接技能講習修了者	15,700	ガス溶接技能者教本	産報出版	700	○	4.5
			フォークリフト運転技能講 習修了者	39,500	フォークリフト運転者教本	全国登録教育機関 協会	1,500	○	3.8
			車両系建設機械(整地・運 搬・積み込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者	39,600	車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬積み込み用及び 掘削用)	建設業労働災害防 止協会	1,600	○	4.0
			車両系建設機械(解体用) 運転技能講習修了者	14,900	車両系建設機械運転者教本 (解体用)	建設業労働災害防 止協会	1,900	○	12.8
14	農林水産 省・国土交 通省	(社) 全国農協観光協会	旅程管理者のうち主任	30,000	旅程管理研修(基礎・国 内)	(株) ジェイ ティービー能力開 発	1,680	○	11.2
					旅程管理研修(海外実務・ 語学)		1,680	○	
小計							3,360		
15	経済産業省	(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士(実務補習 (15日コース))	150,000	実務補習テキスト	(社) 中小企業診 断協会	700	×	0.5
16	経済産業 省・環境省	(社) 産業環境管理協会	公害防止管理者(大気関係 第一種)	38,350	新・公害防止の技術と法規	(社) 産業環境管 理協会	7,350	○	19.2
17	経済産業 省・環境省	(社) 日本砕石協会	公害防止管理者(一般粉じ ん関係)	37,600	公害総論1、大気概論1(法 令関係説明資料)	(社) 日本砕石協 会		○	33.5
					公害総論1、大気概論1			○	
					公害総論2、大気概論2、 ばいじん・一般粉じん特論			○	
18	国土交通省	(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	95,000 (単科受講 の場合1科 目17,000)	船舶設計	(社) 日本中小 型造船工業会	15,000 (一式) (単科受 講の場合 1冊 2,000)	○	15.8
					基本設計			○	
					構造設計			○	
					工程管理			○	
					船舶工作法			○	
					船体艤装			○	
					機械艤装			○	
					電気艤装			○	
船舶関係法規	○								
19	国土交通省	(社) 日本添乗サービス協会	旅程管理者のうち主任	40,000	旅程管理研修教本	(社) 日本添乗 サービス協会	2,500	×	8.8
					旅行業法令と約款		1,000	×	
					海外添乗実務副教材		0		
小計							3,500		
20	国土交通省	(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	8,000	自動車整備新技術(学科研 修用)	(社) 日本自動車 整備振興会連合会	850	○	24.4
					自動車整備新技術(実習研 修用)		1,100	○	
					小計				
21	国土交通省	(財) マンション管理センター	マンション管理士	16,000	マンション管理士法定講習 講義録、マンション管理士 法定講習テキスト	(財) マンション 管理センター	1,413	×	8.8
計	6府省	22法人(※No.5の講習は2法人 が共催形式で実施)	述べ41講習		79冊			○(有) 65冊 ×(無) ・11冊(13.9%※) ・7法人(31.8%) ・8講習(19.5%)	30%以上※ ・5講習(12.2%) ・5法人(22.7%) ・20冊(25.3%)
								※無料の3冊を除外して算 出	※全体平均は12.3%

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。  
2 受講料欄及びテキスト価格欄の金額は、平成21年度実績を示す。  
3 テキスト価格欄の「-」印は、金額を把握できなかったものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑭-a

件名	手数料等が業務量に見合ったものとなっているかを検証する必要があるもの																																																																																																																												
1 資格制度ごとの登録料	今回、概況調査により把握した資格の登録事業（50 資格）の登録料は、表1のとおりである。																																																																																																																												
	表1 資格別登録料一覧	(単位：円)																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省</th> <th>資格者名</th> <th>登録料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>財務省</td><td>税理士</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>経済産業省</td><td>弁理士</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>宅地建物取引主任者</td><td>37,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>社会保険労務士</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>労働安全コンサルタント</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>労働衛生コンサルタント</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>作業環境測定士</td><td>25,800</td></tr> <tr><td>総務省</td><td>行政書士</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>司法書士</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>土地家屋調査士</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>建築設備士</td><td>22,050</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>建築士</td><td>19,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>言語聴覚士</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>救急救命士</td><td>6,800</td></tr> <tr><td>文部科学省</td><td>技術士</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>理容師</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>美容師</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>あん摩マッサージ指圧師</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>はり師</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>きゆう師</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>柔道整復師</td><td>4,800</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>歯科衛生士</td><td>4,750</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>管理業務主任者</td><td>4,250</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>マンション管理士</td><td>4,250</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>保育士</td><td>4,200</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>精神保健福祉士</td><td>4,050</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>社会福祉士</td><td>4,050</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>介護福祉士</td><td>4,050</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>気象予報士</td><td>3,600</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>貸金業務取扱主任者</td><td>3,150</td></tr> <tr><td>農林水産省</td><td>獣医師</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>環境省</td><td>狩猟免許</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>登録運転者</td><td>500~5,000</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>公認会計士</td><td>0</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>外国公認会計士</td><td>0</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>申請取次者</td><td>0</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>管理栄養士</td><td>0</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>薬剤師</td><td>0</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>年金数理人</td><td>0</td></tr> <tr><td>経済産業省</td><td>計量士</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	所管府省	資格者名	登録料	財務省	税理士	50,000	経済産業省	弁理士	48,000	国土交通省	宅地建物取引主任者	37,000	厚生労働省	社会保険労務士	30,000	厚生労働省	労働安全コンサルタント	30,000	厚生労働省	労働衛生コンサルタント	30,000	厚生労働省	作業環境測定士	25,800	総務省	行政書士	25,000	法務省	司法書士	25,000	法務省	土地家屋調査士	25,000	国土交通省	建築設備士	22,050	国土交通省	建築士	19,200	厚生労働省	言語聴覚士	8,000	厚生労働省	救急救命士	6,800	文部科学省	技術士	6,500	厚生労働省	理容師	5,800	厚生労働省	美容師	5,800	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師	5,200	厚生労働省	はり師	5,200	厚生労働省	きゆう師	5,200	厚生労働省	柔道整復師	4,800	厚生労働省	歯科衛生士	4,750	国土交通省	管理業務主任者	4,250	国土交通省	マンション管理士	4,250	厚生労働省	保育士	4,200	厚生労働省	精神保健福祉士	4,050	厚生労働省	社会福祉士	4,050	厚生労働省	介護福祉士	4,050	国土交通省	気象予報士	3,600	金融庁	貸金業務取扱主任者	3,150	農林水産省	獣医師	2,000	環境省	狩猟免許	1,800	国土交通省	登録運転者	500~5,000	金融庁	公認会計士	0	金融庁	外国公認会計士	0	法務省	申請取次者	0	厚生労働省	管理栄養士	0	厚生労働省	薬剤師	0	厚生労働省	年金数理人	0	経済産業省	計量士	0	
所管府省	資格者名	登録料																																																																																																																											
財務省	税理士	50,000																																																																																																																											
経済産業省	弁理士	48,000																																																																																																																											
国土交通省	宅地建物取引主任者	37,000																																																																																																																											
厚生労働省	社会保険労務士	30,000																																																																																																																											
厚生労働省	労働安全コンサルタント	30,000																																																																																																																											
厚生労働省	労働衛生コンサルタント	30,000																																																																																																																											
厚生労働省	作業環境測定士	25,800																																																																																																																											
総務省	行政書士	25,000																																																																																																																											
法務省	司法書士	25,000																																																																																																																											
法務省	土地家屋調査士	25,000																																																																																																																											
国土交通省	建築設備士	22,050																																																																																																																											
国土交通省	建築士	19,200																																																																																																																											
厚生労働省	言語聴覚士	8,000																																																																																																																											
厚生労働省	救急救命士	6,800																																																																																																																											
文部科学省	技術士	6,500																																																																																																																											
厚生労働省	理容師	5,800																																																																																																																											
厚生労働省	美容師	5,800																																																																																																																											
厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師	5,200																																																																																																																											
厚生労働省	はり師	5,200																																																																																																																											
厚生労働省	きゆう師	5,200																																																																																																																											
厚生労働省	柔道整復師	4,800																																																																																																																											
厚生労働省	歯科衛生士	4,750																																																																																																																											
国土交通省	管理業務主任者	4,250																																																																																																																											
国土交通省	マンション管理士	4,250																																																																																																																											
厚生労働省	保育士	4,200																																																																																																																											
厚生労働省	精神保健福祉士	4,050																																																																																																																											
厚生労働省	社会福祉士	4,050																																																																																																																											
厚生労働省	介護福祉士	4,050																																																																																																																											
国土交通省	気象予報士	3,600																																																																																																																											
金融庁	貸金業務取扱主任者	3,150																																																																																																																											
農林水産省	獣医師	2,000																																																																																																																											
環境省	狩猟免許	1,800																																																																																																																											
国土交通省	登録運転者	500~5,000																																																																																																																											
金融庁	公認会計士	0																																																																																																																											
金融庁	外国公認会計士	0																																																																																																																											
法務省	申請取次者	0																																																																																																																											
厚生労働省	管理栄養士	0																																																																																																																											
厚生労働省	薬剤師	0																																																																																																																											
厚生労働省	年金数理人	0																																																																																																																											
経済産業省	計量士	0																																																																																																																											

経済産業省	競輪選手	0
経済産業省	競輪審判員	0
経済産業省	小型自動車競走選手	0
経済産業省	小型自動車競走審判員	0
経済産業省	中小企業診断士	0
国土交通省	海事代理士	0
国土交通省	海事補佐人	0
国土交通省	不動産鑑定士	0
国土交通省	測量士・測量士補	0
環境省	環境カウンセラー	0

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 登録料が把握できたものについて計上している。  
3 登録料は、平成 21 年度末現在の金額を示す。

## 2 登録料の設定

登録事業は、申請者から提出された登録申請書及び関係書類を基に、その者の氏名、住所、生年月日等（登録事項）の情報をパソコンに入力するものや、これに加え、登録申請書等の内容を確認するための事務所所在地の現地確認や申請者との面接等を行っているものもあり、登録料はこれらの経費を基に算定される。

今回、当省が詳細調査した登録事業のうち、登録料に幅のあるもの及び登録料が無料のものを除外した 14 登録事業について、登録情報をパソコンに入力等する際の経費に影響する登録事項数及び登録者数と登録料との関係を調査した結果は、次のとおりである。

### (1) 登録事項数

登録申請者の氏名等（登録事項）の情報をパソコン等に入力する場合、登録事項数は当該作業の経費に影響し、実費相当額とされる登録料にも反映されることとなる。

しかしながら、登録事項数と登録料の関係を調査したところ、表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑭-b のとおり、1 登録事項数当たりの単価は、最少 152 円（管理業務主任者）ないし最大 3,333 円（労働衛生コンサルタント）の較差が生じている。

### (2) 登録者数

上記の登録事項数と同様に、登録者数の多寡についても、パソコン等に入力等を行う際の経費に影響を与え、実費相当額とされる登録料に反映されることとなる。

しかしながら、登録者数（表 2：平成 21 年度実績）と登録料の相関関係（注）を調査したところ、表 3 のとおり、両者の相関係数は  $-0.1439413$  で相関は弱く（数値の分布が不規則）、関連性は極めて低い状況が認められた。

- (注) 2 変数の関係がどの程度比例的な関係を持っているかを示すもの。一方が増加すると、他方が増加又は減少するという 2 つの変数の関係を示し、相関係数が 1 又は  $-1$  に近いほど関連性が認められる。

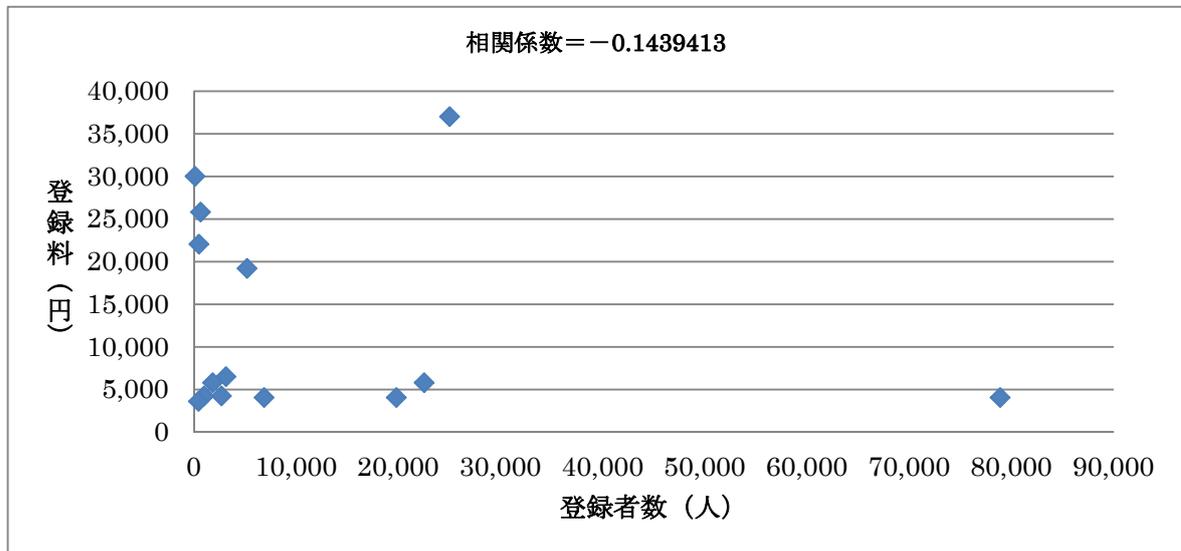
表2 資格別登録者数

単位 (人、円)

所管府省	資格名	登録者数 (平成 21 年度)	登録料 (再掲)
国土交通省	宅地建物取引主任者	25,021	37,000
厚生労働省	労働衛生コンサルタント	120	30,000
厚生労働省	作業環境測定士	657	25,800
国土交通省	建築設備士	505	22,050
国土交通省	建築士	5,202	19,200
文部科学省	技術士	3,147	6,500
厚生労働省	理容師	1,844	5,800
厚生労働省	美容師	22,531	5,800
国土交通省	管理業務主任者	2,699	4,250
国土交通省	マンション管理士	1,011	4,250
厚生労働省	精神保健福祉士	6,871	4,050
厚生労働省	社会福祉士	19,817	4,050
厚生労働省	介護福祉士	78,896	4,050
国土交通省	気象予報士	449	3,600

(注) 当省の調査結果による。

表3 登録者数と登録料の相関関係



(注) 表2の登録者数及び登録料に基づき当省が作成した。

### 3 登録事務の経費の内訳

当省が詳細調査の対象とした作業環境測定士及び労働衛生コンサルタントについて、登録事務における事業経費の内訳をみた結果は、表4のとおりである。

収入総額に対する当期収支差額の割合は、作業環境測定士が5.7%、労働衛生コンサルタントが3.7%となっており、おおむね収入と支出の均衡は図られているが、前者については事業費の81.1%を、後者については事業費の76.2%を人件費が占めるなど、登録事務においては、徴収した手数料の多くは人件費に支出されている。

表4 作業環境測定士及び労働衛生コンサルタントの登録業務に係る収支状況 (単位：円、%)

区分	作業環境測定士 登録料：25,800円 登録事項数：11事項 登録者数：657人		労働衛生コンサルタント 登録料：30,000円 登録事項数：9事項 登録者数：120人		
		割合		割合	
収入総額 (A)	18,577,692		9,547,079		
支出総額 (B)	17,503,335	100.0	9,191,852	100.0	
内 訳	人件費	14,194,501	81.1	7,000,000	76.2
	旅費交通費	20,000	0.1	0	0.0
	什器備品費	14,175	0.1	46,305	0.5
	印刷製本・消耗品費	479,667	2.7	124,404	1.4
	通信運搬費	611,639	3.5	190,455	2.1
	借室料・共益費支出	2,122,932	12.1	1,733,000	18.9
	電算機器費	14,490	0.1	96,768	1.1
	雑支出	45,931	0.3	920	0.01
当期収支差額 (A) - (B)	1,074,357	5.8	355,227	3.7	

(注) 1 法人の資料に基づき当省が作成した。

2 割合(当期収支差額欄を除く。)は、支出総額に対する値を示す。

3 当期収支差額欄の割合は、収入総額に対する値を示す。

### 4 登録料の検証の必要性

上記のとおり、詳細調査の対象とした資格の登録料、登録事項数及び登録者数の関係をみると、1登録事項数当たりの単価は区々となっており、また、登録者数と登録料との間に関連性はみられない。

また、これにより徴収した登録料の大半は、人件費に支出されていることから、人件費の多寡が登録料に大きく影響している実態がみられる。

公益法人が行う公益事業については、収入と支出の均衡が求められており、また、国が直接実施する場合や特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人が行う場合においても、同様の措置が求められている。これにより、上記のとおり、おおむね事業の収入と支出の均衡は図られているが、登録事業における登録料の設定に当たっては、単に収支の均衡に留意するだけではなく、利用者の負担軽減を図る観点から、各資格制度で実施する業務量に見合ったものとなっているかについて、特に人件費の多寡に留意しつつ、その金額の妥当性を検証する必要があると考えられる。



表Ⅱ-1-(2)-イ-① 所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定）

所管府省	法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況		
国家公安委員会（警察庁）	(財) 保安電子通信技術協会	遊技機の型式の検定	△		
総務省	(財) テレコムエンジニアリングセンター	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	○		
経済産業省	(財) 日本品質保証機構	特定計量器の検定	△		
国土交通省	(財) 新日本検定協会	危険物の積付検査	△		
		危険物のコンテナへの収納検査	△		
	(社) 日本海事検定協会	危険物のコンテナへの収納検査	△		
		危険物の積付検査	△		
		液化化物質の積付け検査	△		
	(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 日本建築センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 日本建築総合研究所	建築物等の確認・検査	×		
	(財) ベターリビング	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 住宅金融普及協会	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 住宅保証機構	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 北海道建築指導センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 宮城県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 山口県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×		
	(社) 高知県建設技術公社	建築物等の確認・検査	×		
	(財) 沖縄県建設技術センター	建築物等の確認・検査	×		
(財) 沿岸技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	×			
(社) 寒地港湾技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	×			
4 府省	18法人	延べ21制度	府省数	法人数	事業数
			○	1	1 (4.8)
			△	3	4 (33.3)
			×	1	13 (61.9)
合計				18	21 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目（人件費、物件費等）ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、×印は公開していないものを示す。  
 3 平成23年2月18日現在の状況を示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ② 所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格）

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況	
総務省	(財) 日本無線協会	無線従事者	試験	△	
			講習（主任）	△	
	(財) 日本データ通信協会	電気通信主任技術者 工事担任者	試験	△	
			試験	△	
	(財) 消防試験研究センター	危険物取扱者	試験	×	
(財) 愛知県消防設備安全協会	消防設備士	講習	×		
(財) 広島県消防設備管理協会	消防設備士	講習	×		
文部科学省	(社) 日本技術士会	技術士	試験	△	
			登録	△	
厚生労働省	(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	登録	△	
			登録	△	
	(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	試験	△	
			試験	△	
	(社) 全国ビルメンテナンス協会	技能士（ビルクリーニング技能士試験・ビル設備管理技能士試験）	試験	△	
	(一般・社) 全日本着付け技能センター	技能士	試験	△	
	(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会	技能士	試験	△	
	(社) 調理技術技能センター	技能士	試験	△	
	(社) 金融財政事情研究会	技能士	試験	△	
	(一般・社) 知的財産教育協会	技能士	試験	△	
	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	△	
	(財) 社会福祉振興・試験センター	社会福祉士	試験	△	
			登録	△	
			試験	△	
			登録	△	
	(財) 社会福祉振興・試験センター	介護福祉士	試験	△	
			登録	△	
			試験	△	
			登録	△	
	(財) 理容師美容師試験研修センター	精神保健福祉士	試験	×	
登録			×		
試験			△		
登録			△		
(財) 理容師美容師試験研修センター	理容師	試験	△		
		登録	△		
		試験	△		
		登録	△		
(財) 豊成学園飯塚理容美容専門学校	美容師	講習（養成施設）	×		
		講習（養成施設）	×		
(財) 給水工事技術振興財団	給水装置工事主任技術者	試験	△		
		ボイラー技士	試験	△	
		クレーン・デリック運転士	試験	△	
		移動式クレーン運転士	試験	△	
		釜破技士	試験	×	
		労働衛生コンサルタント	試験	△	
		作業環境測定士	試験	△	
		エネルギー管理士	試験	△	
		(財) 安全衛生技術試験協会	電気主任技術者	試験	△
				交付	△
試験	△				
試験	△				
経済産業省	(財) 電気技術者試験センター	電気工事士	試験	△	
		試験	△		
		試験	△		
		試験	△		
(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	試験	△		
		試験	△		
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	試験	△		
		交付	△		
経済産業省、環境省	(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者	試験	△	
		公害防止管理者	試験	△	
国土交通省	(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	△	
			試験	△	
	(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	△	
			試験	△	
	(財) 気象業務支援センター	気象予報士	試験	△	
	(社) 全国解体工事業団体連合会	解体工事施工技士	試験	×	
	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	試験	△	
	(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	試験	△	
			登録	△	
			試験	△	
			登録	△	
	(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	試験	△	
			登録	△	
	(財) 建築技術教育普及センター	建築士	試験	△	
			登録	△	
	(社) 日本建築士会連合会	建築士	試験	△	
			登録	△	
	(財) 建設業技術者センター	監理技術者資格証の交付を受けている者	交付	△	
			試験	△	
	(財) マンション管理センター	マンション管理士	試験	△	
登録			△		
(社) 日本建設機械化協会	建設機械施工技士	試験	△		
		試験	△		
(財) 建設業振興基金	建築施工管理技士	試験	△		
		試験	△		
(財) 全国建設研修センター	電気工事施工管理技士	試験	△		
		試験	△		
		試験	△		
		試験	△		
		試験	△		
		試験	△		
(社) 全日本不動産協会	宅地建物取引主任者	講習（法定）	×		
		講習（法定）	×		
(財) 不動産適正取引推進機構	宅地建物取引主任者	講習（法定）	×		
		講習（法定）	×		
(社) 不動産協会	宅地建物取引主任者	講習（法定）	×		
		講習（法定）	×		
(社) 日本住宅建設産業協会	宅地建物取引主任者	講習（法定）	×		
		講習（法定）	×		
環境省	(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	試験	△	
		講習	△		
6府省	44法人	延べ63制度	74事業	府省数 法人数 事業数	
	○			0 0 0 ( 0)	
	△			6 35 61 (82.4)	
	×			3 11 13 (17.6)	
	合計			46 74 (100.0)	

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目（人件費、物件費等）ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、×印は公開していないものを示す。  
 3 平成23年2月18日現在の状況を示す。  
 4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-②-①-③ 所管府省による推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定）

所管府省	法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況			
国家公安委員会（警察庁）	(財) 日本交通管理技術協会	普通自転車の型式認定			△	
総務省	(財) 日本消防設備安全センター	消防用設備等の認定 特殊消防用設備等の性能評価			—	
	(社) 日本内燃力発電設備協会	消防用設備等の認定			—	
	(社) 日本電気協会	消防用設備等の認定			—	
	(財) 日本防災協会	防災性能の確認			—	
	(財) 電気通信端末機器審査協会	技術基準適合認定（端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認）			—	
	(財) 日本繊維製品品質技術センター	防災性能の確認			—	
	(社) 全国避難設備工業会	消防用設備等の認定			—	
	(社) 日本消防放水器具工業会	消防用設備等の認定			—	
	(社) 電線総合技術センター	消防用設備等の認定			—	
	経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会	特定電気用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 ガス工作物の使用前検査 特定ガス用品の適合性検査			—
		(財) 日本エルピーガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査			—
(財) 電気安全環境研究所		特別特定製品の適合性検査 特定電気用品の適合性検査			—	
(財) 日本品質保証機構		特定電気用品の適合性検査			—	
(財) 日本燃焼機器検査協会		特別特定製品の適合性検査			—	
(財) 日本文化用品安全試験所		特別特定製品の適合性検査 簡易専用水道の管理についての検査			—	
(財) 日本食品分析センター		製品検査			△	
(財) 食品環境検査協会		製品検査			△	
(財) 日本冷凍食品検査協会		製品検査			△	
厚生労働省		(社) 日本ボイラ協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定			—
		(社) ボイラ・クレーン安全協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定			—
	(社) 日本クレーン協会	特定機械等の検査			—	
	(社) 産業安全技術協会	小型ボイラー等の個別検定			—	
	(財) 関西環境管理技術センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(財) 日本環境衛生センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(財) ビル管理教育センター	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	(社) 日本食品衛生協会	簡易専用水道の管理についての検査			—	
	国土交通省	(一般・財) 化学物質評価研究機構	簡易専用水道の管理についての検査			—
		(財) 日本建築設備・昇降機センター	構造方法等の認定			△
(財) 日本建築センター		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本建築総合試験所		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本塗料検査協会		構造方法等の認定			△	
(財) 建材試験センター		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本建築防災協会		構造方法等の認定			△	
(財) ベターリビング		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 小林理学研究所		構造方法等の認定			△	
(財) 日本紡績検査協会		構造方法等の認定			△	
(財) 東海技術センター		構造方法等の認定			△	
(社) 日本免震構造協会		構造方法等の認定			△	
(社) 日本膜構造協会		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 日本住宅・木材技術センター		構造方法等の認定 型式適合認定			△	
(財) 気象業務支援センター		気象測器の検定			—	
文部科学省		(財) 原子力安全技術センター	放射性同位元素等の運搬の安全確認 放射性同位元素の使用施設等の検査 放射性同位元素等の運搬物確認			—
		経済産業省、 国土交通省、 環境省	(社) 日本建設機械化協会	特定特殊自動車の検査		△
			(財) 日本自動車輸送技術協会	特定特殊自動車の検査		△
7府省	46法人	延べ66事業	府省数	法人数	事業数	
		○	0	0	0 ( 0 )	
		△	5	20	27 (40.9)	
		—	5	27	39 (59.1)	
	合計			47	66 (100.0)	

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目（人件費、物件費等）ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、—印は公開していないものを示す。  
 3 平成23年2月18日現在の状況を示す。  
 4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 所管府省における推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格）

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
総務省	(財) 日本無線協会	無線従事者	講習 (認定)	—
	(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者	講習 (養成施設)	—
	(財) 日本データ通信協会	工事担任者	講習 (養成施設)	—
	(財) 日本防火協会	防火管理者 防災管理者	講習 講習	— —
	(財) 日本消防設備安全センター	消防設備点検資格者	講習	—
		防火対象物点検資格者	講習	—
		自衛消防組織統括管理者	講習	—
防災管理点検資格者		講習	—	
文部科学省	(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	講習	—
	(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	講習	—
	(財) 原子力安全技術センター	放射線取扱主任者	試験 講習	— —
厚生労働省	(社) 日本アイトープ協会	放射線取扱主任者	講習	—
	(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	講習	—
	(社) 関西労働衛生技術センター	作業環境測定士	講習	—
	(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	講習	—
	(社) 日本食品衛生協会	食品衛生管理者	講習	—
		食鳥処理衛生管理者	講習	—
	(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	講習	—
		清掃作業監督者	講習	—
	(社) 全国ビルメンテナンス協会	清掃作業従事者	講習	—
	(財) 医療機器センター	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
	(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
	(財) 理容師美容師試験研修センター	管理美容師	講習	—
		管理美容師	講習	—
	(財) 全国生活衛生営業指導センター	クリーニング師	講習	—
	(社) 日本水道協会	水道技術管理者	講習	—
	(社) 日本ボイラ協会	ボイラー技士	講習	—
		普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
		化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
	(社) ボイラ・クレーン安全協会	ボイラー技士	講習	—
		移動式クレーン運転士	講習	—
		普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		玉掛け技能講習修了者	講習	—
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
	(社) 日本クレーン協会	クレーン・デリック運転士	講習	—
		移動式クレーン運転士	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	(財) 産業教育センター	玉掛け技能講習修了者	講習	—
		移動式クレーン運転士	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—
不整地運搬車運転技能講習修了者		講習	—	
高所作業車運転技能講習修了者		講習	—	
玉掛け技能講習修了者		講習	—	
(財) 労働安全衛生管理協会	プレス機械作業主任者	講習	—	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—	
	鉛作業主任者	講習	—	
	有機溶剤作業主任者	講習	—	
	石綿作業主任者	講習	—	
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—	
(財) 港湾労働安定協会	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—	
	クレーン・デリック運転士	講習	—	
	船内荷役作業主任者	講習	—	
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—	
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—	
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—	
	玉掛け技能講習修了者	講習	—	

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
厚生労働省	(社) 労働技能講習協会	有機溶剤作業主任者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—
		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	(社) 建設荷役車両安全技術協会	玉掛け技能講習修了者	講習	—
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	—
	(社) 東京労働基準協会連合会	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
		石綿作業主任者	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接者技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	(社) 愛知労働基準協会	玉掛け技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
		石綿作業主任者	講習	—
	(社) 大阪労働基準連合会	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
	(社) 広島県労働基準協会	石綿作業主任者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
		有機溶剤作業主任者	講習	—
		石綿作業主任者	講習	—
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
		ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	(社) 香川労働基準協会	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
		玉掛け技能講習修了者	講習	—
		プレス機械作業主任者	講習	—
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
		鉛作業主任者	講習	—
(財) 日本産業技能教習協会	有機溶剤作業主任者	講習	—	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—	
	石綿作業主任者	講習	—	
	有機溶剤作業主任者	講習	—	
	玉掛け技能講習修了者	講習	—	
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—	
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—	
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—	
(社) 東京都火薬類保安協会	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	—	
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	—	
(財) 省エネルギーセンター	発破技士	講習	—	
	コンクリート破砕機作業主任者	講習	—	
経済産業省	エネルギー管理士	講習	△	
	特種電気工事資格者	講習	△	
(財) 電気工事技術講習センター	認定電気工事従事者	講習	△	
	中小企業診断士	講習	—	
経済産業省、環境省	(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	講習	—
	(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者	講習	△
(社) 日本砕石協会	公害防止管理者	講習	△	
	(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	講習	—
国土交通省	(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—
	(社) 全国農協観光協会	旅程管理者のうち主任	講習	—
	(社) 日本添乗サービス協会	旅程管理者のうち主任	講習	—
	(社) 日本不動産鑑定協会	不動産鑑定士	講習	—
	(財) 不動産流通近代化センター	宅地建物取引主任者	講習	—
	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習（実務） 講習（交付）	— —

所管府省	法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況		
国土交通省	(財) ダム水源地環境整備センター	管理主任技術者(ダム)	試験	—		
	(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—		
	(社) 日本自動車整備振興会連合会	旅程管理者のうち主任	講習	—		
		自動車整備士	試験	—		
	(社) 札幌地方自動車整備振興会	整備主任者	講習	□		
		整備主任者	講習	—		
	(社) 宮城県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—		
	(社) 愛知県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—		
	(財) 全国建設研修センター	管理主任技術者(ダム)	講習	—		
		監理技術者資格者証の交付を受けている者	講習	—		
	(財) 日本建築設備・昇降機センター	昇降機検査資格者	講習	—		
		建築設備検査資格者	講習	—		
	(財) 建築技術教育普及センター	建築設備士	試験	—		
	(財) マンション管理センター	マンション管理士	講習	—		
	(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	講習	—		
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	—			
(財) 日本建築防災協会	特殊建築物等調査資格者	講習	—			
(社) 建築設備技術者協会	建築設備士	登録	△			
環境省	(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽検査員	講習	—		
	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者	講習	—		
	(財) 日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者	講習	—		
6府省	64法人	延べ169制度	172事業	府省数	法人数	事業数
				0	0	0 ( 0)
				3	5	7 ( 4.1)
				6	59	164 (95.9)
合計				64	171	(100.0)
				1	1	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、一印は公開していないもの、□印は他法人の指導等が主な業務で事業の主体ではないものを示す。  
3 平成23年2月18日現在の状況を示す。  
4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤ 公益法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況

法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況
(財) 日本交通管理技術協会	普通自転車の型式認定	—
(財) 保安電子通信技術協会	遊技機の型式の検定	—
(財) 日本消防設備安全センター	消防用設備等の認定 特殊消防用設備等の性能評価	—
(社) 日本内燃力発電設備協会	消防用設備等の認定	—
(社) 日本電気協会	消防用設備等の認定	—
(財) テレコムエンジニアリングセンター	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	—
(財) 日本防災協会	防災性能の確認	—
(財) 電気通信端末機器審査協会	技術基準適合認定（端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認）	—
(財) 日本繊維製品品質技術センター	防災性能の確認	—
(社) 全国避難設備工業会	消防用設備等の認定	—
(社) 日本消防放水器具工業会	消防用設備等の認定	—
(社) 電線総合技術センター	消防用設備等の認定	—
(財) 日本ガス機器検査協会	特定電気用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 ガス工作物の使用前検査 特定ガス用品の適合性検査	—
(財) 日本エルピーガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	—
(財) 電気安全環境研究所	特別特定製品の適合性検査 特定電気用品の適合性検査 特定電気用品の適合性検査	—
(財) 日本品質保証機構	特別特定製品の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 特定計量器の検定	—
(財) 日本燃焼機器検査協会	特別特定製品の適合性検査	—
(財) 日本文化用品安全試験所	特別特定製品の適合性検査 簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) 日本食品分析センター	製品検査	—
(財) 食品環境検査協会	製品検査	—
(財) 日本冷凍食品検査協会	製品検査	—
(社) 日本ボイラ協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定	—
(社) ボイラ・クレーン安全協会	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定	—
(社) 日本クレーン協会	特定機械等の検査	—
(社) 産業安全技術協会	小型ボイラー等の個別検定	—
(財) 関西環境管理技術センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) 日本環境衛生センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(財) ビル管理教育センター	簡易専用水道の管理についての検査	—
(社) 日本食品衛生協会	簡易専用水道の管理についての検査	—
(一般・財) 化学物質評価研究機構	簡易専用水道の管理についての検査 構造方法等の認定	—
(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本建築センター	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本建築総合試験所	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本塗料検査協会	構造方法等の認定	—
(財) 建材試験センター	構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本建築防災協会	構造方法等の認定	—
(財) ベターリビング	建築物等の確認・検査 構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 小林理学研究所	構造方法等の認定	—
(財) 日本紡績検査協会	構造方法等の認定	—
(財) 東海技術センター	構造方法等の認定	—
(社) 日本免震構造協会	構造方法等の認定	—
(社) 日本膜構造協会	構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 日本住宅・木材技術センター	構造方法等の認定 型式適合認定	—
(財) 住宅金融普及協会	建築物等の確認・検査	—
(財) 住宅保証機構	建築物等の確認・検査	—
(財) 北海道建築指導センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 宮城県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 山口県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 高知県建設技術公社	建築物等の確認・検査	—
(財) 沖縄県建設技術センター	建築物等の確認・検査	—
(財) 気象業務支援センター	気象測器の検定	—
(財) 新日本検定協会	危険物の積付検査 危険物のコンテナへの収納検査	—
(社) 日本海事検定協会	危険物のコンテナへの収納検査 危険物の積付検査 液状化物質の積付け検査	—

法人名	検査検定制度名	積算根拠の公開状況		
		法人数	事業数	
(財) 沿岸技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	—		
(社) 寒地港湾技術研究センター	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	—		
(財) 原子力安全技術センター	放射性同位元素等の運搬の安全確認	—		
	放射性同位元素の使用施設等の検査	—		
	放射性同位元素等の運搬物確認	—		
(社) 日本建設機械化協会	特定特殊自動車の検査	○		
(財) 日本自動車輸送技術協会	特定特殊自動車の検査	—		
59法人	87事業			
	○	1	1	(1.1)
	△	0	0	( 0)
	—	58	86	(98.9)
合計			87	(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目(人件費、物件費等)ごとの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、一印は公開していないものを示す。  
3 平成23年2月18日現在の状況を示す。  
4 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥ 公益法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況

法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
(財) 日本無線協会	無線従事者	試験	—
		講習(認定)	—
		講習(主任)	—
		講習(養成施設)	—
(財) 日本アマチュア無線振興協会	無線従事者	講習(養成施設)	—
(財) 日本データ通信協会	電気通信主任技術者	試験	—
	工事担任者	講習(養成施設)	—
(財) 消防試験研究センター	危険物取扱者	試験	—
(財) 日本防火協会	消防設備士	試験	—
	防火管理者	講習	△
(財) 日本消防設備安全センター※	防災管理者	講習	△
	消防設備点検資格者	講習	—
	防火対象物点検資格者	講習	—
	自衛消防組織統括管理者	講習	—
	防災管理点検資格者	講習	—
(財) 愛知県消防設備安全協会	消防設備士	講習	—
(財) 広島県消防設備管理協会	消防設備士	講習	—
(社) 日本技術士会	技術士	試験	—
(社) 日本放射線技師会	放射線取扱主任者	登録	—
(財) 電子科学研究所	放射線取扱主任者	講習	—
(財) 原子力安全技術センター	放射線取扱主任者	講習	—
(社) 日本アイソトープ協会	放射線取扱主任者	試験	—
	作業環境測定士	講習	—
(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	講習	—
(社) 関西労働衛生技術センター	作業環境測定士	登録	—
(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	講習	—
(社) 日本食品衛生協会	食品衛生管理者	講習	—
	食鳥処理衛生管理者	講習	—
(財) ビル管理教育センター	建築物環境衛生管理技術者	講習	—
	清掃作業監督者	講習	—
	清掃作業従事者	講習	—
(社) 全国ビルメンテナンス協会	技能士(ビルクリーニング技能士試験・ビル設備管理技能士試験)	試験	—
(一般・社) 全日本着付け技能センター	技能士	試験	—
(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会	技能士	試験	—
(社) 調理技術技能センター	技能士	試験	—
(社) 金融財政事情研究会	技能士	試験	—
(一般・社) 知的財産教育協会	技能士	試験	—
(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	—
(財) 医療機器センター	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	—
(財) 社会福祉振興・試験センター	社会福祉士	試験	—
	介護福祉士	登録	—
	精神保健福祉士	試験	—
	精神保健福祉士	登録	—
(財) 理容師美容師試験研修センター	管理理容師	講習	—
	管理美容師	講習	—
	理容師	試験	△
	理容師	登録	△
	美容師	試験	△
	美容師	登録	△
(財) 豊成学園 飯塚理容美容専門学校	理容師	講習	—
(財) 全国生活衛生営業指導センター	美容師	講習	—
(社) 日本水道協会	クリーニング師	講習	—
(財) 給水工事技術振興財団	水道技術管理者	講習	—
	給水装置工事主任技術者	試験	—
(財) 安全衛生技術試験協会	ボイラー技士	試験	—
	クレーン・デリック運転士	試験	—
	移動式クレーン運転士	試験	—
	発破技士	試験	—
	労働衛生コンサルタント	試験	—
	作業環境測定士	試験	—
	ボイラー技士	講習	—
(社) 日本ボイラ協会	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
(社) ボイラ・クレーン安全協会	ボイラー技士	講習	—
	移動式クレーン運転士	講習	—
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—	

法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況
(社) 日本クレーン協会	クレーン・デリック運転士	講習	—
	移動式クレーン運転士	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
(財) 産業教育センター	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	移動式クレーン運転士	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
(財) 労働安全衛生管理協会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
(財) 港湾労働安定協会	クレーン・デリック運転士	講習	—
	船内荷役作業主任者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
(社) 労働技能講習協会	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	ボイラー取扱技能講習修了者	講習	—
(社) 建設荷役車両安全技術協会	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	プレス機械作業主任者	講習	—
(社) 東京労働基準協会連合会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
(社) 愛知労働基準協会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
(社) 大阪労働基準連合会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
(社) 広島県労働基準協会	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
(社) 香川労働基準協会	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
	プレス機械作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
(財) 日本産業技能教習協会	鉛作業主任者	講習	—
	有機溶剤作業主任者	講習	—
	石綿作業主任者	講習	—
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—
(財) 日本産業技能教習協会	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	—
	ガス溶接技能講習修了者	講習	—
	フォークリフト運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	—
	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	—
	高所作業車運転技能講習修了者	講習	—
	玉掛け技能講習修了者	講習	—

法人名	資格制度名	事業名	積算根拠の公開状況	
(社) 東京都火災類保安協会	発破技士	講習	—	—
(社) 東京都火災類保安協会	コンクリート破砕機作業主任者	講習	—	—
(財) 省エネルギーセンター	エネルギー管理士	試験	—	—
(財) 電気技術者試験センター	電気主任技術者	講習	—	—
(財) 電気技術者試験センター	電気主任技術者	試験	—	—
(財) 電気工事技術講習センター	電気工事士	交付	—	—
(財) 電気工事技術講習センター	電気工事士	試験	—	—
(財) 電気工事技術講習センター	特種電気工事資格者	講習	△	△
(財) 電気工事技術講習センター	認定電気工事従事者	講習	△	△
(社) 中小企業診断協会	中小企業診断士	試験	—	—
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	講習	—	—
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	試験	—	—
(財) 日本ガス機器検査協会	ガス主任技術者	交付	—	—
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者 (共管)	試験	—	—
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者 (共管)	講習	—	—
(社) 産業環境管理協会	公害防止主任管理者 (共管)	講習	—	—
(社) 日本砕石協会	公害防止管理者 (共管)	講習	—	—
(社) 日本中小型造船工業会	主任技術者	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 全国旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 全国農協観光協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 日本添乗サービス協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(財) 気象業務支援センター	気象予報士	試験	—	—
(社) 日本不動産鑑定協会	不動産鑑定士	講習	—	—
(社) 日本建設機械化協会	建設機械施工技士	試験	—	—
(財) 建設業振興基金	建築施工管理技士	試験	—	—
(財) 建設業振興基金	電気工事施工管理技士	試験	—	—
(社) 全国解体工事業団体連合会	解体工事施工技士	試験	—	—
(財) 不動産流通近代化センター	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 全日本不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	試験	—	—
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習 (実務)	—	—
(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者	講習 (交付)	—	—
(財) 日本建築防災協会	特殊建築物等調査資格者	講習	—	—
(財) ダム水源地環境整備センター	管理主任技術者 (ダム)	試験	—	—
(財) 不動産適正取引推進機構	宅地建物取引主任者	試験	—	—
(社) 不動産協会	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 日本住宅建設産業協会	宅地建物取引主任者	講習	—	—
(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	試験	—	—
(社) 日本旅行業協会	旅行業務取扱管理者	講習	—	—
(社) 日本旅行業協会	旅程管理者のうち主任	講習	—	—
(社) 日本自動車整備振興会連合会	自動車整備士	試験	—	—
(社) 日本自動車整備振興会連合会	整備主任者	講習	□	□
(社) 札幌地方自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(社) 宮城県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(社) 愛知県自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	試験	—	—
(財) 東京タクシーセンター	登録運転者	登録	—	—
(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	試験	—	—
(財) 大阪タクシーセンター	登録運転者	登録	—	—
(財) 全国建設研修センター	土木施工管理技士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	管工事施工管理技士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	造園施工管理技士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	管理主任技術者 (ダム)	講習	—	—
(財) 全国建設研修センター	土地区画整理士	試験	—	—
(財) 全国建設研修センター	監理技術者資格者証の交付を受けている者	講習	—	—
(財) 日本建築設備・昇降機センター	昇降機検査資格者	講習	—	—
(財) 日本建築設備・昇降機センター	建築設備検査資格者	講習	—	—
(財) 建築技術教育普及センター	建築士	試験	—	—
(財) 建築技術教育普及センター	建築設備士	試験	—	—
(社) 日本建築士会連合会	建築士	登録	—	—
(社) 建築設備技術者協会	建築設備士	登録	—	—
(財) 建設業技術者センター	監理技術者資格者証の交付を受けている者	交付	—	—
(財) マンション管理センター	マンション管理士	試験	—	—
(財) マンション管理センター	マンション管理士	講習	—	—
(財) マンション管理センター	マンション管理士	登録	—	—
(社) 東京都自動車整備振興会	整備主任者	講習	—	—
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	—	—
(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	—	—
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	試験	—	—
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	講習	—	—
(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽検査員	講習	—	—
(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	特別管理産業廃棄物管理責任者	講習	—	—
(財) 日本環境衛生センター	廃棄物処理施設技術管理者	講習	—	—
92法人	延べ220制度	246事業	法人数	事業数
	○		0	0 ( 0)
	△		3	8 ( 3.3)
	—		91	237 ( 96.7)
	合計		93	245 (100.0)
	□		1	1

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ○印は1件当たりの手数料に占める科目 (人件費、物件費等) などの総額とその内訳まで公開しているもの、△印は科目ごとの総額又は科目のみ公開しているもの、—印は公開していないもの、□印は他法人の指導等が主な業務で事業の主体ではないものを示す。  
3 積算根拠の公開状況欄における合計値の法人数は延べ数、事業数は実数である。  
4 平成23年2月18日現在の状況。  
5 積算根拠の公開状況欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているものを示す。

## 2 会計処理の適正化の推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【背景事情等】</b></p> <p>(会計処理の明確化及び透明化)</p> <p>公益法人が実施している公益事業については、改革実施計画により、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこととされ、特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（検査料等支出明細書又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットにより公開することとされている。</p> <p>また、公益法人のうち、特例民法法人については、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、最新の業務及び財務等に関する資料をインターネットにより公開することとされている。</p> <p>一方、公益社団法人、公益財団法人等においても、国民に対する説明責任を果たす観点から、適切に事務・事業ごとの収支状況を明らかにするとともに、財務等に関する資料をインターネットにより公開することが重要であると考えられる。</p> <p>(内部留保の水準)</p> <p>公益法人のうち、特例民法法人におけるいわゆる内部留保（注）については、指導監督基準及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について」（以下「運用指針」という。）により、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされており、その水準（内部留保率）は、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましいとされている。</p> <p>(注) 内部留保とは、特例民法法人の総資産額から、①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している基金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払いに充てる引当資産等及び⑤負債相当額を差し引いた残りの資産をいう。</p> <p>さらに、内部留保の額については、「政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について（作業依頼）」（平成22年6月25日付け内閣府大臣官房公益法人行政担当室、行政刷新会議事務局事務連絡）において、内部留保率が30%を超える場合、当該30%を超える額は「過大な内部留保」とされている。</p> <p>(引当資産の積立)</p> <p>公益法人のうち、特例民法法人の内部留保から減算できる引当資産は、当該法人が特定の目的のために独自に積立てを行うことができるものであるが、当該引当資産については、運用指針において、法人の運営上、将来必要な特定の</p>	<p>表Ⅱ-2-①</p> <p>表Ⅱ-2-①</p> <p>表Ⅱ-2-①</p> <p>表Ⅱ-2-②</p> <p>表Ⅱ-2-①</p>

支払いに充てることが明瞭であり、かつ、その支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきであるとされている。

(事業収支の均衡)

また、公益法人のうち、特例民法法人においては、その事業の公共性から、指導監督基準及び運用指針により、対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすることとされ、仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ等を図ることにより、収入と支出の均衡を図らなければならないとされている。

【調査結果】

今回、当省が詳細調査した 142 公益法人のうち、検査検定制及び資格制度の実施主体となっている 138 公益法人における、区分経理の実施状況（事務・事業ごとに経理が適切に区分され、その収支が明確になっているか）、引当資産の積立状況等の会計処理の状況を調査した結果、以下のとおり、①事務・事業ごとに経理が適切に区分されておらず、その収支状況が不明確となっているもの、②将来の特定の支払いに充てることが必ずしも明瞭ではない引当資産等を積み立てているものなど、不適切となっている例がみられた。

(1) 区分経理の実施状況等

公益事業については、改革実施計画等により、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うことが求められているほか、収入と支出の均衡を図り、必要な額以上の利益を生じないようにすることとされていることから、公益法人においては、委託等事業又は推薦等事業にかかわらず、適切に区分経理を実施する必要があると考えられる。

しかしながら、今回、当省が、137 公益法人（138 法人から平成 22 年度から事業を開始した 1 法人 1 事業を除く。）における検査検定制及び資格制度に係る 331 事業（検査検定制 87 事業及び資格制度 244 事業）について、その区分経理の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 検査検定制については、区分経理を実施していないものが 18 法人の 26 事業（29.9%）みられた。

② 資格制度については、区分経理を実施していないものが 36 法人の 129 事業（52.9%）みられた。

なお、区分経理を実施しているものについては、収支の内訳が分かる検査料等支出明細書を作成するなどしている。

(2) 事業の収支等の公開状況

138 公益法人の財務諸表及び 137 公益法人（138 法人から平成 22 年度から

表Ⅱ-2-①

表Ⅱ-2-③

表Ⅱ-2-④

<p>事業を開始した1法人1事業を除く。)における検査検定制度及び資格制度に係る331事業(検査検定制度87事業及び資格制度244事業)について、その収支のインターネットによる公開状況を調査した結果、次のとおり、事業の実施に係る情報開示が不十分な状況がみられた。</p>	
<p>① 検査検定制度については、財務諸表を公開していないものが1法人みられた。また、公益事業の収支の内訳が分かる検査料等支出明細書等を公開していないものが45法人の61事業(70.1%)みられた。</p>	表Ⅱ-2-⑤
<p>② 資格制度については、財務諸表を公開していないものが5法人みられた。また、公益事業の収支の内訳が分かる検査料等支出明細書等を公開していないものが70法人の199事業(81.6%)みられた。</p>	表Ⅱ-2-⑥
<p><b>(3) 引当資産の積立状況等</b> (内部留保の状況)</p>	
<p>特例民法法人における内部留保については、指導監督基準において、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることとされていることから、真に事業の遂行に必要な資産を保有するとともに、内部留保率については、運用指針において定められた指標である、一事業年度における事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下の水準になるよう努める必要がある。</p>	表Ⅱ-2-⑦
<p>しかしながら、今回、当省が、138公益法人における内部留保の状況(平成20年度決算における内部留保率)を調査した結果、内部留保率が30%以上となっているものが43公益法人(31.2%)みられた。</p>	表Ⅱ-2-⑧
<p>(引当資産の積立状況)</p>	
<p>特例民法法人が将来必要な特定の支払いのために積立てを行うことができるものであり、当該法人の内部留保から減算できる引当資産については、特定の支払いに充てることが明瞭で、かつ、その支払い等が可能な限り明確に予定されていることが求められている。</p>	
<p>しかしながら、今回、当省が、138公益法人における引当資産の積立状況を調査した結果、①社屋移転や講義室の改修に関する当初の計画が変更されたままの状態、当該費用として計1億2,270万円を積み立てているもの(1法人)、②「運営引当特定資産」(2億5,000万円)として、用途の特定が必ずしも十分とはいえない資産を積み立てているもの(1法人)、③他の法人においても条件は同様とみられるにもかかわらず、「受験者減少対策(4億4,600万円)」等の名目で資産を積み立てているものなど、必ずしも、特定の支払いに充てることが明瞭で、かつ、その支払い等が明確に予定されているとはいえない引当資産が36資産(23法人)みられた。</p>	表Ⅱ-2-⑨～⑪
<p>特例民法法人が特定の目的のために引当資産を保有する場合には、法人の運営上、真に必要なものとして将来の支払いが明確に予定されているかなど</p>	

について、厳格に精査する必要があるとともに、必要性が乏しいものについては安易な積立てが認められるべきではなく、手数料等の引下げなどに資することが重要であると考えられる。

#### 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る事務・事業を実施している公益法人における会計処理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 事務・事業ごとの収支状況が分かる検査料等支出明細書等を作成するなど、適切に区分経理を実施すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ② 財務諸表及び事務・事業の実施に係る収支状況を適切にインターネットで公開すること。(国家公安委員会(警察庁)、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ③ 公益法人のうち特例民法法人については、引当資産の内容を厳しく精査し、内部留保率が30%を超える場合には、改善のための指導を徹底すること。

また、引当資産の精査結果を踏まえ、委託等事業又は推薦等事業による剰余金については、手数料等の引下げ等の原資とすること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

○ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）＜抜粋＞

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

Ⅱ. 検査等の委託・推薦等に関する事項

2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

(2) 会計処理の明確化及び透明化

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（様式 1 又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットで公開すること。

○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）＜抜粋＞

(別紙 1) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」

2. 事業

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合されるよう適切に処理しなければならない。

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

7. 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則とし

て、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

○ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉

(基準)

2. 事業

- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(運用指針)

- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

(運用指針)

- (2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の

変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とするべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

○ 「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日付け公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉

1 すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）7（1）の①から⑩までに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－２－② 公益法人改革に向けた取組

○ 「政府系公益法人の抜本改革に向けた取組について（作業依頼）」（平成 22 年 6 月 25 日内閣府大臣官房公益法人行政担当室、行政刷新会議事務局事務連絡）＜抜粋＞

【調査票 2－2】

⑤ 内部留保

「過大な内部留保の額」

内部留保の額が、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な額を超えると認められる場合に、当該超える額を記入する。内部留保率が 30%を超える場合は、当該 30%を超える額を過大な内部留保の額として記入することを原則とする。

(注) 下線は当省が付した。

区分経理の実施状況（検査検定制度）

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	検査検定制度名	区分経理 の有無	支出明細書等 の作成			
				○区分あり ×区分なし	◎開議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの 収支が分かる資料 —義務がなく作成なし ×作成なし			
警察庁	(財) 日本交通管理技術協会	警察庁	普通自転車の型式認定	○	—			
警察庁	(財) 保安電子通信技術協会		遊技機の型式の検定	○	—			
総務省	(社) 全国避難設備工業会	総務省	消防用設備等の認定	○	○			
総務省	(社) 日本消防放水器具工業会		消防用設備等の認定	○	○			
総務省	(財) 日本消防設備安全センター※		消防用設備等の認定	×	—			
経済産業省	(社) 日本内燃力発電設備協会		特殊消防用設備等の性能評価	×	—			
経済産業省	(社) 日本電気協会		消防用設備等の認定	×	—			
経済産業省	(財) 日本繊維製品品質技術センター		消防用設備等の認定	○	—			
総務省	(財) テレコムエンジニアリングセンター		防火性能の確認	○	○			
総務省	(財) 日本防災協会		無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	○	◎			
総務省	(財) 電気通信端末機器審査協会		防火性能の確認	○	○			
経済産業省	(社) 電線総合技術センター		技術基準適合認定（端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認）	○	○			
経済産業省	(財) 日本燃焼機器検査協会		消防用設備等の認定	×	—			
経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会 ※		特定電気用品の適合性検査	×	—			
			特別特定製品の適合性検査	×	—			
			特定液化石油ガス器具等の適合性検査	×	◎			
			特別特定製品の適合性検査	○	◎			
			ガス工作物の使用前検査	○	◎			
			特定ガス用品の適合性検査	○	◎			
			特定液化石油ガス器具等の適合性検査	×	—			
		特別特定製品の適合性検査	×	—				
		特定電気用品の適合性検査	×	—				
		特定電気用品の適合性検査	×	—				
		特定計量器の検定	○	◎				
		特別特定製品の適合性検査	×	—				
厚生労働省	(財) 日本文化用品安全試験所	特別特定製品の適合性検査	×	—				
		簡易専用水道の管理についての検査	×	—				
		簡易専用水道の管理についての検査	○	○				
		農林水産省	(財) 日本食品分析センター	製品検査	×	—		
		農林水産省	(財) 食品環境検査協会	製品検査	×	—		
		厚生労働省	(財) 食品薬品安全センター	簡易専用水道の管理についての検査	×	—		
		厚生労働省・環境省	(財) 日本環境衛生センター※	簡易専用水道の管理についての検査	×	—		
		厚生労働省	(財) ビル管理教育センター※	簡易専用水道の管理についての検査	○	○		
		厚生労働省	(社) 日本食品衛生協会※	簡易専用水道の管理についての検査	○	○		
		厚生労働省	(社) 日本ボイラ協会※	特定機械等の検査	×	—		
		厚生労働省	(社) ボイラ・クレーン安全協会※	小型ボイラー等の個別検定	×	—		
		厚生労働省	(社) 日本クレーン協会※	特定機械等の検査	○	—		
厚生労働省	(社) 産業安全技術協会	小型ボイラー等の個別検定	○	—				
農林水産省	(財) 日本冷凍食品検査協会	製品検査	×	—				
国土交通省	(財) 日本建築設備・昇降機センター※	簡易専用水道の管理についての検査	○	◎				
		構造方法等の認定	○	◎				
		建築物等の確認・検査	○	◎				
		構造方法等の認定	○	◎				
		型式適合認定	○	◎				
		危険物のコンテナへの収納検査	○	◎				
		危険物の積付検査	○	◎				
		液状化物質の積付け検査	○	◎				
		建築物等の確認・検査	○	◎				
		構造方法等の認定	○	◎				
		型式適合認定	○	◎				
		建築物等の確認・検査	○	◎				
国土交通省	(財) 日本建築総合試験所	構造方法等の認定	○	◎				
		型式適合認定	○	◎				
		構造方法等の認定	○	◎				
		経済産業省	(財) 日本塗料検査協会	構造方法等の認定	○	◎		
		国土交通省・経済産業省	(財) 建材試験センター	構造方法等の認定	○	◎		
		国土交通省	(財) 北海道建築指導センター	型式適合認定	○	◎		
				建築物等の確認・検査	×	—		
				都道府県	(財) 宮城県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×	—
				都道府県	(財) 山口県建築住宅センター	建築物等の確認・検査	×	—
				都道府県	(社) 高知県建設技術公社	建築物等の確認・検査	○	○
				都道府県	(財) 沖縄県建設技術センター	建築物等の確認・検査	×	—
				国土交通省	(財) 気象業務支援センター※	気象測器の検定	○	◎
国土交通省	(財) 日本建築防災協会※			構造方法等の認定	○	◎		
国土交通省・厚生労働省	(財) 新日本検定協会			危険物の積付検査	○	◎		
国土交通省・厚生労働省	(財) 新日本検定協会			危険物のコンテナへの収納検査	○	◎		
国土交通省	(財) 沿岸技術研究センター			港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	×		
国土交通省	(社) 寒地港湾技術研究センター			港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	○		
国土交通省	(財) ベターリビング	建築物等の確認・検査	○	◎				
		構造方法等の認定	○	◎				
		型式適合認定	○	◎				
		建築物等の確認・検査	○	◎				
国土交通省・財務省	(財) 住宅金融普及協会	建築物等の確認・検査	○	○				
国土交通省	(財) 住宅保証機構	建築物等の確認・検査	○	◎				

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	検査検定制度名	区分経理 の有無			支出明細書等 の作成			
				○区分あり ×区分なし			◎閣議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの 収支が分かる資料 —義務がなく作成なし ×作成なし			
文部科学省	(財) 小林理学研究所	経済産業省	構造方法等の認定	○			—			
経済産業省	(財) 日本紡績検査協会		構造方法等の認定	○			○			
経済産業省	(財) 東海技術センター		構造方法等の認定	○			◎			
国土交通省	(社) 日本免震構造協会		構造方法等の認定	○			◎			
国土交通省	(社) 日本膜構造協会		構造方法等の認定	○			◎			
国土交通省	(財) 日本住宅・木材技術センター		型式適合認定	○			◎			
国土交通省・ 農林水産省	(財) 日本住宅・木材技術センター		構造方法等の認定	○			◎			
国土交通省・ 農林水産省	(財) 日本住宅・木材技術センター		型式適合認定	○			◎			
文部科学省・ 国土交通省	(財) 原子力安全技術センター※		文部科学省	放射性同位元素等の運搬の安全確認	×			—		
文部科学省・ 国土交通省	(財) 原子力安全技術センター※			放射性同位元素の使用施設等の検査	×			—		
国土交通省・ 経済産業省	(社) 日本建設機械化協会※	経済産業省・ 国土交通省・ 環境省	特定特殊自動車の検査	○			◎			
国土交通省	(財) 日本自動車輸送技術協会		特定特殊自動車の検査	○			◎			
59法人 (※付き13法人)			87事業	○	61	70.1%	◎	38	51	58.6%
				×	26	29.9%	○	13		
							—	35	36	41.4%
							×	1		
				計	87	100.0%	計	87		100.0%

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、表中、「(財) 化学物質評価研究機構」は、平成 22 年 4 月 1 日に一般財団法人に移行しているが、区分経理の実施状況については移行前の財団法人のものを記載しているため、法人名は移行前の名称を記載している。
- 2 ※印は、資格制度も実施している法人であることを示す。
- 3 「支出明細書等の作成」における「◎閣議決定で示された様式」とは、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）の（別添）「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」において示された様式の明細書。
- 4 区分経理の有無の欄及び支出明細書等の作成の欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているもの。

表Ⅱ-2-④

区分経理の実施状況（資格制度）

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	資格制度名	事業名	区分経理 の有無		支出明細書等 の作成
					○区分あり ×区分なし	○区 ×分	
総務省	(財) 日本無線協会	総務省	無線従事者	試験	○		◎
				講習(認定講習)	○		◎
				講習(主任講習)	○		◎
				講習(養成施設)	○		◎
総務省	(財) 消防試験研究センター		危険物取扱者	試験	×		×
			消防設備士	講習	×		—
			防火管理者	講習	×		—
			防災管理者	講習	×		—
総務省	(財) 日本防火協会		消防設備点検資格者	講習	×		—
			防火対象物点検資格者	講習	×		—
			自衛消防組織統括管理者	講習	×		—
総務省	(財) 日本消防設備安全センター※		防災管理点検資格者	講習	×		—
総務省	(財) 日本アマチュア無線振興協会		無線従事者	講習	○		○
			電気通信主任技術者	試験	○		○
総務省・ 経済産業省	(財) 日本データ通信協会		工事担任者	講習(養成施設)	×		—
都道府県	(財) 愛知県消防設備安全協会		消防設備士	講習	×		×
都道府県	(財) 広島県消防設備管理協会		消防設備士	講習	×		×
厚生労働省	(社) 日本放射線技術協会		放射線取扱主任者	講習	○		—
文部科学省	(財) 電子科学研究所		放射線取扱主任者	講習	○		◎
文部科学省・ 国土交通省	(財) 原子力安全技術センター※		放射線取扱主任者	試験	○		○
文部科学省	(社) 日本技術士会	技術士	講習	○		◎	
			登録	○		◎	
文部科学省	(社) 日本アイソトープ協会	放射線取扱主任者	講習	○		○	
		作業環境測定士	講習	○		○	
		管理美容師	講習	×		—	
厚生労働省	(財) 理容師美容師試験研修センター	管理美容師	講習	×		—	
		理容師	試験	×		×	
			登録	×		×	
		美容師	試験	×		×	
			登録	×		×	
都道府県	(財) 豊成学園 飯塚理容美容専門学校	理容師	講習	×		×	
		美容師	講習	×		×	
厚生労働省	(社) 日本食品衛生協会※	食品衛生管理者	講習	○		○	
厚生労働省	(財) 全国生活衛生営業指導センター	食鳥処理衛生管理者	講習	○		○	
厚生労働省	(社) 日本水道協会	クリーニング師	講習	×		—	
厚生労働省	(財) 給水工事技術振興財団	水道技術管理者	講習	○		○	
		給水装置工事主任技術者	試験	○		×	
厚生労働省	(財) ビル管理教育センター※	建築物環境衛生管理技術者	講習	×		—	
		清掃作業監督者	講習	×		—	
厚生労働省	(社) 日本作業環境測定協会	作業環境測定士	講習	○		○	
厚生労働省	(社) 関西労働衛生技術センター	作業環境測定士	講習	○		×	
文部科学省	(財) 労働科学研究所	作業環境測定士	講習	×		—	
厚生労働省	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	○		×	
		ボイラー技士	試験	○		◎	
		クレーン・デリック運転士	試験	○		◎	
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会	移動式クレーン運転士	試験	○		◎	
		架橋技士	試験	○		◎	
		労働衛生コンサルタント	試験	○		◎	
		作業環境測定士	試験	○		◎	
		ボイラー技士	講習	×		—	
厚生労働省	(社) 日本ボイラ協会※	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×		—	
		化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×		—	
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×		—	
		ボイラー技士	講習	×		—	
		移動式クレーン運転士	講習	×		—	
		普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	×		—	
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×		—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×		—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	×		—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×		—	
厚生労働省	(社) ボイラ・クレーン安全協会※	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	×		—	
		車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	×		—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	×		—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	×		—	
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×		—	
		クレーン・デリック運転士	講習	×		—	
厚生労働省	(社) 日本クレーン協会※	移動式クレーン運転士	講習	×		—	
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×		—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×		—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	×		—	
		移動式クレーン運転士	講習	×		—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×		—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	×		—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×		—	
厚生労働省	(財) 産業教育センター	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	×		—	
		車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	×		—	
		不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	×		—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	×		—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	×		—	
		プレス機械作業主任者	講習	○		○	
厚生労働省	(財) 労働安全衛生管理協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	○		○	
		鉛作業主任者	講習	○		○	
		有機溶剤作業主任者	講習	○		○	
		石綿作業主任者	講習	○		○	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	○		○	
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	○		○	

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	資格制度名	事業名	区分経理 の有無	支出明細書等 の作成
					○区分あり ×区分なし	◎開議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの収支 が分かる資料 －義務がなく作成なし ×作成なし
厚生労働省・ 国土交通省	(財) 港湾労働安定協会	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	講習	×	—
			船内荷役作業主任者	講習	×	—
			床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—
			小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—
			フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×	—
玉掛け技能講習修了者	講習		×	—		
厚生労働省	(社) 労働技能講習協会		有機溶剤作業主任者	講習	×	—
			小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—
			ガス溶接技能講習修了者	講習	×	—
			フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×	—
			車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	×	—
			車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者(講習)	講習	×	—
			高所作業車運転技能講習修了者	講習	×	—
			玉掛け技能講習修了者	講習	×	—
			ボイラー取扱技能講習修了者	講習	×	—
			フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○	—
厚生労働省・ 経済産業省	(社) 建設荷役車両安全技術協会		不整地運搬車運転技能講習修了者	講習	○	—
			高所作業車運転技能講習修了者	講習	○	—
厚生労働省	(財) 日本産業技能教習協会		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×	—
			有機溶剤作業主任者	講習	×	—
		玉掛け技能講習修了者	講習	×	—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	×	—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×	—	
		車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	講習	×	—	
		車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	講習	×	—	
		プレス機械作業主任者	講習	×	—	
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×	—	
厚生労働省	(社) 東京労働基準協会連合会	鉛作業主任者	講習	×	—	
		有機溶剤作業主任者	講習	×	—	
		石綿作業主任者	講習	×	—	
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	×	—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×	—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	×	—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	×	—	
		プレス機械作業主任者	講習	×	—	
厚生労働省	(社) 愛知労働基準協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×	—	
		鉛作業主任者	講習	×	—	
		有機溶剤作業主任者	講習	×	—	
		石綿作業主任者	講習	×	—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	×	—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×	—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	×	—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	×	—	
		プレス機械作業主任者	講習	×	—	
		特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×	—	
厚生労働省	(社) 大阪労働基準連合会	鉛作業主任者	講習	×	—	
		有機溶剤作業主任者	講習	×	—	
		石綿作業主任者	講習	×	—	
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	×	—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×	—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	×	—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	×	—	
		プレス機械作業主任者	講習	×	—	
厚生労働省	(社) 広島県労働基準協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×	—	
		鉛作業主任者	講習	×	—	
		有機溶剤作業主任者	講習	×	—	
		石綿作業主任者	講習	×	—	
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	×	—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習	×	—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	×	—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習	×	—	
		玉掛け技能講習修了者	講習	×	—	
厚生労働省	(社) 香川労働基準協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×	—	
		鉛作業主任者	講習	×	—	
		有機溶剤作業主任者	講習	×	—	
		石綿作業主任者	講習	×	—	
		清掃作業従事者	講習	○	—	
		技能士	試験	○	○	
		技能士	試験	○	○	
		技能士	試験	○	○	
		技能士	試験	○	○	
		技能士	試験	○	○	
厚生労働省	(財) 社会福祉振興・試験センター	社会福祉士	試験	○	×	
		登録	○	×		
		介護福祉士	試験	○	×	
		登録	○	×		
		試験	○	×		
厚生労働省	(財) 医療機器センター	精神保健福祉士	登録	○	×	
		登録	○	×		
厚生労働省	(財) 医療機器センター	医療機器販売者及び貸貸管理者講習	講習	○	○	
厚生労働省	(社) 日本ホームヘルス機器協会	医療機器販売者及び貸貸管理者講習	講習	○	○	
都道府県	(社) 東京都火災類保安協会	溶接技士	講習	○	—	
		コンクリート破砕機作業主任者	講習	○	—	



財務諸表及び支出明細書等の公開状況（検査検定制度）

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	検査検定制度名	インターネットにおける 財務諸表の公開状況 ○公開あり ×公開なし	インターネットにおける 支出明細書等の公開状況 ◎開議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの 収支が分かる資料 一義務がなく公開なし ×公開なし
警察庁	(財) 日本交通管理技術協会	警察庁	普通自転車の型式認定	○	—
警察庁	(財) 保安電子通信技術協会		遊技機の型式の検定	○	—
総務省	(財) テレコムエンジニアリングセンター	総務省	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	○	◎
総務省	(財) 電気通信端末機器審査協会		技術基準適合認定(端末機器技術基準適合認定・端末機器の設計についての承認)	○	—
総務省	(財) 日本消防設備安全センター※		消防用設備等の認定	○	—
総務省	(社) 全国避難設備工業会		特殊消防用設備等の性能評価	○	—
総務省	(社) 日本消防放水器具工業会		消防用設備等の認定	○	—
経済産業省	(社) 日本内燃力発電設備協会		消防用設備等の認定	○	—
経済産業省	(社) 日本電気協会		消防用設備等の認定	○	—
総務省	(財) 日本防災協会		消防用設備等の認定	○	—
経済産業省	(財) 日本繊維製品品質技術センター		防火性能の確認	○	—
経済産業省	(社) 電線総合技術センター		消防用設備等の認定	○	—
経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会 ※		経済産業省	特定電気用品の適合性検査	○
経済産業省	(財) 日本エルピーガス機器検査協会	特定液化石油ガス器具等の適合性検査		○	—
経済産業省	(財) 電気安全環境研究所	特別特定製品の適合性検査		○	—
経済産業省	(財) 日本品質保証機構	特定電気用品の適合性検査		○	—
経済産業省	(財) 日本燃焼機器検査協会	特定電気用品の適合性検査		○	—
経済産業省	(財) 日本文化用品安全試験所	特定計量器の検定		○	◎
厚生労働省	(財) ビル管理教育センター※	特別特定製品の適合性検査		○	—
厚生労働省	(社) 日本食品衛生協会※	特別特定製品の適合性検査		○	—
厚生労働省	(財) 食品薬品安全センター	特別特定製品の適合性検査		○	—
厚生労働省・環境省	(財) 日本環境衛生センター※	特別特定製品の適合性検査		○	—
厚生労働省	(社) 日本ボイラ協会※	簡易専用水道の管理についての検査		○	—
厚生労働省	(社) ボイラ・クレーン安全協会※	簡易専用水道の管理についての検査	○	—	
厚生労働省	(社) 日本クレーン協会※	簡易専用水道の管理についての検査	○	—	
厚生労働省	(社) 産業安全技術協会	簡易専用水道の管理についての検査	○	—	
農林水産省	(財) 日本冷凍食品検査協会	簡易専用水道の管理についての検査	○	—	
農林水産省	(財) 日本食品分析センター	簡易専用水道の管理についての検査	○	—	
農林水産省	(財) 食品環境検査協会	簡易専用水道の管理についての検査	○	—	
内閣府	(一般・財) 化学物質評価研究機構	簡易専用水道の管理についての検査	○	—	
国土交通省・厚生労働省	(社) 日本海事検定協会	国土交通省	構造方法等の認定	○	—
国土交通省・厚生労働省	(財) 新日本検定協会		危険物のコンテナへの収納検査	○	◎
国土交通省	(財) 沿岸技術研究センター		危険物の積付検査	○	◎
国土交通省	(社) 寒地港湾技術研究センター		液状化物質の積付け検査	○	◎
国土交通省	(財) 気象業務支援センター※		危険物の積付検査	○	◎
国土交通省	(財) 日本建築防災協会※		危険物のコンテナへの収納検査	○	◎
国土交通省	(財) 日本建築設備・昇降機センター※		港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	×
国土交通省	(財) 日本建築センター		港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	×
国土交通省	(財) ベターリビング		気象測器の検定	○	◎
国土交通省	(財) 住宅保証機構		構造方法等の認定	○	◎
国土交通省	(社) 日本免震構造協会		建築物等の確認・検査	○	×
国土交通省	(社) 日本膜構造協会	構造方法等の認定	○	◎	
国土交通省	(財) 住宅金融普及協会	構造方法等の認定	○	◎	
国土交通省	(財) 小林理学研究所	構造方法等の認定	○	◎	
経済産業省	(財) 日本紡績検査協会	構造方法等の認定	○	◎	
経済産業省	(財) 東海技術センター	構造方法等の認定	○	◎	
経済産業省	(財) 日本塗料検査協会	構造方法等の認定	○	◎	
国土交通省・農林水産省	(財) 日本住宅・木材技術センター	構造方法等の認定	○	◎	
			型式適合認定	○	◎

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	検査検定制度名	インターネットにおける財務諸表の公開状況		インターネットにおける支出明細書等の公開状況					
				○公開あり ×公開なし		◎閣議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの収支が分かる資料 —義務がなく公開なし ×公開なし					
国土交通省・ 経済産業省	(財) 日本建築総合試験所		建築物等の確認・検査	○		×					
			構造方法等の認定			◎					
			型式適合認定			◎					
国土交通省・ 経済産業省	(財) 建材試験センター		構造方法等の認定	○		◎					
			型式適合認定			◎					
都道府県	(財) 北海道建築指導センター		建築物等の確認・検査	○		—					
都道府県	(財) 宮城県建築住宅センター		建築物等の確認・検査	○		—					
都道府県	(財) 山口県建築住宅センター		建築物等の確認・検査	×		—					
都道府県	(社) 高知県建設技術公社		建築物等の確認・検査	○		—					
都道府県	(財) 沖縄県建設技術センター		建築物等の確認・検査	○		—					
文部科学省・ 国土交通省	(財) 原子力安全技術センター※	文部科学省	放射性同位元素等の運搬の安全確認	○		—					
			放射性同位元素の使用施設等の検査			—					
			放射性同位元素等の運搬物確認			—					
国土交通省・ 経済産業省	(社) 日本建設機械化協会※	経済産業省・ 国土交通省・ 環境省	特定特殊自動車の検査	○		◎					
国土交通省	(財) 日本自動車輸送技術協会		特定特殊自動車の検査	○		—					
59法人 (※付き13法人)			87事業	○	58	98.3%	◎ ○ — × 合計	25 1 56 5 87	29.9%	70.1%	100.0%

- (注) 1 当省の調査結果による(公開状況は、平成21年度分のもの)。  
2 ※印は、資格制度も実施している法人であることを示す。  
3 「インターネットにおける支出明細書等の公開状況」における「◎閣議決定で示された様式」とは、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)の別添「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」において示された様式。  
4 インターネットにおける支出明細書等の公開状況の欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているもの。

財務諸表及び支出明細書等の公開状況（資格制度）

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	資格制度名	事業名	インターネットに おける財務諸表の 公開状況	インターネットにおける 支出明細書等の公開状況
					○公開あり ×公開なし	◎協議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの収 支が分かる資料 一義務がなく公開なし ×公開なし
総務省	(財) 日本無線協会		無線従事者	試験	○	◎
				講習 (認定講習)		◎
				講習 (主任講習)		◎
				講習 (養成施設)		◎
総務省	(財) 日本アマチュア無線振興協会		無線従事者	講習	○	○
総務省・ 経済産業省	(財) 日本データ通信協会		電気通信主任技術者	試験	○	×
				試験 講習 (養成施設)		×
総務省	(財) 消防試験研究センター		工事担任者	試験	○	×
				講習		—
総務省	(財) 日本防火協会		危険物取扱者	試験	○	×
				講習		×
総務省	(財) 日本消防設備安全センター※		消防設備士	講習	○	—
				講習		—
都道府県	(財) 愛知県消防設備安全協会		防火管理者	講習	○	—
				講習		—
都道府県	(財) 広島県消防設備管理協会		消防設備点検資格者	講習	○	—
				講習		—
文部科学省	(社) 日本技術士会		防火対象物点検資格者	講習	○	—
				講習		—
文部科学省	(財) 電子科学研究所		自衛消防組織統括管理者	講習	○	—
				講習		—
文部科学省・ 国土交通省	(財) 原子力安全技術センター※		防災管理点検資格者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(社) 日本放射線技師会		放射線取扱主任者	講習	○	—
				講習		—
文部科学省	(社) 日本アイソトープ協会		放射線取扱主任者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 理容師美容師試験研修センター		作業環境測定士	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 全国生活衛生営業指導センター		管理美容師	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 給水工事技術振興財団		理容師	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(社) 日本水道協会		美容師	登録	○	×
				登録		×
厚生労働省	(財) ビル管理教育センター※		美容師	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(社) 日本食品衛生協会※		管理美容師	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 医療機器センター		清掃作業監督者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(社) 日本ホームヘルス機器協会		食品衛生管理者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 社会福祉振興・試験センター		食鳥処理衛生管理者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(社) ボイラ・クレーン安全協会※		医療機器販売及び賃貸管理者講習	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		社会福祉士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		登録	登録	○	×
				登録		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		介護福祉士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		精神保健福祉士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		ボイラー技士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		クレーン・デリック運転士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		移動式クレーン運転士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		発破技士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		労働衛生コンサルタント	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		作業環境測定士	試験	○	×
				試験		×
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		ボイラー技士	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		ボイラー技士	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		移動式クレーン運転士	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		普通第一種圧力容器取扱作業主任者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		ガス溶接技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		フォークリフト運転技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		高所作業車運転技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		玉掛け技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会		ボイラー取扱技能講習修了者	講習	○	—
				講習		—

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	資格制度名	事業名	インターネットに おける財務諸表の 公開状況	インターネットにおける 支出明細書等の公開状況
					○公開あり ×公開なし	◎開議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの収 支が分かる資料 一義務がなく公開なし ×公開なし
厚生労働省	(社) 日本クレーン協会※	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	講習	○	—
			移動式クレーン運転士	講習		—
			床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習		—
			小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習		—
			玉掛け技能講習修了者	講習		—
厚生労働省	(財) 産業教育センター		移動式クレーン運転士	講習	○	—
			小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習		—
			ガス溶接技能講習修了者	講習		—
			フォークリフト運転技能講習修了者	講習		—
			車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習		—
			車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習		—
			不整地運搬車運転技能講習修了者	講習		—
			高所作業車運転技能講習修了者	講習		—
			玉掛け技能講習修了者	講習		—
			プレス機械作業主任者	講習		—
厚生労働省	(財) 労働安全衛生管理協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	×	—	
		鉛作業主任者	講習		—	
		有機溶剤作業主任者	講習		—	
		石綿作業主任者	講習		—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習		—	
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習		—	
		クレーン・デリック運転士	講習		—	
厚生労働省・国土交通省	(財) 港湾労働安定協会	船内荷役作業主任者	講習	○	—	
		床上操作式クレーン運転技能講習修了者	講習		—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習		—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習		—	
		玉掛け技能講習修了者	講習		—	
		有機溶剤作業主任者	講習		—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習		—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習		—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習		—	
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習		—	
厚生労働省	(社) 労働技能講習協会	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習	○	—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習		—	
		玉掛け技能講習修了者	講習		—	
		ボイラー取扱技能講習修了者	講習		—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習		—	
		不整地運搬車運転技能講習修了者	講習		—	
		高所作業車運転技能講習修了者	講習		—	
		作業環境測定士	講習		○	×
		作業環境測定士	講習		○	—
		作業環境測定士	講習		×	—
経済産業省・厚生労働省	(社) 建設荷役車両安全技術協会	清掃作業従事者	講習	○	—	
		技能士	試験		○	
厚生労働省	(社) 日本作業環境測定協会	技能士	試験	○	○	
厚生労働省	(社) 関西労働衛生技術センター	技能士	試験	×	該当なし	
厚生労働省	(財) 労働科学研究所	技能士	試験	○	○	
厚生労働省	(社) 全国ビルメンテナンス協会	技能士	試験	○	×	
金融庁・財務省・文部科学省	(社) 金融財政事情研究会	労働衛生コンサルタント	登録	○	×	
—	(一般・社) 知的財産教育協会	労働衛生コンサルタント	登録	○	×	
—	(一般・社) 全日本着付け技能センター	労働衛生コンサルタント	登録	○	×	
厚生労働省	(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会	労働衛生コンサルタント	登録	○	×	
厚生労働省	(社) 調理技術技能センター	労働衛生コンサルタント	登録	○	×	
厚生労働省	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	労働衛生コンサルタント	登録	○	×	
厚生労働省	(財) 日本産業技能教習協会	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	講習	○	—	
		有機溶剤作業主任者	講習		—	
		玉掛け技能講習修了者	講習		—	
		小型移動式クレーン運転技能講習修了者	講習		—	
		ガス溶接技能講習修了者	講習		—	
		フォークリフト運転技能講習修了者	講習		—	
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	講習		—	
		車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	講習		—	

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	資格制度名	事業名	インターネットに おける財務諸表の 公開状況	インターネットにおける 支出明細書等の公開状況
					○公開あり ×公開なし	◎協議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの収 支が分かる資料 一義務がなく公開なし ×公開なし
厚生労働省	(社) 東京労働基準協会連合会	厚生労働省	プレス機械作業主任者	講習	○	—
			特定化学物質及び四アルキル鉛等作 業主任者	講習		—
			鉛作業主任者	講習		—
			有機溶剤作業主任者	講習		—
			石綿作業主任者	講習		—
			床上操作式クレーン運転技能講習修 了者	講習		—
			小型移動式クレーン運転技能講習修 了者	講習		—
			ガス溶接技能講習修了者	講習		—
			フォークリフト運転技能講習修了者	講習		—
			高所作業車運転技能講習修了者	講習		—
厚生労働省	(社) 愛知労働基準協会	厚生労働省	プレス機械作業主任者	講習	○	—
			特定化学物質及び四アルキル鉛等作 業主任者	講習		—
			鉛作業主任者	講習		—
			有機溶剤作業主任者	講習		—
			石綿作業主任者	講習		—
			ガス溶接技能講習修了者	講習		—
厚生労働省	(社) 大阪労働基準連合会	厚生労働省	プレス機械作業主任者	講習	○	—
			特定化学物質及び四アルキル鉛等作 業主任者	講習		—
			鉛作業主任者	講習		—
			有機溶剤作業主任者	講習		—
			石綿作業主任者	講習		—
			高所作業車運転技能講習修了者	講習		—
厚生労働省	(社) 広島県労働基準協会	厚生労働省	プレス機械作業主任者	講習	○	—
			特定化学物質及び四アルキル鉛等作 業主任者	講習		—
			鉛作業主任者	講習		—
			有機溶剤作業主任者	講習		—
			石綿作業主任者	講習		—
			床上操作式クレーン運転技能講習修 了者	講習		—
			小型移動式クレーン運転技能講習修 了者	講習		—
			ガス溶接技能講習修了者	講習		—
			フォークリフト運転技能講習修了者	講習		—
			高所作業車運転技能講習修了者	講習		—
厚生労働省	(社) 香川県労働基準協会	厚生労働省	プレス機械作業主任者	講習	○	—
			特定化学物質及び四アルキル鉛等作 業主任者	講習		—
			鉛作業主任者	講習		—
			有機溶剤作業主任者	講習		—
			石綿作業主任者	講習		—
都道府県	(社) 東京都火薬類保安協会		発破技士	講習	×	—
都道府県	(財) 豊成学園 飯塚理容美容専門学校		コンクリート破砕機作業主任者	講習	×	—
			理容師	講習	×	×
			美容師	講習	×	×
経済産業省	(財) 省エネルギーセンター	経済産業省	エネルギー管理士	試験	○	×
				講習		—
経済産業省	(財) 電気技術者試験センター		電気主任技術者	試験	○	×
				その他 (交付)		×
経済産業省	(財) 電気工事技術講習センター		電気工事士	試験	○	×
経済産業省	(社) 中小企業診断協会		特種電気工事資格者	講習	○	—
			認定電気工事従事者	講習	○	—
経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会※		中小企業診断士	試験	○	◎
				講習	○	◎
				試験	○	×
経済産業省	(社) 産業環境管理協会	経済産業省・環境省	ガス主任技術者	その他 (交付)	○	×
				試験		◎
				講習		◎
経済産業省	(社) 日本砕石協会		公害防止主任管理者	講習	○	◎
			公害防止管理者	試験	○	◎
			講習		◎	
国土交通省	(社) 全国旅行業協会	国土交通省	公害防止管理者	講習	○	◎
				試験		◎
国土交通省	(社) 全国農協観光協会		旅行業務取扱管理者	試験	○	◎
				講習	○	◎
国土交通省	(社) 日本添乗サービス協会		旅程管理者のうち主任	講習	○	◎
				講習	○	◎
国土交通省	(社) 日本旅行業協会		旅行業務取扱管理者	講習	○	◎
				試験	○	◎
				講習	○	◎
				講習	○	◎
国土交通省	(社) 日本自動車整備振興会連合会		自動車整備士	試験	○	—
			整備主任者	講習	○	該当なし
国土交通省	(社) 札幌地方自動車整備振興会		整備主任者	講習	○	—
国土交通省	(社) 宮城県自動車整備振興会		整備主任者	講習	○	—
国土交通省	(社) 愛知県自動車整備振興会		整備主任者	講習	○	—

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	資格制度名	事業名	インターネットに おける財務諸表の 公開状況		インターネットにおける 支出明細書等の公開状況		
					○公開あり ×公開なし		◎開議決定で示された様式 ○収支明細書など事業ごとの収 支が分かる資料 一義務がなく公開なし ×公開なし		
国土交通省	(財) 東京タクシーセンター	国土交通省	登録運転者	試験	○	◎	◎		
国土交通省	(財) 大阪タクシーセンター		登録運転者	試験	○	◎	◎		
国土交通省	(社) 日本中小型造船工業会		主任技術者	講習	○	—	—		
国土交通省	(財) 全国建設研修センター		土木施工管理技士	試験	○	×	×		
			管工事施工管理技士	試験		×	×		
			造園施工管理技士	試験		×	×		
			管理主任技術者(ダム)	講習		—	—		
			土地区画整理士	試験		×	×		
			監理技術者資格者証の交付を受けて いる者	講習		—	—		
			管理主任技術者(ダム)	試験		○	—	—	
国土交通省・ 経済産業省	(社) 日本建設機械化協会※		建設機械施工技士	試験	○	○	○		
国土交通省	(財) 建設業振興基金		建築施工管理技士	試験	○	◎	◎		
国土交通省	(社) 全国解体工事業団体連合会		電気工事施工管理技士	試験	○	◎	◎		
国土交通省	(財) 日本建築設備・昇降機センター ※		解体工事施工技士	試験	○	○	○		
国土交通省			昇降機検査資格者	講習	○	◎	◎		
国土交通省	(財) 建築技術教育普及センター		建築設備検査資格者	講習	○	◎	◎		
国土交通省	(財) 建築技術教育普及センター		建築士	試験	○	◎	◎		
国土交通省	(社) 日本建築士会連合会		建築設備士	試験	○	◎	◎		
国土交通省	(社) 建築設備技術者協会		建築士	登録	○	×	×		
国土交通省	(財) 建設業技術者センター		建築設備士	登録	○	◎	◎		
国土交通省	(財) マンション管理センター		監理技術者資格者証の交付を受けて いる者	その他 (交付)	○	×	×		
国土交通省	(財) マンション管理センター		マンション管理士	試験	○	◎	◎		
国土交通省				講習		◎	◎		
国土交通省	(社) 日本不動産鑑定協会		不動産鑑定士	講習	○	○	○		
国土交通省	(財) 不動産適正取引推進機構		宅地建物取引主任者	試験	○	×	×		
国土交通省	(社) 不動産協会		宅地建物取引主任者	講習	○	×	×		
国土交通省	(社) 日本住宅建設産業協会		宅地建物取引主任者	講習	○	×	×		
国土交通省	(財) 不動産流通近代化センター		宅地建物取引主任者	講習	○	—	—		
国土交通省	(社) 全日本不動産協会		宅地建物取引主任者	講習	○	×	×		
国土交通省	(社) 高層住宅管理業協会		管理業務主任者	試験	○	◎	◎		
国土交通省				講習		◎	◎		
国土交通省				(実務講習)		◎	◎		
国土交通省		講習		◎		◎			
国土交通省		(交付講習)		◎		◎			
国土交通省		特殊建築物等調査資格者		講習		○	◎	◎	
国土交通省		整備主任者		講習		○	—	—	
国土交通省	(社) 東京都自動車整備振興会	倉庫管理主任者	講習	○	—	—			
国土交通省	(社) 日本倉庫協会	倉庫管理主任者	講習	○	—	—			
国土交通省	(財) 気象業務支援センター※	気象予報士	試験	○	◎	◎			
環境省	(財) 日本環境整備教育センター	浄化槽管理士	試験	○	◎	◎			
環境省	(財) 日本産業廃棄物処理振興セン ター	講習	◎		◎				
環境省		浄化槽検査員	講習		◎	◎			
厚生労働省・ 環境省	(財) 日本環境衛生センター※	特別管理産業廃棄物管理責任者	講習	○	—	—			
	92法人 (※付き13法人)	246事業		○	87	94.6%	◎	36	18.4%
			×	5	5.4%	◎	9		
			×	5	5.4%	×	154	81.6%	
			合計	92	100.0%	合計	244	100.0%	◎
							該当なし	2	—

- (注) 1 当省の調査結果による(公開状況は、平成21年度分のもの)。  
2 ※印は、検査検定制度も実施している法人であることを示す。  
3 「インターネットにおける支出明細書等の公開状況」については、直接事業を実施していない2法人2事業を除いて整理。  
4 「インターネットにおける支出明細書等の公開状況」における「◎開議決定で示された様式」とは、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日開議決定)の別添「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」において示された様式。  
5 「事業名」においては、事業を「講習」「試験」「登録」「その他」に区分。  
6 インターネットにおける支出明細書等の公開状況等の欄が網掛けになっているものは、本調査に関連して当省が行った中間報告以降、所管府省による自主的な改善が図られているもの。

表Ⅱ－２－⑦ 内部留保率と引当資産等の関係

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{内部留保率 (\%)}} \quad \cdot \cdot \cdot (3) \\
 \hline
 \boxed{\text{内部留保額}} \quad (\text{資産額} - \text{基本財産} - \text{公益事業基金} - \text{運営固定資産} - \text{引当資産等} - \text{負債相当額}) \quad \cdot \cdot \cdot (1) \\
 \hline
 \text{事業費} + \text{管理費} + \text{事業に不可欠な固定資産取得費} \\
 \cdot \cdot \cdot (2)
 \end{array}$$

(1) 内部留保額

貸借対照表における**資産額から、事業遂行に直接必要と考えられる次の項目等を差し引いたもの**であり、その額は**公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度**とすることとされている。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定を支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

(2) 事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費

一事業年度における事業費、管理費（事務費、役員及び職員報酬、人件費、維持管理費、光熱費等）及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資産運用等のための支出は含めない。）である。

(3) 内部留保率

特例民法法人の**内部留保額（上記（1））は、原則として、事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費（上記（2））の合計額の 30%程度以下であることが望ましい**とされている。

(注) 内閣府の資料等に基づき、当省が作成した。

表Ⅱ-2-⑧

## 公益法人における内部留保率の状況

法人所管府省	法人名	制度所管府省 (検査検定)	検査検定制度名	制度所管府省 (資格)	資格制度名	内部留保率 (%)
経済産業省	(社) 日本内燃力発電設備協会	総務省	消防用設備等の認定			151
国土交通省	(社) 日本添乗サービス協会			国土交通省	旅程管理者のうち主任	114
都道府県	(社) 東京都火薬類保安協会			厚生労働省	発破技士	110
厚生労働省	(社) 日本放射線技師会			厚生労働省	コンクリート破砕機作業主任者	
経済産業省・厚生労働省	(社) 建設荷役車両安全技術協会			文部科学省	放射線取扱主任者	102
				厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	96 (注3)
				厚生労働省	不整地運搬車運転技能講習修了者	
				厚生労働省	高所作業車運転技能講習修了者	
都道府県	(社) 高知県建設技術公社	国土交通省	建築物等の確認・検査			85
経済産業省	(社) 日本電気協会	総務省	消防用設備等の認定			83 (注4)
都道府県	(財) 広島県消防設備管理協会			総務省	消防設備士	74
国土交通省	(財) 大阪タクシーセンター			国土交通省	登録運転者	67
総務省	(社) 全国避難設備工業会	総務省	消防用設備等の認定			61
国土交通省	(社) 高層住宅管理業協会			国土交通省	管理業務主任者	58
国土交通省	(社) 不動産協会			国土交通省	宅地建物取引主任者	56
経済産業省	(財) 日本エルピーガス機器検査協会	経済産業省	特定液化石油ガス器具等の適合性検査			55
国土交通省	(財) 東京タクシーセンター			国土交通省	登録運転者	55
国土交通省	(社) 全国解体工事業団体連合会			国土交通省	解体工事施工技士	54
厚生労働省	(社) 関西労働衛生技術センター			厚生労働省	作業環境測定士	52
厚生労働省	(社) ボイラ・クレーン安全協会	厚生労働省	特定機械等の検査	厚生労働省	ボイラー技士	50
		厚生労働省	小型ボイラー等の個別検定	厚生労働省	移動式クレーン運転士	
				厚生労働省	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	
				厚生労働省	床上操作式クレーン 運転技能講習修了者	
				厚生労働省	小型移動式クレーン 運転技能講習修了者	
				厚生労働省	ガス溶接技能講習修了者	
				厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	
				厚生労働省	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用) 運転技能講習修了者	
				厚生労働省	車両系建設機械(解体用) 運転技能講習修了者	
				厚生労働省	高所作業車運転技能講習修了者	
				厚生労働省	玉掛け技能講習修了者	
				厚生労働省	ボイラー取扱技能講習修了者	
国土交通省	(財) 建設業振興基金			国土交通省	建築施工管理技士	50 (注5)
国土交通省	(財) 電気工事施工管理技士			国土交通省	電気工事施工管理技士	
文部科学省	(財) 小林理学研究所	国土交通省	構造方法等の認定			50
国土交通省	(社) 日本免震構造協会	国土交通省	構造方法等の認定			49 (注6)
厚生労働省	(社) 香川労働基準協会			厚生労働省	プレス機械作業主任者	49
				厚生労働省	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	
				厚生労働省	鉛作業主任者	
				厚生労働省	有機溶剤作業主任者	
				厚生労働省	石綿作業主任者	
厚生労働省	(社) 日本食品衛生協会	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	厚生労働省	食品衛生管理者	44 (注7)
				厚生労働省	食鳥処理衛生管理者	
厚生労働省	(財) 労働安全衛生管理協会			厚生労働省	プレス機械作業主任者	43
				厚生労働省	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	
				厚生労働省	鉛作業主任者	
				厚生労働省	有機溶剤作業主任者	
				厚生労働省	石綿作業主任者	
				厚生労働省	ガス溶接技能講習修了者	
				厚生労働省	ボイラー取扱技能講習修了者	
厚生労働省	(社) 日本水道協会			厚生労働省	水道技術管理者	41
厚生労働省・国土交通省	(財) 港湾労働安定協会			厚生労働省	クレーン・デリック運転士	40
				厚生労働省	船内荷役作業主任者	
				厚生労働省	床上操作式クレーン 運転技能講習修了者	
				厚生労働省	小型移動式クレーン 運転技能講習修了者	
				厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	
経済産業省	(財) 電気安全環境研究所	経済産業省	特別特定製品の適合性検査			40
		経済産業省	特定電気用品の適合性検査			
都道府県	(財) 北海道建築指導センター	国土交通省	建築物等の確認・検査			40
国土交通省	(社) 日本倉庫協会			国土交通省	倉庫管理主任者	39
国土交通省	(社) 札幌地方自動車整備振興会			国土交通省	整備主任者	38 (注8)
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会			厚生労働省	ボイラー技士	36
				厚生労働省	クレーン・デリック運転士	
				厚生労働省	移動式クレーン運転士	
				厚生労働省	発破技士	
				厚生労働省	労働衛生コンサルタント	
				厚生労働省	作業環境測定士	
経済産業省	(財) 東海技術センター	国土交通省	構造方法等の認定			36
厚生労働省	(社) 日本ボイラ協会	厚生労働省	特定機械等の検査	厚生労働省	ボイラー技士	35 (注9)
		厚生労働省	小型ボイラー等の個別検定	厚生労働省	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	
				厚生労働省	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	
				厚生労働省	ボイラー取扱技能講習修了者	
厚生労働省	(社) 愛知労働基準協会			厚生労働省	プレス機械作業主任者	35
				厚生労働省	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	
				厚生労働省	鉛作業主任者	
				厚生労働省	有機溶剤作業主任者	
				厚生労働省	石綿作業主任者	
				厚生労働省	ガス溶接技能講習修了者	
				厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	

法人所管府省	法人名	制度所管府省 (検査検定)	検査検定制度名	制度所管府省 (資格)	資格制度名	内部留保率 (%)
総務省	(社) 日本消防放水器具工業会	総務省	消防用設備等の認定			34
都道府県	(財) 山口県建築住宅センター	国土交通省	建築物等の確認・検査			32
文部科学省	(財) 電子科学研究所			文部科学省	放射線取扱主任者	31 (注10)
経済産業省	(社) 電線総合技術センター	総務省	消防用設備等の認定			31
		経済産業省	特定電気用品の適合性検査			
経済産業省・ 国土交通省	(社) 日本建設機械化協会	経済産業省・ 国土交通省・ 環境省共管	特定特殊自動車の検査	国土交通省	建設機械施工技士	31
金融庁・ 財務省・ 文部科学省	(社) 金融財政事情研究会			厚生労働省	技能士	30 (注11)
経済産業省	(財) 日本文化用品安全試験所	経済産業省	特別特定製品の適合性検査			30
		厚生労働省	簡易専用水道の管理についての 検査			
経済産業省	(財) 日本品質保証機構	経済産業省	特定電気用品の適合性検査			30
		経済産業省	特定計量器の検定			
国土交通省	(社) 日本自動車整備振興会連合会			国土交通省	自動車整備士	30 (注12)
				国土交通省	整備主任者	
厚生労働省	(財) 医療機器センター			厚生労働省	医療機器販売営業管理者	30
<b>内部留保率が30%以上のもの[43法人(31.2%)]</b>						
総務省	(財) 日本無線協会			総務省	無線従事者	29
経済産業省	(財) 日本繊維製品品質技術センター	総務省	防炎性能の確認			29
国土交通省	(財) 建築技術教育普及センター			国土交通省	建築士	29 (注13)
				国土交通省	建築設備士	
国土交通省	(社) 日本建築士会連合会			国土交通省	建築士	29 (注14)
厚生労働省・ 国土交通省	(社) 日本海事検定協会	国土交通省	危険物のコンテナへの収納検査			29
		国土交通省	危険物の積付検査			
		国土交通省	液状化物質の積付け検査			
国土交通省	(財) 沿岸技術研究センター	国土交通省	港湾の施設の技術上の基準への 適合性確認			29
厚生労働省	(社) 日本ホームヘルス機器協会			厚生労働省	医療機器販売営業管理者	29
農林水産省	(財) 食品環境検査協会	厚生労働省	製品検査			28
国土交通省	(財) 気象業務支援センター	国土交通省	気象測器の検定	国土交通省	気象予報士	28
都道府県	(財) 宮城県建築住宅センター	国土交通省	建築物等の確認・検査			28
総務省	(財) 日本防炎協会	総務省	防炎性能の確認			27
総務省	(財) 電気通信端末機器審査協会	総務省	技術基準適合認定(端末機器技術 基準適合認定・端末機器の設計 についての承認)			27
厚生労働省	(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会			厚生労働省	技能士	27
経済産業省	(社) 中小企業診断協会			経済産業省	中小企業診断士	27
国土交通省	(社) 東京都自動車整備振興会			国土交通省	整備主任者	27
都道府県	(財) 沖縄県建設技術センター	国土交通省	建築物等の確認・検査			27
国土交通省	(財) 日本建築防災協会	国土交通省	構造方法等の認定	国土交通省	特殊建築物等調査資格者	26
		総務省	消防用設備等の認定	総務省	消防設備点検資格者	
		総務省	特殊消防用設備等の性能評価	総務省	防火対象物点検資格者	
総務省	(財) 日本消防設備安全センター			総務省	自衛消防組織統括管理者	25
				総務省	防災管理点検資格者	
国土交通省	(財) 不動産適正取引推進機構			国土交通省	宅地建物取引主任者	25
厚生労働省	(財) 食品薬品安全センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての 検査			24
経済産業省	(財) 電気工事技術講習センター			経済産業省	特種電気工事資格者	24
				経済産業省	認定電気工事従事者	
警察庁	(財) 日本交通管理技術協会	警察庁	普通自転車の型式認定			23
厚生労働省	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会			厚生労働省	労働衛生コンサルタント	23
経済産業省	(財) 日本燃焼機器検査協会	経済産業省	特別特定製品の適合性検査			23
国土交通省	(社) 全日本不動産協会			国土交通省	宅地建物取引主任者	23
国土交通省	(社) 日本住宅建設産業協会			国土交通省	宅地建物取引主任者	23
国土交通省	(社) 建築設備技術者協会			国土交通省	建築設備士	23
国土交通省	(財) 日本建築センター	国土交通省	建築物等の確認・検査			23
		国土交通省	構造方法等の認定			
		国土交通省	型式適合認定			
総務省・経済 産業省	(財) 日本データ通信協会			総務省	電気通信主任技術者	22
				総務省	工事担任者	
総務省	(財) 消防試験研究センター			総務省	危険物取扱者	22
				総務省	消防設備士	
厚生労働省	(社) 産業安全技術協会	厚生労働省	小型ボイラー等の個別検定			22
国土交通省	(社) 全国旅行業協会			国土交通省	旅行業務取扱管理者	22
				国土交通省	旅程管理者のうち主任	
経済産業省	(財) 日本塗料検査協会	国土交通省	構造方法等の認定			22
厚生労働省	(社) 大阪労働基準連合会			厚生労働省	プレス機械作業主任者	22
				厚生労働省	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	
				厚生労働省	鉛作業主任者	
				厚生労働省	有機溶剤作業主任者	
				厚生労働省	石綿作業主任者	
厚生労働省	(財) 日本産業技能教習協会			厚生労働省	高所作業車運転技能講習修了者	21
				厚生労働省	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	
				厚生労働省	有機溶剤作業主任者	
				厚生労働省	玉掛け技能講習修了者	
				厚生労働省	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
				厚生労働省	ガス溶接技能講習修了者	
				厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	
				厚生労働省	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	
				厚生労働省	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者	

法人所管府省	法人名	制度所管府省 (検査検定)	検査検定制度名	制度所管府省 (資格)	資格制度名	内部留保率 (%)
国土交通省	(財) 日本自動車輸送技術協会	経済産業省・ 国土交通省・ 環境省	特定特殊自動車の検査			21
厚生労働省	(社) 日本作業環境測定協会			厚生労働省	作業環境測定士	20
厚生労働省	(財) 全国生活衛生営業指導センター			厚生労働省	クリーニング師	19
厚生労働省	(財) 産業教育センター			厚生労働省	移動式クレーン運転士	19
				厚生労働省	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
				厚生労働省	ガス溶接技能講習修了者	
				厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	
				厚生労働省	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	
				厚生労働省	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	
				厚生労働省	不整地運搬車運転技能講習修了者	
				厚生労働省	高所作業車運転技能講習修了者	
経済産業省	(社) 産業環境管理協会			経済産業省・ 環境省	公害防止主任管理者	19
				経済産業省・ 環境省	公害防止管理者	
農林水産省・ 国土交通省	(社) 全国農協観光協会			国土交通省	旅程管理者のうち主任	19
国土交通省	(財) 日本建築設備・昇降機センター	国土交通省	建築物等の確認・検査	国土交通省	昇降機検査資格者	19
		国土交通省	構造方法等の認定	国土交通省	建築設備検査資格者	
		国土交通省	型式適合認定			
国土交通省	(社) 寒地港湾技術研究センター	国土交通省	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認			19
環境省	(財) 日本環境整備教育センター			環境省	浄化槽管理士	19
				環境省	浄化槽検査員	
国土交通省	(財) 建設業技術者センター			国土交通省	監理技術者資格者証の交付を受けている者	19
総務省	(財) 日本アマチュア無線振興協会			総務省	無線従事者	18
国土交通省	(財) 不動産流通近代化センター			国土交通省	宅地建物取引主任者	18
国土交通省	(社) 日本膜構造協会	国土交通省	構造方法等の認定			18
		国土交通省	型式適合認定			
都道府県	(財) 愛知県消防設備安全協会			総務省	消防設備士	18
厚生労働省	(社) 広島県労働基準協会			厚生労働省	プレス機械作業主任者	18
				厚生労働省	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	
				厚生労働省	鉛作業主任者	
				厚生労働省	有機溶剤作業主任者	
				厚生労働省	石綿作業主任者	
				厚生労働省	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
				厚生労働省	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
				厚生労働省	ガス溶接技能講習修了者	
				厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	
				厚生労働省	高所作業車運転技能講習修了者	
				厚生労働省	玉掛け技能講習修了者	
厚生労働省	(財) 理容師美容師試験研修センター			厚生労働省	管理美容師	17
				厚生労働省	管理美容師	
				厚生労働省	理容師	
				厚生労働省	美容師	
厚生労働省	(財) 給水工事技術振興財団			厚生労働省	給水装置工事主任技術者	17
経済産業省	(財) 電気技術者試験センター			経済産業省	電気主任技術者	17
				経済産業省	電気工事士	
経済産業省	(財) 関西環境管理技術センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査			17
国土交通省	(社) 日本旅行業協会			国土交通省	旅行業務取扱管理者	17
				国土交通省	旅程管理者のうち主任	
国土交通省	(財) ベッターリビング	国土交通省	建築物等の確認・検査			17
		国土交通省	構造方法等の認定			
		国土交通省	型式適合認定			
経済産業省	(財) 日本紡績検査協会	国土交通省	構造方法等の認定			17
国土交通省・ 経済産業省	(財) 建材試験センター	国土交通省	構造方法等の認定			16
		国土交通省	型式適合認定			
経済産業省	(社) 日本砕石協会			経済産業省・ 環境省	公害防止管理者※	14
国土交通省	(財) 全国建設研修センター			国土交通省	土木施工管理技士	14
				国土交通省	管工事施工管理技士	
				国土交通省	造園施工管理技士	
				国土交通省	管理主任技術者（ダム）	
				国土交通省	土地区画整理士	
				国土交通省	監理技術者資格者証の交付を受けている者	
国土交通省	(財) ダム水源環境整備センター			国土交通省	管理主任技術者（ダム）	14
厚生労働省・ 国土交通省	(財) 新日本検定協会	国土交通省	危険物のコンテナへの収納検査			14
		国土交通省	危険物の積付検査			
経済産業省・ 国土交通省	(財) 日本建築総合試験所	国土交通省	建築物等の確認・検査			14
		国土交通省	構造方法等の認定			
		国土交通省	型式適合認定			
環境省	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター			環境省	特別管理産業廃棄物管理責任者	14
厚生労働省	(社) 日本クレーン協会	厚生労働省	特定機械等の検査	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	13
				厚生労働省	移動式クレーン運転士	
				厚生労働省	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
				厚生労働省	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
				厚生労働省	玉掛け技能講習修了者	

法人所管府省	法人名	制度所管府省 (検査検定)	検査検定制度名	制度所管府省 (資格)	資格制度名	内部留保率 (%)
文部科学省・ 国土交通省	(財) 原子力安全技術センター	文部科学省 文部科学省 国土交通省	放射性同位元素の使用施設等の 検査 放射性同位元素等の運搬物確認 放射性同位元素等の運搬の安全 確認	文部科学省	放射線取扱主任者	12
厚生労働省	(社) 調理技術技能センター			厚生労働省	技能士	12
厚生労働省	(財) 社会福祉振興・試験センター			厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	精神保健福祉士 社会福祉士 介護福祉士	12
国土交通省	(社) 日本不動産鑑定協会			国土交通省	不動産鑑定士	12
厚生労働省	(社) 全国ビルメンテナンス協会			厚生労働省 厚生労働省	清掃作業従事者 技能士(試験)	11
厚生労働省	(社) 東京労働基準協会連合会			厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	プレス機械作業主任者 特定化学物質及び四アルギル鉛等作業主任者 鉛作業主任者 有機溶剤作業主任者 石綿作業主任者 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ガス溶接技能講習修了者 フォークリフト運転技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者 玉掛け技能講習修了者	11
警察庁	(財) 保安電子通信技術協会	警察庁	遊技機の型式の検定			10
国土交通省	(財) 住宅保証機構	国土交通省	建築物等の確認・検査			10
国土交通省・ 農林水産省	(財) 日本住宅・木材技術センター	国土交通省 国土交通省	構造方法等の認定 型式適合認定			10
総務省	(財) 日本防火協会			総務省 総務省	防火管理者 防災管理者	9
文部科学省 財務省・ 国土交通省	(社) 日本技術士会 (財) 住宅金融普及協会	国土交通省	建築物等の確認・検査	文部科学省	技術士	9
総務省	(財) テレコムエンジニアリングセンター	総務省	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査			8
厚生労働省	(財) ビル管理教育センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者 清掃作業監督者	7
経済産業省 国土交通省	(財) 省エネルギーセンター (社) 愛知県自動車整備振興会			経済産業省 国土交通省	エネルギー管理士 整備主任者	6 6
国土交通省	(財) マンション管理センター			国土交通省	マンション管理士	4
農林水産省	(財) 日本冷凍食品検査協会	厚生労働省	製品検査			3
厚生労働省	(社) 労働技能講習協会			厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省	有機溶剤作業主任者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ガス溶接技能講習修了者 フォークリフト運転技能講習修了者 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び挿用)運転技能講習修了者 車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者 玉掛け技能講習修了者 ボイラー取扱技能講習修了者	2
農林水産省	(財) 日本食品分析センター	厚生労働省	製品検査			2
文部科学省	(社) 日本アイソトープ協会			文部科学省 厚生労働省	放射線取扱主任者 作業環境測定士	1
都道府県	(財) 豊成学園 飯塚理容美容専門学校			厚生労働省 厚生労働省	理容師 美容師	0
国土交通省	(社) 日本中小型造船工業会			国土交通省	主任技術者	-1
厚生労働省・ 環境省	(財) 日本環境衛生センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	環境省	廃棄物処理施設技術管理者	-2
経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会	経済産業省 経済産業省 経済産業省 経済産業省	特定液化石油ガス器具等の適合性検査 特別特定製品の適合性検査 特定計量器の検定(特定計量器の検定) ガス工作物の使用前検査	経済産業省 経済産業省	ガス主任技術者 ガス消費機器設置工事監督者	-8
経済産業省	(財) 化学物質評価研究機構	国土交通省 厚生労働省	構造方法等の認定 簡易専用水道の管理についての検査			-8
国土交通省	(社) 宮城県自動車整備振興会			国土交通省	整備主任者	-50
文部科学省	(財) 労働科学研究所			厚生労働省	作業環境測定士	-67
—	(一般・社) 知的財産教育協会(注15)			厚生労働省	技能士	—
—	(一般・社) 全日本着付け技能センター(注15)			厚生労働省	技能士	—
合 計			138法人(100%)			

(注) 1 内閣府の「平成22年度特例民法法人に関する年次報告」(平成21年12月1日現在)に基づき、当省が作成。なお、表中、「(財)化学物質評価研究機構」は、平成22年4月1日に一般財団法人に移行しているが、内部留保率の状況については移行前の財団法人のものを記載しているため、法人名は移行前の名称を記載している。

- 2 表中の内部留保率は、平成20年度決算のもの。
- 3 平成22年度決算の内部留保率は27.1%。
- 4 平成22年度決算の内部留保率は約38%。
- 5 平成21年度決算の内部留保率は40%。
- 6 平成21年度決算の内部留保率は38%。
- 7 平成22年度末の内部留保率は22.2%。
- 8 平成22年度決算の内部留保率は23%。
- 9 平成21年度決算の内部留保率は29.8%。
- 10 平成21年度決算の内部留保率は25%。
- 11 平成21年度決算の内部留保率は23.8%。
- 12 平成21年度決算の内部留保率は24%。
- 13 平成21年度決算の内部留保率は18%。
- 14 平成21年度決算の内部留保率は17%。
- 15 内閣府の「平成22年度特例民法法人に関する年次報告」の対象外であるため、不明。

表Ⅱ-2-⑨

使途が明瞭ではない引当資産等の積立状況

所管府省 (法人)	法人名	所管府省 (制度)	検査・検定及び資格制度名	引当資産、引当預金等			平成20年度 決算の内部 留保率(%)	役員(国家 公務員OB) (人) (注6)	引当資産 等の類型 (注7)
				科目	金額(千円)	計(千円)			
総務省	(財) 日本無線協会	総務省	無線従事者	建物整備積立資産 事務所整備積立資産	100,000 22,700	122,700	29	4(4)	①
総務省・ 経済産業省	(財) 日本データ通信協会	総務省	電気通信主任技術者 工事担任者	運営引当特定資産	250,000	250,000	22	1(0)	①
文部科学省	(財) 電子科学研究所	文部科学省	放射線取扱主任者	事業積立金 事務所積立金 テキスト積立金	94,800 32,000 20,000	146,800	31(注3)	3(0)	① ②
厚生労働省	(社) 日本ボイラ協会※	厚生労働省	特定機械等の検査 小型ボイラー等の個別検定 ボイラー技士 普通第一種圧力容器取扱作業主任者 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者 ボイラー取扱技能講習修了者	その他積立預金	1,036,490	1,036,490	35(注4)	3(2)	①
厚生労働省	(財) 理容師美容師試験研修センター	厚生労働省	管理美容師 管理美容師 理容師 美容師	受験者減少対策引当資産 免許登録者減少対策引当資産	446,000 50,000	496,000	17	2(2)	②
厚生労働省	(社) 日本作業環境測定協会	厚生労働省	作業環境測定士	研修センター等事業運営基金引当預金	208,069	208,069	20	0(0)	①
厚生労働省	(社) 関西労働衛生技術センター	厚生労働省	作業環境測定士	施設移転積立預金	190,865	190,865	52	1(1)	①
厚生労働省	(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	厚生労働省	労働衛生コンサルタント	生涯研修センター運営資産	27,844	27,844	23	1(1)	①
厚生労働省	(財) 安全衛生技術試験協会	厚生労働省	ボイラー技士 クレーン・デリック運転士 移動式クレーン運転士 発破技士 労働衛生コンサルタント 作業環境測定士	事業費調整引当預金等	477,460	477,460	36	2(0)	①
厚生労働省	(財) 産業教育センター	厚生労働省	移動式クレーン運転士 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ガス溶接技能講習修了者 フォークリフト運転技能講習修了者 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者 車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者 不整地運搬車運転技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者 玉掛け技能講習修了者	運営・事務所整備等引当資産	40,000	40,000	19	3(1)	①
厚生労働省	(財) 医療機器センター	厚生労働省	医療機器販売営業管理者	特別事業引当資産	505,429	505,429	30	2(1)	①
厚生労働省	(社) 日本ホームヘルス機器協会	厚生労働省	医療機器販売営業管理者	新規事業準備積立資産 管理者講習等準備引当資産	73,392 310,000	383,392	29	2(2)	①
経済産業省	(財) 日本エルピーガス機器検査協会	経済産業省	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	基盤強化引当資産	609,978	609,978	55	2(2)	①
経済産業省	(社) 日本砕石協会	経済産業省・環境省	公害防止管理者	事業推進積立資産	8,000	8,000	14	1(1)	①
経済産業省・ 厚生労働省	(社) 建設荷役車両安全技術協会	厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者 不整地運搬車運転技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者	運営安定積立資産	98,035	98,035	96(注5)	2(2)	①
国土交通省	(財) 気象業務支援センター※	国土交通省	気象測定の検定 気象予報士	事業資金特定預金 特定事業準備金	18,000 163,047	181,047	28	3(3)	①
国土交通省	(財) 日本建築防災協会※	国土交通省	構造方法等の認定 特殊建築物等調査資格者	震災対策積立資産	165,000	165,000	26	4(1)	②
国土交通省	(財) 全国建設研修センター	国土交通省	土木施工管理技士 管工事施工管理技士 造園施工管理技士 管理主任技術者(ダム) 土地区画整理士 監理技術者資格者証の交付を受けている者	業務安定準備資産 試験事業安定準備資産	400,000 266,560	666,560	14	4(3)	①
国土交通省	(社) 日本添乗サービス協会	国土交通省	旅程管理者のうち主任	組織強化積立金	24,345	24,345	114	2(0)	①
国土交通省	(社) 全国解体工事業団体連合会	国土交通省	解体工事施工技士	解体工事施工技士資格制度運営積立預金 災害対策積立預金	76,806 53,535	130,341	54	1(0)	① ②
国土交通省	(社) 日本住宅建設産業協会	国土交通省	宅地建物取引主任者	特別調査研究費積立資産	60,000	60,000	23	2(1)	①
国土交通省・ 農林水産省	(社) 全国農協観光協会	国土交通省	旅程管理者のうち主任	公益基金引当投資有価証券 公益基金引当関係会社有価証券 公益基金引当預金 公益基金引当土地 運営資金準備基金引当預金 運営資金準備基金引当投資証券	1,667,452 619,500 3,977 3,945,634 16,637 5,165	6,258,365	19	2(0)	①
環境省	(財) 日本環境整備教育センター	環境省	浄化槽管理士 浄化槽検査員	受講者減少対策積立預金	30,000	30,000	19	3(3)	②
7府省	23公益法人	6府省	45制度	36資産		12,116,720	—	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ※印を付した法人は、検査・検定及び資格の両制度を実施している法人であることを示す。  
 3 平成21年度決算の内部留保率は25%。  
 4 平成21年度決算の内部留保率は29.8%。  
 5 平成22年度決算の内部留保率は27.1%。  
 6 平成22年度における役員数。  
 7 「引当資産等の類型」欄中、「①」は必ずしも特定の目的ではなく、支払い時期等も明確ではない業務に関する一般的な経費等とみられるもの、「②」は他の法人においても条件は同様であるとみられるにもかかわらず、あえて当該法人において積立てを行っているものと当省が判断したもの。

表Ⅱ-2-⑩

件名	公益事業の剰余金を引当資産として積み立てているが、その用途が明瞭になっていないもの																															
法人名	財団法人日本無線協会	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)		4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	62人 (40人)																								
資格名	無線従事者	制度所管	総務省	事業名	試験講習養成課程	実施形態	委託等推薦等	受験者数等(平成21年度) 47,854人(試験) 721人(主任講習) 75人(認定講習) 33,876人(養成課程)																								
関係法令	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号) 無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)																															
<p>1 無線従事者制度の概要</p> <p>無線局の無線設備の操作は、電波法第39条第1項の規定に基づき、「無線従事者」の資格を有する者、又は、「主任無線従事者」の資格を有する者の監督を受けている者でなければ行ってはならないこととされている。</p> <p>このうち、無線従事者の資格は、同法第40条第1項の規定に基づき、操作する無線設備の種類、通信実施区域等により、「第1級総合無線通信士」、「第1級海上無線通信士」等の23種類に区分されている。これらの資格を取得しようとする場合には、同法第41条第2項の規定に基づき、①総務大臣が指定する機関の実施する試験に合格すること、②一定の実務経験を有し、総務大臣が認定する機関の実施する講習課程を修了すること、③総務大臣の認定する機関の実施する養成課程を修了すること、又は、④無線通信に関する科目を修めて学校を卒業すること、のいずれかの要件を満たすことが必要とされている。</p> <p>これらに係る各種手数料については、試験に係る受験料は、電波法関係手数料令第13条の規定に基づき、資格の種類ごとに定められており(例:第1級総合無線通信士1万8,800円、第1級海上無線通信士1万5,400円等)、その他の講習課程や養成課程等に係る受講料等の手数料については、無線従事者規則第22条等の規定に基づき、実施機関が任意に定めることとされている。</p> <p>また、主任無線従事者は、実務経験等の一定の要件を満たす無線従事者の中から無線局の開設者により選任され、電波法第39条第7項の規定に基づき、総務大臣の指定する機関の実施する講習を受講することとされており、その受講料については、電波法関係手数料令第12条の規定に基づき、2万6,900円とされている。</p> <p>2 財団法人日本無線協会の財務状況</p> <p>財団法人日本無線協会は、総務大臣の指定等を受け、上記の試験、講習課程、養成課程、主任者講習など専ら無線従事者の資格に係る業務を実施しており、これら事業による収益を基に、下表のとおり、平成21年度末現在、「建物整備積立資産」(1億円)、「事務所整備積立資産」(2,270万円)などの引当資産を保有している。</p> <p>表 引当資産の積立状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物整備積立資産</td> <td>780,000</td> <td>780,000</td> <td>780,000</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>事務所整備積立資産</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>22,700</td> <td>22,700</td> <td>22,700</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>780,000</td> <td>780,000</td> <td>802,700</td> <td>122,700</td> <td>122,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>このうち、「建物整備積立資産」については、現在賃借している協会の本部社屋を新たに建設する予定で、当初は7億8,000万円を積み立てていたが、平成20年度にこの計画を中止し、新たに本部社屋を賃借して移転する際の改築、移転等の費用に充てるという目的で、積立額を1億円に減額したものとなっている。しかしながら、本部社屋の具体的な移転計画はなく、また、その積立額も移転に要する経費を具体的に積上げて積算した</p>									区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	建物整備積立資産	780,000	780,000	780,000	100,000	100,000	事務所整備積立資産	—	—	22,700	22,700	22,700	計	780,000	780,000	802,700	122,700	122,700
区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																											
建物整備積立資産	780,000	780,000	780,000	100,000	100,000																											
事務所整備積立資産	—	—	22,700	22,700	22,700																											
計	780,000	780,000	802,700	122,700	122,700																											

ものとなっていないなど、資産管理の方針が明確となっておらず、公益事業の剰余金を積み立て続ける状況となっている。

また、「事務所整備積立資産」については、本部社屋内の講義室の改修を行う目的で、平成 19 年度から積立てを開始したが、21 年度に、試験事業や養成課程事業における収益が大幅に増加し、事業活動全体の収支で約 1 億 4,000 万円の黒字を計上することとなったため、引当資産の取崩しを行うことなく、この事業活動の収益で講義室の改修を行っている。このため、使途のなくなった引当資産については、今度は本部社屋内の職員用事務室の改修目的に積立目的を変更し、引き続き積立て続けるなど、引当資産をその目的どおりに使用せず、法人内部に積立て続ける状況となっている。

一方、「建物整備積立資産」のうち、平成 20 年度に減額した 6 億 8,000 万円については、基本財産に繰入処理されている。

なお、当該公益法人の平成 20 年度決算における内部留保率は 29%となっている。

表Ⅱ-2-①

件名	公益事業の剰余金を引当資産として積み立てているが、その使途が明瞭になっていないもの								
法人名	財団法人日本データ通信協会	法人所管	総務省、経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	55人 (22人)
資格名	電気通信主任技術者 工事担任者	制度所管	総務省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	7,472人(電気) 50,015人(工事)
関係法令	電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)								
<p>電気通信事業法第45条により、電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならないとされており、同法第48条第2項により、電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、総務大臣が行うとされている。</p> <p>また、同法第71条により、利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならないとされており、同法第73条第2項により、工事担任者試験は、工事担任者資格者証の種類ごとに、総務大臣が行うとされている。</p> <p>上記の2資格に係る取得試験については、同法第74条により、総務大臣は、その指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができるとされており、その指定を受けた財団法人日本データ通信協会が当該試験を行っている。</p> <p>電気通信主任技術者及び工事担任者試験の受験手数料は、同法施行令第10条により、前者は1万8,700円、後者は8,700円とされている。</p> <p>財団法人日本データ通信協会では、両事業について特別会計により経理しており、平成21年度末現在、引当資産として2億5,000万円の「運営引当特定資産」を積み立てている。引当資産については、「公益法人会計基準について」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)等により、その使途を特定して積み立てることとされているが、同法人では、同資産の使途について、震災等により試験が実施できなくなった場合、再試験を行うための費用のほか、リース処理不可のシステム開発費、受託業務の受注ができなかった場合などに取り崩すとしており、使途の特定が必ずしも十分とは言えないものとなっているにもかかわらず、積み立て続けている。</p> <p>なお、当該公益法人の平成20年度決算における内部留保率は22%となっている。</p>									

### 3 申請手続の負担軽減等の推進

勸 告	説明図表番号
<p><b>【背景事情等】</b></p> <p>検査検定制度及び資格制度について、これらの制度を利用する者の負担軽減を図る観点からは、前記項目1及び2のとおり、手数料等の適正な設定（項目1関係）や事業の実施主体における適正な会計処理（項目2関係）が必要であるが、さらに、①申請手続の負担軽減、②資格取得要件の緩和、③情報提供の充実などの利用者への配慮についても重要である。</p> <p>これらについては、例えば、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、行政からの支出又は権限の付与を受けて政府関連公益法人（注）が実施している事務・事業に関して、①必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか等の視点に立って徹底的な見直しを行うこと、②情報公開、情報提供が徹底されているか等の視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映することなどとされている。</p> <p>（注） 国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するもの）をいう。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>(1) 申請手続の負担軽減</b></p> <p><b>ア 申請手続の負担軽減を求める国民からの意見要望</b></p> <p>今回、検査検定制度及び資格制度に係る利用者負担の軽減に関する意見要望を国民から聴取したところ（注）、644件の意見要望のうち、申請手続の負担軽減を求める意見が63件（9.8%）あり、その中には、以下のようなものがみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 一度提出した書類を何度も提出させないでほしい（23件）</li> <li>ii) 中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていると思われるので、当該受験資格を見直してほしい（3件）</li> <li>iii) 受験申込書をインターネットからダウンロードできるようにしてほしい（2件）</li> <li>iv) 申込書の受付期間が短く、申込書を提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい（2件）</li> </ul> <p>（注） ①内閣府の「国民の声」（平成22年2月17日から同年6月17日まで）、②総務省行政評価局のホームページを利用した意見要望の募集（平成22年7月1日から同月23日まで）、③総務省管区行政評価局等による全国での実地調査（資格取得者等からの意見聴取（平成22年10月1日から同年11月30日まで））により把握した。</p> <p><b>イ 申請手続の簡素化を図る余地のある例</b></p> <p>今回、上記アの意見要望等を踏まえ、31検査検定制度及び108資格制度</p>	<p>表Ⅱ-3-①～④</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-ア</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-</p>

<p>に係る申請手続について調査したところ、①受験申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているもの（マンション管理士）、②受験資格の確認を簡素化し、関連書類の一部の提出を求めているもの（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）など、受験申請に際して、申請手続の簡素化が図られているのがみられた。</p> <p>しかしながら、その一方で、次のとおり、申請手続の簡素化を図る余地のあるものがみられた。</p> <p>① 更新検査等の受検申請に際して、新規検査等の際に一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの（消防用設備等の認定等3制度）</p> <p>② 受験申請等に際して、受験資格の審査等に必ずしも必要のない書類の提出を求めているもの</p> <p>i) 中学校卒業が受験資格の一つとされており、それを確認するために出身学校の卒業証明書の提出を求めているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていることから、一律にこれを提出させる必要性が乏しいなどのもの（クリーニング師等2制度）</p> <p>ii) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの（クリーニング師等3制度）</p> <p>③ 受験申請等に際して、申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの（建築物環境衛生管理技術者等2制度）</p> <p>④ 受験申請等に際して、申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を5日間に設定するなど制限しているもの（建築士）</p> <p>⑤ 免許申請に際して、法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項を確認する書類を提出させているもの（クリーニング師）</p> <p>⑥ 受験申請等に際して、本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているが、住民票の写しの提出等で代替する余地があるもの（クリーニング師）</p> <p>⑦ 認定申請に際して、提出する書類について過剰な部数を求めているもの（型式適合認定等3制度）</p>	<p>① 表Ⅱ-3-(1)-イ-②</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-③-a～c</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(a)～(c)</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(a)～(c)</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑤-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑥-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑦</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑧</p> <p>表Ⅱ-3-(1)-イ-⑨-a～c</p>
<p><b>(2) 資格取得要件の緩和等</b></p> <p>資格の取得・更新の要件となっている試験や講習等の実施方法、内容等については、利用者に対して過度な負担とならないことが重要である。</p> <p>しかし、今回調査した資格制度の中には、次のとおり、利用者に対して必要以上の負担を課しているものがみられた。</p> <p>① 義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの（クリーニング師等2制度）</p>	<p>表Ⅱ-3-(2)-①-a、b</p>

<p>② 講習の受講頻度やその在り方を見直す必要があるとみられる例</p> <p>i) 資格取得後における関連技術の進展や法制度の変更等に係る知識等の習得は、本来、資格者本人が自主的に行うべきものであると考えられる。このため、他の資格ではこうした知識等の習得を目的とする講習の受講の義務付けなどは行わず、関連情報を所管府省のホームページ等に掲載するなどして必要な情報提供を行うこととしている。しかしながら、一方で、資格取得後、一定期間ごとにこれら知識等の習得を目的とした講習の受講を義務付けているなど講習の受講頻度やその在り方について見直す必要があると考えられるもの（無線従事者）</p> <p>ii) 法制度の仕組みや業務の具体的な実施方法など、資格者として業務を行うに当たり必要とされる基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格取得後も、その更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの（医療機器販売営業管理者等2制度）</p> <p>③ 資格取得のための試験又は講習において、関連する他の資格を取得する際に既に修得している科目と共通する科目について、受験等が免除されていないもの（公害防止管理者等2制度）</p> <p>④ 法令上、資格者名簿への登録は任意とされ、登録の有無によって資格者としての役割や業務内容等に差が生じるものではないにもかかわらず、競争契約の参加資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点することとされているため、未登録者が不利益を受けているもの（建築設備士）</p> <p>⑤ 法令上、試験合格後又は講習修了後に、主務大臣から免状の交付を受けることにより取得することとされている資格について、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加えて、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの（浄化槽管理士）</p> <p>⑥ 受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるものや、試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの（技能士等4制度）</p>	<p>表Ⅱ-3-(2)-②-i)</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-②-ii)-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-③-a、b</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-④</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-⑤</p> <p>表Ⅱ-3-(2)-⑥-a、b</p>
<p><b>(3) 利用者への配慮</b></p>	
<p>利用者にとっては、手数料等の金銭的負担や申請に係る手続的負担等の軽減のほか、制度の運用面に係る負担の軽減として、利用しやすい制度となるよう、①受験しやすい時期に試験日を設定するなどの受験環境等の整備、②手数料等の額、割引条件、申請手続等に関する情報や関連情報の的確な提供といった利用者への配慮も重要である。</p>	

<p>しかし、今回調査した資格制度の中には、次のとおり、必ずしも利用者への配慮が十分になされているとはいえないものがみられた。</p>	
<p>① 受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退せざるを得なくなっているもの（総合旅行業務取扱管理者）</p>	表Ⅱ-3-(3)-①
<p>② 受講者の技能等を考慮して受講科目を免除しているが、免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの（建築設備検査資格者）</p>	表Ⅱ-3-(3)-②
<p>③ 手数料等の割引条件など利用者に対する情報の提供が不十分となっている例</p>	
<p>i) 検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの（簡易専用水道の管理の検査）</p>	表Ⅱ-3-(3)-③-i)
<p>ii) 受検者が選択することとなっている検査の種類ごとに、標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると受検者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの（自動車検査（継続検査））</p>	表Ⅱ-3-(3)-③-ii)
<p>④ 法令等では義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような誤った情報をインターネット等に掲載しているもの（発破技士等2制度）</p>	表Ⅱ-3-(3)-④-a、b
<p>⑤ 資格試験については、資格者として習得すべき知識・技能の目安を受験者に示すとともに、試験の透明性・客観性を確保する観点から、試験問題及び解答を積極的に無償で公開することが重要であると考えられる。</p>	表Ⅱ-3-(3)-⑤
<p>今回、試験合格が資格取得要件となっている55資格制度について、試験問題及び解答の公開状況を調査したところ、過去数年間分の試験問題及び解答をインターネットにより無償で公開しているものが11制度（20.0%、宅地建物取引主任者等）みられた。</p>	
<p>しかしながら、その一方で、次のi) からiii) までのとおり、インターネットによる無償の公開が可能であると考えられるにもかかわらず、全く公開していないもの、有償で公開しているものなど不十分な公開状況となっているものが44制度（80.0%）みられた。</p>	
<p>i) 試験問題及び解答を全く公開していないもの（危険物取扱者等8制度（14.5%））</p>	
<p>ii) 試験問題及び解答について、いずれか一方の公開にとどまっているもの、直近1回分の公開にとどまっているものなど必要と考えられる情報の一部しか公開していないもの（ボイラー技士等29制度（52.8%））</p>	

- iii) 試験問題及び解答について、請求があった場合に手数料を徴収して公開しているものや書籍として販売しているものなど有償で公開しているもの（気象予報士等7制度（12.7%））

## 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る申請手続の負担軽減等を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

### (1) 申請手続の負担軽減

- ① 一度提出させた書類について、改めて提出を求めないようにすること。（総務省、文部科学省、経済産業省）
- ② 提出を求める書類については、受験資格の審査等に真に必要な最小限のものとする。こと。（厚生労働省）
- ③ 申請書等をホームページに掲載し、受験者等がインターネットを利用して入手できるようにすること。（厚生労働省、国土交通省）
- ④ 申請書等の配布、受付について、受験者等の利便性を向上させるため、郵送やインターネットなどによる配布、受付を可能とし、受付期間を延長するようにすること。（国土交通省）
- ⑤ 法令に定めのない書類については、提出を求めないようにすること。（厚生労働省）
- ⑥ 本人確認等のために戸籍の謄本又は抄本を提出させているものについては、住民票の写しの提出等により代替できるようにすること。（厚生労働省）
- ⑦ 提出する書類の部数について、認定の審査に真に必要な最小限のものとする。こと。（国土交通省）

### (2) 資格取得要件の緩和等

- ① 資格取得要件として中学校卒業以上の学歴を求めているものについては、当該要件を廃止すること。（厚生労働省）
- ② 資格取得者に対し、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等の習得を目的として受講を義務付けている講習については、他の資格制度における状況等も踏まえ、その実施の必要性について検討を行い、廃止、受講の義務付けや実施頻度等の見直しを行うこと。（総務省、厚生労働省）
- ③ 試験又は講習により取得することとされている資格について、既に取得している他の資格との間で科目が共通しているなどにより、資格者として必要な知識等を修得していると認められる科目がある場合には、科目の全部又は一部の免除を行うこと。（厚生労働省、経済産業省、環境省）
- ④ 法令上、資格者名簿への登録が任意とされている資格については、名簿未登録者に対し、名簿への未登録を理由とした不利益な取扱いを行わないこと。（国土交通省）
- ⑤ 資格証明書として法令に基づき交付される免状に加え、これと記載内容

が重複する証明書の取得が更に義務付けられている資格については、複数の類似する証明書の取得を義務付ける必要性について検討し、必要性の乏しい証明書を廃止等すること。(環境省)

- ⑥ 受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。(厚生労働省)

また、試験事業の効率化を図る必要がある資格については、類似するとみられる他の資格との事務の共通化などについて検討を行うこと。(農林水産省)

(3) 利用者への配慮

- ① 試験や講習の日程、カリキュラムについて、受験者等の意向、要望等を考慮し、利用しやすいものとなるよう見直すこと。(国土交通省)

- ② 手数料等の内訳・割引条件・割引額、資格取得要件など制度を利用するに当たり必要となる基本的な情報を的確に利用者に提供すること。(厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

また、過去の試験問題やその解答について、インターネット等により積極的に無償で公開すること。(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

表Ⅱ－３－① 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成８年９月２０日閣議決定）＜抜粋＞

○ 公益法人に対する検査等の委託等に関する基準

１．検査等の公益法人への委託等

各官庁が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の事務を公益法人に委託等を行う場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

(1) 略

(2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。

(3)～(6) 略

２．検査等の推薦等

各官庁が、特に公益法人が独自に行っている検査等の推薦・認定等（以下「推薦等」という。）を行う必要がある場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

(1) 略

(2) 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。

(3)・(4) 略

(5) 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。

(6) 略

３・４．略

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－３－② 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)  
＜抜粋＞

I. 委託等に係る事務・事業の改革

2. 資格付与等

(1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

II. 推薦等に係る事務・事業の改革

2. 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、I 1 (1)、2 (1) に準じた措置を講ずる。

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

(4) 事務・事業の定期的検証

委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。特に、検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行う。見直しの状況の概要については、毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

また、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－３－③ 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）  
＜抜粋＞

## 2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

### (1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
- ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

### (2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。

(注) 下線は当省が付した。

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴い手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴い国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

#### 1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度（1996年度）末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

##### イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- （1）申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- （2）添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- （3）申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- （4）既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

#### 2 申請・届出の電子化・ペーパーレス化

- （1）行政情報化推進計画の期間中（平成7年度（1995年度）～11年度（1999年度））、社会的な需要の大きい行政情報を重点として、行政から国民への電子的提供、国民から行政への電子的アクセスを可能とする措置を講ずる。
- （2）申請・届出手続については、霞が関WANの活用などにより、国・地方を通ずる行政の情報通信基盤の構築を進め、国・地方を通じた窓口の一元化、1つの手続で関連の申請などがすべて同時にできるワンストップサービスを早期に実現する。
- （3）法令に基づき民間事業者に保存を義務づけている書類について、原則として平成9年度（1997年度）末までに電子媒体による保存が可能となるようにする。
- （4）各種証明の交付など申請・届出手続の電子化・ペーパーレス化を行政情報化推進計画の最終年度である平成11年度（1999年度）を待たずに、原則として平成10年度（1998年度）末までに可能なものから早期に実施に移す。

（注） 下線は当省が付した。

表Ⅱ－３－(1)－ア 申請手続の負担軽減を求める国民からの意見

意見の概要	件数	個別の内容（主なもの）
一度提出した書類を何度も提出させないでほしい。	23	<p>更新申請における提出書類は、基本的には、新規申請と同様であるが、更新内容に変更がなくても、新規申請時の書類をそのまま使えない状況となっている。更新申請の書類作成に当たっては、通常業務への影響や経済的な損失も発生することから、簡易的な書類での更新手続を認めるなど、更新申請の負担を軽減してほしい。</p> <p>変更申請の場合、変更以外の部分については、資料等の提出を省略して事務手続を簡素化してほしい。</p>
本人確認のために、受講申込書に写真を添付することとなっているが、自動車運転免許証等で代用してほしい。	1	<p>受講申込書には写真を添付することとなっているが、講習会終了証に写真を添付することもなく、本人確認のためであれば自動車運転免許証等で代用し、申込書への写真添付を省略してほしい。</p>
中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていると思われるので、当該受験資格を見直してほしい。	3	<p>中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在、中学校までは義務教育であり、ほとんどの者は要件を満たしているため、卒業証書の添付を省略するか、受験資格そのものを見直してほしい。</p>
受験申込書をインターネットからダウンロードできるようにしてほしい。	2	<p>申込書は窓口に取り取りに行くか、郵送で入手するしかないが、インターネットからダウンロードできるようにしてほしい。</p>
申込書の受付期間が短く、申込書を提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい。	2	<p>申込書は窓口に出しなけなければならない上、受付期間も短く、出張等により提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい。</p>
検査に要する審査期間をできるだけ短縮してほしい。	10	<p>検査に要する審査期間が以前よりも長期間かかっており、会社の事業活動にも影響があるので、できるだけ審査期間の短縮を図ってほしい。</p> <p>事業者にとっては、申請手続に時間がかかることから生じる時間的ロスや事業計画の遅れが大きな問題となるので、早急に審査を完了してほしい。</p>

(注) 以下の方法により聴取等した結果に基づき当省が作成した。なお、寄せられた意見の総数は644件であり、そのうち申請手続の負担軽減を求める意見は63件であるが、そのうちの主なものを掲載している。

- ・内閣府の「国民の声」における意見要望（平成22年2月17日～同年6月17日）
- ・総務省行政評価局がホームページにおいて国民から聴取した意見要望（平成22年7月1日～同月23日）
- ・総務省管区行政評価局等が全国で実地調査し、受検者、資格取得者及び関係団体等から聴取した意見要望（平成22年10月1日～同年11月30日）

表Ⅱ-3-(1)-イ-①

件名	受験申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているもの【推奨】								
法人名	財団法人マンション管理センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	21人 (2人)
資格名	マンション管理士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	19,120人
関係法令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）								
<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条の規定に基づき、マンション管理士は、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことができるとされており、同法第6条の規定に基づき、マンション管理士試験に合格した者は、マンション管理士となる資格を有するとされている。また、マンション管理士試験の事務は、同法第11条の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けた財団法人マンション管理センターが実施している。</p> <p>マンション管理士試験を受験する際に必要となるマンション管理士試験の受験案内、受験申請書、受験料払込用紙については、財団法人マンション管理センターが同センターのホームページに掲載しており、受験者は、これを無償で入手（ダウンロード）することができる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-②

件名	受験資格の確認を簡素化し関連書類の一部の提出を求めているもの【推奨】												
法人名	財団法人社会福祉振興・試験センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	60人 (5人)				
資格名	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	43,631人(社会) 153,811人(介護) 7,085人(精神)				
関係法令	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)												
<p>社会福祉士の資格を取得するためには、社会福祉士及び介護福祉士法第4条の規定に基づき、社会福祉士試験に合格し、同法第28条の規定に基づき、厚生労働省に備えられている社会福祉士登録簿に登録を受けなければならないとされており、これらの試験及び登録事務は、同法第10条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた財団法人社会福祉振興・試験センターが行っている。</p> <p>また、同法第3条の規定に基づき、下表の欠格事由のいずれかに該当する者は、その資格を得ることができないとされている。</p>													
<p>表 社会福祉士の欠格事由</p> <table border="1"> <tr> <td>①成年被後見人又は被保佐人</td> </tr> <tr> <td>②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>③社会福祉士及び介護福祉士法の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</td> </tr> <tr> <td>④社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</td> </tr> </table> <p>(注) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第3条の規定に基づき、当省が作成した。</p>										①成年被後見人又は被保佐人	②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者	③社会福祉士及び介護福祉士法の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	④社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
①成年被後見人又は被保佐人													
②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者													
③社会福祉士及び介護福祉士法の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者													
④社会福祉士及び介護福祉士法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者													
<p>当該資格試験の受験申請においては、同法第7条に規定されている受験資格を満たしていることを確認するために、受験者に氏名、住所などを記載した受験申込書、受験料の振替払込受付証明書、卒業証明書等の提出を求めており、また、登録の申請においては、氏名、住所などを記載した社会福祉士登録申請書、登録手数料の払込受付証明書等の提出を求めている。</p> <p>しかし、申請者が「成年被後見人又は被保佐人」などの欠格事由に該当するか否かについては、社会福祉士の登録を受けた後に、これらの事由に該当することが判明すれば、同法第32条の規定に基づき、当該資格を取り消すことができるとされていることから、当該資格の試験及び登録の手続においては、その確認のための書類の提出を求めている。</p> <p>なお、同法第2条の規定に基づく介護福祉士、精神保健福祉士法第2条の規定に基づく精神保健福祉士についても、社会福祉士と同様に、試験及び登録の手続において、欠格事由に該当しないことを証明する書類の提出は求めている。</p>													

表Ⅱ-3-(1)-イ-③-a

件名	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの						
法人名	社団法人日本電気協会	法人所管	経済産業省		役員数 (国家公務員出身者数)		4人 (1人)
検査検定名	消防用設備等の認定	制度所管	総務省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	238件
関係法令	消防法(昭和23年法律第186号) 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)						

特定防火対象物等の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならないこととされている。

また、消防用設備等については、当該設備等が有効にその機能を発揮することにより、国民が安心して防火対象物を使用することができるようにするため、同法施行規則第31条の4に基づき、消防庁長官が登録する法人(以下「登録認定機関」という。)が、当該設備等について、消防法令で定めている設備等技術基準に適合していることを認定することができることとされている。

社団法人日本電気協会では、登録認定機関として、消防用設備等のうち、キュービクル式非常電源専用受電設備の認定業務を行っている。この認定には、形式区分ごとに認定する「形式認定」と個別に認定を行う「個別認定」があり、形式認定については、同協会が定めている「キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約」第12条に基づき、有効期間が5年と定められており、5年ごとに認定の更新を行う仕組みになっている。

キュービクル式非常電源専用受電設備の形式認定を新規に受ける場合は、「キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約細則」に基づき、同協会に、形式認定審査申込書のほか、表1の書類を提出することになっている。また、認定の更新を受ける場合についても、形式認定審査申込書のほか、新規の認定と同様に表1の書類の提出が求められている。

しかしながら、認定の更新を受ける場合は、新規の認定時に表1の書類を既に提出しており、同協会がそれらを保管していることから、認定の更新時にこれらの書類を改めて提出させる必要性は乏しく、更新時の提出書類について省略する余地がある。

表1 認定の申請時に提出する必要がある添付書類等

1. 接続図
2. 寸法図(正面図、側面図、背面図、平面図、チャンネルベースの構造図)
3. 機器配置図(正面図、側面図、背面図、平面図)
4. 詳細図及び表示
5. 主要機器・材料一覧表
6. 主要機器・材料の試験成績書
7. 保護協調説明書
8. 品質管理についての説明書

(注) 当省の調査結果による。

なお、当該認定の受検者からは、表2のとおり、当該検査検定の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。

表2 申請手続の負担軽減を求める受検者の意見

更新申請時に提出すべき書類としては、①申込書、②接続図、③寸法図、④機器配置図、⑤詳細図、⑥主要機器材料一覧図、⑦保護協調説明書、⑧品質管理説明書、⑨主要機器成績書があり、更新ごとに若干の変更もあり得る⑥主要機器材料一覧図を除き、それ以外の書類は毎回ほぼ同じ物を添付しており、簡略化が可能ではないか。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ－3－(1)－イ－③－b

件名	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの											
法人名	財団法人原子力安全技術センター	法人所管	文部科学省、 国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	135人 (6人)					
検査検定名	放射性同位元素の使用施設等の検査	制度所管	文部科学省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	施設検査：151件 定期検査：225件					
関係法令	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）											
<p>放射性同位元素の使用をする許可使用者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8に基づき、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する施設等を設置したときは、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の行う放射性同位元素の使用施設等の検査（施設検査）を受け、また、同法第12条の9に基づき、その施設等について、3年又は5年ごとに文部科学大臣又は登録検査機関の行う定期検査を受けなければならないとされている。</p> <p>財団法人原子力安全技術センターは、登録検査機関として、施設検査及び定期検査を行っており、同法人の行う定期検査を受けようとする場合は、同法人の定める検査業務規程に基づき、定期検査申請書のほか、表1の書類を提出することになっている。</p> <p>しかしながら、これらの書類は、前回の定期検査時に提出したものと同一内容のものであれば、定期検査の度に改めて提出させる必要性は乏しいことから、提出書類について省略する余地がある。</p>												
<p>表1 認定の申請時に提出する必要がある添付書類</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1. 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所等の平面図</td> </tr> <tr> <td>2. 使用施設等の実測平面図</td> </tr> <tr> <td>3. 使用施設等の実測断面詳細図</td> </tr> <tr> <td>4. その他、使用施設等の排気・排水設備関連図面</td> </tr> <tr> <td>5. 許可証（承認証）の写し</td> </tr> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>								1. 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所等の平面図	2. 使用施設等の実測平面図	3. 使用施設等の実測断面詳細図	4. その他、使用施設等の排気・排水設備関連図面	5. 許可証（承認証）の写し
1. 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所等の平面図												
2. 使用施設等の実測平面図												
3. 使用施設等の実測断面詳細図												
4. その他、使用施設等の排気・排水設備関連図面												
5. 許可証（承認証）の写し												
<p>なお、当該検査検定の受検者からは、表2のとおり、当該検査検定の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。</p>												
<p>表2 申請手続の負担軽減を求める受検者の意見</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>定期検査申請書、定期確認申請書の添付書類が膨大であり、準備が大変である。毎回、定期検査の度に検査機関に提出済みの書類を準備することになり、大きな負担となっている。</td> </tr> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>								定期検査申請書、定期確認申請書の添付書類が膨大であり、準備が大変である。毎回、定期検査の度に検査機関に提出済みの書類を準備することになり、大きな負担となっている。				
定期検査申請書、定期確認申請書の添付書類が膨大であり、準備が大変である。毎回、定期検査の度に検査機関に提出済みの書類を準備することになり、大きな負担となっている。												

表Ⅱ-3-(1)-イ-③-c

件名	一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの						
法人名	財団法人日本ガス機器検査協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
検査検定名	特別特定製品の適合性検査	制度所管	経済産業省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	19件
関係法令	消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号) 消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号)						

特別特定製品とは、特定製品の製造又は輸入を行う者の中に、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品で、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器及びライターがこれらの製品とされている。

これら特別特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、消費生活用製品安全法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の登録を受けた者が行う特別特定製品の適合性検査を定期的に行う必要があることとされており、このうち、浴槽用温水循環器の適合性検査については、同法施行令第7条に基づき、事業者は、3年に1回適合性検査を受検することとされている。

財団法人日本ガス機器検査協会は、同法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の登録を受けた、浴槽用温水循環器適合性検査の実施機関となっており、この検査の実施において、受検者に対し、検査申請書などの表1の書類の提出を求めている。

しかしながら、表1において網掛けをした書類については、新規の検査時に提出したものと同一内容のものであり、3年に1回の定期検査の度に改めて提出させる必要性は乏しいことから、提出書類について省略する余地がある。

なお、当法人においては、諸規定の改訂等を行い、平成24年1月から提出書類の省略をする予定としている。

表1 適合性検査に係る申請書類等

提出書類名	特記事項
検査申請書	A4書類一枚
申請明細書	A4書類一枚
型式区分表	A4書類一枚
動作原理表	A4書類一枚
リモコンの写真	A4書類一枚
使用注意シール	製品貼付用シールの現物
全体構造図	A4書類一枚
部品図	製品の部品ごとの納入仕様書
寸法図	同上
製品仕様書	A4書類一枚
取扱説明書	製品に添付している説明書
工事説明書	同上
会社案内	会社パンフレット(参考資料)
QC工程図	作業手順を示すもの
作業標準図	同上
外注先説明書類	部品購入先(会社名・所在地)のリスト
届出事業者の名表略号表示方法の承認文書	既に取得している経産省からの承認文書の写し

(注) 当省の調査結果による。

なお、当該検査検定の受検者からは、表2のとおり、当該検査検定の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。

表2 申請手続の負担軽減を求める受検者の意見

当該検査の受検に当たっては、検査申請書など表1の17種類の書類を提出しているが、これら提出書類のうち、検査ごとに新規に作成しているものは、検査申請書及び申請明細書の2種類のみであり、その他の書類は既に提出したものの複写である。

受検申請の都度、同じ書類の提出を求められているが、同一書類を再提出しなくていいようにしてもらいたい。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(a)

件名	中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの								
資格名	クリーニング 師	制 度 所管	厚生労働 省	事 業 名	試験	実施 形態	直轄	受験者数 (平成21年度)	不詳
関係法令	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>この試験を受験するためには、同法第7条第3項の規定に基づき、受験資格として、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であることが求められている。</p> <p>このため、試験を実施する都道府県の多くは、中学校以上の学力の有無を確認する必要があるとして、受験申請に当たって、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。なお、中学校卒業以上の学歴を受験資格として求める趣旨は、クリーニング業が人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業であることから、一定の知識及び技術を確保する必要があるためとされている。</p> <p>しかしながら、学校教育法（昭和22年法律第26号）が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられる。また、都道府県によっては、当該資料の提出を求めているところもみられることから、全ての受験者に卒業証明書を提出させる必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(b)

件名	中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの								
法人名	社団法人日本食鳥協会			法人 所管	農林水産省		役員数 (国家公務員出身者数)	2人 (0人)	
	社団法人日本食品衛生協会				厚生労働省			2人 (1人)	
資格名	食鳥処理衛生 管理者	制度 所管	厚生労働省	事業名	講習	実施 形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	525人
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）								
<p>食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。</p> <p>食鳥処理衛生管理者は、同法第12条第5項第4号により、①中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者、②厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者でなければならないとされている。</p> <p>このため、中学校以上の学力の有無を確認する必要があるとして、当該講習会の申込みに当たっては、講習会の実施法人が定めた「食鳥処理衛生管理者資格取得登録講習会実施要領」により、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。</p> <p>しかしながら、学校教育法（昭和22年法律第26号）が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、利用者の負担軽減の観点から、中学校以上の学歴の有無を確認するために、全ての受講者に卒業証明書を提出させる必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-a-(c)

件名	確認する必要性の乏しい書類を提出させているもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	免許	実施形態	直轄	免許取得者 (平成21年度)	1,028人
関係法令	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>クリーニング師の免許の申請に当たっては、免許交付申請書に加え、クリーニング業法施行規則第4条の規定に基づき、①戸籍の謄本又は抄本、②業務を行おうとする場所を記載した書類を、都道府県に提出することとされている。</p> <p>このうち、業務を行おうとする場所については、クリーニング所の開設や、クリーニング所の業者によるクリーニング師の変更の届出に係る書類により、確認は可能であり、また、都道府県によっては、業務を行おうとする場所を記載した書面の添付は不要として提出を求めているところもみられることから、申請者に業務を行おうとする場所を記載した書類を提出させる必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(a)

件名	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	直轄	受験者数 (平成21年度)	不詳
関係法令	クリーニング業法(昭和25年法律第207号) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)								

クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。

この試験を受験するためには、クリーニング業法第7条第3項の規定に基づき、受験資格として、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であることが求められている。

当該試験の受験申請に当たっては、各都道府県が定めた様式に基づき、「受験申請書」、「履歴書」等を提出することとされており、その際、受験資格として中学校卒業以上などの一定以上の最終学歴を有するか否かなどの確認が行われている。

しかし、「履歴書」の記載事項をみると、下表のとおり、①本籍地、②住所、③氏名、④生年月日といった「受験申請書」の記載事項とそのほとんどが重複している。

また、「受験申請書」に記載のない⑤学歴については、学校教育法(昭和22年法律第26号)が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日においては、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、記載を求める必要性は乏しいと考えられ、⑥職歴についても、受験資格や資格者の欠格事由等に該当しないことから、その確認の必要性は乏しいと考えられる。

これらのことから、「受験申請書」に加えて、別途「履歴書」を提出させる必要性は乏しいと考えられる。

表 「受験申込書」及び「履歴書」の記載等事項

記載等事項	受講申込書	履歴書
①本籍地	○	○
②住所	○	○
③氏名	○	○
④生年月日	○	○
⑤学歴		○
⑥職歴		○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は受講申込書又は履歴書において記載を求めている事項を示す。

3 網掛けをしているものは、受講申込書と履歴書の記載事項が重複しているものを示す。

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(b)

件名	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの								
法人名	社団法人日本水道協会	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	226人 (1人)
資格名	水道技術管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	367人
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)								

水道事業者等(原則、市町村が経営)は、水道法第19条の規定に基づき、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を置かなければならないこととされている。

この水道技術管理者の資格は、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条の規定において、

- ・10年以上の実務経験
- ・一定の学歴とそれに応じた実務経験
- ・厚生労働大臣の登録を受けた者(現在、社団法人日本水道協会が登録を受けている。)が実施する講習の修了のいずれかが要件とされている。

日本水道協会による講習を受講する場合には、同協会が定めた様式に基づき、「受講申込書」、「履歴書」等を提出することが求められており、その際、受講資格として高等学校卒業以上などの一定以上の最終学歴を有するか否かなどについて確認されることとなっている。

しかし、「履歴書」の記載事項をみると、下表のとおり、②氏名、③性別、④生年月日・年齢、⑤住所・電話番号など「受講申込書」の記載事項とそのほとんどが重複しており、一部異なる事項(⑥学歴、⑬本人職務内容)についてみても、大差は無く、受講に当たり必ずしも確認する必要はないとみられることから、「受講申込書」に加えて、別途「履歴書」を提出させる必要性は乏しいと考えられる。

表 「受験申込書」及び「履歴書」の記載等事項

記載等事項	受講申込書	履歴書
①参加希望会場	○	
②氏名	○	○
③性別	○	○
④生年月日・年齢	○	○
⑤住所・電話番号	○	○
⑥学歴	○ (最終学歴)	○ (高校卒業以降の全学歴)
⑦写真貼付	○	
⑧正会員・賛助会員の別	○	
⑨勤務先名称・所在地	○	
⑩勤務先業態	○	
⑪勤務先業務内容	○	
⑫水道事業規模(給水人口、施設能力)	○	
⑬本人職務内容	○ (現在の職務内容)	○ (現在の職務内容及びこれまでの全職歴)
⑭特記事項	○	
⑮推薦者氏名	○	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は受講申込書又は履歴書において記載を求めている事項を示す。

3 網掛けをしているものは、受講申込書と履歴書の記載事項が重複しているものを示す。

表Ⅱ-3-(1)-イ-④-b-(c)

件名	申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの								
法人名	社団法人日本食品衛生協会	法人所管		厚生労働省		役員数 (国家公務員出身者数)		2人 (1人)	
資格名	食品衛生管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成19年度)	271人
関係法令	食品衛生法(昭和22年法律第233号)								

食品衛生法第48条第1項の規定に基づき、乳製品・食肉製品・添加物等の政令で定める食品等の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととされている。

この食品衛生管理者は、同法第48条第6項の規定に基づき、①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、②大学において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学課程を修めて卒業した者、③厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者、④食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた講習会(食品衛生管理者登録講習会)の課程を修了した者、のいずれかに該当する者であることが必要とされている。

このうち、食品衛生管理者登録講習会については、同法第48条第6項の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた社団法人日本食品衛生協会が実施している。この講習の受講申込みにおいては、「受講申込書」、「雇用証明書」、「履歴書」等を提出することが求められており、受講者が受講資格として定められている高等学校卒業以上などの一定以上の最終学歴を有しているかなどについて確認する必要から、講習の実施主体である社団法人日本食品衛生協会に対し、提出することとなっている。

しかし、「履歴書」の記載事項をみると、下表のとおり、①氏名、②性別、③生年月日・年齢、④住所・電話番号など「受講申込書」の記載事項とそのほとんどが重複しており、一部異なる事項(⑨学歴、⑩職歴)についてみても、大差は無く、受講に当たり必ずしも確認する必要はないとみられることから、「受講申込書」に加えて、別途「履歴書」を提出させる必要性は乏しいと考えられる。

表 「受講申込書」及び「履歴書」の記載事項

記載等事項	受講申込書	履歴書
①氏名	○	○
②性別	○	○
③生年月日・年齢	○	○
④住所・電話番号	○	○
⑤本籍地	○	
⑥勤務先名称	○	○
⑦勤務先所在地、電話番号、代表者名	○	
⑧勤務先事業内容	○	
⑨学歴	○ (最終学歴)	○ (これまでの全学歴)
⑩職歴	○ (衛生管理に係る職歴)	○ (これまでの全職歴)
⑪最終卒業学校、卒業年度	○	○
⑫写真貼付	○	○
⑬申込責任者名	○	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「○」は受講申込書又は履歴書において記載を求めている事項を示す。  
 3 網掛けをしているものは、受講申込書と履歴書の記載事項が重複しているものを示す。

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑤-a

件名	申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの								
法人名	財団法人気象業務支援センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	32人 (14人)
資格名	気象予報士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	9,390人
関係法令	気象業務法(昭和27年法律第165号) 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)								

気象業務法第24条の4により、気象予報士試験に合格した者は、気象予報士となる資格を有するとされており、気象庁長官の指定を受けた財団法人気象業務支援センターが当該試験事務を行っている。

当該試験を受験しようとする場合には、必要に応じて表1の受験申請書等を入手し、必要事項を記入して、当法人の窓口へ直接提出するか、郵送にて提出することとされている。

これら受験申請書等は、当法人の窓口へ直接受け取りに行くか、郵送やインターネットにより資料請求し入手することができる。

しかしながら、これら受験申請書等については、当法人のホームページに掲載することで、受験希望者が無償で入手することができ、窓口へ直接受け取りに行くことや、郵送やインターネットで請求する手間を省略できることから、受験申請書等を当法人のホームページから入手(ダウンロード)できる措置を講ずる余地がある。

表1 気象予報士試験の申請時に提出する必要がある申請書類等

提出する書類	対象者
①受験申請書、試験整理票	全員
②免除の証明書	試験の一部免除を希望する者
③送付先変更届	申請書の住所と異なる宛所に受験票や合否通知の送付を希望する者
④特別措置申立書	身体の不自由な者で、受検に際して特別な措置を希望する場合
⑤姓名の変更を証明する書類	免除証明書(過去の結果通知書)に記載の受験者姓名に変更が生じた場合

(注) 財団法人気象業務支援センターの資料に基づき当省が作成した。

なお、当該試験の受験者からは、表2のとおり、当該試験の申請手続の負担軽減を求める意見要望が寄せられている。

表2 申請手続の負担軽減を求める受験者の意見

(財) 気象業務支援センターのホームページから、「気象予報士」資格の受験申請書を郵送してもらえるよう希望を出すことができるが、受験申請書をウェブ上でダウンロードすることができれば、(財) 気象業務支援センター側の郵送料金及び郵送に伴う手間・人件費も省けると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑤-b

件名	申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの								
法人名	財団法人ビル管理教育センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)			0人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	37人 (1人)
資格名	建築物環境衛生管理技術者	制度所管	厚生労働省	事業名	試験講習	実施形態	委託等推薦等	受験者数 (平成21年度)	9,918人 1,481人
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)								
<p>特定建築物の所有者等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条の規定に基づき、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督をさせるため、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとされている。</p> <p>建築物環境衛生管理技術者免状を取得しようとする場合には、同法第7条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた財団法人ビル管理教育センターが実施する建築物環境衛生管理技術者講習会の課程を修了するか、同法第8条の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた同センターが行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが要件とされている。</p> <p>建築物環境衛生管理技術者講習会を受講しようとする場合には、必要に応じて、①受講申込書、②業務従事証明書、環境衛生監視員の勤務証明書等を入手し、必要事項を記入して、同センターの窓口へ直接提出するか、郵送にて提出することとされている。また、建築物環境衛生管理技術者試験を受験しようとする場合には、①受験願書、②写真台帳、③業務従事証明書等を入手し、必要事項を記入して、当法人の窓口へ直接提出するか、郵送にて提出することとされている。</p> <p>しかしながら、これら受験申請書等については、同センターのホームページに掲載することで、受験希望者が無償で入手することができ、郵送やインターネットで請求する手間を省略できることから、受験希望者が、受験申請書等を同センターのホームページから入手(ダウンロード)できる措置を講ずる余地がある。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑥-a

件名	申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を短く設定しているもの								
法人名	財団法人建築技術教育普及センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	54人 (3人)
資格名	建築士	制度所管	国土交通省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	46,942人
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号)								
<p>1級建築士の資格を取得しようとする者は、建築士法第4条の規定に基づき、1級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならないとされており、この免許は、同法第5条の規定に基づき、1級建築士名簿に登録することによって行うこととされている。また、1級建築士試験の事務については、同法第15条の2の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けた財団法人建築技術教育普及センターが行い、1級建築士の登録の事務については、同法第10条の4の規定に基づき、社団法人日本建築士会連合会が行っている。</p> <p>当該試験を初めて受験しようとする場合には、受験申請書等を入手し、必要事項を記入して、実務経歴証明書や卒業証明書等を添えて都道府県建築士会等全国54か所に設けられた受付窓口へ提出することとなっている。</p> <p>しかし、この受験申請書等は、都道府県建築士会等の窓口(全国245か所)以外では入手することができず、郵送での配布も原則行われていない。また、受験申請書等の提出方法についても、受付期間が5日間、受付時間は午前10時から午後4時までの6時間と制限されており、郵送での提出も認めていないなど、利用者の負担は大きなものとなっている。</p> <p>なお、2回目以降の受験においては、インターネットを利用して、財団法人建築技術教育普及センターのホームページから受験申請を行うことができる。</p>									

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑥-b

件名	申請書等の配布、受付を窓口のみに限定しているもの								
法人名	社団法人日本建築士会連合会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	14人 (0人)
資格名	建築士	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	委託等	登録者数 (平成21年度)	5,202人
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号)								
<p>1級建築士の資格を取得しようとする者は、建築士法第4条の規定に基づき、1級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならないとされており、この免許は、同法第5条の規定に基づき、1級建築士名簿に登録することによって行うこととされている。また、1級建築士試験の事務については、同法第15条の2の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けた財団法人建築技術教育普及センターが行い、1級建築士の登録の事務については、同法第10条の4の規定に基づき、社団法人日本建築士会連合会が行っている。</p> <p>このうち、1級建築士の登録を申請しようとする場合には、登録申込書等を入手し、必要事項を記入して、戸籍謄本(抄本)や1級建築士試験合格証明書を添えた上で、都道府県建築士会等全国47か所に設けられた受付窓口へ提出することとされている。</p> <p>しかし、この登録申請の際に、登録免許税(6万円)を納付するための「登録免許税納付書」については、都道府県建築士会等の窓口(全国47か所)で入手するものとされており、また、登録申請書等については、郵送による提出も認められていないことから、都道府県建築士会の窓口(全国47か所)に申請者本人が持参しなければならないとされており、利用者の負担は大きなものとなっている。</p>									

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑦

件名	法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項を確認する書類を提出させているもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	免許	実施形態	直轄	免許取得者 (平成21年度)	1,028人
関係法令	クリーニング業法（昭和25年法律第207号） クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>クリーニング師の免許の申請に当たっては、免許交付申請書に加え、クリーニング業法施行規則第4条の規定に基づき、①戸籍の謄本又は抄本、②業務を行おうとする場所を記載した書類を、都道府県に提出することとされている。</p> <p>また、沖縄県では、法令で規定されている上記の書類に加え、伝染病の感染の有無を確認するためとして、免許申請者に対し、「伝染病の疾病の有無（結核及び皮膚疾患等）を証明する医師の健康診断書」の提出を求めている。</p> <p>しかしながら、伝染病の感染の有無については、当該免許の取得要件と直接関係がないことから、免許申請手続において、当該書類の提出を求める必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑧

件名	本人確認等のために戸籍謄本等を提出させているが、住民票の写しの提出等で代替する余地があるもの								
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	免許	実施形態	直轄	免許取得者 (平成21年度)	1,028人
関係法令	クリーニング業法(昭和25年法律第207号) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)								
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第4条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされており、クリーニング師の免許は、同法第6条の規定に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師試験に合格した者に対し、都道府県知事が与えることとされている。</p> <p>クリーニング師の免許の申請に当たっては、免許交付申請書に加え、クリーニング業法施行規則第4条の規定に基づき、①戸籍の謄本又は抄本、②業務を行おうとする場所を記載した書類を、都道府県に提出することとされている。</p> <p>このうち、「戸籍謄本」や「戸籍抄本」については、本人確認等のために提出が求められているが、「住民票の写し」でも同様の確認ができ、その交付手数料は、交付事務を行う市町村によって違いがあるものの、おおむね200円ないし300円であり、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)表8の項の1の規定に基づく、戸籍謄本及び戸籍抄本の交付手数料(450円)より安価なものとなっている。</p> <p>また、戸籍謄本等には、個人のプライバシーに関する事項も記載されていることから、その保護について考慮する必要がある。</p> <p>これらのことから、「戸籍謄本」や「戸籍抄本」の提出に代えて、「住民票の写し」などにより、免許交付申請を認めることについて、検討する余地があると考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑨-a

件名	提出する書類について過剰な部数を求めているもの						
法人名	財団法人日本交通管理技術協会	法人所管	国家公安委員会（警察庁）	役員数 (国家公務員出身者数)	4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	21人 (6人)
検査検定名	普通自転車の型式認定	制度所管	国家公安委員会（警察庁）	実施形態	推薦等※	実施件数 (平成21年度)	54件
関係法令	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第19号）						

自転車の製作、組立て又は販売を業とする者は、道路交通法施行規則第39条の5第1項により、その製作し、組み立て、又は販売する自転車の型式について国家公安委員会の認定を受けることができるとされており、当該認定事務は、国家公安委員会の指定を受けた財団法人日本交通管理技術協会がこれを行っている。

当該認定の申請に当たっては、型式認定申請書、試験依頼書、添付書類を同協会に提出することとされているが、その提出部数をみると、下表のとおり、型式認定申請書及び試験依頼書はそれぞれ2部となっているが、添付書類については10部となっている。

10部の添付書類のうち、7部は審査委員会の委員に対する事前送付資料とするため提出させているものであり、申請者の負担は大きなものとなっている。

なお、平成23年1月より、添付書類については1部のみ提出すれば足りることとされている。

表 型式認定の申請に必要となる資料

資料名	提出部数
型式認定申請書	2部（正本1、副本1）
試験依頼書	2部（正本1、副本1）
添付書類	
諸元表	10部
外観図	10部
構造に関する図面	10部
制作又は組み立て方法の概要	10部
品質管理の概要及び品質保証体制	10部
取扱いに関する説明書	10部
その他参考となる資料	10部

(注) 財団法人日本交通管理技術協会の資料に基づき当省が作成した。

※ 本調査においては、「法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの」に類する事業についても、当省において推薦等事業として整理している。

表Ⅱ-3-(1) -イ-⑨-b

件名	提出する書類について過剰な部数を求めているもの																														
法人名	財団法人日本建築センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)	3人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	183人 (4人)																								
検査検定名	型式適合認定	制度所管	国土交通省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	1,780件																								
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号)																														
<p>日本建築センターは、建築基準法第77条の36に基づき、国土交通大臣の指定認定機関の指定を受けて、建築設備等の型式適合認定業務を実施している。</p> <p>この業務の実施に当たっては、専門的な知見を有する大学教授等を審査委員とする委員会や部会による審査を行うこととしており、申請者から、申請書及び認定用提出図書(添付資料)の提出を求めている。</p> <p>しかしながら、認定用提出図書(添付資料)の提出部数については、下表のとおり、審査委員用の資料として、最大11部(部会用3部及び委員会用8部)提出することとされており、申請者の負担は大きなものとなっている。</p> <p>表 複数部数の提出を求めている資料の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>部会用(3部)</th> <th>委員会用(8部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式適合認定申請書の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>仕様書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>型式適合認定申請チェックリスト</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造機能説明書(全体構造、駆動装置、安全装置等)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>図面(全体構造据付図、駆動伝達構造図等)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>構造強度計算書(ワイヤーロープ関係強度計算等)</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>耐震上の構造強度検討項目(レール等)</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。                  2 エレベーターの型式適合認定における提出資料を例とした。                  3 「○」は提出が必須のもの、「△」は必要に応じて提出するものを示す。</p>								資料名	部会用(3部)	委員会用(8部)	型式適合認定申請書の写し	○	○	仕様書	○	○	型式適合認定申請チェックリスト	○	—	構造機能説明書(全体構造、駆動装置、安全装置等)	○	○	図面(全体構造据付図、駆動伝達構造図等)	○	○	構造強度計算書(ワイヤーロープ関係強度計算等)	○	△	耐震上の構造強度検討項目(レール等)	○	—
資料名	部会用(3部)	委員会用(8部)																													
型式適合認定申請書の写し	○	○																													
仕様書	○	○																													
型式適合認定申請チェックリスト	○	—																													
構造機能説明書(全体構造、駆動装置、安全装置等)	○	○																													
図面(全体構造据付図、駆動伝達構造図等)	○	○																													
構造強度計算書(ワイヤーロープ関係強度計算等)	○	△																													
耐震上の構造強度検討項目(レール等)	○	—																													

表Ⅱ-3-(1)-イ-⑨-c

件名	提出する書類について過剰な部数を求めているもの						
法人名	社団法人日本免震構造協会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)	1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	5人 (0人)
検査検定名	構造方法等の認定	制度所管	国土交通省	実施形態	推薦等	実施件数 (平成21年度)	24件
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号)						

日本免震構造協会は、建築基準法第77条の56に基づき、国土交通大臣の指定性能評価機関の指定を受けて、国土交通大臣の認定を取得する際に必要となる建築物等に関する性能評価業務(構造性能評価及び材料性能評価)を実施している。

これらの業務の実施に当たっては、専門的な知見を有する大学教授等を審査委員とする性能評価委員会による審査を行うこととしており、申請者から、性能評価申請書のほか、下表の構造設計概要書及び性能評価用提出図書の提出を求めている。

しかしながら、これらの提出資料のうち、構造設計概要書及び性能評価用提出図書の提出部数については、審査委員用の資料として、いずれも12部ずつ提出することとされており、申請者の負担は大きなものとなっている。

表 複数部数の提出を求めている資料の例

区分	資料名
構造設計概要書	建築物概要及び構造概要
	構造図
	平成12年建設省告示第1461号に基づく評価項目と検討結果
	構造検討概要書
	復元力特性概要書
性能評価用提出図書	設備・維持管理概要書(免震の場合のみ)
	性能評価申請書の写し
	パースまたは模型写真
	建築設計概要書(建物名称、敷地面積等)
	構造計画概要書(主要構造及び架構形式、耐震・耐風設計方針等)
	構造設計概要(使用材料及び許容応力度、耐震設計に関する検討等)
	構造図(基礎伏図、部材断面表等)
	地盤調査概要(地形・地質の概要、ボーリング(地盤)調査位置図等)
時刻歴応答解析概要(時刻歴応答解析の方針、採用地震動等)	
その他(施工計画概要、特殊な材料の概要等)	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 構造性能評価申請における提出資料を例とした。

## 資料Ⅱ－3－(2)－①－a

件名	義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの						
資格名	クリーニング師	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	直轄
関係法令	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）						
<p>クリーニング業を営む者は、クリーニング業法第 4 条の規定に基づき、営業所ごとにクリーニング師を置かなければならないこととされている。</p> <p>クリーニング師の資格を取得しようとする場合には、同法第 6 条の規定に基づき、都道府県知事が行う試験に合格し、免許を受けることが要件とされている。</p> <p>当該試験を受験するためには、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、受験資格として、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者であることが求められている。このため、中学校以上の学力の有無を確認する必要があるとして、受験申込に当たっては、受験願書の添付書類として、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校卒業の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。なお、中学校卒業以上の学歴を受験資格として求める趣旨は、クリーニング業が人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業であることから、一定の知識及び技術を確保する必要があるためとされている。</p> <p>しかしながら、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）が公布され、義務教育制度が施行されてから 60 年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、受験資格として中学校以上という学歴要件を設ける必要性は乏しいと考えられる。</p>							

## 資料Ⅱ－3－(2)－①－b

件名	義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかかわらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要件を求めているもの								
法人名	社団法人日本食鳥協会	所管府 省名	農林水産省		役員数 (国家公務員 出身者数)		2人 (0人)		
	社団法人日本食品衛生協会		厚生労働省				2人 (1人)		
資格名	食鳥処理衛生 管理者	所管府 省名	厚生労働省	事業名	講習	実施 形態	その他	受講者数 (平成21年度)	525人
関係法令	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成2年法律第70号)								
<p>食鳥処理業者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第1項により、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならないとされている。</p> <p>食鳥処理衛生管理者は、同法第12条第5項第4号により、①中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者、②厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者でなければならないとされている。</p> <p>このため、中学校卒業以上の学力の有無を確認する必要があるとして、当該講習会の申込みに当たっては、講習会を実施する法人が定めた「食鳥処理衛生管理者資格取得登録講習会実施要領」により、出身学校の卒業証明書の提出を求めており、最終学歴が中学校卒業の者はもとより、高等学校や大学を卒業した者についても、出身学校の卒業証明書を提出させている。</p> <p>しかしながら、学校教育法(昭和22年法律第26号)が公布され、義務教育制度が施行されてから60年以上が経過している今日において、職に就こうとする者で中学校を卒業していない者は多くはないとみられることから、講習受講資格として中学校以上という学歴要件を設ける必要性は乏しいと考えられる。</p>									

表Ⅱ-3-(2)-②-i)

件名	資格取得後における関連技術の進展や法制度の変更等に係る知識の習得は、本来、資格者本人が自主的に行うべきものであるところ、資格取得後の一定期間ごとに、これら知識の習得を目的とした講習の受講を義務付けているなどその在り方について見直す必要があると考えられるもの								
法人名	財団法人日本無線協会	法人所管	総務省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (4人)	職員数 (国家公務員出身者数)	62人 (40人)
資格名	無線従事者	制度所管	総務省	事業名	講習	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	721人
関係法令	電波法(昭和25年法律第131号) 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号) 無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)								
<p>無線局の無線設備の操作は、電波法第39条第1項の規定に基づき、i)「無線従事者」の資格を有する者、又は、ii)無線従事者の資格を有していないが「主任無線従事者」の資格を有する者の監督を受けている者のいずれかに該当する者でなければ行ってはならないこととされている。</p> <p>このうち、「主任無線従事者」は、実務経験等の一定の要件を満たす無線従事者の中から、無線局の開設免許を受けた者等により選任され、主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う無資格者に対して、無線設備の操作に関する実習訓練、関係法令の周知等の監督に関する業務を行うこととされている。</p> <p>この主任無線従事者については、無資格者に対し無線通信技術の進展や法制度の変更を踏まえた的確な指示を行うことができるよう、必要な知識を取得し、その資質の維持・向上を図る必要があるが、これを資格者本人の自己研鑽に頼るだけでは限界があるという理由により、電波法第39条第7項の規定に基づき、主任無線従事者に選任された日から6か月以内、その後は3年以内ごとに、総務大臣の指定を受けた財団法人日本無線協会が実施する講習を受講しなければならないとされている。当該講習は、無線従事者規則第71条の規定に基づき、「法規」、「無線設備の操作の監督」及び「最新の無線工学」の3科目について合計6時間以上を1日で行うこととされており、その手数料は、電波法関係手数料令第12条の規定に基づき、2万6,900円とされている。</p> <p>しかしながら、当該講習の実施状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 主任無線従事者と同様に無線局の正常な運用の恒常的な維持を目的とする無線従事者では、業務に係る技術の進展や法制度の改正に係る状況の把握については、本来、資格者本人の自己研鑽によるべきものであることから、資格取得後の講習の受講は義務付けられていない。</p> <p>また、主任無線従事者と同様に無資格者等を監督する資格として、例えば、事業用電気工作物の工事等に関し、作業従事者に必要な指示を行うなどにより保安上の監督を行う者として電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条の規定に基づき選任される「電気主任技術者」についてみると、選任後の講習の受講は義務付けられていない。</p> <p>② 主任無線従事者は、上記のとおり、選任後6か月以内に初回の講習を受講することとされているため、それまでの間、特別な知識の付与が行われることなく監督業務を行う仕組みとなっている。</p> <p>③ 講習の内容等をみると、例えば、最新情報を把握する「法規」及び「最新の無線工学」の科目では、所管府省の資料を使用するなどにより、i)最近の制度改正の概要(改正の背景、改正規定、施行時期等)、ii)各種審議会・研究会の答申等の概要、iii)既存のものを含む無線システム・装置の基本的な意義・機能等の概要説明等にとどまっており、この内容であれば所管府省のホームページ等に掲載することでも十分に情報を把握することが可能であると考えられる。</p> <p>また、当該講習の中心的な位置付けになると考えられる「無線設備の操作の監督」の科目についても、電波の利用状況や無線従事者制度の概要(制度趣旨、規定内容・解釈等)といった説明にとどまっており、上記の「法規」等の科目で取り扱うべき技術の進展や制度改正を踏まえた監督上の留意点等を説明するものとなっておらず、これについてもホームページ等に掲載することで対応は可能であると考えられる。なお、選任後初めて受講する者と、2回目以降の受講者を対象とした講習の内容は全く同じものとなっている。また、上記①の</p>									

電気主任技術者については、業務に関係するとみられる制度改正等の情報を所管府省のホームページ等に掲載し、資格者等に対する必要な情報提供を行っている。

上記①から③までのとおり、主任無線従事者については、選任後に定期的な講習を行う必要性は認められず、業務に関係する必要な情報については、所管府省のホームページ等に掲載することにより十分把握することも可能であると考えられることから、講習制度の在り方を見直す余地があると考えられる。

表Ⅱ-3-(2)-②-ii) - a

件名	資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの									
法人名	財団法人医療機器センター	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員 出身者数)			2人 (1人)	職員数 (国家公務員 出身者数)		18人 (6人)
	社団法人日本ホームヘルス機器協会						2人 (2人)			11人 (0人)
資格名	医療機器販売営業管理者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	10,005人(基礎) 17,107人(継続)	
関係法令	薬事法（昭和35年法律第145号） 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号） 薬事法施行規則第91条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令（平成16年厚生労働省令第62号）									
<p>コンタクトレンズ等の高度管理医療機器等の販売又は賃貸を行う事業者は、薬事法第39条の2の規定に基づき、販売又は賃貸を実地に管理させるため、営業所ごとに医療機器販売営業管理者を置かなければならないこととされている。</p> <p>この資格を取得しようとする場合には、薬事法施行規則第162条及び第168条の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する「基礎講習」を修了することが要件の一つとされている。また、当該資格には1年間の有効期間が設けられ、これを更新するためには、さらに、厚生労働大臣に届け出られた機関が実施する「継続研修」を毎年度修了することが必要とされている。</p> <p>これら基礎講習及び継続研修における取扱科目、時間数等については、薬事法施行規則第91条第3項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令第2条及び第15条の規定に基づく実施基準が定められている。これによると、継続研修については、基礎講習で取り扱うこととされている法制度の仕組みや技術等に関する理解の定着、これらの改正等に係る状況の把握等を目的として、薬事法等の関係法令、医療機器の品質管理・不具合報告等の科目について、合計2時間以上実施することとされている。当該研修の受講料は、研修実施機関が実費相当額として任意に設定することとされている（例：社団法人日本ホームヘルス機器協会 6,000円）。</p> <p>しかし、当該研修の実施状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 資格取得後における法制度・技術等に関する理解の定着やこれらの改正等に係る状況の把握等については、本来、資格者本人の自己研鑽によるべきものであることから、薬剤師など本資格のような医療関係の資格の多くでは、資格取得後に講習の受講を毎年義務付けるような仕組みを採っていない。</p> <p>② 継続研修の内容をみると、薬事法等の関係法令等の解説、各種の申請書や営業所における管理のための点検記録表等の記載例など、資格取得時に受講する「基礎講習」において既に取り扱われているもの、又は、業務を実施するに当たり、修得していなければならないと考えられるものとなっており、資格者に対して毎年の受講を義務付ける必要性は乏しいものとなっている。</p> <p>③ 毎年行われている研修テキストの改訂内容をみると、申請書等の記載例や最近の事故事例等の追加が中心となっており、こうした事項も含め、研修で提供される情報については、所管府省のホームページ等に掲載することで資格者に対して十分に情報提供することが可能であると考えられる。</p> <p>上記のことから、当該継続研修については、実施頻度やその在り方を検討する余地があると考えられる。</p>										

表Ⅱ-3-(2)-②-ii)-b

件名	資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど必要性の乏しい講習を実施しているもの						
法人名	社団法人全国ビルメンテナンス協会 等	法人所管	厚生労働省	役員数 (国家公務員出身者数)	1人 (0人)	職員数 (国家公務員出身者数)	25人 (1人)
資格名	清掃作業従事者	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等
関係法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）						
<p>建築物内の清掃を行う事業者が都道府県知事の登録を受ける場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定に基づき、清掃作業に従事する者として「清掃作業従事者」を、清掃作業従事者が行う清掃作業の監督を行う者として「清掃作業監督者」をそれぞれ置かなければならないこととされている。</p> <p>このうち、「清掃作業従事者」の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第25条第3号の規定に基づき、都道府県知事の登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修を修了することが要件とされている。また、当該資格には1年間の有効期間が設けられ、これを更新するためには、毎年、新たに研修を修了することが必要とされている。平成22年11月末現在、22機関が当該研修の実施機関として登録を受け、それぞれ任意に受講料を設定している（最低額2,000円、最高額1万2,000円）。</p> <p>しかし、当該資格の更新に係る研修の内容をみると、作業従事者としてのマナー等を内容とする作業従事者の心得、ほうきやモップ、床みがき機などの清掃用機械器具の使用法、清掃作業の安全・衛生などの清掃作業に関する基本的な事項となっており、また、資格の取得に係る研修とその内容はほとんど同じものとなっている。</p> <p>また、同じ清掃作業に関わる清掃作業監督者については、資格の有効期間が6年間に設定され、更新講習については6年ごとに受講すればよいこととされている。</p> <p>上記のことから、清掃作業従事者については、講習の実施頻度やその在り方について見直す余地があると考えられる。</p> <p>さらに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、建築物において飲料水の貯水槽の清掃やねずみ等の動物の防除等4つの事業（ダクト清掃作業、貯水槽清掃作業、排水管清掃作業、防除作業）においても、清掃作業従事者と同様に、各作業に従事する者に関する資格制度が設けられており、それぞれ、資格の有効期間を更新するために毎年講習を受講することが義務付けられていることから、これらの講習の実施頻度等についても見直す余地があると考えられる。</p>							

表Ⅱ-3-(2)-③-a

件名	関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の免除を行っていないもの								
法人名	社団法人産業環境管理協会 社団法人日本砕石協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	98人 (11人)
							1人 (1人)		4人 (0人)
資格名	公害防止管理者	制度所管	経済産業省・環境省	事業名	試験講習	実施形態	委託等推薦等	受験者数等 (平成21年度)	(受験者) 29,301人 (受講者) 3,442人
関係法令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）								

1 公害防止管理者の選任

ばい煙発生施設や汚水等排出施設等が設置されている工場のうち一定の条件を満たす特定工場においては、これら施設の点検、使用する原材料の検査、汚染状態の測定等に関する業務を管理するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条の規定に基づき、「公害防止管理者」を選任しなければならないこととされている。

この資格は、同法施行令第10条の規定に基づき、資格者の選任が義務付けられている特定工場の施設等の種類や規模等に応じて、表1のとおり、「大気関係第1種公害防止管理者」、「水質関係第1種公害防止管理者」、「特定粉じん関係公害防止管理者」等の12種類に区分されている。

表1 資格の種類（12種類）

大気関係 (4種類)	水質関係 (4種類)	粉じん関係 (2種類)	騒音・振動関係 (1種類)	ダイオキシン関係 (1種類)
大気関係第1種～第4種公害防止管理者	水質関係第1種～第4種公害防止管理者	特定粉じん関係公害防止管理者 一般粉じん関係公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者	ダイオキシン関係公害防止管理者

2 公害防止管理者の資格取得要件

これらの資格を取得しようとする場合には、同法第7条等の規定に基づき、①経済産業大臣及び環境大臣が指定する社団法人産業環境管理協会の実施する試験に合格するか、又は、②経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた社団法人産業環境管理協会等の実施する講習を修了することが要件とされている。

3 試験における受験科目の免除の状況

資格試験については、平成18年度から科目別合格制度が導入され、同法施行規則第15条の2の規定に基づき、既に合格している他の種類の資格に係る試験科目と同じ試験科目については受験が免除される。

例えば、表2のとおり、「大気関係第4種公害防止管理者」の試験（4科目）に合格している者が、上位資格である「同第3種公害防止管理者」の試験（5科目）を受験する場合には、「公害総論」など共通する4科目の受験が免除され、「大規模大気特論」の1科目のみ受験すればよいとされるなど受験者の負担に配慮したものとなっている。

表2 試験科目の免除の例

試験科目 \ 資格種類	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第3種公害防止管理者
公害総論	○	△
大気概論	○	△
大気特論	○	△
ばいじん・粉じん特論	○	△
大規模大気特論		○
受験科目数	4科目	5科目

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」及び「△」は、受験が必要な科目を示す。ただし、「△」については、大気関係第4種公害防止管理者の試験に合格している者が受験する場合は科目免除される。

#### 4 講習における受講科目の免除の状況

しかしながら、資格講習については、表3のとおり、「大気関係第4種公害防止管理者」の講習（4科目、19時間、受講料1万8,500円）を修了している者が、上位資格である「同第3種公害防止管理者」の講習（5科目、26時間、受講料2万6,000円）を受講する場合には、「公害総論」などの共通する4科目（19時間）についても、再度受講することとされるなど、既に修了している他の種類の資格に係る講習科目と同じ講習科目の免除は行われていない。

また、「大気関係第3種公害防止管理者」と「同第2種公害防止管理者」の講習を修了している者が「同第1種公害防止管理者」の講習を受講する場合のように、受講しようとする全科目について既に受講している場合であっても、改めて受講することとされており、受講時間及び受講料のいずれにおいても、受講者の負担を配慮したものとなっていない。

表3 資格種類別の受講科目

資格種類 \ 受講科目	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第3種公害防止管理者	大気関係第2種公害防止管理者	大気関係第1種公害防止管理者
公害総論（3時間）	○	○	○	○
大気概論（4時間）	○	○	○	○
大気特論（5時間）	○	○	○	○
ばいじん・粉じん特論（7時間）	○	○	○	○
大規模大気特論（7時間）	—	○	—	○
大気有害物質特論（5時間）	—	—	○	○
受講科目数 （講義時間数） （受講料）	4科目 （19時間） （18,500円）	5科目 （26時間） （26,000円）	5科目 （24時間） （24,000円）	6科目 （31時間） （31,000円）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」は、受講が必要な科目を示す。

3 各受講科目の講義内容は、資格種類にかかわらず共通の内容となっている。

5 試験及び講習の相互間における受験科目等の免除の状況

また、試験及び講習については、表4のとおり、例えば、大気関係の4種類の資格をみると、試験科目と講習科目は、それぞれ共通しているが、講習で資格を取得した者が、試験によりその上位資格を取得しようとする場合には、上記3の試験における受験科目の免除とは異なり、受験科目の免除は全く行われていない。

例えば、「大気関係第4種公害防止管理者」の講習（4科目）を修了して資格を取得している者が、その上位資格である「同第3種公害防止管理者」の試験（5科目）を受験しようとする場合には、当該資格の受験科目と共通する「公害総論」等の4科目に相当する知識・技能等を講習により修得しているにもかかわらず、改めて当該4科目を含む全5科目を受験しなければならないこととされており、受験者の負担を配慮したものとなっていない。

また、これとは反対に、試験で資格を取得した者がその上位資格を講習で取得しようとする場合においても、受講科目の免除を行う仕組みとはなっていない。

表4 資格種類別の受験・受講科目

資格種類 受験・受講科目	大気関係第4種公害防止管理者		大気関係第3種公害防止管理者		大気関係第2種公害防止管理者		大気関係第1種公害防止管理者	
	試験	講習	試験	講習	試験	講習	試験	講習
公害総論	○	○	○	○	○	○	○	○
大気概論	○	○	○	○	○	○	○	○
大気特論	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん・粉じん特論	○	○	○	○	○	○	○	○
大規模大気特論	—	—	○	○	—	—	○	○
大気有害物質特論	—	—	—	—	○	○	○	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」は、受験又は受講が必要な科目を示す。

件名	関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の免除を行っていないもの																												
資格名	受胎調節実地指導員	制度所管	厚生労働省	事業名	講習																								
関係法令	母体保護法（昭和23年法律第156号） 母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）																												
<p>1 資格の取得要件</p> <p>女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、母体保護法第15条第1項により、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行ってはならないとされている。また、同法第15条第2項により、都道府県知事の指定を受けることができる者（「受胎調整実地指導員」という。）は、厚生労働大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を終了した助産師、保健師又は看護師とされている。</p> <p>2 講習の科目及び時間数</p> <p>都道府県知事が認定する講習の内容は、同法施行規則第17条第2号により、講習の科目及び時間数が表1に定めるもの以上であることとされている。</p> <p>表1 母体保護法施行規則別表（第17条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>時間数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総論</td> <td>9</td> <td>受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。</td> </tr> <tr> <td>受胎調節の基礎</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受胎調節の指導</td> <td>13</td> <td>実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は3人に1個、モデルは3人に1人を基準とする。</td> </tr> <tr> <td>実習</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>討論</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>考査</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 講習プログラムの内容</p> <p>都道府県知事が認定する講習を受けて受胎調節実地指導員の指定を受けられる者は、助産師、保健師又は看護師であるが、受講科目及び時間数は3者とも同じとされている。</p> <p>しかしながら、表1の科目及び時間数に基づき実施されている講習のプログラムの内容をみると、表2のとおり、「助産師の声明と助産倫理（1時間）」、「家族計画の歴史と目的、意義（1時間）」、「避妊法概説（1時間）」、「近代的避妊法の基礎（2時間）」等となっており、座学講習については、日常的に助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行っている「助産師」にとって、新たな知識の取得を目的に受講する必要性は乏しいと考えられる。</p>						科目	時間数	備考	総論	9	受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。	受胎調節の基礎	5		受胎調節の指導	13	実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は3人に1個、モデルは3人に1人を基準とする。	実習	10		討論	2		考査	1		計	40	
科目	時間数	備考																											
総論	9	受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。																											
受胎調節の基礎	5																												
受胎調節の指導	13	実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は3人に1個、モデルは3人に1人を基準とする。																											
実習	10																												
討論	2																												
考査	1																												
計	40																												

表2 受胎調整実地指導員研修会のプログラム例

1日目	9:20～10:20	10:30～11:30	11:40～12:40	13:40～15:10	15:20～18:20
	助産師の声明と助産倫理	家族計画の歴史と目的、意義	わが国の母子保健施策 母体保護法と関連施策	リプロダクティブヘルス/ライフ —開発途上国の女性の健康—	リプロ・ヘルス・サポーターの役割と活動の実際
2日目	9:00～10:00	10:10～10:40	10:50～12:50	13:50～16:50	17:00～19:00
	ヒューマンセクシャリティ	避妊法概説	近代的避妊法の基礎	低用量ピルの薬理学と服薬指導の実際 I・II	性感染症の動向・検査・治療
3日目	9:00～12:00		12:50～14:50		15:00～19:00
	受胎調節指導の実際(思春期を含む)		受胎調節指導の実際		成熟期女性のヘルスアセスメント
4日目	9:00～11:00		11:10～13:10	14:30～17:30	17:30～18:30
	指導のためのカウンセリング		実習 I	実習 II	グループ 討議
5日目	9:00～12:00		13:30～15:30	15:00～16:40	16:50～17:50
	実習 III		実習まとめ	試験	総まとめ

(注) 社団法人日本助産師会の資料に基づき当省が作成した。

#### 4 講習の科目免除制度の導入の余地

このように、受胎調節実地指導員の資格取得に係る講習については、3資格者ともに同じ内容の講習を受けることとされているが、助産師においては必ずしも受講する必要はないものが含まれていることから、受講対象者の保有資格に応じた科目免除制度の導入について検討する余地があると考えられる。

表Ⅱ-3-(2)-④

件名	資格者名簿への登録が任意であるにもかかわらず、競争契約の参加資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点され、未登録者が不利益を受ける仕組みとなっているもの								
法人名	社団法人建築設備技術者協会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	建築設備士	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	推薦等	登録者数 (平成21年度)	505人
関係法令	建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）								
<p>建築設備士の資格は、建築士法施行規則第17条の18の規定に基づき、建築設備士試験に合格することで取得することができることとされている。</p> <p>当該資格を取得し業務を行う者は、同法施行規則第17条の35の規定に基づき、当該資格を有することを証明するものとして、国土交通大臣の指定を受けて社団法人建築設備技術者協会が行う登録（登録手数料2万2,050円）を任意に受けることができるとされている。この登録制度は、建築設備士の資格を有する者が任意に行うものであり、登録の有無によって、法令上、建築設備士としての役割や業務内容などに差が生じるものではない。</p> <p>しかしながら、国土交通省では、「国土交通省地方整備局等測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き—平成21・22年度—」等に基づき、地方整備局等が発注する測量等業務の受注資格者の審査において、「建築設備士」とは、「建築士法施行規則による建築設備士の登録を受けている者」と位置付けている。このため、登録を受けていない建築設備士は、建築設備士としてみなされず、審査の要素となる有資格者数の点数に加算されないこととされており、実際には、任意とされている建築設備士の登録を受けないと、当該資格者としての効力が制限され、登録をしていない者が不利益を被るような仕組みになっている。</p> <p>なお、平成21年度に建築設備士の資格を取得した者は634人であり、そのうちこの登録を受けた者は505人（登録率79.7%）となっている。</p>									

表Ⅱ-3-(2)-⑤

件名	法令上、試験合格又は講習修了後、免状の交付を受けることにより取得する資格について、別途、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加え、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの								
法人名	財団法人日本環境整備教育センター	法人所管	環境省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (3人)	職員数 (国家公務員出身者数)	12人 (0人)
資格名	浄化槽管理士	制度所管	環境省	事業名	試験講習	実施形態	委託等	受験者数等 (平成21年度)	1,227人 1,542人
関係法令	浄化槽法(昭和58年法律第43号) 浄化槽法施行令(平成13年政令第310号) 浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)								
<p>1 法令等に基づく資格取得要件</p> <p>浄化槽の所有者等は、浄化槽法第10条の規定に基づき、毎年1回、自ら又は浄化槽管理士の資格を有する者等に委託して、浄化槽の保守点検を行わなければならないこととされている。</p> <p>この浄化槽管理士の資格を取得しようとする場合には、同法第45条等の規定に基づき、①環境大臣の指定を受けた財団法人日本環境整備教育センターが実施する試験又は講習に合格又は修了し、さらに、②環境大臣から浄化槽管理士免状の交付を受けることが必要とされている。</p> <p>このうち、受験料及び免状交付手数料については、同法施行令第3条において、それぞれ2万200円、2,300円と規定されている。また、講習受講料については、同法施行規則第45条の規定に基づき、同センターが12万9,700円(講習期間13日間)に設定している。</p> <p>なお、環境大臣が交付する浄化槽管理士免状については、同法施行規則第16条の規定に基づき、その様式が定められており、具体的な記載事項として、①免状交付番号、②本籍、③氏名、④生年月日、⑤免状交付年月日等が規定されている。また、浄化槽管理士が浄化槽の保守点検業務を行う場合において、法令上、免状を携帯・提示する義務はない。</p> <p>2 条例に基づく業務実施要件</p> <p>都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区)は、浄化槽法第48条第1項の規定に基づき、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度(以下「登録制度」という。)を設けることができるとされている。登録制度が設けられた場合には、浄化槽の保守点検を業とする者は、同条第3項の規定に基づき、浄化槽管理士の資格を有する者を当該業務に従事させなければならないこととされている。</p> <p>登録制度を設けている都道府県の多くは、保守点検業務に従事する浄化槽管理士に対して、環境大臣から交付される「浄化槽管理士免状」とは別に、条例に基づき、「浄化槽管理士証」の交付を受け、その携帯を義務付けている。この浄化槽管理士証の交付者、交付手数料、様式、記載事項等については、都道府県により異なっている。</p> <p>しかしながら、浄化槽管理士証の記載事項や交付状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>① 浄化槽管理士免状と浄化槽管理士証の記載事項等を比較すると、都道府県によって浄化槽管理士証の記載事項に多少の違いはあるものの、表1のとおり、免状交付番号、氏名、生年月日などおおむね重複する内容となっており、資格者証明書を2種類も交付する必要性は乏しい状況となっている。</p>									

表1 浄化槽管理士免状及び浄化槽管理士証の記載事項等

主な記載事項等	浄化槽管理士免状	浄化槽管理士証					
		東京都	青森県		栃木県	新潟市	高知市
免状交付番号	○	○	○	—	○	○	○
本籍	○	—	—	○	—	—	—
氏名	○	○	○	○	○	○	○
生年月日	○	○	○	○	○	○	—
免状交付年月日	○	—	—	—	—	—	—
住所	—	○	—	—	○	—	—
写真	—	○	○	○	○	—	○
所属営業所名	—	—	—	—	—	○	○
証書交付者	大臣	知事	事業者	理事長	事業者	事業者	市長
証書の大きさ	A3版	9×6.4 cm	9×6 cm	9×6 cm	9×6 cm	不明	不明
携帯義務	—	○	○	○	○	○	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中、「○」は記載事項となっていること、「—」は記載事項となっていないことを示す。

3 「証書交付者」欄の「事業者」は浄化槽管理士を雇用する浄化槽保守点検業者を、「理事長」は環境大臣の指定を受けて浄化槽管理士試験及び同講習を実施している財団法人日本環境整備教育センター理事長を示す。

4 青森県では、条例に基づき、事業者が交付するもの又は理事長が交付するもののいずれかを携帯することとしている。

② 上記のとおり、登録制度を設けている都道府県の多くは、条例の規定に基づき、浄化槽管理士に対して、業務を行う際に浄化槽管理士証を携帯し、必要があればこれを提示することを求めている。しかしながら、浄化槽管理士の資格を有する者か否かの確認については、浄化槽保守点検業者が都道府県知事に業の登録を申請する場合に、登録要件の一つとして審査されており、また、浄化槽所有者等は浄化槽点検業者と契約を締結するものであることなどから、実際の保守点検の現場において改めて浄化槽管理士に対して資格者証明書の提示を求めて確認する必要性は乏しいと考えられる。このため、登録制度を設けている都道府県の中には、佐賀県のように浄化槽管理士証を交付していないものもある。

上記のとおり、浄化槽管理士については、浄化槽法に基づく浄化槽管理士免状のほかに、条例に基づき浄化槽管理士証を交付する必要性は認められないことから、浄化槽管理士証の在り方を見直す余地があると考えられる。

なお、登録制度を設けている都道府県の多くが浄化槽管理士証の交付を制度化している背景として、表2のとおり、浄化槽法の公布時に厚生省（昭和59年当時）が各都道府県知事等あてに発出した通知（「浄化槽法第48条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について」（昭和59年12月22日付け衛環第155号各都道府県知事、各政令市長あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、条例のひな形として、浄化槽管理士証の携帯を義務付ける規定を設けていることによるものと考えられる。

表2 浄化槽法第48条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について（昭和59年12月22日付け衛環第155号各都道府県知事、各政令市長あて厚生省生活衛生局水道環境部長通知）〈抜粋〉

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条に係る条例については、別紙のとおり準則を作成したので、当該条例の制定に際してはこれを参照し、浄化槽の保守点検を業とする者の登録事務の円滑な実施に遺漏ないよう努められたい。

別表 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例準則

（目的）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和五八年法律第四三号。以下「法」という。）第四八条第一項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（営業所の設置等）

第10条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう、営業区域ごとに専任でなければならない。ただし、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前三項の規定のいずれかに抵触する場合は、二週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い若しくは実地に監督しなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

7 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯しなければならない。

（注） 下線は当省が付した。

表Ⅱ-3-(2)-⑥-a

件名	受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるもの								
資格名	技能士	制度所管	厚生労働省	事業名	試験	実施形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	746,053人
関係法令	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)								

1 技能検定制度の概要

職業能力開発促進法第44条等の規定に基づき、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的として、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する「技能検定制度」が昭和34年から設けられている。

この技能検定は、同法施行令第2条で定める136の職種(例：ファイナンシャル・プランニング)ごとに、同法施行規則第61条で定める原則として6の等級(例：1級)に区分して行うこととされており、これらに合格した者は、合格した職種及び等級を表示して「技能士」と称することができることとされている。

なお、136の検定対象職種のうち61職種については、表1のとおり、さらに具体的な作業区分が設けられ、その作業区分ごとに技能検定が行われている。

表1 技能検定の対象職種等の例

職種	等級	作業区分
ファイナンシャル・プランニング	1級、2級、3級	資産相談業務
		資産設計提案業務
		個人資産相談業務
		中小事業主資産相談業務
		生保顧客資産相談業務
		損保顧客資産相談業務
光学機器製造	特級、1級、2級	光学ガラス研磨作業
		光学機器組立て作業
調理	なし	日本料理調理作業
		すし料理調理作業
		西洋料理調理作業
		中国料理調理作業
		麺料理調理作業
		給食用特殊料理調理作業

(注) 職業能力開発促進法等の規定に基づき、当省が作成した。

2 技能検定職種の統廃合

(統廃合の実施状況)

技能検定制度については、「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日規制改革会議)等において、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされている。

これらを踏まえ、厚生労働省では、省内に「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査委員会」を設置するなどして、技能検定職種の統廃合の余地について検討を進めている。

この検討の中では、統廃合の具体的な判断基準として、①過去6年間の年間平均受検者数が100人以下となっている職種を選定し(第1次判断)、②①により選定した職種について、関係業界団体等に対するヒアリング及び一般国民への意見募集を基に、業界、雇用主、受検者及び消費者それぞれにとっての社会的便益を勘案し、その存続の適否を判断する(第2次判断)こととしている。

上記の判断基準に基づき、平成22年10月には、表2のとおり、まずは年間平均受検者数が30人以下となっている木工機械整備等10の職種の全てについて、統廃合を進めることとしている。

表2 統廃合を検討している職種

職種	受検者数(単位:人)						
	6年間 平均	平成15 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
木工機械整備	28	—	66	—	60	1	41
建築図面製作	20	34	23	12	32	2	18
ファインセラミックス製品製造	17	40	25	38	—	—	—
れんが積み	13	—	22	—	30	—	28
ガラス製品製造	9	—	33	—	22	—	—
竹工芸	8	—	20	—	—	25	—
金属研磨仕上げ	7	—	18	—	25	—	—
製材のこ目立て	6	—	—	—	—	—	36
漆器製造	4	—	25	—	—	—	—
コンクリート積みブロック施工	3	—	12	—	5	—	2

(注) 1 「平成21年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書(平成22年10月)」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該職種に係る試験を休止しているものを示す。

(更なる見直しの余地)

なお、上記の判断基準の①となっている過去6年間の年間平均受検者数については、職種全体の受検者数の合計を基にしているため、表3及び4のように、試験の実施単位となっている等級又は作業区分ごとにみた場合には、受検者数が継続的に極端に少なくなっているものもみられる。これらについては、個々の等級又は作業区分ごとに社会的便益を勘案し、更に等級や作業区分の統廃合等について検討する余地があるものと考えられる。

表3 等級別の受検者数の推移(「寝具製作」職種の例)

職種	等級	受検者数(単位:人)				
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
寝具製作	1級	—	16	—	—	17
	2級	—	10	—	—	17
	基礎1級	0	0	0	0	0
	基礎2級	158	142	168	201	171
	合計	158	168	168	201	205

(注) 1 「平成21年度技能検定実施状況(厚生労働省職業能力開発局能力評価課)」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該等級に係る試験を休止しているものを示す。

3 網掛け部分は、受検者数が極端に少なくなっている等級を示す。

表4 作業区分別の受検者数の推移（「放電加工」職種の例）

職種	等級	作業区分	受検者数（単位：人）				
			平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
放電加工	特級	(なし)	32	29	34	35	42
	1級	形彫り放電加工作業	19	15	1	2	7
		数値制御形彫り放電加工作業	68	67	77	69	66
		ワイヤ放電加工作業	177	194	186	224	192
	2級	形彫り放電加工作業	24	28	—	1	13
		数値制御形彫り放電加工作業	124	145	168	201	185
		ワイヤ放電加工作業	247	307	303	360	288
	合計			691	785	769	892

(注) 1 「平成21年度技能検定実施状況（厚生労働省職業能力開発局能力評価課）」に基づき、当省が作成した。

2 表中の「—」は、当該作業区分に係る試験を休止しているものを示す。

3 網掛け部分は、受検者数が極端に少なくなっている作業区分を示す。

表Ⅱ-3-(2)-⑥-b

件名	試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの
----	--

森林組合連合会は、森林組合法第 101 条等の規定に基づき、その会員となっている森林組合等に対する監査事業を行うことができるとされている。具体的には、全国森林組合連合会が都道府県森林組合連合会を、都道府県森林組合連合会が市町村等の単位で設立されている森林組合をそれぞれ監査するというように、系統組織における上部機関が会員に対して監査を行うこととされている。これら監査実施主体が当該監査事業を行う場合には、同法第 102 条の規定に基づき、森林組合監査士の資格を有する者を従事させなければならないこととされている。

森林組合監査士の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第 107 条の規定に基づき、全国森林組合連合会が行う試験に合格することが要件の一つとされている。当該試験の課目、方法、受験資格、受験料等については、同連合会が農林水産大臣の承認を受けて定めることとされている。

また、上記の森林組合監査士と同様、農業協同組合法及び水産業協同組合法に基づき、農業協同組合中央会や漁業協同組合連合会等の系統組織における上部機関が会員に対して監査事業を行う場合に、当該事業に従事することとされている者として、農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士がある。

しかしながら、これら森林組合監査士等 3 資格に係る試験の実施状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。

① 森林組合監査士試験の実施状況

森林組合監査士試験の受験者数の推移をみると、表 1 のとおり、年間約 50 人程度であり、さらに、合格者のほぼ全員が森林組合等の職員となっている。

表 1 森林組合監査士試験の受験状況

(単位：人)

	受験者数	合格者数	合格者に占める森林組合等の職員数
平成 17 年度	64	18	18
18 年度	48	12	12
19 年度	45	11	11
20 年度	48	13	12
21 年度	63	27	27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 21 年度末現在、692 の森林組合があり、これらを監査するために 193 人の森林組合監査士が全国 47 の都道府県森林組合連合会に所属している。

また、森林組合監査士試験に係る平成 21 年度の収支状況をみると、上記のとおり、受験者数が少ない状態においても、試験問題の作成等の必要費用は他の資格試験と同様に一定程度発生するため、表 2 のとおり、赤字を計上している。

表 2 森林組合監査士試験の収支状況 (平成 21 年度)

(単位：円)

収入	受験料 (a)	765,000
支出	試験委員謝金	266,672
	試験会場借料	215,880
	試験問題作成・採点料	396,000
	試験問題・解答用紙印刷代	88,725
	合格証書作成費	48,772
	その他	108,572
	合計 (b)	1,124,621
収支差 ((a) - (b))		▲359,621

(注) 当省の調査結果による。

② 農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士試験の実施状況

農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士試験の受験者数の推移をみると、表3のとおりとなっている。

表3 農業協同組合監査士試験等の受験状況

(単位：人)

	農業協同組合監査士試験		水産業協同組合監査士試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成17年度	452	104	99	18
18年度	445	123	103	18
19年度	426	100	127	22
20年度	460	105	137	25
21年度	460	96	136	16

(注) 当省の調査結果による。

また、農業協同組合監査士試験及び水産業協同組合監査士試験に係る平成21年度の収支状況等をみると、上記の森林組合監査士試験と同様、表4のとおり、いずれも赤字を計上している。なお、農業協同組合監査士試験については、平成22年度に収支相当となるように受験料を3万円に改定し、収支状況は約20万円の黒字(支出に対する割合は1.4%)となっている。

表4 農業協同組合監査士試験等の収支状況等(平成21年度)

(単位：円)

		農業協同組合監査士試験	水産業協同組合監査士試験
収入		11,850,000	2,880,000
支出		12,648,320	4,167,397
収支差		▲798,320	▲1,287,397
受験料の設定状況	平成17年度	20,000	25,000
	18年度	〃	〃
	19年度	〃	〃
	20年度	25,000	〃
	21年度	〃	〃

(注) 当省の調査結果による。

③ 森林組合監査士等試験の試験課目の比較

森林組合監査士、農業協同組合監査士及び水産業協同組合監査士は、それぞれ監査対象機関は異なるものの、森林組合連合会等の系統組織における上部機関が会員に対して監査事業を行う場合に、透明性のある会計処理や適正な事業運営に資するよう経理や業務内容を客観的にチェックするという点で類似する業務を行っている。このため、表5のとおり、試験課目も類似しているものとみられる。

表5 試験課目等の比較

課目	森林組合監査士試験	農業協同組合監査士試験	水産業協同組合監査士試験
監査	監査論	監査理論	監査論
	森林組合の監査の実務	監査の実務	水産業協同組合の監査の実務
会計学	財務諸表論	財務諸表論	財務諸表論
	経営分析	—	経営分析
簿記	簿記理論	管理会計論	—
	森林組合の簿記の実務	簿記理論	簿記理論
法規	森林組合関係法	農業協同組合の簿記実務	水産業協同組合の簿記の実務
	森林組合論(協同組合論、森林組合史を含む)	農業協同組合法及び農業協同組合論(協同組合論を含む)	水産業協同組合関係法
組合論	—	—	協同組合論(協同組合史を含む)、水産業協同組合経営論
	—	法人税法	—
関係法	—	民法	—

(注) 各試験の受験案内等に基づき、当省が作成した。

表Ⅱ－3－(3)－①

件名	受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退しているもの								
法人名	社団法人日本 旅行業協会	法人 所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			3人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	56人 (1人)
資格名	旅行業務取扱 管理者	制度 所管	国土交通省	事業名	試験	実施 形態	委託等	受験者数 (平成21年度)	12,664 人
関係法令	旅行業法(昭和27年法律第239号)								

旅行者は、旅行業法第11条の2により、営業所ごとに、旅行業務取扱管理者を1人以上選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならないこととされている。

旅行業務取扱管理者試験は、旅行業法第11条の3により、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行うこととされており、同法第25条の2により、観光庁長官は、申請により、旅行業協会に試験事務を行わせることができるとされている。これにより、社団法人日本旅行業協会が、観光庁長官の指定を受けて総合旅行業務取扱管理者試験を実施している。

同法人では、例年、当該資格試験を10月中旬に実施しているが、下表のとおり、受験料(6,500円)を支払って出願しているにもかかわらず、受験を辞退している者が21.5%(過去5年平均)みられる。

当省が本資格保有者を対象に行った調査では、「試験が毎年10月に行われるが、旅行業の繁忙期と重なるため、時期を変えてほしい」とする意見があることから、受験者にとって、当該試験の実施時期が必ずしも適当なものとなっておらず、試験の実施時期を見直す余地があると考えられる。

表 総合旅行業務取扱管理者試験の受験者数等の推移

(単位：人、%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
出願者数(A)	18,655	16,660	16,792	15,498	15,259	82,864
受験者数(B)	13,819	12,800	13,168	12,576	12,664	65,027
辞退者数(C)	4,836	3,860	3,624	2,922	2,595	17,837
((A)-(B))	(25.9)	(23.2)	(21.6)	(18.9)	(17.0)	(21.5)
(C/A)						

(注) 社団法人日本旅行業協会の資料に基づき当省が作成した。

表Ⅱ-3-(3)-②

件名	受講者の技能等を考慮した受講科目の免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの								
法人名	財団法人日本建築設備・昇降機センター	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)			4人 (2人)	職員数 (国家公務員出身者数)	47人 (0人)
資格名	建築設備検査資格者	制度所管	国土交通省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	974人
関係法令	建築基準法(昭和25年法律第201号) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)								

建築基準法第12条第3項において、同法に定める建築設備の所有者は、当該建築設備について、定期に建築設備検査資格者に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされている。

建築設備検査資格者は、同法第施行規則第4条の20第3項により、建築設備検査資格者講習を修了した者等でないといけないとされており、当該講習に係る事務については、国土交通大臣の登録を受けた財団法人日本建築設備・昇降機センターが実施している。

当該講習は、下表のとおり、建築設備定期検査制度総論等11科目から構成されており、平成22年度においては、全国4か所(東京2か所、大阪、名古屋)で行われ、講習日数は4日間(25.5時間)、受講料は5万400円となっている。また、建築設備士の資格を有する者については、申請により、下表の②から⑧までの7科目について受講の免除を受けることができ、受講の免除を受けた者については、通常の実講料(5万400円)から、受講しなかった7科目分の費用を割り引いた受講料(3万1,500円)が徴収される仕組みになっている。

しかし、当該免除を受けた者は、講習2日目と3日目の全ての科目が免除されるものの、1日目に①の科目を受講し、その後4日目に⑨、⑩及び⑪の科目を受講することになり、遠方から宿泊して受講する者の場合、1日目から4日目まで拘束されることとなり、時間や宿泊費用などの余分な負担が生じるものとなっている。

表 建築設備検査資格者講習の科目と時間

日程	講習科目	講習時間
1日目	① 建築設備定期検査制度総論	1.0時間
	② 建築設備に関する建築基準法令	3.5時間
	③ 建築学概論	2.0時間
2日目	④ 換気・空気調和設備	4.5時間
	⑤ 排煙設備	2.0時間
3日目	⑥ 電気設備	2.5時間
	⑦ 給排水衛生設備	2.5時間
	⑧ 建築設備の耐震規制・設計指針	1.5時間
4日目	⑨ 建築設備定期検査業務基準	2.5時間
	⑩ 建築設備に関する維持保全	1.5時間
	⑪ 修了考査	2.0時間
合計		25.5時間

(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

2 網掛けをした講習科目は、建築設備士の資格を有する者が、申請により免除を受けることができる科目を示す。

表Ⅱ-3-(3)-③-i)

件名	検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの						
法人名	財団法人食品薬品安全センター	法人所管	厚生労働省	役員数	2人	職員数(人)	75人
検査検定名	簡易専用水道の管理の検査	制度所管	厚生労働省	実施形態	推薦等	実施件数(平成21年度)	1,470件
関係法令	水道法(昭和32年法律第177号)						

簡易専用水道は、水道事業者から供給を受ける水のみを水源とし、その供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものとされている。その設置者は、水道法第34条の2に基づき、厚生労働省令で定める基準に従った管理を自ら行うとともに、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者(登録検査機関)による検査を1年以内ごとに1回受検することとされている。

また、同法第34条の4に基づき、厚生労働大臣は、登録検査機関としての登録を申請する者が、同法に規定する簡易専用水道の管理の検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて検査を行うものである等の要件に全て適合しているときは、登録しなければならないこととされている。

財団法人食品薬品安全センターは、登録検査機関として、同法第34条の4の規定に基づき、検査の実施方法や検査に関する料金等を定めた検査業務に関する規程(簡易専用水道検査業務規程)を定めている。

しかしながら、同センターにおいては、検査業務の実施に当たり、同日に複数施設の検査を行う場合や公共施設の検査を行う場合は料金の割引を行うこととしているが、同業務規程においては、下表のとおり、標準的な料金のみが規定されており、具体的な割引条件や割引額などの内容は定められていない。

また、同センターのホームページにおいても、検査料金は、一件当たり1万8,000円と表記されているのみで、割引制度の内容等は明らかになっていない。

表 簡易専用水道の管理の検査に係る料金の設定状況

6 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納方法に関する事項	
1) 料金	
簡易専用水道の管理の検査に関する標準的な料金は、次のとおりである。	
検査の内容	料金(円)
簡易専用水道の管理の検査	18,000(消費税5%含む)
建築物衛生法適用の書類検査	3,500(消費税5%含む)

(注) 1 財団法人食品薬品安全センターの資料に基づき当省が作成した。  
2 下線は、当省が付した。

一方、同センターと同様、登録検査機関となっている社団法人日本食品衛生協会では、業務規程において、標準的な料金を定めるとともに、検査時間や移動時間の短縮により検査に要する実費の減額が可能と考えられる場合を具体的に明示し、これらに該当する場合には料金を割り引く旨を定めるなど、割引制度の内容等を明らかにしている。

表Ⅱ-3-(3)-③-ii)

件名	検査の種類ごとに標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると利用者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの						
検査検定名	自動車検査 (継続検査)	制度 所管	国土交通省	実施 形態	委託等	実施件数 (平成21年度)	31,701,635件
関係法令	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)						

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、道路運送車両法第62条に基づき、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用するときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならないこととされている。

また、同法第94条の2に基づき、地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場で、自動車の整備について国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術、管理組織等を有し、かつ、確実に同法に規定する自動車検査員を選任して自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについては、指定自動車整備事業の指定をすることができることとされている。

自動車の使用者には、継続検査の手続として、①自ら受検する方法、②受検代行業者に依頼して受検する方法又は③自動車整備事業者等に依頼して受検する方法の3つがある。

自動車の使用者は、受検に当たり、自動車検査手数料や自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用を支払うこととされている。使用者が上記②又は③の受検方法を選択した場合には、依頼した条件に応じて、点検整備料金や点検整備に付随するサービス等の料金を支払うこととされている。国土交通省では、自動車整備業界団体に対して、「自動車の整備料金、整備内容の適正化について」(平成5年7月19日付け自整第172号の2運輸省自動車交通局長通知)を发出し、整備事業者は、法定費用、点検整備料金、点検整備と関わりのない費用等について、明確に区分して説明するよう指導している。これらの検査に要する手数料等については、利用者保護の観点からも、負担する費用の内訳が明確になっているなど、受検者に誤解を与えないような分かりやすい料金表示とする必要があると考えられる。

しかしながら、当省において、指定自動車整備事業の指定を受けている民間事業者の自動車検査に係る広告の内容を調査した結果、表1及び2のとおり、「検査コース」の名称、総額及び最大割引後の価格は示されているが、具体的な検査項目等は不明となっており、また、「車検基本料金0円になるかも」などとして、受検者に誤解を与えるおそれのある料金表示等を行っている事業者がみられた。また、指定自動車整備事業者以外の受検代行業者等の広告においても、同様に受検者に分かりにくい料金表示等を行っている事業者がみられた。

表1 A社における自動車検査に係る手数料等

車種	法定費用	検査コース	総額	最大割引後(税込)
オートバイ	26,340円	セーフティ	56,895円	34,320円
軽自動車	34,900円	セーフティ	65,455円	42,880円
		フルメンテ	68,920円	46,345円
小型乗用車 (車両重量1.0t迄)	57,130円	セーフティ	87,685円	65,110円
		フルメンテ	92,410円	69,835円
中型乗用車 (車両重量1.5t迄)	69,730円	セーフティ	100,285円	77,710円
		フルメンテ	105,010円	82,435円
大型乗用車 (車両重量2.0t迄)	82,330円	セーフティ	112,885円	90,310円
		フルメンテ	117,610円	95,035円

- (注) 1 国土交通省から提出のあったA社の自動車検査に係る広告に基づき、当省が作成した。  
 2 セーフティコースは、経済的な車検をお望みの方用(走行距離2万キロ以上6万キロ以下)、また、フルメンテコースは、日頃、車のメンテナンスのない方用(同6万キロ以上)として設定されている。  
 3 このほか、広告内において、『車検基本料金0円になるかも』との記載あり。

表2 B社における自動車検査に係る手数料等

車種	検査コース	検査手数料
軽自動車	スーパーエコノミー	車検総額 39,999 円
	スーパークイック	車検総額 44,280 円
	スーパーテクノ	割引後総額 45,999 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 50,999 円
小型乗用車 (車両重量～1,000 kg)	スーパーエコノミー	車検総額 64,999 円
	スーパークイック	車検総額 66,480 円
	スーパーテクノ	割引後総額 69,299 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 74,999 円
中型乗用車 (車両重量～1,500 kg)	スーパーエコノミー	車検総額 77,999 円
	スーパークイック	車検総額 79,080 円
	スーパーテクノ	割引後総額 82,299 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 87,999 円
大型乗用車 (車両重量～2,000 kg)	スーパーエコノミー	車検総額 89,999 円
	スーパークイック	車検総額 91,680 円
	スーパーテクノ	割引後総額 96,299 円
	スーパーセーフティ	割引後総額 101,999 円

- (注) 1 国土交通省から提出のあったB社の自動車検査に係る広告に基づき、当省が作成した。  
 2 各コースの具体的な検査内容等については不明。  
 3 このほか、広告内において、『車検基本料 4,980 円、車検総額 9,500 円。これ以外、  
1円も頂きません』との記載あり。

表Ⅱ-3-(3)-④-a

件名	法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの								
法人名	社団法人全国火薬類保安協会	法人所管	経済産業省	役員数 (国家公務員出身者数)		1人 (1人)	職員数(人) (国家公務員出身者数)		8人 (0人)
資格名	発破技士	制度所管	厚生労働省	事業名	講習	実施形態	推薦等	受講者数 (平成21年度)	4,982人
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)								

発破技士の免許を受けた者は、労働安全衛生法第61条の規定に基づき、発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務を行うことができるとされている。当該免許を受けるためには、同法第72条の規定に基づき、都道府県労働局長が行う発破技士免許試験に合格する必要があるとされている。

また、火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(以下「消費者」という。)は、火薬類取締法第29条に基づき、保安教育計画を定め、発破技士免許取得者などその従事者に対し、2年間に1回以上、保安意識の高揚に関すること、火薬類一般の性質の概要に関することなどを内容とした、保安教育を行うこととされている。

一方、この保安教育については、社団法人全国火薬類保安協会(以下「全国協会」という。)の会員である、全国47の都道府県火薬類保安協会(以下「都道府県協会」という。)が実施する「火薬類従事者講習」を受講(受講料5,300円から7,700円)することにより代替することができるとされている。全国協会においては、この講習に関し、受講者記録の管理、教材の作成、講師の育成、都道府県協会への予算補助等を行っている。また、都道府県協会では、「火薬類従事者講習」を受講した者に対し、その受講を証明するものとして、「火薬類取扱従事者手帳」を交付している。

しかしながら、全国協会では、消費者自らが保安教育を行うことも認められているにもかかわらず、都道府県協会が実施する「火薬類従事者講習」を受講し、「火薬類従事者手帳」の交付を受けなければ、保安教育を受けたことを証明することができないとして、下表のとおり、火薬類従事者手帳がないと発破作業に従事することができない旨の誤った情報をホームページで提供している。

表 社団法人全国火薬類保安協会のホームページにおける説明(抜粋)

<p><b>【手帳制度Q&amp;A】</b></p> <p>Q6. 免状、免許等の資格があるが手帳を持っていない場合、業務を行うことができますか。</p> <p>A. 火薬類取扱保安責任者に就任する場合、または発破作業に従事する場合、法に定められた保安教育を受けていることが必要ですが、手帳がないとそれが証明できないため、これらの業務に就くことができません。</p>
--

(注) 1 社団法人全国火薬類保安協会のホームページから、「試験制度Q&A」に掲載されている質問及びその回答を抜粋した。

2 本表は、平成23年6月29日現在の状況を示すものである。

表Ⅱ-3-(3)-④-b

件名	法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの							
法人名	社団法人建築設備技術者協会	法人所管	国土交通省	役員数 (国家公務員出身者数)		1人 (1人)	職員数 (国家公務員出身者数)	8人 (0人)
資格名	建築設備士	制度所管	国土交通省	事業名	登録	実施形態	推薦等	登録者数 (平成21年度)
関係法令	建築士法(昭和25年法律第202号) 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)							

建築設備士は、建築士法第20条第5項の規定に基づき、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切な助言を行うことができる者とされている。

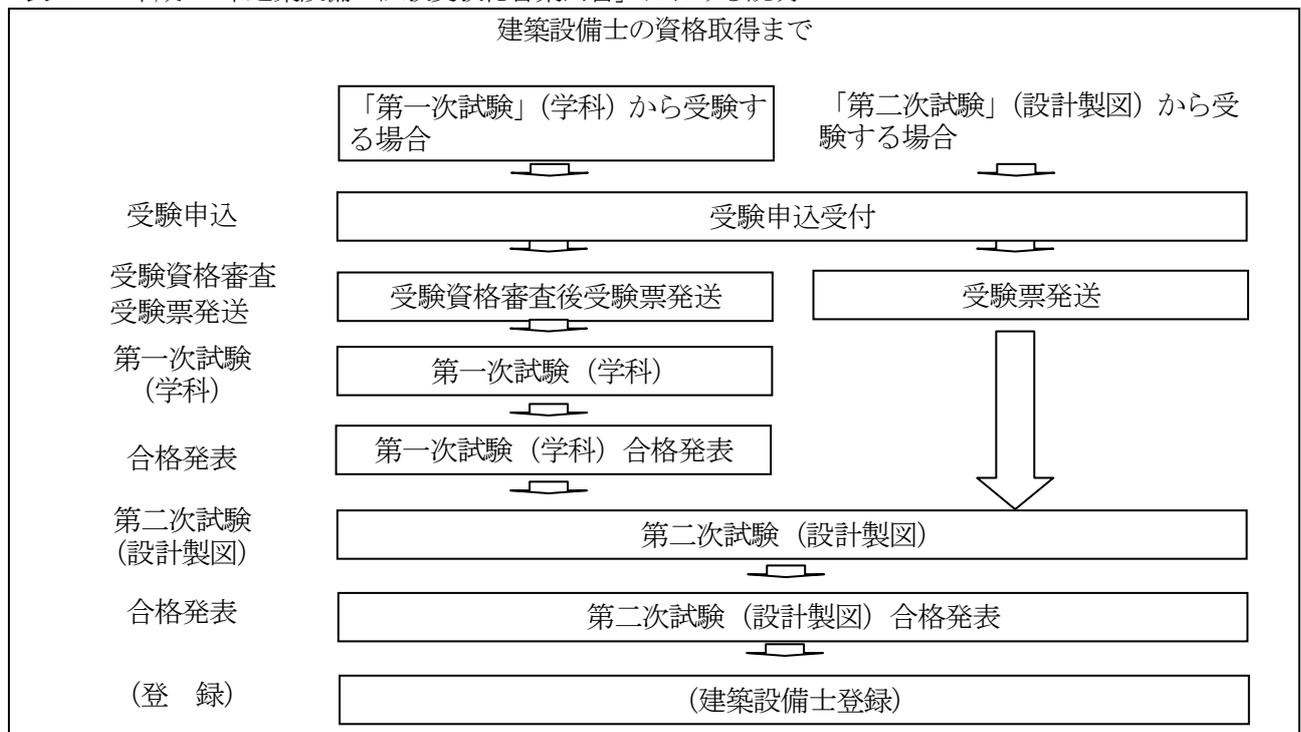
当該資格を取得するためには、同法施行規則第17条の18の規定に基づき、建築設備士試験に合格することが要件とされており、この試験の事務については、国土交通大臣の登録を受けた財団法人建築技術教育普及センターが行っている。

また、この資格を取得し業務を行う者は、同法施行規則第17条の35の規定に基づき、当該資格を有することを証明するものとして、国土交通大臣が指定する登録(登録手数料2万2,050円)を受けることができるとされており、この登録の事務については、社団法人建築設備技術者協会が行っている。

この登録制度は、同法施行規則第17条の35の規定に基づき、当該資格者の任意により行うものであり、法令上は、その登録の有無によって、建築設備士としての役割や業務内容などに差が生じるものではない。

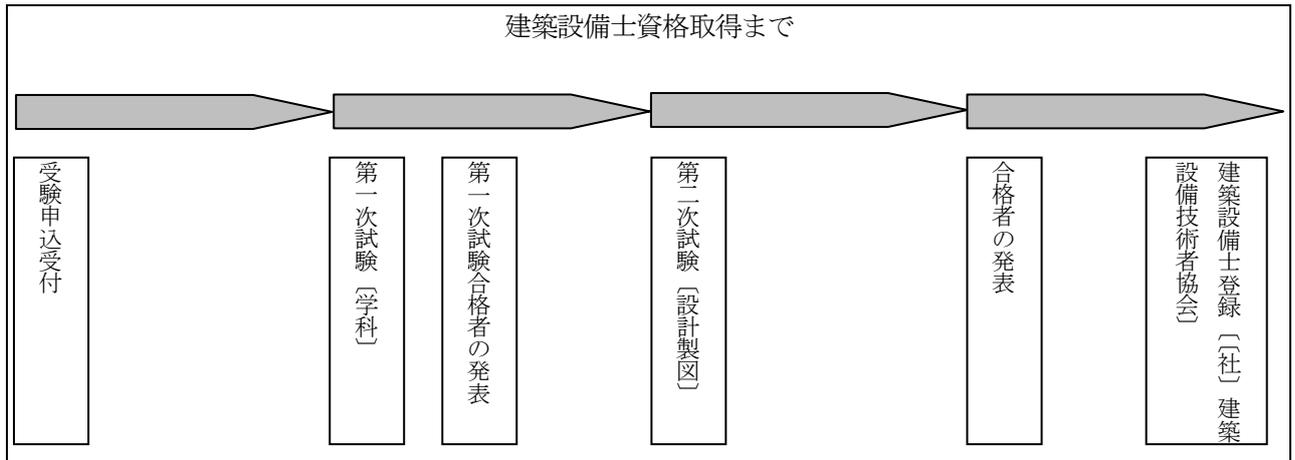
しかしながら、建築設備士の試験事務を行う財団法人建築技術教育普及センターが発行している「平成22年建築設備士試験受験総合案内書」や、同センターのホームページにおける制度全般の説明においては、表1及び2のとおり、「建築設備士の資格取得まで」などとして、試験から登録までを資格取得の一連の流れとして記載されており、建築設備士の登録を受けることが、資格を取得するための必須要件であるかのような、誤解を招く不正確な情報提供を行っている。

表1 「平成22年建築設備士試験受験総合案内書」における説明



(注) 財団法人建築技術教育普及センターの資料に基づき、当省が作成した。

表2 財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおける説明



(注) 財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおける記載を基に当省が作成した。

また、建築設備士の登録事務を行う社団法人建築設備技術者協会のホームページにおける説明においても、表3のとおり、登録を受けることが資格を取得するための必須要件であるかのような情報提供を行っている。

表3 社団法人建築設備技術者協会のホームページにおける説明

建築設備士登録制度とは

昭和60年11月に建築士法に基づく建設省告示が出され、建築設備士制度がスタートし、試験や講習の難関を経てきた建築設備士が十分に活用される環境が順次整備されてきています。

そのためには、誰が建築設備士になっているのか、第三者が容易に知ることのできるシステムが不可欠です。

建築設備士登録制度は、このような社会の要請に応え、また建築設備士にとってもその業務活動の便宜を図るために定められたものです。

(注) 社団法人建築設備技術者協会のホームページにおける記載を基に当省が作成した。

表Ⅱ-3-(3)-⑤ 試験問題及び解答の公開状況

制度所管 府省	資格制度	試験実施機関	公開の種類				公開状況等				備考	
			i 全部公開	ii 一部公開	iii 非公開	iv 有償提供	ホームページによる公開		手数料を徴収して提供	書籍として販売		
							公開内容 問題 解答	公開範囲				
総務省	無線従事者	(財) 日本無線協会				○	○	○	○	×	×	・直近1回分の問題及び解答はホームページで無償公開 ・その他の過去3年間分の問題及び解答は手数料(原則300円)を徴収して公開
	危険物取扱者 消防設備士	(財) 消防試験研究センター			○		×	×	—	×	×	
	電気通信主任技術者	(財) 日本データ通信協会	○				○	○	直近4回(平成21・22年)	×	×	
	工事担任者		○				○	○	同上	×	×	
文部科学省	放射線取扱主任者	(財) 原子力安全技術センター		○			○	×	直近3回(平成20~22年度)	×	×	
	技術士	(社) 日本技術士会		○			×	○	直近7回(平成16~22年度)	×	×	
厚生労働省	理容師 美容師	(財) 理容師美容師試験研修センター			○		×	×	—	×	×	
	給水装置工事主任技術者	(財) 給水工事技術振興財団		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	建築物環境衛生管理技術者	(財) ビル管理教育センター			○		×	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	ボイラー技士	(財) 安全衛生技術試験協会		○			○	×	直近1回(平成22年度)	×	×	
	クレーン・デリック運転士			○			○	×	同上	×	×	
	移動式クレーン運転士			○			○	×	同上	×	×	
	発破技士			○			○	×	同上	×	×	
	労働衛生コンサルタント				○		×	×	—	×	×	・資格登録機関である(社)日本労働安全衛生コンサルタント会において、過去2年間分ごとの問題及び解答をまとめた書籍を販売(1冊3,500円)
	作業環境測定士			○			○	×	直近1回(平成22年度)	×	×	
	技能士(ビル設備管理)	(社) 全国ビルメンテナンス協会			○		×	×	—	×	×	
	技能士(ビルクリーニング)				○		×	×	—	×	×	
	技能士(着付け)	(社) 全日本着付け技能センター		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	技能士(レストランサービス)	(社) 日本ホテル・レストランサービス技能協会				○	○	○	直近1回(平成22年度)	×	○	・直近1回分の問題及び解答はホームページで無償公開 ・過去3年間分の問題及び解答をまとめた書籍を販売(1冊1,500円)
	技能士(調理)	(社) 調理技術技能センター				○	×	×	—	×	○	・過去3年間分の問題及び解答をまとめた冊子を販売(1冊500円)
技能士(ファイナンシャル・プランニング)	(社) 金融財政事情研究会		○			○	○	直近9回(平成20~22年度)	×	×		
技能士(金融窓口サービス)			○			○	○	直近9回(平成20~22年度)	×	×		
技能士(知的財産管理)	(一般・社) 知的財産教育協会		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×		
社会福祉士	(財) 社会福祉振興・試験センター		○			○	○	直近3回(平成20~22年度)	×	×		
介護福祉士			○			○	○	同上	×	×		
精神保健福祉士			○			○	○	同上	×	×		
経済産業省・環境省	公害防止管理者	(社) 産業環境管理協会		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	公害防止主任管理者			○			○	○	同上	×	×	
経済産業省	エネルギー管理士	(財) 省エネルギーセンター				○	○	○	直近1回(平成21年度)	×	○	・過去7回分の問題及び解答をまとめた書籍を販売(1冊2,520円)
	電気主任技術者	(財) 電気技術者試験センター		○			×	○	直近10回(平成13~22年度)	×	×	
	電気工事士			○			×	○	同上	×	×	
	中小企業診断士	(社) 中小企業診断協会		○			×	○	直近6回(平成17~22年度)	×	×	
	ガス主任技術者	(財) 日本ガス機器検査協会		○			×	○	直近1回(平成22年度)	×	×	

制度所管府省	資格制度	試験実施機関	公開の種類				公開状況等				備考	
			i 全部公開	ii 一部公開	iii 非公開	iv 有償提供	ホームページによる公開		手数料を徴収して提供	書籍として販売		
							公開内容	公開範囲				
				問題	解答							
国土交通省	旅行業務取扱管理者	(社) 日本旅行業協会		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	自動車整備士	(社) 日本自動車整備振興会連合会	○				○	○	直近7回(平成16～22年度)	×	×	
	登録運転者	(財) 東京タクシーセンター (財) 大阪タクシーセンター				○	×	×	—	×	○	
	土木施工管理技士	(財) 全国建設研修センター		○			○	×	直近1回(平成22年度)	×	×	
	管工事施工管理技士			○			○	×	同上	×	×	
	造園施工管理技士			○			○	×	同上	×	×	
	土地区画整理士			○			○	×	同上	×	×	
	建築士	(財) 建築技術教育普及センター		○			×	×	・一級建築士については、一次試験は直近1回分の解答を公開、二次試験の過去5回分の問題と直近1回分の解答を公開 ・二級建築士については、一次試験は直近1回分の解答を公開、二次試験の過去5回分の問題を公開	×	×	・1次試験及び2次試験の問題及び解答は、同センターの本部及び支部において閲覧可能
	建築設備士			○			×	×	・一次試験は直近1回分の解答を公開、二次試験の過去5回分の問題を公開	×	×	・1次試験及び2次試験の問題及び解答は、同センターの本部及び支部において閲覧可能
	マンション管理士	(財) マンション管理センター		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	旅行業務取扱管理者	(社) 全国旅行業協会	○				○	○	直近6回(平成17～22年度)	×	×	
	気象予報士	(財) 気象業務支援センター				○	×	○	直近1回(平成22年度)	×	○	・直近1回分の解答はホームページで無償公開 ・過去の問題及び解答を実施回ごとに書籍として販売(1冊1,680円)
	建設機械施工技士	(社) 日本建設機械化協会		○			○	○	直近1回(平成22年度)	×	×	
	建築施工管理技士	(財) 建設業振興基金		○			○	×	直近1回分(平成22年度)	×	×	
	電気工事施工管理技士			○			○	×	同上	×	×	
	解体工事施工技士	(社) 全国解体工事業団体連合会		○			○	×	直近1回(平成21年度)	×	×	
	管理業務主任者	(社) 高層住宅管理業協会	○				○	○	直近10回(平成13～22年度)	×	×	・平成13・22年度の解答は未公開
	管理主任技術者(ダム)	(財) ダム水源環境整備センター			○		×	×	—	×	×	・学科試験問題は同センターにおいて閲覧可能
	宅地建物取引主任者	(財) 不動産適正取引推進機構	○				○	○	直近22回(昭和63～平成21年度)	×	×	
	環境省	浄化槽管理士	(財) 日本環境整備教育センター				○	○	○	直近2回分(平成21・22年度)	×	○
計	55	37	11	29	8	7	36	30	—	1	6	—

- (注) 1 当省の調査結果に基づき作成した(平成23年4月7日現在)。  
2 本表は、調査対象とした108資格制度のうち、試験合格が資格取得要件となっている54制度について整理した。  
3 「公開の種類」欄中、「i 全部公開」は、試験実施機関が、過去に実施した試験について、複数回分の問題及び解答をインターネットにより無償で公開しているものを示す。ただし、後記の「iv 有償提供」にも該当する場合には、「ii 一部公開」として整理する。「ii 一部公開」は、試験実施機関がインターネットにより無償で、問題又は解答のいずれかのみを公開しているもの、直近1回分のみ公開しているものなどを示す。ただし、後記の「iv 有償提供」にも該当する場合には、「iv 有償提供」として整理する。「iii 非公開」は、試験実施機関が問題及び解答を全く公開していないものを示す。「iv 有償提供」は、試験実施機関が問題及び解答を手数料を徴収して情報提供しているもの、書籍として販売しているものなどを示す。なお、前記のとおり、本区分には「i 全部公開」又は「ii 一部公開」にも該当するものを含む。  
4 「計」の数は、「試験実施機関」の欄を除き、それぞれに該当する資格制度の数を示す(「公開内容」欄については「○」に該当するもの)。

#### 4 指導監督の徹底

勸 告	説明図表番号
<p><b>【背景事情等】</b></p> <p>公益法人のうち、特例民法法人については、指導監督基準等において、①対価を伴う公益事業については、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること、②公益法人会計基準に従い適切な会計処理を行うこと、③内部留保については公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること、④法人の役員報酬等が当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額でないことなどの基準が定められている。所管官庁は、これらの基準に基づき法人に対して指導監督を行っていくこととされている。</p> <p>また、「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）においては、行政委託型事業等の適正な運営の確保と事業の必要性の的確な見直しを図るとともに、実態を国民に明らかにしていく観点から、行政委託型法人等（注）の総点検を実施することとされている。総点検の実施に当たり着眼点とすべき具体的な例として、①事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか、②事業の収支状況は適切（収支均衡）か、多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか、③法人が定める手数料は適切（実費相当）か、必要な見直しが行われているか、④実績が皆無又は低調な事業につき、改善策は講じられているかといったことなどが示されている。</p> <p>（注） 個別の法令等に基づき、特定の公益法人を指定して事務の委託を行い、若しくは公益法人が行う事業を行政上必須の要件として指定する場合における当該法人、又は公益法人が独自に行う事業を一定の水準にあるものとして認め、推奨する場合における当該法人をいう。</p> <p>さらに、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）においては、特例民法法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、法人に対する立入検査の充実等を図る観点から、各府省は、検査事項を記載したチェックリストを作成し、これに従って、少なくとも3年に1回、所管法人に対する立入検査を実施することなどとされている。特に、行政委託型法人等については、上記「行政委託型法人等の総点検の推進について」に示された着眼点の例に基づき作成した検査事項により検査を実施することとされている。</p> <p>また、特例民法法人以外の公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人についても、認定法や検査検定制制度又は資格制度の根拠法である個別法等に基づき、法人所管府省（注1）である内閣府及び個別の検査検定制制度又は資格制度の所管府省（注2）である各府省が指導監督を行うこととされている。</p> <p>（注） 1 法人所管府省とは、法人の設立許可に関する事務を所管している府省を示す。  2 制度所管府省とは、検査検定制制度及び資格制度に関する事務を所管している府省を示す。</p>	<p>表Ⅱ-4-①</p> <p>表Ⅱ-4-②</p>

さらに、特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人についても、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」及び「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」により、公益法人と同様の指導監督が求められている。

このように、公益法人等が実施する検査検定制度及び資格制度に係る事務・事業の適切な実施を確保するため、法人所管府省及び制度所管府省が連携して公益法人等における事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等について、定期的に立入検査を実施するなど、適切な指導監督を行うことが重要となっている。

### 【調査結果】

今回、31 検査検定制度及び 108 資格制度に係る事業を実施している 142 公益法人について、平成 17 年度以降における関係府省による立入検査の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

#### (1) 法人所管府省及び制度所管府省が連携して立入検査を実施していないもの

特例民法法人については、法人所管府省と制度所管府省は同一府省であることが多く、この場合には、一定期間ごとに、法人所管部局及び制度所管部局が連携して、①役員の選任状況、理事会の開催状況、予算の編成状況などの法人の運営に関する事項、②検査検定制度及び資格制度の利用状況、手数料等の設定状況などの事務・事業の実施に関する事項について、法人に対する立入検査を実施しているものが多い。

しかしながら、一方で、法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、公益法人に対して、法人所管府省による立入検査は実施されているが、制度所管府省による立入検査は実施されていないなど、立入検査について、両者が連携を十分に図っているとはみられないものが 38 公益法人でみられた。

#### (2) 立入検査における指摘が不十分とみられるもの

立入検査における公益法人に対する指摘の内容をみると、内部留保率が高いことや会計帳簿の不備など既存の基準に反していることを指摘するものはみられるが、今回、前記項目 1 から 3 までにおいて当省が指摘したような手数料等の設定を見直す必要があるものなど利用者の負担軽減等に係る観点からの指摘については、いずれの立入検査においても行われていない。

### 【所見】

したがって、関係府省は、検査検定制度及び資格制度に係る公益法人等の事務・事業の実施状況、財務・会計の状況等を的確に把握し、適切な指導監督の実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 公益法人に対して立入検査を適切に行うこと。特に法人所管府省と制度所管府省が異なる場合には、両者が十分に連携を図ること。(総務省、文部科学

表Ⅱ-1-③

表Ⅱ-4-③

<p>省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>② 前記項目1から3までにおいて当省が指摘した事項について、関係する公益法人等に対する立入検査を実施するなどによりその実態を把握し、必要な改善措置を講ずること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>③ 今回当省が詳細調査の対象とした公益法人のほか、対象としていない公益法人等についても、これら法人に対する指導監督を行う際には、当省がチェック事項として整理した自己点検表を参考にするなどして点検を行うこと。また、点検結果に基づき、速やかに必要な改善措置を講ずること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>表Ⅱ-4-④</p>
---	---------------

表Ⅱ－４－① 行政委託型法人等の総点検の推進について（平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＜抜粋＞

行政委託型事業等の適正な運営の確保と事業の必要性の的確な見直しを図るとともに、行政委託型事業等の実態を国民に明らかにしていく観点から、平成 9 年 9 月 9 日に総務庁から勧告のあった「行政委託型法人等の総点検」については、下記により、実施に移すものとする。

1 総点検の内容

(1) 基本的点検項目等

行政委託型法人等（主務大臣又は都道府県知事等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務である事務を処理する場合に限る。）、個別の法令等に基づき、特定の公益法人を指定して事務の委託を行い、若しくは公益法人が行う事業を行政上必須の要件として指定する場合における当該法人、又は公益法人が独自に行う事業を一定の水準にあるものとして認め、推奨する場合における当該法人。以下「法人」という。）の総点検の実施に当たり、行政委託型事業等（以下「事業」という。）の実施状況等について基本的に点検すべき項目は次のとおりとし、その具体的な着眼点は別紙の例による。

(別紙)

行政委託型法人等の総点検の具体的な着眼点（例）

1 事業等の在り方について

(1) 事業に関する行政需要や社会・経済情勢の変化等からみて、事業そのものの必要性を見直す必要はないか。また事業の仕組みや内容について基本的な変更を加える必要はないか。

(2) 実績が皆無又は低調な事業につき、改善策は講じられているか。また、改善策を講じた場合、実効があがっているか。

(3) 一部に実績が皆無又は低調な法人が見られる場合、当該法人に対する指定を取り消す必要はないか。

(4) 事業が、法人が行うその他の事業の遂行に実質的に有利に利用されるなど、その公正性が損なわれているようなことはないか。

2 法人における事業の実施状況について

(1) 事業の実施に必要な水準の財政基盤が確保されているか。

(2) 事業の実施に必要な資格者、職員数が確保されているか。また、施設や設備の整備状況は、必要な水準に達しているか。

(3) 事業を自ら実施せず、実質的に外部へ委託されているようなことはないか。

(4) 役員の構成に偏りはないか。

(5) 常勤役員の報酬や退職金等は、民間の給与水準等からみて、適切なものとなっているか。

(6) 定められた基準や手続に基づき、事業が適切に実施されているか。

3 法人の財務の状況について

(1) 事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか。

(2) 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。

(3) 法人が定める手数料は、適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ－４－② 公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＜抜粋＞

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）において下記の措置を講ずる。

1 略

2 立入検査の充実

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

(2)・(3) 略

(4) 的確かつ体系的な検査のための措置

① 各府省は、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を実施する。検査票（チェックリスト）については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。

② 行政委託型法人等（「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の対象法人をいう。）については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。

③ 立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。

④ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。

(5) 立入検査の実施結果の公表等

① 各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。

② 総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

3 その他

(1) 職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実を努めるものとする。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

(2) 外部監査の要請

各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

(3) 都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

4 略

(別紙) 略

(注) 下線は当省が付した。

表Ⅱ-4-③ 立入検査の実施状況

法人所管府省	法人名	制度所管府省	検査検定・資格制度名	法人所管府省による立入検査	制度所管府省による立入検査
総務省	(社) 全国避難設備工業会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
総務省	(社) 日本消防放水器具工業会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
経済産業省	(社) 日本内燃機発電設備協会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
経済産業省	(社) 日本電気協会	総務省	消防用設備等の認定	○	×
経済産業省	(社) 電線総合技術センター	総務省	消防用設備等の認定	○	×
総務省	(財) 日本アマチュア無線振興協会	総務省	無線従事者	○	×
厚生労働省	(社) 日本放射線技師会	文部科学省	放射線取扱主任者	○	×
経済産業省	(財) 日本文化用品安全試験所	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
経済産業省	(財) 関西環境管理技術センター	経済産業省	特別特定製品の適合性検査	○	×
厚生労働省	(財) 食品薬品安全センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
厚生労働省・環境省	(財) 日本環境衛生センター	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
経済産業省	(財) 化学物質評価研究機構	厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	○	×
農林水産省	(財) 日本食鳥協会	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者	○	×
厚生労働省	(財) 全国生活衛生営業指導センター	厚生労働省	クリーニング師	○	×
厚生労働省	(財) 給水工事技術振興財団	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	○	×
厚生労働省	(財) ビル管理教育センター	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	○	×
文部科学省	(財) 労働科学研究所	厚生労働省	清掃作業監督者	○	×
		厚生労働省	作業環境測定士	○	×
厚生労働省・国土交通省	(財) 港湾労働安定協会	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	× (国土交通省)	○
			船内荷役作業主任者	× (国土交通省)	○
			床上操作式クレーン運転技能講習修了者	× (国土交通省)	○
			小型移動式クレーン運転技能講習修了者	× (国土交通省)	○
			フォークリフト運転技能講習修了者	× (国土交通省)	○
			玉掛け技能講習修了者	× (国土交通省)	○
厚生労働省	(社) 全国ビルメンテナンス協会	厚生労働省	清掃作業従事者	○	×
金融庁・財務省・文部科学省	(社) 金融財政事情研究会	厚生労働省	技能士	○	×
経済産業省	(財) 日本燃焼機器検査協会	経済産業省	特別特定製品の適合性検査	○	×
経済産業省	(財) 日本ガス機器検査協会	経済産業省	ガス主任技術者	○	×
			特定液化石油ガス器具等の適合性検査	○	×
			特別特定製品の適合性検査	○	×
			ガス工作物の使用前検査	○	×
			特定ガス用品の適合性検査	○	×
経済産業省	(財) 日本エルビーガス機器検査協会	経済産業省	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	○	×
国土交通省・経済産業省	(社) 日本建設機械化協会	経済産業省・国土交通省・環境省	特定特殊自動車の検査	○	×
国土交通省	(財) 日本自動車輸送技術協会	経済産業省・国土交通省・環境省	特定特殊自動車の検査	○	×
経済産業省	(社) 日本砕石協会	経済産業省・環境省	公害防止管理者	○	× (環境省)
経済産業省	(財) 電気工事技術講習センター	経済産業省	特種電気工事資格者	○	×
			認定電気工事従事者	○	×
国土交通省・厚生労働省	(社) 日本海事検定協会	国土交通省	危険物のコンテナへの収納検査	× (厚生労働省)	○
			危険物の積付検査	× (厚生労働省)	○
			液状化物質の積付け検査	× (厚生労働省)	○
国土交通省	(財) 気象業務支援センター	国土交通省	気象機器の測定	○	×
国土交通省	(社) 寒地港湾技術研究センター	国土交通省	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	○	×
国土交通省	(社) 日本中小型造船工業会	国土交通省	主任技術者	○	×
国土交通省	(社) 全国旅行業協会	国土交通省	旅行業務取扱管理者	○	×
			旅程管理者のうち主任	○	×
国土交通省	(社) 日本添乗サービス協会	国土交通省	旅程管理者のうち主任	○	×
国土交通省	(社) 日本不動産鑑定協会	国土交通省	不動産鑑定士	○	×
国土交通省	(財) 日本建築防災協会	国土交通省	特殊建築物等調査資格者	○	×
国土交通省	(財) ダム水源環境整備センター	国土交通省	管理主任技術者(ダム)	○	×
厚生労働省・環境省	(財) 日本環境衛生センター	環境省	廃棄物処理施設技術管理者	○	×
環境省	(財) 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	特別管理産業廃棄物管理責任者	○	×
	38法人		41制度		

(注) 1 当省の調査結果による(平成17年度から21年度までの実績)。なお、表中、「(財)化学物質評価研究機構」は、平成22年4月1日に一般財団法人に移行しているが、立入検査の実績については移行前の財団法人のものを記載しているため、法人名は移行前の名称を記載している。

2 「法人所管府省」とは、法人の設立認可に関する事務を所管している府省を、「制度所管府省」とは、検査検定制度又は資格制度に関する事務を所管している府省を示す。「法人所管府省」及び「制度所管府省」欄に複数の府省を記載しているものは、共管していることを示す。

3 「法人所管府省による立入検査」及び「制度所管府省による立入検査」の欄に( )書きで記載している府省は、共管となっている場合に、立入検査を実施していない府省を示す。なお、「制度所管府省による立入検査」を実施していないとして「×」を記載しているものの中には、個別法等に基づき、例えば業務規程の遵守状況を確認するための立入検査は実施しているものの、前記項目1から3までに記載したような問題点を確認するために、例えば手数料等の適正化の確保に係る事項に係る立入検査を実施していないものを含む。

表Ⅱ-4-④

検査検定・資格制度の実施における利用者への負担軽減に向けた自主点検事項（「自己点検表」）

自主点検事項		留意点
<p>1 手数料等の設定 (公益法人関係)</p> <p>i 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>ii 推薦等された検査等の委託等については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。＜公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>iii 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>iv 法人が定める手数料は適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>v 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという視点に立って徹底的な見直しを行う。＜「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものととなっていること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>vii 法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>viii 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）＞</p>	<p>(1) 手数料等の適正化</p> <p>(2) 手数料等の積算根拠の公開</p>	<p>(手数料等の設定)</p> <p>① 実費を踏まえた明確な積算根拠に基づき手数料等（※1）を設定しているか。</p> <p>② 実際には支出されない経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>③ 毎年、収入超過により剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているか。</p> <p>④ 事業経費を削減しているにもかかわらず、手数料等を積算していないか。</p> <p>⑤ 実際よりも過大な経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>⑥ 受講者数等を過小に見込むなどにより、手数料等の単価を引き上げているか。</p> <p>⑦ 手数料等の積算額と実際の設定額にそこはならないか。</p> <p>(手数料等の割引)</p> <p>⑧ 講習等の全部又は一部を免除した場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑨ 電子申請による申し込みがあった場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑩ 同一依頼者について複数の検査等を実施する場合、旅費等の減額分を考慮し、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑪ 新規検査と比較して、検査に手間がかからない更新検査の手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑫ 受講等を取りやめた者に対し、手数料等を返金しているか。</p> <p>⑬ 会員と非会員で手数料等の額に差を設けている場合、合理的な理由となっているか。</p> <p>(講習テキストに係る負担軽減)</p> <p>⑭ 講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、これを印刷した資料の特参を認めるなど、利用者の負担軽減を図る余地はないか。</p> <p>⑮ 講習で使用するテキストを既に所持している場合、その使用を認めているか。</p> <p>⑯ 講習で使用しないテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑰ 布張り装丁など必要以上に高額なテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑱ 講習において、受講者に配布するテキストの価格を明らかにしているか。</p> <p>(手数料等の見直し)</p> <p>⑲ 受講実績や将来の受講者数等の推計を基に、定期的に手数料等の見直しを行っているか。</p> <p>⑳ 委託等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>㉑ 推薦等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>㉒ 公開している情報は、手数料等の額の妥当性を判断できる内容となっているか。</p>

自主点検事項		留意点
<p>2 会計処理の適正化の推進 (公益法人関係)</p> <p>i 委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>＜(a) 企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。＞</p> <p>(b) 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。</p> <p>ii 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>iii 事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について(総点検の具体的な着眼点)(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iv 法人に本来予定されている事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される法人関係)</p> <p>v 事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>vi 企業会計基準その他法人の特性に応じた一般的な標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 最新の業務及び財務等に関する資料(「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)7(1)①から③までに掲げる資料)をインターネットにより公開すること。＜インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p> <p>ii 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iii 所管官庁においては、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>iv 各府省は、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>ii 公益法人の内部留保の水準としては、30%程度以下であることが望ましい。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p>	<p>(1)区分経理の実施状況等</p> <p>(2)財務諸表等の公開</p> <p>(3)内部留保率の状況</p>	<p>① 各事務・事業ごとに区分経理を実施しているか。</p> <p>② 各事務・事業ごとに収支内容が具体的にになっているか。</p> <p>③ 検査検定事業や試験事業等の会計で発生した剰余金を他会計に繰り入れていないか。</p> <p>① 財務諸表、検査料支出明細書などの収支状況が分かる資料をインターネットで公開しているか。</p> <p>② 公開している内容は、事務・事業ごとの収支の適切性を判断できるような具体的な内容となっているか。</p> <p>* 特例民法法人が対象</p> <p>① 引当資産(※3)などの内部留保(※4)から除外している資産は適切か。</p> <p>② 内部留保率が30%を超えている場合、手数料の引下げ等の改善策を検討しているか。</p>

閉鎖決定等		自主点検事項	
		留意点	
<p>(公益法人関係)</p> <p>i 受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならぬ。</p> <p>&lt;公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>ii 引当資産については、法人の運営上将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限定されるべきである。&lt;公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>iii 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。&lt;行政委託適法法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</p> <p>iv 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その細目及び増減状況が毎年公表されていること。&lt;特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）&gt;</p>	<p>(4) 引当資産の積立状況</p> <p>* 特例民法法人が対象</p> <p>① 将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭になっているか。</p> <p>② 他の法人においても条件は同様とみられるにもかかわらず、特別な名目を立て資産を積み立てていないか。</p> <p>③ 過剰に積み立てられているものはないか。</p> <p>④ 相当額の剰余金や積立金等が生じている場合、これらを取り崩して、手数料等の引下げ等を行う余地はないか。</p> <p>⑤ 剰余金や積立金等の使途、繰入限度額等について、規程や計画等を策定しているか。</p> <p>⑥ 規程や計画等を策定している場合、その内容は適切なものとなっているか。</p>		
<p>3 申請手続の負担軽減等の推進</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 申請手続の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができているかという観点から、徹底的な見直しを行う。</p> <p>・ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという観点に立って徹底的な見直しを行う。</p> <p>&lt;「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）&gt;</p> <p>ii 委託・推薦に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。</p> <p>&lt;公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）&gt;</p> <p>iii 添付資料は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び諸否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。</p> <p>・ 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。</p> <p>&lt;申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）&gt;</p> <p>iv 公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。</p> <p>・ 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。</p> <p>・ 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。</p> <p>&lt;公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日閣議決定）&gt;</p> <p>v 公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、<u>国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。</u></p> <p><u>推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せて検討の上、上記に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>&lt;公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）&gt;</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。&lt;特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）&gt;</p>	<p>(1) 申請手続の負担軽減</p> <p>① 法令に根拠がない書類等を提出させていないか。</p> <p>② 必ずしも審査に必要でない書類等を提出させていないか。</p> <p>③ 一度提出させた書類等を重複して提出させていないか。</p> <p>④ 同じ内容の書類等を提出させていないか。</p> <p>⑤ 戸籍簿本等の提出を求めているものは、住民票の写し等で代替できないか。</p> <p>⑥ 申請書等について、必要以上の部数を提出させていないか。</p> <p>⑦ 申請書等の配布、受付を窓口に限らせていないか。</p> <p>⑧ 申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているか。</p> <p>⑨ 手数料等の支払いについて、クレジットカードやネット払いやポイント決済等多様な支払い方法を認めているか。</p> <p>⑩ 手数料等の払込書を申請書とするなど、手続の簡略化をしているか。</p>		
<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益のな取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間空きが生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必要とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者に情報提供しているか。</p>	<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益のな取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間空きが生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必要とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者に情報提供しているか。</p>		

閣議決定等		自主点検事項 留意点	
<p>4 その他</p> <p>(1) 総務省行政評価局では、東日本大震災の被災者から寄せられた行政相談を端緒に、国の資格試験等に係る特例措置の実態把握を実施</p> <p>① その結果、申請書類の提出期限の延長など受験者等に配慮している例を多数把握</p> <p>② 行政評価局長から各府省官房長に対し、把握した特例措置の例を参考に、被災者支援の観点から必要な措置が実施されるよう特段の配慮を依頼</p> <p>&lt;東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置に関する実態把握の結果について（平成23年8月15日付け各府省官房長宛総務省行政評価局長通知）&gt;</p>	<p>(1) 東日本大震災に関する特例措置の実施状況</p> <p>① 証明書類の提出期限の延長を行う余地はないか。</p> <p>② 試験日の変更や追加試験を行う余地はないか。</p> <p>③ 受験料の免除や返還を行う余地はないか。</p> <p>④ 試験の振替を認める余地はないか。</p> <p>⑤ 試験地の変更を認める余地はないか。</p> <p>⑥ 受験申込書の有効期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑦ 試験免除の有効期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑧ 免許証等の再交付手数料を免除する余地はないか。</p> <p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受験期間の延長を行う余地はないか。</li> <li>・受験要件を緩和する余地はないか。</li> <li>・証明書類に代替する書類の提出を認める余地はないか。</li> <li>・上記のほか受験者からの個別の相談に対応する余地はないか。</li> </ul>		
<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。</li> <li>・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）&gt;</li> <li>・ 所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。</li> <li>・ 「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）&gt;</li> <li>・ 行政からの支出又は権限の付与により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっていないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。</li> <li>・ 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。</li> <li>・ 「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）&gt;</li> <li>・ 所管官庁を中心として、法令や従前の決定等による政府系公益法人に対する指導監督の実行を徹底する。特に、公務員OBを含む役員の数や給与水準について法人の事業の規模や内容等から適切かどうか、また国費を受け入れての事業が実質上公務員OB役員員の給与等捻出のために行われていないか等について厳しく精査する。</li> <li>・ 「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成22年6月18日行政刷新担当大臣）&gt;</li> </ul>	<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p> <p>① 役員報酬は、法人の資産・収支の状況、民間の給与水準と比べて不当に高額なものとなっていないか。</p> <p>② 管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超えていないか。</p>		

※1 「手数料等」とは、検査検定制度及び資格制度に係る検査料、検定料、受験料、受講料、登録料など、利用者の金銭的負担の総称を指す。

※2 「委託等事業」とは、事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせるものを指す。「推薦等事業」とは、法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うものを指す。<公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）>

※3 「引当資産」とは、将来必要な特定のための支払いのために積み立てる資産を指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>

※4 「引当留保」とは、法人の総資産額から、基本財産、公益事業基金、運営固定資産、運営固定資産、引当資産及び負債相当額を引いたものを指す。「内部留保率」は、内部留保を事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計で除したものを指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>

## 資 料 編

資料 1	検査検定制度の一覧	資－ 1
資料 2	検査検定制度の概要	資－ 2
資料 3	検査検定制度概況調査結果	資－15
資料 4	資格制度の一覧	資－130
資料 5	資格制度の概要	資－132
資料 6	資格制度概況調査結果	資－146



＜索引（検査検定制度）＞

所管府省名	検査検定制度名	制度概要	概況調査結果
	<b>&lt;あ行&gt;</b>		
国家公安委員会 (警察庁)	安全器材等の型式認定	資－ 2	資－ 15
環境省	一般廃棄物処理施設の検査	資－ 14	資－ 127
厚生労働省	医薬品、医療機器の検定※	資－ 4	資－ 35
農林水産省	医薬品の検定※	資－ 6	資－ 53
国土交通省	運航管理施設等の検査	資－ 12	資－ 101
国家公安委員会 (警察庁)	運転シミュレーターの型式認定	資－ 2	資－ 15
経済産業省	液化石油ガス充てん設備の検査	資－ 8	資－ 73
経済産業省	液化石油ガス貯蔵施設等の検査	資－ 8	資－ 71
国土交通省	液状化物質の積付け検査	資－ 11	資－ 93
	<b>&lt;か行&gt;</b>		
国土交通省	開発行為に関する工事の完了検査	資－ 13	資－ 115
国土交通省	海洋汚染防止設備等の検査	資－ 11	資－ 95
国土交通省	核燃料物質運搬の安全確認※	資－ 12	資－ 105
経済産業省	核燃料物質等の運搬に関する確認※	資－ 10	資－ 89
文部科学省	核燃料物質等の運搬に関する確認※	資－ 3	資－ 31
経済産業省	核燃料物質等の輸送容器に係る承認	資－ 10	資－ 85
文部科学省	核燃料物質の使用施設等の検査	資－ 3	資－ 29
経済産業省	核物質防護規定の遵守状況の検査	資－ 10	資－ 89
経済産業省	加工施設の検査	資－ 9	資－ 77
経済産業省	ガス工作物の使用前検査	資－ 8	資－ 65
国土交通省	型式適合認定	資－ 13	資－ 119
経済産業省	火薬類の製造施設等の検査	資－ 9	資－ 73
厚生労働省	簡易専用水道の管理についての検査	資－ 4	資－ 35
経済産業省	機械、器具等に関する制限等	資－ 9	資－ 77
国土交通省	危険物のコンテナへの収納検査	資－ 11	資－ 93
国土交通省	危険物の積付け検査	資－ 11	資－ 93
総務省	技術基準適合証明等	資－ 2	資－ 19
総務省	技術基準適合認定	資－ 2	資－ 19
経済産業省	基準器検査	資－ 7	資－ 61
国土交通省	気象測器の検定	資－ 11	資－ 97
国土交通省	軌道の運輸開始に係る検査	資－ 12	資－ 105
文部科学省	教科書の検定	資－ 4	資－ 33
国土交通省	許可工作物の完成検査	資－ 13	資－ 115
農林水産省	漁船及び登録票の検認	資－ 6	資－ 49
農林水産省	漁船の工事完成後の認定	資－ 6	資－ 49
国土交通省	空港等の検査	資－ 12	資－ 99
厚生労働省	クリーニング所の使用前の確認	資－ 4	資－ 33
経済産業省	計量証明検査	資－ 7	資－ 61
厚生労働省	獣畜のとさつ又は解体検査	資－ 4	資－ 35
国土交通省	検査対象外軽自動車等の型式認定	資－ 13	資－ 113
経済産業省	原子炉施設の検査※	資－ 10	資－ 85
文部科学省	原子炉施設の検査※	資－ 3	資－ 29
国土交通省	建築物等の確認・検査	資－ 13	資－ 119
総務省	検定対象機械器具等の検定	資－ 2	資－ 25
国土交通省	原動機付自転車用原動機の型式認定	資－ 13	資－ 113
国家公安委員会 (警察庁)	原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定	資－ 2	資－ 15
国家公安委員会 (警察庁)	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定	資－ 2	資－ 15
経済産業省	高圧ガス製造施設等の検査	資－ 8	資－ 67
経済産業省	鉱業権者による使用前検査	資－ 9	資－ 75
経済産業省	鉱業権者による定期検査	資－ 9	資－ 75
国土交通省	航空機装備品の予備品証明	資－ 12	資－ 99
国土交通省	航空機の型式証明	資－ 11	資－ 97
国土交通省	航空機の修理改造検査	資－ 12	資－ 97
経済産業省	航空機の製造・修理の確認	資－ 7	資－ 61
国土交通省	航空機の耐空証明	資－ 11	資－ 97
経済産業省	航空機用機器の製造証明	資－ 7	資－ 61

所管府省名	検査検定制度名	制度概要	概況調査結果
国土交通省	航空保安施設の検査（航空灯火）	資－ 12	資－ 99
国土交通省	航空保安施設の検査（無線施設）	資－ 12	資－ 101
国土交通省	工事の完了検査	資－ 13	資－ 115
総務省	高周波利用設備の型式の指定	資－ 2	資－ 19
国土交通省	工場生産浄化槽の型式の認定	資－ 13	資－ 121
国土交通省	構造方法等の認定	資－ 13	資－ 117
国土交通省	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	資－ 13	資－ 121
国土交通省	小型漁船の総トン数測度	資－ 11	資－ 91
国土交通省	小型船舶の総トン数測度	資－ 11	資－ 91
厚生労働省	小型ボイラー等の個別検定	資－ 6	資－ 47
	<さ行>		
経済産業省	再処理施設の検査	資－ 9	資－ 79
国土交通省	索道施設の完成検査	資－ 12	資－ 105
環境省	産業廃棄物処理施設の検査	資－ 14	資－ 127
経済産業省	事業所の新設又は変更の確認※	資－ 9	資－ 77
総務省	事業所の新設又は変更の確認※	資－ 3	資－ 27
総務省	事業用電気通信設備の自己確認	資－ 2	資－ 19
農林水産省	指定検疫物等の検査	資－ 6	資－ 51
国土交通省	自動車検査	資－ 13	資－ 107
国土交通省	自動車ターミナルの検査	資－ 13	資－ 115
国土交通省	自動車道の検査	資－ 11	資－ 89
国土交通省	車両の確認	資－ 12	資－ 103
農林水産省	種畜検査	資－ 6	資－ 51
農林水産省	種苗の検査	資－ 7	資－ 57
環境省	浄化槽の検査	資－ 14	資－ 123
国土交通省	焼却設備の検査	資－ 11	資－ 95
総務省	消防用設備等の認定	資－ 3	資－ 27
厚生労働省	食鳥検査	資－ 4	資－ 35
環境省	新規化学物質の届出に基づく審査※	資－ 14	資－ 127
経済産業省	新規化学物質の届出に基づく審査※	資－ 9	資－ 77
厚生労働省	新規化学物質の届出に基づく審査※	資－ 4	資－ 35
経済産業省	製造・修理検査	資－ 7	資－ 63
総務省	製造所等の検査	資－ 2	資－ 21
厚生労働省	製品検査	資－ 4	資－ 33
経済産業省	石油パイプライン事業用施設の検査※	資－ 7	資－ 63
国土交通省	石油パイプライン事業用施設の検査※	資－ 11	資－ 91
総務省	石油パイプライン事業用施設の検査※	資－ 3	資－ 25
経済産業省	設備及び技術の検定	資－ 7	資－ 61
国土交通省	船舶検査	資－ 11	資－ 93
国土交通省	船舶の国際トン数測度	資－ 11	資－ 91
国土交通省	船舶の総トン数測度	資－ 11	資－ 91
厚生労働省	専用水道布設工事の設計の確認	資－ 4	資－ 35
国土交通省	装備品等の型式適合認定	資－ 12	資－ 97
国土交通省	装備品又は部品の型式又は仕様の承認	資－ 12	資－ 97
	<た行>		
国土交通省	鉄道施設の完成検査	資－ 12	資－ 103
経済産業省	電気工作物の検査	資－ 8	資－ 65
経済産業省	導管の使用前自主検査	資－ 8	資－ 63
総務省	特殊消防用設備等の性能評価	資－ 3	資－ 27
経済産業省	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	資－ 9	資－ 73
経済産業省	特定ガス用品の適合性検査	資－ 8	資－ 67
厚生労働省	特定機械等の検査	資－ 4	資－ 37
国土交通省	特定救急用具の検査	資－ 12	資－ 101
経済産業省	特定計量器の検定	資－ 7	資－ 57
農林水産省	特定飼料等の検定	資－ 6	資－ 51
経済産業省	特定電気用品の適合性検査	資－ 8	資－ 65
環境省	特定特殊自動車の検査※	資－ 14	資－ 127
経済産業省	特定特殊自動車の検査※	資－ 10	資－ 87
国土交通省	特定特殊自動車の検査※	資－ 13	資－ 121
経済産業省	特定廃棄物管理施設の検査	資－ 10	資－ 81
総務省	特定防災施設等の設置の検査	資－ 3	資－ 27
経済産業省	特別特定製品の適合性検査	資－ 7	資－ 63

所管府省名	検査検定制度名	制度概要	概況調査結果
	<な行>		
経済産業省	燃料体の検査	資－ 8	資－ 65
農林水産省	農機具の検査	資－ 6	資－ 55
農林水産省	農産物の検査	資－ 6	資－ 49
農林水産省	農薬の登録	資－ 7	資－ 57
	<は行>		
経済産業省	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※	資－ 10	資－ 83
国土交通省	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※	資－ 12	資－ 105
文部科学省	廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄に関する確認※	資－ 3	資－ 31
経済産業省	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認	資－ 9	資－ 79
国家公安委員会 (警察庁)	人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定	資－ 2	資－ 15
厚生労働省	病院等の構造設備の使用前検査	資－ 4	資－ 33
厚生労働省	美容所の使用前の確認	資－ 4	資－ 33
経済産業省	附属品検査※	資－ 8	資－ 71
国土交通省	附属品検査※	資－ 12	資－ 103
国家公安委員会 (警察庁)	普通自転車の型式認定	資－ 2	資－ 15
農林水産省	普通肥料の登録	資－ 6	資－ 53
厚生労働省	プレス機械等の型式検定	資－ 6	資－ 49
総務省	防炎性能の確認	資－ 3	資－ 27
国土交通省	放射性同位元素等の運搬の安全確認	資－ 13	資－ 105
文部科学省	放射性同位元素等の設計認証等	資－ 4	資－ 33
文部科学省	放射性同位元素等の運搬物確認	資－ 4	資－ 33
文部科学省	放射性同位元素の使用施設等の検査	資－ 4	資－ 31
経済産業省	放射能濃度についての確認	資－ 10	資－ 89
	<ま行>		
総務省	無線局の検査	資－ 2	資－ 17
総務省	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査	資－ 2	資－ 19
総務省	無線設備の機器の検定	資－ 2	資－ 17
国土交通省	模擬飛行装置等の認定	資－ 12	資－ 101
	<や行>		
国家公安委員会 (警察庁)	遊技機の型式の検定	資－ 2	資－ 15
国家公安委員会 (警察庁)	遊技機の認定	資－ 2	資－ 15
農林水産省	輸出入植物等の検査	資－ 7	資－ 55
経済産業省	輸入高圧ガスの検査	資－ 8	資－ 69
農林水産省	輸入する指定動物の感染症の検査	資－ 7	資－ 57
経済産業省	容器検査※	資－ 8	資－ 71
国土交通省	容器検査※	資－ 12	資－ 101
	<ら行>		
厚生労働省	理容所の使用前の確認	資－ 4	資－ 33

(注) 「※」を付した検査検定制度は、他府省と共管に係るものである。

<索引（資格制度）>

所管府省名	資格制度名	制度概要	概況調査結果
	<あ行>		
厚生労働省	足場の組立て等作業主任者	資－ 138	資－ 188
厚生労働省	安全管理士	資－ 139	資－ 202
厚生労働省	安全管理者	資－ 139	資－ 202
国土交通省	安全担当者	資－ 144	資－ 246
国土交通省	安全統括管理者（海上）	資－ 142	資－ 228
国土交通省	安全統括管理者（貨物自動車）	資－ 143	資－ 238
国土交通省	安全統括管理者（索道）	資－ 143	資－ 238
国土交通省	安全統括管理者（鉄道）	資－ 143	資－ 238
国土交通省	安全統括管理者（旅客自動車）	資－ 143	資－ 236
厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師	資－ 134	資－ 166
厚生労働省	医師	資－ 133	資－ 164
厚生労働省	石綿作業主任者	資－ 138	資－ 192
厚生労働省	移動式クレーン運転士	資－ 137	資－ 184
厚生労働省	医療機器修理業責任技術者	資－ 136	資－ 178
厚生労働省	医療機器製造業の責任技術者	資－ 136	資－ 178
厚生労働省	医療機器販売営業管理者	資－ 136	資－ 178
国土交通省	運航管理者（海上）	資－ 142	資－ 228
国土交通省	運行管理者（貨物自動車）	資－ 143	資－ 238
国土交通省	運行管理者（旅客自動車）	資－ 143	資－ 236
国家公安委員会 （警察庁）	運転免許	資－ 132	資－ 148
厚生労働省	衛生管理士	資－ 139	資－ 202
厚生労働省	衛生管理者	資－ 137	資－ 186
国土交通省	衛生管理者	資－ 141	資－ 222
厚生労働省	衛生検査技師	資－ 134	資－ 166
厚生労働省	衛生工学衛生管理者	資－ 139	資－ 202
国土交通省	衛生担当者	資－ 144	資－ 246
厚生労働省	栄養士	資－ 134	資－ 170
経済産業省	液化石油ガス設備士	資－ 140	資－ 210
厚生労働省	エックス線作業主任者	資－ 137	資－ 186
経済産業省	エネルギー管理士	資－ 140	資－ 212
	<か行>		
国土交通省	海技士（機関）	資－ 142	資－ 224
国土交通省	海技士（航海）	資－ 142	資－ 224
国土交通省	海技士（通信）	資－ 142	資－ 226
国土交通省	海技士（電子通信）	資－ 142	資－ 226
金融庁	外国公認会計士	資－ 132	資－ 150
法務省	外国法事務弁護士	資－ 133	資－ 158
厚生労働省	介護支援専門員	資－ 136	資－ 180
厚生労働省	介護福祉士	資－ 136	資－ 178
国土交通省	海事代理士	資－ 142	資－ 230
国土交通省	海事補佐人	資－ 142	資－ 230
厚生労働省	外出介護員（ガイドヘルパー）	資－ 133	資－ 164
国土交通省	解体工事施工技士	資－ 144	資－ 244
厚生労働省	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	資－ 138	資－ 190
文部科学省	学芸員	資－ 133	資－ 164
経済産業省	核燃料取扱主任者	資－ 141	資－ 220
金融庁	貸金業務取扱主任者	資－ 132	資－ 150
経済産業省	ガス主任技術者	資－ 140	資－ 212
経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者	資－ 140	資－ 212
厚生労働省	ガス溶接技能講習修了者	資－ 138	資－ 194
厚生労働省	ガス溶接作業主任者	資－ 137	資－ 186
厚生労働省	型わく支保工の組立て等作業主任者	資－ 138	資－ 188
農林水産省	家畜商	資－ 139	資－ 204
農林水産省	家畜人工授精師	資－ 139	資－ 204

所管府省名	資格制度名	制度概要	概況調査結果
文部科学省	学校図書館司書教諭	資－ 133	資－ 164
経済産業省	火薬類製造保安責任者	資－ 140	資－ 214
経済産業省	火薬類取扱保安責任者	資－ 140	資－ 212
環境省	環境カウンセラー	資－ 145	資－ 250
国土交通省	観光圏内限定旅行業務取扱管理者	資－ 138	資－ 192
国土交通省	管工事施工管理技士	資－ 143	資－ 242
厚生労働省	看護師	資－ 134	資－ 168
厚生労働省	看護師等確保推進者	資－ 134	資－ 168
厚生労働省	乾燥設備作業主任者	資－ 137	資－ 188
国土交通省	鑑定人	資－ 142	資－ 232
厚生労働省	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	資－ 137	資－ 186
厚生労働省	管理栄養士	資－ 134	資－ 170
国土交通省	監理技術者資格者証の交付を受けている者	資－ 144	資－ 250
国土交通省	管理業務主任者	資－ 144	資－ 246
国土交通省	管理主任技術者（ダム）	資－ 144	資－ 248
厚生労働省	管理美容師	資－ 135	資－ 172
厚生労働省	管理理容師	資－ 135	資－ 172
国家公安委員会 （警察庁）	機械警備業務管理者	資－ 132	資－ 146
総務省	危険物取扱者	資－ 132	資－ 152
国土交通省	危険物等取扱責任者	資－ 144	資－ 246
厚生労働省	義肢装具士	資－ 134	資－ 166
農林水産省	騎手（地方競馬）	資－ 140	資－ 206
農林水産省	騎手（中央競馬）	資－ 139	資－ 206
環境省	技術管理者	資－ 145	資－ 252
文部科学省	技術士	資－ 133	資－ 160
国土交通省	気象予報士	資－ 143	資－ 240
国家公安委員会 （警察庁）	技能検定員	資－ 132	資－ 148
厚生労働省	技能士	資－ 139	資－ 202
厚生労働省	救急救命士	資－ 134	資－ 170
厚生労働省	救護に関する技術的事項を管理する者	資－ 139	資－ 200
厚生労働省	きゅう師	資－ 134	資－ 168
厚生労働省	給水装置工事主任技術者	資－ 135	資－ 172
国土交通省	救命艇手	資－ 141	資－ 222
文部科学省	教育職員（教育職員免許）	資－ 133	資－ 162
国家公安委員会 （警察庁）	教習指導員	資－ 132	資－ 148
総務省	行政書士	資－ 132	資－ 152
国土交通省	業務統括管理者	資－ 143	資－ 240
厚生労働省	居宅介護従業者	資－ 136	資－ 180
厚生労働省	勤労青少年福祉推進者	資－ 136	資－ 182
厚生労働省	空気環境測定実施者	資－ 135	資－ 174
厚生労働省	空調給排水管理監督者	資－ 135	資－ 174
厚生労働省	クリーニング師	資－ 135	資－ 172
厚生労働省	クレーン・デリック運転士	資－ 137	資－ 184
国家公安委員会 （警察庁）	警備員指導教育責任者	資－ 132	資－ 146
国家公安委員会 （警察庁）	警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	資－ 132	資－ 146
経済産業省	計量士	資－ 140	資－ 210
経済産業省	競輪審判員	資－ 140	資－ 214
経済産業省	競輪選手	資－ 140	資－ 214
厚生労働省	言語聴覚士	資－ 134	資－ 170
文部科学省	原子炉主任技術者※	資－ 133	資－ 160
経済産業省	原子炉主任技術者※	資－ 141	資－ 220
国土交通省	検数人	資－ 142	資－ 232
国土交通省	建設機械施工技士	資－ 143	資－ 242
国土交通省	建築士	資－ 144	資－ 248

所管府省名	資格制度名	制度概要	概況調査結果
国土交通省	建築施工管理技士	資－ 144	資－ 242
国土交通省	建築設備検査資格者	資－ 144	資－ 248
国土交通省	建築設備士	資－ 144	資－ 248
厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	資－ 135	資－ 170
厚生労働省	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	資－ 138	資－ 190
国土交通省	検量人	資－ 142	資－ 232
経済産業省	高圧ガス移動監視者	資－ 141	資－ 216
経済産業省	高圧ガス製造保安責任者	資－ 140	資－ 210
経済産業省	高圧ガス販売主任者	資－ 141	資－ 216
厚生労働省	高圧室内作業主任者	資－ 137	資－ 186
経済産業省	公害防止管理者※	資－ 141	資－ 216
環境省	公害防止管理者※	資－ 145	資－ 252
経済産業省	公害防止主任管理者※	資－ 141	資－ 214
環境省	公害防止主任管理者※	資－ 145	資－ 252
厚生労働省	鋼橋架設等作業主任者	資－ 138	資－ 190
経済産業省	航空工場検査員	資－ 140	資－ 210
国土交通省	航空従事者	資－ 142	資－ 228
総務省	工事担任者	資－ 132	資－ 152
法務省	公証人	資－ 133	資－ 160
厚生労働省	高所作業車運転技能講習修了者	資－ 139	資－ 198
厚生労働省	向精神薬取扱責任者	資－ 136	資－ 178
厚生労働省	行動援護従業者	資－ 136	資－ 180
金融庁	公認会計士	資－ 132	資－ 148
厚生労働省	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 194
経済産業省	小型自動車競走審判員	資－ 141	資－ 214
経済産業省	小型自動車競走選手	資－ 140	資－ 214
国土交通省	小型船舶操縦士	資－ 142	資－ 226
厚生労働省	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	資－ 138	資－ 190
厚生労働省	コンクリート破砕器作業主任者	資－ 137	資－ 188
厚生労働省	コンクリート橋架設等作業主任者	資－ 138	資－ 190
	<さ行>		
経済産業省	採石業務管理者	資－ 140	資－ 208
厚生労働省	採石のための掘削作業主任者	資－ 137	資－ 188
厚生労働省	作業環境測定士	資－ 139	資－ 200
経済産業省	作業監督者（鉱山保安法に基づく）	資－ 141	資－ 218
経済産業省	作業監督者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）	資－ 141	資－ 218
厚生労働省	作業療法士	資－ 134	資－ 170
国土交通省	索道技術管理者	資－ 143	資－ 238
国土交通省	査察操縦士	資－ 143	資－ 240
厚生労働省	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	資－ 138	資－ 192
厚生労働省	酸素欠乏危険作業主任者	資－ 138	資－ 192
総務省	自衛消防組織統括管理者	資－ 133	資－ 156
厚生労働省	歯科医師	資－ 134	資－ 166
厚生労働省	歯科衛生士	資－ 134	資－ 166
厚生労働省	歯科技工士	資－ 134	資－ 166
文部科学省	司書	資－ 133	資－ 162
国土交通省	自動車検査員	資－ 144	資－ 246
国土交通省	自動車整備士	資－ 143	資－ 234
厚生労働省	視能訓練士	資－ 134	資－ 170
法務省	司法書士	資－ 133	資－ 158
文部科学省	社会教育主事	資－ 133	資－ 164
厚生労働省	社会福祉士	資－ 136	資－ 178
厚生労働省	社会保険労務士	資－ 136	資－ 182
国家公安委員会 (警察庁)	射撃指導員	資－ 132	資－ 146
厚生労働省	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	資－ 137	資－ 188
経済産業省	砂利採取業務主任者	資－ 140	資－ 208

所管府省名	資格制度名	制度概要	概況調査結果
厚生労働省	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 198
厚生労働省	車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 198
厚生労働省	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 196
農林水産省	獣医師	資－ 139	資－ 204
環境省	臭気測定業務従事者（臭気判定士）	資－ 145	資－ 250
経済産業省	充てん作業者	資－ 141	資－ 218
厚生労働省	柔道整復師	資－ 134	資－ 166
厚生労働省	重度訪問介護従業者	資－ 136	資－ 180
厚生労働省	受胎調節実地指導員	資－ 136	資－ 182
国土交通省	主任技術者	資－ 142	資－ 224
環境省	狩猟免許	資－ 145	資－ 250
厚生労働省	准看護師	資－ 134	資－ 168
国土交通省	竣工確認管理者	資－ 143	資－ 240
国土交通省	竣工確認者	資－ 143	資－ 240
厚生労働省	障害者職業生活相談員	資－ 139	資－ 202
国土交通省	消火作業指揮者	資－ 144	資－ 246
環境省	浄化槽管理士	資－ 145	資－ 252
環境省	浄化槽技術管理者	資－ 145	資－ 252
環境省	浄化槽検査員	資－ 145	資－ 252
国土交通省	浄化槽設備士※	資－ 144	資－ 244
環境省	浄化槽設備士※	資－ 145	資－ 250
国土交通省	昇降機検査資格者	資－ 144	資－ 248
消費者庁	消費生活専門相談員	資－ 132	資－ 150
経済産業省	情報処理技術者	資－ 140	資－ 208
総務省	消防設備士	資－ 132	資－ 152
総務省	消防設備点検資格者	資－ 132	資－ 154
厚生労働省	職業訓練指導員	資－ 139	資－ 202
厚生労働省	食鳥処理衛生管理者	資－ 136	資－ 176
厚生労働省	食品衛生管理者	資－ 135	資－ 176
厚生労働省	助産師	資－ 134	資－ 168
厚生労働省	ショベルローダー等運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 196
農林水産省	飼料製造管理者	資－ 140	資－ 206
法務省	申請取次者	資－ 133	資－ 160
厚生労働省	診療放射線技師	資－ 134	資－ 164
農林水産省	森林組合監査士	資－ 139	資－ 204
農林水産省	水産業協同組合監査士	資－ 139	資－ 204
農林水産省	水産業普及指導員	資－ 140	資－ 208
厚生労働省	水道技術管理者	資－ 135	資－ 174
厚生労働省	ずい道等の掘削等作業主任者	資－ 137	資－ 188
厚生労働省	ずい道等の覆工作業主任者	資－ 137	資－ 188
厚生労働省	製菓衛生師	資－ 135	資－ 176
厚生労働省	精神保健福祉士	資－ 133	資－ 164
厚生労働省	清掃作業監督者	資－ 135	資－ 172
厚生労働省	清掃作業従事者	資－ 135	資－ 176
国土交通省	整備管理者	資－ 143	資－ 232
国土交通省	整備主任者	資－ 143	資－ 234
財務省	税理士	資－ 133	資－ 160
国土交通省	設計管理者	資－ 143	資－ 240
国土交通省	設計者資格（宅地造成等規制法に基づく）	資－ 144	資－ 248
国土交通省	設計者資格（都市計画法に基づく）	資－ 144	資－ 248
厚生労働省	潜水士	資－ 137	資－ 186
厚生労働省	船内荷役作業主任者	資－ 138	資－ 188
国土交通省	船舶料理士	資－ 141	資－ 222
厚生労働省	専門調理師	資－ 135	資－ 170
国土交通省	造園施工管理技士	資－ 144	資－ 242
国土交通省	倉庫管理主任者	資－ 144	資－ 246
国土交通省	測量士・測量士補	資－ 144	資－ 246

所管府省名	資格制度名	制度概要	概況調査結果
	<た行>		
国土交通省	耐空検査員	資－ 142	資－ 226
国土交通省	宅地建物取引主任者	資－ 144	資－ 244
厚生労働省	ダクト清掃作業監督者	資－ 135	資－ 174
厚生労働省	ダクト清掃作業従事者	資－ 135	資－ 174
厚生労働省	玉掛け技能講習修了者	資－ 139	資－ 200
経済産業省	ダム水路主任技術者	資－ 141	資－ 214
国土交通省	地域限定通訳案内士	資－ 142	資－ 232
国土交通省	地域伝統芸能等通訳案内業	資－ 142	資－ 232
国家公安委員会 (警察庁)	駐車監視員資格者	資－ 132	資－ 146
経済産業省	中小企業診断士	資－ 141	資－ 220
農林水産省	調教師（地方競馬）	資－ 139	資－ 206
農林水産省	調教師（中央競馬）	資－ 139	資－ 204
厚生労働省	調理師	資－ 134	資－ 170
厚生労働省	貯水槽清掃作業監督者	資－ 135	資－ 174
厚生労働省	貯水槽清掃作業従事者	資－ 135	資－ 176
財務省	通関士	資－ 133	資－ 160
国土交通省	通訳案内士	資－ 142	資－ 232
経済産業省	電気工事士	資－ 140	資－ 212
国土交通省	電気工事施工管理技士	資－ 144	資－ 244
経済産業省	電気主任技術者	資－ 140	資－ 212
総務省	電気通信主任技術者	資－ 132	資－ 150
厚生労働省	統括管理者	資－ 135	資－ 174
国土交通省	動力車操縦者	資－ 142	資－ 230
国土交通省	登録運転者	資－ 143	資－ 236
厚生労働省	登録販売者	資－ 136	資－ 176
国土交通省	特殊建築物等調査資格者	資－ 144	資－ 248
経済産業省	特種電気工事資格者	資－ 141	資－ 218
厚生労働省	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	資－ 138	資－ 190
経済産業省	特定高圧ガス取扱主任者	資－ 141	資－ 216
厚生労働省	特定第一種圧力容器取扱作業主任者	資－ 137	資－ 186
厚生労働省	毒物劇物取扱責任者	資－ 136	資－ 178
環境省	特別管理産業廃棄物管理責任者	資－ 145	資－ 252
農林水産省	土地改良換地士	資－ 140	資－ 206
国土交通省	土地区画整理士	資－ 145	資－ 250
法務省	土地家屋調査士	資－ 133	資－ 158
国土交通省	土木施工管理技士	資－ 143	資－ 242
	<な行>		
厚生労働省	鉛作業主任者	資－ 138	資－ 190
厚生労働省	難病ホームヘルパー	資－ 136	資－ 178
国土交通省	認定機長	資－ 143	資－ 240
経済産業省	認定電気工事従事者	資－ 141	資－ 218
厚生労働省	年金数理人	資－ 136	資－ 182
農林水産省	農業協同組合監査士	資－ 139	資－ 204
	<は行>		
環境省	廃棄物処理施設技術管理者	資－ 145	資－ 252
厚生労働省	はい作業主任者	資－ 137	資－ 188
厚生労働省	排水管清掃作業監督者	資－ 135	資－ 176
厚生労働省	排水管清掃作業従事者	資－ 135	資－ 176
厚生労働省	発破技士	資－ 137	資－ 186
厚生労働省	はり師	資－ 134	資－ 166
厚生労働省	美容師	資－ 135	資－ 172
厚生労働省	フォークリフト運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 196
農林水産省	普及指導員	資－ 140	資－ 206

所管府省名	資格制度名	制度概要	概況調査結果
厚生労働省	福祉用具専門相談員	資－ 136	資－ 180
厚生労働省	不整地運搬車運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 198
厚生労働省	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	資－ 138	資－ 190
国土交通省	不動産鑑定士	資－ 143	資－ 242
厚生労働省	プレス機械作業主任者	資－ 137	資－ 188
法務省	弁護士	資－ 133	資－ 156
経済産業省	弁理士	資－ 140	資－ 208
経済産業省	保安管理者（鉱山保安法に基づく）	資－ 141	資－ 218
経済産業省	保安管理者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）	資－ 141	資－ 218
厚生労働省	保育士	資－ 136	資－ 182
経済産業省	ボイラー・タービン主任技術者	資－ 141	資－ 214
厚生労働省	ボイラー技士	資－ 136	資－ 184
厚生労働省	ボイラー整備士	資－ 137	資－ 184
厚生労働省	ボイラー取扱技能講習修了者	資－ 139	資－ 200
厚生労働省	ボイラー溶接士	資－ 137	資－ 184
総務省	防火管理者	資－ 132	資－ 154
総務省	防火対象物点検資格者	資－ 132	資－ 154
総務省	防災管理者	資－ 133	資－ 156
総務省	防災管理点検資格者	資－ 133	資－ 156
文部科学省	放射線取扱主任者	資－ 133	資－ 162
厚生労働省	防除作業監督者	資－ 135	資－ 174
厚生労働省	防除作業従事者	資－ 135	資－ 176
厚生労働省	訪問介護員	資－ 136	資－ 182
厚生労働省	保健師	資－ 134	資－ 168
国土交通省	補償業務管理者	資－ 145	資－ 250
	<ま行>		
国土交通省	マンション管理士	資－ 145	資－ 250
国土交通省	水先人	資－ 141	資－ 222
総務省	無線従事者	資－ 132	資－ 150
厚生労働省	木材加工用機械作業主任者	資－ 137	資－ 186
厚生労働省	木造建築物の組立て等作業主任者	資－ 138	資－ 190
	<や行>		
厚生労働省	薬剤師	資－ 136	資－ 176
国土交通省	有害液体汚染防止管理者	資－ 141	資－ 222
厚生労働省	有機溶剤作業主任者	資－ 138	資－ 192
厚生労働省	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	資－ 138	資－ 192
国土交通省	油濁防止管理者	資－ 141	資－ 220
厚生労働省	揚貨装置運転士	資－ 137	資－ 184
国土交通省	溶接工	資－ 141	資－ 222
	<ら行>		
厚生労働省	理学療法士	資－ 134	資－ 168
厚生労働省	理容師	資－ 135	資－ 172
国土交通省	旅行業務取扱管理者	資－ 142	資－ 230
国土交通省	旅程管理者のうち主任	資－ 142	資－ 230
厚生労働省	林業架線作業主任者	資－ 137	資－ 186
農林水産省	林業普及指導員	資－ 140	資－ 208
厚生労働省	臨床検査技師	資－ 133	資－ 164
厚生労働省	臨床工学技士	資－ 134	資－ 166
厚生労働省	労働安全コンサルタント	資－ 139	資－ 200
厚生労働省	労働衛生コンサルタント	資－ 139	資－ 200

(注) 「※」を付した資格制度は、他府省と共管に係るものである。



資料1 検査検定制度の一覧 (134 制度)

(平成22年7月1日現在)

所管省名	検査検定制度名
国家公安委員会 (警察庁) 〔8制度〕	遊技機の認定、遊技機の型式の検定、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定、人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定、原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定、普通自転車の型式認定、安全器材等の型式認定、運転シミュレーターの型式認定
総務省 〔15制度〕	無線局の検査、無線設備の機器の検定、技術基準適合証明等、高周波利用設備の型式の指定、無線設備等の点検に使用する測定器等の検査、事業用電気通信設備の自己確認、技術基準適合認定、製造所等の検査、検定対象機械器具等の検定、石油パイプライン事業用施設の検査※、事業所の新設又は変更の確認※、特定防災施設等の設置の検査、防災性能の確認、消防用設備等の認定、特殊消防用設備等の性能評価
文部科学省 〔8制度〕	原子炉施設の検査※、核燃料物質の使用施設等の検査、廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、放射性同位元素の使用施設等の検査、放射性同位元素等の設計認証等、放射性同位元素等の運搬物確認、教科書の検定
厚生労働省 〔14制度〕	病院等の構造設備の使用前検査、理容所の使用前の確認、美容所の使用前の確認、クリーニング所の使用前の確認、製品検査、獣畜のとさつ又は解体検査、専用水道布設工事の設計の確認、簡易専用水道の管理についての検査、医薬品、医療機器の検定※、新規化学物質の届出に基づく審査※、食鳥検査、特定機械等の検査、小型ボイラー等の個別検定、プレス機械等の型式検定
農林水産省 〔13制度〕	農産物の検査、漁船の工事完成後の認定、漁船及び登録票の検認、種畜検査、特定飼料等の検定、指定検疫物等の検査、医薬品の検定※、普通肥料の登録、農機具の検査、輸出入植物等の検査、種苗の検査、農薬の登録、輸入する指定動物の感染症の検査
経済産業省 〔39制度〕	特定計量器の検定、基準器検査、計量証明検査、航空機の製造・修理の確認、航空機用機器の製造証明、設備及び技術の検定、製造・修理検査、特別特定製品の適合性検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、導管の使用前自主検査、電気工作物の検査、燃料体の検査、特定電気用品の適合性検査、ガス工作物の使用前検査、特定ガス用品の適合性検査、高圧ガス製造施設等の検査、輸入高圧ガスの検査、容器検査※、附属品検査※、液化石油ガス貯蔵施設等の検査、液化石油ガス充てん設備の検査、特定液化石油ガス器具等の適合性検査、火薬類の製造施設等の検査、鉱業権者による使用前検査、鉱業権者による定期検査、機械、器具等に関する制限等、事業所の新設又は変更の確認※、新規化学物質の届出に基づく審査※、加工施設の検査、再処理施設の検査、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認、特定廃棄物管理施設の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、原子炉施設の検査※、特定特殊自動車の検査※、核物質防護規定の遵守状況の検査、核燃料物質等の輸送容器に係る承認、放射能濃度についての確認
国土交通省 〔47制度〕	自動車道の検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、船舶の総トン数測度、小型船舶の総トン数測度、小型漁船の総トン数測度、船舶の国際トン数測度、船舶検査、危険物の積付検査、危険物のコンテナへの収納検査、液状化物質の積付け検査、海洋汚染防止設備等の検査、焼却設備の検査、気象測器の検定、航空機の耐空証明、航空機の型式証明、航空機の修理改造検査、装備品又は部品の型式又は仕様の承認、装備品等の型式適合認定、航空機装備品の予備品証明、空港等の検査、航空保安施設の検査(航空灯火)、航空保安施設の検査(無線施設)、運航管理施設等の検査、特定救急用具の検査、模擬飛行装置等の認定、容器検査※、附属品検査※、鉄道施設の完成検査、車両の確認、索道施設の完成検査、軌道の運輸開始に係る検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質運搬の安全確認※、放射性同位元素等の運搬の安全確認、自動車検査、検査対象外軽自動車等の型式認定、原動機付自転車用原動機の型式認定、自動車ターミナルの検査、許可工作物の完成検査、工事の完了検査、開発行為に関する工事の完了検査、構造方法等の認定、型式適合認定、建築物等の確認・検査、工場生産浄化槽の型式の認定、港湾の施設の技術上の基準への適合性確認、特定特殊自動車の検査※
環境省 〔5制度〕	浄化槽の検査、一般廃棄物処理施設の検査、産業廃棄物処理施設の検査、新規化学物質の届出に基づく審査※、特定特殊自動車の検査※
計	8府省 134制度〔149制度〕

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「※」印を付した検査検定制度は、他府省と共管に係るものである。

3 検査検定制度の実数は134制度であるが、他府省と共管となっているものがあるため、本表の検査検定制度の総数は〔 〕内の149制度となる。

4 網掛けをしているものは、今回の詳細調査の対象制度である。

## 資料2 検査検定制度の概要（検査検定の主な内容）

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
1	国家公安委員会（警察庁）	警01	遊技機の認定	都道府県公安委員会が、ぱちんこ屋等の営業を営む風俗営業者の営業所における遊技機について、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして定める一定の基準に該当しない旨の認定
2	国家公安委員会（警察庁）	警02	遊技機の型式の検定	都道府県公安委員会が、一定の種類遊技機に関し、遊技機の製造業者又は輸入業者が製造し、又は輸入する遊技機の型式が「著しく客の射幸心をそそるおそれのある」遊技機に該当しない旨の技術上の規格に適合しているか否かの検定
3	国家公安委員会（警察庁）	警03	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定	原動機を用いる歩行補助車及びジョッピングカートが道路交通法令の基準に適合しているか否かの認定
4	国家公安委員会（警察庁）	警04	人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定	人の力を補うため原動機を用いる自転車（駆動補助機自転車）が道路交通法令の基準に適合しているか否かの認定
5	国家公安委員会（警察庁）	警05	原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定	原動機を用いる車いす（電動車いす）が道路交通法令の基準に適合しているか否かの認定
6	国家公安委員会（警察庁）	警06	普通自転車の型式認定	自転車が普通自転車に係る道路交通法令の基準に適合しているか否かの認定
7	国家公安委員会（警察庁）	警07	安全器材等の型式認定	牽引用具、自転車に備えられる反射器材、夜間用停止表示器材、昼間用停止表示器材が道路交通法令の基準に適合しているか否かの認定
8	国家公安委員会（警察庁）	警08	運転シミュレーターの型式認定	模擬運転装置が道路交通法令の基準に適合しているか否かの認定
9	総務省	総01-1	無線局の検査（新設検査）	無線局の開設に当たり、無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び業務書類について、電波法の要件に適合しているか否かの検査
9	総務省	総01-2	無線局の検査（変更検査）	無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更に当たり、無線局の工事が許可の内容に適合しているか否かの検査
10	総務省	総02	無線設備の機器の検定	船舶・航空機等に施設される無線設備の機器が、その型式ごとに、定められた機能を有するか否かの検定
11	総務省	総03	技術基準適合証明等（特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証）	無線局の免許手続に先立ち、無線設備が電波法で定める技術基準に適合しているか否かの確認
12	総務省	総04	高周波利用設備の型式の指定	高周波利用設備の型式の指定を受けるに当たり、当該設備が技術基準に適合しているか否かの型式の指定
13	総務省	総05	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査（測定器等の較正）	登録点検事業者や登録証明機関が使用する測定器等の較正
14	総務省	総06	事業用電気通信設備の自己確認	電気通信事業者が、その設備の使用開始前に電気通信設備が技術基準に適合することについて総務大臣へ届出
15	総務省	総07-1	技術基準適合認定（端末機器技術基準適合認定）	端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際に、電気通信回線設備を損傷等しないようにするため、端末機器が法令で定められた技術基準に適合しているか否かの接続の検査
15	総務省	総07-2	技術基準適合認定（端末機器の設計についての認証）	端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際に、電気通信回線設備を損傷等しないようにするため、端末機器の設計が法令で定められた技術基準に適合しているか否かの接続の検査
16	総務省	総08-1	製造所等の検査（完成検査）	製造所等の設置又は製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた者が、設置又は変更を行った際に受けるべき、当該構造等が消防法で定められた技術基準に適合しているか否かの検査
16	総務省	総08-2	製造所等の検査（完成検査前検査）	工事の工程が製造所等の安全性の確保の上で特に重要と考えられるタンクを有する製造所等が受けるべき、完成検査を受ける前段階に当該製造所等の設置又は変更の工事の工程ごとの検査
16	総務省	総08-3	製造所等の検査（特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査）	最大容量が1,000キロリットル以上の貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所）又は移送取扱所が完成後の一定時期ごとに受けるべき、その構造及び設備に関する事項が技術基準に適合しているか否かの検査
16	総務省	総08-4	製造所等の検査（不等沈下等の場合の特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査）	最大容量が1,000キロリットル以上の貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所）のうち、完成後に不等沈下等の一定の事由が生じたものが受けるべき、当該貯蔵所が技術基準に適合しているか否かの保安検査
17	総務省	総09-1	検定対象機械器具等の検定（型式承認に係る試験）	消防用機械器具等が検定対象機械器具等に係る技術上の規格を定める省令に適合しているか否かの試験
17	総務省	総09-2	検定対象機械器具等の検定（個別検定）	消防用機械器具等の形状等が型式承認を受けた型式に係る形状等と同一であるか否かの検査

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
18	総務省	総10-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定する以外のもの)) <経済産業省、国土交通省と共管>	石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であって、石油パイプライン事業の用に供するものが技術基準に適合するか否かの検査
18	総務省	総10-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の保安検査) <経済産業省、国土交通省と共管>	石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令(昭和47年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第1号)第6条第1項で定める事業用施設(油圧送機および送油導管並びにこれらの附属設備の定期検査
19	総務省	総11	事業所の新設又は変更の確認※ <経済産業省と共管>	大量の石油及び高圧ガスをともに取り扱う特定事業所の新設又は変更を行う際に、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画に適合しているか否かの確認
20	総務省	総12	特定防災施設等の設置の検査	石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所が設置した特定防災施設等の検査
21	総務省	総13	防災性能の確認	防災対象物品又はその材料が防災性能を有するか否かの確認
22	総務省	総14	消防用設備等の認定	消防用設備等又は特殊消防用設備等が技術基準に適合しているか否かの認定
23	総務省	総15	特殊消防用設備等の性能評価	特殊の消防用設備等その他の設備等が通常の消防用設備等と同等以上の性能を有しているか否かの評価
24	文部科学省	文01-1	原子炉施設の検査※ (原子炉施設の工事(溶接するものの溶接を除く。))及び性能に関する使用前検査、原子炉施設の変更に係る工事(溶接をするものの溶接を除く。))及び性能に関する使用前検査) <経済産業省と共管>	原子炉施設の工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われていること及び性能が技術上の基準に適合しているか否かの検査
24	文部科学省	文01-2	原子炉施設の検査※ (原子炉施設の溶接検査、原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査) <経済産業省と共管>	原子炉施設の溶接が認可を受けた方法に従って行われていること及び性能が技術上の基準に適合しているか否かの検査
24	文部科学省	文01-3	原子炉施設の検査※ (原子炉施設のうち一定のものの性能に関する定期検査) <経済産業省と共管>	原子炉施設の性能が技術上の基準に適合しているか否かの毎年一回定期的に行う検査
25	文部科学省	文02-1	核燃料物質の使用施設等の検査 (核燃料物質の使用施設等に係る施設検査(溶接検査を除く。))、核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。))	核燃料物質の使用施設等の工事が技術上の基準に適合しているか否かの検査
25	文部科学省	文02-2	核燃料物質の使用施設等の検査 (使用施設等に係る溶接検査)	核燃料物質の使用施設等の溶接が技術上の基準に適合しているか否かの検査
26	文部科学省	文03	廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄に関する確認※ <経済産業省、国土交通省と共管>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を事業所の外において廃棄する場合における保安のために必要な措置が技術上の基準に適合しているか否かの確認
27	文部科学省	文04-1	核燃料物質等の運搬に関する確認※ (運搬に関する確認) <経済産業省、国土交通省と共管>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合における保安のために必要な措置が技術上の基準に適合しているか否かの確認

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
27	文部科学省	文04-2	核燃料物質等の運搬に関する確認※ (輸送容器の承認) <経済産業省、国土交通省と共管>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合における運搬に使用する容器が技術上の基準に適合するか否かの確認
28	文部科学省	文05-1	放射性同位元素の使用施設等の検査 (施設検査)	一定要件を満たす放射性同位元素等を取り扱う使用施設等の使用前に行う施設検査
28	文部科学省	文05-2	放射性同位元素の使用施設等の検査 (定期検査)	一定要件を満たす放射線取扱施設の使用開始後定期的に行う検査
29	文部科学省	文06	放射性同位元素等の設計認証等	放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計等についての認証
30	文部科学省	文07	放射性同位元素等の運搬物確認	放射線障害の防止のために特に必要があるとされる放射性同位元素等を工場又は事業所の外で運搬する場合における必要な措置が技術基準に適合しているか否かの確認
31	文部科学省	文08	教科書の検定	民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科用図書検定調査審議会の審議に基づき、教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めるもの
32	厚生労働省	厚01	病院等の構造設備の使用 前検査	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の使用前に行う構造設備の検査
33	厚生労働省	厚02	理容所の使用前の確認	理容所の使用前に行う構造設備等の確認
34	厚生労働省	厚03	美容所の使用前の確認	美容所の使用前に行う構造設備等の確認
35	厚生労働省	厚04	クリーニング所の使用 前の確認	クリーニング所の使用前に行う構造設備等の確認
36	厚生労働省	厚05	製品検査 (食品・添加物等の 検査)	タール色素を含む食品又は添加物を販売等をする前に、告示で定められた基準に合格しているか否かの検査
37	厚生労働省	厚06	獣畜のとさつ又は解体 検査	とさつ場において、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつ前、解体前、解体後に行う検査
38	厚生労働省	厚07	専用水道布設工事の設計 の確認	専用水道が施設基準に適合するか否かの確認
39	厚生労働省	厚08	簡易専用水道の管理に ついての検査	簡易専用水道の適切な管理について検査
40	厚生労働省	厚09	医薬品、医療機器の検 定※ <農林水産省と共管>	厚生労働大臣の指定する医薬品、医療機器が基準に適合しているか否かの検定
41	厚生労働省	厚10	新規化学物質の届出に 基づく審査※ <経済産業省、環境省 と共管>	新規化学物質の製造又は輸入に際し、その化学物質の性状に関して事前に行う審査
42	厚生労働省	厚11	食鳥検査	食鳥処理場において、鶏、あひる及び七面鳥に対する検査
43	厚生労働省	厚12-1	特定機械等の検査 (ボイラーの構造検査)	製造されたボイラーが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-2	特定機械等の検査 (ボイラーの溶接検査)	溶接によるボイラーの溶接が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-3	特定機械等の検査 (ボイラーの使用検査)	外国より輸入された等のボイラーが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-4	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の構造 検査)	製造された第一種圧力容器が構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-5	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の溶接 検査)	溶接による第一種圧力容器が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-6	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の使用 検査)	外国より輸入された等の第一種圧力容器が構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-7	特定機械等の検査 (移動式クレーンの製造 検査)	製造された移動式クレーンが構造規格に適合しているか否かの検査

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
43	厚生労働省	厚12-8	特定機械等の検査 (移動式クレーンの使用 検査)	外国より輸入された等の移動式クレーンが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-9	特定機械等の検査 (ゴンドラの製造検査)	製造されたゴンドラが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-10	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用検査)	外国より輸入された等のゴンドラが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-11	特定機械等の検査 (ボイラーの落成検査)	ボイラーが事業場に設置された段階における設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-12	特定機械等の検査 (ボイラーの変更検査)	ボイラーの主要な部分や設備に変更を加えた後における当該ボイラーが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-13	特定機械等の検査 (ボイラーの使用再開検査)	使用を休止したボイラーが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-14	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の落成 検査)	第一種圧力容器が事業場に設置された段階における設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-15	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の変更 検査)	第一種圧力容器の主要な部分に変更を加えた後における当該第一種圧力容器が構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-16	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の使用 再開検査)	使用を休止した第一種圧力容器が構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-17	特定機械等の検査 (クレーンの落成検査)	クレーンが事業場に設置された段階における設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-18	特定機械等の検査 (クレーンの変更検査)	クレーンに変更を加えた後における当該クレーンが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-19	特定機械等の検査 (クレーンの使用再開 検査)	使用を休止したクレーンが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-20	特定機械等の検査 (移動式クレーンの変更 検査)	移動式クレーンの主要な部分に変更を加えた後における当該移動式クレーンが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-21	特定機械等の検査 (移動式クレーンの使用 再開検査)	使用を休止した移動式クレーンが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-22	特定機械等の検査 (デリックの落成検査)	設置されたデリックが構造規格に適合しているか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-23	特定機械等の検査 (デリックの変更検査)	デリックの主要な部分に変更を加えた後における当該デリックが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-24	特定機械等の検査 (デリックの使用再開 検査)	使用を休止したデリックが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-25	特定機械等の検査 (エレベーターの落成 検査)	設置されたエレベーターが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-26	特定機械等の検査 (エレベーターの変更 検査)	エレベーターの主要な部分に変更を加えた後における当該エレベーターが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-27	特定機械等の検査 (エレベーターの使用 再開検査)	使用を休止したエレベーターが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-28	特定機械等の検査 (建設用リフトの落成 検査)	建設用リフトが事業場に設置された段階における当該建設用リフトが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-29	特定機械等の検査 (建設用リフトの変更 検査)	建設用リフトの主要な部分に変更を加えた後における当該建設用リフトが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-30	特定機械等の検査 (ゴンドラの変更検査)	ゴンドラの主要な部分に変更を加えた後における当該ゴンドラが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-31	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用再開 検査)	使用を休止したゴンドラが構造規格に適合しているか否か及び設置状況が適切であるか否かの検査
43	厚生労働省	厚12-32	特定機械等の検査 (ボイラーの性能検査)	使用段階におけるボイラーの安全性の定期検査

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
43	厚生労働省	厚12-33	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の性能 検査)	使用段階における第一種圧力容器の安全性の定期検査
43	厚生労働省	厚12-34	特定機械等の検査 (クレーン性能検査)	使用段階におけるクレーンの安全性の定期検査
43	厚生労働省	厚12-35	特定機械等の検査 (移動式クレーンの性能 検査)	使用段階における移動式クレーンの安全性の定期検査
43	厚生労働省	厚12-36	特定機械等の検査 (デリックの性能検査)	使用段階におけるデリックの安全性の定期検査
43	厚生労働省	厚12-37	特定機械等の検査 (エレベーターの性能 検査)	使用段階におけるエレベーターの安全性の定期検査
43	厚生労働省	厚12-38	特定機械等の検査 (ゴンドラの性能検査)	使用段階におけるゴンドラの安全性の定期検査
44	厚生労働省	厚13-1	小型ボイラー等の個別 検定 (ゴム、ゴム化合物又は 合成樹脂を練るロール機 及びその急停止装置のう ち電動的制動方式のもの の個別検定)	製造され、又はゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものが構造規格に適合しているか否かの検査
44	厚生労働省	厚13-2	小型ボイラー等の個別 検定 (第二種圧力容器の個別 検定)	製造され、又は第二種圧力容器が構造規格に適合しているか否かの検査
44	厚生労働省	厚13-3	小型ボイラー等の個別 検定 (小型ボイラーの個別 検定)	製造され、又は小型ボイラーが構造規格に適合しているか否かの検査
44	厚生労働省	厚13-4	小型ボイラー等の個別 検定 (小型圧力容器の個別 検定)	製造され、又は小型圧力容器が構造規格に適合しているか否かの検査
45	厚生労働省	厚14	プレス機械等の型式 検定	製造され、又は輸入された型式検定対象機械等が構造規格に適合しているか否かの確認
46	農林水産省	農01	農産物の検査	種類、品質等のまちまちな農産物について、通常取引される商品としての客観的 要件に従って分類し、商品としての規格化(あるいは標準化)を行う検査
47	農林水産省	農02	漁船の工事完成後の 認定	建造又は改造の許可を受けた漁船が許可の要件及び性能の基準と一致しているの か否かの確認
48	農林水産省	農03	漁船及び登録票の 検認	漁船登録票の交付を受けた漁船について、その交付の日または検認の日から5年 経過するごとに、登録を受けた漁船が登録事項と一致しているのか否かの確認
49	農林水産省	農04	種畜検査	家畜の改良増殖を促進するため、等級や伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能障 害について行う検査
50	農林水産省	農05	特定飼料等の検定	飼料(飼料添加物)が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害 が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるも のについての検定
51	農林水産省	農06-1	指定検疫物等の検査 (輸出検査)	輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾患の病原体を広げるおそれの有 無についての検査
51	農林水産省	農06-2	指定検疫物等の検査 (輸入検査)	輸入された指定検疫物について輸出国政府機関発行の検査証明書の審査及び指定 検疫物そのものの検査
52	農林水産省	農07	医薬品の検定※ <厚生労働省と共管>	動物用医薬品のうち製造の過程において特に品質に影響を受けやすいもの等につ いて、告示で定められた基準に適合しているのか否かの検定
53	農林水産省	農08-1	普通肥料の登録 (登録)	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規 格及び施用基準の公定、登録、検査
53	農林水産省	農08-2	普通肥料の登録 (登録の有効期間の更 新)	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規 格及び施用基準の公定、登録、検査
54	農林水産省	農09	農機具の検査	農機具の型式検査は、農業機械メーカー等の依頼に基づき実施する任意の検査

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
55	農林水産省	農10	輸出入植物等の検査	輸出入植物及び国内植物を検査し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的に基準等に適合しているか否かの検査
56	農林水産省	農11	種苗の検査	発生が国内の一部地域に限られている植物検疫上重要な病害虫のまん延を防止するため、特定の種苗の検疫検査を実施
57	農林水産省	農12-1	農薬の登録 (新規登録)	申請に基づき、農薬の見本について検査
57	農林水産省	農12-2	農薬の登録 (再登録)	申請に基づき、農薬の見本について検査
57	農林水産省	農12-3	農薬の登録 (変更登録)	申請に基づき、農薬の見本について検査
58	農林水産省	農13	輸入する指定動物の感染症の検査	指定動物を輸入した者に対して、当該指定動物に対する検査
59	経済産業省	経01-1	特定計量器の検定 (特定計量器の検定)	取引又は証明に使用する特定計量器が省令で定める技術基準に適合しているか否かの検査
59	経済産業省	経01-2	特定計量器の検定 (変成器付電気計器の検査)	変成器付電気計器について、構造及び誤差が技術基準に適合しているか否か及び電気計器が当該変成器と共に使用される場合の誤差が省令で定める誤差を超えないかどうかの検査
59	経済産業省	経01-3	特定計量器の検定 (車両等装置用計器の装置検査)	車両等装置用計量器であるタクシメーターについて、他の特定計量器が受ける検定(構造検査、器差検査)に加え、車両に取り付けられた状態における器差の検査
59	経済産業省	経01-4	特定計量器の検定 (特定計量器の定期検査)	特定計量器のうち、特に使用状況等から、性能や器差に影響を与える恐れがある計量器について、性能及び器差について定期的に行う検査
59	経済産業省	経01-5	特定計量器の検定 (特定計量器の型式承認、指定検定機関による特定計量器の試験、特定計量器の型式承認の更新)	特定計量器の型式について、試験用の特定計量器を用いて試験を行い、その構造が省令で定める技術基準に適合しているものについて与える承認
60	経済産業省	経02	基準器検査	特定計量器の検定、定期検査等に使用する基準となる計量器の検査
61	経済産業省	経03	計量証明検査	計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器であって政令で定めるものについて、当該特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに行う検査
62	経済産業省	経04	航空機の製造・修理の確認	航空機の製造及び修理が認可された方法に則っているか否かの確認
63	経済産業省	経05	航空機用機器の製造証明	航空機用機器の製造が認可された方法に則っているか否かの確認
64	経済産業省	経06	設備及び技術の検定	航空機及び航空機用機器の製造・修理に係る設備及び作業者が省令で定める基準に適合しているか否かの検査
65	経済産業省	経07	製造・修理検査	航空機及び航空機用機器の製造方法及び修理方法の認可を受けようとする許可事業者及び届出事業者の設備及び作業者が省令で定める基準に適合しているか否かの検査
66	経済産業省	経08	特別特定製品の適合性検査	特別特定製品の製造又は輸入を行うとして届出を行った者が、当該製品を販売するまでに受検する当該製品が技術基準又は検査設備等が基準を満たしているか否かの検査
67	経済産業省	経09-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)) <総務省、国土交通省と共管>	石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であって、石油パイプライン事業の用に供するものが技術基準に適合するか否かの検査

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
67	経済産業省	経09-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (業務用施設の保安検査) <総務省、国土交通省と共管>	石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であって、石油パイプライン事業の用に供するものの定期検査
68	経済産業省	経10	導管の使用前自主検査	経済産業大臣に届出をした導管の工事の計画が、実際の工事において計画通りに実施されたか否か及び技術基準に適合しているか否かのその使用開始前の自主検査
69	経済産業省	経11-1	電気工作物の検査 (事業用電気工作物の使用前検査(原子力発電所))	電気工作物の工事計画の認可を受けた設置・変更の工事等が工事計画に従って行われているか、また技術基準に適合しているか否かの検査
69	経済産業省	経11-2	電気工作物の検査 (事業用電気工作物の定期検査(原子力発電所))	電気工作物を定期的に適切な運用が行われているか否かの検査
70	経済産業省	経12	燃料体の検査 (国産燃料体の検査、輸入燃料体の検査)	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(燃料体)が、許可された設計に従って加工が行われた否か及び技術基準に適合しているか否かの検査
71	経済産業省	経13	特定電気用品の適合性検査	特定電気用品の製造又は輸入した製品を販売する前に技術基準又は検査設備等が基準を満たしているか否かの検査
72	経済産業省	経14	ガス工作物の使用前検査	ガス工作物の工事計画について、実際の工事において計画どおりに行われたか否か及び技術基準に適合しているか否かの検査
73	経済産業省	経15	特定ガス用品の適合性検査	特定ガス用品を販売するときまでに省令で定められた基準に適合しているか否かの検査
74	経済産業省	経16-1	高圧ガス製造施設等の検査 (完成検査)	高圧ガスの製造施設、貯蔵所の設置の工事を完成したときに技術基準に適合しているか否かの検査
74	経済産業省	経16-2	高圧ガス製造施設等の検査 (特定変更工事に係る完成検査)	高圧ガスの製造施設、貯蔵所の変更の工事(特定変更工事)を完成したときに技術基準に適合しているか否かの検査
74	経済産業省	経16-3	高圧ガス製造施設等の検査 (特定施設の保安検査)	高圧ガスの製造に係る特定施設が技術基準に適合しているか否かの検査
74	経済産業省	経16-4	高圧ガス製造施設等の検査 (特定設備検査)	製造又は輸入をした高圧ガスの特定施設が省令に定める技術基準に適合しているか否かの検査
74	経済産業省	経16-5	高圧ガス製造施設等の検査 (輸入特定設備検査)	特定設備が輸入後遅滞なく省令に定める技術基準に適合しているか否かの検査
74	経済産業省	経16-6	高圧ガス製造施設等の検査 (本邦に輸出される特定設備の検査)	特定設備が日本に輸入される前に日本国以外の場所で省令に定める技術基準に適合しているか否かの検査
75	経済産業省	経17	輸入高圧ガスの検査	輸入した高圧ガス及びその容器が輸入検査技術基準等に適合しているか否かの検査
76	経済産業省	経18-1	容器検査※ (容器検査) <国土交通省と共管>	容器の製造又は輸入をしたときに行う容器検査
76	経済産業省	経18-2	容器検査※ (容器再検査) <国土交通省と共管>	容器検査又は容器再検査を受けた後、一定期間を経過した容器又は損傷を受けた容器の容器再検査
77	経済産業省	経19-1	附属品検査※ (附属品検査) <国土交通省と共管>	附属品の製造又は輸入をしたときに行う検査
77	経済産業省	経19-2	附属品検査※ (附属品再検査) <国土交通省と共管>	附属品検査又は附属品再検査を受けた後の一定期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品が受けなければならない附属品再検査
78	経済産業省	経20	液化石油ガス貯蔵施設等の検査 (貯蔵施設の完成検査)	貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときの当該貯蔵施設又は特定供給設備につき、使用前に行う経済産業省令で定める技術基準に適合しているか否かの検査
79	経済産業省	経21-1	液化石油ガス充てん設備の検査 (充てん設備の完成検査)	充てん設備の設置の許可を受けた充てん事業者が、充てん設備を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したときの当該充てん設備につき、使用前に行う経済産業省令で定める技術基準に適合しているか否かの検査

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
79	経済産業省	経21-2	液化石油ガス充てん設備の検査 (充てん設備の保安検査)	許可・完成検査を経て充てんを開始した設備が、許可・完成検査のときと同じ状態で維持されているか否かについて、使用前に行う経済産業省令で定める技術基準に適合しているか否かの検査
80	経済産業省	経22	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	特定液化石油ガス器具等を販売するときまでに行う技術基準に適合しているか否かの検査
81	経済産業省	経23	火薬類の製造施設等の検査 (製造施設等の完成検査、製造施設等の変更検査、保安検査)	火薬類の製造施設や火薬庫が、許可どおりに作られ、維持されているか否かの検査
82	経済産業省	経24	鉱業権者による使用前検査	保安の確保上重要な機械、器具、建設物、工作物その他の施設についての使用前の性能検査
83	経済産業省	経25	鉱業権者による定期検査	保安の確保上特に重要な機械、器具、建設物、工作物その他の施設についてのおおむね2年ごとの性能検査
84	経済産業省	経26	機械、器具等に関する制限等	鉱山の坑内で使用する危険性の大きい機械、器具、火薬類について、その種類、型式、精度等が適切であるか否かの検定
85	経済産業省	経27	事業所の新設又は変更の確認※ <総務省と共管>	大量の石油及び高圧ガスをともに取り扱う特定事業所の新設又は変更を行う際に、当該新設又は変更が当該新設等の届出に係る新設等の計画に適合しているか否かの確認
86	経済産業省	経28	新規化学物質の届出に基づく審査※ <厚生労働省、環境省と共管>	新規化学物質の製造又は輸入に際し、その化学物質の性状に関して事前に行う審査
87	経済産業省	経29-1	加工施設の検査 (使用前検査)	加工施設の工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われているか否か並びに施設の性能が技術上の基準に適合しているか否かの使用前検査
87	経済産業省	経29-2	加工施設の検査 (施設定期検査)	加工施設の運転段階において、施設の性能が技術上の基準に適合しているか否かの毎年1回の定期検査
87	経済産業省	経29-3	加工施設の検査 (溶接検査(輸入したものに限る))	加工施設の溶接が技術上の基準に適合しているか否かの検査
87	経済産業省	経29-4	加工施設の検査 (溶接検査(輸入したものを除く))	加工施設の溶接が認可を受けた設計及び方法に従って行われているか否か並びに技術上の基準に適合しているか否かの検査
88	経済産業省	経30-1	再処理施設の検査 (使用前検査)	再処理施設の工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われているか否か並びに施設の性能が技術上の基準に適合しているか否かの使用前検査
88	経済産業省	経30-2	再処理施設の検査 (施設定期検査)	再処理施設の運転段階において、施設の性能が技術上の基準に適合しているか否かの毎年1回の定期検査
88	経済産業省	経30-3	再処理施設の検査 (溶接検査(輸入したものに限る))	再処理施設の溶接が技術上の基準に適合しているか否かの検査
88	経済産業省	経30-4	再処理施設の検査 (溶接検査(輸入したものを除く))	再処理施設の溶接が認可を受けた設計及び方法に従って行われているか否か並びに技術上の基準に適合しているか否かの検査
89	経済産業省	経31-1	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (廃棄物埋設施設等に第一種廃棄物埋設に関する確認)	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設しようとする場合における廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置が技術基準に適合しているか否かの確認
89	経済産業省	経31-2	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (廃棄物埋設施設等に第二種廃棄物埋設に関する確認)	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設しようとする場合における廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置が技術基準に適合しているか否かの確認
89	経済産業省	経31-3	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (放射性廃棄物に係る第一種廃棄物埋設施設に関する確認)	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設しようとする場合における当該埋設物とこれに関する保安のための措置が技術基準に適合しているか否かの確認
89	経済産業省	経31-4	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (放射性廃棄物に係る第二種廃棄物埋設施設に関する確認)	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設しようとする場合における当該埋設物とこれに関する保安のための措置が技術基準に適合しているか否かの確認

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
90	経済産業省	経32-1	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設に係る使用前検査)	特定廃棄物管理施設の工事が認可を受けた設計及び工事の方法に従って行われているか否か及び特定廃棄物管理施設の性能が技術基準に適合しているか否かの使用前検査
90	経済産業省	経32-2	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査)	特定廃棄物管理施設の工事が認可を受けた設計及び工事の方法に従って行われているか否か及び特定廃棄物管理施設の性能が技術基準に適合しているか否かの使用前検査(特定廃棄物管理施設を変更する場合)
90	経済産業省	経32-3	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設に係る溶接検査)	特定廃棄物管理施設のうち省令で定めるものであって溶接するものについて、その溶接が認可を受けた溶接方法に従って行われているか及び技術基準に適合しているか否かの検査
90	経済産業省	経32-4	特定廃棄物管理施設の検査 (輸入した特定廃棄物管理施設に係る溶接検査)	溶接をした特定廃棄物管理施設のうち省令で定めるもので、輸入したものについて、その溶接が技術基準に適合しているか否かの検査
90	経済産業省	経32-5	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設の定期検査)	特定廃棄物管理施設の性能について、1年ごとに行う定期検査
91	経済産業省	経33	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※ <文部科学省、国土交通省と共管>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を事業所の外において廃棄する場合における保安のために必要な措置が規定に適合しているか否かの確認
92	経済産業省	経34	核燃料物質等の運搬に関する確認※ <文部科学省、国土交通省と共管>	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合における保安のために必要な措置が技術基準に適合しているか否かの確認
93	経済産業省	経35-1	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設のうち一定のものに性能に係る定期検査) <文部科学省と共管>	廃止措置対象施設の性能が、技術基準に適合しているか否かの検査
93	経済産業省	経35-2	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設の工事(溶接検査を除く。))及び性能に関する使用前検査、 原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。))及び性能に関する使用前検査) <文部科学省と共管>	原子炉施設の工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われているか及び性能が技術基準を満たしているか否かの使用前又は変更時に行う検査
93	経済産業省	経35-3	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設の溶接検査) <文部科学省と共管>	原子炉容器その他の原子炉施設であって溶接するものが、認可を受けた方法に従って行われていること及び技術基準に適合するものであるか否かの使用前検査
93	経済産業省	経35-4	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査) <文部科学省と共管>	原子炉容器その他の原子炉施設であって溶接をするものが、認可を受けた方法に従って行われているか否か及び技術基準に適合しているか否かの使用前検査
94	経済産業省	経36-1	特定特殊自動車の検査※ (特定原動機の型式指定) <国土交通省、環境省と共管>	特定原動機技術基準に適合するか否かの検査及び均一性を有する特定原動機の型式指定
94	経済産業省	経36-2	特定特殊自動車の検査※ (少数生産車の承認) <国土交通省、環境省と共管>	少数生産車が基準に適合するか否かの自動車型式の承認
94	経済産業省	経36-3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) <国土交通省、環境省と共管>	使用開始前の特定特殊自動車特定原動機技術基準・特定特殊自動車技術基準に適合しているか否かの確認
95	経済産業省	経37	核物質防護規程の遵守状況の検査	核物質に対する防護措置を定めた「核物質防護規定」の遵守状況についての原子力事業者の検査及び防護措置が的確に実施しているか否かの国の定期的な確認
96	経済産業省	経38	核燃料物質等の輸送容器に係る承認	運搬に使用する容器について技術基準に適合していることについての承認
97	経済産業省	経39	放射能濃度についての確認	工場等において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度が、基準値を超えないことの確認

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
98	国土交通省	国01	自動車道の検査	自動車道の構造及び設備が基準に適合するか否かの供用開始前の確認
99	国土交通省	国02-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)) <総務省、経済産業省と共管>	石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であって、石油パイプライン事業の用に供するものが技術基準に適合するか否かの検査
99	国土交通省	国02-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (業務用施設の保安検査) <総務省、経済産業省と共管>	石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であって、石油パイプライン事業の用に供するものの定期検査
100	国土交通省	国03	船舶の総トン数測度	船舶を建造(改造)する場合に行う総トン数の測度
101	国土交通省	国04	小型船舶の総トン数測度	小型船舶を航行の用に供する場合に行う総トン数の測度
102	国土交通省	国05	小型漁船の総トン数測度	小型漁船を航行の用に供する場合に行う総トン数測度
103	国土交通省	国06	船舶の国際トン数測度	国際航海に従事する船舶を建造させる場合又は新たに国際航海に従事させる場合に行う国際トン数の測度
104	国土交通省	国07-1	船舶検査 (定期検査)	船舶を初めて航行の用に供する場合又は有効期間を満了した場合に、当該船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合しているか否かの精密な検査
104	国土交通省	国07-2	船舶検査 (中間検査)	定期検査と定期検査の間において国土交通省令で定める時期に、当該船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合しているか否かの簡易な検査
104	国土交通省	国07-3	船舶検査 (臨時検査)	無線電信等国土交通省令で定める改造又は修理を行う場合等に、当該船舶が航行するために必要な構造、設備等に関する技術基準に適合しているか否かの検査
105	国土交通省	国08	危険物の積付検査	危険性が極めて高い危険物を運送しようとする船舶の積載方法その他積付が適切であるか否かの検査
106	国土交通省	国09	危険物のコンテナへの収納検査	危険性の高い危険物をコンテナに収納して運送しようとする船舶の危険物のコンテナへの収納方法が適切であるか否かの検査
107	国土交通省	国10	液状化物質の積付け検査	液状化物質を運送しようとする船舶の積載方法その他積付が適切であるか否かの検査
108	国土交通省	国11-1	海洋汚染防止設備等の検査 (定期検査)	法で定める検査対象船舶を初めて航行の用に供する場合又は有効期間終了後に航行の用に供する場合に、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等が適切であるか否かの定期検査
108	国土交通省	国11-2	海洋汚染防止設備等の検査 (中間検査)	海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶について、その有効期間中における国土交通省令で定める時期に、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象設備等が適切であるか否かの中間検査
108	国土交通省	国11-3	海洋汚染防止設備等の検査 (臨時検査)	海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶について、海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備について国土交通省令で定める改造又は修理を行う場合等に、当該設備等が適切であるか否かの臨時検査
109	国土交通省	国12	焼却設備の検査	法で定める検査対象船舶を初めて航行の用に供する場合又は有効期間終了後に航行の用に供する場合に、当該船舶に設置された焼却設備が適切であるか否かの定期検査
110	国土交通省	国13	気象測器の検定	気象庁以外の行政機関の行う気象観測、それ以外の者が発表や防災のために行う気象観測に用いる気象測器、船舶安全法第4条の規定により無線電信施設を要する船舶が備え付ける気象測器、予報業務の許可を受けた者が観測に使用する気象測器が観測に適したものであるか否かの検査
111	国土交通省	国14	航空機の耐空証明	書類の検査、地上試験及び飛行試験の実機検査等を実施し、個別の航空機毎の安全性及び環境適合性に関する適合状況についての証明
112	国土交通省	国15	航空機の型式証明	航空機の設計について安全性及び環境適合性に係る基準への適合性を審査し、当該設計の航空機のうち1機の製造過程及び現状の検査を実施する証明

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
113	国土交通省	国16	航空機の修理改造検査	耐空証明のある航空機であっても、一定の範囲の修理又は改造を実施する場合に、その計画及び実施について行う検査
114	国土交通省	国17	装備品又は部品の型式又は仕様の承認	装備品・部品の設計について、安全性の基準に適合しているか否かの審査及び承認
115	国土交通省	国18	装備品等の型式適合認定	装備品・部品の設計について、安全性の基準に適合しているか否かの審査
116	国土交通省	国19	航空機装備品の予備品証明	国土交通省令に規定する重要な装備品について、設計、製造過程、整備又は改造の過程及び現状についての個別の証明
117	国土交通省	国20	空港等の検査 (工事完成検査、変更工事完成検査及び供用再開の検査)	空港等施設が許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているか否かの検査
118	国土交通省	国21-1	航空保安施設の検査(航空灯火) (工事の完成検査)	航空保安施設(航空灯火)を設置しようとする場合に、当該施設の工事完成後、当該施設に係る許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているか否かの検査
118	国土交通省	国21-2	航空保安施設の検査(航空灯火) (変更工事の完成検査)	航空保安施設(航空灯火)に変更を加えようとする場合に、当該施設の工事完成後、当該施設に係る許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているか否かの検査
118	国土交通省	国21-3	航空保安施設の検査(航空灯火) (供用再開の検査)	航空保安施設(航空灯火)の供用を再開しようとする場合に、当該施設の工事完成後、当該施設に係る許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているか否かの検査
119	国土交通省	国22-1	航空保安施設の検査(無線施設) (工事の完成検査)	航空保安施設(無線施設)を設置しようとする場合に、当該施設の工事完成後、当該施設に係る許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているか否かの検査
119	国土交通省	国22-2	航空保安施設の検査(無線施設) (変更工事の完成検査)	航空保安施設(無線施設)に変更を加えようとする場合に、当該施設の工事完成後、当該施設に係る許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているか否かの検査
119	国土交通省	国22-3	航空保安施設の検査(無線施設) (供用再開の検査)	航空保安施設(無線施設)の供用を再開しようとする場合に、当該施設の工事完成後、当該施設に係る許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているか否かの検査
120	国土交通省	国23	運航管理施設等の検査	施設が事業計画にそったものであって、導入する航空機の型式に適合しているか否か及び実際に当該施設を用いて適切な運航及び整備ができる体制が組まれているかの検査
121	国土交通省	国24	特定救急用具の検査	国土交通省令に規定する特定救急用具について、設計、製造過程及び現状に関する検査
122	国土交通省	国25	模擬飛行装置等の認定	模擬飛行装置等が、模擬飛行装置等認定要領細則の基準を満たしているかの検査
123	国土交通省	国26-1	容器検査※ (容器検査) <経済産業省と共管>	容器の製造又は輸入をしたときに行う容器検査
123	国土交通省	国26-2	容器検査※ (容器再検査) <経済産業省と共管>	容器検査又は容器再検査を受けた後、一定期間を経過した容器又は損傷を受けた容器の容器再検査
124	国土交通省	国27-1	附属品検査※ (附属品検査) <経済産業省と共管>	附属品の製造又は輸入をしたときに行う検査
124	国土交通省	国27-2	附属品検査※ (附属品再検査) <経済産業省と共管>	附属品検査又は附属品再検査を受けた後の一定期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品が受けなければならない附属品再検査
125	国土交通省	国28	鉄道施設の完成検査	工事計画に合致しているか否か及び鉄道に関する技術基準に適合しているか否かの検査
126	国土交通省	国29	車両の確認	車両が規程に適合しているか否かの確認
127	国土交通省	国30	索道施設の完成検査	工事計画に合致しているか否か及び索道施設に関する技術基準に適合しているか否かの検査
128	国土交通省	国31	軌道の運輸開始に係る検査	軌道経営者が特殊設計を含む工事等の場合における当該軌道の工事について運輸上支障がないかの検査
129	国土交通省	国32	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※ <文部科学省、経済産業省と共管>	核燃料物質又は核燃料物質による汚染された物を原子力船の外においては廃棄する場合における保安のために必要な措置が国土交通省令の規定に適合しているか否かの確認
130	国土交通省	国33	核燃料物質運搬の安全確認※ <文部科学省、経済産業省と共管>	一定量を超える量の放射能を有する核燃料物質等を工場又は事業所の外に車両により運搬する場合における国土交通省令で定める技術基準に適合しているか否かの確認

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
131	国土交通省	国34	放射性同位元素等の運搬の安全確認	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染されたもののうち、放射エネルギーが一定基準以上のものを工場又は事業所の外に車両等により運搬する場合における国土交通省令で定める技術基準に適合しているか否かの確認
132	国土交通省	国35-1	自動車検査 (新規検査)	新たに自動車を使用しようとするときに受ける検査又はいったん使用することを中断する手続をした自動車を再び使用するとき受ける検査
132	国土交通省	国35-2	自動車検査 (継続検査)	自動車検査証の有効期限が満了した後も引き続きその自動車を使用するとき受ける検査
132	国土交通省	国35-3	自動車検査 (臨時検査)	一定の範囲の自動車について事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるときに行う検査
132	国土交通省	国35-4	自動車検査 (構造等変更検査)	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更を生じるような改造を行ったとき等に受ける検査
132	国土交通省	国35-5	自動車検査 (予備検査)	販売店等が登録を受けていない自動車等について予め保安基準に適合している旨の確認を行う検査
132	国土交通省	国35-6	自動車検査 (自動車の型式指定)	販売予定車両と同一の構造装置・性能を有する自動車について、事業者の任意の申請により安全や環境の基準への適合性の審査を現車により行うとともに、自動車の品質や性能の均一性についての審査を書面にて行い、型式の指定を行う検査
132	国土交通省	国35-7	自動車検査 (特定装置の型式指定)	事業者の任意の申請により自動車の装置をその型式について指定する検査
133	国土交通省	国36	検査対象外軽自動車等の型式認定	検査対象外軽自動車等の製作者等が新型の検査対象外軽自動車等を販売する前に、安全や環境の基準への適合性の審査を現車により行うこと及び検査対象外軽自動車等の品質や性能の均一性についての書面審査及び型式の認定
134	国土交通省	国37	原動機付自転車用原動機の型式認定	原動機付自転車用原動機の構造、性能の均一性等についての審査及び当該型式の認定
135	国土交通省	国38	自動車ターミナルの検査	専用バスターミナルの構造及び設備が基準に適合するか否かの使用開始前の確認
136	国土交通省	国39	許可工作物の完成検査	ダム等の工作物を新築し、又は改築する者の当該工事について行う完成検査
137	国土交通省	国40	工事の完了検査	造成主が、宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する工事を完了したときの当該工事が技術基準に適合しているか否かの検査
138	国土交通省	国41	開発行為に関する工事の完了検査	開発許可を受けた者が、当該開発区域の全部について当該開発行為に関する工事を完了したときの都道府県知事等（地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市の区域内にあつては、当該指定都市等の長）へ届出後に行う当該工事が開発許可の内容に適合しているか否かの検査
139	国土交通省	国42	構造方法等の認定	指定性能評価機関が作成した性能評価書に基づく構造方法等の認定
140	国土交通省	国43	型式適合認定	建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分の型式が建築基準法の一連の規定に適合していることを予め行う認定
141	国土交通省	国44	建築物等の確認・検査	①一定の建築物、建築設備及び工作物を建築しようとする場合において、当該工事に着手する前に行う、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについての確認 ②工事を完了したとき等の検査
142	国土交通省	国45	工場生産浄化槽の型式の認定	浄化槽を工場において製造しようとする者の当該浄化槽が法令により定められた基準を満たしていると判断する型式の認定
143	国土交通省	国46	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認	公共の安全その他公益上影響が著しい施設について、技術基準に適合しているか否かの確認
144	国土交通省	国47-1	特定特殊自動車の検査※ (特定原動機の型式指定) <経済産業省、環境省と共管>	特定原動機技術基準に適合するか否かの検査及び均一性を有する特定原動機の型式指定
144	国土交通省	国47-2	特定特殊自動車の検査※ (少数生産車の承認) <経済産業省、環境省と共管>	少数生産車が基準に適合するか否かの自動車型式の承認
144	国土交通省	国47-3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) <経済産業省、環境省と共管>	使用開始前の特定特殊自動車特定原動機技術基準・特定特殊自動車技術基準に適合しているか否かの確認

番号 1	府省名	番号 2	制度名	検査検定の主な内容
145	環境省	環01-1	浄化槽の検査 (設置後等の水質検査)	浄化槽の工事(新規設置及び構造や規模の変更)が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かの検査
145	環境省	環01-2	浄化槽の検査 (定期検査)	浄化槽の工事(新規設置及び構造や規模の変更)が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かの定期検査
146	環境省	環02-1	一般廃棄物処理施設の検査 (一般廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用前検査)	設置許可(変更許可を含む。)が行われ、建設された一般廃棄物処理施設について、当初申請書に記載された設置に関する計画に適合しているか否かの実地検査及び申請時に提出された書類、図面等との相違の確認
146	環境省	環02-2	一般廃棄物処理施設の検査 (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)	設置許可(変更許可を含む。)が行われ、建設された一般廃棄物処理施設について、当初申請書に記載された設置に関する計画に適合しているか否かの実地検査及び申請時に提出された書類、図面等との相違の確認
147	環境省	環03-1	産業廃棄物処理施設の検査 (産業廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前検査)	一般廃棄物の最終処分場の廃止を受けようとするときに、当該最終処分場の状況が環境省令で定める基準(最終処分場として維持管理しなくともよい基準)に適合しているか否かの検査
147	環境省	環03-2	産業廃棄物処理施設の検査 (産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認)	一般廃棄物の最終処分場の廃止を受けようとするときに、当該最終処分場の状況が環境省令で定める基準(最終処分場として維持管理しなくともよい基準)に適合しているか否かの検査
148	環境省	環04	新規化学物質の届出に基づく審査※ <厚生労働省、経済産業省と共管>	新規化学物質の製造又は輸入に際し、その化学物質の性状に関して事前に行う審査
149	環境省	環05-1	特定特殊自動車の検査※ (特定原動機の型式指定) <経済産業省、国土交通省と共管>	特定原動機技術基準に適合するか否かの検査及び均一性を有する特定原動機の型式指定
149	環境省	環05-2	特定特殊自動車の検査※ (少数生産車の承認) <経済産業省、国土交通省と共管>	少数生産車が基準に適合するか否かの自動車型式の承認
149	環境省	環05-3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) <経済産業省、国土交通省と共管>	使用開始前の特定特殊自動車特定原動機技術基準・特定特殊自動車技術基準に適合しているか否かの確認

(注) 「※」を付した検査検定制度は、他府省と共管に係るものである。

## 資料 3 検査検定制度概況調査結果

# 検査検定制度概況調査結果

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
1	警察庁	警01	遊技機の認定 [昭和59年度]	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第2項	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機その他遊技の用に供する玉等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機	遊技機の認定を受けようとする風俗営業者	・都道府県公安委員会	直轄
2	警察庁	警02	遊技機の型式の検定 [昭和59年度]	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機又はじゃん球遊技機の型式	遊技機の型式の検定を受けようとする遊技機の製造業者又は輸入業者	・都道府県公安委員会 ・(財)保安電子通信技術協会	委託等
3	警察庁	警03	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定 [平成7年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の2第1項	原動機を用いる歩行補助車及びショッピングカート	原動機を用いる歩行補助車及びショッピングカートの製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
4	警察庁	警04	人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定 [平成7年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の3第1項	人の力を補うため原動機を用いる自転車（駆動補助機付自転車）	駆動補助機付自転車の製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
5	警察庁	警05	原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定 [平成4年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の4第1項	原動機を用いる身体障害者用の車いす（電動車いす）	電動車いすの製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
6	警察庁	警06	普通自転車の型式認定 [昭和53年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の5第1項	普通自転車	自転車の製作、組立て又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
7	警察庁	警07	安全器材等の型式認定 [昭和53年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の6第1項	牽引用具、自転車に備えられる反射器材、夜間用停止表示器材、昼間用停止表示器材	牽引用具、自転車に備えられる反射器材、夜間用停止表示器材、昼間用停止表示器材の製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
8	警察庁	警08	運転シミュレーターの型式認定 [平成6年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の7第1項	模擬運転装置	模擬運転装置の製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
認定を受けようとするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県公安委員会 [認定通知書の交付]	3	26,470	2,700 ～ 62,300	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの手数料収入については把握していない。)	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの実施費用については把握していない。)
検定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	都道府県公安委員会 [検定通知書による通知及び公示]	3	24,680	6,300 ～ 1,816,000	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの手数料収入については把握していない。)	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの実施費用については把握していない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	0	183,000	試験実施機関が独自で決定	0	0
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	54	255,000 ～ 308,000	試験実施機関が独自で決定	1,848(普通自転車の同時申請分の場合の収入を含む)	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	17	183,000	試験実施機関が独自で決定	384	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	54	235,000	試験実施機関が独自で決定	0	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	0	3,150 ～ 367,500	試験実施機関が独自で決定	0	0
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	1	916,000 ～ 1,420,000	試験実施機関が独自で決定	142	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
9	総務省	総01-1	無線局の検査 (新設検査) [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第10条第1項	無線局(固定通信、衛星通信、移動通信、航空通信、海上通信、TV放送及びFMラジオ放送)の無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類	予備免許を受けた者(電気通信事業者、放送事業者等)	総務省(本省、総合通信局、沖縄総合通信事務所)	直轄
9	総務省	総01-2	無線局の検査 (変更検査) [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第18条	無線局(固定通信、衛星通信、移動通信、航空通信、海上通信、TV放送及びFMラジオ放送)の無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更内容	変更許可を受けた者(電気通信事業者、放送事業者等)	総務省(本省、総合通信局、沖縄総合通信事務所)	直轄
10	総務省	総02	無線設備の機器の検定 [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第37条	周波数測定装置、レーダー、船舶に施設する救命用の無線設備の機器、義務船舶局の無線設備の機器、船舶地球局の無線設備の機器、航空機に施設する無線設備の機器	検定を受けようとする機器の製造者又は輸入業者	総務省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
予備免許を受けた者から、工事が落成したとの届出後	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長 [無線検査簿又は検査結果通知書、免許状の交付]	○放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）： 当該放送の目的を達成するために必要な期間  ○放送試験局： 2  ○実用化試験局： 2  ○電波法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局（本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。）： 1  ○その他の無線局： 5	12,194	2,450 ～ 1,396,500	電波法関係手数料令第3条	4,067	不詳
変更の許可を受けた者から、工事が完了したとの届出後	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長 [無線検査簿又は検査結果通知書、免許状の交付（免許状に変更を生ずる場合）]	○放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）： 当該放送の目的を達成するために必要な期間  ○放送試験局： 2  ○実用化試験局： 2  ○電波法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局（本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。）： 1  ○その他の無線局： 5	6,643	2,450 ～ 240,300	電波法関係手数料令第4条	1,935	—
船舶等に施設する前段階	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④運転中	総務大臣 [合格証書の交付]	なし	6	711,900 ～ 1,652,100	電波法関係手数料令第10条	624	10,122 （試験業務実施にあたっての契約額である。職員の人件費は、含まれていない。）

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
11	総務省	総03	技術基準適合証明等 (特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証) [昭和56年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第38条の2	特定無線設備	技術基準適合証明又は工事設計認証を受けようとする者(製造業者等)	・登録証明機関:(株)アールエフ・テクノロジー、インターテックジャパン(株)、(株)ケミトックス、(株)コスモス・コーポレーション、(株)ザクタクテクノロジーコーポレーション、(株)ディーエスピーリサーチ、テュフズードオートマ(株)、テュフ・ラインランド・ジャパン(株)、(財)テレコムエンジニアリングセンター、(財)日本アマチュア無線振興協会、(株)UL Japan ・自主確認、自主保安:製造業者、輸入業者  ※(株)ケミトックスについては、平成23年3月15日廃止	推薦等
12	総務省	総04	高周波利用設備の型式の指定 [昭和47年度]	・電波法(昭和25年法律第131号)第100条 ・電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第46条、第46条の3	誘導式読み書き通信設備、搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、超音波洗浄器、超音波加工機、超音波ウェルダ、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械又は無電極放電ランプ	指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者	総務省	直轄
13	総務省	総05	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査(測定器等の較正) [平成9年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2、第38条の8、第102条の18	無線設備の点検に用いる測定器その他の設備:①周波数計、②スペクトル分析器、③電界強度測定器、④高周波電力計、⑤電圧電流計、⑥標準信号発生器、⑦周波数標準器	登録点検事業者、登録証明機関	・(独)情報通信研究機構 ・(財)テレコムエンジニアリングセンター(指定較正機関)	委託等
14	総務省	総06	事業用電気通信設備の自己確認 [昭和60年度]	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第42条	電気通信設備(電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備)	電気通信事業者(電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者)	自主確認・自主保安:電気通信事業者	—
15	総務省	総07-1	技術基準適合認定(端末機器技術基準適合認定) [昭和60年度]	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第53条第1項、第102条及び第104条第4項	端末機器(事業用電気通信回線設備(電話用設備、無線呼出用設備、総合デジタル通信用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備)の一端に接続されるもの)	技術基準適合認定を受けようとする者(端末機器製造事業者等)	・総務省(登録認定機関としての登録を受ける者が存在しない場合等において必要と認めるときに限る。) ・(財)電気通信端末機器審査協会 ・(株)ディーエスピーリサーチ ・(株)ケミトックス ・テュフ・ラインランド・ジャパン(株) ・(株)コスモス・コーポレーション	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
無線局として開設する前段階	①型式・個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	登録証明機関 [技術基準適合証明書又は工事設計認証書の交付]	なし	36,393	29,000 ～ 760,000	登録証明機関が独自で決定	61,895	64,088 (管理費別途) 【財団法人テレコムエンジニアリングセンター】
設備設置前	①型式 ②書面 ③検査場内 ④—	総務大臣 [書面により申請者に通知]	なし	286	0	—	0	不詳
年に1回（較正を行った日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内）	①個別（全数） ②実地 ③検査場内 ④運転中	・（独）情報通信研究機構 ・（財）テレコムエンジニアリングセンター（指定較正機関） [較正完了通知書の通知]	なし	3,459	・（独）情報通信研究機構： 100,200 ～ 325,300  ・（財）テレコムエンジニアリングセンター： 10,800 ～ 72,500	・（独）情報通信研究機構： 電波法関係手数料令第20条  ・（財）テレコムエンジニアリングセンター：独自で決定	・（独）情報通信研究機構： 155  ・（財）テレコムエンジニアリングセンター： —	・（独）情報通信研究機構： 398  ・（財）テレコムエンジニアリングセンター： —
設備の使用開始前	①個別（全数） ②書面 ③— ④運転停止	—	なし	97	—	—	—	—
端末設備の使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	総務大臣、登録認定機関又は承認認定機関（登録認定機関が認定業務を行っている場合は、総務大臣は当該認定業務を行わないこととなっている。） [端末機器技術基準適合認定：端末機器技術基準適合認定をした旨の表示]	端末設備に変更がない限り有効	2	22,200 ～ 110,000	登録認定機関が独自で決定	11,663 【財団法人電気通信端末機器審査協会】	11,340 【財団法人電気通信端末機器審査協会】

番号 1	府省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
15	総務省	総務省 07-2	技術基準適合認定 (端末機器の設計に ついての認証) [平成10年度]	電気通信事業法 (昭和59年法律 第86号) 第56条 第1項、第103条 及び第104条第7 項	端末機器(事業用電気通信回線設 備(電話用設備、無線呼出用設 備、総合デジタル通信用設備、専 用通信回線設備又はデジタルデー タ伝送用設備)の一端に接続され るもの)	端末機器を取り扱うこと を業とする者(端末機器 製造事業者等)	・総務省(登録認定機関として の登録を受ける者が存在しない 場合等において必要と認めると きに限り。) ・(財)電気通信端末機器審査協 会 ・(株)ディーエスピーリサーチ ・(株)ケミトックス ・デュフ・ラインランド・ジャ パン(株) ・(株)コスモス・コーポレイ ション	推薦等
16	総務省	総務省 08-1	製造所等の検査 (完成検査) [昭和34年度]	消防法(昭和23 年法律第186号) 第11条第5項	・設置された製造所等 ・位置、構造若しくは設備を変更 した製造所等	製造所等の設置の許可を 受けたもの ・製造所等の位置、構造 又は設備の変更の許可を 受けたもの	・総務大臣 ・都道府県知事、市町村長	直轄
16	総務省	総務省 08-2	製造所等の検査 (完成検査前検査) [昭和51年度]	消防法(昭和23 年法律第186号) 第11条の2	設置又は位置、構造若しくは設備 の変更の許可を受けた製造所等 のうち、液体の危険物を貯蔵し、又 は取り扱うタンクを有するもの	製造所等の設置又は製造 所等の位置、構造若しく は設備の変更の許可を受 けた者で、当該設置又は 変更を行った者	・総務大臣 ・都道府県知事、市町村長 ・危険物保安技術協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
端末設備の使用 前	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④一	総務大臣、登録 認定機関又は承 認認定機関（登 録認定機関が認 定業務を行って いる場合は、総 務大臣は当該認 定業務を行わな いこととなって いる。） [設計認証]	端末設備に変更が ない限り有効	928	80,000 ～ 485,000	登録認定機関 が独自で決定	11,663 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】	11,340 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】
・製造所等を設 置したとき ・製造所等の位 置、構造又は設 備を変更したと き	①個別（全数） ②実地（一部書 面可） ③現地 ④運転停止（仮 使用承認により 一部運転可）	市町村長等 [完成検査済証 の交付]	なし	38,013	13,000 ～ 5,900,000 ※変更の許可 に関する事務 については、 設置の許可に 関する事務の 手数料の金額 の2分の1に 相当する金額	・消防法第16 条の4第1 項、危険物の 規制に関する 政令第40条 ・地方公共団 体：地方公共 団体の手数料 の標準に關 する政令別表 第18項に基づ き 条例に規定	不詳	不詳
完成検査を受け る前において、 政令で定める工 事の工程ごと	①個別（全数） ②実地（一部書 面可） ③現地 ④運転停止（仮 使用承認により 一部運転可）	市町村長等 [タンク検査済 証の交付]	なし	12,979	6,000 ～ 18,700,000	・消防法第16 条の4第1 項、危険物の 規制に関する 政令第40条 ・地方公共団 体：地方公共 団体の手数料 の標準に關 する政令別表 第20項に基づ き 条例に規定	不詳	不詳

番号 1	府 省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
16	総務省	08-3	製造所等の検査 (特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査) [昭和49年度]	消防法(昭和23年法律第186号)第14条の3第1項	・屋外タンク貯蔵所については、貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が10,000k1以上のもの(特定屋外タンク貯蔵所) ・移送取扱所については、配管の延長が15kmを超えるもの、又は配管に係る最大常用圧力が0.95Mpa以上でかつ配管の延長が7km以上15km以下のもの のうち、危険物の規制に関する政令第8条の4第2項に定める時期に該当するもの	政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者	・総務大臣 ・都道府県知事、市町村長 ・危険物保安技術協会	委託等
16	総務省	08-4	製造所等の検査 (不等沈下等の場合の特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査) [昭和51年度]	消防法(昭和23年法律第186号)第14条の3第2項	最大容量が1,000k1以上の屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所)のうち、不等沈下その他の政令で定める事由が生じたもの	不等沈下その他の政令で定める事項が生じた特定屋外タンク貯蔵所の、所有者、管理者又は占有者	・都道府県知事、市町村長 ・危険物保安技術協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
原則として8年に1回	①個別（全数） ②実地（一部書面可） ③現地 ④運転停止（移送取扱所については運転中のケースあり）	市町村長等 [保安検査済証の交付]	○保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所： 10又は13  ○特殊の方法を用いて底部の板の厚さを測定した特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所： 特殊液体危険物タンクの底部の板の厚さの1年あたりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める8年以上15年以内の期間  ○岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所： 10  ○特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所： 13  ○上記以外の億体特定屋外タンク貯蔵所： 8  ○移送取扱所： 1	・市町村：313 ・都道府県：4 ・危険物保安技術協会：不詳	70,000 ～ 5,260,000	・消防法第16条の4第1項、危険物の規制に関する政令第40条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令第22項 ・地方公共団体：地方公共団体の手数料の標準に関する政令別表第22項に基づき条例に規定	不詳	不詳
製造所等の完成後に、不等沈下など一定の事由が生じた場合	①個別（全数） ②実地（一部書面可） ③現地 ④運転停止	市町村長等 [保安検査済証の交付]	なし	0	340,000 ～ 4,400,000	・消防法第16条の4第1項、危険物の規制に関する政令第40条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令第23項 ・地方公共団体：地方公共団体の手数料の標準に関する政令別表第22項に基づき条例に規定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
17	総務省	総09-1	検定対象機械器具等の検定 (型式承認に係る試験) [昭和38年度]	消防法(昭和25年法律第186号)第21条の3、第21条の4	消防用機械器具等のうち、消防法施行令で定める14品目(消防用設備等の基幹的な部品や、試験により再使用が不能になる品目等を対象にしている。) ①消火器、②消火器用消火薬剤、③泡消火薬剤、④消防用ホース、⑤消防用ホースの結合金具、スプリングラー設備等(⑥閉鎖型スプリングラーヘッド、⑦流水検知装置、⑧一斉開放弁)、火災報知設備等(⑨感知器・発信器、⑩中継器、⑪受信機)、⑫漏電火災警報器、⑬金属製避難はしご、⑭緩降機	型式承認を受けるため検定対象機械器具等についての試験を受けようとする者	日本消防検定協会	委託等
17	総務省	総09-2	検定対象機械器具等の検定 (個別検定) [昭和38年度]	消防法(昭和25年法律第186号)第21条の8	消防用機械器具等のうち、消防法施行令で定める14品目(消防用設備等の基幹的な部品や、試験により再使用が不能になる品目等を対象にしている。) ①消火器、②消火器用消火薬剤、③泡消火薬剤、④消防用ホース、⑤消防用ホースの結合金具、スプリングラー設備等(⑥閉鎖型スプリングラーヘッド、⑦流水検知装置、⑧一斉開放弁)、火災報知設備等(⑨感知器・発信器、⑩中継器、⑪受信機)、⑫漏電火災警報器、⑬金属製避難はしご、⑭緩降機	型式承認を受けた者で当該型式承認に係る検定対象機械器具等に係る個別検定を受けようとする者	日本消防検定協会	委託等
18	総務省	総10-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)) [昭和47年度] <経済産業省(67)、国土交通省(99)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第16条第1項、第4項、第18条第1項、第19条第2項	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	主務大臣に検査の申請を行った石油パイプライン事業者	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣	直轄
18	総務省	総10-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の保安検査) [昭和47年度] <経済産業省(67)、国土交通省(99)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第29条	事業用施設(送油圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備)	石油パイプライン事業者	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
型式承認を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	— (日本消防検定協会又は登録検定機関において実施した試験の結果に基づき、総務大臣は当該型式を承認) [型式試験：試験結果に意見を付して通知 (型式承認：型式承認をした場合は、その旨を通知)]	なし	240	12,200 ～ 130,000	日本消防検定協会が独自で決定	940	108,946
型式承認を受けた者が当該型式承認に係る検定対象機械器具等に係る個別検定を受けようとするとき	①個別（抽出） ②実地 ③現地 ④—	日本消防検定協会又は登録検定機関 [個別検定に合格した検定対象機械器具等に合格した旨の表示]	なし	18,540,272	9 ～ 13,965	日本消防検定協会が独自で決定	117,164	117,164
当該事業用施設の工事完成後など	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [完成検査合格証の交付]	なし	2	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第1項	105	1 (検査に要した旅費（国土交通省、経済産業省分を除く。）)
前回の検査の日から1年を経過した日の前後1月を超えない日（ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [検査結果通知書の交付]	検査周期は最大で13か月 (ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期。)	1	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第2項	53	1 (検査に要した旅費（国土交通省、経済産業省分を除く。）)

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
19	総務省	総11	事業所の新設又は変更の確認※ [昭和50年度] ＜経済産業省(85)と共管＞	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第11条第1項	第1種特定事業者のうち石油と高圧ガスを共に扱う特定事業所(レイアウト事業所)の事業所内の配置等	レイアウト事業所の新設又は変更をする特定事業者	総務省、経済産業省	直轄
20	総務省	総12	特定防災施設等の設置の検査 [昭和50年度]	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第15条第2項	特定防災施設等(流出油等防止堤、消火用屋外給水施設、非常用通報設備)	特定事業所において特定防災施設等を設置した特定事業者	市町村等	直轄
21	総務省	総13	防災性能の確認 [昭和56年度]	・消防法(昭和25年法律第186号)第8条の3 ・消防法施行令(昭和36年政令第37号)第4条の3 ・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の5	カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等、展示用合板、どん帳その他舞台において使用する幕及び大道具の合板、工事用シート	登録表示者のうち防災物品又はその材料が防災性能を有することを登録確認機関に依頼するもの	・(財)日本防災協会 ・(財)日本繊維製品品質技術センター ・自主確認・自主保安：消防庁長官の表示を受けた防災表示を付する者	推薦等
22	総務省	総14	消防用設備等の認定 [昭和56年度]	・消防法(昭和25年法律第186号)第17条の3の2 ・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の3、第31条の4	一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具は37種類	消防用設備等の製造、販売又は輸入を業とする者	・(財)日本消防設備安全センター ・(社)日本消防放水器具工業会 ・(社)全国避難設備工業会 ・(社)日本電気協会 ・(社)電線総合技術センター ・(社)日本内燃力発電設備協会 ・日本消防検定協会	推薦等
23	総務省	総15	特殊消防用設備等の性能評価 [平成16年度]	消防法(昭和25年法律第186号)第17条第3項、第17条の2、第17条の2の2	特殊消防用設備等	防火対象物の関係者で、通常用いられる消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を設置しようとする者	・日本消防検定協会 ・(財)日本消防設備安全センター	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
新設又は変更の 工事完了後	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	総務大臣、経済 産業大臣 [新設等計画に 適合しているこ とを確認した旨 の通知を現地に て手交]	なし	19	99,050 ～ 476,800	石油コンビ ナート等災害 防止法施行令 第43条	304	100 (検査に要し た旅費（経済 産業省分を除 く。))
特定防災施設等 の設置後	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	市町村長等 [検査済証の交 付]	なし	不詳	22,000 ～ ※流出油等防 止堤及び屋外 給水施設に あつては、基 本額へ長さに 応じて手数料 加算	地方公共団 体の手数料の標 準に関する政 令第104に基 づき条例に規 定	不詳	不詳
防災性能を有す ることの確認を 受けようとする とき	①型式・個別（抽 出） ②実地 ③検査場内 ④—	— (登録表示者 が、自ら又は登 録確認機関によ り、消防法令で 定めている防災 性能を確認した 場合に、防災表 示)	なし	1,849	4,600 ～ 9,000	登録確認機関 が独自で決定	7,630	9,978
認定を受けよう とするとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	— (登録認定機関 において、認定 した消防用設備 等に、消防法令 に定める設備等 技術基準に適合 している旨の表 示)	なし	802	不詳	登録認定機関 が独自で決定	不詳	不詳
特殊消防用設備 等の性能評価を 受けようとする とき	①— ②書面 ③— ④—	— (日本消防検 定協会又は登録 検定機関におい て実施した性能 評価の結果に基 づき、総務大臣 は当該特殊消防 用設備等を認定 )[結果の通知]	なし	8	1,050,000 ～ 3,150,000	日本消防検 定協会及び登録 検定機関が独 自で決定	1,286	1,583

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
24	文部科学省	文01-1	原子炉施設の検査※ (原子炉施設の工事(溶接するものの溶接を除く。)及び性能に関する使用前検査、原子炉施設の変更に係る工事(溶接をするものの溶接を除く。)及び性能に関する使用前検査) [昭和32年度] <経済産業省(93)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条	試験研究の用に供する原子炉施設(うち、使用前の原子炉施設が対象)	・試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、運転を開始する前の者 ・試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、原子炉施設を変更する者	文部科学省	直轄
24	文部科学省	文01-2	原子炉施設の検査※ (原子炉施設の溶接検査、原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査) [昭和61年度] <経済産業省(93)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条の2	・原子炉容器その他の主務省令で定める原子炉施設であって、溶接をするもの ・溶接をした原子炉格納容器その他の主務省令で定める原子炉施設であって輸入したもの	溶接施行工場	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
24	文部科学省	文01-3	原子炉施設の検査※ (原子炉施設のうち一定のものに関する定期検査) [昭和32年度] <経済産業省(93)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第29条	原子炉施設のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定めるもの	試験研究の用に供する原子炉を設置する者	文部科学省	直轄
25	文部科学省	文02-1	核燃料物質の使用施設等の検査 (核燃料物質の使用施設等に係る施設検査(溶接検査を除く。)、核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。)) [昭和36年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める核燃料物質の使用施設等	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める核燃料物質の使用者であって、使用を開始する前の者 ・施行令で定める核燃料物質の使用者であって、使用施設等を変更する者	文部科学省	直轄
25	文部科学省	文02-2	核燃料物質の使用施設等の検査 (使用施設等に係る溶接検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の3	核燃料物質の貯蔵容器その他の文部科学省令で定める使用施設等であって、溶接をするもの	溶接施行工場	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
試験研究の用に供する原子炉の使用の開始前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣 [使用前検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	18	520,300 ～ 1,325,100	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	1,173	547
原子炉施設の使用前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	2	1,700 ～	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第2項及び別表第2	2	30
毎年1回定期	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	文部科学大臣 [施設定期検査合格証の交付]	なし	13	254,400 ～ 1,218,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	291	370
・施行令で定める核燃料物質を使用する前 ・施行令で定める核燃料物質の使用者が使用施設等を変更する場合	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣 [検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	13	149,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	224	202
核燃料物質の使用施設等の使用開始前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	9	1,700 ～	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第2項及び別表第2	548	134

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
26	文部科学省	03	廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄に関する確認※ [昭和53年度] <経済産業省(91)、国土交通省(129)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第58条	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める場合において、試験研究の用に供する原子炉を設置する者又は核燃料物質の使用者が講ずる、事業所外の廃棄に関する措置 ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄施設に廃棄する場合(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した原子炉設置者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。) ・法第62条第1項ただし書に該当して核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の海洋投棄をする場合以外の場合	試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
27	文部科学省	04-1	核燃料物質等の運搬に関する確認※ (運搬に関する確認) [昭和53年度] <経済産業省(92)、国土交通省(130)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(うち、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止及び核物質防護のため特に必要があるとして政令で定める場合が対象)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める場合において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する試験研究炉設置者及び核燃料物質使用者	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構(承認容器による運搬に係るものに限る。)	委託等
27	文部科学省	04-2	核燃料物質等の運搬に関する確認※ (輸送容器の承認) [昭和53年度] <経済産業省(92)、国土交通省(130)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬に使用する容器	政令で定める場合において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する試験研究炉設置者及び核燃料物質使用者	文部科学省	直轄
28	文部科学省	05-1	放射性同位元素の使用施設等の検査 (施設検査) [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第12条の8	放射性同位元素等を取り扱う使用施設・廃棄替替施設等	特定許可使用者又は許可廃棄業者のうち、一定要件を満たす放射性同位元素等を取り扱う使用施設等の設置又は変更しようとする者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
28	文部科学省	05-2	放射性同位元素の使用施設等の検査 (定期検査) [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第12条の9	放射性同位元素等を取り扱う使用施設・廃棄替替施設等	特定許可使用者又は許可廃棄業者のうち、一定要件を満たす放射性同位元素等を取り扱う使用施設等を一定期間使用する者	(財)原子力安全技術センター	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者が、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄するとき	①個別（全数） ②一 ③現地 ④一	文部科学大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	0	102,300	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	0	0
試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者が、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場等の外で運搬するとき	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	文部科学大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [運搬確認証の交付]	なし	19	66,800 ～ 1,030,200	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	149	317
試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者が、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場等の外で運搬するとき	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	文部科学大臣 [容器承認書の交付]	承認容器として使用する期間（申請により更新可）	9	182,000 ～ 702,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	141	333
放射性同位元素等を取り扱う使用施設等の使用前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全技術センター [施設検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	151	254,900 ～ 1,679,300	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条第1項第4号	10,329 (施設検査及び定期検査)	9,749 (施設検査及び定期検査)
○非密封線源の特定許可使用者、許可廃棄業者：施設設置に伴う施設検査の合格日又は前回の定期検査の日から3年以内  ○上記以外の特定許可使用者：施設設置に伴う施設検査の合格日又は前回の定期検査の日から5年以内	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全技術センター [定期検査合格証の交付]	○非密封線源の特定許可使用者、許可廃棄業者：3  ○上記以外の特定許可使用者：5	225	254,900 ～ 1,679,300	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条	10,329 (施設検査及び定期検査)	9,749 (施設検査及び定期検査)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
29	文部科学省	文06	放射性同位元素等の設計認証等 [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第12条の2	放射線障害防止のための機能を有する部分の設計等について、文部科学大臣又は登録認証機関によって承認された放射性同位元素装備機器	放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
30	文部科学省	文07	放射性同位元素等の運搬物確認 [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条第2項	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物のうち、文部科学大臣の定める放射能の量を超える放射性輸送物（BM型輸送物・BU型輸送物）	許可届出使用者等のうち、放射線障害の防止のために特に必要があるとされる放射性同位元素等を工場又は事業所の外で運搬する者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
31	文部科学省	文08	教科書の検定 [昭和22年度]	学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項、第49条、第62条、第70条、第82条	著作者又は発行者が、文部科学大臣に検定を申請した図書	教科用図書検定の申請をした者	文部科学省	直轄
32	厚生労働省	厚01	病院等の構造設備の使用前検査 [昭和23年度]	医療法（昭和23年法律第205号）第27条	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の構造、設備	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所	・地方厚生局 ・都道府県	直轄
33	厚生労働省	厚02	理容所の使用前の確認 [昭和30年度]	理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2	理容所の構造設備	理容所の開設者	都道府県（保健所設置市、特別区）	直轄
34	厚生労働省	厚03	美容所の使用前の確認 [昭和30年度]	美容師法（昭和32年法律第163号）第12条	美容所の構造設備	美容所の開設者	都道府県（保健所設置市、特別区）	直轄
35	厚生労働省	厚04	クリーニング所の使用前の確認 [昭和39年度]	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2	クリーニング所の構造設備	クリーニング所の開設者	都道府県（保健所設置市、特別区）	直轄
36	厚生労働省	厚05	製品検査（食品・添加物等の検査） [昭和23年度]	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第25条	タール色素（販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用するもの）	タール色素（着色料）を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用しようとする者	登録検査機関：(財)日本食品分析センター、(財)日本冷凍食品検査協会、(財)食品環境検査協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
放射性同位元素 装備機器の認証 を受けようとする とき	①個別（全数） ②実地（必要に応 じて） ③現地（必要に応 じて） ④運転停止	(財)原子力安全 技術センター [認証番号等の表 示]	なし	○設計認証： 22  ○特定設計認 証：1	○設計認証： 210,100  ○特定設計認 証： 210,100	放射性同位元 素等による放 射線障害の防 止に関する法 律施行令第31 条第1項第3 号	504	460
確認を受ける放 射性輸送物を運 搬する前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全 技術センター [運搬確認証の 交付]	運搬することに確 認を実施	383	33,100 ～ 131,100	放射性同位元 素等による放 射線障害の防 止に関する法 律施行令第31 条第1項第8 号	1,620	1,764
検定の申請がな されてから検定 の決定又は検定 審査不合格の決 定がなされるま で	①— ②— ③— ④— (申請図書及び添 付書類について、 文部科学省におい て審査)	文部科学大臣 [検定決定の通 知]	基本的には学習指 導要領の改訂まで	152	小学校用270 円/ページ、 中学校用440 円/ページ、 高等学校用 540円/ページ (下限54,000 円、ページ数 はA5版換算)	教科用図書検 定規則第13条 第1項	1,511	不詳
病院、患者を入 院させるための 施設を有する診 療所又は入所施 設を有する助産 所における構造 設備を使用する 前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	都道府県知事及 び地方厚生局長 [承認書の交 付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	不詳	不詳	地方公共団 体が独自で決定	不詳	不詳
理容所を開設し ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	3,041	不詳	地方公共団 体の条例による	不詳	不詳
美容所を開設し ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	9,779	不詳	地方公共団 体の条例による	不詳	不詳
クリーニング所 を開設しようと するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	3,494	不詳	地方公共団 体の条例による	不詳	不詳
タール色素（着 色料）を販売 し、販売の用に 供するために陳 列し、又は営業 上使用するとき	①個別（抽出） ②実地 ③検査場内・実地 ④—	検査の実施主体 登録検査機関 [製品検査合格 証の交付]	なし	139	不詳 (統計資料が ないため不 明)	登録検査機 関が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
37	厚生労働省	厚06	獣畜のとさつ又は解体検査 [昭和28年度]	と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条	牛、馬、豚、めん羊及び山羊	と畜業者	・都道府県 ・保健所設置市	直轄
38	厚生労働省	厚07	専用水道布設工事の設計の確認 [昭和32年度]	水道法(昭和32年法律第177号)第32条	専用水道に係る施設	専用水道の設置者	・都道府県 ・保健所設置市 ・特別区	直轄
39	厚生労働省	厚08	簡易専用水道の管理についての検査 [昭和53年度]	水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項	簡易専用水道に係る施設	簡易専用水道の設置者	・地方公共団体 ・厚生労働大臣の登録を受けた者:公益法人((財)ビル管理教育センター、(社)日本食品衛生協会、(財)食品薬品安全センター、(財)日本環境衛生センター、(財)日本文化用品安全試験所、(財)関西環境管理技術センター、(一般・財)化学物質評価研究機構等)、株式会社等約110機関	推薦等
40	厚生労働省	厚09	医薬品、医療機器の検定※ [昭和35年度] <農林水産省(52)と共管>	・薬事法(昭和35年法律第145号)第43条 ・薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和38年厚生省告示第279号)等	生物学的製剤(ワクチン、血液製剤等)	検定対象品目に係る法第14条の承認もしくは法第23条の2の認証を取得している製造販売業者又は法第19条の2の承認を取得している外国特例承認取得者もしくは法第23条の2の認証を取得している外国指定管理医療機器製造等事業者の選任する製造販売業者	国立感染症研究所 国立医薬品食品衛生研究所	直轄
41	厚生労働省	厚10	新規化学物質の届出に基づく審査※ [昭和48年度] <経済産業省(86)、環境省(148)と共管>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第4条	新規化学物質	新規化学物質の製造又は輸入をしようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同委員会	直轄
42	厚生労働省	厚11	食鳥検査 [平成3年度]	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条	鶏、あひる、七面鳥	食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)	・都道府県、保健所設置市、特別区 ・指定検査機関(社)岩手県獣医師会等)	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
獣畜のとさつ又は解体しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	都道府県知事、保健所設置市長 [合格印の押印]	なし	牛： 1,232,444 馬： 14,603 豚： 17,113,860 めん羊： 5,379 山羊： 2,383	牛： 200～1,520 仔牛： 100～1,300 馬： 200～1,520 豚： 100～1,300 めん羊・山羊： 60～1,300	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
専用水道の布設工事に係る確認申請があった場合	①— ②書面 ③— ④—	・都道府県知事 ・保健所設置市の市長 ・特別区の区長 [通知]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
定期（1年以内ごとに1回）	①— ②書面・実地 ③現地 ④運転中	— (合格付与を行うものではなく、検査者が、検査済を証する書類を交付するもの)	1	不詳	不詳	地方公共団体、登録検査機関等が独自で決定	不詳	不詳
医薬品等を販売し、授与し、又は販売又は授与の目的で貯蔵し、もしくは陳列する前	①個別（全数） ②— ③検査場内 ④運転停止	・国立感染症研究所 ・国立医薬品食品衛生研究所 【国立感染症研究所が発行する国家検定成績通知書により都道府県知事あて通知、かつ所要数の検定合格証紙の送付。都道府県知事は、その合格を受験者に通知、かつ検定に合格した医薬品又は医療機器を納めた容器等を検定合格証紙で封】	なし	1,081	159,500 ～ 49,237,300	薬事法施行令第58条 薬事法第四十三条の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）	69,822	52,952
新規化学物質の製造又は輸入をしようとするとき	①— ②書面 ③— ④—	—	なし	577	0	—	0	不詳
食鳥をとさつしようとするとき（内臓を摘出しようとするとき及び内臓を摘出したときを含む。）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	・都道府県知事 ・保健所設置市長 ・特別区長 [一]	なし	ブロイラー： 653,201,828 成鶏： 93,601,491 その他： 2,523,231	ブロイラー・成鶏： 3～6	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-1	特定機械等の検査 (ボイラーの構造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第5条	ボイラー	ボイラーを製造した者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関((社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会(規則第5条第1項に規定する特定廃熱ボイラーに限る。))	推薦等
43	厚生労働省	厚12-2	特定機械等の検査 (ボイラーの溶接検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第7条	溶接によるボイラー	溶接によるボイラーの溶接をしようとする者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関:(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会(規則第5条第1項に規定する特定廃熱ボイラーに限る。)	推薦等
43	厚生労働省	厚12-3	特定機械等の検査 (ボイラーの使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第12条第1項	輸入等されたボイラー	ボイラーを輸入等した者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関:(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会(規則第5条第1項に規定する特定廃熱ボイラーに限る。)	推薦等
43	厚生労働省	厚12-4	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の構造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第51条	第一種圧力容器	第一種圧力容器を製造した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-5	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の溶接検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第53条	溶接による第一種圧力容器	溶接による第一種圧力容器を溶接しようとする者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-6	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第57条	輸入等された第一種圧力容器	第一種圧力容器を輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-7	特定機械等の検査 (移動式クレーンの製造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第55条、第59条	つり上げ荷重が3トン以上の製造された移動式クレーン	移動式クレーンを製造した者	都道府県労働局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
ボイラーを製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	構造検査実施者 [ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に構造検査済の印を押しして交付]	なし	721	17,600 ～ 81,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	22,294	8,305 (特定機械等 検査用備品)
溶接によるボイラーの溶接をしようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	溶接検査実施者 [ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー溶接明細書に溶接検査済の印を押しして交付]	なし	387	21,300 ～ 61,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	12,550	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーを輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	使用検査実施者 [ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に使用検査済の印を押しして交付]	なし	721	17,600 ～ 81,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	22,294	8,305 (特定機械等 検査用備品)
圧力容器を製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器溶接明細書に構造検査済の印を押しして交付]	なし	3,217	9,900 ～ 41,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	56,470	8,305 (特定機械等 検査用備品)
溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器溶接明細書に溶接検査済の印を押しして交付]	なし	2,417	21,300 ～ 53,800	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	96,585	8,305 (特定機械等 検査用備品)
第一種圧力容器を輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器明細書に使用検査済の印を押しして交付]	なし	3,217	9,900 ～ 41,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	88,821	8,305 (特定機械等 検査用備品)
移動式クレーンを製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に製造検査済の印を押しして交付。また、移動式クレーン検査証の交付]	なし	1,543	15,300 ～ 93,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	64,365	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-8	特定機械等の検査 (移動式クレーンの使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第57条	つり上げ3トン以上の輸入等された移動式クレーン	移動式クレーンを輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-9	特定機械等の検査 (ゴンドラの製造検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第4条	製造されたゴンドラ	ゴンドラを製造した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-10	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第6条	輸入等されたゴンドラ	ゴンドラを輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-11	特定機械等の検査 (ボイラーの落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第14条	設置されたボイラー	ボイラーを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-12	特定機械等の検査 (ボイラーの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第42条第1項	主要な部分又は設備を変更したボイラー	ボイラーの主要な部分又は設備に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-13	特定機械等の検査 (ボイラーの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第46条	使用を休止したボイラーで、再び使用しようとするもの	使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-14	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第59条	設置された第一種圧力容器	第一種圧力容器を設置した者	労働基準監督署	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
移動式クレーンを輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に使用検査済の印を押しして交付。また、移動式クレーン検査証の交付]	なし	1,543	15,300 ～ 93,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	1,543	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ゴンドラを製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に製造検査済の印を押しして交付する。また、ゴンドラ検査証の交付]	なし	742	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	16,775	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ゴンドラを輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に使用検査済の印を押しして交付]	なし	36	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	706	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [ボイラー検査証の交付]	1	550	9,500 ～ 42,500	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	7,195	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーの主要な部分又は設備に変更を加えたとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [ボイラー検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	103	9,100 ～ 20,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	1,534	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止したボイラーを再び使用するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [ボイラー検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	78	17,600 ～ 81,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	2,509	8,305 (特定機械等 検査用備品)
第一種圧力容器を設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [第一種圧力容器検査証の交付]	1	3,055	5,400 ～ 9,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	18,927	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-15	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第77条	主要な部分を変更した第一種圧力容器	第一種圧力容器の主要部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-16	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第81条	使用を休止した第一種圧力容器で、再び使用しようとするもの	使用を休止した第一種圧力容器を再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-17	特定機械等の検査 (クレーンの落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第6条第1項	つり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上)の設置されたクレーン	クレーンを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-18	特定機械等の検査 (クレーンの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第45条	つり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式にあっては、1トン以上)の主要な部分を変更したクレーン	設置されているクレーンの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-19	特定機械等の検査 (クレーンの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第49条	つり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上)の使用を休止したクレーンのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-20	特定機械等の検査 (移動式クレーンの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第86条第1項	つり上げ荷重が3トン以上の主要な部分を変更した移動式クレーン	設置されている移動式クレーンの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-21	特定機械等の検査 (移動式クレーンの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第90条第1項	つり上げ荷重3トン以上の使用を休止した移動式クレーンのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
第一種圧力容器の主要部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [第一種圧力容器検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	407	9,100 ～ 12,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	3,692	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止した第一種圧力容器を再び使用するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [第一種圧力容器検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	145	9,900 ～ 41,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	2,709	8,305 (特定機械等検査用備品)
クレーンを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [クレーン検査の交付]	2	3,294 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	114,448	8,305 (特定機械等検査用備品)
設置されているクレーンの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	540 (クレーン及びデリックの合計)	5,500 ～ 88,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	11,173	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止したクレーンを再び使用するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	141 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	4,789	8,305 (特定機械等検査用備品)
設置されている移動式クレーンの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [移動式クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	221	6,300 ～ 88,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	5,082	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [移動式クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	73	15,300 ～ 93,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	2,290	8,305 (特定機械等検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-22	特定機械等の検査 (デリックの落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第97条	つり上げ荷重が2トン以上の設置されたデリック	デリックを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-23	特定機械等の検査 (デリックの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第130条第1項	つり上げ2トン以上の主要な部分に変更を加えたデリック	設置されているデリックの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-24	特定機械等の検査 (デリックの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第134条第1項	つり上げ荷重が2トン以上の使用を休止したデリックのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止したデリックを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-25	特定機械等の検査 (エレベーターの落成検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第141条第1項	積載荷重が1トン以上の設置されたエレベーター	エレベーターを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-26	特定機械等の検査 (エレベーターの変更検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第164条	積載荷重が1トン以上の主要な部分を変更したエレベーター	設置されたエレベーターの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-27	特定機械等の検査 (エレベーターの使用再開検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第168条第1項	積載荷重が1トン以上の使用を休止したエレベーターのうち、再び使用しようとするもの	使用したエレベーターを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-28	特定機械等の検査 (建設用リフトの落成検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第175条第1項	ガイドレールの高さが18メートル以上の設置された建設用リフト	建設用リフトを設置した者	労働基準監督署	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
デリックを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [デリック検査証の交付]	2	3,294 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	114,448	8,305 (特定機械等検査用備品)
設置されているデリックの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [デリック検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	540 (クレーン及びデリックの合計)	5,500 ～ 88,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	11,173	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止したデリックを再び使用しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [デリック検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	141 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	4,789	8,305 (特定機械等検査用備品)
エレベーターを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [エレベーター検査証の交付]	1	1,428	19,800 ～ 28,000	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	31,747	8,305 (特定機械等検査用備品)
エレベーターの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [エレベーター検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	84	10,900 ～ 16,400	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	1,276	8,305 (特定機械等検査用備品)
休止したエレベーターを再び使用しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [エレベーター検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	33	19,800 ～ 28,000	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	751	8,305 (特定機械等検査用備品)
建設用リフトを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [建設用リフト検査証の交付]	設置から廃止までの期間	54	14,300 ～ 29,000	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	918	8,305 (特定機械等検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-29	特定機械等の検査 (建設用リフトの変更検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第198条第1項	ガイドレールの高さが18メートル以上の設置された建設用リフト	設置されている建設用リフトの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-30	特定機械等の検査 (ゴンドラの変更検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第29条	主要部分を変更したゴンドラ	設置されているゴンドラの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-31	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用再開検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第33条第1項	使用を休止していたゴンドラのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止していたゴンドラを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-32	特定機械等の検査 (ボイラーの性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第38条	ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとするボイラー	ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本ボイラー協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)損害保険ジャパン	推薦等
43	厚生労働省	厚12-33	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第78条	第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする第一種圧力容器	第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本ボイラー協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)損害保険ジャパン	推薦等
43	厚生労働省	厚12-34	特定機械等の検査 (クレーン性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第40条	設置されたつり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上)のクレーンでクレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等
43	厚生労働省	厚12-35	特定機械等の検査 (移動式クレーンの性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第81条	設置されたつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンで移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
設置されている 建設用リフトの 主要な部分に変 更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [建設用リフト 検査証に検査期 日、変更部分及 び検査結果につ いて裏書]	なし	8	10,900 ～ 20,100	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	1,419	8,305 (特定機械等 検査用備品)
設置されている ゴンドラの主要 な部分に変更を 加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ゴンドラ検査 証に検査期日、 変更部分及び検 査結果について 裏書]	なし	64	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	758	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した ゴンドラを再び 使用しようとし るとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ゴンドラ検査 証に検査期日及 び検査結果につ いて裏書]	なし	33	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	758	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラー検査証 の有効期間の更 新を受けようと するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [ボイラー検査 証の有効期間の 更新]	1	31,643	15,300 ～ 81,700	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
第一種圧力容器 検査証の有効期 間の更新を受け ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [第一種圧力容 器検査証の有効 期間の更新]	1	102,842	8,600 ～ 41,700	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
クレーン検査証 の有効期間の更 新を受けようと するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [クレーン検査 証の有効期間の 更新]	2	60,159	12,900 ～ 199,800	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
移動式クレーン 検査証の有効期 間の更新を受け ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [移動式クレー ン検査証の有効 期間の更新]	2	22,717	13,800 ～ 123,300	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-36	特定機械等の検査 (デリックの性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第125条	つり上げ荷重が2トン以上のデリックであってデリック検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	デリック検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等
43	厚生労働省	厚12-37	特定機械等の検査 (エレベーターの性能検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第159条	積載荷重が1トン以上のエレベーターであってエレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	エレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング、(株)セイフティエンジニアリング	推薦等
43	厚生労働省	厚12-38	特定機械等の検査 (ゴンドラの性能検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第24条	ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとするゴンドラ	ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング、(株)セイフティエンジニアリング	推薦等
44	厚生労働省	厚13-1	小型ボイラー等の個別検定 (ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置のうち電動的制動方式のもの) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第14条 ・機械等検定規則(昭和47年労働省令第45号)第1条	製造又は輸入されたゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものを製造し、又は輸入した者	(社)産業安全技術協会	推薦等
44	厚生労働省	厚13-2	小型ボイラー等の個別検定 (第二種圧力容器の個別検定) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第84条	製造又は輸入された第二種圧力容器	第二種圧力容器を製造し、又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協会 ・(株)損保ジャパン・リスクマネジメント ・HSBジャパン(株)	推薦等
44	厚生労働省	厚13-3	小型ボイラー等の個別検定 (小型ボイラーの個別検定) [昭和34年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第90条の2	製造又は輸入された小型ボイラー	小型ボイラーを製造し、又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協会 ・HSBジャパン(株)	推薦等
44	厚生労働省	厚13-4	小型ボイラー等の個別検定 (小型圧力容器の個別検定) [昭和34年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第90条の2	製造又は輸入された小型圧力容器	小型圧力容器を製造し、又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協会 ・HSBジャパン(株)	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間 (年)	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額 (円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
デリック検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	①個別 (全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 [デリック検査証の有効期間の更新]	2	79	28,000 ～ 199,800	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
エレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	①個別 (全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 [エレベーター検査証の有効期間の更新]	1	33,932	16,800 ～ 33,100	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	①個別 (全数) ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 [ゴンドラ検査証の有効期間の更新]	1	15,161	9,700 ～ 28,900	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものを製造し、又は輸入したとき	①個別 (全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置 (電動的制動方式) 明細書に合格の印を押して交付]	なし	9	124,000 ～ 250,000	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
第二種圧力容器を製造し、又は輸入したとき	①個別 (全数・抽出) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [第二種圧力容器明細書に合格の印を押して交付。また、第二種圧力容器に刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取付け]	なし	62,917	4,400 ～ 111,300	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
小型ボイラーを製造し、又は輸入したとき	①個別 (全数・抽出) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [小型ボイラー明細書に合格の印を押して交付。また、小型ボイラーに刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取付け]	なし	94,978	2,000 ～ 9,400	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
小型圧力容器を製造し、又は輸入したとき	①個別 (全数・抽出) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [小型圧力容器明細書に合格の印を押して交付。また、小型圧力容器に刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取付け]	なし	5,422	6,600 ～ 7,100	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
45	厚生労働省	厚14	プレス機械等の型式 検定 [昭和22年度]	労働安全衛生法 (昭和47年法律 第57号)第44条 の2第1項、第 2項	製造又は輸入された以下の対象機 械等 ・ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂 を練るロール機の急停止装置のう ち電氣的制動方式以外の制動方式 のもの ・プレス機械又はシャアの安全装 置 ・防爆構造電気機械器具(船舶安 全法の適用を受ける船舶に用いら れるものを除く。) ・クレーン又は移動式クレーンの 過負荷防止装置 ・防じんマスク(ろ過材及び面体 を有するものに限る。) ・防毒マスク(ハロゲンガス用又 は有機ガス用のものその他厚生労 働省令で定めるものに限る。) ・木材加工用丸のこ盤の歯の接触 予防装置のうち可動式のもの ・動力により駆動されるプレス機 械のうちスライドによる危険を防 止するための機構を有するもの ・交流アーク溶接機用自動電撃防 止装置 ・絶縁用保護具(その電圧が、直 流にあっては750ボルトを、交流に あっては300ボルトを超える充電電 路について用いられるものに限 る。) ・絶縁用防具(その電圧が、直流 にあっては750ボルトを、交流に あっては300ボルトを超える充電電 路に用いられるものに限る。) ・保護帽(物体の飛来若しくは落 下又は墜落による危険を防止す るためのものに限る。)	型式検定対象機械等を製 造し、又は輸入した者	・(社)産業安全技術協会 ・(社)日本クレーン協会	推薦等
46	農林水産省	農01	農産物の検査 [昭和26年度]	・農産物検査法 (昭和26年4月 10日法律第144 号) ・農産物検査法 施行令(平成7 年10月18日政 令第57号) ・農産物検査法 施行規則(昭和 26年5月19日農 林省第32号)	農産物の種類 米穀(もみ、玄米及び精米)、麦 (小麦、大麦及びはだか麦)、大 豆、小豆、いんげん、かんしょ生 切干、そば及びでん粉(全10品 目)	米穀、麦類及びその他農 産物の生産者、輸入者及 び売買取引業者のうち、 検査請求を行った者	登録検査機関 (茨城中央農業協同組合、 (財)日本穀物検定協会等)	推薦等
47	農林水産省	農02	漁船の工事完成後の 認定 [昭和26年度]	漁船法(昭和25 年法律第178号) 第8条	建造又は改造の許可を受けた動力 漁船(計画総トン数5トン以上の ものに限る。)	漁船を建造(改造)した 者	・農林水産省水産庁 ・漁業調整事務所(北海道・仙 台・瀬戸内海・九州) ・内閣府沖縄総合事務局(沖 縄) ・都道府県	直轄
48	農林水産省	農03	漁船及び登録票の検 認 [昭和26年度]	漁船法(昭和25 年法律第178号) 第13条	都道府県知事の備える漁船原簿に 登録を受けた漁船	漁船法第12条第1項又は 第17条第3項の規定によ り登録票の交付を受けた 者	・都道府県 ・鳥取県知事指定機関:(株)M S T C	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
型式検定対象機械等を製造し、又は輸入したとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④運転停止	型式検定実施者 [型式検定合格証の交付]	○防じんマスク及び防毒マスク以外： 3  ○防じんマスク及び防毒マスク： 5	6,291	74,000 ～ 440,000	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
米穀、麦類及びその他農産物について、生産者、輸入者及び売買取引業者から検査請求があった場合	①— ②— ③検査場内 ④—	農産物検査法第17条第2項の要件にすべてに適合している者 [検査証明書の交付]	検査証明書の発行から消費までの間	不詳	不詳	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
許可に係る動力漁船が竣工又は改造工事が完成したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	農林水産大臣又は都道府県知事 [認定通知書の交付]	なし	1,300	0 ～ 3,700	都道府県手数料条例（1県のみ）	4	不詳
漁船登録票の交付を受けた日または検認の日から5年経過すること	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事・指定検認機関 [当該漁船登録票への検認証印の押印]	当該漁船の登録が失効し、又は取り消されるまで	62,693	3,600 ～ 4,000	都道府県手数料条例	21,422	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
49	農 林 水 産 省	農 04	種畜検査 [昭和25年度]	家畜改良増殖法 (昭和25年法律 第209号) 第4条	牛、馬及び家畜人工授精の用に供 する豚の雄	牛、馬及び家畜人工授精 の用に供する豚の飼養者	・定期検査：(独)家畜改良セン ター ・臨時検査：都道府県	委託等
50	農 林 水 産 省	農 05	特定飼料等の検定 [昭和50年度]	飼料の安全性の 確保及び品質の 改善に関する法 律(昭和28年法 律第35号) 第5 条	抗菌性物質製剤(化学的に合成さ れたものを除く。)、落花生油か す(インド産に限る。)	特定飼料等の検定を受け ようとする者	・(独)農林水産消費安全技術セ ンター ・自主確認・自主保安：飼料等 製造業者等	委託等
51	農 林 水 産 省	農 06 -1	指定検疫物等の検査 (輸出検査) [昭和26年度]	家畜伝染病予防 法(昭和26年法律 第166号) 第45条	輸入国政府がその輸入に当たり家 畜の伝染性疾病の病原体を広げる おそれの有無についての輸出国の 検査証明を必要としているもの及 び農林水産大臣が国際動物検疫上 必要と認めて指定するもの 1 下記の動物及びその死体 (1) 偶蹄類の動物及び馬 (2) 鶏、うずら、きじ、だちよ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあ ひる、がちょうその他のかも目の 鳥類 (3) 犬 (4) 兎 (5) みつばち 2 鶏、うずら、きじ、だちよ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並びに あひる、がちょうその他のかも目 の鳥類の卵 3 上記1の動物の骨、肉、脂 肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、 腱及び臓器 4 上記1の動物の生乳、精液、 受精卵、未受精卵、ふん及び尿 5 上記1の動物の骨粉、肉粉、 肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角 粉及び臓器粉 6 上記3のものを原料とする ソーセージ、ハム及びベーコン 7 輸入国政府がその輸入に当た り家畜の伝染性疾病の病原体を広 げるおそれの有無についての輸出 国の検査証明を必要としているも の	輸出者	農林水産省動物検疫所	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
前年の種畜証明書交付日から1年以内	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	○定期検査：農林水産大臣  ○臨時検査：都道府県知事（臨時検査）  [種畜証明書の交付]	1	5,680	定期検査：0  証明書の再交付及び書換交付：790	家畜改良増殖法施行令第13条	28	1,672
特定飼料等を販売しようとするとき	①個別（抽出） ②実地 ③検査場内 ④—	(独)農林水産消費安全技術センター [合格証を特定飼料等の容器又は包装に貼付・封かん]	なし	215	50,800 ～ 52,900	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第9条及び別表	1,137	1,360
輸出検査を希望するとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	家畜防疫官 [輸出検査証明書の交付]	なし	7,196	0	—	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
51	農 林 水 産 省	農 06 -2	指定検疫物等の検査 (輸入検査) [昭和26年度]	家畜伝染病予防 法(昭和26年法律 第166号)第40条	○指定検疫物の輸入検査： 指定検疫物 1 下記の動物及びその死体 (1) 偶蹄類の動物及び馬 (2) 鶏、うずら、きじ、だちよ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並び にあひる、がちょうその他のかも 目の鳥類 (3) 犬 (4) 兎 (5) みつばち 2 鶏、うずら、きじ、だちよ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並び にあひる、がちょうその他のかも 目の鳥類の卵 3 上記1の動物の骨、肉、脂 肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄 、臍及び臓器 4 上記1の動物の生乳、精液、 受精卵、未受精卵、ふん及び尿 5 上記1の動物の骨粉、肉粉、 肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄 角粉及び臓器粉 6 上記3のものを原料とする ソーセージ、ハム及びベーコン 7 省令に規定される地域(その地 域に属する諸島を含む。)から発 送され、又はこれらの地域を 経由した穀物のわら(飼料用以外 の用途に供するために加工し、 又は調整したものを除く。)及 び飼料用の乾草 8 第36条第1項ただし書の許 可を受けて輸入する物  ○指定検疫物以外のものの検査： 指定検疫物以外の物であって 家畜の伝染病疾病(監視伝染病) の病原体により汚染し、又は汚 染しているおそれのあるもの  ○指定検疫物等の事前の検査： 法に基づく指定検疫物又はそ 他の物であって、監視伝染病の 病原体により汚染し、又は汚染 しているおそれのあるもの	輸入者	農林水産省動物検疫所	直轄
52	農 林 水 産 省	農 07	医薬品の検定※ [昭和35年度] <厚生労働省(40) と共管>	薬事法(昭和35 年法律第145号) 第83条第1項の 規定により読み 替えて適用され る同法第43条第 1項	生物学的製剤(ワクチン、体外診 断用医薬品等)	農林水産大臣の指定する 医薬品の製造販売業者	動物医薬品検査所	直轄
53	農 林 水 産 省	農 08 -1	普通肥料の登録 (登録) [昭和25年度]	・肥料取締法 (昭和25年法律 第127号)第4条	普通肥料	生産業者、輸入業者、登 録外国生産業者	・農林水産省 ・(独)農林水産消費安全技術セ ンター	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
輸入後遅滞なく	①個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	家畜防疫官 [○指定検疫物の輸入検査：輸入検疫証明書の交付若しくはANTIPASによる合格通知  ○指定検疫物以外のものの検査：輸入検査申請書への押印、輸入検疫証明書の交付若しくはANTIPASによる検査済通知  ○指定検疫物等の事前の検査：輸入検疫証明書の交付若しくは予定されている検査場所への送致の許可]	なし	403,444	0	—	0	不詳
医薬品を販売等するとき	①個別（全数） ②— ③— ④—	動物医薬品検査所長 [検定合格証紙の交付]	各薬品の有効期間	691	不詳	動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件（平成17年農林水産省告示第516号）	34,353	11,870
普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [肥料登録証の交付]	3又は6	1,481	21,100	肥料取締法施行令第1条の4	3,125	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 〔創設年度〕	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
53	農 林 水 産 省	農 08 -2	普通肥料の登録 (登録の有効期間の 更新) 〔昭和25年度〕	・肥料取締法 (昭和25年法律 第127号) 第12条	普通肥料	生産業者、輸入業者、登 録外国生産業者	・農林水産省、地方農政局 ・(独)農林水産消費安全技術セ ンター	直轄
54	農 林 水 産 省	農 09	農機具の検査 〔昭和28年度〕	農業機械化促進 法(昭和28年法 律第252号) 第6 条	①トラクター(乗用型)、②田植 機(乗用型)、③野菜移植機、④ 動力噴霧器、⑤スピード・スプ レーヤー、⑥コンバイン(自脱 型)、⑦コンバイン(普通型)、 ⑧ポテト・ハーベスター、⑨ビー ト・ハーベスター、⑩農用トラク ター(乗用型)	型式検査を依頼する者 (本邦内に住所又は居所 (法人にあっては、営業 所)を有しない者を含 む。)	(独)農業・食品産業技術総合研 究機構	委託等
55	農 林 水 産 省	農 10	輸出入植物等の検査 〔昭和25年度 (ただし、移動制限 植物等の移動の検査 については、昭和46 年度)〕	○輸入植物等の 検査：植物防疫 法(昭和25年法 律第151号) 第8 条第1項  ○輸入植物等の 輸入に先立つ検 査：法第8条第 3項  ○輸入植物等の 郵便事業株式会 社の事業所から の通知に基づく 検査：法第8条 第4項、第5項  ○輸入植物等の 受取人届出によ る検査：法第8 条第6項  ○輸出植物の検 査：法第10条第 1項、国際植物 防疫条約第4 条、第5条  ○移動制限植物 等の移動の検 査：法第16条の 2第1項	○輸入植物等の検査：輸入植物等  ○輸入植物等の輸入に先立つ検 査：輸入植物等で植物防疫官が必 要と認めるもの  ○輸入植物等の郵便事業株式会 社の事業所からの通知に基づく検 査：植物又は輸入禁止品を包有 し、又は包有している疑いのある 小形包装物又は小包郵便物  ○輸入植物等の受取人届出による 検査：検査を受けていない植物を 包有している小形包装物又は小包 郵便物  ○輸出植物の検査：国際植物防疫 条約が定めるところにより、我が 国から海外へ農産物を輸出する際 に、輸入国が我が国の検査証明書 を必要としている植物及びその容 器包装  ○輸出植物の検査(栽培地検 査)：輸入国がその輸入につき栽 培地における検査を要求している 植物その他農林水産省令で定める 植物(= ゆり、チューリップ等)	○輸入植物等の検査、輸 入植物等の輸入に先立つ 検査：輸入者  ○輸入植物等の郵便事業 株式会社の事業所からの 通知に基づく検査：郵便 物  ○輸入植物等の受取人届 出による検査：植物を包 有している小形包装物又 は小包郵便物を受け取っ た者  ○輸出植物の検査：輸入 国が我が国の検査証明書 を必要としている植物及 びその容器包装を輸出し ようとする者  ○輸出植物の検査(栽培 地検査)：輸入国がその 輸入につき栽培地におけ る検査を要求している植 物その他農林水産省令で 定める植物(= ゆり、 チューリップ等)を輸出 しようとする者  ○移動制限植物等の移動 の検査：農林水産省令で 定める地域(= 南西諸島 等)内にある植物で、他 の地域への移動を制限す る必要があるものとして 農林水産省令で定める もの(= かんきつ苗木類、 さつまいも等)及びその 容器包装を当該地域から 持ち出そうとする者	農林水産省植物防疫所	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとするとき	①個別（全数） ②書面 ③検査場内 ④一	農林水産大臣 [肥料登録証の交付]	3又は6	4,975	8,100	肥料取締法施行令第1条の4	4,030	不詳
検査対象機種が通常の製造ラインで製造されたもののうちから抽出されたものを原則として随時	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④運転中・運転停止	(独)農業・食品産業技術総合研究機構理事長 [検査合格証及び検査成績表の交付]	なし	56	732,000 (一例)	独立行政法人が独自で決定	18,541,000	不詳
○輸入植物等の検査、輸入植物等の輸入に先立つ検査：輸入後遅滞なく  ○輸入植物等の郵便事業株式会社からの通知に基づく検査、輸入植物等の受取人届出による検査：送付を受けた時は遅滞なく  ○輸出植物の検査：検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知  ○輸出植物の検査（栽培地検査）：検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知  ○移動制限植物等の移動の検査：検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知	①個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	植物防疫官 [○輸入関係：合格の証印の押印、証票又は証明書 の交付  ○輸出関係：合格の証印の押印、証票又は証明書 の交付  ○移動制限植物等の移動の検査：合格の証印の押印、証票又は証明書 の交付]	なし	1,078,433	0	—	0	160,660 の内数 (個別の検査毎に実施費用を切り分ける事が困難であるため、植物防疫所における事業費、「食の安全及び消費者の信頼確保対策」(平成21年度)の決算額を記載)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
56	農林水産省	農11	種苗の検査 [昭和25年度]	植物防疫法(昭和25年法律第151号)第13条	指定種苗(種馬鈴しょ)	種苗の生産者(北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県の生産者に限る。)	農林水産省植物防疫所	直轄
57	農林水産省	農12-1	農薬の登録 (新規登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
57	農林水産省	農12-2	農薬の登録 (再登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
57	農林水産省	農12-3	農薬の登録 (変更登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第6条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
58	農林水産省	農13	輸入する指定動物の感染症の検査 [平成10年度]	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第55条、第56条	指定動物のうちサル	輸入者	農林水産省動物検疫所	直轄
59	経済産業省	経01-1	特定計量器の検定 (特定計量器の検定) [昭和26年度]	計量法(平成4年法律第51号)第16条第1項第2号イ	計量法施行令第2条の各号の規定で定められた18種類の特定計量器	・特定計量器の製造事業者及び輸入事業者 ・取引又は証明に特定計量器を使用する者	・(独)産業技術総合研究所 ・都道府県 ・(財)日本品質保証機構 ・日本電気計器検定所 ・自主確認・自主保安：指定製造事業者	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
植付前、栽培中 (3回)、収穫後	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④—	植物防疫官 [合格証明書の 交付]	なし	8,208	0	—	0	160,660 の内数 (個別の検査 毎に実施費用 を切り分ける 事が困難であ るため、植物 防疫所におけ る事業費、 「食の安全及 び消費者の信 頼確保対策」 (平成21年 度)の決算額 を記載)
登録を受けよう とするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	288	268,000	農薬取締法施 行令第1条第 1項	7,718	不詳
登録を受けよう とするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	1,339	71,100	農薬取締法施 行令第1条第 1項	9,520	不詳
登録を受けよう とするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	1,452	99,000	農薬取締法施 行令第1条第 3項	13,068	不詳
輸入後遅滞なく	①— ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	家畜防疫官 [輸入検査証明 書の交付]	なし	65	0	—	0	不詳
・特定計量器が 使用又は使用に 供されるために 所持される前 ・検定有効期間 満了前	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電気計器 検定所 ・指定検定機関 [検定証印の付 与]	一部の特定計量器 について当該特定 計量器ごとに設定	不詳	不詳	・経済産業 省：計量法関 係手数料令第 2条及び別表 第2 ・地方自治体 が条例に基づ き制定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
59	経済産業省	経01-2	特定計量器の検定 (変成器付電気計器の検査) [平成4年度]	計量法(平成4年法律第51号)第16条第2項	変成器付電気計器(電気計器(最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計)及びこれと共に使用される変成器)	変成器付電気計器の製造事業者、修理事業者及び輸入事業者、取引又は証明に変成器付電気計器を使用する者	・経済産業省 ・指定検定機関 ・日本電気計器検定所 ・自主確認・自主保安：指定製造事業者	委託等
59	経済産業省	経01-3	特定計量器の検定 (車両等装置用計器の装置検査) [平成5年度]	計量法(平成4年法律第51号)第16条第3項	タクシメーター	タクシー事業者	・(独)産業技術総合研究所 ・都道府県	委託等
59	経済産業省	経01-4	特定計量器の検定 (特定計量器の定期検査) [昭和26年度]	計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項	質量計(非自動はかり、分銅及びおもり)及び皮革面積計	特定計量器(質量計・皮革面積計)の使用者	・特定市町村 ・都道府県	直轄
59	経済産業省	経01-5	特定計量器の検定 (特定計量器の型式承認、指定検定機関による特定計量器の試験、特定計量器の型式承認の更新) [昭和41年度]	○型式承認：計量法(平成4年法律第51号)第76条第1項、第81条第1項及び第89条第1項  ○特定計量器の試験：法第76条第3項、第78条第1項、第81条第2項(第76条第3項及び第78条第1項準用)及び第89条第3項(第76条第3項及び第78条第1項準用)  ○型式承認の更新：法第83条第1項及び第89条第3項(第83条第1項準用)	計量法施行令第2条の各号の規定で定められた18種類の特定計量器	○型式承認：型式承認を受けようとする製造事業者、輸入事業者、外国製造事業者  ○特定計量器の試験：型式承認を受けようとする製造事業者、輸入事業者、外国製造事業者のうち、指定検定機関の試験を受けようとする者  ○型式承認の更新：型式承認の更新を受けようとする者	○型式承認： ・(独)産業技術総合研究所 ・日本電気計器検定所  ○特定計量器の試験： (財)日本品質保証機構  ○型式承認の更新： ・(独)産業技術総合研究所 ・日本電気計器検定所	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
○機械式：5年ごと  ○電子式：7年ごと  (なお、変成器については、前回検査日から14年未満の場合は、書面のみで可)	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	・経済産業大臣 ・日本電気計器検定所 ・指定検定機関 [合番号の付与]	○機械式：5  ○電子式：7	1,050,432	1,250 ～ 233,400  ただし、書面提出のみの場合、電気計器の数に970円を乗じた額（複合電気計器の場合、電気計器の種類毎に970円と同種の電気計器の2個以降は、1個増える毎に10円を加算した額）	計量法関係手数料令第3条	84,611	不詳
装置検査証印有効期間満了日前	①個別（全数） ②実地 ③検査場内 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・指定検定機関 [装置検査証印の付与]	1	不詳	不詳	地方自治体が条例に基づき制定	不詳	不詳
1年以上において特定計量器ごとに施行令で定める期間（質量計：2年、皮革面積計：1年）に1回、都道府県知事又は特定市町村長が定める期日	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④一	・都道府県知事 ・特定市町村長 ・指定定期検査機関 [定期検査済証印の付与]	○質量計：2  ○皮革面積計：1	不詳	不詳	地方自治体が条例に基づき制定	不詳	不詳
認定等を受けようとするとき	①型式 ②一 ③一 ④一	○型式承認：経済産業大臣、日本電気計器検定所  ○特定計量器の試験：指定検定機関  ○型式承認の更新：経済産業大臣、日本電気計器検定所  [○型式承認：申請者への書面による通知  ○特定計量器の試験：型式試験合格証の交付  ○型式承認の更新：型式承認更新申請受理書の交付]	型式承認：10	193 (産業技術総合研究所)	○型式承認、特定計量器の試験： 15,800 ～ 874,600 (独)産業技術総合研究所)  124,900 ～ 683,700 (財)日本品質保証機構)  ○型式承認の更新： 1,950	○型式承認：計量法関係手数料令第4条第1項及び別表4  ○特定計量器の試験：計量法第106条第1項において準用する計量法第30条第1項  ○型式承認の更新：計量法関係手数料令第4条第2項	3,620 【産業技術総合研究所】	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
60	経済産業省	経02	基準器検査 [昭和26年度]	計量法（平成4年法律第51号）第102条第1項	検定、定期検査等に用いる計量器	基準器検査を受けることができる者（検定、定期検査等を行う者）	・（独）産業技術総合研究所 ・都道府県 ・日本電気計器検定所	委託等
61	経済産業省	経03	計量証明検査 [昭和26年度]	計量法（平成4年法律第51号）第116条	非自動はかり、分銅及びおもり、皮革面積計、騒音計、振動レベル計、ジルコニア式酸素濃度計外9形式	計量証明事業者	・都道府県 ・都道府県知事が指定する指定計量証明検査機関	委託等
62	経済産業省	経04	航空機の製造・修理の確認 [昭和27年度]	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第8条、第10条	許可事業者の製造・修理に係る航空機	航空機の製造及び修理に係る許可事業者	自主確認・自主保安：航空機製造事業者、航空機修理事業者	—
63	経済産業省	経05	航空機用機器の製造証明 [昭和27年度]	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第12条	許可事業者・届出事業者の製造に係る航空機用機器	航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者	自主確認・自主保安：航空機用機器製造事業者	—
64	経済産業省	経06	設備及び技術の検定 [昭和62年度]	・航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の9、第3条の2、第6条、第9条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条 ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査規則（平成12・06・27機局第7号） ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査実施細則（平成12・06・27機局第7号）	航空機及び航空機用機器の製造・修理に係る設備及び作業	航空機及び航空機用機器の製造・修理に係る許可事業者・届出事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・基準器として使用する前 ・基準器検査証印の有効期間満了日前	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電気計器検定所 [・基準器検査証印の付与 ・基準器検査成績書の交付]	基準器の種類ごとに定める期間	不詳	不詳	・計量法関係手数料規則第5条、別表第2及び別表第3 ・地方自治体条例に基づき決定	不詳	不詳
計量法第107条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間（1～3年）の範囲	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④—	検査実施主体（都道府県知事又は指定計量証明検査機関） [計量証明検査済証印の付与]	計量証明検査の対象である特定計量器ごとに、計量証明検査を受けるべき期間が1～3年の範囲	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
航空機を製造又は修理したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	航空検査技術者 [製造確認書の交付]	なし	632	—	—	—	—
航空機用機器を製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	航空検査技術者 [製造確認書の交付]	なし	3,403	—	—	—	—
許可事業者又は届出事業者に対して実施	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	航空工場検査官 [検定合格証の交付]	なし	329	0	—	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
65	経済産業省	経07	製造・修理検査 [昭和27年度]	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第6条、第9条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条 ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査規則（平成12・06・27機局第7号） ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査実施細則（平成12・06・27機局第7号）	航空機及び航空機用機器の製造方法及び修理方法	航空機及び航空機用機器の製造方法及び修理方法の認可を受けようとする許可事業者及び届出事業者	経済産業省	直轄
66	経済産業省	経08	特別特定製品の適合性検査 [昭和49年度]	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第12条	浴槽用温水循環器、携帯用レーザー応用装置、乳幼児用ベット	特別特定製品を製造又は輸入した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)電気安全環境研究所</li> <li>・(財)日本ガス機器検査協会</li> <li>・(財)日本燃焼機器検査協会</li> <li>・(財)日本品質保証機構</li> <li>・(財)日本文化用品安全試験所</li> </ul>	推薦等
67	経済産業省	経09-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ （事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査（法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの）） [昭和47年度] ＜総務省(18)、国土交通省(99)と共管＞	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第16条第1項、第4項、第18条第1項、第19条第2項	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	石油パイプライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省</li> <li>・経済産業省</li> <li>・国土交通省</li> </ul>	直轄
67	経済産業省	経09-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ （事業用施設の保安検査） [昭和47年度] ＜総務省(18)、国土交通省(99)と共管＞	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第29条	事業用施設（送油圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備）	石油パイプライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省</li> <li>・経済産業省</li> <li>・国土交通省</li> </ul>	直轄
68	経済産業省	経10	導管の使用前自主検査 [昭和47年度]	熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第22条第1項	法第21条第1項に基づく工事計画を経済産業大臣に届出をした導管（導管の最高使用温度が184度以上であって、最高使用圧力が1MPa以上）	法第21条第1項の届出をした者	自主確認・自主保安：熱供給事業者	—

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
航空機及び航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する認可申請を処理する際	①個別（全数） ②書面 ③一 ④一	航空工場検査官 又は航空工場検査員 [検査報告書への記載]	なし	96	23,300 ～ 106,700	航空機製造事業法施行令第7条	436	0
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	登録検査機関 [適合性証明書の交付]	3～10	531	品目の部品数、種類により異なる。	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
当該事業用施設の工事完成後等	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・総務大臣 ・経済産業大臣 ・国土交通大臣 [完成検査合格証の交付]	なし	2	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第1項	105	1 (検査に要した旅費（総務省及び国土交通省分を除く）)
前回の検査の日から1年を経過した日の前後1月を超えない日（ただし、省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・総務大臣 ・経済産業大臣 ・国土交通大臣 [検査結果通知書の交付]	検査周期は、最大13か月（ただし、省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	1	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第2項	53	1 (検査に要した旅費（総務省及び国土交通省分を除く）)
導管の使用前	①一 ②実地 ③一 ④運転停止	— (自主検査に移行したため。)	なし	0	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
69	経済産業省	経11-1	電気工作物の検査 (事業用電気工作物の使用前検査(原子力発電所)) [昭和39年度]	電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条	事業用電気工作物(原子力発電所)	電気事業者(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電及び電源開発)	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
69	経済産業省	経11-2	電気工作物の検査 (事業用電気工作物の定期検査(原子力発電所)) [昭和39年度]	電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条	事業用電気工作物(原子力発電所)	電気事業者(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電及び電源開発)	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
70	経済産業省	経12	燃料体の検査 (国産燃料体の検査、輸入燃料体の検査) [昭和39年度]	○国産燃料体： 電気事業法(昭和39年法律第170号)第51条第1項  ○輸入燃料体： 法第51条第3項	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(国産燃料体及び輸入燃料体)	○国産燃料体：料加工事業者3社(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、原子燃料工業及び三菱原子燃料)(設計認可申請は燃料設計事業者)  ○輸入燃料体：電気事業者10社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電及び電源開発)	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
71	経済産業省	経13	特定電気用品の適合性検査 [平成13年度]	電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第9条	電線、ヒューズ、配線器具、電流制限器、変圧器・安定器、電熱器具等	特定電気用品を製造又は輸入した者	・(財)電気安全環境研究所 ・(財)日本品質保証機構 ・(社)電線総合技術センター	推薦等
72	経済産業省	経14	ガス工作物の使用前検査 [昭和29年度]	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第36条の2の2第1項、第37条の7第2項、第37条の8、第37条の10	ガス工作物(ガス発生設備、ガス精製設備、液化ガス用貯槽、熱交換器、冷凍設備、ガスホルダー、整圧器、導管等のうち一定のもの) 特定ガス工作物(容器(高压ガス保安法第41条に規定する容器を除く。)、集合装置、気化装置、調整装置等)	ガス工作物の設置又は変更の工事を行う一般ガス事業者、大ロガス事業者、ガス導管事業者、特定ガス工作物の設置又は変更の工事を行う簡易ガス事業者	・(財)日本ガス機器検査協会 ・高压ガス保安協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
工事实施中・終了後、使用する前まで	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	経済産業大臣 [合格証の発給]	該当となる設置・変更工事が実施されるまで	112	111,000 ～ 105,001,600	電気事業法関係手数料規則第2条及び別表第2	4,709	不詳
○蒸気タービン：運転が開始された日又は定期検査が終了した日から1年を経過した日以降13月を超えない時期（最長25か月）  ○発電用原子炉・同附属施設：運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13月を超えない時期（最長24か月）	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	経済産業大臣 [終了証の発給]	○蒸気タービン：運転が開始された日又は定期検査が終了した日から1年を経過した日以降13月を超えない時期（最長25か月）  ○発電用原子炉・同附属施設：運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13月を超えない時期（最長24か月）	33	78,600 ～ 342,500	電気事業法関係手数料規則第5条及び別表第5	5,476	不詳
燃料体を使用する前まで（合格する必要あり）	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 [燃料体検査合格証の交付]	なし	56	○国産燃料体： 85,600 ～ 90,200 (千個を超えない額)  ○輸入燃料体： 42,800 ～ 45,100	電気事業法関係手数料規則第3条及び別表第3	2,864	不詳
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	登録検査機関 [適合性証明書の交付]	3～7	5,627	品目の部品数、種類により異なる。	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
ガス工作物及び特定ガス工作物の使用前	①— ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	登録ガス工作物検査機関 [使用前検査合格書の交付]	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効	269	5,000 ～ 1,138,300 (導管の場合、導管の長さに応じて加算)	登録検査機関が独自で決定	・(財)日本ガス機器検査協会： 4,330  ・高圧ガス保安協会： 284	・(財)日本ガス機器検査協会： 4,720  ・高圧ガス保安協会： 不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
73	経済産業省	経15	特定ガス用品の適合性検査 [昭和46年度]	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第39条の11第1項	半密閉式ガス瞬間湯沸器、半密閉式ガストープ、半密閉式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー	特定ガス用品を製造又は輸入した者	○(財)日本ガス機器検査協会	推薦等
74	経済産業省	経16-1	高圧ガス製造施設等の検査(完成検査) [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第1項	設置の工事を完成した高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設	高圧ガスの製造又は貯蔵の許可を受けた者で高圧ガス施設の設置を完成させた者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関 ・自主確認・自主保安：認定完成検査実施者	委託等
74	経済産業省	経16-2	高圧ガス製造施設等の検査(特定変更工事に係る完成検査) [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第3項	変更工事により完成した高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設	高圧ガスの製造又は貯蔵の許可を受けた者で高圧ガス施設の変更工事を完成させた者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関 ・自主確認・自主保安：認定完成検査実施者	委託等
74	経済産業省	経16-3	高圧ガス製造施設等の検査(特定施設の保安検査) [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第35条第1項	高圧ガスの爆発その他災害のおそれのある高圧ガス施設のうち、特定施設	高圧ガスの製造許可を受けた者で特定施設を有する者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関 ・自主確認・自主保安：認定保安検査実施者	委託等
74	経済産業省	経16-4	高圧ガス製造施設等の検査(特定設備検査) [昭和50年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第56条の3第1項	特定設備(高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物) 1 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力(メガパスカル)と内容積(立方メートル)の積が0.004以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び畜圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備を製造する者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 ・自主確認・自主保安：登録特定設備製造業者	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④-	登録検査機関 [適合性証明書の交付]	5	23	品目の部品数、種類により異なる。	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
施設完成後、使用前（随時）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定完成検査機関 [完成検査証の交付]	なし	493 (都道府県、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関による検査実施件数の合計)	5,500 ～ 420,000  4,950 ～ 378,000	地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	8,810 【都道府県】 (完成検査と特定変更工事に係る完成検査の合計)	不詳
変更工事完成後で使用 前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定完成検査機関 [完成検査証の交付]	なし	5,437 (都道府県、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関による検査実施件数の合計)	2,400 ～ 277,500  2,160 ～ 249,700	地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	8,810 【都道府県】 (完成検査と特定変更工事に係る完成検査の合計)	不詳
使用中	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定保安検査機関 [保安検査証の交付]	通常1	11,333 (都道府県、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関による検査実施件数の合計)	7,700 ～ 610,000  6,900 ～ 549,000	地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	41,155 【都道府県】	不詳
特定設備の設計時、材料確認時及び製造時	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④-	・経済産業大臣 ・高圧ガス保安協会 ・指定特定設備検査機関 [特定設備検査合格証の交付]	なし	6,889 (登録特定設備製造業者の検査実施件数は含まれていない。) (特定設備検査と輸入特定設備検査の合計)	9,800 ～ (16,176,800)  6,600 ～ (14,170,000)	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	15,294 【高圧ガス保安協会】 (特定設備検査と輸入特定設備検査の合計)	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
74	経済産業省	経16-5	高圧ガス製造施設等の検査 (輸入特定設備検査) [昭和50年度]	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第56条の3 第2項	特定設備(高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物) 1 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力(メガパスカル)と内容積(立方メートル)の積が0.004以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備の輸入をした者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 ・自主確認・自主保安：外国登録特定設備製造業者	委託等
74	経済産業省	経16-6	高圧ガス製造施設等の検査 (本邦に輸出される特定設備の検査) [昭和58年度]	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第56条の3 第3項	特定設備(高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物) 1 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力(メガパスカル)と内容積(立方メートル)の積が0.004以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備を製造する者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 ・自主確認・自主保安：外国登録特定設備製造業者	委託等
75	経済産業省	経17	輸入高圧ガスの検査 [昭和26年度]	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第22条第1項	輸入した高圧ガス及びその容器	高圧ガスを輸入した者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会、指定輸入検査機関	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
特定設備を輸入 した後、遅滞な く	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④－	・経済産業大臣 ・高圧ガス保安 協会 ・指定特定設備 検査機関 [特定設備検査 合格の交付]	なし	6,889 （登録特定設 備製造業者の 検査実施件数 は含まれてい ない。） （特定設備検 査と輸入特定 設備検査の合 計）	9,800 ～ (16,176,800) 6,600 ～ (14,170,000)	・高圧ガス保 安法関係手 料令第3条 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	15,294 【高圧ガス保 安協会】 （特定設備検 査と輸入特定 設備検査の合 計）	不詳
特定設備を輸入 する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④－	・経済産業大臣 ・高圧ガス保安 協会 ・指定特定設備 検査機関 [特定設備検査 合格の交付]	なし	6,955 【高圧ガス保 安協会】	9,800 ～ (16,176,800) 3,800 ～ （旅費及び海 外加算額を除 く。）	・高圧ガス保 安法関係手 料令第3条 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	3,270 【高圧ガス保 安協会】	不詳
高圧ガス及びそ の容器を輸入し ようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③－ ④－	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定輸入検査 機関 [輸入検査合格 証の交付]	なし	3,707 （都道府県、 高圧ガス保安 協会、指定輸 入検査機関に よる検査実施 件数の合計）	13,000 ～ 27,000 11,700 ～ 24,300	・地方公共団 体の手数料の 標準に関する 政令 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	1,801 【都道府県】	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
76	経済産業省	経18-1	容器検査※ (容器検査) [昭和26年度] <国土交通省(123)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第44条	高圧ガスを充てんするための容器	容器を製造又は輸入した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録容器製造業者、外国登録容器製造業者	委託等
76	経済産業省	経18-2	容器検査※ (容器再検査) [昭和26年度] <国土交通省(123)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第49条	高圧ガスを充てんするための容器	容器検査、容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器に高圧ガスを充てんしようとする者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
77	経済産業省	経19-1	附属品検査※ (附属品検査) [昭和26年度] <国土交通省(124)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第49条の2	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品を製造又は輸入した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録附属品製造業者、外国登録附属品製造業者	委託等
77	経済産業省	経19-2	附属品検査※ (附属品再検査) [昭和26年度] <国土交通省(124)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第49条の4	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品検査、附属品再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品に装置した容器に高圧ガスを充てんしようとする者等	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
78	経済産業省	経20	液化石油ガス貯蔵施設等の検査 (貯蔵施設の完成検査) [昭和42年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号) 第37条の3	・設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した貯蔵施設 ・設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した特定供給設備	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者	・都道府県 ・公益法人 ・民間法人 ・高圧ガス保安協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	1,604,062 【高圧ガス保安協会】	・80～（容量に応じて加算） ・90～（容量に応じて加算） ・70～（容器の種類、受検本数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	9,327 【高圧ガス保安協会】	不詳
容器検査又は容器再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、規則で定める容器ごとに1ないし6年の期間を経過する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	8,061,575 【容器検査所】	・80～（容量に応じて加算） ・90～（容量に応じて加算） ・70～（容器の種類、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	1,522,663 【容器検査所】	不詳
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	11,204,714 【高圧ガス保安協会】	・20～1,050 ・21～1,100 ・16～（附属品の種類、受検個数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	7,930 【高圧ガス保安協会】	不詳
附属品再検査の期間は、原則として2年であるが、一定の要件を満たす場合にあっては、附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査の日まで	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	2,375,560 【容器検査所】	・20～1,050 ・21～1,100 ・16～（附属品の種類、受検個数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	73,915 【容器検査所】	不詳
貯蔵施設の使用前、特定供給設備の使用前	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定完成検査機関 [貯蔵施設等の完成検査証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
79	経済産業省	経21-1	液化石油ガス充てん設備の検査 (充てん設備の完成検査) [平成9年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第4項	設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した充てん設備	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・公益法人</li> <li>・民間法人</li> <li>・高圧ガス保安協会</li> </ul>	委託等
79	経済産業省	経21-2	液化石油ガス充てん設備の検査 (充てん設備の保安検査) [平成9年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の6	充てん設備	充てん事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・公益法人</li> <li>・民間法人</li> <li>・高圧ガス保安協会</li> </ul>	委託等
80	経済産業省	経22	特定液化石油ガス器具等の適合性検査 [昭和43年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第47条第1項	カートリッジガスこんろ、半密閉式瞬間湯沸器、半密閉式バーナー付ふろがま、ふろがま、ふろバーナー、半密閉式ストーブ、ガス栓	特定液化石油ガス器具等を製造又は輸入した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)日本ガス機器検査協会</li> <li>・(財)日本エルビーガス機器検査協会</li> </ul>	推薦等
81	経済産業省	経23	火薬類の製造施設等の検査 (製造施設等の完成検査、製造施設等の変更検査、保安検査) [昭和25年度]	<p>○完成検査：火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第15条第1項</p> <p>○変更検査：法第15条第2項</p> <p>○保安検査：法第35条</p>	火薬類の製造施設及び火薬庫	<p>○完成検査、変更検査：新設又は変更の工事を行った火薬類製造施設及び火薬庫</p> <p>○保安検査：特定施設(危険工室、火薬類一次置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室、移動式製造設備)又は火薬庫並びにこれらの施設における、保安の確保のための組織及び方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省：産業保安監督部・支部・事務所</li> <li>・都道府県</li> <li>・指定完成検査機関、指定保安検査機関</li> <li>・自主確認・自主保安：認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者</li> </ul>	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
充てん設備の使用 前	①— ②書面・実地 ③— ④—	都道府県知事、 高圧ガス保安協 会又は指定完成 検査機関 [充てん設備完 成検査証の交 付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	不詳	不詳	地方公共団 体が独自で決定	不詳	不詳
1年に1回 (ただし、使用 を休止した充て ん設備であつ て、当該充てん 設備の許可をし た都道府県知事 にその旨を届け たものであり、 かつ、前回の保 安検査（保安検 査の受けたこと のない充てん設 備にあつては、 完成検査）を受 けた日から当該 充てん設備を再 び使用する日ま での期間が1年 以上であるもの にあつては、当 該充てん設備を 再び使用しようと するときまで 行わない。)	①— ②書面・実地 ③— ④—	都道府県知事、 高圧ガス保安協 会又は指定完成 検査機関 [充てん設備保 安検査証の交 付]	1	不詳	不詳	地方公共団 体が独自で決定	不詳	不詳
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	登録検査機関 [適合性証明書 の交付]	5	2,526	品目の部品 数、種類によ り異なる。	登録検査機関 が独自で決定	不詳	不詳
火薬類製造施設 等を設置又は変 更工事の許可を 得て、設置又は 変更の工事を行 った後、実際 に使用する前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・産業保安監督 部長 ・都道府県知事 [完成検査証又 は保安検査証の 交付]	なし	1,962	72,000 ～ 266,000  23,000 ～ 41,000	・火薬類取締 法施行令第11 条  ・地方公共団 体の手数料の 標準に関する 政令	20,394 (経済産業 省、都道府県 の合計)	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
82	経済産業省	経24	鉱業権者による使用前検査 [平成16年度]	・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第14条 ・鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第32条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電電圧が一万ボルト以上の需要設備</li> <li>・非常用予備発電装置</li> <li>・人を運搬する施設</li> <li>・鉱山外を運搬する架空索道</li> <li>・石油鉱山における掘削施設</li> <li>・石油鉱山における海洋掘採施設</li> <li>・石油鉱山における最高使用圧力一メガパスカル以上のパイプライン又は海洋に設置するパイプライン</li> <li>・容量50キロリットル以上の石油貯蔵タンク又は内容積500立方メートル以上のガスホルダー</li> <li>・高圧ガスを製造する施設又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が三トン以上のもの</li> <li>・容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所</li> <li>・石油鉱山における高圧ガス処理プラント</li> <li>・石油鉱山におけるスタビライザープラント</li> <li>・石油鉱山におけるガソリンプラント</li> <li>・鉱煙発生装置</li> <li>・粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設</li> <li>・坑廃水処理施設</li> <li>・ダイオキシン類発生施設</li> <li>・騒音発生施設</li> <li>・振動発生施設</li> <li>・廃棄物焼却炉</li> <li>・鉱業廃棄物の坑外埋立場</li> <li>・鉱業廃棄物の坑内埋立場</li> <li>・原動機を使用する選炭場</li> <li>・原動機を使用する選鉱場</li> <li>・か焼場又は乾燥場</li> <li>・製錬場</li> <li>・坑廃水処理施設、原動機を使用する選炭場、原動機を使用する選鉱場、か焼場、乾燥場、製錬場に附属する捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場</li> <li>・捨石集積場</li> <li>・坑内における燃料油貯蔵所又は燃料給油所</li> <li>・金属鉱山等における坑道の坑口の閉そく施設</li> <li>・最大火薬類存置量が25キログラム以上の火薬類取扱所</li> <li>・最高使用圧力0.4メガパスカル以上のボイラー又は蒸気圧力容器</li> <li>・ガス集合溶接装置</li> <li>・容量が1,000キロリットル以上のガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク</li> </ul>	鉱業権者	自主確認	—
83	経済産業省	経25	鉱業権者による定期検査 [平成16年度]	・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第16条 ・鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第34条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人を運搬する施設</li> <li>・石油鉱山における掘削施設</li> <li>・高圧ガスを製造する施設又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が三トン以上のもの</li> <li>・石油鉱山における高圧ガス処理プラント</li> <li>・最高使用圧力0.4メガパスカル以上のボイラー又は蒸気圧力容器</li> </ul>	鉱業権者	自主確認	—

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
工事の完成後、 施設使用開始の 前	①— ②— ③— ④—	—	なし	—	—	—	—	—
2年に1回	①— ②— ③— ④—	—	なし	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
84	経済産業省	経26	機械、器具等に関する制限等 [平成16年度]	・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第11条 ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）第2条別表第1	石炭坑及び石油坑における火薬類、石炭坑及び石油坑における電気機械器具、石炭坑及び石油坑における電線、石炭坑における弱電流電線、救命器	鉱業権者	自主確認	—
85	経済産業省	経27	事業所の新設又は変更の確認※ [昭和50年度] <総務省(19)と共管>	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第11条第1項	第1種特定事業者のうち石油と高圧ガスを共に扱う特定事業所（レイアウト事業所）の事業所内の配置等	レイアウト事業所の新設又は変更をする特定事業者	・総務省 ・経済産業省	直轄
86	経済産業省	経28	新規化学物質の届出に基づく審査※ [昭和48年度] <厚生労働省(41)、環境省(148)と共管>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条	新規化学物質	新規化学物質の製造又は輸入しようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同委員会	直轄
87	経済産業省	経29-1	加工施設の検査（使用前検査） [昭和43年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の3第1項	加工施設	加工事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	経済産業省	経29-2	加工施設の検査（施設定期検査） [平成11年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の5第1項	加工施設	加工事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	経済産業省	経29-3	加工施設の検査（溶接検査（輸入したものに限り）） [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の4第4項	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設であって溶接をするもの（輸入したもの）	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	経済産業省	経29-4	加工施設の検査（溶接検査（輸入したものを除く）） [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の4第1項	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設であって溶接をするもの	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
—	①— ②— ③— ④—	—	なし	—	—	—	—	—
新設又は変更の 工事完了後	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	総務大臣、経済 産業大臣 [新設等計画に 適合しているこ とを確認した旨 の通知の現地で の手交]	なし	19	99,050 ～ 238,400 (石油等の取 扱量や敷地面 積により手数 料額は異な る。)	石油コンビ ナート等災害 防止法施行令 第43条	304	79 (検査に要し た旅費（総務 省分を除く）)
新規の化学物質 の製造又は輸入 をしようとする とき	①— ②書面 ③— ④—	—	なし	577	0	—	0	不詳
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 [使用前検査合 格証の交付]	当該加工施設に変 更がない限り有効	23	1,174,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	2,702	不詳
毎年1回	①個別 ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	経済産業大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	次回の検査までの 期間	6	2,349,500	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	1,410	不詳
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0	1,700 ～ 7,303,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉等の 規制に関する 法律施行令第 66条及び別表 第2	0	0
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	5	1,700 ～ 7,303,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉等の 規制に関する 法律施行令第 66条及び別表 第2	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
88	経済産業省	経30-1	再処理施設の検査 (使用前検査) [昭和32年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条第1項	再処理施設	再処理事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	経済産業省	経30-2	再処理施設の検査 (施設定期検査) [昭和54年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条の2の2第1項	再処理施設	再処理事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	経済産業省	経30-3	再処理施設の検査 (溶接検査（輸入したものに限り）) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条の2第4項	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設であって溶接をするもの（輸入したもの）	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	経済産業省	経30-4	再処理施設の検査 (溶接検査（輸入したものを除く）) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条の2第1項	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設であって溶接をするもの	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
89	経済産業省	経31-1	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (廃棄物埋設施設等に第一種廃棄物埋設に関する確認) [平成19年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第1項	廃棄物埋設施設	廃棄物埋設事業者	経済産業省	直轄
89	経済産業省	経31-2	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (廃棄物埋設施設等に第二種廃棄物埋設に関する確認) [昭和62年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第1項	廃棄物埋設施設	廃棄物埋設事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 [使用前検査合格証の交付]	当該再処理施設に 変更がない限り有効	5	1,675,500	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	84	不詳
毎年1回	①個別 ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	経済産業大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	次回の検査までの 期間	1	6,211,000	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	621	不詳
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0	1,700 ～ 7,303,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 2	0	0
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	4	1,700 ～ 14,607,600	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 2	不詳	不詳
・廃棄物埋設地 の位置、構造及 び設備の状況が 確認できるとき ・坑道の位置及 び構造が確認で きるとき ・当該廃棄物埋 設地を埋め戻す とき、その他経 済産業大臣が適 当と認めるとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [確認証の交 付]	なし	0	431,700 (廃棄物埋設 施設)  933,600 ～ (埋設地の敷 地面積に応じ て加算)	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	0	0
・施設の主要な 部分の寸法の測 定ができるとき ・施設が完成し たとき ・坑道の埋め戻 し及び坑口の閉 塞を行うとき ・当該廃棄物埋 設地を土砂等で 覆うとき、その 他経済産業大臣 が適当と認め るとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [確認証の交 付]	なし	0	835,300 ～ (埋設地の敷 地面積に応じ て加算)	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 〔創設年度〕	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
89	経済産業省	経31-3	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (放射性廃棄物に係る第一種廃棄物埋設施設に関する確認) 〔平成19年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	廃棄物埋設事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
89	経済産業省	経31-4	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (放射性廃棄物に係る第二種廃棄物埋設施設に関する確認) 〔昭和62年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	廃棄物埋設事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	経済産業省	経32-1	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設に係る使用前検査) 〔昭和61年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の8第1項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄
90	経済産業省	経32-2	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査) 〔昭和61年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の8第1項	廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	(独)原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	0	92,100	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	0	0
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	(独)原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	11	6,000	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	5,506	不詳
・非破壊試験、機械試験等、各種試験を行うとき ・それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき ・それぞれの施設が完成したとき ・廃棄物管理施設が完成したとき ・その他経済産業大臣が適当と認めるとき	①— ②実地 ③— ④—	経済産業大臣 [合格証の交付]	なし	0	1,431,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	0	0
・非破壊試験、機械試験等、各種試験を行うとき ・それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき ・それぞれの施設が完成したとき ・廃棄物管理施設が完成したとき ・その他経済産業大臣が適当と認めるとき	①— ②実地 ③— ④—	経済産業大臣 [合格証の交付]	なし	3	1,431,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	430	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
90	経済産業省	経32-3	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設に係る溶接検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の9第1項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	経済産業省	経32-4	特定廃棄物管理施設の検査 (輸入した特定廃棄物管理施設に係る溶接検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の9第4項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	経済産業省	経32-5	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設の定期検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の10第1項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄
91	経済産業省	経33	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※ [昭和53年度] <文部科学省(26)、国土交通省(129)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第58条第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	原子力事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
以下の行程ごと ・溶接作業を行うとき ・非破壊試験を必要とする溶接部について、同試験を行うことができる状態になったとき ・機械試験を必要とする突合せ溶接部については、同試験を行うことができる状態になったとき ・耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
施設を使用する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
1年ごと	①— ②実地 ③— ④運転中	経済産業大臣 [施設定期検査合格証の交付]	なし	2	2,028,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	406	不詳
輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	4	102,300	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	286	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
92	経済産業省	経34	核燃料物質等の運搬に関する確認※ [昭和54年度] <文部科学省(27)、国土交通省(130)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条	核燃料物質等の運搬物(うち、以下のものが対象) ・放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものであって、主務大臣の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等及び六ふっ化ウラン ・臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、核分裂性物質であるもの ・照射されていない次に挙げる物質(特定核燃料物質) ・プルトニウム及びその化合物であって、プルトニウムの量が2キログラム以上のもの ・ウラン235の濃縮度が20パーセント以上のウラン及びその化合物であって、ウラン235の量が5キログラム以上のもの ・ウラン233及びその化合物であって、ウラン233の量が2キログラム以上のもの ・照射された上記の3つの物質であって、その表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下のもの	精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
93	経済産業省	経35-1	原子炉施設の検査※(廃止措置対象施設) (原子炉施設のうち一定のものに性能に係る定期検査) [昭和36年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第29条第1項	廃止措置対象施設	原子炉設置者	経済産業省	直轄
93	経済産業省	経35-2	原子炉施設の検査※(廃止措置対象施設) (原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査、原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査) [昭和32年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条第1項	原子炉施設	原子炉設置者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
運搬の都度	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	経済産業大臣及び （独）原子力安全 基盤機構 [運搬確認証の 交付]	運搬開始日から運 搬終了日まで	73	66,800 ～ 1,030,200	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	998	不詳
1年ごと	①一 ②実地 ③一 ④運転停止	経済産業大臣 [合格証の交 付]	なし	3	1,218,600	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	366	不詳
原子炉施設の工 事を行った場合 にあって、当該 施設の使用を開 始する前	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	経済産業大臣 [使用前検査合 格証の交付]	なし	0	1,325,100	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	133	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
93	経済産業省	経35-3	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設の溶接検査) [平成12年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条の2第1項	原子炉施設	原子炉設置者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
93	経済産業省	経35-4	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査) [平成12年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条の2第4項	原子炉施設(輸入したもの)	原子炉設置者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
94	経済産業省	経36-1	特定特殊自動車の検査※ (特定原動機の型式指定) [平成18年度] <国土交通省(144)、環境省(149)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(昭和17年法律第51号)第6条第1項	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等
94	経済産業省	経36-2	特定特殊自動車の検査※ (少数生産車の承認) [平成18年度] <国土交通省(144)、環境省(149)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(昭和17年法律第51号)第12条第3項	少数生産車	特定特殊自動車製作等事業者	経済産業省、国土交通省、環境省	直轄
94	経済産業省	経36-3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) [平成18年度] <国土交通省(144)、環境省(149)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(昭和17年法律第51号)第17条第1項	使用の開始前に、主務大臣の検査を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・溶接作業を行うとき ・非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験ができる状態になったとき ・溶接の技術基準による機械試験ができる状態になったとき ・耐圧試験を行うことができる状態になったとき	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
・溶接作業を行うとき ・非破壊試験を必要とする溶接部については非破壊試験ができる状態になったとき ・溶接の技術基準による機械試験ができる状態になったとき ・耐圧試験を行うことができる状態になったとき	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [特定原動機型式指定通知書の交付及び指定番号等の告示]	なし	1	81,900 ～ 516,600 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	74 【財団法人日本自動車輸送技術協会】	57 【財団法人日本自動車輸送技術協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [少数生産車承認通知書の交付及び承認番号等の告示]	なし	150	19,300 (電子申請の場合19,100)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第7条第1項第2号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [確認証の交付]	なし	90	19,950 ～ 467,250 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	390 【財団法人自動車輸送技術協会】	288 【財団法人自動車輸送技術協会】

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
95	経済産業省	経37	核物質防護規定の遵守状況の検査 [平成17年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第12条の2第5項、第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の2第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項	経済産業省が所管する原子力施設	経済産業省が所管する原子力施設	経済産業省	直轄
96	経済産業省	経38	核燃料物質等の輸送容器に係る承認 [昭和54年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条	核燃料物質等の運搬容器（うち、以下のものが対象） ・放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものであって、主務大臣の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等及び六ふっ化ウラン ・臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、核分裂性物質であるもの ・照射されていない次に挙げる物質（特定核燃料物質） ・プルトニウム及びその化合物であって、プルトニウムの量が2キログラム以上のもの ・ウラン235の濃縮度が20パーセント以上のウラン及びその化合物であって、ウラン235の量が5キログラム以上のもの ・ウラン233及びその化合物であって、ウラン233の量が2キログラム以上のもの ・照射された上記の3つの物質であって、その表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下のもの	精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者	経済産業省	直轄
97	経済産業省	経39	放射能濃度についての確認 [平成17年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2	原子力事業者の工場等において用いた資材等	原子力事業者	経済産業省	直轄
98	国土交通省	国01	自動車道の検査 [昭和26年度]	道路運送法（昭和26年法律第183号）第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、第60条第1項、第75条第1項・第3項	自動車道の構造及び設備	自動車道事業者、専用自動車道を設置した自動車運送事業者	国土交通省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
毎年1回	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中・運転停止	—	1	30	0	—	不詳	不詳
輸送容器の承認を受けようとする都度	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	経済産業大臣 [容器承認書の交付]	5	4	182,000 ～ 702,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	1	不詳
確認を受けようとするとき	①個別（全数） ②書面 ③— ④—	経済産業大臣 [確認証の交付]	なし	0	18,500 ～ (重量に応じて加算)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
自動車道を供用しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [合格書の交付]	自動車道の構造及び設備に変更がない限り有効	0	0	—	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
99	国土交通省	国02-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)) [昭和47年度] <総務省(18)、経済産業省(67)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第16条第1項、第4項、第18条第1項、第19条第2項	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	石油パイプライン事業者	総務省、経済産業省、国土交通省	直轄
99	国土交通省	国02-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の保安検査) [昭和47年度] <総務省(18)、経済産業省(67)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第29条	事業用施設(送油圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備)	石油パイプライン事業者	総務省、経済産業省、国土交通省	直轄
100	国土交通省	国03	船舶の総トン数測度 [明治32年度]	船舶法(明治32年法律第46号)第4条	総トン数20トン以上の船舶	船舶所有者	地方運輸局	直轄
101	国土交通省	国04	小型船舶の総トン数測度 [平成13年度]	小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条	総トン数20トン未満の船舶	船舶所有者	日本小型船舶検査機構	委託等
102	国土交通省	国05	小型漁船の総トン数測度 [昭和28年度]	小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)第1条	総トン数20トン未満の漁船	船舶所有者	都道府県	直轄
103	国土交通省	国06	船舶の国際トン数測度 [昭和55年度]	船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第8条	長さ24メートル以上の国際航海に従事する船舶	船舶所有者	地方運輸局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
当該事業用施設の工事完成後など	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [完成検査合格証の交付]	なし	2	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第1項	105	1 (検査に要した旅費(総務省、経済産業省を除く。))
前回の検査の日から1年を経過した日の前後1月を超えない日（ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [検査結果通知書の交付]	検査周期は、最大13か月（ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	1	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第2項	53	3 (検査に要した旅費(総務省、経済産業省を除く。))
船舶を建造（改造）する場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、測度を行い、管海官庁から船舶件名書及び総トン数計算書の謄本を交付するもの)	不詳	294	24,200 ～ 1,013,500	船舶法施行細則第50条及び別表	4,459	不詳
船舶を航行の用に供するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、新規登録を行う際に、船舶の大きさを表すトン数を算定するもの)	不詳	7,841	4,350 ～ 21,700	小型船舶登録規則第47条第1項及び別表	4,699	不詳
船舶を建造（改造）する場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、測度を行った場合に、都道府県から総トン数に関する証明書を交付するもの)	不詳	1,020	不詳	地方公共団体が独自で決定	1,290	不詳
国際航海に従事するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、測度を行った場合に、管海官庁から国際総トン数証書を交付するもの)	不詳	49	27,100 ～ 1,881,700	船舶のトン数の測度に関する法律施行規則第71条及び別表第7	1,968	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
104	国土交通省	国07-1	船舶検査 (定期検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	船舶	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
104	国土交通省	国07-2	船舶検査 (中間検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	船舶	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
104	国土交通省	国07-3	船舶検査 (臨時検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	船舶	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
105	国土交通省	国08	危険物の積付検査 [昭和32年度]	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第111条	危険物	危険物を運送しようとする船舶の船長	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会 ・(財)新日本検定協会	委託等
106	国土交通省	国09	危険物のコンテナへの収納検査 [昭和44年度]	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第112条	危険物	危険物の荷送人	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会 ・(財)新日本検定協会	委託等
107	国土交通省	国10	液状物質の積付検査 [昭和39年度]	特殊貨物船舶運送規則(昭和39年運輸省令第62号)第25条	液状物質	液状物質をばら積みして運送しようとする船舶の船長	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・初めて航行の用に供するとき ・証書の有効期間が満了するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、地方運輸局長等、小型船舶検査機構 [船舶検査証書の交付]	5又は6	69,340	9,900 ～ 524,100	船舶安全法施行規則第66条及び別表第1の2	13,736 (小型船舶検査機構： 144,661)	不詳
定期検査と定期検査の間の指定された時期	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、地方運輸局長等、小型船舶検査機構 [船舶検査証書の返付]	不詳	56,438	5,100 ～ 389,900	船舶安全法施行規則第66条及び別表第1の2	10,135 (小型船舶検査機構： 72,196)	不詳
・改造又は修理を行うとき ・船舶検査証書の記載事項を変更するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、地方運輸局長等、小型船舶検査機構 [臨時変更証の交付]	不詳	8,017	4,900 ～ 22,700	船舶安全法施行規則第66条及び別表第1の2	2,443 (小型船舶検査機構： 2,886)	不詳
危険物を運送しようとする場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	地方運輸局長等、登録検査機関 [危険物積付検査証の交付]	危険物の船舶運送が終了するまでの間	168	7,800 ～	危険物船舶運送及び貯蔵規則第114条第4項	308 (登録検査機関： 584)	不詳
危険物をコンテナに収納して運送する場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	地方運輸局長等、登録検査機関 [危険物の船舶運送が終了するまでの間]	危険物の船舶運送が終了するまでの間	50,584	19,200 ～	危険物船舶運送及び貯蔵規則第114条第5項	101,758	不詳
液状化物質を船舶にばら積みして運送しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	地方運輸局長等、登録検査機関 [液状化物質積付検査証の交付]	液状化物質の運送が終了するまでの間	0	25,500 ～	特殊貨物船舶運送規則第33条第6項	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
108	国土交通省	国11-1	海洋汚染防止設備等の検査 (定期検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の36	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
108	国土交通省	国11-2	海洋汚染防止設備等の検査 (中間検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の38	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
108	国土交通省	国11-3	海洋汚染防止設備等の検査 (臨時検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の39	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
109	国土交通省	国12	焼却設備の検査 [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の36	大気汚染防止検査対象設備	船舶所有者	地方運輸局等	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・初めて航行の用に供するとき ・証書の有効期間が満了するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書の交付]	5	924	15,600 ～ 113,000	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	2,244	不詳
証書の有効期間中に指定された時期	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書の返付]	不詳	911	10,500 ～ 78,200	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	2,223	不詳
対象設備の改造又は修理を行うとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書等の返付]	不詳	57	10,200 ～ 22,700	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	116	不詳
海洋汚染防止設備等の検査の一部として実施	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書等の交付]	不詳	不詳	11,300 ～ 22,000	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
110	国 土 交 通 省	国 13	気象測器の検定 [昭和27年度]	気象業務法(昭和27年法律第165号)第28条	ガラス製温度計、金属製温度計、電気式温度計、ラジオゾンデ用温度計、液柱型水銀気圧計、アネロイド型気圧計、電気式気圧計、ラジオゾンデ用気圧計、乾湿式湿度計、毛髪製湿度計、露点式湿度計、電気式湿度計、ラジオゾンデ用湿度計、風杯型風速計、風車型風速計、超音波式風速計、電気式日射計、貯水型雨量計、転倒ます型雨量計、積雪計、複合気象測器	以下の要件に該当する気象の観測を行う者 ・政府機関又は地方公共団体が行う気象の観測(研究・教育目的で行う観測を除く。) ・政府機関又は地方公共団体以外の者による、観測成果を発表し又は災害の防止に利用するための気象の観測 ・船舶安全法第4条の規定により無線電信を施設することを要する船舶による気象の観測 ・気象の予報業務の許可を受けた者が当該予報業務のために行う気象の観測	(財)気象業務支援センター	推薦等
111	国 土 交 通 省	国 14	航空機の耐空証明 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第10条第1項	飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の航空機であって、証明を受けようとするもの	耐空証明を申請しようとする者	・国土交通省、地方航空局 ・耐空検査員	委託等
112	国 土 交 通 省	国 15	航空機の型式証明 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第12条第1項	飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の航空機であって、証明を受けようとするもの	型式証明を申請しようとする者	国土交通省	直轄
113	国 土 交 通 省	国 16	航空機の修理改造検査 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第16条第1項	飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の航空機であって、検査を受けようとするもの	航空法第16条第1項又は第2項の検査を受けようとする者	・国土交通省、地方航空局 ・耐空検査員	委託等
114	国 土 交 通 省	国 17	装備品又は部品の型式又は仕様の承認 [昭和33年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第14条第1項	型式又は仕様の承認を希望する装備品及び部品であって、承認を受けようとするもの	型式又は仕様の承認の申請をしようとする者	国土交通省	直轄
115	国 土 交 通 省	国 18	装備品等の型式適合認定 [昭和33年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第15条第1項	型式承認取得済の装備品又は部品であって認定を受けようとするもの	型式に適合することの認定を申請しようとする者	地方航空局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
観測使用前、有効期間満了時	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④運転停止	登録検定機関 [検定証書の交付及び検定証印の付与]	○電気式気圧計：10  ○液柱型水銀気圧計、アネロイド型気圧計、風杯型風速計、風車型風速計、超音波式風速計、電気式日射計、貯水型雨量計（自記）、転倒ます型雨量計：5  ○ラジオゾンデ用温度計、ラジオゾンデ用気圧計、ラジオゾンデ用湿度計：1  ○その他の気象測器：なし	12,091	200 ～ 33,000	登録検定機関が独自で決定	5,362	5,304
証明を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、 地方航空局長、 耐空検査員 [耐空証明書の交付]	1年又は国土交通大臣が定める期間	1,632	3,800 ～ (騒音の実測をする場合にあっては、重量に応じて加算)	航空法関係手数料令第2条、別表第1及び別表第二	4,566 【国土交通省、地方航空局】	不詳
証明を受けようとする時期	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [型式証明書の交付]	なし	4	111,300 ～ (騒音の実測をする場合にあっては、重量に応じて加算)	航空法関係手数料令第2条、別表第1及び別表第二	288	不詳
検査を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣、 地方航空局長、 耐空検査員 [航空日誌への記入]	なし	171	39,900 ～ (騒音の実測をする場合及び飛行機にあっては、重量に応じて加算)	航空法関係手数料令第2条、別表第1及び別表第二	701 【国土交通省、地方航空局】	不詳
承認を受けようとする時期	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [装備品等型式（仕様）承認書の交付]	なし	15	0	—	0	不詳
認定を受けようとする時期	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	地方航空局長 [型式承認認定検査合格票の交付]	なし	0	0	—	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
116	国土交通省	国19	航空機装備品の予備品証明 [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第17条	発動機、プロペラその他航空機の安全性の確保のため重要な航空機装備品であって証明を受けようとするもの	耐空証明のある航空機の使用	地方航空局	直轄
117	国土交通省	国20	空港等の検査（工事完成検査、変更工事完成検査及び供用再開の検査） [昭和27年度]	・工事完成検査：航空法（昭和27年法律第231号）第42条第1項 ・変更工事完成検査：法第43条第2項 ・供用再開の検査：法第44条第4項及び第45条第2項	空港等施設（滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等）	空港等の設置者	国土交通省、地方航空局	直轄
118	国土交通省	国21-1	航空保安施設の検査（航空灯火）（工事の完成検査） [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第42条第1項	航空灯火（航空障害灯を除く。）	国土交通大臣以外の航空保安施設を設置しようとする者	地方航空局	直轄
118	国土交通省	国21-2	航空保安施設の検査（航空灯火）（変更工事の完成検査） [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第43条第2項	航空灯火（航空障害灯を除く。）	国土交通大臣以外の航空保安施設を設置しようとする者	地方航空局	直轄
118	国土交通省	国21-3	航空保安施設の検査（航空灯火）（供用再開の検査） [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第45条第2項	航空灯火（航空障害灯を除く。）	国土交通大臣以外の者であって供用を休止した航空保安施設を供用再開しようとする者	地方航空局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
証明を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	地方航空局長 [予備品証明書 の交付又は予備 品検査合格の表 示]	証明後、修理若し くは改造をされな い又は航空機に装 備されない限り有 効	7,788	1,950 ～ 2,400	航空法関係手 数料令第2条 及び別表第1	1,962	不詳
工事が完成した ときに遅滞な く、又は供用を 再開しようとし るとき	①一 ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、 地方航空局長 [合格通知書の 交付]	特に重要な変更が ない限り、又は供 用休止若しくは廃 止しない限り有効	8	○完成検査： ・ヘリポー ト： 110,500 ・その他の空 港等： 258,300  ○変更完成検 査： ・ヘリポー ト： 96,700 ・その他の空 港等： 192,300  ○供用再開検 査： ・ヘリポー ト： 95,800 ・その他の空 港等： 195,100	航空法関係手 数料令第5条 及び別表第4	96	92
設置許可を受け た航空保安施設 の工事が完成し たときに遅滞な く	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 又は航空保安施設 の供用を休止若し くは廃止しない限 り有効	2	190,400	航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	19	不詳
設置許可を受け た航空保安施設 の変更工事が完 成したときに遅 滞なく	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 又は航空保安施設 の供用を休止若し くは廃止しない限 り有効	13	4,889,000	航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	489	不詳
供用を休止した 航空保安施設の 供用を再開しよ うとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 又は航空保安施設 の供用を休止若し くは廃止しない限 り有効	0	0	航空法関係手 数料令第6条 別表5	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
119	国土交通省	国22-1	航空保安施設の検査 (無線施設) (工事の完成検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第42条第1項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空保安施設を設置しようとする者	地方航空局	直轄
119	国土交通省	国22-2	航空保安施設の検査 (無線施設) (変更工事の完成検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第43条第1項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空保安施設の設置者	地方航空局	直轄
119	国土交通省	国22-3	航空保安施設の検査 (無線施設) (供用再開の検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第45条第2項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空保安施設の設置者	地方航空局	直轄
120	国土交通省	国23	運航管理施設等の検査 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第102条、第124条	航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設、航空機の運航又は整備に関する業務に従事する者の訓練の施設、事業を安全かつ的確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設であって、検査を受けようとするもの	・航空運送事業を営業者 ・航空機使用事業を営業者	国土交通省、地方航空局	直轄
121	国土交通省	国24	特定救急用具の検査 [昭和27年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第152条第1項	非常信号灯、救命胴衣、これに相当する救急用具、救命ボート、航空機用救命無線機及び落下傘であって、検査を受けようとするもの	特定救急用具の検査を受けようとする者	地方航空局	直轄
122	国土交通省	国25	模擬飛行装置等の認定 [平成5年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第238条の2	模擬飛行装置であって、認定を受けようとするもの	模擬飛行装置の認定を受けようとする者	国土交通省	直轄
123	国土交通省	国26-1	容器検査※ (容器検査) [昭和26年度] <経済産業省(76)と共管>	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第44条	高圧ガスを充てんするための容器	容器を製造又は輸入した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録容器製造業者、外国登録容器製造業者	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
設置許可を受け、当該許可に係る施設の工事が完成したときに遅滞なく	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付与]	検査を受けた航空保安施設に重要な変更がない限り、又は航空保安施設の供用を休止若しくは廃止しない限り有効	0	90,100 ～ 2,802,900	航空法関係手数料令第6条及び別表第5	0	0
変更許可を受け、当該許可に係る施設の工事が完成したときに遅滞なく	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付与]	検査を受けた航空保安施設に重要な変更がない限り、又は航空保安施設の供用を休止若しくは廃止しない限り有効	1	88,000 ～ 2,366,400	航空法関係手数料令第6条及び別表第5	205	不詳
供用を休止した航空保安施設の供用を再開しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付与]	検査を受けた航空保安施設に重要な変更がない限り、又は航空保安施設の供用を休止若しくは廃止しない限り有効	0	87,600 ～ 1,123,800	航空法関係手数料令第6条及び別表第5	0	0
当該施設によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備するまで	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣・地方航空局長 [検査結果の通知]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	115	0	—	0	不詳
検査を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	地方航空局長 [特定救急用具検査合格書の交付]	なし	0	0	—	0	不詳
認定申請時、認定後毎年度1回、認定後必要な場合随時	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④運転中	国土交通大臣 [認定書の交付]	なし	5	0	—	0	不詳
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	1,604,062 【高圧ガス保安協会】	・80～ (容量に応じて加算) ・90～ (容量に応じて加算) ・70～ (容器の種類、受検本数、容量による)	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	9,327 【高圧ガス保安協会】	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
123	国土交通省	国26-2	容器検査※ (容器再検査) [昭和26年度] <経済産業省(76)と 共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号) 第49条	高圧ガスを充てんするための容器	容器検査、容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器に高圧ガスを充てんしようとする者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
124	国土交通省	国27-1	附属品検査※ (附属品検査) [昭和26年度] <経済産業省(77)と 共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号) 第49条 の2	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品を製造又は輸入をした者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録附属品製造業者、外国登録附属品製造業者	委託等
124	国土交通省	国27-2	附属品検査※ (附属品再検査) [昭和26年度] <経済産業省(77)と 共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号) 第49条 の4	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品検査、附属品再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品に装置した容器に高圧ガスを充てんしようとする者等	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
125	国土交通省	国28	鉄道施設の完成検査 [昭和61年度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号) 第10条第1項又は第12条第3項	鉄道施設(鉄道線路、停車場、車庫及び車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、電路設備)	工事の施行の認可又は鉄道施設の変更認可を受けた鉄道事業者	国土交通省、地方運輸局	直轄
126	国土交通省	国29	車両の確認 [昭和61年度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号) 第13条	鉄道車両	鉄道運送事業者	国土交通省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
容器検査又は容器再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、規則で定める容器ごとに1ないし6年の期間を経過する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	8,061,575 【容器検査所】	・80～ （容量に応じて加算） ・90～ （容量に応じて加算）  ・70～ （容器の種類、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	1,522,663 【容器検査所】	不詳
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	11,204,714 【高圧ガス保安協会】	・20～1,050  ・21～1,100  ・16～ （附属品の種類、受検個数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	7,930 【高圧ガス保安協会】	不詳
附属品再検査の期間は、原則として2年であるが、一定の要件を満たす場合にあっては、附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査の日まで	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	2,375,560 【容器検査所】	・20～1,050  ・21～1,100  ・16～ （附属品の種類、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	73,915 【容器検査所】	不詳
・変電所等設備及び電路設備については、使用を開始するとき ・変電所等設備及び電路設備以外の鉄道施設については、事業の用に供するとき	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停止	国土交通大臣 [合格書の交付]	検査を受けた施設が廃止しない限り有効	110	不詳	鉄道施設等検査規則第11条及び別表	61,704,300	不詳
鉄道運送事業者が鉄道車両を事業の用に供しようとするとき	①型式 ②書面 ③一 ④一	国土交通大臣 [確認書の交付]	確認を受けた鉄道事業者により鉄道事業に使用され、かつ、その安全が維持管理されている期間	不詳	0	—	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
127	国 国土交通省	国 30	索道施設の完成検査 [昭和61年度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第34条の2又は法第38条において準用する法第12条第3項	索道施設(索道線路、停留場、原動設備、搬器、握索装置及び接続装置、保安設備、変電所及び配電所、配電線路)	索道事業の許可又は索道施設の変更認可を受けた索道事業者	地方運輸局	直轄
128	国 国土交通省	国 31	軌道の運輸開始に係る検査 [昭和28年度]	軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第13条	特殊な設計を含む軌道の工事等(運輸開始前のものに限る。)	運輸開始を予定している軌道経営者	国土交通省	直轄
129	国 国土交通省	国 32	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※ [昭和32年度] <文部科学省(26)、経済産業省(91)と共管>	核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第58条	保安のために必要な措置	原子炉設置者及び学国原子力船運航者	国土交通省	直轄
130	国 国土交通省	国 33	核燃料物質運搬の安全確認※ [昭和53年度] <文部科学省(27)、経済産業省(92)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬	核燃料物質の使用中等	・国土交通省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
131	国 国土交通省	国 34	放射性同位元素等の運搬の安全確認 [昭和55年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第18条第2項	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬	放射性同位元素等を事業所に運搬する場合の許可届出使用者、届出販売業者、届出貨業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者	・国土交通省 ・登録検査機関：(財)原子力安全技術センター	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
変電所、配電所、配電線路及び原動設備の主原動機については、当該索道施設の使用を開始するとき	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停止	地方運輸局長 [合格書の交付]	検査を受けた施設が廃止しない限り有効	17	不詳	鉄道施設等検査規則第11条及び別表	6,307,700	不詳
運輸開始時	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停止	国土交通大臣 [都道府県知事に運輸開始の認可について承認する旨の文書の交付]	検査を受けた施設が廃止しない限り有効	0	不詳	不詳	不詳	不詳
原子炉設置者及び学国原子力船運航者が核燃料物質又は核燃料物質による汚染物を原子力船の外へ廃棄するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣 [確認証の交付]	不詳	0	102,300	核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	0	不詳
核燃料物質の運搬前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	・国土交通大臣 ・(独)原子力安全基盤機構 [運搬方法確認証の交付]	なし	43	234,300	・国：核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1 ・(独)原子力安全基盤機構：核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	・国：1,008 ・独法：0	・国：385 ・独法：0
放射性同位元素等の運搬前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	・国土交通大臣 ・(財)原子力安全技術センター [運搬方法確認証の交付]	なし	364	○現地確認：219,900（最大） ○書類確認：31,500	・国：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条第1項 ・(財)原子力安全技術センター：独自で決定	・国：213 ・登録検査機関：1,219	・国：197 ・登録検査機関：1,389

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国 土 交 通 省	国 35 -1	自動車検査 (新規検査) [昭和26年度]	道路運送車両 (昭和26年法律 第185号) 法第59 条	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸支局</li> <li>・自動車検査独立行政法人</li> <li>・軽自動車検査協会</li> </ul>	委 託 等
132	国 土 交 通 省	国 35 -2	自動車検査 (継続検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第62条	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸支局</li> <li>・自動車検査独立行政法人</li> <li>・軽自動車検査協会</li> </ul>	委 託 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
運行の用に供しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	○登録自動車：国土交通大臣  ○軽自動車：軽自動車検査協会  [自動車検査証の交付]	○自家用乗用車、二輪の小型自動車、軽自動車：2（新車に限り3）  ○トラック、バス、タクシー：1（新車の小型トラックに限り2）	6,059,333	○登録自動車： ・国：400～ 1,100  ・自動車検査独立行政法人：1,600～ 1,700  ○軽自動車：軽自動車検査協会：1,100～ 1,400	・国、自動車検査独立行政法人：道路運送車両法関係手数料令第1条・第2条 ・軽自動車検査協会：道路運送車両法関係手数料令第1条	○登録自動車： ・国：389,527 ・自動車検査独立行政法人：105,679  ○軽自動車：軽自動車検査協会：238,186	・国：3,901,493  ・自動車検査独立行政法人：1,371,122  ・軽自動車検査協会：1,469,700  ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。
自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	○登録自動車：国土交通大臣  ○軽自動車：軽自動車検査協会  [自動車検査証の返付]	○自家用乗用車、二輪の小型自動車、軽自動車：2  ○トラック、バス、タクシー：1	31,701,635	○登録自動車： ・国：400～ 1,100  ・自動車検査独立行政法人：1,300～ 1,400  ○軽自動車：軽自動車検査協会：1,100～ 1,400	・国、自動車検査独立行政法人：道路運送車両法関係手数料令第1条・第2条 ・軽自動車検査協会：道路運送車両法関係手数料令第1条	○登録自動車： ・国：1,977,783 ・自動車検査独立行政法人：772,855  ○軽自動車：軽自動車検査協会：1,210,163	・国：3,901,493  ・自動車検査独立行政法人：1,371,122  ・軽自動車検査協会：1,469,700  ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国 土 交 通 省	国 35 -3	自動車検査 (臨時検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第63条 第2項	一定の範囲の自動車又は検査対象 外軽自動車	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸支局</li> <li>・自動車検査独立行政法人</li> <li>・軽自動車検査協会</li> </ul>	委託等
132	国 土 交 通 省	国 35 -4	自動車検査 (構造等変更検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第67条 第3項	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸支局</li> <li>・自動車検査独立行政法人</li> <li>・軽自動車検査協会</li> </ul>	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
一定の範囲の自動車について事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるとき	①個別（抽出） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	○登録自動車：国土交通大臣  ○軽自動車：軽自動車検査協会  [・自動車検査証の返付 ・臨時検査合格標章の交付（検査対象外軽自動車に限る。）]	○自家用乗用車、二輪の小型自動車、軽自動車：2  ○トラック、バス、タクシー：1	0	0	—	—	・国：3,901,493  ・自動車検査独立行政法人：1,371,122  ・軽自動車検査協会：1,469,700  ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。
自動車検査証の記載事項に変更があったとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	○登録自動車：国土交通大臣  ○軽自動車：軽自動車検査協会  [自動車検査証の返付]	○自家用乗用車、二輪の小型自動車、軽自動車：2  ○トラック、バス、タクシー：1	95,151	○登録自動車： ・国：400 ・自動車検査独立行政法人：1,600 ～ 1,700  ○軽自動車：軽自動車検査協会：1,400	・国、自動車検査独立行政法人：道路運送車両法関係手数料令第1条・第2条 ・軽自動車検査協会：道路運送車両法関係手数料令第1条	○登録自動車： ・国：3,282 ・自動車検査独立行政法人：13,545  ○軽自動車：軽自動車検査協会：1,789	・国：3,901,493  ・自動車検査独立行政法人：1,371,122  ・軽自動車検査協会：1,469,700  ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。

番号 1	府 省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国 土 交 通 省	国 35 -5	自動車検査 (予備検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第71条	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸支局</li> <li>・自動車検査独立行政法人</li> <li>・軽自動車検査協会</li> </ul>	委 託 等
132	国 土 交 通 省	国 35 -6	自動車検査 (自動車の型式指 定) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第75条	自動車(検査対象外軽自動車及び 小型特殊自動車を除く。)	自動車メーカー等(自動 車を製作することを業と する者、又はその者から 購入する契約を締結して いる者であって、当該自 動車を販売することを業 とする者(外国において 本邦に輸出される自動 車を製作することを業と する者又はその者から 当該自動車を購入する 契約を締結している者 であって当該自動車を 本邦に輸出することを 業とするものを 含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省</li> <li>・(独)交通安全環境研究所</li> </ul>	委 託 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
運行の用に供しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	○登録自動車： 国土交通大臣  ○軽自動車：軽 自動車検査協会  [官報告示]	3か月	311,248	○登録自動車： ・国： 400 ～ 1,100 ・自動車検査 独立行政法 人： 1,600 ～ 1,700  ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 1,100 ～ 1,400	・国、自動車 検査独立行政 法人：道路運 送車両法関係 手数料令第1 条・第2条 ・軽自動車検 査協会：道路 運送車両法関 係手数料令第 1条	○登録自動 車： ・国： 11,236 ・自動車検査 独立行政法 人： 41,861  ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 6,569	・国： 3,901,493  ・自動車検査 独立行政法 人： 1,371,122  ・軽自動車検 査協会： 1,469,700  ※国につい ては、自動車 検査登録等事 務に係る経費 として自動車 安全特別会計 （自動車検査 登録勘定）か ら支出。 ※各年度の決 算書又は決算 報告書から支 出額の総計を 転記。
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（（独）交通安全環境研究所又は自動車メーカー等の施設において実施） ④一（販売前の自動車を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [官報告示]	なし	195	○指定特定装置を取り付けた自動車： 26,000 ～ 420,000 に指定を受けた装置の種類数を乗じて得た額を減じた額  ○その他の自動車： 420,000	道路運送車両法関係手数料令第1条	1,620	・国： 3,901,493  ・（独）交通安全環境研究所： 101,010  ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※（独）交通安全環境研究所については、（独）交通安全環境研究所の審査勘定から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国土交通省	国35-7	自動車検査 (特定装置の型式指定) [平成10年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第75条の2 第1項	特定装置(装置型式指定規則第2条第1項で定める特定装置。灯火器、チャイルドシート、運行記録計等)	装置メーカー等(特定装置を製作することを業とする者、又はその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって、当該特定装置を販売することを業とする者(外国において本邦に輸出される特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とするものを含む。))	・国土交通省 ・(独)交通安全環境研究所	委託等
133	国土交通省	国36	検査対象外軽自動車等の型式認定 [昭和34年度]	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号) 第62条の3	検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車 ・検査対象外軽自動車:オートバイ(排気量126~250cc)等 ・小型特殊自動車:農耕用トラクター、フォークリフト等 ・原動機付自転車:バイク(排気量50~125cc)	検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の製作を業とする者又はその者と検査対象外軽自動車等の販売契約を結んでいる者	国土交通省	直轄
134	国土交通省	国37	原動機付自転車用原動機の型式認定 [昭和34年度]	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号) 第67条第1項	原動機付自転車用原動機	原動機付自転車用原動機の製作を業とする者	国土交通省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（（独）交通安全環境研究所又は装置メーカー等の施設において実施） ④一（販売前の特定装置を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [通知書（認可証）の交付及び官報告示]	なし	183	50,000	道路運送車両法関係手数料令第1条	915	・国： 3,901,493  ・（独）交通安全環境研究所： 101,010  ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※（独）交通安全環境研究所については、（独）交通安全環境研究所の審査勘定から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（検査対象外軽自動車等のメーカー等の施設において実施） ④一（販売前の検査対象外軽自動車等を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [型式認定番号を官報告示]	なし	65	0	—	0	3,901,493 ※自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書から支出額の総計を転記。
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（原動機付自転車用原動機のメーカー等の施設において実施） ④一（販売前の原動機付自転車用原動機を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [型式認定番号の付与]	なし	0	0	—	0	3,901,493 ※自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書から支出額の総計を転記。

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
135	国土交通省	国38	自動車ターミナルの検査 [昭和34年度]	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第15条	専用バスターミナルの構造及び設備	専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者、専用バスターミナルの構造又は設備を変更した一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通省	直轄
136	国土交通省	国39	許可工作物の完成検査 [昭和40年度]	・河川法（昭和39年法律第167号）第30条第1項 ・河川法施行令（昭和40年政令第14号）第17条 ・河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第19条、第20条	・河川法第44条の第1項のダム ・河川管理施設と効用を兼ねる工作物 ・堤防を開削して設置される工作物	ダム等の工作物を新築し、又は新築する者	・国土交通省 ・地方公共団体	直轄
137	国土交通省	国40	工事の完了検査 [昭和37年度]	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事	宅地造成に関する工事の許可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市、特例市、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村	直轄
138	国土交通省	国41	開発行為に関する工事の完了検査 [昭和44年度]	都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条	開発行為に関する工事	開発許可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市、特例市、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
専用バスターミナルを設置して使用を開始する前、専用バスターミナルの構造又は設備を変更して使用を開始する前	①個別（全数） ②書面 ③— ④—	国土交通大臣 [確認証の交付]	検査を受けた構造・設備に変更がない限り有効	1	0	—	0	0
ダム等の工作物の新築又は改築の工事が完了し、工作物を使用する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	河川管理者 [合格通知]	検査を受けた工作物に改築がない限り有効	不詳	0	—	0	0
許可を受けた宅地造成に関する工事を完了したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市・地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長 [検査済証の交付]	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
完了届受理後随時	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市・地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長 [検査済証の交付]	検査を受けた土地において新たに開発行為を行わない限り有効	19,035	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施 形態
139	国 土 交 通 省	国 42	構造方法等の認定 [平成12年度]	建築基準法（昭 和25年法律第201 号）第68条の26 等	構造方法、建築材料又はプログラ ム	構造方法等の認定の申請 者	指定性能評価機関：(財)日本建 築防災協会、(財)日本建築設 備・昇降機センター、(財)日本 建築センター、(財)ベターリビ ング、(財)日本建築総合試験 所、(財)建材試験センター、 (財)小林理学研究所、(財)日本 塗料検査協会、(財)日本紡績検 査協会、(一般・財)化学物質 評価研究機構、(財)東海技術セ ンター、(社)日本免震構造協 会、(社)日本膜構造協会、(財) 日本住宅・木材技術センター等	推 薦 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
性能評価の申請時	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	国土交通大臣 [認定書の交付]	なし	不詳	300,000 ～ 2,000,000	建築基準法施行規則第11条の2の3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)日本建築センター：不詳</li> <li>・(財)建材試験センター：48,680</li> <li>・(財)ベターリビング：9,542</li> <li>・(財)日本建築総合試験所：40,023</li> <li>・(財)日本建築設備・昇降機センター：14,726</li> <li>・(財)小林理学研究所：2,148</li> <li>・(財)日本塗料検査協会：160</li> <li>・(財)日本紡績検査協会：160</li> <li>・(一般・財)化学物質評価研究機構：680</li> <li>・(財)東海技術センター：240</li> <li>・(財)日本建築防災協会：120</li> <li>・(社)日本免震構造協会：2,136</li> <li>・(社)日本膜構造協会：128</li> <li>・(財)日本住宅・木材技術センター：7,904</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)日本建築センター：不詳</li> <li>・(財)建材試験センター：44,110</li> <li>・(財)ベターリビング：12,608</li> <li>・(財)日本建築総合試験所：35,102</li> <li>・(財)日本建築設備・昇降機センター：10,914</li> <li>・(財)小林理学研究所：2,102</li> <li>・(財)日本塗料検査協会：175</li> <li>・(財)日本紡績検査協会：184</li> <li>・(一般・財)化学物質評価研究機構：731</li> <li>・(財)東海技術センター：284</li> <li>・(財)日本建築防災協会：147</li> <li>・(社)日本免震構造協会：1,927</li> <li>・(社)日本膜構造協会：147</li> <li>・(財)日本住宅・木材技術センター：7,205</li> </ul>

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
140	国土交通省	国43	型式適合認定 [平成12年度]	建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10等	建築物の部分又は工作物の部分	型式適合認定の申請者	指定認定機関：（財）日本建築設備・昇降機センター、（財）日本建築センター、（財）ペタリーピング、（財）日本建築総合試験所、（財）建材試験センター、（社）日本膜構造協会、（財）日本住宅・木材技術センター等	推薦等
141	国土交通省	国44	建築物等の確認・検査 [昭和25年度等]	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条、第7条等	建築物、建築設備及び工作物	建築物等を建築する者	・建築主事 ・指定確認検査機関：（財）日本建築設備・昇降機センター、（財）日本建築センター、（財）ペタリーピング、（財）日本建築総合試験所、（財）住宅保証機構、（財）北海道建築指導センター、（財）宮城県建築住宅センター、千葉県住宅センター、株式会社愛知建築センター、アール・イー・ジャパン株式会社、（財）山口県建築住宅センター、九州住宅保証株式会社、（社）高知県建設技術公社、（財）沖縄県建設技術センター等	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間 (年)	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額 (円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	指定認定機関 [認定書の交付]	なし	不詳	31,000 ～ 1,000,000	建築基準法施行規則第11条の2の3	・(財)日本建築センター：不詳 ・(財)建材試験センター：20 ・(財)：ペターリピング：0 ・(財)日本建築総合試験所：0 ・(財)日本建築設備・昇降機センター：375 ・(財)日本住宅・木材技術センター：0 ・(社)日本膜構造協会：278	・(財)日本建築センター：不詳 ・(財)建材試験センター：13 ・(財)：ペターリピング：0 ・(財)日本建築総合試験所：151 ・(財)日本建築設備・昇降機センター：375 ・(財)日本住宅・木材技術センター：0 ・(社)日本膜構造協会：300
○建築確認：建築物、建築設備及び工作物を建築等しようとする場合  ○完了検査：工事を完了したとき等	①個別 (全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	建築主事、指定確認検査機関 [確認済証、検査済証の交付等]	なし	○建築確認：581,386  ○完了検査：482,450	不詳	地方公共団体及び指定確認検査機関が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
142	国土交通省	国45	工場生産浄化槽の型式の認定 [昭和60年度]	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条第1項	工場で製造される浄化槽の型式（基本型式及び類似型式（基本型式に対して重要でない部分のみが異なる型式））	浄化槽を工場において製造しようとする者	地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局	直轄
143	国土交通省	国46	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認 [平成19年度]	港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の2の2	港湾法施行規則第28条の2	港湾施設の管理者等	・（財）沿岸技術研究センター ・（社）寒地港湾技術研究センター	委託等
144	国土交通省	国47-1	特定特殊自動車の検査※ （特定原動機の型式指定） [平成18年度] <経済産業省（94）、環境省（149）と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第6条	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・（社）日本建設機械化協会 ・（財）日本自動車輸送技術協会	推薦等
144	国土交通省	国47-2	特定特殊自動車の検査※ （少数生産車の承認） [平成18年度] <経済産業省（94）、環境省（149）と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第12条	少数生産車	特定特殊自動車製作等事業者	経済産業省、国土交通省、環境省	直轄
144	国土交通省	国47-3	特定特殊自動車の検査※ （特定特殊自動車の技術基準適合の確認） [平成18年度] <経済産業省（94）、環境省（149）と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第17条	使用の開始前に、主務大臣の検査を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者	・（社）日本建設機械化協会 ・（財）日本自動車輸送技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
浄化槽を工場において製造しようとするとき	①型式 ②書面 ③一 ④一	浄化槽製造業者の 主たる事務所の所在地を管轄する 地方整備局長及び北海道開発局長 [認定書の交付]	5	246	15,000 ～ 90,000	登録免許税法第2条及び別表第1第145号1	・基本：360 ・類似：309	・基本：16 ・類似：41
港湾施設（適合性確認対象施設）を建設又は改良しようとするとき	①個別（全数） ②書面 ③一 ④一	・国土交通大臣 ・（財）沿岸技術研究センター ・（社）寒地港湾技術研究センター [確認証及び通知書の交付]	なし	35	839,000 ～ 3,360,000	・国：港湾法施行規則第28条の21及び別表 ・（財）沿岸技術センター、 （社）寒地港湾技術研究センター：独自で決定	・国：0 ・（財）沿岸技術センター：5,066 ・（社）寒地港湾技術研究センター：294	・国：0 ・（財）沿岸技術センター：5,178 ・（社）寒地港湾技術研究センター：294
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④一	経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣 [特定原動機型式指定通知書の交付及び指定番号等の告示]	なし	1	81,900 ～ 516,600 +交通費 ※検査条件により異なる	登録検査機関が独自で決定	74 【財団法人日本自動車輸送技術協会】	57 【財団法人日本自動車輸送技術協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③一 ④一	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [少数生産車承認通知書の交付及び承認番号等の告示]	なし	150	19,300 (電子申請の場合19,100)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第7条第1項第2号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④一	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [確認証の交付]	なし	90	19,950 ～ 467,250 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	390 【財団法人自動車輸送技術協会】	288 【財団法人自動車輸送技術協会】

番号 1	府 省 名	番 号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施 形態
145	環 境 省	環 01 -1	浄化槽の検査 (設置後等の水質検査) [昭和60年度]	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条	新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽	浄化槽管理者	・都道府県知事により指定された指定検査機関(合計65機関) (社)北海道浄化槽協会、(社)青森県浄化槽検査センター、(社)岩手県浄化槽協会、(社)宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター、(財)秋田県総合保健事業団、(社)山形県水質保全協会、(財)山形県理化学分析センター、(社)福島県浄化槽協会、(社)茨城県水質保全協会、(社)栃木県浄化槽協会、(財)群馬県環境検査事業団、(社)埼玉県浄化槽協会、(社)埼玉県環境検査研究協会、(社)千葉県浄化槽検査センター、(社)東京都生活環境システム協会、(社)神奈川県生活水保全協会、(財)神奈川県労働衛生福祉協会、(社)神奈川県保健協会、(財)日本環境衛生センター、(財)新潟県環境衛生研究所、下越総合健康開発センター、(財)新潟県環境分析センター、(社)新潟県環境衛生中央研究所、(社)県央研究所、(財)上越環境科学センター、(社)富山県浄化槽協会、(社)石川県浄化槽協会、(財)北陸公衆衛生研究所、(社)山梨県浄化槽協会、(社)長野県浄化槽協会、(財)岐阜県環境管理技術センター、(財)静岡県生活科学検査センター、(社)愛知県薬剤師会、(社)愛知県浄化槽協会、(財)中部微生物研究所、(社)三重県水質保全協会、(社)滋賀県生活環境事業協会、(社)京都保健衛生協会、(社)京都微生物研究所、(社)大阪府環境水質指導協会、(社)兵庫県水質保全センター、(社)奈良県環境保全協会、(社)和歌山県水質保全センター、(財)鳥取県保健事業団、(社)島根県浄化槽普及管理センター、(社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター、(財)岡山県健康づくり財団、(社)広島県浄化槽維持管理協会、(社)山口県浄化槽協会、(社)徳島県環境技術センター、(社)香川県浄化槽センター、(社)愛媛県浄化槽管理センター、(財)高知県環境検査センター、(財)福岡県浄化槽協会、(財)北九州市環境整備協会、(財)有明環境整備公社、(財)佐賀県環境科学検査協会、(財)長崎県浄化槽協会、(社)熊本県浄化槽協会、(財)大分県環境管理協会、(財)宮崎県環境科学協会、(財)鹿児島県環境検査センター、(社)沖縄県環境整備協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
設置又は構造変更後3か月を経過した日から5か月間の間	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転中	指定検査機関 [検査済証の付与]	なし	不詳	不詳	指定検査機関が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府 省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施 形態
145	環 境 省	環 01 -2	浄化槽の検査 (定期検査) [昭和60年度]	浄化槽法(昭和 58年法律第43 号)第11条	浄化槽	浄化槽管理者	・都道府県知事により指定された指定検査機関(合計65機関) (社)北海道浄化槽協会、(社)青森県浄化槽検査センター、(社)岩手県浄化槽協会、(社)宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター、(財)秋田県総合保健事業団、(社)山形県水質保全協会、(財)山形県理化学分析センター、(社)福島県浄化槽協会、(社)茨城県水質保全協会、(社)栃木県浄化槽協会、(財)群馬県環境検査事業団、(社)埼玉県浄化槽協会、(社)埼玉県環境検査研究協会、(社)千葉県浄化槽検査センター、(社)東京都生活環境システム協会、(社)神奈川県生活水保全協会、(財)神奈川県労働衛生福祉協会、(社)神奈川県保健協会、(財)日本環境衛生センター、(財)新潟県環境衛生研究所、下越総合健康開発センター、(財)新潟県環境分析センター、(社)新潟県環境衛生中央研究所、(社)県央研究所、(財)上越環境科学センター、(社)富山県浄化槽協会、(社)石川県浄化槽協会、(財)北陸公衆衛生研究所、(社)山梨県浄化槽協会、(社)長野県浄化槽協会、(財)岐阜県環境管理技術センター、(財)静岡県生活科学検査センター、(社)愛知県薬剤師会、(社)愛知県浄化槽協会、(財)中部微生物研究所、(社)三重県水質保全協会、(社)滋賀県生活環境事業協会、(社)京都保健衛生協会、(社)京都微生物研究所、(社)大阪府環境水質指導協会、(社)兵庫県水質保全センター、(社)奈良県環境保全協会、(社)和歌山県水質保全センター、(財)鳥取県保健事業団、(社)島根県浄化槽普及管理センター、(社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター、(財)岡山県健康づくり財団、(社)広島県浄化槽維持管理協会、(社)山口県浄化槽協会、(社)徳島県環境技術センター、(社)香川県浄化槽センター、(社)愛媛県浄化槽管理センター、(財)高知県環境検査センター、(財)福岡県浄化槽協会、(財)北九州市環境整備協会、(財)有明環境整備公社、(財)佐賀県環境科学検査協会、(財)長崎県浄化槽協会、(社)熊本県浄化槽協会、(財)大分県環境管理協会、(財)宮崎県環境科学協会、(財)鹿児島県環境検査センター、(社)沖縄県環境整備協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
年1回	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転中	指定検査機関 [検査済証の付与]	1	不詳	不詳	指定検査機関 が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
146	環境省	環02-1	一般廃棄物処理施設の検査 (一般廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用前検査) [平成4年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第5項及び第9条第2項	都道府県知事又は政令市の長の許可(変更許可を含む。)を受けた一般廃棄物処理施設	都道府県知事又は政令市の長の許可(変更許可を含む。)を受けた一般廃棄物処理施設の設置者	都道府県又は政令市	直轄
146	環境省	環02-2	一般廃棄物処理施設の検査 (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認) [平成10年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第5項及び第9条の3第10項	都道府県知事又は政令市の長の許可を受けた又は届出があった一般廃棄物の最終処分場	一般廃棄物の最終処分場を廃止しようとする者	都道府県又は政令市	直轄
147	環境省	環03-1	産業廃棄物処理施設の検査 (産業廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前検査) [平成4年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2第5項(法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)	設置許可又は変更許可を受けた産業廃棄物処理施設	設置許可又は変更許可等を受けた者	都道府県、政令で指定する市	直轄
147	環境省	環03-2	産業廃棄物処理施設の検査 (産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認) [平成10年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第3項において準用する第9条の3第5項	産業廃棄物の最終処分場	産業廃棄物の最終処分場を廃止しようとする者	都道府県、政令で指定する市	直轄
148	環境省	環04	新規化学物質の届出に基づく審査※ [昭和48年度] <厚生労働省(41)、経済産業省(86)と共管>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第4条	新規化学物質	新規化学物質の製造又は輸入しようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同委員会	直轄
149	環境省	環05-1	特定特殊自動車の検査※ (特定原動機の型式指定) [平成18年度] <経済産業省(94)、国土交通省(144)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第6条	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等
149	環境省	環05-2	特定特殊自動車の検査※ (少数生産車の承認) [平成18年度] <経済産業省(94)、国土交通省(144)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第12条	少数生産車	特定特殊自動車製作等事業者	経済産業省、国土交通省、環境省	直轄
149	環境省	環05-3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) [平成18年度] <経済産業省(94)、国土交通省(144)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第17条	使用の開始前に、主務大臣の検査を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
使用を開始しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事又は政令市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
最終処分場を廃止しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事又は政令市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
設置許可又は変更許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、政令で指定する市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
産業廃棄物の最終処分場の廃止の前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、政令で指定する市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
新規の化学物質の製造又は輸入をしようとするとき	①— ②書面 ③— ④—	—	なし	577	0	—	不詳	879 (新規化学物質審査等事務の予算額)
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [特定原動機型式指定通知書の交付及び指定番号等の告示]	なし	1	81,900 ～ 516,600 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	74 【(財)日本自動車輸送技術協会】	57 【(財)日本自動車輸送技術協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [少数生産車承認通知書の交付及び承認番号等の告示]	なし	150	19,300 (電子申請の場合19,100)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第7条第1項第2号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [確認証の交付]	なし	90	19,950 ～ 467,250 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	390 【(財)自動車輸送技術協会】	288 【(財)自動車輸送技術協会】

- (注) 1 各府省の報告に基づき当省が取りまとめ作成したものである。
- 2 検査検定制度については、平成22年7月1日現在で設けられているものについて整理し、記載している。
- 3 「番号1」欄は、全検査検定制度の通し番号を、「番号2」欄は、検査検定制度を所管する府省ごとの通し番号を記載している。
- 4 「制度名〔創設年度〕」欄の「創設年度」については、当該検査検定制度が創設された年度を記載している。
- 5 「根拠法令等」欄は、当該検査検定制度の根拠法令等を記載している。
- 6 「対象品目」欄は、当該検査検定の対象となる製品、施設・設備の名称を記載している。
- 7 「受検者」欄は、当該検査検定を受ける受検者の範囲を記載している。
- 8 「実施主体の名称等」欄は、当該検査検定を実施する者を記載している。
- 9 「実施形態」欄は、以下の区分に基づき記載している。
- ① 「直轄」：当該事業を国や都道府県が直接実施しているもの
  - ② 「委託等」：事務の内容等を法令等で定め、国又は都道府県が当該事務を国及び都道府県以外の特定の法人に制度的に行わせているもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
  - ③ 「推薦等」：法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
- 10 「実施時期」欄は、当該検査検定を実施する時期を記載している。
- 11 「実施方法」欄は、以下の事項について記載している。
- ① 「型式」：型式検定、「個別」：個別検定
  - ② 「書面」：書面検査、「実地」：実地検査
  - ③ 「検査場内」：指定した検査場に持ち込んで検査検定を実施するもの  
「現地」：検査検定対象が接地されている場所で検査検定を実施するもの
  - ④ 「運転中」：検査検定対象を通常どおり稼働させたまま検査検定を実施するもの  
「運転停止」：一度停止して検査検定を実施するもの
- 12 「合格付与権者〔合格付与方法〕」欄は、当該検査検定において合格付与権限を有する者を記載するとともに、合格付与方法を記載している。
- 13 「有効期間（年）」欄は、当該検査検定の有効期間（年）を記載している。
- 14 「実施件数（21年度）」欄は、平成21年度における当該検査検定の実施件数を記載している。
- 15 「手数料」欄は、受検者が当該検査検定を受けるに当たって納付する手数料額（円）を記載するとともに、その額の根拠法令を記載している。
- 16 「手数料収入」欄は、平成21年度における、当該検査検定に係る手数料収入の総額を記載している。
- 17 「実施費用」欄は、平成21年度における、当該検査検定に要した費用の総額を記載している。
- 18 「－」は該当がないものを示す。
- 19 「不詳」は所管府省において把握されていないなど、集計資料がないものを示す。

資料4 資格制度の一覧 (313制度)

(平成22年7月1日現在)

所管府省名	資格制度名
国家公安委員会 (警察庁) [8制度]	警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者、射撃指導員、駐車監視員資格者、運転免許、技能検定員、教習指導員
金融庁 [3制度]	公認会計士、外国公認会計士、貸金業務取扱主任者
消費者庁 [1制度]	消費生活専門相談員
総務省 [12制度]	無線従事者、電気通信主任技術者、工事担任者、行政書士、危険物取扱者、消防設備士、防火管理者、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、自衛消防組織統括管理者、防災管理者、防災管理点検資格者
法務省 [6制度]	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、申請取次者、公証人
財務省 [2制度]	税理士、通関士
文部科学省 [8制度]	技術士、原子炉主任技術者※、放射線取扱主任者、教育職員、司書、学校図書館司書教諭、学芸員、社会教育主事
厚生労働省 [137制度]	精神保健福祉士、外出介護員(ガイドヘルパー)、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、義肢装具士、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護師等確保推進者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、救急救命士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、建築物環境衛生管理技術者、クリーニング師、管理美容師、管理美容師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者、貯水槽清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、ダクト清掃作業従事者、水道技術管理者、清掃作業従事者、貯水槽清掃作業従事者、排水管清掃作業監督者、排水管清掃作業従事者、防除作業従事者、食品衛生管理者、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、薬剤師、登録販売者、向精神薬取扱責任者、毒物劇物取扱責任者、医療機器製造業の責任技術者、医療機器販売営業管理者、医療機器修理業責任技術者、社会福祉士、介護福祉士、難病ホームヘルパー、介護支援専門員、居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、福祉用具専門相談員、訪問介護員、受胎調節実地指導員、保育士、年金数理人、社会保険労務士、勤労青少年福祉推進者、ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士、発破技士、潜水士、林業架線作業主任者、ガス溶接作業主任者、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、衛生管理者、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、コンクリート破砕器作業主任者、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者、ずい道等の掘削等作業主任者、ずい道等の覆工作業主任者、採石のための掘削作業主任者、はい作業主任者、船内荷役作業主任者、型わく支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、鋼橋架設等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、コンクリート橋架設等作業主任者、普通第一種圧力容器取扱作業主任者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、鉛作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、石綿作業主任者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、ガス溶接技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者、ショベルローダー等運転技能講習修了者、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者、車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者、不整地運搬車運転技能講習修了者、高所作業車運転技能講習修了者、玉掛け技能講習修了者、ボイラー取扱技能講習修了者、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、救護に関する技術的事項を管理する者、安全管理者、衛生工学衛生管理者、安全管理士、衛生管理士、技能士、職業訓練指導員、障害者職業生活相談員

所管府省名	資格制度名
農林水産省 〔15制度〕	農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、調教師（中央競馬）、調教師（地方競馬）、騎手（中央競馬）、騎手（地方競馬）、飼料製造管理者、土地改良換地士、普及指導員、林業普及指導員、水産業普及指導員
経済産業省 〔36制度〕	情報処理技術者、弁理士、砂利採取業務主任者、採石業務管理者、航空工場検査員、計量士、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、エネルギー管理士、電気主任技術者、電気工事士、ガス主任技術者、ガス消費機器設置工事監督者、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競走選手、小型自動車競走審判員、ダム水路主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動監視者、特定高圧ガス取扱主任者、作業監督者（鉱山保安法に基づく）、作業監督者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）、保安管理者（鉱山保安法に基づく）、保安管理者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、充てん作業員、中小企業診断士、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者※
国土交通省 〔77制度〕	油濁防止管理者、有害液体汚染防止管理者、溶接工、水先人、船舶料理士、救命艇手、衛生管理者、主任技術者、海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、小型船舶操縦士、耐空検査員、航空従事者、運航管理者（海上）、安全統括管理者（海上）、動力車操縦者、海事代理士、海事補佐人、旅行業務取扱管理者、旅程管理者のうち主任、通訳案内士、地域伝統芸能等通訳案内業、地域限定通訳案内士、観光圏内限定旅行業務取扱管理者、検数人、鑑定人、検量人、整備管理者、自動車整備士、整備主任者、登録運転者、運行管理者（旅客自動車）、安全統括管理者（旅客自動車）、運行管理者（貨物自動車）、安全統括管理者（貨物自動車）、索道技術管理者、安全統括管理者（索道）、安全統括管理者（鉄道）、設計管理者、竣工確認者、竣工確認管理者、業務統括管理者、気象予報士、認定機長、査察操縦士、不動産鑑定士、土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、解体工事施工技士、浄化槽設備士※、宅地建物取引主任者、測量士・測量士補、管理業務主任者、安全担当者、衛生担当者、危険物等取扱責任者、自動車検査員、消火作業指揮者、倉庫管理主任者、設計者資格（宅地造成等規制法に基づく）、設計者資格（都市計画法に基づく）、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者、管理主任技術者（ダム）、建築士、建築設備士、監理技術者資格者証の交付を受けている者、土地区画整理士、マンション管理士、補償業務管理者
環境省 〔12制度〕	狩猟免許、臭気測定業務従事者（臭気判定士）、環境カウンセラー、浄化槽設備士※、廃棄物処理施設技術管理者、浄化槽管理士、浄化槽技術管理者、浄化槽検査員、特別管理産業廃棄物管理責任者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※、技術管理者
計	12府省 313制度〔317制度〕

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 「※」印を付した資格制度は、他府省と共管に係るものである。  
3 資格制度の実数は313制度であるが、他府省と共管となっているものがあるため、本表の資格制度の総数は〔 〕内の317制度となる。  
4 網掛けをしているものは、今回の詳細調査の対象制度である。

## 資料5 資格制度の概要（資格者の主な業務内容）

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
1	国家公安委員会（警察庁）	警01	警備員指導教育責任者	①警備員に対する指導に関する計画を記載した指導計画書を作成し、その計画書に基づき警備員を実地に指導、及びその記録の作成を行う業務 ②警備員教育に係る実施時期、内容等に関する計画を記載した教育計画書を作成し、及びそれに基づく警備員教育の実施の管理を行う業務 ③警備員の教育の実施に関する記録等の記載についての監督を行う業務
2	国家公安委員会（警察庁）	警02	機械警備業務管理者	①警備業務用機械装置による警備業務対象施設の警戒その他の警備業務用機械装置の運用を円滑に行うための計画を作成し、その計画に基づき当該装置の運用を行うように警備員その他の者の監督を行う業務 ②指令業務に関する基準を作成し、その基準により指令業務を統制するため当該業務に従事する警備員の指導を行う業務 ③警備員に対し、警察機関への連絡について指導を行う業務
3	国家公安委員会（警察庁）	警03	警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	空港保安警備業務等の特定の種別の警備を行う業務
4	国家公安委員会（警察庁）	警04	射撃指導員	指定射撃場等において猟銃又は空気銃による射撃の指導を行う業務
5	国家公安委員会（警察庁）	警05	駐車監視員資格者	放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行う業務
6	国家公安委員会（警察庁）	警06	運転免許	自動車等の運転
7	国家公安委員会（警察庁）	警07	技能検定員	指定自動車教習所において行う自動車の技能検定を行う業務
8	国家公安委員会（警察庁）	警08	教習指導員	指定自動車教習所において行う自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行う業務
9	金融庁	金01	公認会計士	①他人の求めに応じ、報酬を得て、財務書類の監査又は証明を行う業務 ②公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる業務
10	金融庁	金02	外国公認会計士	外国において我が国の公認会計士の資格に相当する資格を有する者が行う公認会計士の業務
11	金融庁	金03	貸金業務取扱主任者	営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行う業務
12	消費者庁	消01	消費生活専門相談員	各地の消費生活センター等における消費生活相談や消費者啓発・教育を行う業務
13	総務省	総01	無線従事者	無線局の無線設備の操作又はその監督を行う業務
14	総務省	総02	電気通信主任技術者	事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督を行う業務
15	総務省	総03	工事担任者	端末設備又は自営電気通信設備を接続する際の工事又は実地監督を行う業務
16	総務省	総04	行政書士	他人の依頼を受け報酬を得て、①官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）、②権利義務に関する書類、③事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成を行う業務
17	総務省	総05	危険物取扱者	甲種：製造所、貯蔵所及び取扱所において全ての種類の危険物を取り扱い、また、危険物取扱者以外の者の取り扱いに立ち会う業務 乙種：貯蔵所及び取扱所において、乙種危険物取扱者免状に指定する種類の危険物を取り扱い、また、危険物取扱者以外の者の取り扱いに立ち会う業務 丙種：指定された危険物を取り扱う業務
18	総務省	総06	消防設備士	政令で定める防火対象物の関係者に設置及び維持が義務付けられている消防用設備等の工事又は整備を行う業務
19	総務省	総07	防火管理者	多数の者が出入りする事業所等において、消防計画の作成、日常の火気管理、収容人員の把握、消火訓練や避難訓練の実施等を行う業務
20	総務省	総08	消防設備点検資格者	中規模以上の建物に設置されたスプリンクラー等の消防用設備等の点検を行う業務
21	総務省	総09	防火対象物点検資格者	店舗等が入居する中規模以上の建物・雑居ビルにおける消防計画の作成状況、避難経路の状況等の点検・報告を行う業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
22	総務省	総10	自衛消防組織統括管理者	大規模な建物における火災・地震等発生時の初期消火活動、通報、避難誘導を行う業務
23	総務省	総11	防災管理者	大規模な建物における自衛消防組織の設置、地震災害等に対応した消防計画の作成、避難訓練の実施等を行う業務
24	総務省	総12	防災管理点検資格者	大規模な建物における防災管理者の選任及び消防計画作成の届出、自衛消防組織設置の届出、避難施設等の適切な管理等についての点検等を行う業務
25	法務省	法01	弁護士	当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと。
26	法務省	法02	外国法事務弁護士	当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、原資格国法に関する法律事務を行うこと等
27	法務省	法03	司法書士	①登記又は供託に関する手続の代理業務 ②裁判所、検察庁又は（地方）法務局に提出する書類の作成業務等
28	法務省	法04	土地家屋調査士	①不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又測量を行う業務 ②不動産の表示に関する登記の申請手続の代理業務等
29	法務省	法05	申請取次者	在留資格認定証明書の交付、在留資格の変更、在留期間の更新等の申請を行おうとする外国人に代わって、申請書等を提出を行う業務
30	法務省	法06	公証人	当事者その他の関係人の嘱託により、①法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成する業務、②私署証書に認証を与える業務及び③株式会社等の定款に認証を与える業務等
31	財務省	財01	税理士	他人の求めに応じ、税務代理、税務書類の作成、税務相談等を行う業務
32	財務省	財02	通関士	他人の依頼に応じて税関官署に提出する申告書類等の内容の審査を行う業務
33	文部科学省	文01	技術士	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導を行う業務
34	文部科学省	文02	原子炉主任技術者※ <経済産業省と共管>	原子炉の運転に関して保安の監督を行う業務
35	文部科学省	文03	放射線取扱主任者	放射線障害の防止についての監督を行う業務
36	文部科学省	文04	教育職員	教諭：幼児の保育及び児童生徒の教育をつかさどる業務 助教諭：教諭の職務を助ける業務 講師：教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する業務 養護教諭：児童の養護をつかさどる業務 養護助教諭：養護教諭の職務を助ける業務 栄養教諭：児童の栄養の指導及び管理をつかさどる業務
37	文部科学省	文05	司書	図書館サービスの立案、収集方針の立案、資料の選択、分類の決定、参考業務、読書会の運営等、図書館の専門的事務に従事する業務
38	文部科学省	文06	学校図書館司書教諭	学校図書館資料の選択・収集・提供などの学校図書館の学習・情報センターとしての機能が最大限に発揮されるよう学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うとともに、子どもの読書活動に対する指導等を行う業務
39	文部科学省	文07	学芸員	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる業務
40	文部科学省	文08	社会教育主事	地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等を行う業務
41	厚生労働省	厚01	精神保健福祉士	精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う業務
42	厚生労働省	厚02	外出介護員（ガイドヘルパー）	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う業務
43	厚生労働省	厚03	医師	医療及び保健指導を行う業務
44	厚生労働省	厚04	臨床検査技師	微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行う業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
45	厚生労働省	厚05	診療放射線技師	①放射線を人体に照射する業務 ②磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査を行う業務
46	厚生労働省	厚06	衛生検査技師	細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他政令で定める検査を行う業務
47	厚生労働省	厚07	歯科医師	歯科医療及び保健指導を行う業務
48	厚生労働省	厚08	歯科技工士	特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の作成、修理、又は加工を行う業務
49	厚生労働省	厚09	歯科衛生士	歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈殿物を機械的操作によって除去すること、歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること等歯科診療の補助、歯科保健指導を行う業務
50	厚生労働省	厚10	義肢装具士	義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行う業務
51	厚生労働省	厚11	臨床工学技士	生命維持管理装置の操作及び保守点検を行う業務
52	厚生労働省	厚12	柔道整復師	柔道整復を行う業務
53	厚生労働省	厚13	あん摩マッサージ指圧師	あん摩、マッサージ若しくは指圧を行う業務
54	厚生労働省	厚14	はり師	はりを行う業務
55	厚生労働省	厚15	きゅう師	きゅうを行う業務
56	厚生労働省	厚16	保健師	保健指導に従事する業務
57	厚生労働省	厚17	助産師	助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行う業務
58	厚生労働省	厚18	看護師	傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う業務
59	厚生労働省	厚19	准看護師	傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う業務
60	厚生労働省	厚20	看護師等確保推進者	病院の管理者を補佐し、看護師等の配置及び業務の改善に関する計画の策定その他看護師等の確保に関する事項の処理を行う業務
61	厚生労働省	厚21	理学療法士	体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マツサージ、温熱その他の物理的手段を加える業務
62	厚生労働省	厚22	作業療法士	身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる業務
63	厚生労働省	厚23	視能訓練士	両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う業務
64	厚生労働省	厚24	救急救命士	医師の指示の下に、救急救命処置を行う業務
65	厚生労働省	厚25	言語聴覚士	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う業務
66	厚生労働省	厚26	栄養士	栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する業務
67	厚生労働省	厚27	管理栄養士	管理栄養士の名称を用いて、病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う業務
68	厚生労働省	厚28	調理師	調理師の名称を用いて調理の業務に従事する者

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
69	厚生労働省	厚29	専門調理師	技術審査の実技試験選択した試験科目に応じ、日本料理専門調理師、西洋料理専門調理師、麺料理専門調理師、すし料理専門調理師、中国料理専門調理師、給食用特殊料理専門調理師を称することができるもの
70	厚生労働省	厚30	建築物環境衛生管理技術者	特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督を行う業務
71	厚生労働省	厚31	クリーニング師	溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗濯する業務
72	厚生労働省	厚32	管理理容師	理容師である従業員の数が常時二人以上の理容所において、当該理容所の衛生的な管理を行う業務
73	厚生労働省	厚33	管理美容師	美容師である従業員の数が常時二人以上の美容所において、当該美容所の衛生的な管理を行う業務
74	厚生労働省	厚34	理容師	頭髮の刈込、顔そり等の方法により容姿を整える業務
75	厚生労働省	厚35	美容師	パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする業務
76	厚生労働省	厚36	給水装置工事主任技術者	給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、給水装置の基準適合性確認等を行う業務
77	厚生労働省	厚37	清掃作業監督者	登録営業所において清掃作業の監督を行う業務
78	厚生労働省	厚38	空気環境測定実施者	登録営業所において空気環境の測定を行う業務
79	厚生労働省	厚39	空調給排水管理監督者	登録営業所において空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う業務
80	厚生労働省	厚40	貯水槽清掃作業監督者	登録営業所において飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う業務
81	厚生労働省	厚41	防除作業監督者	登録営業所においてねずみ、昆虫等の防除作業の監督を行う業務
82	厚生労働省	厚42	統括管理者	登録営業所において建築物環境衛生総合管理業の業務全般の統括を行う業務
83	厚生労働省	厚43	ダクト清掃作業監督者	登録営業所において建築物の空気調和用のダクトの清掃作業の監督を行う業務
84	厚生労働省	厚44	ダクト清掃作業従事者	登録営業所において建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う業務
85	厚生労働省	厚45	水道技術管理者	①水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査を行う業務 ②給水を開始する際の水質検査及び施設検査を行う業務 ③給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかどうかの検査を行う業務 等
86	厚生労働省	厚46	清掃作業従事者	登録営業所において建築物において床、内壁及びカーペット等の清掃作業を行う業務
87	厚生労働省	厚47	貯水槽清掃作業従事者	登録営業所において受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う業務
88	厚生労働省	厚48	排水管清掃作業監督者	登録営業所において建築物の排水管の清掃作業の監督を行う業務
89	厚生労働省	厚49	排水管清掃作業従事者	登録営業所において建築物の排水管の清掃を行う業務
90	厚生労働省	厚50	防除作業従事者	登録営業所において建築物におけるねずみ、昆虫等の防除を行う業務
91	厚生労働省	厚51	食品衛生管理者	①乳製品、食品添加物等の製造・加工を行う施設において、食品衛生法等に係る違反が行われないように、当該食品等の製造・加工に従事する者の監督を行う業務 ②法令違反又は食品衛生上の危害の発生防止のため、当該施設における衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項につき、必要な注意をするとともに、営業者に対して必要な意見を述べる業務
92	厚生労働省	厚52	製菓衛生師	都道府県知事の免許を受けることで、菓子製造業に従事する際に名乗ることができるもの

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
93	厚生労働省	厚53	食鳥処理衛生管理者	食鳥処理に関して、食鳥検査に関する法律又は食鳥検査に関する法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する者を監督し、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意を行う業務
94	厚生労働省	厚54	薬剤師	調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどる業務
95	厚生労働省	厚55	登録販売者	第2類医薬品及び第3類医薬品について、厚生労働省令で定めるところにより販売又は授与し、またその適正な使用のために必要な情報を提供すること等の業務
96	厚生労働省	厚56	向精神薬取扱責任者	向精神薬営業所において、その管理に係る向精神薬に関して法の規定等に違反する行為が行われないように、その向精神薬に関する業務に従事する者の監督を行う業務
97	厚生労働省	厚57	毒物劇物取扱責任者	毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる業務
98	厚生労働省	厚58	医療機器の総括製造販売責任者	医療機器の製造の実地管理を行う業務
99	厚生労働省	厚59	医療機器販売営業管理者	高度管理医療機器等の販売若しくは賃貸の実地管理を行う業務
100	厚生労働省	厚60	医療機器修理業責任技術者	医療機器の修理の実地管理を行う業務
101	厚生労働省	厚61	社会福祉士	専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う業務
102	厚生労働省	厚62	介護福祉士	専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務
103	厚生労働省	厚63	難病ホームヘルパー	難病患者等の家庭等において、入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な手助けを行う業務
104	厚生労働省	厚64	介護支援専門員	要介護者又は要支援者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるように市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者との連絡調整等を行う業務
105	厚生労働省	厚65	居宅介護従業者	在宅の障がい児（者）の身体介護及び移動介護等を行う業務
106	厚生労働省	厚66	重度訪問介護従業者	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排泄又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行う業務
107	厚生労働省	厚67	行動援護従業者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う業務
108	厚生労働省	厚68	福祉用具専門相談員	指定事業者が介護保険における福祉用具貸与及び販売を提供する際に、居宅要介護者等が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を行う業務
109	厚生労働省	厚69	訪問介護員	居宅において介護を受ける要介護者について、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う業務
110	厚生労働省	厚70	受胎調節実地指導員	女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導を行う業務
111	厚生労働省	厚71	保育士	専門的知識及び技術を用いて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関して指導を行う業務
112	厚生労働省	厚72	年金数理人	厚生年金基金（連合会を含む。）、国民年金基金（連合会を含む。）及び確定給付企業年金が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類が、適正な年金数理に基づいて作成されていることの確認を行う業務
113	厚生労働省	厚73	社会保険労務士	労働社会保険諸法令に基づく申請書等及び帳簿の作成、申請書等の提出代行、申請等についての事務代理、労務管理その他労働及び社会保険に関する事項についての相談及び指導を行う業務
114	厚生労働省	厚74	勤労青少年福祉推進者	勤労青少年が職場に適應することを容易にするため、事業場にあつて必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する業務
115	厚生労働省	厚75	ボイラー技士	ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
116	厚生労働省	厚76	ボイラー溶接士	①ボイラー（小型ボイラーを除く。）の溶接業務 ②第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務
117	厚生労働省	厚77	ボイラー整備士	①ボイラー（小型ボイラー等を除く。）の整備を行う業務 ②第一種圧力容器の整備を行う業務
118	厚生労働省	厚78	クレーン・デリック運転士	つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転を行う業務
119	厚生労働省	厚79	移動式クレーン運転士	つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転（道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上を走行させる運転を除く。）を行う業務
120	厚生労働省	厚80	揚貨装置運転士	制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転を行う業務
121	厚生労働省	厚81	発破技士	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理を行う業務
122	厚生労働省	厚82	潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機、手押しポンプによる送気やボンベからの給気を受けて、水中において行う業務
123	厚生労働省	厚83	林業架線作業主任者	①機械集材装置等の組立、解体作業等の方法及び労働者の配置を決定し、作業の直接の指揮を行う業務 ②材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除く業務 ③作業中、安全带等及び保護帽の使用状況の監視を行う業務
124	厚生労働省	厚84	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業全般の責任者として作業方法の決定、作業者の指揮等を行う業務
125	厚生労働省	厚85	高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜かん工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部で行う作業に限る。）を行う場合は、高気圧障害を防止する直接責任者として作業方法の決定、作業者の指揮等を行う業務
126	厚生労働省	厚86	エックス線作業主任者	エックス線装置などを使用する作業を行う際、技術的管理を行う業務
127	厚生労働省	厚87	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を使って透過写真を撮影し、鋳物や溶接部分の内部の欠陥を探し出す作業の安全を図るための器具の点検、立入禁止区域への侵入の有無の確認等を行う業務
128	厚生労働省	厚88	特定第一種圧力容器取扱作業主任者	①作業の方法を決定し、高圧室内作業者の直接の指揮を行う業務 ②炭酸ガス及び有毒ガス（一酸化炭素、メタンガス、硫化水素その他炭酸ガス以外のガスであつて、爆発、火災その他の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいう。）の濃度を測定するための測定器具の点検を行う業務 ③高圧室内作業者を作業室に入室させ、又は退出させるときに、当該高圧室内作業者の人数の点検を行う業務
129	厚生労働省	厚89	衛生管理者	以下の事項のうち、衛生に係る技術的事項の管理を行う業務 ①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること ②労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること ③健康診断の実施その他健康の保持増進に関すること
130	厚生労働省	厚90	木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械が5台以上設置されている事業場等において作業の指揮監督を行う業務
131	厚生労働省	厚91	プレス機械作業主任者	動力プレス機械を5台以上有する事業場で労働災害等が発生しないよう指揮監督を行う業務
132	厚生労働省	厚92	乾燥設備作業主任者	乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で労働災害等が発生しないよう指揮監督を行う業務
133	厚生労働省	厚93	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器による破砕作業に従事する作業者の直接の指揮監督を行う業務
134	厚生労働省	厚94	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工の組立て、解体等の作業に従事する作業者の直接の指揮監督を行う業務
135	厚生労働省	厚95	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削等（ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業）の作業に従事する労働者の指揮等を行う業務
136	厚生労働省	厚96	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道型枠支保工の組立、移動、解体してコンクリートを打設する作業の指揮監督を行う業務
137	厚生労働省	厚97	採石のための掘削作業主任者	掘削高さ2メートル以上の採石のための掘削作業の方法を決定し、作業の直接の指揮を行う業務
138	厚生労働省	厚98	はい作業主任者	高さ2メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷）のはい付け又は、はいくずしの作業の指導を行う業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
139	厚生労働省	厚99	船内荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業の直接の指揮を行う業務
140	厚生労働省	厚100	型わく支保工の組立て等作業主任者	仮設備の組立て・解体作業を行う場合、作業の直接指揮を行う業務
141	厚生労働省	厚101	足場の組立て等作業主任者	つり足場（ゴンドラのつり足場を除くもの）、張り出し足場、及び高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体及び変更の作業の指揮を行う業務
142	厚生労働省	厚102	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業の指揮を行う業務
143	厚生労働省	厚103	鋼橋架設等作業主任者	高さ5メートル以上等の鋼製橋梁の架設作業の直接の指揮を行う業務
144	厚生労働省	厚104	木造建築物の組立て等作業主任者	軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業の直接の指揮を行う業務
145	厚生労働省	厚105	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	建設工事におけるコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業の指揮を行う業務
146	厚生労働省	厚106	コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造でコンクリート造のもの（高さが5メートル以上または支間が30メートル以上の部分）を架設、又は変更の作業をする場合に作業方法、作業者の配置の決定、直接の指揮を行う業務
147	厚生労働省	厚107	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器（蒸煮器、液体加熱器、消毒器等）で、一定規模以上のものの取扱作業に従事する者の指揮及び設備管理等を行う業務
148	厚生労働省	厚108	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器（内部に大気圧を超える蒸気を受け入れて物を加熱する容器）のうち、化学設備に関わるものの取扱い業務の直接の指揮を行う業務
149	厚生労働省	厚109	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	特定化学物質または四アルキル鉛を製造し、又は取扱う作業の直接の指揮を行う業務
150	厚生労働省	厚110	鉛作業主任者	鉛作業に従事する労働者が鉛や鉛化合物により汚染されないよう労働者の指揮を行う業務
151	厚生労働省	厚111	酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所において作業を行う際に、中毒や欠乏にかかる事を防止し、傷病者への応急手当等を行う業務
152	厚生労働省	厚112	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	マンホール内での作業や汚水汚泥を扱う等によって酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかる恐れのある第一種・第二種酸素欠乏危険場所の作業の指揮を行う業務
153	厚生労働省	厚113	有機溶剤作業主任者	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において有機溶剤（当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務
154	厚生労働省	厚114	石綿作業主任者	特定石綿等の製造・取扱い作業を行う事業者は石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任し、これらの作業に従事する労働者が石綿により汚染されないよう労働者を指揮する等石綿障害予防規則で定められた業務
155	厚生労働省	厚115	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	つり上げ荷重5トン以上の床上操作式（床上で運転し、かつ運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン）の運転を行う業務
156	厚生労働省	厚116	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転を行う業務
157	厚生労働省	厚117	ガス溶接技能講習修了者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱を行う業務
158	厚生労働省	厚118	フォークリフト運転技能講習修了者	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転を行う業務
159	厚生労働省	厚119	ショベルローダー等運転技能講習修了者	最大積載荷重1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転を行う業務
160	厚生労働省	厚120	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	機体重量3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の運転を行う業務
161	厚生労働省	厚121	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	車両系建設機械（解体用）の運転を行う業務
162	厚生労働省	厚122	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者	機体重量3トン以上の杭打機、パイプロ、アースドリル等の基礎工事用の機械の運転を行う業務
163	厚生労働省	厚123	不整地運搬車運転技能講習修了者	最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転を行う業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
164	厚生労働省	厚124	高所作業車運転技能講習修了者	作業床高さが10メートル以上（無制限）の高所作業車を運転を行う業務
165	厚生労働省	厚125	玉掛け技能講習修了者	つり上げ荷重1トン以上のクレーン又は移動式クレーンで行う玉掛けの業務
166	厚生労働省	厚126	ボイラー取扱技能講習修了者	小規模ボイラー（小規模ボイラーとは、胴の内径が750ミリ以下でその長さが1,300ミリ以下の蒸気ボイラー、伝熱面積が3平方メートル以下の蒸気ボイラー、伝熱面積が14平方メートル以下の温水ボイラー、伝熱面積が30平方メートル以下の貫流ボイラー）を取り扱う業務
167	厚生労働省	厚127	労働安全コンサルタント	事業場の安全についての診断及びこれに基づく指導を行う業務
168	厚生労働省	厚128	労働衛生コンサルタント	事業場の労働衛生についての診断及びこれに基づく指導を行う業務
169	厚生労働省	厚129	作業環境測定士	事業場に立ち入り、有機溶剤、特定化学物質等の労働者の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものの測定を行う業務
170	厚生労働省	厚130	救護に関する技術的事項を管理する者	建設業で、ずい道等の一定の仕事を行う事業場の事業者は、爆発、火災等に備えて、その労働者の救護に関する技術的事項の管理を行う業務
171	厚生労働省	厚131	安全管理者	建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置、安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検を行う業務等
172	厚生労働省	厚132	衛生工学衛生管理者	有毒ガス、蒸気、粉塵などが発生する作業場で、作業環境を改善するための衛生工学技術の知識を用いて、点検、改善指導等を行う業務
173	厚生労働省	厚133	安全管理士	労働災害防止に関する技術的な事項の指導及び援助を行う業務
174	厚生労働省	厚134	衛生管理士	労働災害防止に関する技術的な事項の指導及び援助を行う業務
175	厚生労働省	厚135	技能士	様々な職種に応じた技能検定に合格することで名乗ることができるもの
176	厚生労働省	厚136	職業訓練指導員	職業能力開発短期大学校等の職業能力開発施設で訓練指導を担当する業務
177	厚生労働省	厚137	障害者職業生活相談員	①障害者の適職の選定、能力の開発向上等障害者が従事する職務の内容に関する業務 ②障害者の障害に応じた施設設備の改善等作業環境の整備に関する業務 ③労働条件や職場の人間関係等障害者の職場生活に関する業務 ④障害者の余暇活動に関する業務
178	農林水産省	農01	農業協同組合監査士	農業協同組合中央会が組合（農業協同組合及び農業協同組合連合会）に対して行う監査業務への従事
179	農林水産省	農02	水産業協同組合監査士	漁業協同組合連合会（漁業協同組合及び水産加工業協同組合連合会）が会員（漁業協同組合等）に対して行う監査業務への従事
180	農林水産省	農03	森林組合監査士	森林組合連合会が会員（都道府県森林組合連合会及び森林組合）に対して行う監査業務への従事
181	農林水産省	農04	獣医師	飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事業務
182	農林水産省	農05	家畜人工授精師	家畜人工授精用精液を採取し、処理し、雌の家畜に注入する業務を行うほか、家畜体外受精卵移植を行うために必要な作業である家畜未受精卵の採取・処理、家畜体外受精、家畜体外受精卵の処理といった業務を行い、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植業務を行う業務
183	農林水産省	農06	家畜商	家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんを行う業務
184	農林水産省	農07	調教師（中央競馬）	中央競馬の競走のための馬の調教等
185	農林水産省	農08	調教師（地方競馬）	地方競馬の競走のための馬の調教等
186	農林水産省	農09	騎手（中央競馬）	中央競馬の競走のための騎乗

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
187	農林水産省	農10	騎手（地方競馬）	地方競馬の競走のための騎乗
188	農林水産省	農11	飼料製造管理者	製造の過程において特別の注意を必要とする飼料及び飼料添加物を製造する際に、法律又は法律に基づく処分の違反が行われないように必要な注意を行う業務
189	農林水産省	農12	土地改良換地士	土地改良区等が定めた換地計画に対して、意見を述べる業務
190	農林水産省	農13	普及指導員	農業者に対する農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導
191	農林水産省	農14	林業普及指導員	森林所有者その他林業を行う者又は林業に従事する者に対する林業に関する技術及び知識の普及指導
192	農林水産省	農15	水産業普及指導員	専門技術等に関する事項に係る調査、漁業者に対する技術及び知識の普及指導
193	経済産業省	経01	情報処理技術者	情報処理に関する業務
194	経済産業省	経02	弁理士	特許、実用新案、意匠、商標、国際出願、国際登録出願に関する特許庁における手続代理
195	経済産業省	経03	砂利採取業務主任者	砂利採取の計画及び変更への参画等
196	経済産業省	経04	採石業務管理者	採取計画の作成及び変更への参画等
197	経済産業省	経05	航空工場検査員	航空機の製造・修理の確認、航空機用機器の製造証明、設備・技術の検定を行う業務
198	経済産業省	経06	計量士	特定計量器の定期検査、検定及び取締り業務、計量管理に関する業務、計量器の製造又は修理に関する技術者としての業務
199	経済産業省	経07	高圧ガス製造保安責任者	高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する業務
200	経済産業省	経08	液化石油ガス設備士	L P ガスの家庭用・業務用消費者のL P ガス設備の配管工事を行う業務
201	経済産業省	経09	エネルギー管理士	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告書等の作成、エネルギーを消費する設備の維持、使用方法の改善等の業務
202	経済産業省	経10	電気主任技術者	事業用電気工作物に関する工事、維持及び運用に関する保安監督を行う業務
203	経済産業省	経11	電気工事士	一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事を行う業務
204	経済産業省	経12	ガス主任技術者	一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督を行う業務
205	経済産業省	経13	ガス消費機器設置工事監督者	特定工事の施工における実地監督を行う業務
206	経済産業省	経14	火薬類取扱保安責任者	火薬庫の構造、位置又は設備が法第12条第1項の許可を受けないで変更されることがないように監督を行う業務等
207	経済産業省	経15	火薬類製造保安責任者	製造施設の構造、位置若しくは設備又は製造する火薬類の種類若しくは製造方法が法第10条第1項の許可を受けないで変更されることがないように監督を行う業務等
208	経済産業省	経16	競輪選手	自転車競技法により開催される競輪競走への参加
209	経済産業省	経17	競輪審判員	競輪の審判に関する業務
210	経済産業省	経18	小型自動車競走選手	小型自動車競走法により開催される小型自動車競走への参加

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
211	経済産業省	経19	小型自動車競走審判員	小型自動車競走の審判に関する業務
212	経済産業省	経20	ダム水路主任技術者	水力設備の工事、維持及び運用（電氣的設備に係るものを除く。）に関する保安監督を行う業務
213	経済産業省	経21	ボイラー・タービン主任技術者	火力発電設備、原子力発電設備又は燃料電池発電設備の工事、維持及び運用に関する保安監督を行う業務
214	経済産業省	経22	公害防止主任管理者※ ＜環境省と共管＞	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者の指揮を行う業務
215	経済産業省	経23	公害防止管理者※ ＜環境省と共管＞	特定工場におけるばい煙発生施設や汚水等排出施設等及び処理施設の点検、使用する原材料等の検査等を行う業務
216	経済産業省	経24	高圧ガス販売主任者	高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する業務
217	経済産業省	経25	高圧ガス移動監視者	高圧ガスの移動に係る監視に係る保安に関する業務を管理する業務
218	経済産業省	経26	特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務を管理する業務
219	経済産業省	経27	作業監督者（鉱山保安法に基づく）	鉱山の保安を確保するため、一定の作業の区分ごとに現場における労働者の指揮・監督を行う業務
220	経済産業省	経28	作業監督者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）	深海底鉱業の保安を確保するため、一定の作業の区分ごとに現場における労働者の指揮・監督を行う業務
221	経済産業省	経29	保安管理者（鉱山保安法に基づく）	保安統括者を補佐して鉱山の保安に関する事項を統括管理する業務
222	経済産業省	経30	保安管理者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）	保安統括者を補佐して深海底鉱業の保安に関する事項を統括管理する業務
223	経済産業省	経31	特種電気工事資格者	自家用電気工作物のうち、ネオン及び非常用予備発電装置の工事を行う業務
224	経済産業省	経32	認定電気工事従事者	自家用電気工作物の電気工事のうち簡易な工事を行う業務
225	経済産業省	経33	充てん作業者	バルクローリ（充てん設備）から、バルク容器又はバルク貯槽への液化石油ガスの充てん作業を行う業務
226	経済産業省	経34	中小企業診断士	中小企業の経営の診断等の業務
227	経済産業省	経35	核燃料取扱主任者	核燃料物質の取扱いに関する保安監督を行う業務
228	経済産業省	経36	原子炉主任技術者※ ＜文部科学省と共管＞	原子炉の運転に関する保安監督を行う業務
229	国土交通省	国01	油濁防止管理者	船長を補佐し、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行う業務
230	国土交通省	国02	有害液体汚染防止管理者	船長を補佐し、船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行う業務
231	国土交通省	国03	溶接工	船体等の継手部の溶接を行う業務
232	国土交通省	国04	水先人	水先区において、船舶に乗り込み当該船舶を導く業務
233	国土交通省	国05	船舶料理士	遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶又は第三種の従業制限を有する漁船であって総トン数1,000トン以上のものに乗組む船員に支給する食料の調理及び当該調理の管理を行う業務
234	国土交通省	国06	救命艇手	食料、航海用具その他の物品の救命艇等への積込み、救命艇等の降下並びに海員及び旅客の招集並びに救命艇等への誘導及び乗艇の指揮等を行う業務
235	国土交通省	国07	衛生管理者	船員の健康管理及び保健指導に関する業務等

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
236	国土交通省	国08	主任技術者	小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理業務
237	国土交通省	国09	海技士（航海）	船舶職員（船長、航海士）としての職務
238	国土交通省	国10	海技士（機関）	船舶職員（機関長、機関士）としての職務
239	国土交通省	国11	海技士（通信）	船舶職員（通信長、通信士）としての職務
240	国土交通省	国12	海技士（電子通信）	「海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）」に係る無線電信等を有する船舶における船舶職員（通信長、通信士）としての職務
241	国土交通省	国13	小型船舶操縦士	小型船舶操縦者（小型船舶の船長）としての業務
242	国土交通省	国14	耐空検査員	滑空機の耐空証明検査及び修理改造検査を行う業務
243	国土交通省	国15	航空従事者	航空機に乗り組んでその運航を行う業務
244	国土交通省	国16	運航管理者（海上）	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制・方法に関する事項に関する業務のうち現場業務である運航管理業務の統括管理を行う業務
245	国土交通省	国17	安全統括管理者（海上）	輸送の安全を確保するための事業運営の方針、組織及び情報連絡体制の整備、内部監査の実施及び体制の見直し等、輸送の安全を確保するための種々の取組を実施・維持する業務
246	国土交通省	国18	動力車操縦者	運転免許を受けた動力車（蒸気機関車、電気車、内燃車、新幹線電気車、磁気誘導式電気車、磁気誘導式内燃車、無軌条電車）の操縦を行う業務
247	国土交通省	国19	海事代理士	他人の委託により、国土交通省や都道府県等の行政機関に対して、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法等の海事関係諸法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続きをし、又はこれらの手続に関する書類の作成を行う業務
248	国土交通省	国20	海事補佐人	海難審判（海難を発生させた海技士等に対する懲戒を行う準司法手続による審判）に係る受審人等への助言・支援、審判手続への参加及び審判への出廷
249	国土交通省	国21	旅行業務取扱管理者	以下の事項についての事務を管理・監督する業務 ①旅行に関する計画の作成に関すること ②旅行業務の取扱料金の掲示に関すること ③旅行業約款の掲示及び備置きに関すること ④取引条件の説明に関すること 等
250	国土交通省	国22	旅程管理者のうち主任	主任として、旅程管理を行う業務
251	国土交通省	国23	通訳案内士	報酬を受けて、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）を行う業務
252	国土交通省	国24	地域伝統芸能等通訳案内業	地域伝統芸能等の通訳案内を行う業務
253	国土交通省	国25	地域限定通訳案内士	報酬を受けて業として、その資格を得た都道府県の区域において通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）を行う業務
254	国土交通省	国26	観光圏内限定旅行業務取扱管理者	旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項についての管理及び監督を行う業務
255	国土交通省	国27	検数人	船舶による輸出入貨物の積み卸しに際して①どんな貨物（品名・荷印・荷姿・荷番）を、②どれだけ（個数・数量）、③どのような状態で受け渡したかを正確に確認し、その結果を誰が見ても的確に理解できるように書類を記録し、受渡の証明を行う業務。また、これに関連して荷役の進行状況の記録等の作成を行う業務
256	国土交通省	国28	鑑定人	船舶への積込時の貨物の状態を確認し、海上輸送に適した積付けであるかの確認を行う業務。また、港湾運送中に事故が発生し貨物に何らかの損害が生じた場合、貨物の損害の調査、原因の鑑定を行う業務
257	国土交通省	国29	検量人	船舶による輸出入貨物に際して、①どんな貨物（種類・銘柄）を、②どれだけ（個数・正味重量）、積み卸したかを正確に確認し、その結果を誰が見ても的確に理解できるように書類に記録し、証明を行う業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
258	国土交通省	国30	整備管理者	①日常点検・定期点検について実施方法を定める業務 ②日常点検結果の結果に基づく運行の可否の決定を行う業務 ③定期点検等の実施計画を定める業務 ④自動車車庫の管理を行う業務
259	国土交通省	国31	自動車整備士	自動車の保安基準その他の自動車の整備に関し、一定レベルの知識と技能を有し、自動車の点検・整備を行う業務
260	国土交通省	国32	整備主任者	自動車の分解整備及び分解整備記録簿の記載に関する事項の統括管理を行う業務
261	国土交通省	国33	登録運転者	指定地域内を発着とするタクシーによる旅客の運送を行う業務
262	国土交通省	国34	運行管理者（旅客自動車）	事業用自動車（旅客自動車）の運行の安全の確保に関する業務
263	国土交通省	国35	安全統括管理者（旅客自動車）	以下の事項に関する業務の統括管理 ①輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関すること ②輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関すること ③輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関すること
264	国土交通省	国36	運行管理者（貨物自動車）	事業用自動車（貨物自動車）の運行の安全の確保に関する業務
265	国土交通省	国37	安全統括管理者（貨物自動車）	以下の事項に関する業務の統括管理 ①輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関すること ②輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関すること ③輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関すること
266	国土交通省	国38	索道技術管理者	索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他技術上の業務の管理を行う業務
267	国土交通省	国39	安全統括管理者（索道）	索道事業の実施において、輸送の安全を確保するため、統括管理を行う業務
268	国土交通省	国40	安全統括管理者（鉄道）	鉄道事業の実施において、輸送の安全の確保に係る業務の統括管理を行う業務
269	国土交通省	国41	設計管理者	鉄道施設又は車両の設計が技術基準と適合していることの確認を行うとともに、設計に関する業務が適確に実施されるよう管理を行う業務
270	国土交通省	国42	竣工確認者	完成した鉄道施設が技術基準に適合することの確認を行う業務
271	国土交通省	国43	竣工確認管理者	完成した鉄道施設が技術基準に適合することの確認を竣工確認者に実施させるなど、竣工の確認に関する業務が適確に実施されるよう管理を行う業務
272	国土交通省	国44	業務統括管理者	認定を受けた鉄道事業者の事務所全体の管理及び監督を行う業務
273	国土交通省	国45	気象予報士	気象業務法の規定により予報業務の許可を受けた事業者（地震動又は火山現象の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。）の下で、許可を受けた予報業務の一環として、観測データ、各種天気図等収集した資料を用いて自然科学的知見に基づき気象等の現象の予想に関する業務
274	国土交通省	国46	認定機長	航空運送事業の用に供する航空機（最大離陸重量5,700キログラム超の飛行機、最大離陸重量9,800キログラム超の回転翼機に限る）に機長として乗り組む業務
275	国土交通省	国47	査察操縦士	所属する航空運送事業者内で機長の認定、定期審査等を行う業務
276	国土交通省	国48	不動産鑑定士	①不動産の鑑定評価 ②不動産鑑定士の名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関する調査若しくは分析、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じる業務
277	国土交通省	国49	土木施工管理技士	土木工事において、「監理技術者」又は「主任技術者」として、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う業務
278	国土交通省	国50	建設機械施工技士	建設機械を用いた施工において、「監理技術者」又は「主任技術者」として、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う業務
279	国土交通省	国51	管工事施工管理技士	管工事において「監理技術者」又は「主任技術者」として、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
280	国土交通省	国52	造園施工管理技士	造園工事において、「監理技術者」又は「主任技術者」として、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う業務
281	国土交通省	国53	建築施工管理技士	建築工事において、「監理技術者」又は「主任技術者」として、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う業務
282	国土交通省	国54	電気工事施工管理技士	電気工事において、「監理技術者」又は「主任技術者」として、建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う業務
283	国土交通省	国55	解体工事施工技士	工事現場における解体工事の施工の技術上の管理、解体工事の施工に従事する他の者の監督を行う業務
284	国土交通省	国56	浄化槽設備士※ <環境省と共管>	浄化槽工事の実地監督を行う業務
285	国土交通省	国57	宅地建物取引主任者	宅地又は建物の売買、交換若しくは賃借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引業者の相手方等に対して重要事項説明書の交付及び説明を行うこと並びに重要事項説明書への記名押印等を行う業務
286	国土交通省	国58	測量士・測量士補	測量に関する計画を作製、又は実施を行う業務
287	国土交通省	国59	管理業務主任者	重要事項の説明、重要事項説明書への記名押印、契約の成立時の書面への記名押印、管理事務の報告を行う業務
288	国土交通省	国60	安全担当者	①船内において、作業設備及び作業用具の点検及び整備に関する業務 ②船内において、安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関する業務
289	国土交通省	国61	衛生担当者	医師又は衛生管理者の乗り組まない船舶において、 ①居住環境衛生の保持に関する業務 ②食料及び用水の衛生の保持に関する業務 ③医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備に関する業務
290	国土交通省	国62	危険物等取扱責任者	危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物の積み込み及び取卸しの作業に関する計画の立案、当該作業の指揮監督、当該作業に関し必要な船外との通信連絡、当該貨物に係る保安監督を行う業務
291	国土交通省	国63	自動車検査員	指定自動車整備事業者が整備した自動車が保安基準に適合する旨の証明を行う業務
292	国土交通省	国64	消火作業指揮者	①消火設備及び消火器具の点検及び整備に関する業務 ②火災が発生した場合の消火作業の指揮に関する業務 ③発生した火災の原因の調査に関する業務 ④火災の予防に関する教育並びに消火作業に関する教育及び訓練に関する業務
293	国土交通省	国65	倉庫管理主任者	①倉庫における火災の防止その他倉庫の施設の管理に関する業務 ②倉庫管理業務の適正な運営の確保に関する業務 ③労働災害の防止に関する業務 ④現場従業員の研修に関する業務
294	国土交通省	国66	設計者資格（宅地造成等 規制法に基づく）	宅地造成等規制法施行令で定める一定の措置（「高さが5メートルを超える擁壁の設置」及び「切土又は盛土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置」）に関する工事の設計
295	国土交通省	国67	設計者資格（都市計画法 に基づく）	一定規模以上（1ヘクタール以上）の開発行為の許可申請に必要な設計図書の作成
296	国土交通省	国68	特殊建築物等調査資格者	特殊建築物等の定期調査及び国等の公共建築物の定期点検を行う業務
297	国土交通省	国69	昇降機検査資格者	昇降機について検査を行う業務
298	国土交通省	国70	建築設備検査資格者	劇場、映画館等の建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う業務
299	国土交通省	国71	管理主任技術者（ダム）	ダム（河川法第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。）の維持・操作その他の管理を適正に行う業務
300	国土交通省	国72	建築士	①建築物の設計及び工事監理を行う業務 ②建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定に関する業務 ③建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務
301	国土交通省	国73	建築設備士	大規模な建築物その他の建築物の建築設備に係る設計または工事監理を行う建築士に対し、意見を述べる業務
302	国土交通省	国74	監理技術者資格者証の交付を受けている者	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、下請金額が3,000万円（建築一式工事については4,500万円）以上となる場合において、専任の監理技術者として、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う業務

番号 1	府省名	番号 2	制度名	資格者の主な業務内容
303	国土交通省	国75	土地区画整理士	土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、仮換地の指定及び換地処分の適正な実施などの専門的知識が必要な業務
304	国土交通省	国76	マンション管理士	マンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務
305	国土交通省	国77	補償業務管理者	登録部門に係る補償業務の管理を行う業務
306	環境省	環01	狩猟免許	狩猟期間に法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）を行うことが可能な免許
307	環境省	環02	臭気測定業務従事者（臭気判定士）	嗅覚測定を行うに当たり、パネル（嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者）の選定、試料の採取、判定試験の実施、結果の求め方まですべての管理を行う業務
308	環境省	環03	環境カウンセラー	環境保全を行おうとする者に対して、環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに環境保全活動に関する助言又は指導を行う業務
309	環境省	環04	浄化槽設備士※ <国土交通省と共管>	浄化槽工事の実地監督を行う業務
310	環境省	環05	廃棄物処理施設技術管理者	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して、法で規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該施設を維持管理する事務に従事する他の職員の監督を行う業務
311	環境省	環06	浄化槽管理士	浄化槽管理士の名称を用いて、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う業務
312	環境省	環07	浄化槽技術管理者	浄化槽の維持管理について技術的に高い知見を有し、専門的判断に基づき業務を行い、浄化槽の維持管理に関して必要な改善措置を講ずる等の権限を有する業務
313	環境省	環08	浄化槽検査員	浄化槽の水質に関する検査を行う業務
314	環境省	環09	特別管理産業廃棄物管理責任者	①特別管理産業廃棄物の排出状況の把握に関する業務 ②特別管理産業廃棄物処理計画の立案に関する業務 ③適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付・保管等）に関する業務
315	環境省	環10	技術管理者	土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者として、当該土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督を行う業務
316	環境省	環11	公害防止主任管理者※ <経済産業省と共管>	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者の指揮を行う業務
317	環境省	環12	公害防止管理者※ <経済産業省と共管>	特定工場におけるばい煙発生施設や汚水等排出施設等及び処理施設の点検、使用する原材料等の検査等を行う業務

## 資料 6 資格制度概況調査結果

# 資格制度概況調査結果

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
1	警察庁	警01	警備員指導 教育責任者 [昭和57年 度]	警備業 法(昭和 47年法 律第117 号)	・警備業 法第2条 第1号に 規定する 業務 ・同項第 2号に規 定する業 務 ・同項第 3号に規 定する業 務 ・同項第 4号に規 定する業 務	必 置	都道府 県公安 委員会 [警備 員指導 教育責 任者資 格者証 の交付]	なし	96,226	16,698 (平成21 年)	①講習 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	警察庁	警02	機械警備業 務管理者 [昭和57年 度]	警備業 法(昭和 47年法 律第117 号)	—	必 置	都道府 県公安 委員会 [資格 者証の 交付]	なし	20,533	634 (平成21 年)	①講習 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	警察庁	警03	警備員又は 警備員にな ろうとする 者の知識及 び能力に関 する検定に 係る合格証 明書の交付 を受けた者 [昭和57年 度]	警備業 法(昭和 47年法 律第117 号)	・空港保 安警備業 務(1級・ 2級) ・施設警 備業務(1 級・2級) ・雑踏警 備業務(1 級・2級) ・交通誘 導警備業 務(1級・ 2級) ・核燃料 物質等危 険物運搬 警備業務 (1級・2 級) ・貴重品 運搬警備 業務(1 級・2級)	必 置	都道府 県公安 委員会 [合格 証明書 の交付]	なし	144,782	26,241 (平成21 年)	①試験 ②講習	検定の学科 試験・実技 試験 [昭和57年 度]	都道府県 公安委員 会	直 轄	筆記試 験・実 技試験	○1級検定： ①下位資格＋ 実務経験 ②認定  ○2級検定： なし	3,308 [1,332]	13,000 ～ 16,000	警備業 法施行 令第3 条	(収入) 4,586 (支出) 不詳	
4	警察庁	警04	射撃指導員 [昭和53年 度]	銃砲刀 剣類所 持等取 締法(昭 和33年 法律第 6号)	・ライフ ル銃 ・ライフ ル銃以外 の猟銃 ・空気銃	業 務独 占	都道府 県公安 委員会 [射撃 指導員 指定書 の交付]	なし	不詳	不詳	①年齢 ②その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	警察庁	警05	駐車監視員 資格者 [平成16年 度]	道路交 通法(昭 和35年 法律第 105号)	—	業 務独 占	都道府 県公安 委員会 [駐車 監視員 資格者 証の交 付]	なし	23,944	1,809	①講習 ②試験	駐車監視員 資格者認定 審査 [平成16年 度]	都道府県 公安委員 会	直 轄	筆記試 験	①実務経験 ②認定	37 [28]	4,500	地方公 共団 体が 独自 で決 定	不詳	

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
				警備員指導 教育責任者 講習 [昭和57年 度]	都道府県 公安委員会 (一部事 務を都道 府県警備 業協会に 委託する 場合があ る。)	直轄	資格付 与	①実務 経験 ②試験 (1級) ③試験 (2級) +実務 経験 ④認定	6,082 [5,291]	10,000 ～ 47,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	(収入) 22,702 (支出) 不詳								
				機械警備業 務管理者講 習 [昭和57年 度]	都道府県 公安委員会 (一部事 務を都道 府県警備 業協会に 委託する 場合があ る。)	直轄	資格付 与	なし	766 [611]	38,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	(収入) 2,911 (支出) 不詳								
				国家公安委 員会の登録 を受けた者 (登録講習 機関)が行 う講習 [平成17年 度]	登録講習 機関 (社)警備 員特別講 習事業セ ンター 等)	推薦 等	試験免 除	○1級 ①試験 (2級) +実務 経験 ②認定	33,313 [25,071]	31,500 ～ 50,000	登録講 習機 関が 独自 で決 定	(収入) 115,470 (支出) 92,368								
				駐車監視員 資格者講習 [平成16年 度]	都道府県 公安委員会	直轄	資格付 与	なし	2,445 [1,832]	19,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	不詳								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
6	警察庁	警06	運転免許 [大正8年]	道路交通法(昭和35年法律第105号)	・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・小特 ・原付 ・牽引 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種 ・大特二種 ・牽引二種 ・大型仮 ・中型仮 ・普通仮	業務独占	都道府県公安委員会[運転免許証の交付]	5(優良運転者及び一般運転者。ただし、更新日等における年齢が70歳の者については4年、更新日等における年齢が71以上の者については3年。) 3(違反運転者等) 0.5(仮免許)	80,811,945 (平成21年末現在の運転免許保有者数)	2,101,978 (平成21年)	○仮免許を除く運転免許 ①年齢+試験+講習 ②年齢+養成施設+試験 ③年齢+下位資格+試験+講習 ④年齢+下位資格+養成施設+試験 ⑤年齢+他資格+試験 ○仮免許 ⑥年齢+試験 ⑦年齢+養成施設+試験	運転免許試験 [大正8年]	都道府県公安委員会・自動車教習所	委託等	学科試験・技能試験・適性試験	①年齢 ②下位資格 ③他資格 ④業務経験	4,698,340 [3,375,504] (平成21年)	1,650 ～ 4,950	地方公共団体が独自で決定	不詳
7	警察庁	警07	技能検定員 [昭和39年度]	道路交通法(昭和35年法律第105号)	・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種 (注：免許種類に対応)	必置	都道府県公安委員会[技能検定員資格者の交付]	なし	19,012 (平成21年末現在)	3,401 (平成21年)	①審査 ②養成施設 ③認定	技能検定員審査 [昭和39年度]	都道府県公安委員会	直轄	筆記試験・実技試験	年齢 (25歳以上)	5,625 [3,355] (平成21年)	6,650 ～ 24,700	地方公共団体が独自で決定	不詳
8	警察庁	警08	教習指導員 [昭和35年度]	道路交通法(昭和35年法律第105号)	・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種 (注：免許種類に対応)	必置	都道府県公安委員会[教習指導員資格者の交付]	なし	32,041 (平成21年末現在)	4,129 (平成21年)	①審査 ②養成施設 ③認定	教習指導員審査 [昭和35年度]	都道府県公安委員会	直轄	筆記試験・実技試験	年齢 (21歳以上)	6,544 [4,060] (平成21年)	3,550 ～ 15,650	地方公共団体が独自で決定	不詳
9	金融庁	金01	公認会計士 [昭和23年度]	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	公認会計士、会計士補	業務独占	日本公認会計士協会[公認会計士名簿に登録]	なし	20,051	1,303	試験+実務経験+養成施設+登録	公認会計士試験 [昭和23年度]	公認会計士・監査審査会	直轄	筆記試験	なし	21,255 [2,229]	19,500	公認会計士法施行令第6条	(収入) 41,447 (支出) 26,639

養成施設				講習								登録						更新方法				
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)		
自動車教習所 〔不詳・1,636〕	推薦等	不詳 〔不詳〕	不詳	・取得時講習〔平成5年〕	都道府県公安委員会・自動車教習所等	委託等	資格要件の一部	なし	240,827 〔240,827〕 (平成21年)	3,600 ～ 18,900	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	適性検査、更新講習、高齢者講習、認知機能検査	
自動車安全運転センター 〔自動車安全運転センター・1〕	推薦等	675 〔675〕	62,000 ～ 136,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車安全運転センター 〔自動車安全運転センター・1〕	推薦等	1,215 〔1,213〕	110,500 ～ 388,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実務補習団体等〔日本公認会計士協会、(一般財)会計教育研修機構・2〕	委託等	1,930 〔1,493〕	203,000	継続的専門研修〔平成15年度〕	日本公認会計士協会	委託等	資質向上	—	17,809 〔17,368〕	8,011	講習機関が独自に決定	(収入) 14,266 (支出) 19,454	公認会計士名簿〔昭和23年度〕	日本公認会計士協会	委託等	20,038	0 〔60,000〕	登録機関が独自で決定	(収入) 0 (支出) 379	—	—	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
10	金融庁	金02	外国公認会計士 [昭和25年度]	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	外国公認会計士	業務独占 日本公認会計士協会[外国公認会計士名簿に登録]	なし	4	0	承認+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	金融庁	金03	貸金業務取扱主任者 [平成21年度]	貸金業法(昭和58年法律第32号)	—	必置 日本貸金業協会[貸金業務取扱主任者登録完了通知の交付]	3	55,551	55,551	試験+登録	貸金業務取扱主任者資格試験[平成21年度]	日本貸金業協会	委託等	筆記試験	なし	82,273 [55,551]	8,500	貸金業法施行令第3条の13	(収入) 76,723 (支出) 50,075
12	消費者庁	消01	消費生活専門相談員 [平成3年度]	第23回消費者保護会議(平成2年12月4日)決定	—	名称独占等 (独)国民生活センター[認定証の交付]	5	4,348	354	試験	消費生活専門相談員資格認定試験[平成3年度]	(独)国民生活センター	委託等	筆記試験・面接試験	なし	不詳	11,260	試験機関が独自で決定	不詳
13	総務省	総01	無線従事者 [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)	・総合無線通信士(1~3級) ・海上無線通信士(1~4級) ・海上特殊無線技士(1~3級、レーダー級) ・航空無線通信士 ・航空特殊無線技士 ・陸上無線技術士(1~2級) ・陸上特殊無線技士(1~3級) ・国内電信級 ・アマチュア無線技士(1~4級)	必置 総務大臣(地方総合通信局長等)[免許証の交付]	なし	5,935,439	85,558	①試験 ②養成施設 ③学歴 ④実務経験+講習	無線従事者国家試験[昭和56年度]	(財)日本無線協会	委託等	筆記試験・学科試験	なし	41,265 [19,794]	4,500 ~ 18,800	電波法関係手数料令第13条	(収入) 34,833 (支出) 31,462
14	総務省	総02	電気通信主任技術者 [昭和60年度]	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	・伝送交換主任技術者 ・線路主任技術者	必置 総務大臣[資格者証の交付]	なし	64,937	1,451	①試験 ②養成施設 ③認定	電気通信主任技術者試験[昭和60年度]	(財)日本データ通信協会(試験)、総務大臣(資格者証の交付)	委託等	筆記試験	なし	7,472 [1,522]	18,700	電気通信事業法施行令第10条	(収入) 16,535 (支出) 15,819

養成施設			講習								登録					更新方法				
養成施設名 【機関名・数】	実施形態	入所者数 【修了者数】	授業料等	講習名 【創設年度】	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 【修了者数】	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 【創設年度】	実施主体	実施形態		登録者数	登録料【登録 免許料】 (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)
													外国公認 会計士名 簿 【昭和25 年度】	日本公認 会計士協 会	委託等	0	0 【60,000】	登録機 関が独 自で決 定	(収入) 0 (支出) 0	
				登録講習 【平成22年 度】									貸金業務 取扱主任 者登録簿 【平成21 年度】	日本貸金 業協会	委託等	20,750	3,150 【-】	貸金業 法施行 令第3 条の14	(収入) 9,667 (支出) 7,345	再講 習
				資格更新講 座 【平成20年 度】	(独)国民 生活セン ター	委託等	更新要 件		不詳	3,500	講習機 関が独 自で決 定	不詳								①実 務経 験 ②再 講習
認定施設者 【(財)日本 無線協会、 (財)日本 アマチュア 無線協会 等・128】	推薦等	59,604 【58,953】	21,700 ～ 218,050 【(財) 日本無線 協会】	○無線従事 者：認定講 習 【昭和61年 度】	(財)日本 無線協会	推薦等	資格取 得要件 の一部	下位の 資格を 受けて おり、 業務経 歴があ る者	75 【75】	132,400 ～ 251,350	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 1,001 (支出) 1,352								再講 習 (主 無 線 従 事 者 の み)
				○主任無線 従事者：主 任講習 【平成2年 度】	(財)日本 無線協会	委託等	義務		721 【721】	26,900	電波法 関係手 数料令 第12条	(収入) 1,939 (支出) 1,525								
・伝送交換 主任技術者 養成課程 (・線路主 任技術者養 成課程) 【大阪府立 南大阪高等 職業技術専 門学校・ 1】	推薦等	20 【20】	不詳																	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
15	総務省	総03	工事担任者 [昭和60年 度]	電気通信 事業法(昭和 59年法律第86 号)	・A I 第一 種 ・A I 第二 種 ・A I 第三 種 ・DD第一 種 ・DD第二 種 ・DD第三 種 ・A I・ DD総合 種	業務独 占	総務大臣 [資格 者証の 交付]	なし	66,215 (平成17年 度の制度 改正以降 の数値)	15,588	①試験 ②養成施設 ③認定	工事担任者 試験 [昭和60年 度]	(財)日本 データ通 信協会(試 験)、総務 大臣(資格 者証の交 付)	委託等	筆記試 験	なし	50,337 [14,333]	8,700	電気通 信事業 法施行 令第10 条	(収入) 51,184 (支出) 47,859
16	総務省	総04	行政書士 [昭和26年 度]	行政書士 法(昭和26年 法律第4号)	一	業務独 占	日本行 政書士 会連合 会 [行政 書士名 簿に登 録]	なし	41,096 (平成22 年5月末 現在)	2,420	①試験+登 録 ②他資格(弁 護士等)+登 録 ③実務経験 +登録	行政書士試 験 [平成12年 度]	(財)行政 書士試験 研究セン ター	委託等	筆記試 験	なし	67,348 [6,095]	7,000	地方公 共団体の 手数料の 標準に 関する 政令に 基づき 基 準に規 定	(収入) 58,673 (支出) 59,395
17	総務省	総05	危険物取扱 者 [昭和34年 度]	消防法 (昭和23年 法律第186 号)	・甲種 ・乙種 ・丙種	必 置	都道府 県知事 [危険 物取扱 者免状 の交付]	なし	不詳	204,365	試験	危険物取扱 者試験 [昭和59年 度]	(財)消防 試験研究 センター	委託等	筆記試 験	○甲種： ①学歴 ②下位資格 (4種類以 上) ③下位資格+ 実務経験  ○乙種及び丙 種： なし	488,182 [208,181]	2,700 ～ 5,000	消防法 第16条 の4第 4項及 び地方 公共団 体の手 数料の 標準に 関する 政令第 21項第 4号に 基づき 基 準に規 定	(収入) 180,672 (支出) 227,184
18	総務省	総06	消防設備士 [昭和41年 度]	消防法 (昭和23年 法律第186 号)	・甲種(特 類、第1 ～5類) ・乙種(第 1～7類)	業 務独 占	都道府 県知事 [免状 の交付]	5 (初 回 は、 2年 間)	不詳	28,858	試験	消防設備士 試験 [昭和59年 度]	(財)消防 試験研究 センター	委託等	筆記試 験	○甲種特 類： 下位資格  ○甲種(特 類以 外)： ①学歴 ②下位資格+ 実務経験 ③認定  ○乙種： なし	84,330 [30,392]	3,400 ～ 5,000	地方公 共団体の 手数料 の標準 に 関する 政令第 23項第 4号に 基づき 基 準に規 定	(収入) 42,532 (支出) 53,322

養成施設			講習								登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録 免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
(・A I 第一種養成課程) ・A I 第二種養成課程 ・A I 第三種養成課程 ・D D 第一種養成課程 ・D D 第二種養成課程 ・D D 第三種養成課程 ・A I・D D 総合養成課程 〔(財)日本データ通信協会等・14〕	推薦等	1,803 〔1,486〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政書士名簿 〔昭和26年度〕	日本行政書士会連 合会	委託等	2,420	25,000 〔30,000〕	登録機関が独自で決定(総務大臣が認可した日本行政書士会連合会に規定)	(収入) 6,050 (支出) 5,573	—
—	—	—	—	危険物取扱者講習 〔昭和46年度〕	都道府県知事(危険物安全協会等に委託する場合もある。)	委託等	製造所等において危険物の取扱作業に従事するために必要。	—	222,986 〔222,986〕	4,700	消防法第16条の4第2項及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令第21項第5号に基づき条例に規定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	消防設備士講習 〔昭和49年度〕	都道府県知事(都道府県消防協会等に委託する場合もある。)	委託等	更新要件	—	53,385 〔53,385〕	7,000	地方公共団体の手数料の標準に関する政令第23項第5号に基づき条例に規定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講習

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
19	総務省	総07	防火管理者 [昭和36年 度]	消防法 (昭和23 年法律 第186 号)	・甲種 ・乙種	必 置	都道府 県知 事、消 防長、 登録講 習機関 ( (財 ) 日本 防火協 会) [修了 証を交 付]	5(中 規模 以上 の建 物の 防火 管理 者の み)	不詳	【登録講 習機関実 施分】 新規: 36,347 (併催を 除く) 防災管理 新規講習 と併催: 913  【消防長 実施分】 新規: 127,439 (併催を 除く) 防災管理 新規講習 と併催: 39,256	講習	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	総務省	総08	消防設備点 検資格者 [昭和50年 度]	消防法 (昭和23 年法律 第186 号)	・特種 ・第一種 ・第二種	名 称 独 占 等	登録講 習機関 ( (財 ) 日本 消防設 備安全 セン ター) [免状 を交 付]	5	258,630	6,469	他資格(電気 工事士等)+ 講習	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	総務省	総09	防火対象物 点検資格者 [平成15年 度]	消防法 (昭和23 年法律 第186 号)	-	名 称 独 占 等	登録講 習機関 ( (財 ) 日本 消防設 備安全 セン ター) [免状 を交 付]	5	23,240	1,092	講習	-	-	-	-	-	-	-	-	-

養成施設			講習								登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)		
			防火管理講習 [昭和36年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関((財)日本防火協会)	推薦等	資格付与		203,955 [203,955]	不詳 【登録講習機関実施分】 甲種: 6,000 乙種: 5,000 防火・防災管理併催講習: 9,000	講習実施主体が独自で決定	不詳								再講習 (甲種防火管理者の一部のみ)		
			防火管理再講習 [平成18年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関((財)日本防火協会)	推薦等	更新要件		11,910 [11,910]	不詳 【登録講習機関実施分】 5,000	講習実施主体が独自で決定	不詳										
			消防設備点検資格者講習 [昭和50年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	資格付与	他資格(電気工事士等)	6,921 [6,469]	33,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 22,661 (支出) 21,264									再講習	
			消防設備点検資格者再講習 [昭和51年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	更新要件		17,629 [17,629]	8,500	講習実施主体が独自で決定	(収入) 14,968 (支出) 15,320										
			防火対象物点検資格者講習 [平成15年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	資格付与	他資格(消防設備士等)+実務経験	1,122 [1,092]	45,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 5,043 (支出) 5,227										再講習
			防火対象物点検資格者再講習 [平成15年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	更新要件		3,897 [3,897]	8,500	講習実施主体が独自で決定	(収入) 3,307 (支出) 3,787										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
22	総務省	総10	自衛消防組織統括管理者 [平成21年度]	消防法(昭和23年法律第186号)	—	必置	都道府県知事、消防長、登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)[修了証を交付]	5	27,915 (追加講習受講者を含む。)	27,875 (追加講習受講者を含む。)	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	総務省	総11	防災管理者 [平成21年度]	消防法(昭和23年法律第186号)	—	必置	都道府県知事、消防長、登録講習機関((財)日本防火協会)[修了証を交付]	5	87,109 (防火管理新規講習との併催講習受講者を含む。)	86,576	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	総務省	総12	防災管理点検資格者 [平成21年度]	消防法(昭和23年法律第186号)	—	名称独占等	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)[免状を交付]	5	3,790	3,790	①実務経験+講習 ②他資格(防火対象物点検資格者等)+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	法務省	法01	弁護士 [昭和24年度]	・司法試験法(昭和24年5月31日法律第140号) ・弁護士法(昭和24年法律第205号)	—	業務独占	司法修習終了については最高裁判所[一]	なし	28,789	2,262	試験+その他(司法修習等)+登録	新司法試験[昭和24年度]	司法試験委員会	直轄	筆記試験	①学歴 ②試験	7,392 [2,043]	28,000	司法試験受験手数料令第1条	不詳

養成施設			講習								登録					更新方法					
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)	
				自衛消防業務講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防長、登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	資格付与		27,875 [27,875] (追加講習受講者を含む。)	【登録講習機関実施分】 40,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 415,357 (支出) 403,907								再講習	
				自衛消防業務講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防長、登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	更新要件		— (平成21年度新設のため実績なし)	【登録講習機関実施分】 25,000	講習実施主体が独自で決定	—									
				防災管理講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関（(財)日本防火協会）	推薦等	資格付与		86,576 [86,576]	【登録講習機関実施分】 7,000	講習実施主体が独自で決定	—									再講習
				防災管理再講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関（(財)日本防火協会）	推薦等	更新要件		— (平成21年度新設のため実績なし)	—	講習実施主体が独自で決定	—									
				防災管理点検資格者講習 [平成21年度]	登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	資格付与	他資格（防火対象物点検資格者）+実務経験	3,950 [3,790]	22,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 8,652 (支出) 8,229									再講習
				防災管理点検資格者再講習 [平成21年度]	登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	更新要件		— (平成21年度新設のため実績なし)	8,500	講習実施主体が独自で決定	—									
													弁護士名簿 [昭和24年度]	日本弁護士連合会	委託等	2,262	30,000 [60,000]	登録機関が独自に決定		不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
26	法務省	法02	外国法事務 弁護士 [昭和62年 度]	外国弁 護士に よる法 律事務 の取扱 いに関 する特 別措置 法(昭和 61年法 律第66 号)	—	業務独 占	なし	343	68	承認+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	法務省	法03	司法書士 [昭和25年 度]	司法書 士法(昭 和25年 法律第 197号)	—	業務独 占	なし	19,782	1,025	①試験+登 録 ②実務経験 +認定+登 録	司法書士試 験 [昭和25年 度]	法務大臣	直轄	筆記試験・口 述試験	なし	32,558 [921]	6,600	司法書 士法施 行令第 2条	(収入) 21,488 (支出) 不詳
28	法務省	法04	土地家屋調 査士 [昭和25年 度]	土地家 屋調査 士法(昭 和25年 法律第 228号) 第4条	—	業務独 占	なし	18,089	458	①試験+登 録 ②実務経験 +認定+登 録	土地家屋調 査士試験 [昭和25年 度]	法務大臣	直轄	筆記試験・口 述試験	なし	7,234 [486]	7,200	土地家 屋調査 士法施 行令第 2条	(収入) 5,170 (支出) 不詳

養成施設			講習								登録					更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
													外国法事務 弁護士名簿 [昭和62 年度]	日本弁護 士連合会	委託等	68	60,000 [60,000]	登録機 関が独 自に決 定	不詳	
				司法書士特 別研修 [平成14年 度]	日本司法 書士会連 合会	委託等	受験資格 取得要件 (司法書 士試験に 係るもの ではなく、 いわゆる 認定司法 書士(簡 裁訴訟理 問係業務 を行うこ とができる 司法書士) に係る要 件)	①司法 書士 ②司法 書士と資 格を有者	1,009 [1,005]	145,000	不詳	(収入) 15,184 (支出) 18,702	司法書士 名簿 [昭和25 年度]	日本司法 書士会連 合会	委託等	1,025	25,000 [30,000]	登録機 関が独 自に決 定	(収入) 3,005 (支出) 4,632	
				土地家屋調 査士特別研 修 [平成17年 度]	日本土地 家屋調査 士会連合 会	委託等	受験資格 取得要件 (土地家 屋調査士 試験に係 るもので なく、い ゆる認定 土地家屋 調査士 (土地の 筆に関する 民事争 裁判外争 紛解決手 続業務を 行うこと ができる 土地家屋 調査士) に係る要 件)	①土地 家屋調 査士 ②土地 家屋調 査士と資 格を有者	676 [652]	40,000 ～ 100,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 5,528 (支出) 4,726	土地家屋 調査士名 簿 [昭和25 年度]	日本土地 家屋調査 士会連合 会	委託等	不詳	25,000 [30,000]	登録機 関が独 自に決 定	不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
29	法務省	法05	申請取次者 [昭和62年 度]	出入国 管理及び 難民認定 法(昭和56 年法務省 令第54号)	—	業務独 占	地方入 国管理局 長[証明 書を交付]	3(原 則)	14,003 (平成22 年7月1 日現在)	1,649 (平成21 年)	○企業等の 職員の場合 ①認定+登 録 ○弁護士等 の場合 ②登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	法務省	法06	公証人 [明治19年 度]	公証人 法(明治41 年法律第53 号)	—	業務独 占	法務大 臣[任命 書の交付]	なし	500 (任用者数 (平成22 年7月1 日現在))	47	その他(法 務大臣の任 命)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	財務省	財01	税理士 [昭和26年 度]	税理士 法(昭和26 年法律第237 号)	—	業務独 占	日本税 理士会連 合会[税理 士名簿に 登録]	なし	71,606	2,642	①試験+実 務経験+登 録 ②他資格(弁 護士等)+登 録	税理士試験 [昭和26年 度]	国税審議 会	直轄	筆記試験 ①学歴 ②認定 ③他資格(会 計士補等) ④実務経験	51,479 (合格者) 1,058 (一部合 格) 7,116	3,500 ~ 7,500 (1科目: 3,500円 以降、1 科目増え るごとに 1,000円 増)	税理士 法施行令第6 条の2	(収入) 25,984 (支出) 15,213 (人件費除 く)	
32	財務省	財02	通関士 [昭和42年 度]	通関業 法(昭和42 年法律第122 号)	—	必置	税関長 [通関士 確認通 知書及び 通関士証 票の交付]	なし	7,165	1,112	試験+確認	通関士試験 [昭和42年 度]	税関長	直轄	筆記試験 なし	10,367 [807]	3,000	通関業 法施行令第12 条	(収入) 3,948 (支出) 1,728 (人件費 を除く。)	
33	文部科学省	文01	技術士 [昭和32年 度]	技術士 法(昭和58 年法律第25 号)	—	・技術士 ・技術士 補	文部科 学大臣[登 録簿への 登録、登 録証の交 付]	なし	92,717	4,876	○技術士: 試験+登録 ○技術士補 ①試験+登 録 ②学歴+登 録	技術士試験 [昭和32年 度]	(社)日本 技術士会	委託等	○第一次試 験:筆記試 験 ○第二次試 験:筆記試 験・口頭 試験	○第一次試 験:なし ○第二次試 験:下位資格 +実務経験	11,000 ~ 24,027 [9,998] ○第二次 26,743 [4,269]	14,000	技術士 法施行令第1 条第1項	(収入) 81,321 (支出) 85,035
34	文部科学省	文02	原子炉主任 技術者 [昭和32年 度] <経済産業 省(228)と 共管>	核原料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律(昭和32 年法律第166 号)	—	必置	文部科 学大臣及 び経済産 業大臣[免 状の交付]	なし	1,313	22	①試験 ②認定	原子炉主任 技術者試験 [昭和32年 度]	文部科学 大臣及び 経済産業 大臣	直轄	筆記試験 ・口頭 試験 ○筆記試験: なし ○口頭試験: ①実務経験 ②講習	(筆記) 117 (口頭) 45 [22]	52,100	核原料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律施行 令第6条、 別表第1	(収入) 610 (支出) 251	

養成施設			講習								登録					更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申請取次 受理台帳 [昭和62 年度]	地方入国 管理局長	直轄	1,649 (平成21 年)	0 [-]	-	(収入) 0 (支出) 不詳
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	税理士名 簿 [昭和26 年度]	日本税理 士会連合 会	委託等	2,642	50,000 [60,000]	登録機 関が独 自で決 定	(収入) 13,210 (支出) 13,644
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○技術士 登録簿 [昭和32 年度]  ○技術士 補登録簿 [昭和58 年度]	(社)日本 技術士会	委託等	○技術 士： 3,147  ○技術士 補： 1,729	6,500 [技術士： 30,000] [技術士 補： 15,000]	技術士 法第39 条第2 項、技 術士法 施行令 第4条 第1項	(収入) 3,804 (支出) 3,597
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
35	文部科学省	文03	放射線取扱主任者 [昭和33年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)	・第1種 ・第2種 ・第3種	必置 文部科学大臣 [放射線取扱主任者免状の交付]	なし	57,665	2,051	○第1種：試験+講習 ○第2種：試験+講習 ○第3種：講習	・第1種放射線取扱主任者試験 [昭和33年度] ・第2種放射線取扱主任者試験 [昭和33年度]	(財)原子力安全技術センター	推薦等	筆記試験	なし	6,474 [1,628]	9,700 ～ 13,500	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条	(収入) 9,817 (支出) 9,709
36	文部科学省	文04	教育職員 [昭和24年度]	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	・幼稚園教諭(専修、二種)免許状 ・小学校教諭(専修、二種)免許状 ・中学校教諭(専修、二種)免許状 ・高等学校教諭(専修、一種)免許状 ・特別支援学校教諭(専修、一種、二種)免許状 ・特別支援学校自立教科教諭(一種、二種)免許状 ・特別支援学校自立活動教諭一種免許状 ・養護教諭(専修、一種、二種)免許状 ・栄養教諭(専修、一種、二種)免許状	名称独占等 都道府県教育委員会 [免許状の授与]	10 普通免許状 及び特別免許状 3(臨時免許状)	不詳	212,181	①学歴+認定 ②試験 ③認定	教員資格認定試験 [昭和48年度]	文部科学大臣又、文部科学大臣が委嘱する大学	直轄	筆記試験・口述試験・実技試験・授業観察・指導案等作成・討論等	○小学校： ①学歴 ②認定 ③学歴+年齢 ○特別支援学校： ①学歴 ②学歴+年齢 ③試験 ○幼稚園 ①学歴 ②認定 ③学歴+年齢 ④他資格(保育士)+実務経験	3,077 [370]	5,600 ～ 7,600	教員資格認定試験規程(昭和48年省令第17号)第9条	(収入) 2,217 (支出) 12,590
37	文部科学省	文05	司書 [昭和25年度]	図書館法(昭和25年法律第118号)	・司書 ・司書補	名称独占等 文部科学大臣 [修了証の交付]	なし	不詳	1,241 (司書・司書補講習の修了者数のみ)	○司書 ①学歴 ②学歴+講習 ③実務認定 ○司書補 学歴+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習							登録					更新方法					
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録 免許税] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)	
			・第1種放射線取扱主任者免状に係る講習[昭和33年度] ・第2種放射線取扱主任者免状に係る講習[昭和33年度] ・第3種放射線取扱主任者免状に係る講習[昭和33年度]	(独)日本原子力研究開発機構、(財)原子力安全技術センター、(社)日本アイソトープ協会、(財)電子科学研究所	推薦等	○第1種及び第2種：資格要件の一部 ○第3種：資格与	○第1及び第2種：試験 ○第3種：なし	1,544 [1,544]	90,000 ～ 170,205	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条第1項	(収入) 19,748 (支出) 20,536									
			定期講習[平成16年度]	(財)原子力安全技術センター等	推薦等	資向上	—	1,856 [1,856]	13,000 ～ 17,000	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条	(収入) 2,769 (支出) 2,871									
			免許状更新講習[平成21年度]	大学、指定教員養成機関、都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大学共同利用機関、このほか文部科学大臣が指定する者	委託等	更新要件	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、栄養補助教諭、栄養士及び講師等	61,490 [不詳]	各開設者により異なる	—	—									再講習
			司書・司書補講習[昭和25年度]	大学	委託等	資格与	○司書 ①学歴 ②実務経験 ③試験 ④認定  ○司書補 学歴	1,513 [1,241]	不詳	講習機関が独自で決定	不詳									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
38	文部科学省	文06	学校図書館司書教諭 [昭和28年度]	学校図書館法(昭和28年法律第185号)	—	名称独占等	なし	324,427	7,795	学歴(講習)	—	—	—	—	—	—	—	—	
39	文部科学省	文07	学芸員 [昭和26年度]	博物館法(昭和26年法律第285号)	—	名称独占等	なし	不詳	149 (資格認定合格者のみ)	○学芸員 ①学歴 ②学歴+実務経験 ③試験  ○学芸員補学歴	学芸員資格認定 [昭和26年度]	文部科学大臣	直轄	○試験認定：筆記試験・口述試験  ○無試験認定：書類審査	○試験認定：①学歴、②学歴+下位資格+実務経験、③他資格(教員)+実務経験、④下位資格+実務経験 ⑤認定 ○無試験認定：①学歴、②実務経験、③下位資格+実務経験+その他(推薦)、④認定	302 [149]	○試験認定 1,300 ※1科目 ○無試験認定 3,800	博物館法施行規則第16条	(収入) 79 (支出) 185
40	文部科学省	文08	社会教育主事 [昭和26年度]	社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)	—	必置	なし	不詳	675 (講習修了者のみ)	①学歴+実務経験+講習 ②実務経験+講習 ③認定+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
41	厚生労働省	厚01	精神保健福祉士 [平成9年度]	精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)	—	名称独占等	なし	46,002	6,871	試験+登録	精神保健福祉士試験 [平成10年度]	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	筆記試験	①学歴 ②学歴+養成施設 ③学歴+実務経験 ④学歴+実務経験+養成施設 ⑤実務経験+養成施設 ⑥他資格(社会福祉士)+養成施設	7,085 [4,488]	11,500	精神保健福祉士法施行令第2条	(収入) 9,567 (支出) 10,421
42	厚生労働省	厚02	外出介護員(ガイドヘルパー) [平成18年度]	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)	—	名称独占等	なし	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	厚生労働省	厚03	医師 [昭和23年度]	医師法(昭和23年法律第201号)	—	業務独占	なし	491,674 (平成21年末現在)	7,663	試験+登録	医師国家試験 [昭和26年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②試験+実務経験 ③認定	8,447 [7,538]	15,300	医師法施行規則第16条第1項	(収入) 13,318 (支出) 不詳
44	厚生労働省	厚04	臨床検査技師 [昭和33年度]	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	—	業務独占	なし	169,227 (平成21年末現在)	2,663	試験+登録	臨床検査技師国家試験 [昭和33年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	4,060 [2,753]	11,300	臨床検査技師等に関する法律施行規則第7条	(収入) 4,882 (支出) 不詳
45	厚生労働省	厚05	診療放射線技師 [昭和26年度]	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	—	業務独占	なし	67,361 (平成21年末現在)	1,890	試験+登録	診療放射線技師国家試験 [昭和26年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	2,460 [1,969]	11,400	診療放射線技師法施行規則第12条	(収入) 3,123 (支出) 不詳

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
				学校図書館 司書教諭講 習 [昭和29年 度]	大学その 他の教育 機関	委託等	資格付 与	①他資 格(教 諭) ②学歴	1,622 [7,795]	0		(収入) 0 (支出) 3,657								
				社会教育主 事講習 [昭和26年 度]	大学等	委託等	資格付 与	①学歴 ②他資 格(教育 職員) ③職歴 ④認定	754 [675]	不詳	不詳	不詳								
精神保健福 祉士短期養 成施設等及 び精神保健 福祉士一般 養成施設等 [専門学校 日本福祉学 院等 ・51]	推薦等	不詳	不詳										精神保健 福祉士登 録簿 [平成10 年度]	(財)社会 福祉振 興・試験 センター	委託等	6,871	4,050 [15,000]	精神保 健福祉 士法施 行令第 4条	(収入) 3,054 (支出) 1,558	
													医籍 [昭和26 年度]	厚生労働 大臣	直轄	7,663	不詳 [60,000]	不詳	不詳	
臨床検査技 師養成所 [北海道医 学技術専門 学校等・ 23]	推薦等	不詳	不詳										臨床検査 技師名簿 [昭和33 年度]	厚生労働 大臣	直轄	2,663	不詳 [9,000]	不詳	不詳	
診療放射線 技師養成所 [北海道医 薬専門学校 等・15]	推薦等	不詳	不詳										診療放射 線技師簿 [昭和26 年度]	厚生労働 大臣	直轄	1,890	不詳 [9,000]	不詳	不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 性	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
46	厚生労働省	厚06	衛生検査技師 [昭和33年度]	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	135,862 (平成21年未現在)	639	認定+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	厚生労働省	厚07	歯科医師 [昭和23年度]	歯科医師法(昭和23年法律第202号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	166,607 (平成21年未現在)	2,383	試験+登録	歯科医師国家試験 [昭和23年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②試験+実務経験 ③認定	3,465 [2,408]	18,900	歯科医師法施行規則第16条	(収入) 7,381 (支出) 不詳
48	厚生労働省	厚08	歯科技工士 [昭和30年度]	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	109,867 (平成21年未現在)	1,461	試験+登録	歯科技工士国家試験 [昭和30年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験・実技試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	1,314 [1,293]	36,000	不詳	不詳
49	厚生労働省	厚09	歯科衛生士 [昭和23年度]	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	228,171 (平成21年未現在)	5,754	試験+登録	歯科衛生士国家試験 [平成3年度]	(財)歯科医療研修振興財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	5,929 [5,761]	14,300	歯科衛生士法施行令第12条	(収入) 8,520 (支出) 不詳
50	厚生労働省	厚10	義肢装具士 [昭和62年度]	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	3,566 (平成21年未現在)	136	試験+登録	義肢装具士国家試験 [昭和63年度]	(財)テクノエイド協会	委託等	筆記試験	①学歴+養成施設 ②試験+養成施設 ③認定	159 [139]	65,900	義肢装具士法施行令第2条	不詳
51	厚生労働省	厚11	臨床工学技士 [昭和62年度]	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	26,078 (平成21年未現在)	1,530	試験+登録	臨床工学技士国家試験 [昭和63年度]	(財)医療機器センター	委託等	筆記試験	①養成施設 ②学歴 ③認定	1,911 [1,555]	30,900	臨床工学技士法施行令第3条	(収入) 6,053 (支出) 不詳
52	厚生労働省	厚12	柔道整復師 [昭和22年度]	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	67,241 (平成21年未現在)	4,691	試験+登録	柔道整復師国家試験 [平成4年度]	(財)柔道整復師研修試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	7,156 [5,570]	23,300	柔道整復師法施行令第12条	(収入) 17,428 (支出) 不詳
53	厚生労働省	厚13	あん摩マッサージ指圧師 [昭和22年度]	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	182,095 (平成21年未現在)	1,592	試験+登録	あん摩マッサージ指圧師国家試験 [平成4年度]	(財)東洋療法研修試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	1,839 [1,563]	15,100	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第11条	不詳
54	厚生労働省	厚14	はり師 [昭和23年度]	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)	—	業務独占	厚生労働大臣[免許証の交付]	なし	144,026 (平成21年未現在)	4,225	試験+登録	はり師国家試験 [昭和22年度]	(財)東洋療法研修試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	5,283 [3,990]	15,100	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第11条	不詳

養成施設				講習								登録						更新方法	
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠
													衛生検査 技師名簿 〔昭和26 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	639	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
													歯科医籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	2,383	不詳 〔60,000〕	不詳	不詳
歯科技工士 養成所 〔北海道歯 科技術専門 学校等・44〕	推薦等	1,157 〔不詳〕	不詳										歯科技工 士名簿 〔昭和30 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	1,461	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
歯科衛生士 養成所 〔旭川歯科 学院専門学 校等・130〕	推薦等	5,165 〔不詳〕	不詳										歯科衛生 士名簿 〔平成元 年〕	(財)歯科 医療研修 振興財団	委託等	5,754	4,750 〔9,000〕	歯科衛 生士法 施行令 第1条 第1号	(収入) 2,733 (支出) 不詳
義肢装具士 養成所 〔北海道ハ イテクノロ ジー専門学 校等・7〕	推薦等	不詳	不詳										義肢装具 士名簿 〔昭和63 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	136	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
臨床工学技 士養成所 〔札幌医療 科学専門学 校等・32〕	推薦等	不詳	不詳										臨床工学 技士名簿 〔昭和63 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	1,530	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
柔道整復師 養成所 〔北海道柔 道整復専門 学校等・95〕	推薦等	不詳	不詳										柔道整復 師名簿 〔平成2 年度〕	(財)柔道 整復師研 修試験財 団	委託等	4,691	4,800 〔9,000〕	柔道整 復師法 施行令 第1条 第1号	(収入) 2,252 (支出) 不詳
あん摩マッ サー指圧 師、はり 師、きゆう 師養成所 〔北海道柔 道整復専門 学校等・31〕	推薦等	不詳	不詳										あん摩マ ッサージ 指圧師名 簿 〔平成2 年度〕	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	1,592	5,200 〔9,000〕	あん摩 マッ サー 指圧 師、は り師、 きゆう 師等に 関する 法律施 行令第 12条 第1号	(収入) 828 (支出) 不詳
あん摩マッ サー指圧 師、はり 師、きゆう 師養成所 〔国立函館 視力障害セ ンター等・112〕	推薦等	不詳	不詳										はり師名 簿 〔平成2 年度〕	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	4,225	5,200 〔9,000〕	あん摩 マッ サー 指圧 師、は り師、 きゆう 師等に 関する 法律施 行令第 12条 第1号	(収入) 2,197 (支出) 不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験										
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)		
55	厚生労働省	厚15	きゆう師 [昭和22年 度]	あん摩 マツ サージ 指圧 師、はり 師、きゆう 師等に関する 法律(昭和22年 法律第217号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	142,792 (平成21年 末現在)	4,184	試験+登録	きゆう師国家 試験 [平成4年 度]	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	5,262 [3,939]	15,100	あん摩 マツ サージ 指圧 師、はり 師、きゆう 師等に関する 法律施行令第 11条	不詳	
56	厚生労働省	厚16	保健師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	名称独 占等	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	172,887 (平成21年 末現在)	11,575	試験+登録	保健師国家 試験 [昭和23年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	13,048 [11,295]	5,400	保健師 助産師 看護師法施行 規則第28条	(収入) 7,098 (支出) 不詳	
57	厚生労働省	厚17	助産師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	124,982 (平成21年 末現在)	1,741	試験+登録	助産師国家 試験 [昭和23年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	1,901 [1,579]	5,400	保健師 助産師 看護師法施行 規則第28条	(収入) 1,031 (支出) 不詳	
58	厚生労働省	厚18	看護師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	1,546,459 (平成21年 末現在)	45,794	試験+登録	看護師国家 試験 [昭和23年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③下位資格 (准看護師)+ 実務経験+学 歴 ④下位資格 (准看護師)+ 実務経験+養 成施設 ⑤認定	52,883 [47,340]	5,400	保健師 助産師 看護師法施行 規則第28条	(収入) 28,814 (支出) 不詳	
59	厚生労働省	厚19	准看護師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	業務独 占	都道府 県知事 [免許証の交付]	なし	329,237 (平成21年 末現在)	12,578 (平成20 年度)	試験+登録	准看護師国 家試験 [昭和23年 度]	都道府県 知事	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	18,971 [18,350]	不詳	不詳	不詳	
60	厚生労働省	厚20	看護師等確 保推進者 [平成4年 度]	看護師等 の促進に 関する法律 (平成4年法律 第86号)	—	必 置	都道府 県知事 (国が 開設す る病院 につい ては厚 生労働 大臣) [届出]	なし	不詳	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	厚生労働省	厚21	理学療法士 [昭和40年 度]	理学療法 士及び作 業療法士 法(昭和40年 法律第137 号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	73,888 (平成21年 末現在)	8,288	試験+登録	理学療法士 国家試験 [昭和40年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③他資格(作 業療法士等) +学歴又は養 成施設 ④認定	9,835 [9,112]	10,100	理学療法 士及び作 業療法士 法施行規則第 10条第3項	(収入) 10,207 (支出) 不詳	

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
あん摩マッ サージ指圧 師、はり 師、きゆう 師養成所 〔国立函館 視力障害セ ンター等・ 112〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	きゆう師 名簿 〔平成2 年度〕	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	4,184	5,200 〔9,000〕	あん摩マッ サージ指圧 師、はり師、 きゆう師等 に関する法律 施行令第12 条第1号	(収入) 2,176 (支出) 不詳	—	
保健師養成 所 〔北海道立 旭川高等看 護学院等・ 25〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	保健師籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	11,575	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	
助産師養成 所 〔独立行政 法人国立病 院機構仙台 医療セン ター附属仙 台看護助産 学校助産学 科等・40〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	助産師籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	1,741	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	
看護師養成 所 〔北海道立 旭川高等看 護学院等・ 721〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	看護師籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	45,794	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	
准看護師養 成所 〔旭川市医 師会看護専 門学校等・ 244〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	准看護師 簿 〔昭和23 年度〕	都道府県 知事	直轄	不詳	不詳 〔—〕	不詳	不詳	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
理学療法士 養成施設 〔専門学校 日本福祉リ ハビリテー ション学院 等・159〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	理学療法 士名簿 〔昭和40 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	8,288	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 性格	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
62	厚生労働省	厚22	作業療法士 [昭和40年度]	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	47,757 (平成21年 末現在)	5,400	試験+登録	作業療法士 国家試験 [昭和40年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ③他資格(理学療法士等) +学歴又は養成施設 ④認定	6,469 [5,317]	10,100	理学療法士及び作業療法士法施行規則第10条第3項	(収入) 6,723 (支出) 不詳	
63	厚生労働省	厚23	視能訓練士 [昭和46年度]	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	8,759 (平成21年 末現在)	621	試験+登録	視能訓練士 国家試験 [不詳]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	642 [573]	15,800	視能訓練士法施行規則第10条第3項	(収入) 1,024 (支出) 不詳	
64	厚生労働省	厚24	救急救命士 [平成3年度]	救急救命士法(平成3年法律第36号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	37,580	2,056	試験+登録	救急救命士 国家試験 [平成3年度]	(財)日本救急医療財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③講習+実務経験+養成施設 ④認定	2,538 [2,131]	30,300	救急救命士法施行令第4条	不詳	
65	厚生労働省	厚25	言語聴覚士 [平成9年度]	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	15,675 (平成21年 末現在)	1,346	試験+登録	言語聴覚士 国家試験 [平成10年度]	(財)医療研修推進財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	2,498 [1,619]	35,700	言語聴覚士法施行令第4条	不詳	
66	厚生労働省	厚26	栄養士 [昭和22年度]	栄養士法(昭和22年法律第245号)	—	名称独占等	都道府県知事 [名簿への登録及び免許証の交付]	なし	932,054	18,854	養成施設+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	厚生労働省	厚27	管理栄養士 [昭和37年度]	管理栄養士法(昭和22年法律第245号)	—	名称独占等	都道府県知事 [名簿への登録及び免許証の交付]	なし	149,455	6,757	試験+登録	管理栄養士 国家試験 [不詳]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①下位資格(栄養士)+実務経験 ②養成施設	26,422 [8,058]	6,800	管理栄養士法施行規則第18条	(収入) 17,967 (支出) 不詳	
68	厚生労働省	厚28	調理師 [昭和33年度]	調理師法(昭和33年法律第147号)	—	名称独占等	都道府県知事 [調理師名簿の登録及び免許証の交付]	なし	3,513,989	42,522	①養成施設+登録 ②試験+登録	調理師試験 [昭和56年度]	都道府県知事又は(社)調理技術技能センター	委託等	筆記試験	実務経験	40,087 [25,567]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	
69	厚生労働省	厚29	専門調理師 [昭和56年度]	調理師法(昭和33年法律第147号)	—	名称独占等	厚生労働大臣 [認定証書の交付]	なし	32,928	1,031	試験	調理技術の審査 [昭和56年度]	(社)調理技術技能センター	委託等	筆記試験・実技試験	①実務経験 ②養成施設+実務経験	1,606 [1,031]	22,500 (実技: 18,800 学科: 3,700)	不詳	(収入) 2,830 (支出) 不詳	
70	厚生労働省	厚30	建築物環境衛生管理技術者 [昭和45年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	厚生労働大臣 [免状交付]	なし	102,049	3,307	①講習 ②試験	建築物環境衛生管理技術者試験 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	委託等	筆記試験	実務経験	9,918 [1,827]	13,900	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第5条	(収入) 16,990 (支出) 16,763	

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
作業療法士養成施設 〔専門学校 日本福祉リハビリテーション学院 等・121〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	作業療法士名簿 〔昭和40年度〕	厚生労働大臣	直轄	5,400	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	
視能訓練士養成所 〔北海道ハイテクノロジー専門学校 等・16〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	視能訓練士名簿 〔不詳〕	厚生労働大臣	直轄	621	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	
救急救命士養成所 〔北海道ハイテクノロジー専門学校 等・36〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	救急救命士名簿 〔平成3年度〕	(財)日本救急医療財団	委託等	2,056	6,800 〔9,000〕	救命救急士法 施行令第2条	(収入) 1,465 (支出) 不詳	
言語聴覚士養成所 〔北海道医療科学専門学校 等・43〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	言語聴覚士名簿 〔平成10年度〕	(財)医療研修推進財団	委託等	1,346	8,000 〔9,000〕	言語聴覚士法 施行令第2条 第1号	(収入) 1,076 (支出) 不詳	
栄養士養成施設 〔日本女子大学等・313〕	推薦等	21,147 〔18,634〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	栄養士名簿 〔昭和22年〕	都道府県知事	直轄	18,854	不詳	地方自治体 が独自に 決定	(収入) 0 (支出) 不詳	
管理栄養士養成施設 〔日本女子大学等・130〕	推薦等	10,429 〔8,597〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	管理栄養士名簿 〔昭和37年〕	厚生労働大臣	直轄	6,757	0 〔15,000〕	栄養士法 施行規則第 1条第5項	(収入) 10,135 (支出) 不詳	
調理師養成施設 〔函館調理師養成専門学校 等・274〕	推薦等	31,789 〔29,239〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	調理師名簿 〔昭和33年〕	都道府県知事	直轄	42,522	不詳	地方自治体 が独自に 決定	(収入) 0 (支出) 不詳	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	建築物環境衛生管理技術者講習会 〔昭和46年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格付与	①学歴 +実務 経験 ②認定 ③他資格 (医師等)	1,481 〔1,424〕	129,000	登録講習機関 が独自 で決定	(収入) 19,195 (支出) 23,837	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実 技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
71	厚生労働省	厚31	クリーニング師 [昭和30年 度]	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)	—	必置	都道府県知事 [クリーニング師免許証の交付]	なし	不詳	1,028	試験+登録	クリーニング師試験 [昭和60年 度]	都道府県知事	直轄	筆記試験・実技試験	学歴	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳
72	厚生労働省	厚32	管理美容師 [昭和43年 度]	美容師法(昭和22年法律第234号)	—	必置	都道府県知事 [講習会修了証書の交付]	なし	263,958	1,458	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	厚生労働省	厚33	管理美容師 [昭和43年 度]	美容師法(昭和32年法律第163号)	—	必置	都道府県知事 [講習会修了証書の交付]	なし	410,526	8,861	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	厚生労働省	厚34	美容師 [昭和22年 度]	美容師法(昭和22年法律第234号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	591,956	1,844	養成施設+試験+登録	美容師試験 [昭和60年 度]	(財)美容師試験研修センター	委託等	筆記試験・実技試験	学歴+養成施設	2,535 [1,610]	30,000 (筆記: 13,800 実技: 16,200)	美容師法施行令第2条	不詳
75	厚生労働省	厚35	美容師 [昭和32年 度]	美容師法(昭和32年法律第163号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	1,165,952	22,524	養成施設+試験+登録	美容師試験 [昭和60年 度]	(財)美容師試験研修センター	委託等	筆記試験・実技試験	学歴+養成施設	28,209 [20,059]	30,000 (筆記: 13,800 実技: 16,200)	美容師法施行令第2条	不詳
76	厚生労働省	厚36	給水装置工事主任技術者 [平成8年 度]	水道法(昭和32年法律第177号)	—	必置	厚生労働大臣 [給水装置工事主任技術者免状の交付]	なし	258,424	4,584	試験	給水装置工事主任技術者試験 [平成8年 度]	(財)給水工事技術振興財団	委託等	筆記試験	実務経験	15,795 [4,514]	16,800	水道法第45条の3	(収入) 31,541 (支出) 31,427
77	厚生労働省	厚37	清掃作業監督者 [昭和55年 度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	978	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	

養成施設				講習								登録						更新方法	
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 〔単価〕	設定根拠	受講料 収支 〔万円〕	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録免許料〕 〔単価〕		設定根拠
				クリーニング師研修 〔昭和63年度〕	(財)全国生活衛生営業指導センター	推薦等	—	—	7,123 〔7,123〕	5,000	厚生労働省通知	不詳	クリーニング師原簿 〔不詳〕	都道府県知事	直轄	不詳	不詳 〔—〕	地方公共団体が独自で決定	不詳
				管理美容師講習 〔昭和43年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター	推薦等	資格付与	下位資格+実務経験	1,523 〔1,458〕	18,000	地方公共団体が独自で決定	不詳							
				管理美容師講習 〔昭和43年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター等	推薦等	資格付与	下位資格+実務経験	9,486 〔8,861〕	18,000	地方公共団体が独自で決定	不詳							
理容師養成施設 〔北海道理容美容専門学校、仙台理容美容専門学校、窪田理容美容専門学校、(財)豊成学園飯塚理容美容専門学校、専門学校香川理容美容アカデミー等・130〕	委託等	不詳	不詳										理容師名簿 〔昭和60年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター	委託等	1,844	5,800 〔9,000〕	理容師法施行令第3条第1号	不詳
美容師養成施設 〔北海道理容美容専門学校、仙台理容美容専門学校、窪田理容美容専門学校、(財)豊成学園飯塚理容美容専門学校、専門学校香川理容美容アカデミー等・266〕	委託等	不詳	不詳										美容師名簿 〔昭和60年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター	委託等	22,531	5,800 〔9,000〕	美容師法施行令第3条第1号	不詳
				清掃作業監督者講習 〔昭和55年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	他資格	979 〔978〕	35,000	講習機関が独自で決定	不詳							
				清掃作業監督者再講習 〔昭和58年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	919 〔919〕	22,000	講習機関が独自で決定	不詳							再講習

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
78	厚生労働省	厚38	空気環境測定実施者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
79	厚生労働省	厚39	空調給排水管理監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	292	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
80	厚生労働省	厚40	貯水槽清掃作業監督者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
81	厚生労働省	厚41	防除作業監督者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	482	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
82	厚生労働省	厚42	統括管理者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	296	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
83	厚生労働省	厚43	ダクト清掃作業監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
84	厚生労働省	厚44	ダクト清掃作業従事者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
85	厚生労働省	厚45	水道技術管理者 [昭和55年度]	水道法(昭和32年法律第177号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②学歴+実務経験 ③講習	—	—	—	—	—	—	—	—	

養成施設				講習							登録					更新方法				
養成施設名 [機関名・ 教]	実施形態	入所者数 [修了者 数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態		登録者数	登録料[登 録免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	空気環境測定実施者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経 験 ②実務 経験	454 [450]	90,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講 習
				空気環境測定実施者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	445 [445]	33,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳								
—	—	—	—	空調給排水管理監督者講習 [平成14年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	他資格	296 [292]	31,000	登録講 習機関 が独自 で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講 習
				空調給排水管理監督者再講習 [平成20年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	392 [392]	22,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳								
—	—	—	—	貯水槽清掃作業監督者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経 験 ②実務 経験	1,034 [1,031]	52,000	登録講 習機関 が独自 で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講 習
				貯水槽清掃作業監督者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	1,356 [1,355]	35,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳								
—	—	—	—	防除作業監督者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経 験 ②実務 経験	485 [482]	65,000	登録講 習機関 が独自 で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講 習
				防除作業監督者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	552 [551]	35,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳								
—	—	—	—	統括管理者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	他資格	297 [296]	45,000	登録講 習機関 が独自 で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講 習
				統括管理者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	396 [396]	36,000	講習機 関が独 自に決 定決定	不詳								
—	—	—	—	ダクト清掃作業監督者講習 [平成14年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経 験 ②実務 経験	36 [37] (修了者は再テスト者1名含む。)	56,000	登録講 習機関 が独自 で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講 習
				ダクト清掃作業監督者再講習 [平成20年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	75 [75]	35,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳								
—	—	—	—	ダクト清掃作業従事者研修 [平成14年度]	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講 習機関 が独自 で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講 習
—	—	—	—	水道技術管理者資格講習 [昭和33年度]	(社)日本水道協会	推薦等	資格付与	学歴	不詳	266,000	登録講 習機関 が独自 で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
86	厚生労働省	厚46	清掃作業従事者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
87	厚生労働省	厚47	貯水槽清掃作業従事者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
88	厚生労働省	厚48	排水管清掃作業監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
89	厚生労働省	厚49	排水管清掃作業従事者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
90	厚生労働省	厚50	防除作業従事者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
91	厚生労働省	厚51	食品衛生管理者 [昭和32年度]	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	—	必置	従事する営業施設に係る営業者 [選任]	なし	4,313	不詳	①他資格(医師等) ②学歴 ③学歴+実務経験+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
92	厚生労働省	厚52	製菓衛生師 [昭和41年度]	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)	—	名称独占等	都道府県知事 [免許の交付]	なし	159,929	5,190	試験	製菓衛生師試験 [昭和41年度]	都道府県知事	直轄	筆記試験	①学歴+養成施設 ②学歴+実務経験	7,622 [5,830]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳
93	厚生労働省	厚53	食鳥処理衛生管理者 [平成3年度]	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)	—	必置	都道府県知事 [届出]	なし	不詳	不詳	①他資格(獣医師) ②学歴 ③養成施設 ④講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
94	厚生労働省	厚54	薬剤師 [昭和35年度]	薬剤師法(昭和35年法律第146号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許の交付]	なし	不詳	不詳	試験+登録	薬剤師国家試験 [昭和35年度]	厚生労働大臣	直轄	不詳	学歴	6,720 [3,787]	6,800	薬剤師法施行令13条	(収入) 4,915 (支出) 1,632
95	厚生労働省	厚55	登録販売者 [平成20年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	業務独占	都道府県知事 [都道府県知事の登録を受ける]	なし	80,353	不詳	試験+登録	登録販売者試験 [平成20年度]	都道府県知事	直轄	筆記試験	①学歴 ②学歴+実務経験 ③実務経験 ④認定	44,788 [21,209]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
				清掃作業従事者研修 〔昭和55年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				貯水槽清掃作業従事者研修 〔昭和55年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				排水管清掃作業監督者講習 〔平成14年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経験 ②実務経験	285 〔278〕	45,000	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				排水管清掃作業監督者再講習 〔平成20年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	503 〔500〕	35,000	講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				排水管清掃作業従事者研修 〔平成14年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				防除作業従事者研修 〔昭和55年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
食品衛生管理者養成施設 〔日本獣医生命科学大学応用生命科学部食品科学科等・227〕	推薦等	不詳	不詳	食品衛生管理者資格認定講習会 〔昭和32年度〕	(社)日本食品衛生協会、(社)日本食肉加工協会、日本食品添加物協会等	推薦等	資格付与	学歴+実務経験	271 〔271〕 (平成19年度)	350,000 (平成19年度)	講習機関が独自に決定	(収入)9,485 (支出)9,725 (平成19年度)								
製菓衛生師養成施設 〔日本菓子専門学校等・118〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
食鳥処理衛生管理者養成施設 〔なし〕				食鳥処理衛生管理者講習会 〔平成3年度〕	(財)日本食品衛生協会、全国食鳥肉販売生活衛生同業組合連合会、(社)日本食鳥協会	推薦等	資格付与	①学歴 ②実務経験	16,276 〔525〕	60,000	講習機関が独自に決定	不詳								
													薬剤師名簿 〔昭和35年度〕	厚生労働大臣	直轄	11,343	0 〔30,000〕		不詳	
													登録販売者名簿 〔平成20年度〕	都道府県知事	直轄	80,353	不詳 〔—〕	地方公共団体が独自で決定	不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有 効 期 間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総 数	新 規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実 施 主 体	実 施 形 態	試 験 内 容 (筆 記・ 実 技 等)	受 験 資 格	受 験 者 数 [合 格 者 数]	受 験 料 (単 価)	設 定 根 拠	受 験 料 収 支 (万 円)
96	厚生労働省	厚56	向精神薬取扱責任者 [平成2年度]	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)	—	必 置	不詳	なし	不詳	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	厚生労働省	厚57	毒物劇物取扱責任者 [昭和25年度]	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	—	必 置	都道府県知事 [届出]	なし	79,890	4,892	①他資格(薬剤師) ②学歴 ③試験	毒物劇物取扱者試験 [不詳]	都道府県知事	直轄	筆記試験・実地試験	なし	19,498 [6,541]	不詳	不詳	不詳
98	厚生労働省	厚58	医療機器製造業の責任技術者 [平成17年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	必 置	都道府県知事 [認定]	なし	不詳	不詳	①学歴 ②講習 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	厚生労働省	厚59	医療機器販売営業管理者 [平成17年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	必 置	都道府県知事 [承認]	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②講習 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	厚生労働省	厚60	医療機器修理業者責任技術者 [平成17年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	必 置	都道府県知事 [認定]	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②講習 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	厚生労働省	厚61	社会福祉士 [昭和62年度]	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	—	名称 独占等	厚生労働大臣 [社会福祉士登録証を交付]	なし	129,050	19,817	試験+登録	社会福祉士 国家試験 [昭和62年度]	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	43,631 [11,989]	9,600	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条1項	(収入) 46,562 (支出) 48,409
102	厚生労働省	厚62	介護福祉士 [昭和62年度]	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	—	名称 独占等	厚生労働大臣 [介護福祉士登録証を交付]	なし	821,827	78,896	①養成施設+登録 ②試験+登録	介護福祉士 国家試験 [昭和62年度]	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	筆記試験・実技試験	①実務経験 ②学歴	153,811 [77,521]	12,500	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条2項	(収入) 205,511 (支出) 205,741
103	厚生労働省	厚63	難病ホームヘルパー [平成8年度]	難病特別対策推進事業実施要領(局長通知)	—	名称 独占等	都道府県知事及び政令指定都市市長 [修了証書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法				
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				医療機器製造業の責任技術者 〔平成17年度〕	(財)医療機器センター等	推薦等	資格付与	実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				継続研修 〔平成17年度〕	(社)日本ホームヘルス協会等	推薦等	更新要件の一部		不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				高度管理医療機器等の販売業又は貸業管理者の営業管理者の資格要件に係る講習会 〔平成16年度〕	(財)医療機器センター、(社)日本ホームヘルス機器協会、(財)総合健康推進財団九州事務局	推薦等	資格付与	実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				継続研修 〔平成17年度〕	(社)日本ホームヘルス協会等	推薦等	更新要件の一部		不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				医療機器修理業者の責任技術者の資格要件に係る講習 〔平成17年度〕	(財)医療機器センター、(財)総合健康推進財団九州事務局	推薦等	資格付与	実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
社会福祉士養成施設 〔専門学校日本福祉学院等・67〕	推薦等	6,146 〔不詳〕	不詳										社会福祉士登録簿 〔昭和62年度〕	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	129,050	4,050 〔15,000〕	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第14条	(収入)8,867 (支出)4,503		
介護福祉士養成施設 〔札幌社会福祉専門学校等・487〕	推薦等	12,548 〔不詳〕	不詳	介護技術講習 〔平成17年度〕	文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設の設置者(札幌社会福祉専門学校等)	委託等	試験(実技)免除	なし	不詳	不詳		不詳	介護福祉士登録簿 〔平成17年度〕	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	821,827	4,050 〔9,000〕	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第14条	(収入)31,828 (支出)23,457		
				難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 〔平成8年度〕	都道府県及び政令指定都市	直轄	資格付与	他資格(介護福祉士等)	不詳	500～1,800	難病特別対策推進事業実施要領	不詳									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
104	厚生労働省	厚64	介護支援専門員 [平成12年度]	介護保険法(平成9年法律第123号)	—	業務独占 都道府県知事 [介護支援専門員証の交付]	5	494,769	33,119	試験+講習+登録	介護支援専門員実務研修受講試験	都道府県知事	直轄	筆記試験	実務経験	—	140,277 [33,119]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳
105	厚生労働省	厚65	居宅介護従業者 [平成15年度]	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)	・1級 ・2級 ・3級	名称独占等 研修を行った者 [研修課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	厚生労働省	厚66	重度訪問介護従業者 [平成18年度]	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)	—	名称独占等 研修を行った者 [研修課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	厚生労働省	厚67	行動援護従業者 [平成17年度]	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)	—	名称独占等 研修を行った者 [研修課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	厚生労働省	厚68	福祉用具専門相談員 [平成12年度]	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)	—	名称独占等 福祉用具専門相談員 指定講習事業者 [講習の課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	介護支援専門員実務研修 [平成12年度]	都道府県知事	直轄	資格要件の一部	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	介護支援専門員資格登録簿	都道府県知事	直轄	不詳	不詳 [—]	地方公共団体が独自に決定	不詳	再講習
—	—	—	—	介護支援専門員更新研修 [平成18年度]	都道府県知事	直轄	更新要件の一部	—	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	・居宅介護従業者養成研修1級課程 [平成15年度] ・居宅介護従業者養成研修2級課程 [平成15年度] ・居宅介護従業者養成研修3級課程 [平成15年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	重度訪問介護従業者養成研修 [平成18年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	行動援護従業者養成研修 [平成15年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	福祉用具専門相談員指定講習 [平成12年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
109	厚生労働省	厚69	訪問介護員 [平成3年 度]	介護保険法(平成9年法律第123号)	・1級 ・2級 ・介護職員基礎研修	名称独占等	都道府県知事 [修了証書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	厚生労働省	厚70	受胎調節実地指導員 [昭和27年 度]	母体保護法(昭和23年法律第156号)	—	業務独占	都道府県知事 [指定証書の交付]	なし	65,240	470	①他資格(助産師等) ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111	厚生労働省	厚71	保育士 [昭和22年 度]	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	—	名称独占等	都道府県知事 [保育士証書の交付]	なし	1,805,147	41,947	①養成施設+登録 ②試験+登録	保育士試験 [平成16年 度]	都道府県知事	委託等	筆記試験・実技試験	①学歴 ②学歴+実務経験 ③実務経験	41,163 [5,204]	12,700	地方公共団体が独自で決定	不詳
112	厚生労働省	厚72	年金数理人 [昭和63年 度]	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)	—	名称独占等	不詳	なし	不詳	不詳	知識要件+実務経験等(省令で定める要件と同等以上の知識・経験を有すると認める場合を含む)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
113	厚生労働省	厚73	社会保険労務士 [昭和43年 度]	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)	・社会保険労務士 ・特定社会保険労務士	業務独占	全国社会保険労務士会連合会 [社会保険労務士証書の交付]	なし	不詳	(社会保険労務士) 不詳 (特定社会保険労務士) 1,082	○社会保険労務士: ①試験+実務経験又は講習+登録 ②試験免除+実務経験又は講習+登録 ③他資格(弁護士)+実務経験又は講習+登録 ○特定社会保険労務士 ①講習 ②試験 ③登録	社会保険労務士試験 [昭和43年 度]	全国社会保険労務士会連合会	委託等	筆記試験	○社会保険労務士: ①学歴 ②他試験(司法試験予備試験等) ③実務経験 ④他資格(行政書士) ⑤認定 ○特定社会保険労務士: 下位資格+講習	○社会保険労務士: 52,983 ○特定社会保険労務士: 1,644	○社会保険労務士: 9,000 ○特定社会保険労務士: 1,500	○社会保険労務士: 社会保険労務士法施行令第1条第1項 ○特定社会保険労務士: 社会保険労務士法施行令第2項	○社会保険労務士: (収入) 60,971 (支出) 73,675 ○特定社会保険労務士: (収入) 2,537 (支出) 4,146
114	厚生労働省	厚74	勤労青少年福祉推進者 [昭和45年 度]	勤労青少年福祉法(昭和45年法律第98号)	—	名称独占等	選任するのは、事業主[規定なし]	なし	不詳	不詳	①学歴+実務経験等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
				介護職員基礎研修 [平成18年度]	都道府県知事	委託等	資格要件の一部	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳								
				訪問介護員養成研修 [平成3年度]	都道府県知事	委託等	資格要件の一部	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳								
				認定講習 [昭和27年度]	(社)日本助産師会、(社)日本家族計画協会	推薦等	資格要件の一部	他資格(看護師等)	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳								
指定保育士養成施設 [東京保育専門学校等・583]	委託等	46,656 [36,743]	不詳										保育士登録簿 [平成15年度]	都道府県知事	直轄	58,623	4,200 [—]	地方公共団体が独自に決定	不詳	
													年金教理人名簿 [昭和63年度]	厚生労働大臣	直轄	19	0 [—]		(収入) 0 (支出) 0	
				○特定社会保険労務士・紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修(特別研修) [平成18年度]	全国社会保険労務士会連合会	委託等	受験資格要件	下位資格	1,370 [1,309]	85,000	講習機関が独自に決定	(収入) 11,832 (支出) 10,649	社会保険労務士名簿 [昭和43年度]	全国社会保険労務士会連合会	委託等	○社会保険労務士: 2,301  ○特定社会保険労務士: 1,121	30,000 [30,000]	登録機関が独自で決定	(収入) 8,098 (支出) 48,567	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
115	厚生労働省	厚75	ボイラー技士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	・特級 ・一級 ・二級	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	不詳	20,547	○特級ボイラー技士免許：①他資格(一級)+実務経験+試験、②学歴+試験 ○一級ボイラー技士免許：①他資格(二級)+実務経験+試験、②学歴+試験 ○二級ボイラー技士免許等：①試験	ボイラー技士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	○特級ボイラー技士： ①下位資格、 ②学歴+講習 ○一級ボイラー技士： ①下位資格、 ②学歴+講習 ○二級ボイラー技士： ①学歴+講習、②講習+実務経験、③講習	46,144 [23,586]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
116	厚生労働省	厚76	ボイラー溶接士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	・特別 ・普通	都道府県労働局長 [免許証の交付]	2	11,779	721	○特級ボイラー溶接士免許：試験 ○普通ボイラー溶接士免許：試験	ボイラー溶接士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	○特別ボイラー溶接士： 下位資格+実務経験 ○普通ボイラー溶接士： 実務経験	○特別： (学科) 165 [115] (実技) 135 [120] ○普通： (学科) 880 [552] (実技) 819 [495]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
117	厚生労働省	厚77	ボイラー整備士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	不詳	2,156	試験	ボイラー整備士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	①実務経験 ②その他(職業訓練)	3,817 [2,233]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
118	厚生労働省	厚78	クレーン・デリック運転士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	・限定なし ・クレーン限定 ・床上運転式限定	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	不詳	15,419	①試験 ②学科試験+講習	クレーン・デリック運転士免許試験 [昭和22年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	○限定なし： (学科) 1,136 [686] (実技) 240 [67] ○クレーン限定： (学科) 25,561 [14,210] (実技) 4,963 [2,484] ○床上運転式限定 (学科) 43 [43] (実技) 53 [53]	18,100 (学科： 7,000 実技： 11,100)	労働安全衛生法関係手数料令第3号	(収入) 142,406 (支出) 110,833
119	厚生労働省	厚79	移動式クレーン運転士 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	150,123	3,591	①試験 ②学科試験+講習	移動式クレーン運転士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	(学科) 4,778 [3,408] (実技) 673 [412]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
120	厚生労働省	厚80	揚貨装置運転士 [昭和37年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	11,525	470	①試験 ②学科試験+講習	揚貨装置運転士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	(学科) 689 [529] (実技) 465 [440]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833

養成施設			講習							登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許税] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)		
-	-	-	ボイラー実 技講習 [昭和37年 度]	(社)日本 ボイラ協 会、(社) ボイラ・ クレーン 安全協会 等	推 薦等	実 務 経 験 の 代 替	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	クレーン・ デリック運 転士実技教 習 [昭和37年 度]	(社)日本 クレーン 協会、 (財)港湾 労働安全 協会等	推 薦等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	12,150 [12,069]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	移動式ク レーン運転 実技教習 [昭和37年 度]	(社)日本 クレーン 協会、 (社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (財)産業 教育セン ター等	推 薦等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	3,185 [3,158]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	揚貨装置運 転士実技教 習 [昭和37年 度]	(社)日本 クレーン 協会等	推 薦等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	73 [72]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
121	厚生労働省	厚81	発破技士 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	業務独占	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	19,402	215	①試験 ②学歴+その他(実地修習)	発破技士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会、	委託等	筆記試験	①学歴+講習 ②実務経験 ③講習	403 [218]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
122	厚生労働省	厚82	潜水士 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	業務独占	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	不詳	4,984	試験	潜水士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	76 [58]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
123	厚生労働省	厚83	林業架線作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	13,376	340	①試験 ②学歴+実務経験 ③認定	林業架線作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	実務経験	207 [107]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
124	厚生労働省	厚84	ガス溶接作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	13,524	745	①試験 ②学歴	ガス溶接作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	①講習+実務経験 ②学歴 ③学歴+実務経験 ④その他(職業訓練指導員免許) ⑤その他(職業訓練)+実務経験 ⑥他資格(技能検定)+実務経験 ⑦試験+実務経験 ⑧認定	885 [709]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
125	厚生労働省	厚85	高圧室内作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	3,640	42	試験	高圧室内作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	実務経験	76 [58]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
126	厚生労働省	厚86	エックス線作業主任者 [昭和38年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	61,196	3,304	①試験 ②他資格(診療放射線技師等)	エックス線作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	6,269 [3,075]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
127	厚生労働省	厚87	ガンマ線透過写真撮影作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	8,528	484	①試験 ②他資格(診療放射線技師等)	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	423 [292]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
128	厚生労働省	厚88	特定第一種圧力容器取扱作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	不詳	不詳	他資格	—	—	—	—	—	—	—	—	—
129	厚生労働省	厚89	衛生管理者 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	・第1種 ・第2種	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	595,356	51,653	○第一種： ①試験、②学歴 ○第二種： 試験	衛生管理者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	○第1種 54,140 [26,821] ○第2種 31,299 [18,141]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
130	厚生労働省	厚90	木材加工用機械作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,383	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 推薦等	講習の位置付け 実務経験の短縮	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
-	-	-	発破実技講習 [不詳]	不詳	推薦等	実務経験の短縮	なし	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	木材加工用 機械作業主 任者技能講 習 [不詳]	林業・木 材製造業 労働災害 防止協会 等	推薦等	資格 取得 要件 の一 部	①業務 3年以 上従事 ②その他	1,392 [1,383]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
131	厚生労働省	厚91	プレス機械 作業主任者 [昭和46年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	6,107	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
132	厚生労働省	厚92	乾燥設備作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	7,380	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133	厚生労働省	厚93	コンクリー ト破砕器作 業主任者 [昭和50年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	48	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
134	厚生労働省	厚94	地山の掘削 及び土止め 支保工作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	11,051	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
135	厚生労働省	厚95	ずい道等の 掘削等作 業主任者 [昭和56年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	244	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
136	厚生労働省	厚96	ずい道等の 覆工作業 主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	178	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
137	厚生労働省	厚97	採石のため の掘削作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	238	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
138	厚生労働省	厚98	はい作業主 任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	10,028	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
139	厚生労働省	厚99	船内荷役作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	515	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
140	厚生労働省	厚100	型わく支保 工の組立 等作業主 任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,266	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
141	厚生労働省	厚101	足場の組立 等作業主 任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	42,464	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録 免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	プレス機械 作業主任者 技能講習 〔不詳〕	(社)東京 労働基 準協会連 合会、(社) 愛知労働 基 準協会、(社) 大阪労働 基 準協会、(財) 労働安全 衛生管理 協会、(社)広 島 県労働基 準協会、(社) 香川 労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 5年以上従 事 ②その 他	6,179 〔6,107〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	乾燥設備 作業主任者 技能講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 5年以上従 事 ②その 他	7,499 〔7,380〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	コンクリ ート破砕器 作業主任者 技能講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 2年以上従 事 ②その 他	48 〔48〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	地山の掘 削及び土 止め支保 工作業主 任者技能 講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	11,121 〔11,051〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ずい道等 の掘削作 業主任者 技能講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	245 〔244〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ずい道等 の覆工作 業主任者 技能講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	182 〔178〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	採石のた めの掘削 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	238 〔238〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	はい作業 主任者技 能講習 〔不詳〕	(社)総合 経営管 理協 会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	業務3 年以上従 事	10,174 〔10,028〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	船内荷役 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	(財)港湾 労働安 定協会、 港湾貨 物運 送事業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 4年以上従 事 ②その 他	517 〔515〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	型わく支 保工の組 立て等 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	5,314 〔5,266〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	足場の組 立て等 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	42,971 〔42,464〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
142	厚生労働省	厚102	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,146	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
143	厚生労働省	厚103	鋼橋架設等作業主任者 [平成4年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	313	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
144	厚生労働省	厚104	木造建築物の組立て等作業主任者 [昭和56年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,724	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
145	厚生労働省	厚105	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 [昭和56年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	2,273	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
146	厚生労働省	厚106	コンクリート橋架設等作業主任者 [平成4年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	359	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
147	厚生労働省	厚107	普通第一種圧力容器取扱作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	3,553	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
148	厚生労働省	厚108	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者 [昭和49年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,396	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
149	厚生労働省	厚109	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	26,882	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
150	厚生労働省	厚110	鉛作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,160	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)	
				建築物等の 鉄骨の組立 て等作業主 任者技能講 習 [不詳]	(財) 電 線建設技 術研究会 等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以 上従事 ②その 他	5,196 [5,146]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				鋼橋架設等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以 上従事 ②その 他	315 [313]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				木造建築物 の組立て等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以 上従事 ②その 他	5,781 [5,724]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				コンクリー ト造の工作 物の解体等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以 上従事 ②その 他	2,284 [2,273]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				コンクリー ト橋架設等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以 上従事 ②その 他	360 (359)	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				普通第一種 圧力容器取 扱作業主任 者技能講習 [不詳]	(社) 日 本ボイラ協 会、(社) ボイラー・ クレール 安全協会 等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	3,562 [3,553]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				化学設備開 係第一種圧 力容器取扱 作業主任者 技能講習 [不詳]	(社) 日 本ボイラ協 会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	業務5 年以上 従事	1,405 [1,396]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				特定化学物 質及び四ア ルギル等 作業主任者 技能講習 [不詳]	(財) 労 働安全衛 生管理協 会、(財) 日本産業 安全技能 教育協 会、(社) 東京労働 基準協会 連合会、 (社) 愛 知労働基 準協会、 (社) 大 阪労働基 準連合会、 建設業 労働災害防 止協会、 (社) 広 島労働基 準協会、 (財) 香 川労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	27,514 [26,882]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									
				鉛作業主任 者技能講習 [不詳]	(社) 東 京労働基 準連合会、 (社) 愛 知労働基 準協会、 (社) 大 阪労働基 準連合会、 (財) 労 働安全衛 生管理協 会、(社) 広島労働 基準協会 (社) 香 川労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	1,170 [1,160]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
151	厚生労働省	厚111	酸素欠乏危険作業主任者 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,463	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
152	厚生労働省	厚112	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 [不詳]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	44,278	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
153	厚生労働省	厚113	有機溶剤作業主任者 [昭和53年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	52,924	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
154	厚生労働省	厚114	石綿作業主任者 [不詳]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	9,645	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
155	厚生労働省	厚115	床上操作式クレーン運転技能講習修了者 [平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	38,778	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習							登録						更新方法		
養成施設名・ [機関名・ 数]	実施形態 入所者数 [修了者 数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数		登録料[登 録免許税] (単価)	設定 根拠
			酸素欠乏危 険作業主任 者技能講習 [不詳]	(社)産業 安全衛生 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	5,479 [5,463]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳							
			酸素欠乏・ 硫化水素危 険作業主任 者技能講習 [不詳]	不詳	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	45,001 [44,298]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳							
			有機溶剤作 業主任者技 能講習 [不詳]	(社)労働 安全衛生 協会、 (財)日本 産業技能 協会、(財) 労働技能 講習協会、 (社)東 京労働基 準協会連 合会、 (社)愛 知労働基 準協会、 (社)大 阪労働基 準協会連 合会、 建設業労 働災害防 止協会、 (社)広 島労働基 準協会、 (社)香 川労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	54,611 [52,924]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳							
			石綿作業主 任者技能講 習 [不詳]	(社)東京 労働基準 協会連 合会、 (社)愛 知労働基 準協会、 (社)大 阪労働基 準協会連 合会、 建設業労 働災害防 止協会、 (社)広 島労働基 準協会、 (社)香 川労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	9,824 [9,645]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳							
			床上操作式 クレーン運 転技能講習 [不詳]	(社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (社)日 本クレー ン協会、 (財)港 湾労働安 定協会、 (社)東 京労働基 準協会連 合会、小 野リ ース(株)、 大 阪特殊自 動車学 校、(社) 広島労働 基準協会、 港湾運 送事業 労働災害 防止協会 等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	39,126 [38,778]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳							

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
156	厚生労働省	厚116	小型移動式クレーン運転技能講習修了者 [平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	70,949	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
157	厚生労働省	厚117	ガス溶接技能講習修了者 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	98,933	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	小型移動式 クレーン運 転技能講習 [不詳]	(社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (社)日本 クレーン 協会、 (財)産業 教育セン ター、 (財)港湾 労働安定 協会、 (財)日本 産業技能 教習協 会、(財) 労働技能 講習協 会、(社) 東京労働 基準協会 連合会、 小野リー ス(株)、 建設業防 止協会、 大阪特殊 自動車学 校、(社) 広島県労 働基準協 会、港湾 貨物運送 事業労働 災害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	71,361 [70,949]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ガス溶接技 能講習 [不詳]	(社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (財)日本 溶接技術 セン ター、 (財)産業 教育セン ター、 (財)労働 安全衛生 管理協 会、(財) 日本産業 技能教習 協会、 (社)労働 技能講習 協会、 (社)東京 労働基準 協会連合 会、小野 リース (株)等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	101,957 [98,933]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
158	厚生労働省	厚118	フォークリフト運転技能講習修了者[昭和43年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	232,346	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
159	厚生労働省	厚119	ショベルローダー等運転技能講習修了者[昭和53年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	3,619	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
160	厚生労働省	厚120	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者[昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	38,222	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	フォークリフト運転技能講習 [不詳]	(社)ボイラ・クレーン安全協会、労務管理教育センター、(財)港湾労働安定協会、(財)日本産業技能教育協会、(社)労働技能講習協会、(社)建設荷役車両安全技術協会、(社)東京労働基準協会連合会、(財)愛知労働協会、小野リース(株)、大阪特殊自動車学校、(社)広島県労働基準協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	234,799 [232,346]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ショベルローダー等運転技能講習 [不詳]	陸上貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	3,646 [3,619]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 [不詳]	(社)ボイラ・クレーン安全協会、(財)日本産業技能教育センター、(財)日本産業技能教育協会、(社)労働技能講習協会、(財)愛知労働基準協会、小野リース(株)、建設労働災害防止協会、大阪特殊自動車学校、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	38,313 [38,222]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 性	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
161	厚生労働省	厚121	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者[昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	10,411	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
162	厚生労働省	厚122	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者[昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,049	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
163	厚生労働省	厚123	不整地運搬車運転技能講習修了者[平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,622	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
164	厚生労働省	厚124	高所作業車運転技能講習修了者[平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	54,207	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	車両系建設機械(解体用)運転技能講習 [不詳]	(社)ボイラ・クレーン安全協会、(財)産業教育センター、(財)日本産業技能教育協会、(財)日本産業技能講習協会、(財)労働技能講習協会、小野リース(株)、大阪特殊自動車学校等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	10,420 [10,411]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 [不詳]	(財)日本産業技能教育協会、(財)産業教育センター等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	1,052 [1,049]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	不整地運転車両運転技能講習 [不詳]	(財)産業教育センター、(社)建設荷役車両安全技術協会、小野リース(株)大阪特殊自動車学校等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	5,624 [5,622]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	高所作業車運転技能講習 [不詳]	(財)産業教育センター、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(社)労働技能講習協会、(社)建設荷役車両安全協会、(社)東京労働基準協会連合会、(社)大阪労働基準協会連合会、小野リース(株)、建設業労働災害防止協会、(株)大阪特殊自動車学校、(社)広島県労働基準協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	54,238 [54,207]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
165	厚生労働省	厚125	玉掛け技能講習修了者 [昭和34年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	185,893	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
166	厚生労働省	厚126	ボイラー取扱技能講習修了者 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	11,492	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
167	厚生労働省	厚127	労働安全コンサルタント [昭和48年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	名称独占等	厚生労働大臣 [登録証の交付]	なし	3,089	192	試験+登録	労働安全コンサルタント試験 [平成12年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・口述試験	①学歴+実務経験 ②他資格(技術士等) ③実務経験 ④講習+実務経験	(筆記) 851 [176] (口述) 178 [155]	24,700	労働安全衛生法関係手数料令第5号	(収入) 3,660 (支出) 14,509
168	厚生労働省	厚128	労働衛生コンサルタント [昭和48年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	名称独占等	厚生労働大臣 [登録証の交付]	なし	2,938	120	試験+登録	労働衛生コンサルタント試験 [平成12年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・口述試験	①学歴+実務経験 ②他資格(医師等) ③実務経験 ④他資格(作業環境測定士)+実務経験 ⑤講習	(筆記) 279 [93] (口述) 296 [148]	24,700	労働安全衛生法関係手数料令第5号	(収入) 36,605 (支出) 145,097
169	厚生労働省	厚129	作業環境測定士 [昭和50年度]	作業環境測定法(昭和50年法律第28号)	・第1種 ・第2種	業務独占	厚生労働大臣	なし	26,725	657	①試験+講習+登録 ②実務経験+登録 ③認定+登録 ④学歴+登録	作業環境測定士試験 [昭和50年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	①学歴+実務経験 ②その他(職業訓練)+実務経験 ③他資格(技能検定)+実務経験 ④実務経験 ⑤他資格(医師等) ⑥認定	2,815 [1,122]	11,800 ～ 13,900	作業環境測定士法施行令第3条第1項	(収入) 3,638 (支出) 8,110
170	厚生労働省	厚130	救護に関する技術的事項を管理する者 [昭和57年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	事業者[実務経験及び「厚生労働大臣が定める研修」の修了の有無を確認の上、選任]	なし	不詳	不詳	実務経験+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名・ [機関名・ 数]	実施形態	入所者数 [修了者 数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数		登録料[登 録免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)
				玉掛け技能講習 [不詳]	(社)産業教育センター、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(社)日本クレーン協会、(財)港湾労働安定協会、(財)日本産業技術協会、(社)労働技能講習協会、(社)東京労働基準協会連合会、小野リース(株)、建設業労働災害防止協会、殊大坂特許学校、(社)広島県労働基準協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	188,031 [185,893]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳								
				ボイラー取扱技能講習修了者技能講習 [不詳]	(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(財)労働安全衛生管理協会、(社)労働技能講習協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	11,969 [11,492]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳								
													労働安全コンサルタント名簿及び労働衛生コンサルタント名簿 [平成12年度]	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	委託等	192	30,000 [—]	労働安全衛生法関係手数料令第1条5項	(収入)955 (支出)919	
													労働安全コンサルタント名簿及び労働衛生コンサルタント名簿 [平成12年度]	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	委託等	120	30,000 [—]	労働安全衛生法関係手数料令第1条5項	(収入)955 (支出)919	
				作業環境測定士講習 [不詳]	(社)日本アイトソープ協会、(社)日本作業環境測定協会、(社)関西労働衛生技術センター、(財)労働科学研究所等	推薦等	資格要件の一部	①試験 ②他資格(医師等)	不詳	不詳	不詳	不詳	作業環境測定士名簿 [昭和60年度]	(社)日本作業環境測定協会	委託等	657	25,800 [第1種30,000 第2種15,000]	作業環境測定法施行令第3条4項	(収入)1,692 (支出)1,750	
				ずい道等救護技術管理者研修 [昭和57年度]	建設業労働災害防止協会	委託等	資格要件の一部	なし	11,239 (平成21年度まで)	146,000	指定法人が独自に決定	不詳								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験										
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)		
171	厚生労働省	厚131	安全管理者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	事業者[実務経験及び「厚生労働大臣が定める研修」の修了の有無を確認の上、選任]	なし	不詳	不詳	学歴+実務経験+講習等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
172	厚生労働省	厚132	衛生工学衛生管理者 [昭和41年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	不詳	857	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
173	厚生労働省	厚133	安全管理士 [昭和39年 度]	労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)	—	必置	労働災害防止協会[人事の発令]	なし	不詳	17	①学歴+実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
174	厚生労働省	厚134	衛生管理士 [昭和39年 度]	労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)	—	必置	労働災害防止協会[人事の発令]	なし	不詳	1	①他資格(医師等)+実務経験 ②学歴+実務経験 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
175	厚生労働省	厚135	技能士 [昭和34年 度]	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	機械保全、フラインナル・シランニング等136職種	名称独占等	厚生労働大臣、都道府県知事、指定試験機関[合格証書の交付]	なし	4,296,188	291,496	試験	技能検定試験[昭和34年度]	都道府県、指定試験機関(事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他のを目的としない法人)	直轄・委託	筆記試験・実技試験	実務経験(学歴、職業訓練修了又は他資格(職業訓練指導員免許取得)があれば必要な実務経験の期間が短縮される。)	746,053 [291,495]	○都道府県方式(次の金額を標準額として各都道府県で決定) 学科試験：3,100 実技試験：16,500 ○指定試験機関方式 実技試験にあっては29,900円、学科試験にあっては8,900円を超えない範囲で厚生労働大臣が決定	○都道府県方式：地方公共団体の標準に関する政令(平成12年政令第16号) ○指定試験機関方式：職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)、厚生労働大臣が定める手数料の金額(平成14年告示第213号)	不詳	
176	厚生労働省	厚136	職業訓練指導員 [昭和33年 度]	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	—	業務独占	都道府県知事[免許状の交付]	なし	不詳	不詳	①試験 ②学歴等	職業訓練指導員試験[不詳]	都道府県	直轄	不詳	①学歴 ②認定	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
177	厚生労働省	厚137	障害者職業生活相談員 [昭和51年 度]	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)	—	必置	(独)高齢・障害者雇用支援機構[学歴等要件を満たす者の資格自動付与制度]	なし	不詳	不詳	①講習 ②学歴 ③学歴+実務経験 ④実務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習									登録					更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 推薦等	講習の 位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
			安衛則第5 条第1号の 規定に基づ き厚生労働 大臣が定める 研修(安全 管理者選 任時研修) [平成18年 度]	不詳	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳								
			衛生工学衛 生管理者講 習[不詳]	不詳	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳								
			障害者職業 生活相談員 資格認定講 習[昭和52年 度]	(独)高 齢・障害 者雇用支 援機構	委託等	資格 取得 要件 の一部	職業生 活相談 員として 選任 が予 定 される 者等	4,157 [4,157]	0	障害者 職業生 活相談 員資格 認定講 習実施 要領	(収入) 0 (支出) 2,006								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
178	農林水産省	農01	農業協同組合監査士 [昭和29年度]	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)	—	必置	全国農業協同組合中央会 [選任]	なし	4,200	96	①試験+その他(実務補習)+実務試験+選任 ②他資格(公認会計士)+選任	農業協同組合監査士試験 [昭和29年度]	全国農業協同組合中央会	委託等	筆記試験	なし	460 [96]	25,000	農林水産大臣の承認した農業協同組合監査士資格試験規程に基づき決定	(収入) 1,185 (支出) 1,265
179	農林水産省	農02	水産業協同組合監査士 [昭和58年度]	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)	—	必置	漁業協同組合連合会(水産加工業協同組合連合会) [水産業協同組合監査士証の交付]	なし	541	16	①試験 ②実務経験+認定 ③認定	水産業協同組合監査士試験 [昭和58年度]	全国漁業協同組合連合会	委託等	筆記試験	なし	136 [16]	25,000	農林水産大臣の承認した水産業協同組合監査士試験規程に基づき決定	(収入) 288 (支出) 417
180	農林水産省	農03	森林組合監査士 [昭和53年度]	森林組合法(昭和53年法律第36号)	—	業務独占	全国森林組合連合会 [選任]	なし	551	27	試験+選任	森林組合監査士試験 [昭和53年度]	全国森林組合連合会	委託等	筆記試験	なし	63 [27]	15,000	農林水産大臣の承認した森林組合監査士試験規程に基づき決定	(収入) 77 (支出) 112
181	農林水産省	農04	獣医師 [明治18年度]	獣医師法(昭和24年法律第186号)	—	業務独占	農林水産大臣 [免状の交付]	なし	35,028	988	試験+登録	獣医師国家試験 [昭和24年度]	獣医事審議会	直轄	筆記試験	①学歴 ②学歴+その他(外国での獣医師)+認定 ③試験	1,361 [1,111]	13,900	獣医師法施行令第1条第2項	(収入) 1,892 (支出) 不詳
182	農林水産省	農05	家畜人工授精師 [昭和25年度]	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)	—	業務独占	・家畜人工授精 ・家畜体内受精卵移植 ・家畜体外受精卵移植	なし	74,203	916	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
183	農林水産省	農06	家畜商 [昭和24年度]	家畜商法(昭和24年法律第208号)	—	業務独占	都道府県知事 [家畜商名簿への登録]	なし	46,883	321	講習+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
184	農林水産省	農07	調教師(中央競馬) [昭和29年度]	競馬法(昭和23年法律第158号)	—	業務独占	日本中央競馬会 [調教師免許証の交付]	1	214	6	試験	調教師免許試験(中央競馬) [昭和29年度]	日本中央競馬会	委託等	○新規・第一次試験：筆記試験・身体検査 ・第二次試験：口頭試験・人物検査	年齢	○新規：98 [6] ○更新：213 [213]	0	—	(収入) 0 (支出) 44

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
													獣医師名簿 [昭和2年 度]	農林水産 大臣	直轄	988	2,000 [30,000]	獣医師 法施行 規則第 1条	(収入) 198 (支出) 不詳		
				・家畜人工授精に関する講習会 [昭和25年度] ・家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会 [昭和25年度] ・家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会 [昭和25年度]	都道府県又は農林水産大臣の指定する者(帯広畜産大学、(財)鯉湖学園等)	委託等	資格付与	なし	1,586	不詳	講習機関が独自で決定	不詳									
				家畜商講習会 [昭和37年度]	都道府県	直轄	資格付与	なし	686 [686]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	家畜商名簿 [昭和24 年度]	都道府県知事	直轄	321	不詳 [—]	地方公共団体が独自に決定	不詳		

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
185	農 林 水 産 省	農 08	調教師(地 方競馬) [昭和37年 度]	競馬法 (昭和23 年法律 第158 号)	—	業 務 独 占	地方競 馬全 国協 会 [免許 証の 交付]	1	578	18	試験	調教師免許 試験(地方 競馬) [昭和37年 度]	地方競馬 全 国協 会	委 託 等	○新規: 身体検 査・筆 記試 験・面 接試 験・実 技試 験  ○継続: 身体検 査・筆 記試 験・面 接試 験・筆 記試 験	年齢	○新規: 71 [18] ○継続: 593 [583]	0	—	(収入) 0 (支出) 33
186	農 林 水 産 省	農 09	騎手(中央 競馬) [昭和29年 度]	競馬法 (昭和23 年法律 第158 号)	—	業 務 独 占	日本中 央競 馬会 [免許 証の 交付]	1	155	5	試験	騎手免許試 験(中央競 馬) [昭和29年 度]	日本中央 競馬会	委 託 等	○新規 ・第一 次試験 筆記試 験・実 技試 験・体 力測定 ・第二 次試験 口頭試 験・実 技試 験・身 体検 査・人 物考 査  ○更新 口頭試 験・身 体検 査・人 物考 査	年齢	○新規: 14 [5] ○更新: 160 [160]	0	—	(収入) 0 (支出) 5
187	農 林 水 産 省	農 10	騎手(地方 競馬) [昭和37年 度]	競馬法 (昭和23 年法律 第158 号)	—	業 務 独 占	地方競 馬全 国協 会 [免許 証の 交付]	1	339	15	試験	騎手免許試 験(地方競 馬) [昭和37年 度]	地方競馬 全 国協 会	委 託 等	○新規: 身体検 査・筆 記試 験・面 接試 験・実 技試 験  ○継続: 身体 検 査・身 体 検 査・筆 記試 験・面 接試 験	年齢	○新規: 22 [15] ○継続: 330 [328]	0	—	(収入) 0 (支出) 17
188	農 林 水 産 省	農 11	飼料製造管 理者 [昭和50年 度]	飼料の 安全 性の 確保 及び 品質 の改 善に 関 する 法 律(昭 和28 年法 律第 35 号)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	①他資格(獣 医師等) ②学歴 ③実務経験 +講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
189	農 林 水 産 省	農 12	土地改良換 地士 [昭和47年 度]	土地改 良法(昭 和24 年法 律第 195 号)	—	業 務 独 占	農林水 産大 臣 [合格 証書 の 交付]	なし	3,710	20	試験	土地改良換 地士資格試 験 [昭和47年 度]	農林水産 大 臣	直 轄	筆記試 験	なし	164 [20]	6,500	土地改 良法 施行 規則 第43 条の 2の 3第 3 項	(収入) 107 (支出) 232
190	農 林 水 産 省	農 13	普及指導員 [昭和27年 度]	農業改 良助 長法(昭 和23 年法 律第 165 号)	—	必 置	農林水 産大 臣 [合格 証書 の 交付]	なし	不詳	153	①試験 ②学歴+実 務経験	普及指導員 資格試験 [昭和27年 度]	農林水産 大 臣	直 轄	書類審 査・筆 記試 験・口 述試 験	①学歴+実務 経験 ②実務経験	391 [153]	0	—	(収入) 0 (支出) 532

養成施設			講習									登録					更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の 位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)	
				飼料製造管理 者資格取得 講習会 [昭和50年 度]	(独)農林 水産消費 安全技術 センター	委託 等	資格 付与	なし	108 [108]	65,000	実施主 体が独 自に設 定	(収入) 702 (支出) 570									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与 方法	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
191	農林水産省	農14	林業普及指導員 [昭和26年度]	森林法(昭和26年法律第249号)	—	必置	農林水産大臣 [合格証書の交付]	なし	不詳	193	①試験 ②学歴+実務経歴	林業普及指導員資格試験 [昭和26年度]	農林水産大臣	直轄	筆記試験・口述試験	学歴+実務経歴	320 [193]	0	—	(収入) 0 (支出) 136
192	農林水産省	農15	水産業普及指導員 [昭和28年度]	水産関係地方公共団体交付金等実施要領(事務次官依命通知)	—	必置	農林水産大臣 [合格証書の交付]	なし	不詳	40	①試験 ②学歴+実務経歴	水産業普及指導員資格試験 [昭和28年度]	農林水産大臣	直轄	書類審査・筆記試験・口述試験	学歴+実務経歴	43 [40]	0	—	(収入) 0 (支出) 44
193	経済産業省	経01	情報処理技術者 [昭和44年度]	情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)	—	名称独占等	経済産業大臣 [合格証書の交付]	なし	1,780,337	145,836	試験	情報処理技術者試験 [昭和45年度]	(独)情報処理推進機構	委託等	筆記試験	なし	440,324 [145,836]	5,100	情報処理の促進に関する法律施行令第2条	(収入) 313,061 (支出) 313,507
194	経済産業省	経02	弁理士 [明治32年度]	弁理士法(平成12年法律第49号)	—	業務独占 ・弁理士 ・特定侵害訴訟代理業務の付記	日本弁理士会 [登録簿に登録]	なし	8,148	529	○弁理士: ①試験+講習+登録 ②弁理士資格+講習+登録 ③実務経歴+講習+登録 ○特定侵害訴訟代理業務の付記試験+登録	・弁理士試験 [明治32年度] ・特定侵害訴訟代理業務試験 [平成14年度]	工業所有権審議会	直轄	○弁理士: 筆記試験・口述試験 ○特定侵害訴訟代理業務試験: 筆記試験	○弁理士: なし ○特定侵害訴訟代理業務試験: 講習	○弁理士: 9,517 [813] ○特定侵害訴訟代理業務試験: 346 [192]	○弁理士: 12,000 ○特定侵害訴訟代理業務試験: 7,200	弁理士法施行令第2条	○弁理士 (収入) 12,461 (支出) 8,750 ○特定侵害訴訟代理業務試験 (収入) 264 (支出) 905
195	経済産業省	経03	砂利採取業務主任者 [昭和43年度]	砂利採取法(昭和43年法律第74号)	—	必置	都道府県知事 [合格証書の交付]	なし	81,558	289	※総数は、①試験合格者 ②都道府県知事が試験合格者と同等以上の知識等を有すると認められた者の合計人数。一部の県において、この内訳人数が不明のため、両者合計人数を記載。	砂利採取業務主任者試験 [昭和43年度]	各都道府県知事	直轄	筆記試験	なし	847 [289]	7,600円～ 8,200円	地方公共団体が独自で決定	不詳
196	経済産業省	経04	採石業務管理者 [昭和46年度]	採石法(昭和25年法律第291号)	—	必置	都道府県知事 [合格証書の交付]	なし	42,273	394	試験	採石業務管理者試験 [昭和46年度]	都道府県知事	直轄	筆記試験	なし	1,293 [394]	8,000～ 8,200 (電子申請の場合 7,800の地方公共団体有り)	地方公共団体が独自で決定	不詳

養成施設			講習									登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				能力担保研修 [平成14年 度]	日本弁理 士会	委託等	受験資格 取得要件の 一部		238 [236]	200,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 4,760 (支出) 5,154	弁理士登 録簿 [明治32 年度]	日本弁理 士会	委託等	○弁理 士： 529  ○特定侵 害訴訟代 理業務： 200	○弁理士 ： 48,000 [60,000]	登録機 関が独 自で決 定	○弁理士 (収入) 2,539 (支出) 2,635  ○特定侵 害訴訟代 理業務 (収入) 136 (支出) 138		
				継続研修 [平成20年 度]	日本弁理 士会	委託等	義務		1,311 [1,161]	0		(収入) 0 (支出) 24,370					○特定侵 害訴訟代 理業務： 6,800 [60,000]				

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
197	経済産業省	経05	航空工場検査員 [昭和27年度]	航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)	・航空機用原動機用プロペラ ・回転翼 ・降着装置 ・発電機 ・空気調和装置用機器 ・飛行指示制御装置 ・統合表示装置 ・航法用電子計算機 ・レーザージャイロ装置 ・回転翼用トランスミッション ・ガスタービン発動機制御装置	業務独占	経済産業大臣[航空工場検査員国家試験の合格証の交付]	なし	3,150	130	試験	航空工場検査員国家試験 [昭和27年度]	経済産業大臣	直轄	筆記試験	なし	396 [130]	8,000	航空機製造事業法施行令第5条	(収入) 357 (支出) 188
198	経済産業省	経06	計量士 [平成26年度]	計量法(平成26年法律第51号)	・環境計量士(濃度関係) ・環境計量士(騒音・振動関係) ・一般計量士	名称独占等	経済産業大臣[登録]	なし	29,651 (平成22年3月現在)	876	○環境計量士(濃度関係)： 試験+実務経歴、講習等+登録 ○環境計量士(騒音・振動関係)： 試験+実務経歴、講習等+登録； ○一般計量士 試験+実務経歴	計量士国家試験 [昭和26年度]	経済産業大臣	直轄	筆記試験	なし	7,266 [1,169]	8,500	計量士法関係手数料令第1条	(収入) 9,352 (支出) 不詳
199	経済産業省	経07	高圧ガス製造保安責任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	・甲種化学責任者免状 ・甲種機械責任者免状 ・乙種化学責任者免状 ・乙種機械責任者免状 ・丙種化学責任者免状 ・第一種冷凍機械責任者免状 ・第二種冷凍機械責任者免状 ・第三種冷凍機械責任者免状	必置	経済産業大臣及び都道府県知事[免状の交付]	なし	390,022 (昭和62年度からの累計)	17,814	試験	高圧ガス製造保安責任者試験 [昭和61年度]	経済産業大臣、都道府県知事	委託等	筆記試験	なし	38,508 [17,814]	・12,400～ 13,000  ・7,900～ 9,000	・高圧ガス保安法関係手数料令第2条  ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令	(収入) 37,876 (支出) 53,965 (支出は、高圧ガス製造保安責任者試験、高圧ガス販売主任者試験、液化石油ガス設備士試験全ての費用並びに免状交付に係るものを含む。)
200	経済産業省	経08	液化石油ガス設備士 [昭和53年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	液化石油ガス設備士	業務独占	都道府県知事[試験に合格等]	5(初回のみ3年間)	不詳	不詳	①試験 ②講習 ③養成施設	液化石油ガス設備士試験 [昭和53年度]	高圧ガス保安協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	1,222 [433]	20,700	地方公共団体が独自で決定	(収入) 2,650 (支出) 53,965

養成施設			講習								登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)		
			・国家試験 コース関係 [昭和27年 度] ・資格認定 コース関係 [昭和27年 度]	(独)産業 技術総合 研究所	委託等	○計量講習 資格取得要件の 一部条件  ○計量教習 資格取得要件の 一部条件	なし	496 [496]	57,700 ～ 209,800	計量法 施行規 則第 132条	(収入) 4,334 (支出) 不詳	計量士登 録簿 [昭和26 年度]	経済産業 大臣	直轄	876	0 [30,000]		0 (登録免許 税収入): 2,628 (支出) 不詳			
			・製造保安 責任者試験 (甲種化学 講習、甲種 機械講習、 乙種化学講 習、乙種機 械講習、丙 種化学、液 石講習、丙 種化学特別 講習、第一 種冷凍機械 講習、第二 種冷凍機械 講習、第三 種冷凍機械 講習) [昭和39年 度]	高圧ガス 保安協会、 指定 講習機関	委託等	試験科目の 一部免除	なし	21,812 [10,484]	15,700 ～ 21,100	講習機 関が独 自で決 定(高 圧ガス 保安協 会が経 済産業 大臣の 認可を 受け決 定)	(収入) 41,167 (支出) 100,137 は、製造 保安責 任者、 高圧ガ ス販売 主任者、 高圧ガ ス移動 監視者、 特定 高圧ガ ス取扱 主任者 等の講 習の実 施費用 の合計										
液化石油ガス 整備士養成 施設 [北海道立 室蘭高等技 術専門学校 等、43]	委託等	不詳 [840]	0 ～ 315,000	液化石油ガス 設備士 [昭和53年 度]	高圧ガス 保安協会	委託等	資格付与	なし	5,856 [3,096]	26,600	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 12,703 (支出) 100,137									再講習
				液化石油ガス 設備士 [昭和53年 度]	高圧ガス 保安協会	委託等	義務	—	27,134 [27,131]	4,700	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 12,896 (支出) 100,137									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
201	経済産業省	経09	エネルギー管理士 [昭和54年度]	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)	—	必置	経済産業大臣 [免状の交付]	なし	53,531	6,184	①試験+実務経験 ②実務経験+講習+認定	エネルギー管理士試験 [昭和54年度]	(財)省エネルギーセンター	委託等	筆記試験	なし	12,034 [3,719]	18,600 (一部課目免除の場合 10,000)	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第33条	(収入) 25,065 (支出) 18,100
202	経済産業省	経10	電気主任技術者 [昭和40年度]	電気事業法(昭和39年法律第170号)	・第1種電気主任技術者 ・第2種電気主任技術者 ・第3種電気主任技術者	必置	経済産業大臣 [免状の交付]	なし	306,271	6,128	○第1種: ①試験、②認定  ○第2種: ①試験、②認定  ○第3種: ①試験、②認定	電気主任技術者試験 [昭和40年度]	(財)電気技術者試験センター	委託等	筆記試験	なし	75,784 [4,881]	5,200 ~ 12,800	電気事業法関係手数料規則	—
203	経済産業省	経11	電気工事士 [昭和35年度]	電気工事法(昭和35年法律第139号)	・第1種 ・第2種	業務独占	経済産業大臣(都道府県知事が交付) [免状の交付]	なし	2,376,929	64,203	○第1種: ①試験、②認定  ○第2種: ①試験、②養成施設、③認定	電気工事士試験 [昭和35年度]	(財)電気技術者試験センター	委託等	筆記試験・実技試験	なし	167,901 [69,424]	9,600 ~ 11,300	電気工事士法施行令第13条	—
204	経済産業省	経12	ガス主任技術者 [昭和29年度]	ガス事業法(昭和29年法律第51号)	・甲種 ・乙種 ・丙種	必置	経済産業大臣 [免状の交付]	なし	54,954	1,536	①試験+選任 ②実務経験+選任	ガス主任技術者試験 [昭和29年度]	(財)日本ガス機器検査協会	委託等	筆記試験	なし	8,147 [1,714]	12,700	ガス事業法関係手数料第1項	(収入) 12,645 (支出) 13,155
205	経済産業省	経13	ガス消費機器設置工事監督者 [昭和54年度]	特定ガス消費機器設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号)	—	必置	独立行政法人製品評価技術基盤機構 [資格者証の交付]	3	36,340	1,503	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
206	経済産業省	経14	火薬類取扱保安責任者 [昭和25年度]	火薬類取扱保安責任者法(昭和25年法律第149号)	・甲種火薬類取扱保安責任者免状 ・乙種火薬類取扱保安責任者免状	必置	都道府県知事 [試験に合格]	なし	335,686	2,059	試験	火薬類取扱保安責任者試験 [昭和61年度]	(社)全国火薬類保安協会	委託等	筆記試験	—	4,005 [2,131]	17,000	地方公共団体の手数料の標準に関する政令	(収入) 7,152 (支出) 7,152

養成施設			講習								登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 推薦等	講習の位置付け 資格要件の一部	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)		
			エネルギー 管理研修 [昭和54年 度]	(財)省エ ネルギー センター	推薦等	資格要件の一部	実務経 験	1,907 [1,004]	70,000 (一部課 目免除の 場合 50,000)	講習機 関が独 自に決 定(国 に届 出:エ ネル ギー管 理士の 試験及 び免状 の交付 に關す る規則 第15 条)	(収入) 13,231 (支出) 15,508										
電気工事士 養成施設 [北海道立 帯広高等技 術専門学院 等・ 122]	推薦等	不詳	不詳																		
			・資格講習 [昭和54年 度] ・認定講習 [昭和54年 度]	(独)製品 評価技術 基盤機構 ((財)日本 ガス機器 検査協会)	委託等	資格 講習: 資格付 与 認定 講習: 資格取 得要件 の一部	①他資 格(ガス 主任技 術者等) ②他資 格(液化 石油ガ ス設備 士等)+ 実務経 験	○資格講 習: 1,174 [1,158] ○認定講 習: 359 [359]	14,100 ~ 26,700	○資格 講習: 特定ガ ス消費 機器設 置工事 の監督 に關す る法律 施行令 第2条  ○認定 講習: 講習機 関が独 自に決 定	(収入) 3,641 (支出) 12,314									再講 習	
			再講習 [昭和54年 度]	(独)製品 評価技術 基盤機構 ((財)日本 ガス機器 検査協会)	委託等	更新 要件		8,943 [8,943]	12,000	特定ガ ス消費 機器設 置工事 の監督 に關す る法律 施行令 第2条	(収入) 10,732 (支出) 12,314										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
207	経済産業省	経15	火薬類製造 保安責任者 [昭和25年 度]	火薬類 取締法 (昭和25 年法律 第149号)	・甲種火 薬類製造 保安責任 者免状 ・乙種火 薬類製造 保安責任 者免状 ・丙種火 薬類製造 保安責任 者免状	必置	甲種、 乙種； 経済産 業大臣 丙種； 都道府 県知事 [試験 に合格]	なし	9,812	69	試験	火薬類製造 保安責任者 試験 [昭和61年 度]	(社)全国 火薬類保 安協会	委託等	筆記試験	—	267 [71]	・25,900  ・17,000	・火薬 類取締 法施行 令第1 1条  ・地方 公共団 体の手 数料の 標準に 関する 政令	(収入) 642 (支出) 7,152
208	経済産業省	経16	競輪選手 [昭和23年 度]	自転車 競技法 (昭和23 年法律 第209号)	—	業務独 占	(財)競 輪振興 法人 (財団法 人J K A) [選手 登録証 の交付]	2	3,488	125	試験＋登録	競輪選手 [昭和23年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	年齢	144 [125]	4,500	試験機 関が独 自で決 定 (競輪 に係る 業務の 方法に 関する 規程)	(収入) 65 (支出) 67
209	経済産業省	経17	競輪審判員 [昭和27年 度]	自転車 競技法 (昭和23 年法律 第209号)	—	業務独 占	(財)競 輪振興 法人 (財団法 人J K A) [審判 員登録 証の交 付]	3	782	10	試験＋登録	競輪審判員 [昭和27年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	年齢	10 [10]	4,600	試験機 関が独 自で決 定 (競輪 に係る 業務の 方法に 関する 規定)	(収入) 5 (支出) 9
210	経済産業省	経18	小型自動車 競走選手 [昭和25年 度]	小型自 動車競 走法(昭 和25年 法律第 208号)	—	業務独 占	(財)競 輪振興 法人 (財団法 人J K A) [選手 登録証 の交 付]	2	467	1	試験＋登録	小型自動車 競走選手 [昭和25年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	①年齢 ②講習	0 [1]	10,500	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 0 (支出) 0
211	経済産業省	経19	小型自動車 競走審判員 [昭和32年 度]	小型自 動車競 走法(昭 和25年 法律第 208号)	—	業務独 占	(財)小 型自動 車競走 振興法 人(財団 法人J K A) [審判 員登録 証の交 付]	3	207	13	試験＋登録	小型自動車 競走審判員 [昭和32年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	①年齢 ②講習	13 [13]	10,500 ～ 14,028	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 10 (支出) 10
212	経済産業省	経20	ダム水路主 任技術者 [昭和40年 度]	電気事 業法(昭 和39年 法律第 170号)	・第1種 ダム水 路主任 技術者 ・第2種 ダム水 路主任 技術者	必置	経済産 業大臣 [免状 の交 付]	なし	10,285	154	〇第一種ダム 水路主任 技術者：実 務経験  〇第二種ダム 水路主任 技術者：実 務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—
213	経済産業省	経21	ボイラー・ タービン主 任技術者 [昭和40年 度]	電気事 業法(昭 和39年 法律第 170号)	・第1種 ボイラ ー・ター ビン主 任技術 者 ・第2種 ボイラ ー・ター ビン主 任技術 者	必置	経済産 業大臣 [免状 の交 付]	なし	15,086	331	〇第一種ボ イラー・ タービン 主任技 術者：実 務経験  〇第二種ダム 水路主任 技術者：実 務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—
214	経済産業省	経22	公害防止主 任管理者※ [昭和46年 度] <環境省 (316)と共 管>	特定工 場にお ける公 害防止 組織の 整備に 関する 法律(昭 和46年 法律第 107号)	—	必置	指定試 験機関 、登録 講習機 関 [合格 証書の 交付、 講習修 了証書 の交 付]	なし	12,961	49	①試験 ②講習	公害防止管 理者等 国家 試験 [昭和61年 度]	(社)産業 環境管理 協会	委託等	筆記試験	なし	136 [39]	6,800	特定工 場にお ける公 害防止 組織の 整備に 関する 法律施 行令第 13条	(収入) 22,552 (支出) 23,068 ※「公害 防止主 任管理 者」及 び「公 害防止 管 理者」 を 合 わ せ た も の。

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
													競輪選手 [昭和23 年度]	競輪振興 法人((財) J K A)	委託等	125	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	登録	
													競輪審判員 [昭和27 年度]	競輪振興 法人((財) J K A)	委託等	10	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	検定	
													小型自動車 競走選手 [昭和25 年度]	小型自動車 競走振興法 人((財) J K A)	委託等	1	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	登録	
													小型自動車 競走審判員 [昭和32 年度]	小型自動車 競走振興法 人((財) J K A)	委託等	13	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	検定	
				公害防止管 理者等資格 認定講習 [昭和46年 度]	(社)産業 環境管理 協会	推薦等	資格付与	学歴+ 実務経 験	12 [10]	35,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 7,233 (支出) 7,458 ※「公害 防止主任 管理者」 及び「公 害防止管 理者」を 合わせた もの。									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
215	経済産業省	経23	公害防止管理者※ [昭和46年度] <環境省(317)と共管>	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)	・大気関係第1、2、3、4種 ・水質関係第1、2、3、4種 ・騒音・振動関係 ・特定粉じん関係 ・一般粉じん関係 ・ダイオキシン類関係	必置 指定試験機関、登録講習機関[合格証書の交付、講習修了証書の交付]	なし	564,763	9,195	①試験 ②講習	公害防止管理者等国家試験 [昭和61年度]	(社)産業環境管理協会	委託等	筆記試験	なし	29,301 [6,407]	6,400 ～ 6,800	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第13条	(収入) 22,552 (支出) 23,068 ※「公害防止管理者」及び「公害防止管理者」を合わせたもの。
216	経済産業省	経24	高圧ガス販売主任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	・第一種販売主任者 ・第二種販売主任者	必置 都道府県知事[免状の交付]	なし	178,370 (昭和62年度からの累計)	8,963	試験	高圧ガス販売主任者試験 [昭和61年度]	都道府県知事	委託等	筆記試験	なし	12,124 [8,963]	5,500 ～ 7,600	地方公共団体の手数料に関する政令	(収入) 7,729 (支出) 53,965 (支出は、高圧ガス製造保安責任者試験、高圧ガス販売主任者試験、液化石油ガス設備士試験全ての費用並びに免状交付に係るものを含む。)
217	経済産業省	経25	高圧ガス移動監視者 [昭和40年度]	一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)	—	必置 高圧ガス保安協会(高圧ガス保安協会の行う講習の受講によるもの) [修了証の交付]	なし	約75,000	1,223	①他資格(甲種化学責任者、乙種化学責任者、丙種化学責任者、甲種機械責任者又は乙種機械責任者) ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
218	経済産業省	経26	特定高圧ガス取扱主任者 [昭和44年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)	—	必置 高圧ガス保安協会(高圧ガス保安協会の行う講習の受講によるもの) [修了証の交付]	なし	約63,000	1,339	①実務経験 ②講習+実務経験 ③学歴+実務経験 ④他資格(甲種化学責任者、乙種化学責任者、丙種化学責任者、甲種機械責任者、乙種機械責任者又は第一種販売主任者)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録					更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
			公害防止管理者等資格 認定講習 [昭和46年度]	(社)産業環境管理 協会 (社)日本 砕石協会	推薦等	資格 付与	①技術 資格 ②学歴 +実務 経験	3,026 [2,465] 【(社)産 業環境管 理協会】  416 [323] 【(社)日 本砕石協 会】	14,000 ～ 31,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 7,233 (支出) 7,458 【(社)産 業環境管 理協会】 ※「公害 防止主任 管理者」 及び「公 害防止管 理者」を 合わせた もの。  (収入) 1,040 (支出) 1,040 【(社)日 本砕石協 会】							
			販売主任者 試験(第一 種販売講習、第二種 販売講習) [昭和39年 度]	高圧ガス 保安協 会、指 定講 習機 関	委託等	試験 科目 の一部 免除	なし	5,682 [3,722]	12,500 ～ 13000	高圧ガ ス保安 協会が 経済産 業大臣 の認可 を受け 決定	(収入) 7,429 (支出) 100,137 (支出) 100,137 は、製 造保安 責任者 、高圧 ガス販 売主任 者、高 圧ガス 移動監 視者、 特定高 圧ガス 取扱主 任者等 の講習 の実施 費用の 合計)							
			高圧ガス移 動監視者 [昭和40年 度]	高圧ガス 保安協 会	委託等	資格 付与	なし	1,440 [1,223]	10,600 ～ 11,400	高圧ガ ス保安 協会が 経済産 業大臣 の認可 を受け 決定	(収入) 1,673 (支出) 100,137 (支出) 100,137 は、製 造保安 責任者 、高圧 ガス販 売主任 者、高 圧ガス 移動監 視者、 特定高 圧ガス 取扱主 任者等 の講習 の実施 費用の 合計)							
			特定高圧ガ ス取扱主 任者 [昭和44年 度]	高圧ガス 保安協 会	委託等	資格 付与	なし	1,468 [1,339]	10,600	高圧ガ ス保安 協会が 経済産 業大臣 の認可 を受け 決定	(収入) 1,580 (支出) 100,137 (支出) 100,137 は、製 造保安 責任者 、高圧 ガス販 売主任 者、高 圧ガス 移動監 視者、 特定高 圧ガス 取扱主 任者等 の講習 の実施 費用の 合計)							

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
219	経済産業省	経27	作業監督者 (鉱山保安 法に基づく) [平成16年 度]	鉱山保安 法(昭和24 年法律第70 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	3,521	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
220	経済産業省	経28	作業監督者 (深海底鉱 業暫定措置 法に基づく) [平成16年 度]	深海底鉱 業暫定措置 法(昭和57 年法律第64 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	0	0	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
221	経済産業省	経29	保安管理者 (鉱山保安 法に基づく) [平成16年 度]	鉱山保安 法(昭和24 年法律第70 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	374	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
222	経済産業省	経30	保安管理者 (深海底鉱 業暫定措置 法に基づく) [平成16年 度]	深海底鉱 業暫定措置 法(昭和57 年法律第64 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	0	0	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
223	経済産業省	経31	特種電気工 事資格者 [昭和63年 度]	電気工事 法(昭和35 年法律第139 号)	・ネオン 工事 ・非常用 予備発電 装置工事	業 務 独 占	経済産 業大臣 [資格 認定証の 交付]	なし	59,235	552	○ネオン工 事： 他資格(電気 工事士)+実 務経験+講 習  ○非常用予 備発電装置 工事： 他資格(電気 工事士)+実 務経験+講 習	—	—	—	—	—	—	—	—	
224	経済産業省	経32	認定電気工 事従事者 [昭和62年 度]	電気工事 士法(昭和35 年法律第139 号)	—	業 務 独 占	経済産 業大臣 [認定 電気工 事資格 者認定 証の交 付]	なし	75,000	5,175	他資格(第1 種電気工事 士合格者又 は第2種電 気工事士等 かつ実務経 験又は講習)	—	—	—	—	—	—	—	—	
225	経済産業省	経33	充てん作業 者 [平成9年 度]	液化石 油ガスの保 安の確保及 び取引の適 正化に関する 法律(昭和42 年法律第149 号)	充てん作 業者	業 務 独 占	充てん 作業 者指 定施設 [養成 施設を 修了]	5(初 回のみ3 年間)	不詳	不詳	①養成施設 ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				資格者認定講習 [昭和63年度]	(財)電気 工事技術 講習セン ター	推薦等	資格付与	他資格 (電気工 事士)	51 [47]	13,000 ～ 15,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 697 (支出) 3,923									
				認定電気工 事従事者認 定講習 [昭和63年 度]	(財)電気 工事技術 講習セン ター	推薦等	資格付与	他資格 (第二種 電気工 事士)	4,184 [3,985]	12,500	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 5,230 (支出) 4,373									
充てん作業 者養成施設 [企業等・ 10]	委託等	不詳 [163]	学校等により異なる。	充てん作業 者 [平成9年 度]	高圧ガス 保安協会	委託等	資格付与	なし	846 [1,480]	10,200 ～ 24,600	講習機 関が独 自で決 定	810 (収入) 810 (支出) 100,137									再講習
				充てん作業 者(再講習) [平成9年 度]	高圧ガス 保安協会	委託等	義務	—	1524 [1,524]	7,200	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 1,100 (支出) 100,137									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
226	経済産業省	経34	中小企業診断士 [平成12年度]	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)	一	名称独占等 経済産業大臣 [中小企業診断士登録証の交付]	5	19,100 (平成22年7月現在)	1,051	①試験+講習+登録 ②試験+実務経験+登録	中小企業診断士試験 [平成12年度]	(社)中小企業診断協会	委託等	○第1次試験：筆記試験  ○第2次試験：筆記試験・口述試験	なし	○第1次 15,056 [3,629]  ○第2次 5,331 [951]	32,300	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第45条	○第1次(収入)290,721(支出)258,822  ○第2次(収入)100,634(支出)100,634
227	経済産業省	経35	核燃料取扱主任者 [昭和41年度]	核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和40年総理府令第37号)	一	業務独占 経済産業大臣 [免状の交付]	なし	1,019	17	試験	核燃料取扱主任者試験 [昭和41年度]	経済産業大臣	直轄	筆記試験	なし	92 [17]	47,700	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条	(収入)439(支出)103
228	経済産業省	経36	原子炉主任技術者※ [昭和32年度] <文部科学省(34)と共管>	核燃料物質、核燃料及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)	一	必置 文部科学大臣及び経済産業大臣 [免状の交付]	なし	1,313	22	①試験 ②認定	原子炉主任技術者試験 [昭和32年度]	文部科学大臣及び経済産業大臣	直轄	筆記試験・口答試験	○筆記試験：なし ○口頭試験：①実務経験②講習	(筆記)117 (口頭)45 [22]	52,100	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条	(収入)610(支出)251
229	国土交通省	国01	油濁防止管理者 [昭和45年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)	一	必置 地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖繩総合事務局長 [選任]	なし	不詳	19	①他資格(海技免許)+承認+実務経験+選任 ②その他(船舶職員)+承認+実務経験+選任 ③他資格(海技免許)+承認+講習+選任 ④その他(船舶職員)+承認+講習+選任									

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許税] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
				・養成課程 [平成17年 度] ・登録養成 課程 [平成17年 度]	養成課程 ：(独)中 小企業基 盤整備機 構 登録養成 課程：学 校法人法 政大学、 学校法人 梅村学 園、公益 財団法人 日本生産 性本部、 (株)日 本マンパ ワー、学 校法人栗 本学園 (社)中 部産業連 盟、学校 法人東海 学園、学 校法人東 洋大学、 学校法人 千葉学 園、兵庫 県立大 学、学校 法人城西 大学	推薦等	2次試験 免除	1次試験 合格者	257 [254]	1,500,000 ～ 3,460,000	各機関 が独自 で決定	不詳	中小企業 診断士登 録簿 [不詳]	経済産業 大臣	直轄	1,051	0 [-]		0	実務 経験+再 講習
				・理論政策 研修 [平成12年 度] ・理論政策 更新研修 [平成12年 度]	理論政策 研修： (独)中 小企業基 盤整備機 構、 理論政策 更新研 修：(社) 中小企業 診断協 会、(株) 実践ク オリティ システム ズ、(株) 経営教育 総合研 究所、(株) あきない 総合研 究所	推薦等	更新要 件の1 つ		15,127 [15,127]	5,000 ～ 6,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 8,465 (支出) 9,237 【(社)中 小企業診 断協会】								
				油濁防止管 理者を養成 とする講習 として国土 交通大臣が 定める講習 [昭和45年 度]	国土交通 大臣	直轄	資格 取得 要件 の充 足	なし	29 [26]	0		0								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
230	国土交通省	国02	有害液体汚染防止管理者 [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)	—	業務独占 地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖繩総合事務局長 [選任]	なし	不詳	0	①他資格(海技免許)+承認+実務経験 ②その他(船舶職員)+承認+実務経験 ③他資格(海技免許)+承認+講習 ④その他(船舶職員)+承認+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
231	国土交通省	国03	溶接工 [平成10年度]	船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)	溶接母材や溶接姿勢等に応じて区別	業務独占 地方運輸局長等 [合格証明書の交付]	3	653	183	試験	溶接技りょう試験 [平成10年度]	地方運輸局長等	直轄	実技試験	不詳	183 [183]	2,950	船舶構造規則第8条	不詳	
232	国土交通省	国04	水先人 [昭和24年度]	水先法(昭和24年法律第121号)	・一級水先人 ・二級水先人 ・三級水先人	業務独占 国土交通大臣 [水先人名簿への登録]	5	676	34	①講習 ②試験	水先人試験 [昭和24年度]	国土交通大臣	直轄	身体検査・筆記試験・口述試験	なし	44 [34]	21,600	水先法施行規則第25条第1項	(収入)83 (支出)不詳	
233	国土交通省	国05	船舶料理士 [昭和50年度]	船舶法(昭和22年法律第100号)	—	必置 国土交通大臣 [船舶料理士資格証明書の交付]	なし	不詳	151	①年齢+実務経験+承認+試験 ②年齢+実務経験+承認+学歴 ③年齢+実務経験+他資格(調理師等)等	船舶料理士試験 [昭和50年度]	(財)日本船員福利雇用促進センター、船員災害防止協会	委託等	筆記試験・実技試験	年齢+実務経験	88 [79]	45,600 ～ 75,000	試験機関が独自で決定	(収入)638 (支出)456	
234	国土交通省	国06	救命艇手 [昭和8年度]	船舶法(昭和22年法律第100号)	・救命艇手 ・限定救命艇手	必置 地方運輸局長 [救命艇手(限定救命艇手)適任証書の交付]	なし	不詳	330	○救命艇手：①年齢+実務経験、②年齢+実務経験+試験、③年齢+他資格(海技免許)、④年齢+学歴、⑤年齢+認定 ○限定救命艇手：①年齢+実務経験+試験、②年齢+実務経験+他資格 ○海技免許 ③年齢+実務経験+学歴 ④年齢+実務経験+講習 ⑤年齢+実務経験+認定	救命艇手試験 [不詳]	国土交通大臣	直轄	筆記試験・実技試験・口述試験(外国人船員対象)	年齢+実務経験	19 [11]	5,000	船舶法関係手数料令第6項	(収入)6 (支出)10	
235	国土交通省	国07	衛生管理者 [昭和37年度]	船舶法(昭和22年法律第100号)	—	必置 地方運輸局長 [衛生管理者適任証書の交付]	なし	不詳	640	①試験 ②他資格(医師等) ③他資格(衛生管理者)+実務経験 ④講習 ⑤認定	衛生管理者試験 [昭和37年度]	国土交通省本省、地方運輸局	直轄	筆記試験・実技試験	年齢	5 [4]	5,400	船舶法関係手数料令第3項	(収入)32,400 (支出)不詳	

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
-	-	-	-	・登録消防講習 [平成16年度] ・登録学科講習 [平成16年度]	(独)海上災害防止センター	委託等	資格取得要件の一部	なし	50 [50]	115,000	講習機関が自分で決定	(収入) 575 (支出) 700	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	水先人養成課程 [平成19年度]	国立大学法人神戸大学、(独)海技教育機構、国立大学法人東京海洋大学	推薦等	資格取得要件	なし	不詳	不詳	講習機関が自分で決定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	再講習
-	-	-	-	登録水先免許更新講習 [平成19年度]	国立大学法人神戸大学、(独)海技教育機構、国立大学法人東京海洋大学	推薦等	更新要件	-	不詳	不詳	講習機関が自分で決定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	限定救命艇手登録講習 [平成16年度]	(独)海技教育機構	推薦等	資格付与	なし	限定救命艇手 38 [38]	10,000	講習機関が自分で決定	(収入) 38 (支出) 8	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	衛生管理者登録講習 [平成16年度]	船員災害防止協会	推薦等	試験免除	なし	81 [80]	100,000 ～ 115,000	講習機関が自分で決定	(収入) 591 (支出) 447	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験										
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)		
236	国土交通省	国08	主任技術者 [昭和41年 度]	小型船舶 法(昭和 41年法律 第119号)	—	必置	事業者 [選任]	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験 ②学歴+実 務経験+講 習 ③実務経験 +講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
237	国土交通省	国09	海技士(航海) [昭和26年 度]	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法(昭和 26年法律 第149号)	・一級海 技士(航海) ・二級海 技士(航海) ・三級海 技士(航海) ・四級海 技士(航海) ・五級海 技士(航海) ・六級海 技士(航海)	業務独 占	国土交通大臣 [海技 士免許 原簿へ の登録]	5	185,093	1,719	①試験 ②講習	海技士(航海)国家試験 [昭和26年 度]	国土交通 大臣	直轄	身体検査・筆 記試験・口 述試験	実務経験	5,610 [1,741]	3,270 ～ 15,570	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法施行規則 第143条	(収入) 3,314 (支出) 不詳		
238	国土交通省	国10	海技士(機関) [昭和26年 度]	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法(昭和 26年法律 第149号)	・一級海 技士(機関) ・二級海 技士(機関) ・三級海 技士(機関) ・四級海 技士(機関) ・五級海 技士(機関) ・六級海 技士(機関)	業務独 占	国土交通大臣 [海技 士免許 原簿へ の登録]	5	169,166	1162	①試験 ②講習	海技士(機関)国家試験 [昭和26年 度]	国土交通 大臣	直轄	身体検査・筆 記試験・口 述試験	実務経験	3,708 [1,143]	3,270 ～ 15,570	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法施行規則 第143条	(収入) 2,191 (支出) 不詳		

養成施設			講習							登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)	
—	—	—	登録講習 [平成16年 度]	(社)日本 中小小型 造船工業 会	推薦等	学歴・実 務経 験の 短縮	なし	98 [50]	80,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 579 (支出) 649	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	海技免許講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格取 得要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経 験 等
—	—	—	海技免状更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新 要件	—	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経 験 等
—	—	—	海技免許講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格取 得要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経 験 等
—	—	—	海技免状更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新 要件	—	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経 験 等

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
239	国土交通省	国11	海技士(通信) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)	・一級海技士(通信) ・二級海技士(通信) ・三級海技士(通信)	業務独占	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	5	17,706	9	①試験 ②講習	海技士(通信)国家試験 [昭和26年度]	国土交通大臣	直轄	筆記試験・身体検査	実務経験+他資格(無線従事者)	13 [10]	3,570 ～ 5,870	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第143条	(収入) 5 (支出) 不詳
240	国土交通省	国12	海技士(電子通信) [平成3年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)	・一級海技士(電子通信) ・二級海技士(電子通信) ・三級海技士(電子通信) ・四級海技士(電子通信)	業務独占	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	5	4,735	559	①試験 ②講習	海技士(電子通信)国家試験 [平成3年度]	国土交通大臣	直轄	筆記試験・身体検査	実務経験+他資格(無線従事者)	753 [605]	3,570 ～ 5,870	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第143条	(収入) 764 (支出) 不詳
241	国土交通省	国13	小型船舶操縦士 [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)	・一級小型船舶操縦士 ・二級小型船舶操縦士 ・特殊小型船舶操縦士	業務独占	国土交通大臣 [小型船舶操縦士免許原簿への登録]	5	3,196,814	52,845	試験	小型船舶操縦士国家試験 [昭和48年度]	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	委託等	筆記試験・身体検査・実技試験	年齢	33,168 [27,292]	20,100 ～ 27,700	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第144条	(収入) 65,869 (支出) 62,169
242	国土交通省	国14	耐空検査員 [昭和29年度]	航空法(昭和27年法律第231号)	—	業務独占	国土交通大臣 [耐空検査員の証の交付]	なし	34	0	①年齢+その他(技能証明) ②年齢+認定 ③実務経験 ③講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 推薦等	講習の位置付け 資格取得要件	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
			海技免許講習 [昭和58年度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格取得 要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳								実務 経験 等
			海技免許更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新要 件		不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳								
			海技免許講習 [平成3年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格取得 要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳								実務 経験 等
			海技免許更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新要 件		不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳								
			操縦免許証 更新講習 [昭和58年 度]	宇城市立 九州海技 学院、 (有)マ リンテク ノ東京	推薦等	不詳		不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳								実務 経験 等
			耐空検査員 の認定に係 る講習 [平成9年 度]	国土交通 大臣	直轄	資格取得 要件の一 部	①年齢 ②他資 格 ③実務 経験	0 [0]	0		(収入) 0 (支出) 0								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験										
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実 技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)		
243	国土交通省	国15	航空従事者 [昭和27年 度]	航空法 (昭和27 年法律 第231 号)	・定期運 送用操縦 士 ・事業用 操縦士 ・自家用 操縦士 ・一等航 空士 ・二等航 空士 ・航空機 関士 ・航空通 信士 ・一等航 空整備士 ・二等航 空整備士 ・一等航 空運行整 備士 ・二等航 空運行整 備士 ・航空工 場整備士 ・航空英 語能力証 明 ・計器飛 行証明 ・操縦教 育証明 ・運行管 理者	業務独 占	国土交 通大臣 [航空 従事者 技能証 明書の 交付]	航空英 語能 力証 明: レベ ルに より 3 年、 6年 又は 無限 その 他: なし	105,747	5,189	①年齢+実 務経験+試 験 ②年齢+実 務経験+試 験+その他 (技能証明) ※英語能力 証明、操縦 教育証明、 計器飛行証 明のみ	航空従事者 技能証明等 試験 [不詳]	国土交通 大臣	直轄	筆記試 験・実 技試験	①年齢+実務 経験 ②養成施設	6,392 [3,338]	(学科) 5,600 ～ 22,600 (実地) 22,800 ～ 67,400	航空法 関係手 続料令 第3条	(収入) 9,296 (支出) 4,166	
244	国土交通省	国16	運航管理者 (海上旅客) [昭和46年 度] (海上貨物) [平成16年 度]	海上運 送法(昭 和24年 法律第 187号) 内航海 運業法 (昭和27 年法律 第151 号)	—	必 置	地方運 輸局長 (一 部、国 土交通 大臣) [選任]	なし	不詳	700	○運航管理 者(一般旅 客):①年齢 +実務経 験、②年齢 +その他(船 長として乗 り組む資 格)、③年齢 +認定 ○運航管理 者(対外旅 客):①年齢 +実務経 験、②年齢 +認定 ○運航管理 者(人の運送 をする内航 貨物):①年 齢+実務経 験、②年齢 +その他(船 長として乗 り組む資 格)、③年齢 +認定 ○運航管理 者(人の運送 をする外 航):①年齢 +実務経 験、②年齢 +認定 ○運航管理 者(内航海 運):①年齢 +実務経 験、②年齢 +認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
245	国土交通省	国17	安全統括管 理者(海上) [平成18年 度]	海上運 送法(昭 和24年 法律第 187号) 内航海 運業法 (昭和27 年法律 第151 号)	—	必 置	地方運 輸局長 (一 部、国 土交通 大臣) [選任]	なし	不詳	677	○海上運送 法 ①実務経験 ②認定 ○内航海運 業法 ①実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習									登録					更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
指定航空従事等養成施設 [航空運送事業者、航空機使用事業者、専門学校等、23]	委託等	2,495 [2,332]	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	航空従事者技能証明(英語能力証明)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有 効 期 間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総 数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試 験 内 容 (筆記・ 実技等)	受 験 資 格	受 験 者 数 [合格者数]	受 験 料 (単価)	設 定 根 拠	受 験 料 収 支 (万円)	
246	国 土 交 通 省	国 18	動力車操縦者 [昭和31年 度]	動力車操縦者 運転免許に 関する省令 (昭和31年 運輸省令 第43号)	・甲種蒸 気機関車 運転免許 ・甲種電 気車運転 免許 ・甲種内 燃車運転 免許 ・新幹線 電気車運 転免許 ・第一種 磁気誘導 式電気運 転免許 ・第二種 磁気誘導 式電気車 運転免許 ・第一種 磁気誘導 式内燃車 運転免許 ・第二種 磁気誘導 式内燃車 運転免許 ・乙種蒸 気機関車 運転免許 ・乙種電 気車運転 免許 ・乙種内 燃車運転 免許 ・無軌条 電車運転 免許	業務独 占	地方運 輸局長 [運転証 の交付]	なし	170,650	4,097	試験	動力車操縦 者試験 [昭和31年 度]	地方運輸 局長	直轄	身体検 査・適 性検 査、筆 記試 験・技 能試験	①年齢 ②その他	不詳	22,100	動力車 操縦者 運転免 許に 関する 省令 22条	不詳	
247	国 土 交 通 省	国 19	海事代理士 [昭和25年 度]	海事代 理士法 (昭和26 年法律 第32号)	—	業務独 占	国土交 通大臣 [不詳]	なし	3,728	132	①試験+登 録 ②認定+登 録	海事代理士 試験 [昭和25年 度]	国土交通 大臣	直轄	筆記試 験・口 述試験	なし	319 [132]	6,800	海事代 理士法 関係 手数料 第1項	(収入) 282 (支出) 202	
248	国 土 交 通 省	国 20	海事補佐人 [昭和22年 度]	海難審 判法(昭 和22年 法律第 135号)	—	業務独 占	海難審 判所長 [海事 補佐人 として 登録す る者を 官報公 示し、 海事補 佐人登 録簿へ の登録]	なし	1,212	25	登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
249	国 土 交 通 省	国 21	旅行業務取 扱管理者 [昭和47年 度]	旅行業 法(昭和 27年法 律第239 号)	・総合 ・国内	必 置	観光庁 長官 [合格 証の交 付]	なし	292,563	9,833	試験	・総合旅行 業務取扱 管理者試 験 [昭和47年 度] ・国内旅行 業務取扱 管理者試 験 [昭和47年 度]	○総合： (社)日本 旅行業協 会 ○国内： (社)全国 旅行業協 会	委託等	筆記試 験	なし	○総合： 12,664 [3,229] ○国内： 16,470 [6,604]	○総合 6,500 ○国内 5,800	旅行業 法施行 令第4 条	○総合 (収入) 9,994 (支出) 10,535 ○国内 (収入) 10,842 (支出) 11,957	
250	国 土 交 通 省	国 22	旅程管理者 のうち主任 [昭和57年 度]	旅行業 法(昭和 27年法 律第239 号)	—	必 置	企画旅 行を 実施 する 旅行 業者 [主任 者証を 発行]	なし	不詳	不詳	講習+実務 経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
動力車操縦 車養成所 〔鉄道事業者等・37〕	委託等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	海事代理 士名簿 〔昭和25 年度〕	国土交通 大臣	直轄	78	0 〔30,000〕	—	(収入) 8 (支出) 8	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	海事補佐 人登録簿 〔昭和22 年度〕	海難審判 所長	直轄	25	0 〔30,000〕	—	(収入) 0 (支出) 1	
—	—	—	—	・総合旅行 業務取扱管 理者研修 〔昭和47年 度〕 ・国内旅行 業務取扱管 理者研修 〔昭和47年 度〕	○総合 (社)日本 旅行業協 会 ○国内 (社)全国 旅行業協 会	推薦等 ○国内 試験科目 の一部免 除 ○国内 試験科目 の一部免 除	○総合 ：実務 経験 ○国内 ：実務 経験	○総合： 2,201 〔998〕 ○国内： 411 〔285〕	○総合 31,500 ～ 37,800 ○国内 24,500 ～ 32,000	講習機 関が独 自で決 定	○総合： (収入) 7,441 (支出) 7,314 ○国内： (収入) 1,135 (支出) 1,262	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	旅程管理 研修 〔昭和57年 度(平成17 年度)〕	(社)日本 旅行業協 会、(社) 全国旅行 業協会、 (社)全国 農協観光 協会、 (社)日本 添乗サー ビス協会	資格 取得 要件の 一部 推薦等	実務経 験	○総合旅 程管理 研修： 3,458 〔3,340〕 ○国内旅 程管理 研修： 5,675 〔5,552〕	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・口 述試験)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
251	国 土 交 通 省	国 23	通訳案内士 [昭和24年 度]	通訳案内士法 (昭和24 年法律 第210号)	—	業務独 占	都道府 県知事 [登録]	なし	13,530	1,029	試験	通訳案内士 試験 [昭和24年 度]	(独)国 際観光振 興機構	委託等	筆記試 験・口 述試験	なし	8,078 [1,225]	8,700	通訳案 内士法 施行規 則第6 条	(収入) 8,178 (支出) 10,657
252	国 土 交 通 省	国 24	地域伝統芸 能等通訳案 内業 [平成4年 度]	地域伝統芸 能等を活 用した行 事の実施 による観 光及び特 定地域商 工業の振 興に關す る法律(平 成4年法 律第88号)	—	業務独 占	国土交 通大臣 [認定証 の交付]	なし	不詳	不詳	認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
253	国 土 交 通 省	国 25	地域限定通 訳案内士 [平成9年 度]	外国人 観光客の 旅行の容 易化等の 促進によ る国際観 光の振興 に關する 法律(平 成9年法 律第91号)	—	業務独 占	都道府 県知事 [登録]	なし	157	93	試験	地域限定通 訳士試験 [平成19年 度]	都道府県 知事	直轄	筆記試 験・口 述試験	不詳	不詳	不詳	地方公 共団 体が 独自 で決 定	不詳
254	国 土 交 通 省	国 26	観光圏内限 定旅行業務 取扱管理者 [平成20年 度]	観光圏 の整備に よる観光 旅客の来 訪及び滞 在の促進 に關する 法律(平 成20年 法律第 39号)	—	必 置	国土交 通大臣 [修了証 明書を交 付]	5(原 則)	359	268	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
255	国 土 交 通 省	国 27	検数人 [昭和24年 度]	港湾運 送事業法 (昭和 26年法 律第 161)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	実務経験+ 講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
256	国 土 交 通 省	国 28	鑑定人 [昭和24年 度]	港湾運 送事業法 (昭和 26年法 律第 161)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	実務経験+ 講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
257	国 土 交 通 省	国 29	検量人 [昭和24年 度]	港湾運 送事業法 (昭和 26年法 律第 161)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	実務経験+ 講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
258	国 土 交 通 省	国 30	整備管理者 [昭和26年 度]	道路運 送車両法 (昭和 26年法 律第185 号)	—	必 置	地方運 輸局長 [届出]	なし	168,990	25,758	①実務経験 +講習 ②試験(自動 車整備士) ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修 [平成20年度]	国土交通大臣又は地方運輸局長	直轄	資格付与	実務経験	268 [268]	5,000	不詳	(収入) 0 (支出) 86									
				不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳									
				不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳									
				不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳									
				整備管理者選任前研修 [平成15年度]	地方運輸局長	直轄	資格取得要件の一部	なし	26,595 [26,595]	0		(収入) 0 (支出) 1,555									
				整備管理者選任後研修 [昭和26年度]	地方運輸局長	直轄	義務		47,134 [47,134]	0											

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実 技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
259	国 土 交 通 省	国 31	自動車整備士 [昭和24年 度]	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	・一級大型自動車整備士 ・一級小型自動車整備士 ・一級二輪自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級自動車シャシ整備士 ・二級二輪自動車整備士 ・三級自動車シャシ整備士 ・二級ガソリン・エンジン整備士 ・三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ・三級二輪自動車整備士 ・自動車電気装置整備士 ・自動車車体整備士	必 置	国土交通大臣 [合格証書の交付]	なし	2,999,964	39,814	①試験 ②養成施設+試験(一部)+申請 ③登録試験+申請 ④試験+他資格(職業訓練指導員)+申請 ⑤その他	自動車整備士技能検定 [昭和24年度]	国土交通大臣	直轄	学科試験・実技試験	○一級自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②養成施設 ○二級ガソリン、ジーゼル、二輪自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○二級自動車シャシ整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○二級自動車シャシ整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○二級自動車整備士 ①実務経験、②他資格(自動車タイヤ整備士等)、③養成施設、④その他(職業訓練)	39,885 [39,814]	7,200 (試験の全部免除者: 2,450)	道路運送車両法関係手数料令第1条	(収入) 9,819 (支出) 2,719
												自動車整備士技能登録 [平成15年度]	(社)日本自動車整備振興会 連合会	推薦等	学科試験・実技試験	○一級自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②養成施設 ○二級ガソリン、ジーゼル、二輪自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○二級自動車シャシ整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○三級自動車整備士 ①実務経験、②他資格(自動車タイヤ整備士等)、③養成施設、④その他(職業訓練)	48,985 [32,514]	一級学科 6,200 一級以外 学科 4,200 実技 12,000	登録試験機関が独自で決定	(収入) 15,264 (支出) 14,765
260	国 土 交 通 省	国 32	整備主任者 [平成10年 度]	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)	—	必 置	運輸監理部長又は運輸支局長 [選任を届出]	なし	219,306	29,785	試験(自動車整備士)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習									登録						更新方法		
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
自動車整備士の養成施設等 〔専門学校等・335〕	委託等	不明 〔28,186〕	不詳（統計資料がないため不明）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	整備主任者研修 〔平成10年度〕	運輸監理部長又は運輸支局長（社）東京都自動車整備振興会等	推薦等	義務	—	法令： 125,189 〔125,189〕  技術： 124,013 〔124,013〕	0	—	(収入) 0 (支出) 1,872	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
261	国土交通省	国33	登録運転者 [昭和45年 度]	タクシー業 務適正化特 別措置法(昭 和45年法律 第75号)	—	業務独 占	登録実 施機関 [「講 習修了 証」の 付与]	なし	261,745	26,251	①講習+登 録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
262	国土交通省	国34	運行管理者 (旅客自動 車) [平成13年 度]	道路運 送法(昭 和26年法 律第183号)	—	業務独 占	地方運 輸局長 [「運 行管理 者資格 証」の 交付]	なし	100,612	8,171	①実務経験 等 ②試験	運行管理 者試験(旅 客) [平成13年 度]	(財)運行 管理者試 験セン ター	委託等	筆記試 験	①実務経験 ②講習	14,070 [7,766]	6,000	旅客自 動車運 送事業 運輸規 則第67 条	(収入) 46,883 (支出) 39,191
263	国土交通省	国35	安全統括管 理者(旅客 自動車) [平成18年 度]	道路運 送法(昭 和26年法 律第183号)	—	必 置	地方運 輸局長 又は国 土交通 大臣 [選任 届の受 理]	なし	161	161	実務経験+ 選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
—	—	—	タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域内のタクシー運転者登録に当たっての講習 [平成20年度(講習の義務付け)]	(財)東京タクシーセンター、(財)大阪タクシーセンター等	委託等	資格付与	なし	24,859 [24,738]	1,500 ～ 15,000	講習機関が独自で決定	(収入)10,882 (支出)28,043  (13登録実施機関の合計)	タクシー運転者登録原簿 [昭和45年度]	(財)東京タクシーセンター、(財)大阪タクシーセンター等	委託等	26,251	500 ～ 5,000 [—]	登録機関が独自で決定	(収入)16,260 (支出)16,201  (13登録機関の合計)	—	
—	—	—	・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(基礎講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) ・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(一般講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) [平成13年度]	(独)自動車事故対策機構	委託等	○基礎講習：実務経験の代替 ○一般講習：資格要件の一部	なし	○基礎講習：41,020 [41,020] ○一般講習：95,907 [95,907]	○基礎講習：8,500 ○一般講習：3,000	講習機関が独自で決定	○基礎講習：(収入)34,867 (支出)20,642 ○一般講習：(収入)28,772 (支出)10,656	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
264	国土交通省	国36	運行管理者 (貨物自動車) [平成2年 度]	貨物自動車運 送事業法(平成 元年度法律第83 号)	—	業務独 占	地方運 輸局長 [「運 行管理 者証」 の交付]	なし	475,133	30,108	①実務経験 等 ②試験	運行管理者 試験(貨物) [平成2年 度]	(財)運行 管理者試 験セン ター	委託等	筆記試 験	①実務経験 ②講習	58,637 [29,665]	6,000	貨物自 動車運 送事業 輸送安 全規則 第48条	(収入) 46,883 (支出) 39,191
265	国土交通省	国37	安全統括管 理者(貨物 自動車) [平成18年 度]	貨物自動車運 送事業法(平成 元年度法律第83 号)	—	必 置	地方運 輸局長 又は国 土交通 大臣 [選任 届の受理]	なし	154	154	実務経験+ 選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
266	国土交通省	国38	索道技術管 理者 [昭和61年 度]	鉄道事 業法(昭 和61年 法律第 92号)	—	業 務独 占	— [※参 考(索 道技術 管理者 の選 任・解 任の届 出の義 務)]	なし	927	157	①実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
267	国土交通省	国39	安全統括管 理者(索道) [平成18年 度]	鉄道事 業法(昭 和61年 法律第 92号)	—	業 務独 占	— [※参 考(安 全統括 管理者 の選 任・解 任の届 出の義 務)]	なし	603	106	①実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
268	国土交通省	国40	安全統括管 理者(鉄道) [平成18年 度]	鉄道事 業法(昭 和61年 法律第 92号)	—	業 務独 占	— [※参 考(安 全統括 管理者 の選 任・解 任の届 出の義 務)]	なし	213	43	実務経験+ 選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
-	-	-	・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(基礎講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) ・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(一般講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) [平成2年度]	(独)自動車事故対策機構	委託等	○基礎講習：実務経験の代替 ○一般講習：格取得要件の一部	なし	○基礎講習：41,020 [41,020] ○一般講習：95,907 [95,907]	○基礎講習：8,500 ○一般講習：3,000	講習機関が独自で決定	○基礎講習：(収入)34,867 (支出)20,642 ○一般講習：(収入)28,772 (支出)10,656	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
269	国土交通省	国41	設計管理者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	国土交通大臣又は地方運輸局長 [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	171	61	①実務経験+試験(他資格) ②実務経験+他資格(第一種電気主任技術者) ③実務経験+認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
270	国土交通省	国42	竣工確認者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	— [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	2,304	511	①実務経験+認定 ②学歴+実務経験+認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
271	国土交通省	国43	竣工確認管理者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	— [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	185	60	実務経験+認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
272	国土交通省	国44	業務統括管理者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	— [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	62	21	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
273	国土交通省	国45	気象予報士 [平成6年 度]	気象業務法(昭和27年法律第165号)	—	必置	気象庁長官 [登録]	なし	7,526	449	試験+登録	気象予報士試験 [平成6年度]	(財)気象業務支援センター	委託等	筆記試験	なし	9,390 [446]	11,400	気象業務法施行規則第40条	(収入) 12,260 (支出) 12,658
274	国土交通省	国46	認定機長 [昭和27年 度]	航空法(昭和27年法律第231号)	—	業務独占	国土交通大臣又は地方航空局長 [認定通知書の交付]	1	3,823	420	その他(審査)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
275	国土交通省	国47	査察操縦士 [昭和46年 度]	航空法(昭和27年法律第231号)	—	業務独占	国土交通大臣又は地方航空局長 [認定通知書の交付]	1	191	48	その他(審査)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位 置付 け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数	登録料[登 録免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	法令等上の 名称はなし ※更新要件 とはなっ ていないが、 受講するよ う法令等に 義務付けら れている。 [平成11年 度]	国土交通 大臣	直轄	義務	—	175 [175]	0	—	(収入) 0 (支出) 不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	法令等上の 名称はなし ※更新要件 とはなっ ていないが、 受講するよ う法令等に 義務付けら れている。 [平成11年 度]	国土交通 大臣	直轄	義務	—	157 [157]	0	—	(収入) 0 (支出) 不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	法令等上の 名称はなし ※更新要件 とはなっ ていないが、 受講するよ う法令等に 義務付けら れている。 [平成11年 度]	国土交通 大臣	直轄	義務	—	不詳	0	—	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	気象予報 士名簿 [平成6 年度]	気象庁長 官	直轄	449	3,600 [—]	気象業 務法施 行規則 第40条	(収入) 162 (支出) 148	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	審査
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	審査

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
276	国土交通省	国48	不動産鑑定士 [昭和39年度]	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年号率第152号)	・不動産鑑定士 ・不動産鑑定士補	業務独占	国土交通大臣[登録、登録通知書を送付]	なし	9,003 (平成22年1月1日現在)	269	試験+その他(実務修習)+登録	不動産鑑定士試験 [昭和39年度]	国土交通省土地鑑定委員会	直轄	筆記試験	なし	(短答式) 2,835 [752]  (論文式) 1,230 [124]	13,000	不動産の鑑定評価に関する法律施行令第1条	(収入) 5,528 (支出) 4,704
277	国土交通省	国49	土木施工管理技士 [昭和44年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	1,890,924	13,472	試験	土木施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)全国建設研修センター	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 40,572 (実地) 37,948 [6,544]  ○2級: (学科) 5,662 (学科・実地) 32,972 (実地) 7,549 [6,928]	8,200 ～ 16,400	建設業法施行令第27条の10	(収入) 96,840 (支出) 111,677
278	国土交通省	国50	建設機械施工技士 [昭和35年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	167,019	3,365	試験	建設機械施工技術検定試験 [昭和63年度]	(社)日本建設機械化協会	委託等	筆記試験・実技試験	実務経験	○1級: (学科) 2,884 (実地) 631 [551]  ○2級: (学科) 4,564 (実地) 3,511 [2,814]	31,700 ～ 63,400	建設業法施行令第27条の10	(収入) 16,969 (支出) 18,244
279	国土交通省	国51	管工事施工管理技士 [昭和47年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級管工事施工管理技士 ・2級管工事施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	515,912	10,967	試験	管工事施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)全国建設研修センター	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 22,814 (実地) 8,147 [4,950] ○2級: (学科) 517 (学科・実地) 15,288 (実地) 2,694 [6,017]	8,500 ～ 17,000	建設業法施行令第27条の10	(収入) 40,676 (支出) 48,203
280	国土交通省	国52	造園施工管理技士 [昭和50年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級造園施工管理技士 ・2級造園施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	265,121	2,248	試験	造園施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)全国建設研修センター	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 6,746 (実地) 2,903 [694] ○2級: (学科) 777 (学科・実地) 5,050 (実地) 1,094 [1,554]	10,400 ～ 20,800	建設業法施行令第27条の10	(収入) 16,260 (支出) 25,042
281	国土交通省	国53	建築施工管理技士 [昭和58年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	601,312	13,807	試験	建築施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)建設振興基金	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 29,545 (実地) 19,287 [6,931] ○2級: (学科) 6,211 (学科・実地) 21,248 (実地) 6,035 [6,876]	9,400 ～ 18,800	建設業法施行令第27条の10	(収入) 71,206 (支出) 74,762

養成施設			講習								登録					更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数		登録料[登 録免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)
-	-	-	実務修習 [平成18年 度]	(社)日本 不動産鑑 定協会	推 薦等	資 格 取 得 要 件	試験	366 [212]	299,200  (ただ し、実務 経験を有 する者に ついては 減額、実 務修習実 施機関が 大学の場 合は別途 費用負担 がある。)	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 10,113 (支出) 8,882	不動産鑑 定士(補 )名簿 [昭和39 年度]	国土交通 大臣	直轄	○不動産 鑑定士： 268  ○不動産 鑑定士 補： 1	0 [不動産 鑑定士 60,000] [不動産 鑑定士補 30,000]	-	不詳	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
282	国 土 交 通 省	国 54	電気工事施 工管理技士 [昭和63年 度]	建設業法(昭和 24年法律第100 号)	・1級電 気工事施 工管理技 士 ・2級電 気工事施 工管理技 士	名称独 占等	国土交 通大臣 [合格 証明書 の交付]	なし	368,850	9,356	試験	電気工事施 工管理技術 検定試験 [昭和63年 度]	(財)建設 業振興基 金	委託等	筆記試 験	実務経験	○1級: (学科) 20,851 (実地) 8,371 [5,832] ○2級: (学科) 827 (学科 ・実地) 7,713 (実地) 1,352 [3,524]	11,800 ~ 23,600	建設業 法施行 令第27 条の10	(収入) 44,702 (支出) 49,194
283	国 土 交 通 省	国 55	解体工事施 工技士 [平成3年 度]	解体工事 に係る登 録等に 関する 省令(平 成13年 国土交 通省令 第92号)	—	名称独 占等	(社)全 国解体 工事業 団体連 合会 [登録 試験合 格証明 書の交付]	なし	14,348	833	試験	国土交通大 臣の登録 を受けた 試験 (解体工 事施工 技士試 験) [平成3年 度]	(社)全国 解体工 事業団 体連合 会	委託等	筆記試 験	実務経験	1,434 [833]	17,850	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 2,697 (支出) 2,164
284	国 土 交 通 省	国 56	浄化槽設備 士※ [昭和58年 度] <環境省 (309)と共 管>	浄化槽法(昭和 58年法律第43 号)	—	業務独 占	国土交 通大臣 [浄化 槽設備 士免状 の交付]	なし	82,364	900	①試験 ②講習	浄化槽設備 士試験 [昭和58年 度]	(財)浄化 槽設備士 センター	委託等	筆記試 験	実務経験	1,209 [344]	23,600	浄化槽 法施行 令第3 条第4 号	(収入) 2,853 (支出) 2,979
285	国 土 交 通 省	国 57	宅地建物取 引主任者 [昭和33年 度]	宅地建物 取引業法(昭 和27年 法律第 176号)	—	必 置	都道府 県知事 [宅地 建物取 引主任 者証の 交付]	5(主 任者 証)	472,940	32,980	①試験+実 務経験+登 録 ②実務経験 +講習+試 験+登録	宅地建物取 引主任者資 格試験 [昭和61年 度]	(財)不動 産公正取 引推進機 構	委託等	筆記試 験	なし	241,944 [34,918]	7,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	(収入) 169,360 (支出) 166,249

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				浄化槽設備 士講習 [昭和58年 度]	(財)浄化 槽設備士 センター	委託等	資格付与	他資格	588 [556]	91,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 5,343 (支出) 6,942									
				登録講習 [平成7年 度]	(財)不動 産流通近 代化セン ター他民 間企業1 1社	推薦等	試験目 の一部 免除	宅地建 物取引 業に従 事する 者	21,957 [19,932]	18,000 ～ 23,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳	宅地建物 取引主任 者資格登 録簿 [不詳]	都道府県 知事	直轄	25,021	37,000 [—]	地方公 共団 体が 独 自 に 決 定	不詳	再講 習	
				法定講習 [昭和55年 度]	(都道府県 又は都道 府県知事 の指定し た公益法 人)	委託等	交付(更 新含む) 要件	都道府 県知事 による 宅地建 物取引 主任者 の交付 (更新 も含 む)を 受けよ うとす る者 (宅地 建物取 引主任 者試験 を合格 した日 から1 年以内 に取引 主任者 の交付 を受け よう とする 者は除 く。)	不詳	不詳	平成15 年国土 交通省 告示第 83号	不詳									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
286	国土交通省	国58	測量士・測量士補 [昭和24年度]	測量法(昭和24年法律第188号)	—	業務独占	国土地理院長 [測量士(補)名簿に登録]	なし	(測量士) 222,652 (測量士補) 484,699	(測量士) 1,950 (測量士補) 5,000	①学歴+実務経験+登録 ②養成施設+実務経験+登録 ③他資格(測量士補)+養成施設+登録 ④試験+登録	測量士・測量士補試験 [不詳]	国土地理院長	直轄	筆記試験	なし	(測量士) 2,170 [181] (測量士補) 10,520 [2,704]	(測量士) 4,250 (測量士補) 2,850	測量法施行令第23条第1項	(収入) 5,099 (支出) 7,900
287	国土交通省	国59	管理業務主任者 [平成13年度]	マンシヨンの管理の適正化に関する法律(平成12年法律第149号)	—	必置	国土交通大臣 [管理業務主任者証の交付]	5	33,574	3,275	①試験+実務経験+登録 ②試験+講習+登録 ③試験+認定+登録	管理業務主任者試験 [平成13年度]	(社)高層住宅管理業協会	委託等	筆記試験	なし	21,113 [4,329]	8,900	マンシヨンの適正化の推進に関する法律施行令第7条	(収入) 22,189 (支出) 20,011
288	国土交通省	国60	安全担当者 [昭和39年度]	船員法(昭和22年法律第100号)	—	必置	船舶所有者 [選任]	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②実務経験+講習※特定の危険物を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者のみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
289	国土交通省	国61	衛生担当者 [昭和39年度]	船員法(昭和22年法律第100号)	—	必置	船舶所有者 [選任]	なし	不詳	不詳	①他資格(海技免許) ②その他(船舶職員)+承認 ③その他(船舶職員)+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
290	国土交通省	国62	危険物等取扱責任者 [平成8年度]	船員法(昭和22年法律第100号)	—	必置	・甲種(石油、液体化学薬品、液化ガス) ・乙種	5	不詳	1,333	○甲種 ①実務経験 ②講習 ○乙種 ①実務経験 ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
291	国土交通省	国63	自動車検査員 [昭和37年度]	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	—	業務独占	地方運輸局長 [届出の受理]	なし	84,968	6,662	①実務経験+教習 ②実務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—
292	国土交通省	国64	消火作業指揮者 [平成9年度]	船員法(昭和22年法律第100号)	—	必置	船舶所有者 [選任]	なし	不詳	不詳	①他資格(海技免許) ②その他(船舶職員)+承認 ③その他(船舶職員)+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
293	国土交通省	国65	倉庫管理主任者 [平成14年度]	倉庫業法(昭和31年法律第121号)	—	必置	規定なし	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②講習 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
測量に関する専門の養成施設〔専門学校等.20〕	推薦等	470 〔498〕	各養成施設の業務規程で設定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	測量士・測量士補名簿 〔不詳〕	国土地理院長	直轄	○測量士：1,950 ○測量士補：5,000	0 〔測量士：30,000 〔測量士補：15,000〕	—	(収入)0 (支出)5,482	—
—	—	—	—	登録実務講習〔平成13年度〕	(社)高層住宅管理業協会	推薦等	実務経験の代替	なし	2,562 〔2,562〕	22,050	講習機関が独自で決定	(収入)5,667 (支出)6,806	管理業務主任者登録簿 〔不詳〕	国土交通大臣	直轄	2,699	4,250 〔—〕	マンシンの適正化の推進に関する法律施行令第9条	(収入)1,147 (支出)891	再講習
—	—	—	—	登録講習〔平成13年度〕	(社)高層住宅管理業協会	推薦等	更新要件	—	2,104 〔2,104〕	9,450	講習機関が独自で決定	(収入)1,993 (支出)3,705	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	安全担当者講習〔平成16年度〕	(財)日本船舶福利雇用促進センター等	推薦等	資格付与	なし	不詳	不詳	不詳	(収入)不詳 (支出)不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	救命講習〔不詳〕	(独)水産大学校、山口県立水産高校、海上保安大学校、海上自衛隊第2術科学校等	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	危険物等取扱責任者消防・学科講習〔平成16年度〕	【消防講習】(独)海上災害防止センター等 【学科講習】(財)日本船舶福利雇用促進センター等	推薦等	受験資格取得要件	なし	90 〔90〕	【消防講習】120,000 【学科講習】47,000～67,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	①実務経験 ②再講習
—	—	—	—	自動車検査員教習〔昭和37年度〕	地方運輸局長	直轄	資格付与	他資格(整備主任者)+実務経験	10,780 〔6,662〕	0	—	(収入)0 (支出)1,348	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	自動車検査員研修〔昭和37年度〕	地方運輸局長	直轄	義務	—	84,968 〔84,968〕	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	消火講習〔不詳〕	(独)水産大学校、山口県立水産高校、海上保安大学校、海上自衛隊第2術科学校等	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	倉庫管理主任講習〔不詳〕	(社)日本倉庫協会等	推薦等	資格付与	なし	3,434 〔3,434〕	4,000～11,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
294	国土交通省	国66	設計者資格 (宅地造成 等規制法に 基づく) [昭和37年 度]	宅地造成 等規制法(昭 和36年 法律第 191号)	—	業務独占	規定なし	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験 ②実務経験 +講習 ③試験(他 資格) ④他資格(一 級建築士) ⑤認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
295	国土交通省	国67	設計者資格 (都市計画 法に基づ く) [昭和44年 度]	都市計 画法(昭 和43年 法律第 100号)	—	業務独占	規定なし	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験 ②試験(他 資格)+実 務経験 ③他資格(一 級建築士)+ 実務経験 ④実務経験 +講習 ⑤認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
296	国土交通省	国68	特殊建築物 等調査資格 者 [昭和45年 度]	建築基 準法(昭 和25年 法律第 201号)	—	名称独占等	(財)日本 建築防 災協会 [講習 修了証 明書の 交付]	なし	36,287	738	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
297	国土交通省	国69	昇降機検査 資格者 [昭和45年 度]	建築基 準法(昭 和25年 法律第 201号)	—	名称独占等	(財)日 本建 設備・ 昇降機 セン ター [講習 修了証 明書の 交付]	なし	31,168	567	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
298	国土交通省	国70	建築設備検 査資格者 [昭和45年 度]	建築基 準法(昭 和25年 法律第 201号)	—	名称独占等	(財)日 本建 設備・ 昇降機 セン ター [講習 修了証 明書の 交付]	なし	46,672	760	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
299	国土交通省	国71	管理主任技 術者(ダム) [昭和40年 度]	河川法 (昭和39 年法律 第167 号)	—	必置	ダム設 置者 [選任]	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験+選 任 ②学歴+実 務経験+試 験+選任 ③学歴+実 務経験+講 習+選任	ダム管理技 士試験 [平成16年 度]	(財)ダム 水源地環 境整備セ ンター	推薦等	筆記試験 ・実 技試験	実務経験	(学科) 68 (実技) 47 [44]	55,000	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 266 (支出) 649
300	国土交通省	国72	建築士 [昭和25年 度]	建築士 法(昭和 25年法 律第202 号)	—	業務独占	1級: 国土交 通大臣 2級: 木造; 都道府 県知事 [登 録、免 許証の 交付]	なし	(1級) 339,351 (2級) 721,239 (木造) 16,367	(1級) 5,202 (2級) 不詳 (木造) 不詳	試験+登録	建築士試験 [昭和58年 度]	(財)建築 技術教育 普及セン ター等	委託等	筆記試験 ・実 技試験	学歴+実務経 験	(1級) 46,942 [5,164] (2級) 不詳 (木造) 不詳	(1級) 19,700 (2級, 木造) 16,900	(1級) 建築士 法施行 令第4 条 (2級) 不詳 (木造) 不詳	(1級) (収入) 109,049 (支出) 98,110 (2級) 不詳 (木造) 不詳
301	国土交通省	国73	建築設備士 [昭和58年 度]	建築士 法(昭和 25年法 律第202 号)	—	名称独占等	国土交 通大臣 [登録]	なし	37,259	634	試験+登録	建築設備士 試験 [昭和60年 度]	(財)建築 技術教育 普及セン ター	推薦等	筆記試験 ・実 技試験	学歴+実務経 験	3,009 [634]	34,650	建築設 備士登 録試験 事務規 程にお いて登 録試験 事務機 関が独 自に決 定	(収入) 11,352 (支出) 9,755

養成施設			講習								登録					更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
			宅地造成技術講習 [平成17年度]	(財)全国建設研修センター	推薦等	資格取得要件の一部	なし	(学科) : 105 (実技) : 4 [90]	72,000	講習機関が独自で決定	(収入) 759 (支出) 791								
			宅地造成技術講習 [平成17年度]	(財)全国建設研修センター	推薦等	資格取得要件の一部	なし	(学科) : 105 (実技) : 4 [90]	72,000	講習機関が独自で決定	(収入) 759 (支出) 791								
			特殊建築物等調査資格者講習 [昭和45年度]	(財)日本建築防災協会	推薦等	資格付与	①学歴+実務経験 ②実務経験 ③他資格(防火対象物点検資格者)+実務経験	952 [738]	47,000	講習機関が独自で決定	(収入) 4,256 (支出) 4,369								
			昇降機検査資格者講習 [昭和45年度]	(財)日本建築設備・昇降機センター	推薦等	資格付与	①学歴+実務経験 ②実務経験	1,254 [566]	42,000	講習機関が独自で決定	(収入) 4,930 (支出) 5,003								
			建築設備検査資格者講習 [昭和45年度]	(財)日本建築設備・昇降機センター	推薦等	資格付与	①学歴+実務経験 ②実務経験 ③他資格(建築設備士) ④認定	974 [760]	48,000	講習機関が独自で決定	(収入) 4,445 (支出) 4,506								
			ダム管理主任技術者研修 [平成16年度]	(財)全国建設研修センター	推薦等	資格取得要件の一部	なし	(学科) : 103 (実技) : 102 [87]	180,000	講習機関が独自で決定	(収入) 1,855 (支出) 1,929								
												建築士登録名簿 [昭和26年度]	(1級) (社)日本建築士会連合会 (2級, 木造) 不詳	委託等 (1級) 5,202 (2級, 木造) 不詳	(1級) 19,200 [60,000] (2級, 木造) 各実施機関で異なる [18,000]	(1級) 建築士法施行令第3条 (2級, 木造) 地方公共団体が独自に決定	(1級) (収入) 21,126 (支出) 15,997 (2級, 木造) 不詳		
												建築設備士登録簿 [昭和60年度]	(社)建築設備技術者協会	推薦等	505	22,050 [—]	登録実施機関が独自で決定	(収入) 1,234 (支出) 898	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
302	国土交通省	国74	監理技術者資格者証の交付を受けている者 [昭和62年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	—	必置(現場専任の場合)	(財)建設業技術センター理事長 [監理技術者資格者証の交付]	5	677,083	40,390	その他(監理技術者)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
303	国土交通省	国75	士地区画整理士 [昭和58年度]	士地区画整理法(昭和29年法律第119号)	—	名称独占等	国土交通大臣 [合格証明書の交付]	なし	12,005	80	試験	士地区画整理士技術検定 [平成11年度]	(財)全国建設研修センター	委託等	筆記試験	①学歴+実務経験 ②認定 ③実務経験	275 [80]	18,000	士地区画整理士法施行令第62条の6	(収入)578 (支出)2,863	
304	国土交通省	国76	マンション管理士 [平成12年度]	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)	—	名称独占等	国土交通大臣 [登録証の交付]	なし	17,791	1,038	試験+登録	マンション管理士試験 [平成12年度]	(財)マンション管理センター	委託等	筆記試験	なし	19,120 [1,444]	9,400	マンションの管理の適正化の推進に関する法施行令第1条	(収入)20,619 (支出)18,274	
305	国土交通省	国77	補償業務管理者 [昭和59年度]	補償コンサルタント登録規程(昭和59年度建設省建設告示)	土地調査部門、土地評価部門、物件機械工作物部門、管業補償・事業損失部門、補償関連部門、総合補償部門	必置	国土交通大臣 [登録]	5	6,803	不詳	①実務経験 ②認定(社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理者の資格として各部門の登録を受けている者で、財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業務補償業務管理者認定研修」を修了した者。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
306	環境省	環01	狩猟免許 [大正7年度]	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)	・網猟 ・わな猟 ・第一種銃猟 ・第二種銃猟	業務独占	都道府県知事 [狩猟免許の交付]	3	185,227	不詳	試験+登録	狩猟免許試験 [不詳]	都道府県知事	直轄	適性試験・筆記試験・実技試験	①年齢 ②その他	6,753 [5,914]	5,200	地方公共団体が独自で決定	(収入)3,356 (支出)7,317	
307	環境省	環02	臭気測定業務従事者(臭気判定士) [平成8年度]	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)	—	業務独占	環境大臣 [免状の交付]	5	3,082	126	試験	臭気判定士試験 [平成8年度]	(社)におい・かおり環境協会	委託等	実技試験	年齢	609 [126]	18,000	悪臭防止法施行令第2条	(収入)1,218 (支出)1,265	
308	環境省	環03	環境カウンセラー [平成8年度]	環境カウンセラー登録制度実施規定(平成8年9月5日環境庁告示)	—	名称独占等	環境大臣 [登録証の交付]	3	4,599	120	その他(審査)+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
309	環境省	環04	浄化槽設備士※ [昭和58年度] <国土交通省(284)と共管>	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	—	業務独占	国土交通大臣 [浄化槽設備士免状の交付]	なし	82,364	900	①試験 ②講習	浄化槽設備士試験 [昭和58年度]	(財)浄化槽設備士センター	委託等	筆記試験	実務経験	1,209 [344]	23,600	浄化槽法施行令第3条	(収入)2,853 (支出)2,979	

養成施設			講習									登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 料免許税] (単価)	設定根拠		登録料 収支 (万円)	
			国土交通大臣の登録を受けた者が国土交通省令で定めるところにより行う講習 [平成12年度]	(財)マンシオン管理センター	推薦等	義務		1,540 [1,540]	16,000	講習機関が独自で決定	(収入) 2,486 (支出) 2,218	マンシオン管理士登録簿 [平成12年度]	(財)マンシオン管理センター	委託等	1,011	4,250 [9,000]	マンシオンの管理の適正化の推進に関する法律施行令第3条	(収入) 542 (支出) 1,132	—	
			環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図るための研修 [平成8年度]	北海道環境カウンセラー協会等	直轄	更新要件		959 [959]	0		(収入) 0 (支出) 696	環境カウンセラー登録簿 [平成8年度]	(財)日本環境協会	直轄	120	0 [—]	地方公共団体が独自に決定	(収入) 0 (支出) 不詳	①実務経験 ②再講習	
			浄化槽設備士講習 [昭和58年度]	(財)浄化槽設備士センター	委託等	資格付与	他資格	588 [556]	91,000	講習機関が独自で決定	(収入) 5,343 (支出) 6,942									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
310	環境省	環05	廃棄物処理施設技術管理者 [昭和46年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	—	必置	廃棄物処理施設の管理者 [任命又は指名]	なし	不詳	不詳	①認定(講習) ②学歴+実務経験 ③その他(環境衛生指導員)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311	環境省	環06	浄化槽管理士 [昭和60年度]	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	—	名称独占等	環境大臣 [免状の交付]	なし	70,476	1,694	①試験 ②講習	浄化槽管理士試験 [不詳]	(財)日本環境整備教育センター	委託等	筆記試験	なし	1,227 [279]	20,200	浄化槽法施行令第3条	(収入) 2,791 (支出) 3,289
312	環境省	環07	浄化槽技術管理者 [昭和60年度]	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	—	必置	不詳 [免状等資格を証明するものは付与されていない(法令に定めはない。)]	なし	13,483	不詳	①他資格(浄化槽管理士)+実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313	環境省	環08	浄化槽検査員 [昭和60年度]	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	—	必置	不詳 [免状等資格を証明するものは付与されていない(法令に定めはない。)]	なし	1,183	不詳	①講習 ②実務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314	環境省	環09	特別管理産業廃棄物管理責任者 [平成3年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	—	必置	なし [選任]	なし	不詳	不詳	①他資格(医師等) ②学歴+実務経験 ③認定(講習等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315	環境省	環10	技術管理者 [平成22年度]	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)	—	必置	環境大臣 [技術管理者証の交付]	5	—	—	①試験+実務経験 ②試験+認定	技術管理者試験 [平成22年度]	環境大臣	直轄	筆記試験	なし	6,400 (平成22年度末時点)	—	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する法令第22条第1項第5号	—
316	環境省	環11	公害防止主任管理者※ [昭和46年度] ＜経済産業省(214)と共管＞	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)	—	必置	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	なし	12,961	49	①試験 ②講習	公害防止管理者等国家試験 [昭和61年度]	(社)産業環境管理協会	委託等	筆記試験	なし	136 [39]	6,800	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第13条	不詳
317	環境省	環12	公害防止管理者※ [昭和46年度] ＜経済産業省(215)と共管＞	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)	—	必置	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付] ・大気関係係第1、2、3、4種 ・水質関係係第1、2、3、4種 ・騒音・振動関係 ・特定粉じん関係 ・一般粉じん関係 ・ダイオキシン類関係	なし	564,763	9,195	①試験 ②講習	公害防止管理者等国家試験 [昭和61年度]	(社)産業環境管理協会	委託等	筆記試験	なし	29,301 [6,407]	6,400 ～ 6,800	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第13条	不詳

養成施設			講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)	
—	—	—	廃棄物処理施設技術管理者講習 [一]	(財)日本環境衛生センター	推薦等	不詳	不詳	不詳	98,700 ～ 115,500	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	浄化槽管理士講習 [不詳]	(財)日本環境整備教育センター	委託等	資格付与	なし	1,542 [1,337]	129,700	講習機関が独自で決定	(収入) 20,109 (支出) 20,329	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	浄化槽検査員講習会 [不詳]	(財)日本環境整備教育センター	推薦等	—	①他資格(浄化槽管理士) ②学歴 ③学歴+実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	特別管理産業廃棄物管理責任者 [一]	(財)日本産業廃棄物処理振興センター	推薦等	—	不詳	20,651 [20,621]	12,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	再講習
—	—	—	公害防止管理者等資格認定講習 [昭和46年度]	(社)産業環境管理協会	推薦等	資格付与	—	12 [10]	35,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	公害防止管理者等資格認定講習 [昭和46年度]	(社)産業環境管理協会(社)日本砕石協会	推薦等	資格付与	①学歴 ②学歴+実務経験 ③実務経験	3,442 [2,788]	14,000 ～ 31,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 各府省の報告に基づき当省が取りまとめ作成したものである。
- 2 資格制度については、平成 22 年 7 月 1 日現在で設けられているものについて整理し、記載している。
- 3 「番号 1」欄は、全資格制度の通し番号を、「番号 2」欄は、資格制度を所管する府省ごとの通し番号を記載している。
- 5 「制度名 [創設年度]」欄の「創設年度」については、当該資格制度が創設された年度を記載している。
- 6 「根拠法令等」欄は、当該資格制度の根拠法令等を記載している。
- 7 「種類」欄は、当該資格制度において、第 1 種・第 2 種のようにその業務内容等に応じて資格が細分化されている場合に、その種類ごとの名称を記載している。
- 8 「性格」欄は、以下の区分に基づき記載している。
- ① 「業務独占」：その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの
  - ② 「必置」：「業務独占」資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの
  - ③ 「名称独占等」：「業務独占」及び「必置」資格以外のもので、その資格を有するものでなければ一定の名称を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証等するもの
- 9 「資格付与権者 [付与方法]」欄は、資格の付与を行う者を記載するとともに、その付与方法を記載している。
- 10 「有効期間 (年)」欄は、当該資格の有効期間 (年) を記載している。
- 11 「資格者数 (人)」欄の「総数」は、平成 21 年度末における当該資格者総数を記載し、「新規 (21 年度)」は、平成 21 年度に当該資格を取得した者の数を記載している。
- 12 「資格取得方法」欄は、当該資格を取得し、実際に業を開始するために必要な要件を記載している。
- 13 「実施形態」欄は、以下の区分に基づき記載している。
- ① 「直轄」：当該事業を国や都道府県が直接実施しているもの
  - ② 「委託等」：事務の内容等を法令等で定め、国又は都道府県が当該事務を国及び都道府県以外の特定の法人に制度的に行わせているもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
  - ③ 「推薦等」：法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
- 14 「受験者数 [合格者数]」、「入所者数 [修了者数]」、「受講者数 [修了者数]」及び「登録者数」欄は、平成 21 年度における、それらの人数を記載している。
- 15 「受験料 (単価)」、「授業料等」、「受講料 (単価)」及び「登録料」欄は、平成 21 年度における、それらの額 (円) を記載している。
- 16 「設定根拠」欄は、受験料、受講料、登録料それぞれの根拠法令を記載している。
- 17 「受験料収支」、「受講料収支」及び「登録料収支」は、平成 21 年度における、試験等の収入及び支出を記載している。
- 18 「－」は該当がないものを示す。
- 19 「不詳」は所管府省において把握されていないなど、集計資料がないものを示す。